

由利本莊市地域防災計画

令和 6 年 4 月修正

由利本莊市防災会議

追録加除一覽表

追録の加除が終わりましたら、その追録号数、内容現在及び加除した日をこの表に記入し、押印してください。

[illegible]

目 次

第 1 編 総則	1
第 1 節 計画の目的	3
第 2 節 計画の構成等	6
第 3 節 計画の基本的考え方	7
第 4 節 防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	16
第 5 節 市の概況	22
第 6 節 一般災害の被害想定	27
第 7 節 地震被害想定	28
第 8 節 津波被害想定	42
第 9 節 積雪期における地震	55
第10節 防災に関する調査研究計画	57
第 2 編 一般災害対策編	58
第 1 章 災害予防計画	60
第 1 節 災害知識の普及計画	60
第 2 節 自主防災組織等の育成計画	68
第 3 節 防災訓練計画	71
第 4 節 災害情報の収集、伝達計画	76
第 5 節 通信・放送施設災害予防計画	80
第 6 節 水害予防計画	85
第 7 節 海岸保全、港湾、漁港施設災害予防計画	92
第 8 節 火災予防計画	94
第 9 節 危険物施設等災害予防計画	97
第10節 建築物等災害予防計画	104
第11節 土砂災害予防計画	106
第12節 公共公益施設災害予防計画	115
第13節 風害予防計画	120
第14節 雪害予防計画	123
第15節 農業災害予防対策	129
第16節 危険物等大量流出災害予防計画	130
第17節 文化財災害予防対策	131
第18節 特殊災害予防対策	133
第19節 廃棄物処理計画	136
第20節 避難計画	137

第21節	広域防災拠点整備計画	151
第22節	医療救護計画	153
第23節	要配慮者支援計画	160
第24節	災害ボランティア活動支援計画	165
第25節	広域応援体制の整備	168
第26節	企業防災促進計画	175
第27節	大規模停電対策計画	178
第28節	備蓄計画	180
第2章	災害応急対策計画	183
第1節	活動体制計画	183
第2節	気象予報等の発表及び伝達計画	216
第3節	災害情報の収集、伝達計画	228
第4節	孤立地区対策計画	249
第5節	通信運用計画	251
第6節	広報計画	255
第7節	避難計画	258
第8節	消防・救助活動計画	279
第9節	水防活動計画	286
第10節	災害警備計画	287
第11節	緊急輸送計画	290
第12節	給食、給水計画	301
第13節	生活必需品等供給計画	307
第14節	優先給油計画	311
第15節	医療救護計画	312
第16節	災害ボランティアの派遣・受入れ計画	321
第17節	公共施設等の応急対策計画	324
第18節	危険物施設等応急対策計画	334
第19節	危険物等運搬車両事故対策計画	339
第20節	防疫、保健衛生計画	342
第21節	動物の管理計画	346
第22節	廃棄物処理計画	348
第23節	遺体の捜索、処理・埋火葬計画	357
第24節	文教対策計画	363
第25節	住宅応急対策計画	368
第26節	海上災害応急対策計画	375
第27節	危険物等の大量流出に関する防除対策計画	380
第28節	在港船舶対策	384
第29節	航空機事故応急対策計画	386

第30節	原子力施設災害対策計画	389
第31節	災害救助法の適用計画	391

第3編 地震・津波対策編 397

第1章 災害予防計画 399

第1節	計画的な地震防災対策の推進	399
第2節	災害知識の普及計画	400
第3節	津波防災知識等普及計画	401
第4節	自主防災組織等の育成計画	402
第5節	防災訓練計画	402
第6節	災害情報の収集、伝達計画	403
第7節	通信・放送施設災害予防計画	404
第8節	水害予防計画	404
第9節	津波災害予防計画	405
第10節	火災予防計画	408
第11節	危険物施設等災害予防計画	409
第12節	建築物等災害予防計画	410
第13節	土砂災害予防計画	412
第14節	公共公益施設災害予防計画	413
第15節	農業災害予防対策	416
第16節	避難計画	416
第17節	津波避難体制整備計画	417
第18節	医療救護計画	418
第19節	積雪期の地震災害予防計画	419
第20節	文化財災害予防対策	421
第21節	要配慮者支援計画	422
第22節	災害ボランティア活動支援計画	422
第23節	広域応援体制の整備	422
第24節	備蓄計画	422
第25節	行政機能の維持・確保計画	423
第26節	企業防災促進計画	423

第2章 災害応急対策計画 424

第1節	活動体制計画	424
第2節	地震、津波情報等の発表及び伝達計画	425
第3節	災害情報の収集、伝達計画	433
第4節	通信運用計画	433
第5節	広報計画	433
第6節	避難計画	433

第7節	津波避難誘導計画	434
第8節	消防・救助活動計画	435
第9節	水防活動計画	435
第10節	災害警備計画	435
第11節	緊急輸送計画	435
第12節	給食、給水計画	435
第13節	生活必需品等供給計画	435
第14節	医療救護計画	435
第15節	災害ボランティアの派遣・受入れ計画	435
第16節	公共施設等の応急対策計画	435
第17節	危険物施設等応急対策計画	436
第18節	危険物等運搬車両事故対策計画	436
第19節	防疫、保健衛生計画	436
第20節	動物の管理計画	436
第21節	廃棄物処理計画	436
第22節	遺体の搜索、処理、埋火葬計画	436
第23節	文教対策計画	436
第24節	住宅応急対策計画	436
第25節	災害救助法の適用計画	436

第4編 火山災害対策編 437

第1章	火山防災と秋田県の活火山	439
第1節	火山防災の基本理念	439
第2節	秋田県の活火山	440
第2章	災害予防計画	445
第1節	計画の方針	445
第2節	火山防災協議会活動計画	446
第3節	防災訓練計画	448
第4節	防災情報の収集・伝達計画	449
第5節	入山規制計画	454
第6節	農林漁業災害予防計画	455
第7節	火山災害に関する調査研究及び監視観測の推進等	457
第3章	災害応急対策計画等	458
第1節	噴火警報等の伝達計画	458
第2節	鳥海山火山防災対策（概要）	460
第3節	避難計画	469
第4節	継続災害への対応	470
第5節	災害復旧計画	473

第5編 災害復旧計画 474

第1節	公共施設災害復旧・復興計画	475
第2節	農林漁業経営安定計画	479
第3節	被災中小企業の振興等経済復興支援	480
第4節	被災者の生活支援計画	481
第5節	救援物資、義援金の受入れ及び配分に関する計画	492
第6節	財政負担に関する計画	494
第7節	激甚災害の指定に関する計画	496

第 1 編 総則

第1節 計画の目的

1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、由利本荘市防災会議が作成する計画であって、市の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関して、市、県、防災関係機関、市民及び事業所が行うべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、市民が持つ全機能を有効に発揮して、由利本荘市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるものとする。

2 計画の性格

（1）この計画は、国の防災基本計画や県の地域防災計画に基づき、市の地域における防災対策に関して、総合的かつ基本的性格を有するものである。従って、他の計画等で定める防災に関する部分は、この計画と矛盾し又は抵触するものであってはならない。

また、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画に抵触するものではない。

（2）この計画は、市が実施責任を有するものである。

また、市は、平時から防災に関する研究・訓練等を行うなど、この計画の習熟に努めるとともに、市民に対して周知を図り、効果的な運用ができるように努めるものとする。

（3）この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定に基づく由利本荘市国土強靱化地域計画（R2.8月策定）を指針とするものである。

3 計画の用語

この計画における用語の意義は、次のとおりとする。

災害対策基本法	災害対策の基礎的施策を定めた法律	昭和36年法律第223号
災害救助法	被災者に対する応急的・一時的な救助を定めた法律で、知事が行い市長はこれを補助する。	昭和22年法律第118号
激甚災害法	激甚災害に対処するための財政支援等に関する法律	昭和37年法律第150号
市	由利本荘市	
県	秋田県	

指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関	災害対策基本法第2条第4号から第6号の規定によるそれぞれの機関	

秋田県地域防災計画	秋田県が作成する地域防災計画	
市 地 域 防 災 計 画	由利本荘市が作成する地域防災計画	
防 災 業 務 計 画	指定行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長が防災基本計画又は県地域防災計画に基づき作成する防災に関する計画	

4 計画の対象となる災害

この計画は、次の災害対策について定めたもので、「国民保護」、「石油コンビナート」災害等については、それぞれの計画に定める。

自 然 災 害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、火山噴火その他異常な自然現象
事 故 災 害	大規模火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・薬液等有害物の大量流出、海上災害、航空災害、陸上交通災害（鉄道・自動車事故等）、産業災害その他の大規模な人為的な事故

5 計画の推進

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、国土強靱化の観点も踏まえながら、ハード・ソフトを組み合わせた一体的な災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定することにより、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

市、県及び防災関係機関等は、平時から災害に対する予防対策として、災害による人的・経済的被害を軽減するための備えを一層充実させるため、主要交通や通信機能の強化、市街地開発事業などにより、また、市は、立地適正化計画において誘導区域にハザードエリアが残存する場合は、防災・減災対策等に係る防災指針を位置付けることで、災害に強いまちづくりの形成を図る。併せて、市及び県は、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」や「グリーンインフラ」の取組を推進する。加えて、市、県及び防災関係機関等は、住宅、教育・医療等の公共施設構造物・施設、ライフライン機能の安全性の確保を図るとともに、関係機関が連携した実践的な訓練や、過去の災害対応の教訓の共有を図るなどした計画的かつ継続的な研修を実施するほか、大規模地震後の水害などの複合災害を念頭に置いた事前防災の取組を推進する。さらに、災害時の応急・復旧対策を適切に運用するため、実効性の確保に留意した、関係機関相互の連携協力体制の整備に努めるとともに、被災者支援対策として、高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要配慮者（以下、「要配慮者」という。）や女性、並びに男女共同参画の視点から捉えた避難所の運営など、多くの住民が参加できるこれら諸対策に関する実践的な防災訓練の実施と防災思想の普及・啓発に努める。また、速やかな応急・復旧対策のため、委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者や建設業団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく

など協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

併せて、市及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動など、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

また、男女双方の視点や、高齢者、障がい者などに配慮した防災を進めるため、防災会議委員への任命など防災に関する政策・方針決定過程及び現場での男女共同参画を推進するほか、地域を構成する多様な主体の参画を拡大し、各種防災対策の充実に努める。加えて、新型コロナウイルス感染症を含む感染症を踏まえた防災対策と、効果的・効率的な防災対策を行うための災害対応業務のデジタル化の推進に努めるものとする。

第2節 計画の構成等

1 計画の構成

本計画は、由利本荘市において想定される一般災害及び事故災害、地震災害、津波災害、火山災害等に対して由利本荘市が処理すべき事務又は業務に関し、地域内の関係機関の協力業務を含めて定めるものであり、第1編総則、第2編一般災害対策編、第3編地震・津波対策編、第4編火山災害対策編、第5編災害復旧計画、資料編から構成される。

第1編 総則	本計画の目的、防災関係機関の責務の大綱等、由利本荘市が行う一般災害及び事故災害等の対策に関する計画の方針について定める。
第2編 一般災害対策編 第3編 地震・津波 対策編	各編それぞれについて、以下のとおり構成される。 第1章 災害予防計画 ：確実に適切な災害予防の活動計画 災害の発生を未然に防止し、また、災害が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるための基本的な措置等について定める。 第2章 災害応急対策計画 ：迅速で淀みのない災害応急対策の活動計画 災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、これを防ぎよし、又は応急的対応を行うなど、災害の拡大を防止するための応急的に実施する対策の基本的な措置等について定める。
第4編 火山災害対策編	火山防災と秋田県の活火山、災害予防計画、災害応急対策計画等について定める。
第5編 災害復旧計画	災害の復旧にあたっての各種援護措置及び公共施設復旧の実施にあたっての基本方針について定める。

2 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき市及び各関係機関が毎年検討を加え、必要があると認めるときは、防災会議の承認を得て修正する。

ただし、軽易な事項等は会長が修正し、防災会議に報告するものとする。

なお、修正したときは、知事に報告をする。

また、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」を防災会議委員に加えるなど、計画策定における多様な主体の参画に努めるものとする。

3 計画の習熟

市は、市職員、関係機関職員、自主防災組織に対する実践的な教育・訓練を通じて、災害時の役割分担等の計画内容の習熟に努めるとともに、この計画に基づく各々の防災活動業務実施のためのマニュアルを作成し、それぞれの災害対応能力の向上を図る。また、市民への周知を図るため、広報・啓発活動に努める。さらに、市民への広報・啓発活動においては、本市は広大な市域を持つことから、各地域の特性や実情を反映したものとしなければならない。

第3節 計画の基本的考え方

1 計画の理念

近年の災害は、より大規模で激甚化する傾向にあり、政府をはじめ、全国の自治体で災害想定が多様化や被害レベルの引き上げをし、新たな対策を講じる動きが高まっている。

こうした状況を受け、由利本荘市地域防災計画は、災害対策基本法の一部改正と、この法改正を受けて修正された国の防災基本計画や、令和5年4月に修正された秋田県地域防災計画との整合を図りながら、発生が想定される様々な災害に対応するため、必要な事項の修正を行うものとする。

由利本荘市の市域は、山間部から海岸域まで広大な面積を有し、様々な地域特性を持っている。そのため、想定される災害の種類も多く、きめ細やかな対策が必要となる。

本計画は、こうした状況を受けて、一般市民はもとより、当然高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮が必要な方（以下、「要配慮者」という。）も公平・平等に安全な暮らしを確保する指標とするべく、以下に示す目的と4つの基本理念を設定する。

□ 計画の目的

市民の生命・財産の等しい安全確保

□ 計画の理念

- 1 災害に負けないまちづくり
- 2 防災施設・設備等の整備・強化
- 3 防災基礎体力の向上
- 4 実践的な防災体制の確立

2 計画の視点

由利本荘市の市域面積は1,209.59km²と広大であり、山間部から海岸域まで様々な社会特性、自然特性を持っている。少子高齢化が進展する中、広域的に、さらに質の高いきめ細かな市民サービス等を提供することが望まれている。

地域防災計画は、市民の生命・財産の等しい安全確保のためになくってはならない重要なものであり、広域的な行政の中で新たな防災計画を策定していくうえでの視点（課題）を以下に整理する。

（1）災害特性の把握

本市は、広大な市域面積を持ち、山間部から海岸域まで様々な自然特性を持っており、また、火山である鳥海山にも隣接している。こうしたことから、市域全体では、自然災害については、地震、津波、風水害、雪害、火山等、多種多様の災害発生の可能性を持っている。さらに、海岸域を有するとともに、JR羽越本線が走り、上空には数本の航空路が通っており、海難事故、列車事故、航空機事故の発生も否定できない。

こうした災害特性を持つ本市の防災計画を策定するにあたっては、市域全体の災害特性を把握するとともに、市民生活に直結したきめ細かな防災計画とするため、地域ごとの災害特性についても把握しておく必要がある。

(2) 実動的な防災体制の確立

市域が広範囲になればなるほど、災害の種類、被害の規模等が多様化することとなる。地域によって災害が発生しているところ、発生していないところ、被害の規模が大きいところ、小さいところ等、同じ市域内においても状況が変化することが予想される。

この場合重要となるのが、本部・支部体制、配置基準、事務分掌等の防災体制と正しい情報を早く伝える情報網の構築である。防災組織については、災害発生時において市域全体としての活動方法を明確にするとともに、災害の種類、発生状況、被害の規模に応じた、各地域の活動方法についても明確にしておく必要がある。

一方、市域が広域化することによるメリットも存在する。これは、上記したとおり、地域によって災害が発生しているところ、発生していないところ、被害の規模が大きいところ、小さいところ等、同じ市域内においても状況が変化することにより、災害が発生しているところへ、災害が発生していない地域から応援に駆けつけることができることであり、市域内での応援体制を確保することが可能となる。こうした、市域内での応援体制のあり方についても明確にしておく必要がある。

(3) 防災に対する市民意識の醸成

災害発生時における行動の基本は、自分の身は自分で守ることである。そして、余裕がある場合に、助け合いの精神のもと、要配慮者をはじめとした人々の救出に手を貸すということとなる。また、災害が発生していない地域の人々は、災害が発生している地域に対して、自分でできる範囲内で応援の手を差し伸べることも重要となる。

日本国民は、他国に比べて防災意識が高いといわれるが、それは、災害発生の可能性が高い国であることを示すものである。「災害は忘れた頃にやってくる。」この言葉は使い古された言葉のようであるが、今においても重要な教訓であるといえる。

こうした状況のなか、災害に備え、被害を最小限に抑えるためには、常日頃から防災意識の醸成を図ることが重要であり、定期的な防災訓練や災害時の組織活動の基本となる地域コミュニティの構築等を生活の一部として実施していく必要がある。

(4) 「自助」・「共助」・「公助」による「減災」へ向けた取組みの強化

市行政等による「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に住民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、市民、事業所、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組みを推進していく必要がある。

また、市民自身の判断による「自主避難」や「食料・応急物資の個人備蓄」、「家族間の災害時の連絡手段の確認」など、「減災」の考え方（大規模災害は必ず起きるとの想定のもと、誰もが日頃から危機管理意識を持ち、災害等による被害をできる限り少なくしようという考え方・取組み）に立った防災対策を推進する。あらゆる人・団体が緊急対応に参画する仕組みなど、協働（連携）体制による地域防災力の向上を図る方策を進めるとともに、パートナーシップによる地域防災力の向上を目指していく。

(5) 地域コミュニティの維持・育成

少子・高齢化、過疎化、都市化の進展等により、従来からの地域コミュニティが急激に変化し、地域住民が地域の共通課題に一致して取り組むことが困難な状況が発生している。

災害発生時の組織活動の基本となるのは地域コミュニティであり、この地域コミュニティがなくては地域の防災力が低下し、被害の拡大につながりかねないものであり、地域コミュニティの維持・育成が防災上重要な課題である。

大規模な災害から自分や家族の命を守るためには、さまざまな災害発生に備え、平常時から十分な対策を講じておく必要があるが、ひとたび大災害が発生すると、被害の拡大を防ぐには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もある。

特に災害発生初期には、公的な支援が届くのに時間もかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に取り組むことが大切である。

災害発生時はもちろん、平常時も、地域住民が一緒になって防災活動に取り組むため、地域の自主防災活動の育成支援を図るとともに、市民向けの広報などにより、平常時から防災対策（行動）の大切さを広く啓発していく。

このため、各地域において、その基盤となるもっとも身近な市民自治組織を強化し、地域コミュニティの構築を図る必要がある。これらは、単に防災力の向上だけではなく、行政との役割分担に基づく「市民自治のまち」の構築につながるものである。

(6) 災害に負けないまちづくり＝日常生活環境の向上

災害に負けないまちづくりを実現するための、幹線道路の整備、ライフライン施設の災害対応力の強化、防災環境整備、まちのノーマライゼーション化、農地・山林等自然環境の保全等のハード施策と地域コミュニティの構築等のソフト施策は、本市の防災力を高める重要な要素である。

しかし、これらの整備等は災害発生時にのみ効果を発揮するものではなく、日常市民生活の安全性、利便性、快適性を向上させるとともに、地域コミュニティの構築等は地域犯罪の防止にもつながり、市民の生活環境の向上に直接的に結びつくものである。つまり災害に負けないまちづくりを実現することは日常の生活環境の向上につながるものであり、逆の視点では、市民生活環境の向上をめざすまちづくりを計画的に進めることが、災害に負けないまちづくりを実現することにつながる事となる。

(7) 地震・津波災害対策の推進

市及び関係機関は、地域の耐震化・不燃化の推進や、指定避難所・指定緊急避難場所（津波避難場所等を含む）等の指定、災害発生時の被害情報等の受伝達体制の整備、要配慮者の支援を含めた避難体制の整備、避難支援行動のルール化、負傷者の搬送体制の整備、ヘリポート等の整備、情報通信基盤の整備、水道・電気・電話をはじめとしたライフラインの災害対策事業の推進等社会基盤の整備を図る。

また、広域的な大規模地震災害に際しては、応援協定締結自治体等が被災した場合の、本市への被災者の受入れ体制の整備を図っていく。

さらに、市民・事業所は、家屋の耐震化の強化、屋内の家具・事務機等の転倒防止、自動消火装置付き器具の使用、看板等の転倒・落下防止等、家庭・職場の耐震化、防火対策に努める。

(8) 総合的な風水害・豪雪・土砂災害対策の推進

近年、異常気象とあいまって、全国各地で、集中豪雨や台風等による風水害等が多発しており、ハード、ソフト一体となった総合的な取組みにより、災害危険個所の安全を確保する必要がある。

また、積雪期には、道路沿いの雪の崩落、雪崩の発生、沢沿いの雪庇等の崩落により鉄砲水などの水害が発生するおそれがある。さらには、山や道路路肩斜面にできた亀裂が融雪水の浸透で崩落する危険もある。

集中豪雨・台風等による河川の氾濫や土砂災害等の被害を軽減するため、今後も河川、砂防施設等の整備、治水施設の整備、水防体制、避難体制の強化等を図る。

特に、本市の山間部は急傾斜地崩壊及び土石流の危険性が高く、土砂災害警戒区域等の指定を含め、施設・設備等ハード面での土砂災害対策の推進を図るとともに、土砂災害警戒情報等の伝達や、高齢者等避難、避難指示等の判断基準を的確に運用し、避難体制の整備等ソフト面での対策を推進する。

さらに、冬期間の積雪や雪崩等の危険性に対し、孤立防止対策や、高齢者世帯等への支援を含めた除雪体制の強化や雪崩防止対策に努める。

ハード対策については、国・県と連携し、安全対策に係る社会基盤の整備などを図るとともに、ソフト対策については、要配慮者の避難対策や自主防災活動の強化、ハザードマップ、防災マップ等の活用と、警戒情報などの連絡体制の充実を図っていく。

(9) 災害情報・避難情報等の受伝達体制の充実

情報の受伝達や広報については、通信各社による緊急速報メール等の「災害・避難情報」の提供体制を充実していくとともに、国・県をはじめとする関係機関との間においても災害に関する情報の迅速な収集及び伝達に向けて、情報受伝達体制の高度化を進めていく。

また、豪雪等による孤立対策を含め、市内の山間地や一人暮らし高齢者等への情報連絡体制を充実していくとともに、土砂災害のおそれのある地域においては、市民との降雨状況の確認等、地域住民による情報提供体制についても検討していく。

(10) 避難行動要支援者対策の推進

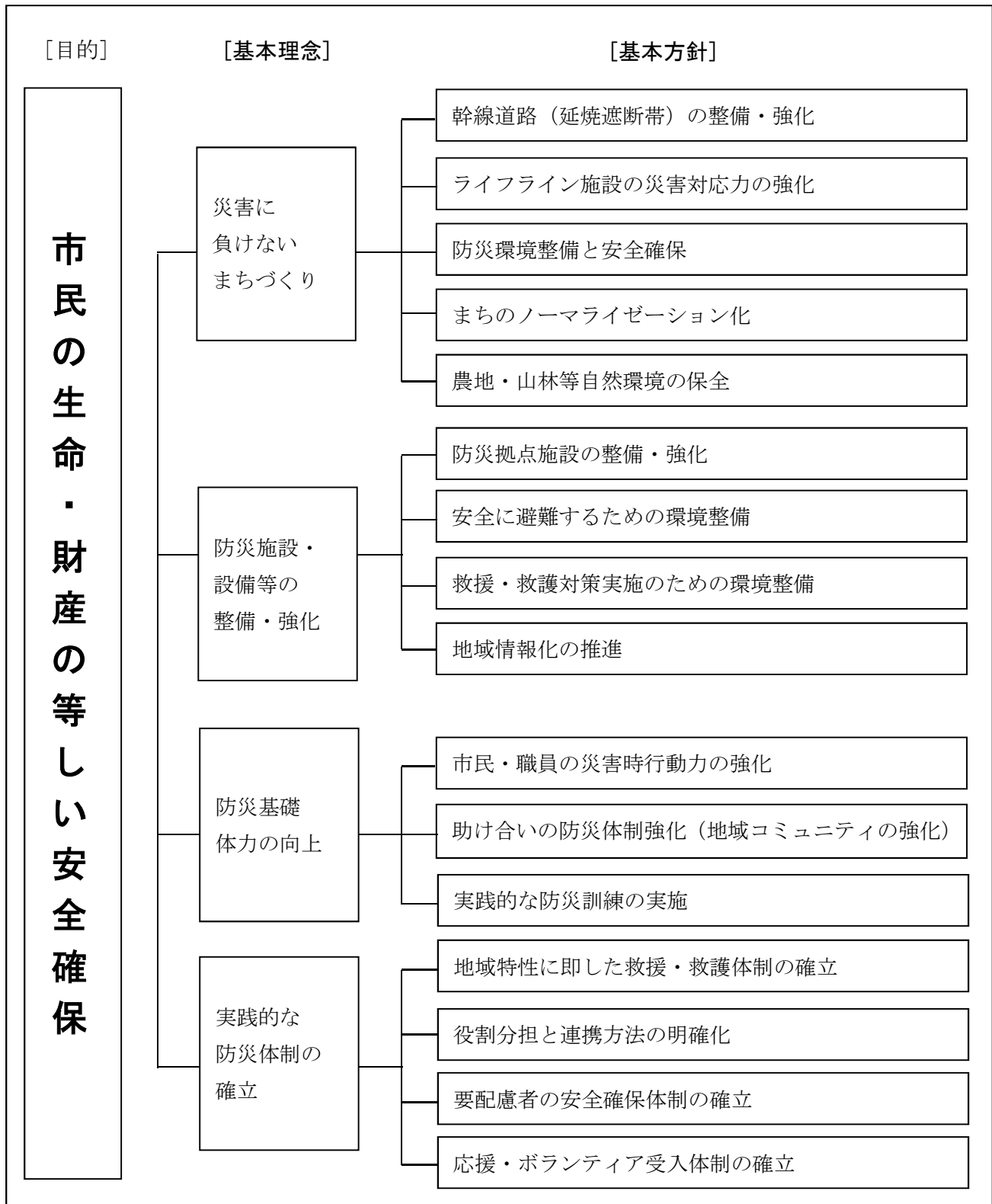
一人暮らし高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の避難支援を円滑に行うため、避難行動要支援者名簿を整備・活用するとともに、地域での支援体制の強化を推進する。

(11) 要配慮者や男女双方の視点への配慮

国の方針である「男女のニーズの違いや男女双方の視点に十分配慮すべき事項」を取り入れ、避難所等には、プライバシーを確保できる仕切り、男性の視線が気にならない更衣室、安全な男女別トイレを設置するなど女性の視点を取り入れた配慮を行う。また、乳幼児、妊婦など要配慮者対策として避難所等への授乳室、女性相談窓口の設置や粉ミルク、おむつなどの備蓄物品の配備を進めていく。

3 基本方針

計画の目的・理念及び計画の視点を踏まえて、計画の基本方針を以下に整理する。これら16項目の基本方針は、防災行政を進めるうえでの基本姿勢や市民の防災に対する心がまえについても関連づけ、計画の実現に向けて市民と行政が一体となって取組む基本的な指針とする。



以下に、各基本理念・基本方針に対応して実践すべき基本的施策を整理する。

(1) 災害に負けないまちづくり

① 幹線道路（延焼遮断帯）の整備・強化

□基本的施策

- 1) 避難、救援・救護、消防活動、緊急輸送路等、まちの動脈機能としての幹線道路の強化を図る。
- 2) 計画的な都市計画道路の整備や沿道不燃化を促進する。
- 3) 道路や河川、鉄道等が有する延焼遮断機能の強化と各地域の防災ブロック化を推進する。

② ライフライン施設の災害対応力の強化

□基本的施策

- 1) 地下埋設物（上水道・下水道等）については、老朽管更新事業等により、耐震性の向上を図る。
- 2) 都市型災害の被害を最小限に止めるため、都市の生活を維持するためのライフラインの災害対応力の整備・強化を図る。

③ 防災環境整備と安全確保

□基本的施策

- 1) 住宅密集地域の面的整備や未利用地の適正な活用及び建築物の耐震化、不燃化を促進する。
- 2) ため池、河川等の自然水利や、地震時にも機能できる耐震性防火水槽からなる消防水利網の総合的な整備を促進する。
- 3) 河川施設等の安全性を強化し、総合治水対策を推進する。
- 4) 避難場所や延焼遮断帯としての機能を有する、公園、緑地の整備及び水と緑のネットワークづくりを推進する。
- 5) 水資源の涵養など、森林の有する自然機能の増進を図るとともに、治山、砂防、急傾斜地等の対策を強化することにより、市域の保全と災害の防止を図る。

④ まちのノーマライゼーション化

□基本的施策

- 1) 高齢者や障がい者が安心して安全に生活ができるように、人にやさしいまちづくり（バリアフリーのまちづくり）を推進する。
- 2) 各施設のバリアフリー化を推進するとともに、要配慮者が適切に避難できる介助体制の確立を図る。

⑤ 農地・山林等自然環境の保全

□基本的施策

- 1) 良好な自然環境を確保し、延焼防止効果の高い農地の保全を図る。
- 2) 被災者への生鮮食品の供給等重要な役割を果たす農地の保全を図る。
- 3) 自然環境の保護と沿岸低地部への洪水被害を未然に防止するため、防災施設の充実や保安林等森林機能の増進及び河川機能の強化を図る。

(2) 防災施設・設備等の整備・強化

① 防災拠点施設の整備・強化

□基本的施策

- 1) 災害時に対策本部となる市役所や総合支所など防災関係機関は、耐震性に優れ、防災拠点に相応しい整備を推進する。
- 2) 災害特性を踏まえ、都市防災に応じた防災施設等の整備・強化を推進する。
- 3) 災害時において迅速かつ適切な行動がとれるよう、防災拠点の分散化とそれぞれの機能に即した施設の整備を図る。
- 4) 災害時に各自・各地域が迅速かつ適切に対処し得る体制を整備する。

② 安全に避難するための環境整備

□基本的施策

- 1) 各施設等において、緊急に難を避け、生命の安全を確保するための安全な避難路を確保する。
- 2) 災害発生時の避難場所ともなる公園・緑地の整備を推進するとともに、適切な範囲内に避難場所となる施設等の設置を推進する。
- 3) 高齢者や障がい者、外国人等の要配慮者が適切に避難できる介助体制の確立を図る。

③ 救援・救護対策実施のための環境整備

□基本的施策

- 1) 広域かつ同時多発的な災害が発生した場合には、他市町村・県・国への応援要請の実施体制を確立する。
- 2) 災害発生時に優先すべき順位を明確にした活動計画を確立する。
- 3) 必要な物資、資機材、人員及び被災者、避難者等を広域的に緊急輸送するための施設整備を図る。
- 4) 由利組合総合病院の災害時における医療拠点としての機能を充実させる。

④ 地域情報化の推進

□基本的施策

- 1) 災害時の情報通信ネットワークの維持を図るため、非常用電源等の整備・強化及び市情報インフラの保全を推進する。
- 2) 携帯電話の不感地域の解消を推進する。
- 3) 災害発生時において、円滑な情報伝達が行えるよう、各種通信媒体を活用した情報網の整備を推進する。

(3) 防災基礎体力の向上

① 市民・職員の災害時行動力の強化

□基本的施策

- 1) 市民一人ひとりが、災害に対する認識を深め、災害発生時の混乱から一時も早く立ち直り、家族や弱い人の安全を守る意識を常に持つことができるよう、日頃から防災意識の啓発を図る。
- 2) 自らリーダーシップをとり地域としての防災行動力を最大限発揮させようという意欲と体力とを堅持できるよう防災訓練等を通し、防災意識の啓発を図る。
- 3) 職員が、災害発生直後から県・国・他自治体の応援部隊が到着するまでの2～3日間については、一人ひとりが2人分、3人分の活動が要求されることを認識するよう防災教育を充実する。
- 4) 職員が、必ずしも精通していない任務であっても臨時的に代行せざるを得ないことを認識するよう防災教育を充実する。
- 5) 災害時に際して臨機応変に行動できるだけの、幅広い知識と技術、そして体力を普段から養っておく。
- 6) 県・国への応援要請や自衛隊の派遣要請を行う際のルール化にあたっては、震度6弱以上の地震発生時には、死傷者や建物全壊の「数」ではなく、被害が大・中・小程度によることとし、迅速な要請の実施を第一とする。

② 助け合いの防災体制強化（地域コミュニティの強化）

□基本的施策

- 1) 「体力」「知力」のある者でも、災害時には負傷したり、冷静さを失い、周囲の人々の援助を必要とすることもあるため、助け合いの精神を醸成する。
- 2) 「助け合い」は、万一のための「保険」であり、「共済」であることから、日常における人と人との協力体制を確立させる。
- 3) 防災体制を今まで以上に強化するため、地域と事業所等の協力により、より一層人と人との助け合いを推進する。

③ 実践的な防災訓練の実施

□基本的施策

- 1) 市、防災関係機関、事業所、団体及び市民が臨機応変に対処できるための実践的な防災訓練を定期的を実施する。
- 2) 防災訓練は、活動マニュアルが真に実際の使用に役立つものかどうか試される場となるため、計画の不足を発見したら早急に見直し、さらに有効な計画となるように適宜修正を加える。
- 3) 要配慮者に対しても、自身の防災能力向上を図るための防災訓練を定期的を実施する。

(4) 実践的な防災体制の確立

① 地域特性に即した救援・救護体制の確立

□基本的施策

- 1) 住宅や工場等が混在する地区等においては、地域特性に即した救援・救護体制の確立を図る。
- 2) 隣接する市町村との境界地域においては、その市町村との連携を強化し、災害発生時における広範囲な救援・救護体制の確立を図る。

② 役割分担と連携方法の明確化

□基本的施策

- 1) 災害の「危険性が大きい」地区等を充分把握する。
- 2) 突発的な災害時に対して、的確な行動がとれるように、あらかじめ個々の役割分担を明確にする。
- 3) 各人、各部署が与えられた任務を果たすことで、全体としての効率的な活動が保証される組織体制を確立する。
- 4) 相互の連携方法を取り決め、一時の混乱期から本格的な組織活動へ迅速に移行できる体制を整備する。

③ 要配慮者の安全確保体制の確立

□基本的施策

- 1) 大きな被害が想定される市街地及びその他の人口が集中している地区等に住んでいる要配慮者の安全を確保するための体制を確立する。
- 2) 高齢者・障がい者、日本語を理解できない外国人といった、家族や周囲の人々の介助支援が必要な人々に対応した環境整備を図る。
- 3) 地域コミュニティの活性化を計画的に進め、外国人対策などを加味検討し、要配慮者の安全確保のための環境整備を図る。
- 4) 要配慮者に対する必要な配慮や対策が実施されるべく、担当部を明確にするとともに、避難所における安否の確認や要配慮者優先のために、必要事項を取り決めておく。
- 5) 避難所には必ず市の要配慮者の担当職員を配置する。また、県や国を通じて広域的な受入れ体制を要請し、必要に応じて被災地外への避難を行う。
- 6) 様々な介護・介助サービスの緊急時における停止、若しくは低下を最小限に止めるための対策を講ずる。

④ 応援・ボランティア受入れ体制の確立

□基本的施策

- 1) 県・国・近隣市町と連携をとりながら、災害時の応援・協力及び受入れ体制の整備・強化を図る。
- 2) 災害時に効果的な活動が可能となるよう、市内ボランティア団体等との連携の強化を図る。
- 3) ボランティアの受入れ・調整に関しては、市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に対する支援体制を確立する。

第4節 防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 市

由利本荘市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方行政機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の地方行政機関と相互に協力して、市及び県の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言をする。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体及び市民・事業所

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また市、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

地域内の住民は、それぞれの立場において実施できる防災活動を行うよう努めるものとする。

第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 由利本荘市の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
由利本荘市	1 由利本荘市防災会議及び由利本荘市災害対策本部に関すること 2 防災に関する施設及び組織の整備と訓練に関すること 3 防災に関する調査・研究に関すること 4 防災事業の推進に関すること 5 防災に必要な物資及び資機材の備蓄・整備に関すること 6 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施に関すること 7 自主防災組織の結成・育成及び指導に関すること 8 災害による被害の調査、報告と情報の収集伝達及び広報に関すること 9 災害防ぎょと拡大の防止に関すること 10 避難指示及び誘導に関すること

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	11 救助、防疫等り災者の救助、保護に関すること 12 災害復旧資材の確保に関すること 13 被災産業に対する融資等の対策に関すること 14 被災・市施設の応急対策に関すること 15 災害時における保健衛生、文教対策に関すること 16 災害対策要員の動員に関すること 17 災害時における交通、輸送の確保に関すること 18 被災施設の復旧に関すること 19 市内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること 20 災害の予防、警戒及び防ぎょ活動に関すること 21 災害時の飲料水の確保及び給水に関すること 22 市管理ライフライン施設の被害調査及び復旧対策に関すること 23 物資の確保、流通対策に関すること
由利本荘市 消防本部	1 消防力等の整備に関すること 2 防災のための調査に関すること 3 防災教育訓練に関すること 4 災害の予防、警戒及び防ぎょに関すること 5 災害時の避難、救助及び救急に関すること 6 その他、消防計画に定める災害対策に関すること

2 県の機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
秋田県	1 県防災会議及び県災害対策本部に関すること 2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること 3 災害情報の収集伝達及び被害の調査・報告に関すること 4 他の防災関係機関との連絡調整に関すること 5 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用実施に関すること 6 災害時の文教対策及び警備対策に関すること 7 防災に関する知識普及、教育、訓練及び自主防災組織等の結成、育成・指導に関すること 8 市町村防災業務の助言・調整に関すること
由利地域振興局 総務企画部	1 地域災害対策部の庶務に関すること 2 県災害対策本部等との連絡調整に関すること 3 市町村との連絡調整に関すること 4 要望及び陳情に関すること 5 災害広報に関すること 6 庁舎・公舎等の被害調査及び応急対策に関すること 7 救助物資、見舞金等の受付・保管に関すること 8 管内地方機関との連絡調整に関すること 9 災害時緊急通行車輛証明書の発行に関すること 10 その他班に属しない事項に関すること
総合県税事務所 由利支所	1 県税の徴収及び減免に関すること
由利地域振興局 福祉環境部	1 社会福祉施設の被害状況の収集、報告に関すること 2 要配慮者のり災者援護に関すること 3 社会福祉施設の災害復旧に関すること 4 医療・救護に関すること 5 防疫・清掃に関すること 6 保健衛生関係の被害調査に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
由利地域振興局 農林部	1 農林漁業関係の被害調査及び応急対策に関すること 2 災害防止及び災害応急復旧に関すること
由利地域振興局 建設部	1 土木関係の被害調査及び応急対策に関すること 2 災害防止及び災害応急復旧に関すること 3 港湾施設の被害情報の収集・伝達に関すること 4 港湾施設の応急対策に関すること
秋田県警察本部 由利本荘警察署	1 災害及び交通情報の伝達に関すること 2 被災者の救助・保護及び避難の指示に関すること 3 遺体（行方不明者）の捜索及び検視に関すること 4 災害時における交通規制及び治安維持に関すること

3 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東北総合通信局	1 放送・通信設備の耐震性確保に関すること 2 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること 3 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること
東北財務局 (秋田財務事務所)	1 災害状況の調査に関すること 2 災害復旧事業費、関連事業費等の査定の立会及び調査に関すること 3 災害時における金融機関等に対する被災者支援のための金融上の措置の要請に関すること 4 地方公共団体に対する災害復旧融資に関すること 5 地方公共団体に対する国有財産の貸付に関すること
東北厚生局	1 災害状況の情報収集、通報に関すること 2 関係職員の派遣に関すること 3 関係機関との連絡調整に関すること
東北経済産業局	1 災害時における応急復旧資機材、生活必需物資等の需給対策に関すること 2 災害時の物価安定対策に関すること 3 被災商工業者に対する融資に関すること
東北運輸局 (秋田運輸支局)	1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関すること 2 緊急・代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること
仙台管区气象台 (秋田地方气象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
東北森林管理局 (由利森林管理署)	1 国有林野内の保安林、保安施設、地すべり防止施設の整備保全等治山に関すること

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	2 国有林野の林野火災の防止に関する事 3 国有林林道その他施設の整備保全に関する事 4 災害時における応急復旧用材の供給に関する事
東北農政局 (秋田県拠点)	1 農業災害の予防、拡大防止、並びに応急復旧対策についての指導及び助成に関する事 2 農業災害に係る資金融資に関する事 3 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関する事
秋田労働局 (ハローワーク本荘) (本荘労働基準監督署)	1 工場、事業所等における労働災害防止対策に関する事 2 被災者に対する職業あっせんに関する事
国土交通省東北地方整備局 (秋田河川国道事務所)	1 国の直轄管理施設の災害防止並びに災害復旧対策に関する事 2 水防警報等の発表、伝達及び応急対策に関する事 3 災害時における自治体への支援活動に関する事
第二管区海上保安本部 (秋田海上保安部)	1 海上における災害警備、海難救助対策に関する事 2 船舶交通の安全確保に関する事 3 海上における災害予防及び災害応急対策に関する事

4 自衛隊

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第21普通科連隊 (秋田駐屯地) 航空自衛隊秋田救難隊	1 災害時における人命救助、偵察、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、炊飯、給水、通信支援及び応急復旧活動に関する事

5 指定公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
独立行政法人国立病院機構 (本部北海道東北ブロック事務所)	1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関する事 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関する事 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報に関する事 4 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、応急対策計画、災害復旧計画等の支援に関する事
日本銀行 (秋田支店)	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関する事 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関する事 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関する事 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関する事 5 各種措置に関する広報に関する事
東日本電信電話株式会社 (秋田支店) 株式会社NTTドコモ (東北支社秋田支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (東北支店) KDDI株式会社	1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関する事 2 災害時における非常通話の運用に関する事 3 気象警報の伝達に関する事 4 緊急速報メールの運用に関する事

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(東北総支社) ソフトバンク株式会社 (仙台事業所)	
日本放送協会 (秋田放送局)	1 気象予報、災害情報等の報道に関すること 2 防災知識の普及に関すること 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること
日本赤十字社 (秋田県支部)	1 災害時における医療、助産その他の救助対策に関すること 2 災害救助等に必要な協力、奉仕者の動員に関すること 3 義援金品の受付、配分に関すること
日本通運株式会社秋田支店 (羽後本荘物流センター) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 (北東北支社店秋田営業所) ヤマト運輸株式会社 (秋田主管支店) 西濃運輸株式会社 (秋田支店)	1 災害時における救助物資等の輸送に関すること
東北電力ネットワーク株式会社 秋田支社(本荘電力センター)	1 電力施設の災害防止並びに災害復旧対策に関すること 2 災害時における電力供給の確保に関すること
日本郵便株式会社 (秋田中央郵便局)	1 災害時における郵便業務の確保に関すること
東日本旅客鉄道株式会社 秋田支社(羽後本荘駅)	1 鉄道施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること 2 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送に関すること

6 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
由利本荘市土地改良事業団体 連絡協議会	1 ため池、樋門、水門等農業用施設の維持管理に関すること 2 農地、農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること
株式会社秋田放送 秋田テレビ株式会社 秋田朝日放送株式会社 株式会社エフエム秋田	1 気象予報、災害情報等の報道に関すること 2 防災知識の普及に関すること 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること
一般社団法人由利本荘医師会 一般社団法人秋田県薬剤師会 本荘由利支部	1 災害時における医療救護活動に関すること 2 防疫、その他保健衛生活動の協力に関すること
羽後交通株式会社本荘自動車 営業所 由利高原鉄道株式会社 公益社団法人秋田県トラック 協会本荘由利支部	1 被災地の人員輸送の確保に関すること 2 災害時の応急輸送対策に関すること 3 緊急支援物資の輸送に関すること
一般社団法人秋田県L Pガス 協会 本荘由利支部(荘内ガス)	1 ガス供給施設の防災に関すること 2 被災地に対する燃料供給の確保に関すること 3 ガス供給施設の被害調査及び復旧に関すること

7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者等

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
報道機関	1 市民に対する防災知識の普及に関すること 2 災害情報等の報道に関すること
病院等	1 災害時における収容者の保護対策に関すること 2 災害時における負傷者等の医療助産活動に関すること 3 避難用設備の整備と避難訓練に関すること
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 その他の農林漁業関係団体	1 市、県が行う農林漁業関係の被害調査の協力に関すること 2 農林水産物に係る災害応急対策についての指導に関すること 3 被災農林漁業者に対する融資斡旋に関すること 4 共同利用施設の災害応急対策及び復旧対策に関すること 5 災害時における飼料、肥料等の確保対策に関すること
社会福祉施設	1 災害時における入所者の保護対策に関すること 2 避難用設備の整備と避難訓練に関すること
社会福祉協議会	1 被災者生活困窮者の援護に関すること 2 災害ボランティアに関すること
商工会等	1 市及び県が行う商工業関係の被災調査の協力に関すること 2 被災商工業者に対する融資斡旋に関すること 3 災害時における物価安定対策に関すること 4 救助用物資、復旧資機材の調達斡旋に関すること
金融機関	1 被災事業者に対する各種資金の融資及びその他の緊急措置対策に関すること
学校等	1 避難用設備の整備と避難訓練に関すること 2 教育施設の防災管理並びに災害復旧に関すること 3 被災時における応急教育対策に関すること
公民館・集会所等	1 避難用設備の整備と避難訓練に関すること 2 避難者の受入れ体制に関すること
文化財管理者	1 文化財の防災及び避難対策に関すること
危険物取扱所等	1 石油類等危険物の防災管理に関すること 2 災害時における燃料等の供給に関すること
興業場等	1 避難用設備の整備と避難訓練に関すること
会社・工場・事業所等	1 自主防護に関すること 2 災害応急、復旧資機材の調達に関すること
災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）	1 災害時における事業活動の継続的实施及び市が実施する防災に関する施策への協力に関すること
市民	1 食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関すること

第5節 市の概況

第1 自然概況

1 市の位置と地勢

由利本荘市は、秋田県の南西部に位置し、南には標高2,236mの秀峰鳥海山、東に出羽丘陵を背し中央を一級河川子吉川が貫流して日本海にそそぐ、山と川と海の美しい自然に恵まれた地域であり、鳥海山と出羽丘陵に接する山間地帯、子吉川流域地帯、日本海に面した海岸平野地帯の三地帯から構成されている。

【位置図】



2 地理的、地形的特性

由利本荘市は、北は秋田市に、南はにかほ市に、東は大仙市、横手市、羽後町、湯沢市等にそれぞれ接しており、県都秋田市には 20km～60km の圏内となっている。また、JR 羽越本線と国道 7 号が海岸沿いを南北に並走し、国道 105 号、107 号、108 号などの起・終点となっている。

3 气象的特性

広大な面積を有する本市の気象は、山間地域、子吉川流域地域、海岸平野地域に大別されるが、総じて冬季における寒冷積雪と夏期における高温多湿を特徴とする日本海性の気候となっている。

2021 年の年間降水量は本荘で 1,938.5mm、矢島で 2,270mm 程度で、冬季の降雪による降水量が多いほか、台風等により夏季の降水量も増加傾向にある。

また、人口の集中する海岸平野地域は対馬暖流の影響により冬季の気温が比較的高く、降雪量も内陸・山岳地域に比べ少なく、秋田県下で最も温暖な地域となっている。

【2021年の気象（気象庁：気象庁統計情報）】

観測点	月	降水量(mm)		気温 (℃)			平均風速 (m/s)	日照時間 (h)	降雪の合計 (cm)
		合計	日最大	平均	最高	最低			
本荘	1月	131.0	14.5	0.7	11.4	-6.5	3.3	49.5	135
	2月	142.0	31.0	2.4	14.1	-5.3	3.7	67.4	67
	3月	140.0	39.5	6.7	17.7	-4.4	2.7	132.8)	1
	4月	108.0	25.5	10.0	21.3	-1.4	3.0	206.2	0
	5月	153.5	31.0	15.6	28.2	7.5	3.2	166.6	0
	6月	59.0	32.5	20.5	31.6	11.6	1.9	229.9	0
	7月	255.0	193.5	25.3	33.7	19.5	1.9	249.8	0
	8月	166.5	52.5	25.0	36.2	17.5	2.3	163.7	0
	9月	80.0	24.5	20.5	30.2	12.0	2.4	215.7	0
	10月	203.5	33.5	14.9	29.3	5.2	2.2	115.7	0
	11月	249.0	32.5	10.4	21.4	1.7	2.8	99.4	0
	12月	251.0	32.0	3.5	15.3	-4.7	3.1)	31.8	65
矢島	1月	229.5	26.5	-0.8	12.2	-10.3	2.7)	52.3	223
	2月	226.0	46.5	0.6	13.7	-7.9	2.9)	73.1	153
	3月	121.0	29.5	4.8	19.7	-8.0	2.2	121.6	11
	4月	123.5	44.0	8.8	20.6	-2.1	2.7	193.7	0
	5月	116.0	30.5	15.0	26.7	5.8	2.5	167.3	0
	6月	51.0	21.0	19.8	33.0	10.3	2.0	220.8	0
	7月	158.0	73.0	24.5	33.3	18.2	1.9	222.8	0
	8月	207.5	53.0	24.0	34.7	15.3	2.0	161.1	0
	9月	80.5	20.5	19.4	28.5	10.7	2.3	208.4	0
	10月	225.5	42.5	13.7	28.0	4.7	1.7	108.2	0
	11月	390.5	52.5	8.5	20.8	0.5	1.8	93.2	0
	12月	341.0	38.5	1.9	13.7	-5.7	2.4)	34.8	128

)は準正常値。統計を行う対象資料が許容範囲(20%以内)で欠けていることを示す。

4 土地利用

面積は、1,209.59km²(東西約32.3km、南北約64.7km)で、県の面積の約10.4%を占めている。

地目別では、山林が約902k m²で約75%を占め、次いで農用地が約148k m²で約12%であり、宅地は約24k m²で、約2%となっている。

本市は、その生い立ちから合併前の旧市町である8つの地域から構成されるが、地域別に見た面積構成は、鳥海地域が約27%を占めるのに対し、西目地域は約3%となっている。また、宅地の地域別構成を見ると本市の宅地の約4割を本荘地域が占めている。

第2 社会的、経済的概要

1 人口と世帯

令和2年の国勢調査による由利本荘市の人口は74,707人だが、平成7年の94,410人から減少傾向で推移しており、平成7年から令和2年にかけて、19,703人、約20.9%減少している。

また、年齢3区分人口の推移をみると、少子・高齢化の進展が顕著であり、年少人口の構成比率で、平成7年16.5%と令和2年10.0%を比較すると6.5ポイント減少しており、逆に老年人口の構成比率では、平成7年20.0%、令和2年37.3%で17.3ポイントと大幅な増加となっている。

世帯数は人口の減少にかかわらず増加傾向が続いていたが、平成22年と平成27年を比較すると世帯数で299世帯、約1%の減少に転じており、令和2年では微増となっている。一世帯あたりの人員では平成7年2.82人、令和2年2.63人と次第に減少しており、世帯の少人数化や核家族化が進行している。

【人口と世帯の推移(国勢調査)】

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総 人 口	94,410	92,843	89,555	85,229	79,925	74,707
世 帯 数	26,260	27,805	28,564	28,648	28,349	28,362
1世帯あたり人員	3.60	3.34	3.14	2.98	2.82	2.63

【年齢3区分別人口の推移(国勢調査)】

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総 人 口	94,410	92,843	89,555	85,229	79,925	74,707
年少人口0歳～14歳	15,560	13,316	11,280	9,958	8,551	7,470
(%)	16.5	14.3	12.6	11.8	10.8	10.0
生産年齢人口15歳～64歳	59,959	57,360	54,011	50,059	44,556	39,365
(%)	63.5	61.8	60.3	59.0	56.0	52.7
老年人口65歳以上	18,891	22,162	24,197	24,700	26,427	27,872
(%)	20.0	23.9	27.0	29.2	33.2	37.3
年 齢 不 詳	0	5	67	512	391	0

2 産 業

由利本荘市の産業構造を産業別就業者比率でみると、令和2年国勢調査においては第1次産業就業者人口が10.1%、第2次産業就業者人口が31.4%、第3次産業就業者人口が57.5%となっている。平成2年と比較すると、第1次・第2次産業就業者人口が大幅に減少し、その分第3次産業の就業者人口が増えている。

【産業別就業者人口の推移(国勢調査)】

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
就 業 者	49,027	47,482	44,021	40,727	38,878	37,510
第 1 次 産 業	6,651	5,168	5,207	4,499	4,328	3,788
(%)	13.6	10.9	11.8	11.0	11.1	10.1
第 2 次 産 業	20,099	19,018	15,129	13,070	11,879	11,786
(%)	41.0	40.0	34.4	32.1	30.6	31.4
第 3 次 産 業	22,216	23,274	23,515	22,660	22,288	21,546
(%)	45.3	49.0	53.4	55.6	57.3	57.5
分 類 不 能	61	22	170	498	383	390
(%)	0.1	0.1	0.4	1.2	1.0	1.0

(1) 農 業

農業は、地域経済を支えてきた本市の基幹産業であるが、農業従事者の高齢化や後継者の問題などの厳しい環境の下、農業就業人口は平成7年をピークに微減傾向を示し、経営耕地面積は平成2年以降減少傾向が続いている。経営耕地別面積は、全体の約9割を田が占めており、稲作が本市農業の中心であるといえる。

また、本市の8つの地域別に農業就業人口比（地域別農業就業者数／地域別就業者数）を見ると、鳥海地域、東由利地域が農業に従事する人口の比率が高く、西目地域、本荘地域、岩城地域の比率が低くなっている。

(2) 商 業

本市の商業は本荘地域に集積しているが、大規模小売店やコンビニエンスストアの進出、インターネット及び通信販売などを活用したショッピングの普及が、従来からある小規模小売店の経営を圧迫し、事業所数も年々減少しており、さらに後継者問題もあり、総体的に厳しい経営環境にある。

商業事業所数は、減少しているものの、従業者数、商品販売額とも近年は横ばい傾向を示している。

(3) 工 業

本市の工業は電子部品関連企業の集積が進展しているが、特定業種・企業への依存度が高いため景気変動の影響を受けやすいなどの課題もある。

工業統計調査によると、本市の製造業事業所数は、平成16年の194から平成26年には157（19%減）と減少傾向が続いている。従業者数については、平成16年の7,543人から平成26年の7,604人と概ね横ばいで推移している。

製造品出荷額については、景気の影響などによる変動が大きく、一定の傾向を示してはいないが、概ね1,000～1,600億円の範囲で推移しており、平成26年は約1,200億円となっている。

産業構造の転換や経済のグローバル化などにより、国内工場の整理・統合や生産拠点の海外シフトなどの動きが全国的に起こっており、本市も例外ではないと考えられる。

また、地域別には事業所数、従業者数、出荷額とも製造業の約半分が本荘地域に集積している。

(4) 観 光

本市は鳥海山や子吉川、日本海などの多様な自然資源に恵まれ、また多くの歴史・文化遺産が残されている。しかしながら観光入込み人数は、年間 200 万人程度で横ばい状態にある。

地域別の観光入込み数は、本荘地域及び岩城地域が多く、それぞれ全体の 1/4 以上を占め、次いで鳥海地域が続いている。これは主要な観光スポットや受け入れ態勢が整った施設が日本海沿い（本荘地域、岩城地域）に多いためと考えられる。

月別に観光入込み数を見ると、夏の 7 月～8 月が多く、次いで 5 月となっている。観光入込みの県内外比率及び宿泊比率から、本市の観光形態は県内からの日帰り客が大半となっており、鳥海山・飛島ジオパークなど他地域と連携した周遊型観光を構築し、体験・滞在型観光の推進し県外観光客の取り込み、宿泊比率の向上を図ることが課題といえる。

第6節 一般災害の被害想定

第1 既往の一般災害

災害は自然災害と人為的災害に分けられるが、本市の過去における自然災害を見ると、その規模、被害額において、風水害、雪害等が大きい。人為災害としては火災が挙げられるが、被害額の大きな火災として東由利地域で発生した大琴火災（昭和29年）及び由利地域で発生した山林火災（昭和58年）がある。消防組織の強化と市民の防火意識の高揚等により、他の地域では大きな火災は近年発生しておらず、東由利地域、由利地域においてもその後は大きな火災は発生していない。由利本荘市で過去に発生若しくは影響を及ぼした一般災害の履歴は、「資料編」を参照。

第2 被害想定

1 基本的な考え方

本市の場合、地理的・気象的条件のほか、数年に一度、豪雨、台風、洪水、豪雪等の災害に見舞われていることから、今後もこれらによる災害、すなわち災害救助法を適用し、又は、同法を適用するに至らないまでも、これに準ずる程度の災害は十分に予想される。

特に、本市はその市域が県下一と広大であり、地域特性に応じた多種多様な種類の災害発生が想定される。また、近年の都市化の進展等により、人口や建物の集中、大型化と自動車交通の激増など災害要因も増大している。

こうしたことから、本市においては常日頃から、こうした様々な災害の発生を想定した十分な備えが必要となる。

2 一般災害及び被害の想定

現時点で、一般災害の規模、時期、また、その被害状況について想定することは極めて困難であることから、この計画においては、秋田県において想定した一般災害について整理する。基本的に秋田県で想定した災害については、本市で発生の可能性をもっている災害となっている。

本県の場合、地理的、気象的条件のほか、数年に一度、豪雨、豪雪、台風、洪水等の大災害に見舞われている。このことから、本県における地勢、地質、気象等の自然条件及び人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における各種の災害発生状況を勘案のうえ、発生しうる災害を想定し、これを基礎とした。

基礎として想定した災害は次のとおりである。

- (1) 台風
- (2) 高潮
- (3) 大雨、洪水等の豪雨
- (4) 土石流、地すべり、がけ崩れ等土砂災害
- (5) 大雪、融雪等雪害
- (6) 大規模火災
- (7) 竜巻、突風
- (8) 危険物の漏洩
- (9) 航空機事故、列車事故、トンネル火災等の大規模事故
- (10) 火山の噴火その他の異常な自然現状に伴う災害及び特殊災害
- (11) 原子力事故災害

第7節 地震被害想定

第1 既往の地震災害

本市における既往地震における災害で、特に際立った被害は報告されていない。秋田県に被害を及ぼした地震については、主に日本海東縁部に発生する地震と陸域の浅い地震がある。日本海東縁部は太平洋側沖合に比べて地震の活動度は低いが、この数十年間に限れば北海道から新潟県の沖合にかけて、大きい地震がほぼ南北方向に列をなして次々と発生した。また、陸域の地震は1896年の陸羽地震のように活断層帯で発生している場合もあるが、活断層が知られていない地域で発生した場合もあり、今後の研究により解明されることが期待される。

本市付近においても、活断層であることが確実視されている北由利断層をはじめ、活断層の疑いのある断層も存在することから今後十分な注意が必要である。文献などから明らかになっている、明治以降では、1896年陸羽地震（死者205名、負傷者736名）、1914年強首地震（秋田仙北地震：死者94名、負傷者324名）、1983年日本海中部地震（死者83名、負傷者265名）の被害が大きい。

第2 想定調査の目的

秋田県では、日本海中部地震を教訓として、地震防災対策を積極的に推進し、災害に強い県土づくりに取り組んできた。こうした中で発生した東日本大震災は、避難所運営のあり方、長期の停電への対処、行政機能の確保、放射能汚染への対応など、多方面にわたり防災対策の課題を浮き彫りにした。

このため、県の防災対策の基本となる「地域防災計画」を全面的に見直すこととし、その基礎資料とするため、平成8年度以来2回目となる地震想定被害想定調査を平成24年度から実施し、平成25年8月に報告書を公表した。

なお、本調査は、学識経験者を中心とした「秋田県地震被害想定調査委員会」と4つの「専門部会」を設置し、技術的支援を得ながら実施した。

第3 想定調査の活用にあたっての留意点

本調査の結果を活用するにあたっては、以下の点に留意すること。

1 将来発生する地震を予測したものではないこと

本調査は、多くの仮定に基づいて震源モデルを設定し、震源分布、津波浸水域等を想定したものであり、将来発生する地震を予測したものではない。実際に地震や津波が発生した場合は、その震源や規模が想定とは違う結果になることに留意すること。

2 実際に発生する被害量を予測したものではないこと

本調査は、過去の地震被害に関する統計データ等を用いて被害量を予測したものであり、実際に発生する被害量を予測したものではない。実際に地震や津波が発生した場合は、その被害量が想定とは違う結果になることを留意すること。

特に、個々の施設や地点を具体的に評価したものではない。また、特定の建造物の耐震性等を検証する場合には、個別の検討が必要である。

3 各想定地震の発生確率は検討していないこと

本調査の目的は、想定地震により本県に及ぼす被害や県民生活等に与える影響を把握することであ

り、各想定地震の発生確率は検討していない。

地震の発生確率については、国の地震調査研究推進本部が、一部の地震について、次のとおり長期評価を行い公開している。

【陸域地震の長期評価】

震源域	地震発生率		
	30年以内	50年以内	100年以内
1 能代断層帯	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
2 花輪東断層帯	0.6%～1%	1%～2%	2%～3%
6 北由利断層	2%以下	3%以下	6%以下
8 横手盆地東縁断層帯北部	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
10 真昼山地東縁断層帯／北部 (雫石盆地西縁－真昼山地東縁断層帯)	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%

※各震源域の番号は、P30の「想定地震の一覧表」に対応

【海域地震の長期評価】

地震名	地震発生率			想定地震との 関係
	10年以内	30年以内	50年以内	
青森西方沖の地震 (日本海中部地震)	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	海域A参考
秋田県沖の地震	1%程度以下	3%程度以下	5%程度以下	海域B参考
佐渡島北方沖の地震	1%～2%	3%～6%	5%～10%	
山形県沖の地震	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	海域C参考
新潟県北部沖の地震	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	

4 「連動地震」は秋田県独自の震源モデルであること

歴史上、秋田県に最も大きな被害を及ぼした地震は、日本海中部地震(1983年、マグニチュード7.7)であるが、東日本大震災が連動型の巨大地震であったことを踏まえて、連動地震を設定した。

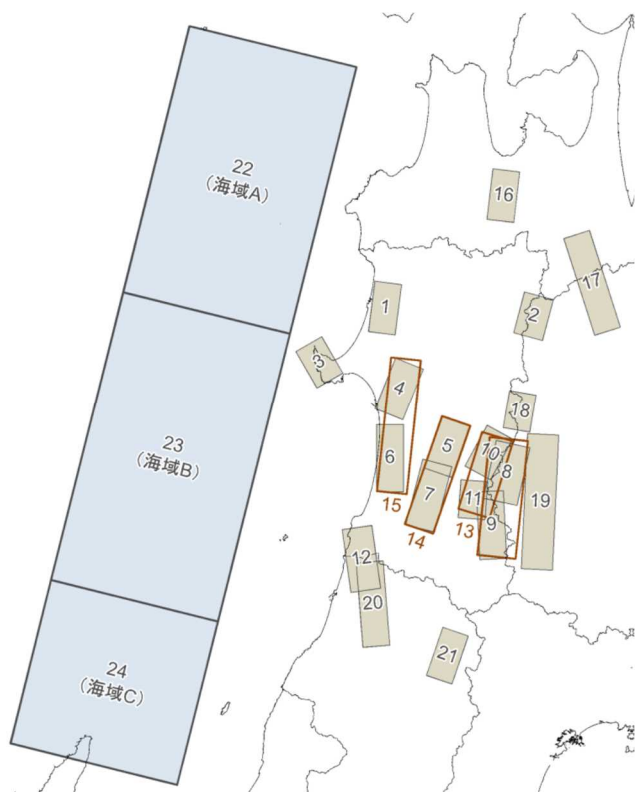
なお、連動地震は、国や研究機関が想定したものではない。「想定外をつくらない」という観点から、秋田県が独自に設定した震源モデルである。

第4 想定地震の設定

想定地震は、国の地震調査研究推進本部が評価した地震や、過去に発生した地震を基に設定した。さらに、東日本大震災が、これまで想定できなかった連動型の巨大地震だったことを踏まえ、「想定外をつくらない」という基本的な考えのもと、連動地震を設定した。

秋田県に影響を及ぼすことが想定される27パターンの地震は、次のとおりである。

【想定地震の震源域】



【想定地震の一覧表】

No.	想定地震	M	設定根拠
1	能代断層帯	7.1	国
2	花輪東断層帯	7.0	国
3	男鹿地震	7.0	過去に発生
4	天長地震	7.2	過去に発生
5	秋田仙北地震震源北方	7.2	県独自
6	北由利断層	7.3	国
7	秋田仙北地震	7.3	過去に発生
8	横手盆地東縁断層帯北部	7.2	国
9	横手盆地東縁断層帯南部	7.3	国
10	真昼山地東縁断層帯北部	7.0	国
11	真昼山地東縁断層帯南部	6.9	国
12	象潟地震	7.3	過去に発生
13	横手盆地 真昼山地連動	8.1	県独自
14	秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7.7	県独自
15	天長地震 北由利断層連動	7.8	県独自
16	津軽山地西縁断層帯南部	7.1	国
17	折爪断層	7.6	国
18	雫石盆地西縁断層帯	6.9	国
19	北上低地西縁断層帯	7.8	国
20	庄内平野東縁断層帯	7.5	国
21	新庄盆地断層帯	7.1	国
22	海域A (日本海中部を参考)	7.9	過去に発生
23	海域B (佐渡島北方沖、秋田県沖、山形県沖を参考)	7.9	県独自
24	海域C (新潟県北部沖、山形県沖を参考)	7.5	過去に発生
25	海域A + B 連動	8.5	県独自
26	海域B + C 連動	8.3	県独自
27	海域A + B + C 連動	8.7	県独自

連動地震

第5 調査結果

1 震度分布図

本調査では、まず、全27パターンの地震を対象に、簡易法を用いて震度分布を予測し、影響を受ける人口を算出した。次に、影響を受ける人口の多い震源域について、詳細法により地震動計算を行い、地震分布図を作成した。

次ページ以降に、陸域・海域の別、単独・連動の別、県内に与える影響を考慮して8パターンの震度分布図を示す。

※簡易法及び詳細法について

簡易法：過去の地震記録から得られた経験式を用いて、マグニチュードや震源断層までの距離、地層の構成等から震度を予測する手法

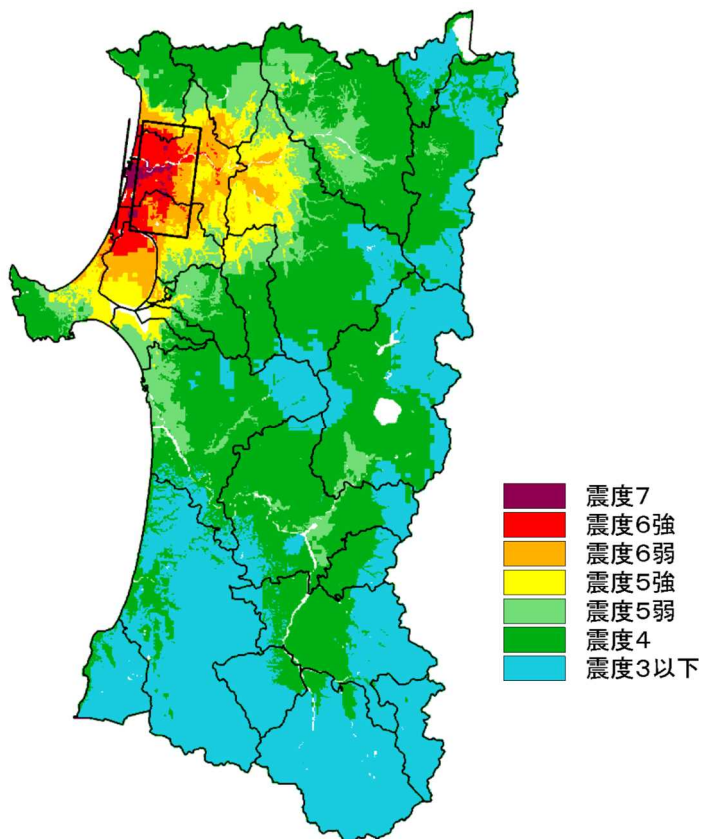
詳細法：震源断層について、マグニチュード等の他に、破壊が始まる地点や震源域の中で特にずれが大きい範囲等、破壊の条件をより詳細に設定している。これらの条件と深部の地層構成等から、地震動の伝わり方を評価し、地表面での震度分布を予測する方法。

※震度分布図の見方について

- ・想定地震名の前にある番号は、前ページの「想定地震一覧表」の番号に対応している。
- ・長方形で表示している範囲が震源域、直線は地表トレースを示している。地表トレースとは、地下の震源断層の平面を地表まで延伸したときの出現位置を示したものである。断層面が垂直の場合は断層の真上に重なり、断層が傾斜している場合はその傾いている先に現れる。

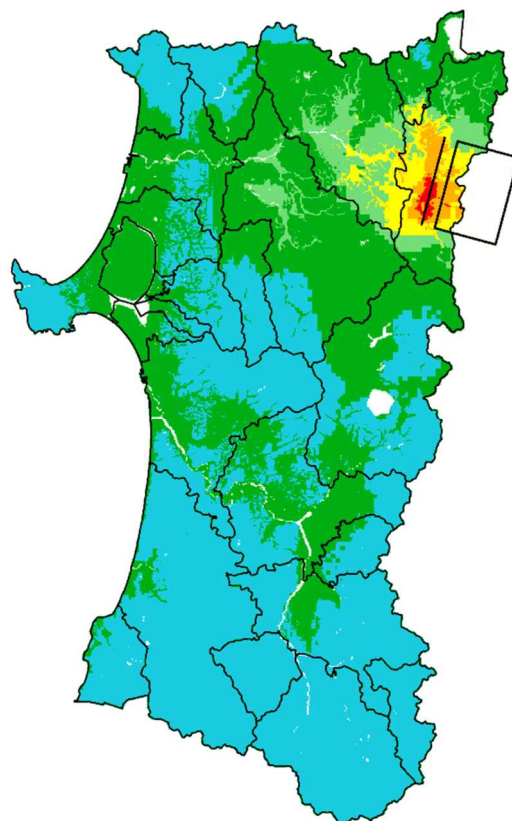
(1) 能代断層帯

【M=7.1、最大震度：7、詳細法】



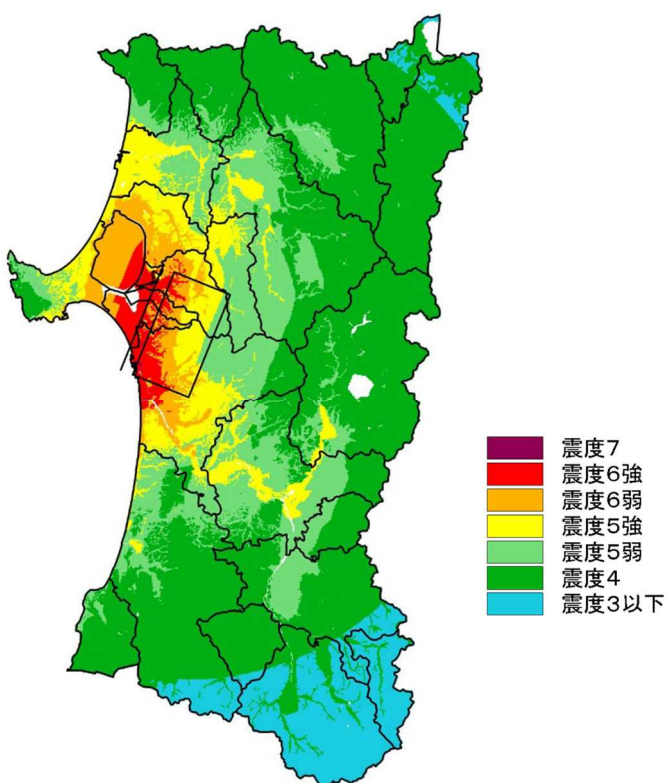
(2) 花輪東断層帯

【M=7.0、最大震度：7、詳細法】



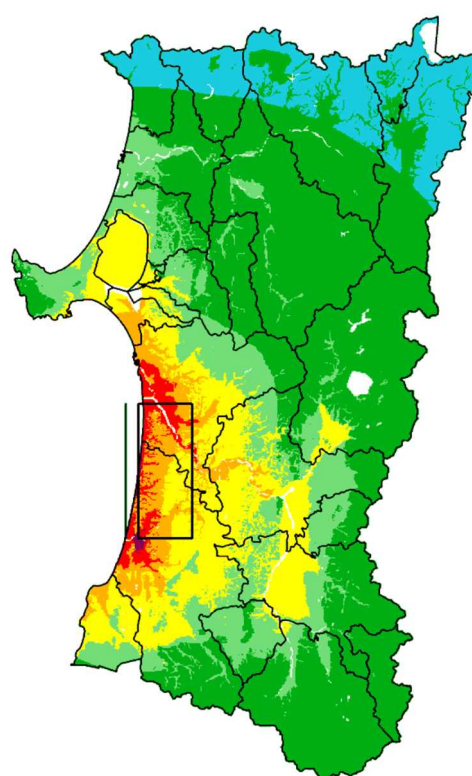
(4) 天長地震

【M=7.2、最大震度：7、簡易法】



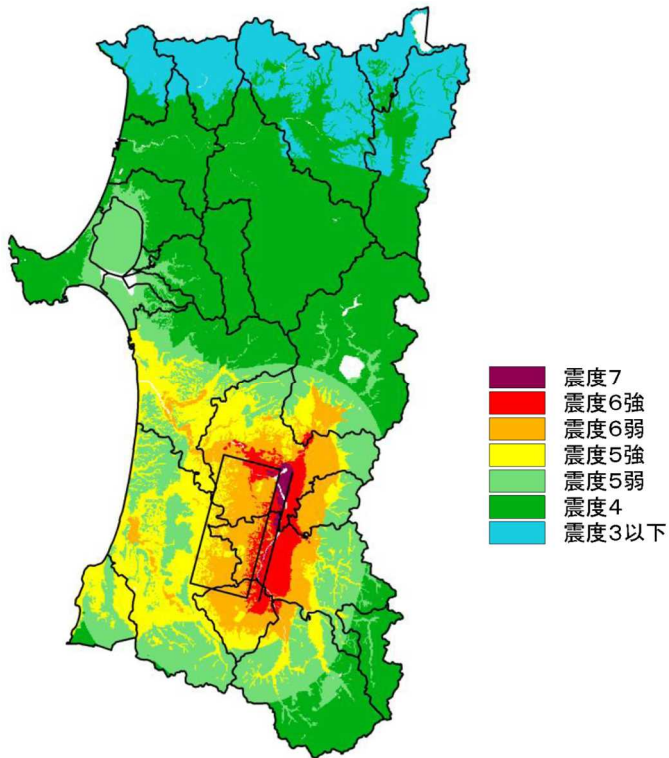
(6) 北由利断層

【M=7.3、最大震度：7、簡易法】



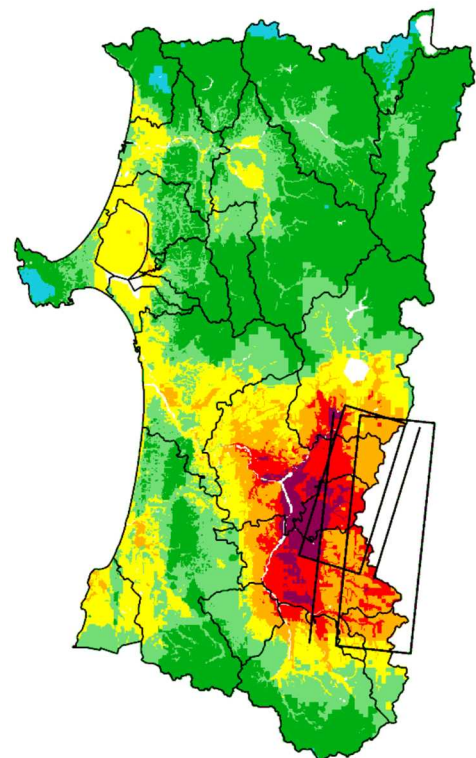
(7) 秋田仙北地震

【M=7.3、最大震度：7、簡易法】



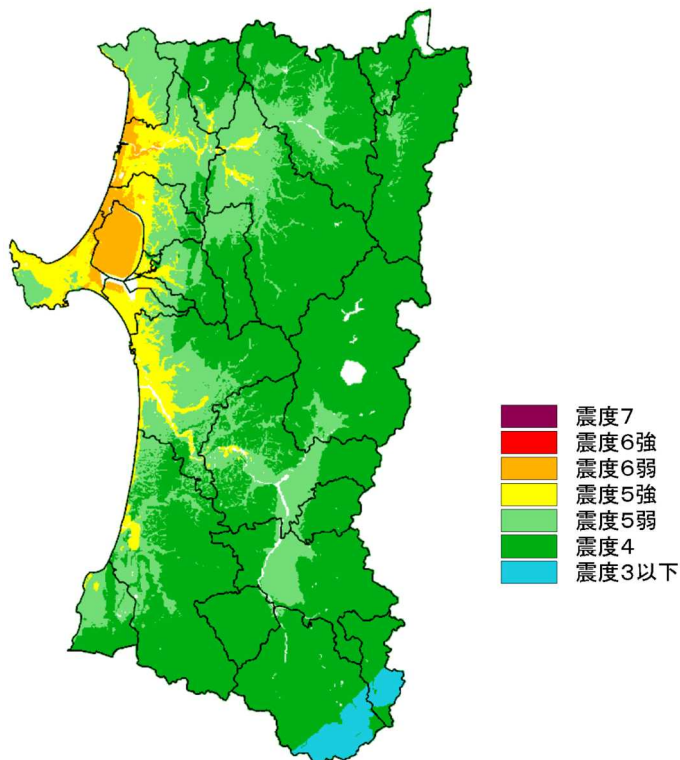
(13) 横手盆地 真昼山地運動

【M=8.1、最大震度：7、詳細法】



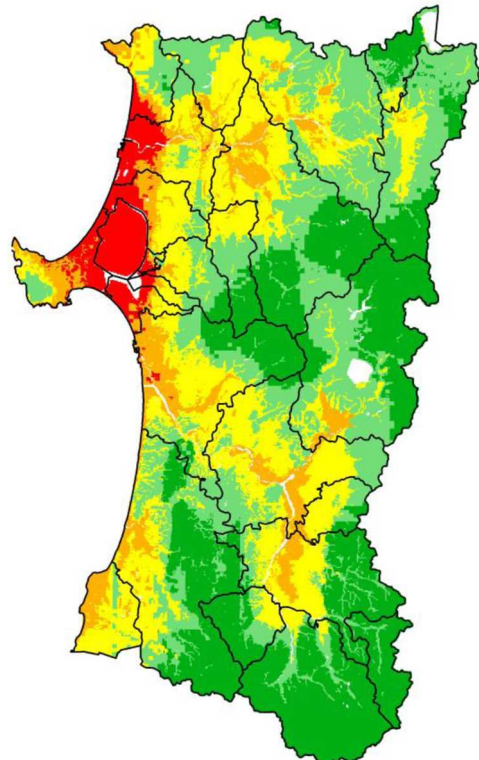
(22) 海域A

【M=7.9、最大震度：6弱、簡易法】



(27) 海域A+B+C連動

【M=8.7、最大震度：7、詳細法】



2 由利本荘市の想定結果一覧

震央分布図に示した地震について、由利本荘市では以下のとおり想定されている。

このように「(6) 北由利断層」の場合、最大震度7となり、特に大きな被害が想定される。

※想定地震名の前にある番号は、第4「想定地震の設定」の「想定地震一覧表」の番号に対応している。

※各地震ともに冬の深夜（午前2時）に地震が発生した場合とする。

種別	最大震度	建物被害			人的被害		ライフライン被害		避難者数 4日後 人
		全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	死者数	負傷者数	上水道 断水人口	電力停電 世帯数	
		棟	棟	棟	人	人	人	世帯	
(1) 能代断層帯 (M=7.1)	4	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 花輪東断層帯 (M=7.0)	4	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 天長地震 (M=7.2)	6弱	350	108	0	0	15	4,540	3,522	1,683
(6) 北由利断層 (M=7.3)	7	12,014	13,884	30	748	3,551	46,338	24,212	28,099
(7) 秋田仙北地震 (M=7.3)	6弱	930	2,229	2	6	319	23,734	7,918	9,045
(13) 横手盆地真昼山地連動 (M=8.1)	6弱	760	1,091	0	1	150	6,107	6,402	3,227
(22) 海域A (M=7.9)	5強	702	76	0	0	8	6,083	5,991	2,413
(27) 海域A+B+C連動 (M=8.7)	6弱	4,461	7,046	2	133	635	27,212	11,597	14,713

3 調査結果から分かる被害の特徴（県全体）

(1) 地震動による被害

○人的被害のほとんどが、建物の倒壊によるものである。

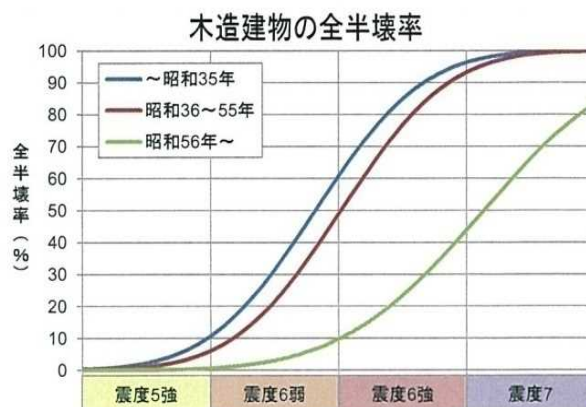
- ・人的被害（死者及び負傷者）の原因を見ると、建物の倒壊が約9割を占める。
- ・本県は、現在の耐震基準が導入された時期（昭和56年）より前に建てられた建物が過半数であり、被害拡大の要因となっている。

○冬の深夜の被害が最大になる。

- ・冬は、夏に比べて、積雪により建物倒壊数が増加する。
- ・深夜は、日中に比べて、避難に時間がかかるほか、在宅率が高いため、建物倒壊等による人的被害が増加する。

○ライフラインの復旧までに数週間を要する場合がある。

- ・水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設が被災した場合は、被害の大きさによって、



復旧までに数日から数週間を要する。特に、冬の場合には作業効率が下がり、復旧期間が長期化する。

○多数の避難者が発生する。

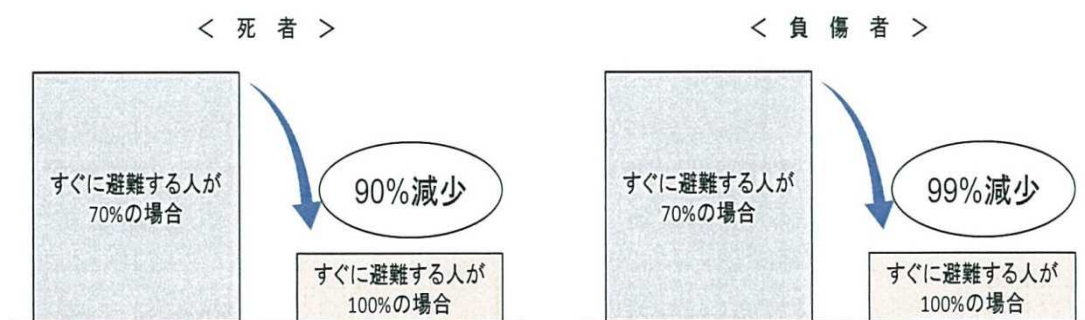
- ・建物被害によるほか、断水の長期化により、数万人から十数万人の避難者が発生する。

(2) 津波による被害

○すぐに避難する人の割合が高いほど、人的被害は少なくなる。

- ・海域地震では、死者のうち、最大で約9割が津波を原因とするものである。
- ・津波発生後、全員がすぐに避難すれば、人的被害が大きく減少する。

[海域 A（冬の深夜）の例]



第6 地震に関する知識

1 震度（揺れの大きさ）

震度とは、ある場所における、地震動による揺れの大きさを表わす尺度である。日本では、震度0、震度1、震度2、震度3、震度4、震度5弱、震度5強、震度6弱、震度6強、震度7の10階級で表される。なお、震度0は地震計にだけ記録されるもので、人体には感じない程度の揺れである。

以前、気象庁では職員の体感と周囲の状況で震度を決めていたが、平成8年からは計測震度計を導入し震度を自動計測している。計測震度計は各市町村役場等に設置され、これにより観測地点は飛躍的に増加し、きめ細かい震度情報の提供が可能になった。

一つの地震でも観測場所（震源からの距離）や地盤の性質などにより震度は異なる。一般的には、規模の大きな地震でも震源から離れるほど震度は小さくなり、また、規模の小さな地震でも震源が近ければ震度は大きくなる。

震度1以上の地震を観測した時は、震度と観測した場所の地名が付され、気象台から地震情報として発表される。震度による揺れの程度・周囲の状況等については、気象庁の「震度階級関連解説表」に記載されている。

2 地震の規模：M（マグニチュード）と地震のエネルギー

地震そのものの大きさを表わす尺度として考え出されたのがマグニチュードである。

気象庁では「地震の規模」として公表し、「M」で表される。

マグニチュードの値が大きな地震ほど、大きなエネルギーが放出されるが、放出されるエネルギーは、地形変動や熱などに変換されるため、正確な地震エネルギー値を求めることは非常に難しいとされ

ている。

さらに、マグニチュードも厳密な数値ではなく、このことから、マグニチュードとエネルギーの関係も、おおよその関係であると考えられる。

マグニチュードは、値が1つ大きくなると地震のエネルギーは約32倍、2つ大きくなると約1,000倍（約32倍×32倍）、3つ大きくなると約3万倍（約32倍×32倍×32倍）という関係にある。M8の地震の1つでM7の地震約32個、M6の地震約1,000個分のエネルギーに相当する。

これまでで観測史上最大のマグニチュードは、チリ地震（1960年）の9.5である。

目安として、大地震がM7以上、巨大地震がM8以上である。

【参考】

・大正12年関東地震（関東大震災）	……	M7.9
・昭和58年日本海中部地震	……	M7.7
・平成7年兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）	……	M7.3
・平成20年岩手・宮城内陸地震	……	M7.2
・平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）	……	M9.0
・平成28年熊本地震	……	M7.3

3 地震波

◎ P波、S波、表面波

地震が起きると、震源からP波（たて波：初期微動）とS波（横波：主要動）の2つの地震波が発生する。P波は、地殻の浅いところでは毎秒約6kmの速度で、またS波は毎秒約3.5kmの速度で伝わる。

P波とS波では伝わる速さが違うため、まず小さな揺れ（P波）を感じ、しばらくして大きな揺れ（S波）が始まる。震源から遠くなるほどこの間隔が長くなる。さらに、震源が浅い地震では、地表面を伝わる表面波と呼ばれる、大きな揺れがS波の後にやってくる。

なお、このP波とS波の伝わる速さの違いを利用して、気象庁は緊急地震速報を発表している。

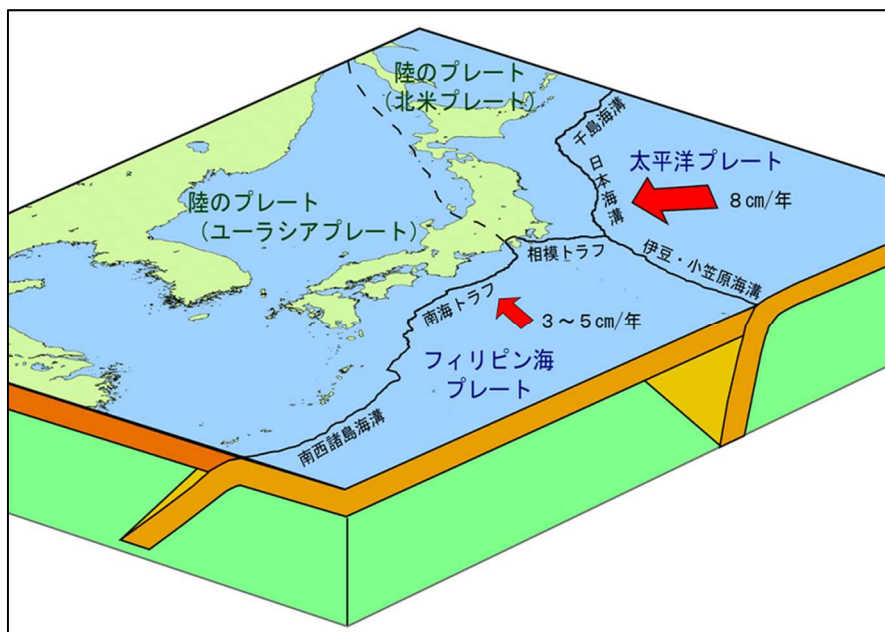
4 地震の種類

（1）プレート境界の地震

日本周辺では、海のプレートである太平洋プレート、フィリピン海プレートが、陸のプレート（北米プレートやユーラシアプレート）の方へ1年あたり数cmの速度で動いており、陸のプレートの下に沈み込んでいる。このため、日本周辺では、複数のプレートによって複雑な力がかかっており、世界でも有数の地震多発地帯となっている。

海のプレートが沈み込む際に陸のプレートを地下へ引きずり込むため、陸のプレートが引きずりに耐えられなくなり、跳ね上がる時に起こるのがプレート境界の地震である。

【日本付近のプレートの模式図】（気象庁のホームページより引用）

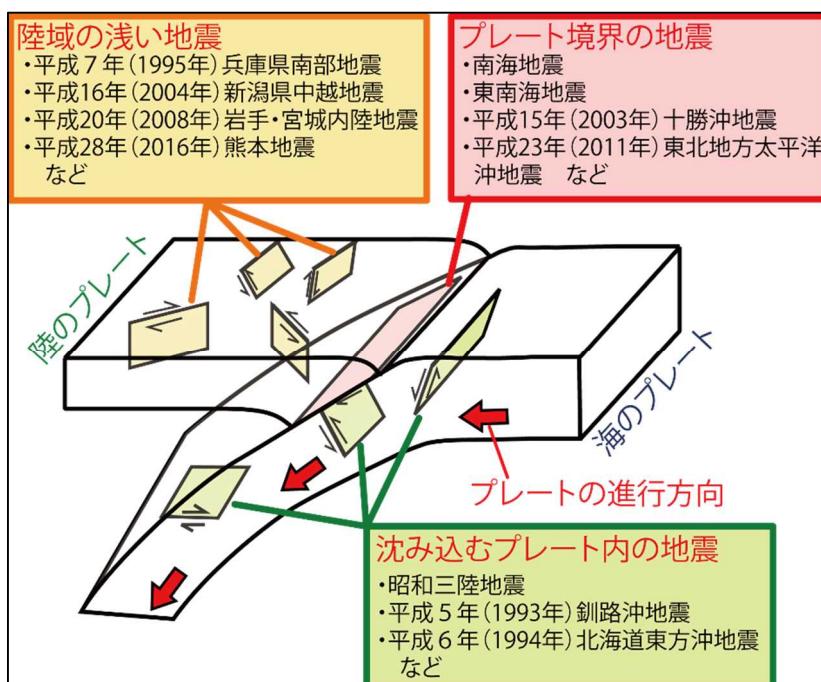


(2) プレート内部の地震

プレートの内部に力が加わって発生する地震が、プレート内の地震である。プレート内の地震には、沈み込むプレート内の地震と、陸のプレートの浅いところで発生する地震（陸域の浅い地震）がある。

陸域の浅い地震は、プレート境界で発生する地震に比べると地震の規模は小さいが、人間の居住地域に近いところで発生するため、大きな被害を伴うことがある。

【日本付近で発生する地震】（気象庁のホームページより引用）



5 気象庁震度階級関連解説表（平成21年3月）

震度は、地震による揺れの強さを総合的に表す指標で、防災対応の基準として利用されている。

「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された時に、その周辺でどのような現象や被害が発生するかの目安を示す資料である。

【使用にあたっての留意事項】

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものが記述されており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成されたものである。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更される。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞が用いられている。

用 語	意 味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

震度 階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート 造建物	地番・斜面
0	人は揺れを感じない					
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。					
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。 眠っている人の一部が目覚めます。					
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。 恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。			
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。 眠っている人のほとんどが目覚めます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。 座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。 歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。			
5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。 一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。 座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。 電柱の揺れるのがわかる。 補強されていないブロック塀が崩れることがある。 道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。 山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。

震度 階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート 造建物	地番・斜面
5 強	非常な恐怖を感じる。 多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。 テレビが台から落ちることがある。 タンスなど重い家具が倒れることがある。 変形により、ドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。 据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。 多くの墓石が倒れる。 自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。 耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。 開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。 耐震性の高い建物でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。 耐震性の高い建物でも、壁、梁（はり）、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。 戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。 補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。 耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。 耐震性の高い建物でも、壁、柱が破損するものがある。	
7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。 補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破損するものがある。	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

ライフライン・インフラ等への影響	
ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある（※）。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある（※）。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス上下水道、電気の供給が停止することがある。

第8節 津波被害想定

第1 津波防災の基本方針

津波災害対策は、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波と、比較的発生頻度が高く津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波の、二つのレベルの津波を想定し、ハード・ソフトの施策を組み合わせるものとする。

最大クラスの津波に対しては、「減災」を基本とし、住民等の生命を守ることを最優先に、住民等の避難を軸としたソフト対策の強化を図るものとする。ただし、最大クラスの津波への対策の実施が困難な場合は、地域の実情に応じ、可能な対策の着実な実施に努めるものとする。

比較的発生頻度の高い津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護等の観点から、海岸保全施設の整備等、ハード対策を進めるものとする。

第2 県独自津波浸水想定

1 海域地震の想定

平成24年度から実施した秋田県地震被害想定調査において、「想定外をつくらない」という考え方のもと、秋田県が独自に次の震源モデルを設定し、津波浸水想定を実施した。

(1) 単独地震

過去に発生した地震及び国の「地震調査研究推進本部」の長期評価の地震を参考に設定した。

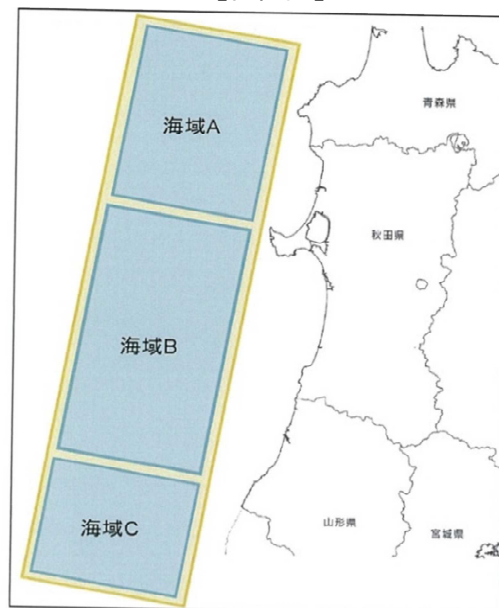
区分	規模	モデル等
海域A	M7.9程度	日本海中部地震（M7.7）等を参考
海域B	M7.9程度	佐渡島北方沖、秋田県沖、山形県沖の地震を想定
海域C	M7.5程度	新潟県北部沖、山形県沖の地震を想定

(2) 連動地震

東日本大震災が連動地震であったことを踏まえ、発生確率は限りなくゼロに近いものの、理論上考え得る最大クラスの地震として、連動地震を設定した。

区分	規模
海域A+B	M8.5程度
海域B+C	M8.3程度
海域A+B+C	M8.7程度

【位置図】



【海域地震の長期評価】

地震名	地震発生確率			想定地震との関係
	10年以内	30年以内	50年以内	
青森県西方沖の地震 (日本海中部地震)	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	海域A参考
秋田県沖の地震	1%程度以下	3%程度以下	5%程度以下	海域B参考
佐渡島北方沖の地震	1%～2%	3%～6%	5%～10%	
山形県沖の地震	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	
新潟県北部沖の地震	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	海域C参考

(資料：地震調査研究推進本部)

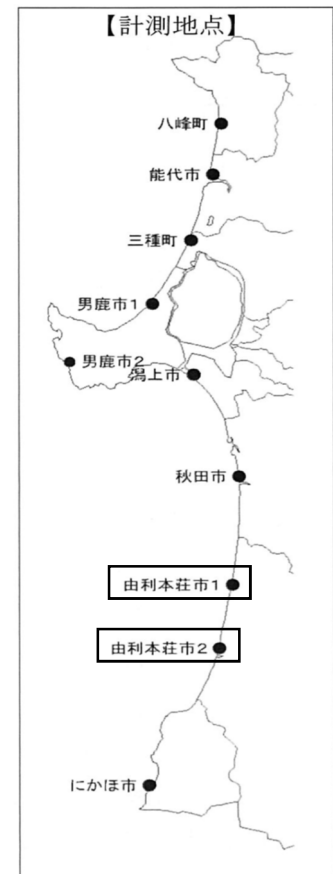
2 津波シミュレーション結果

(1) 沿岸市町における最大津波高と津波到達時間

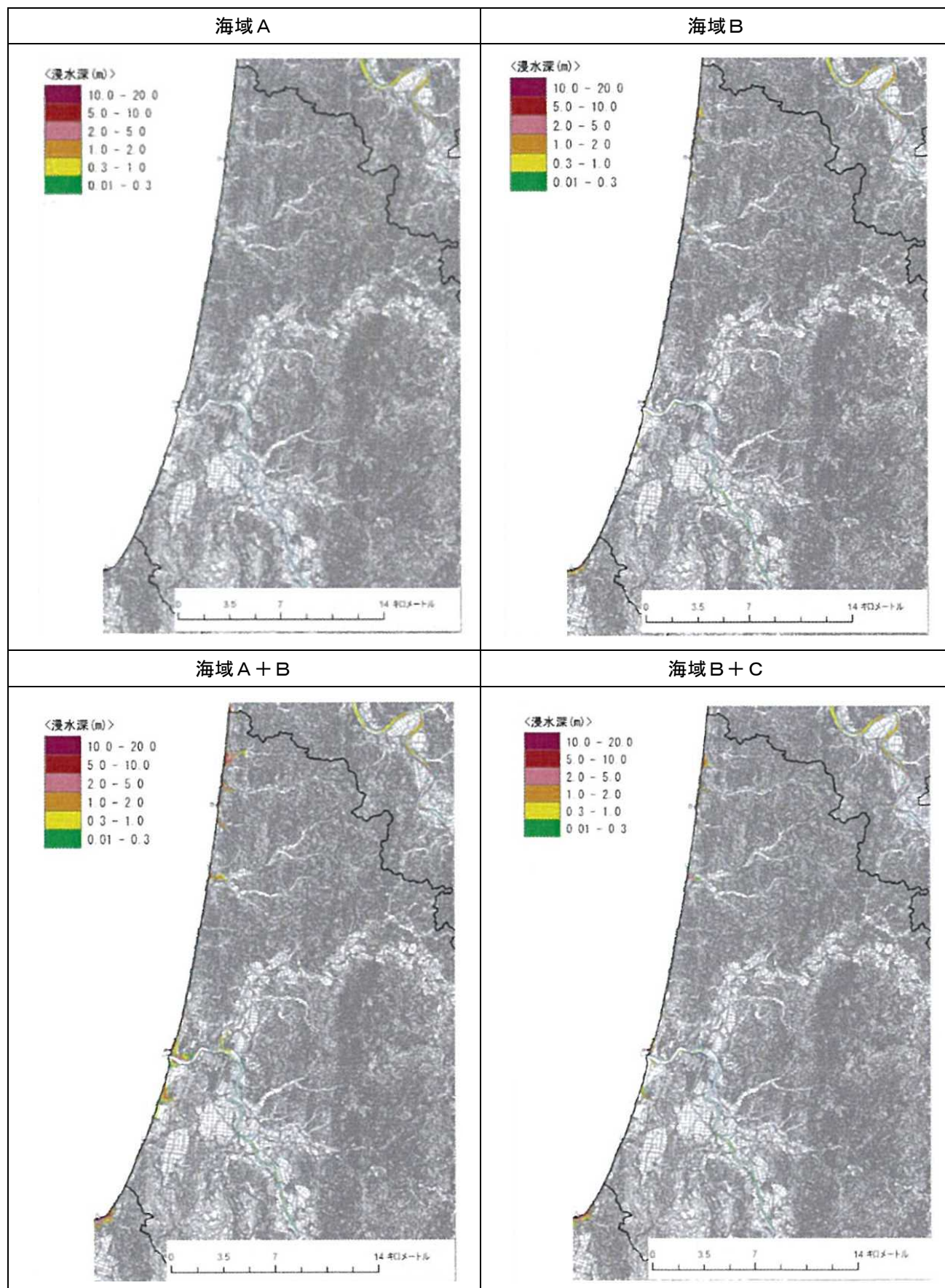
区分	地点	津波到達時間(分)			
		20cm	50cm	1h内最大値	最大値
海域A	由利本荘市1	32	32	33	33
	由利本荘市2	30	31	31	31
海域B	由利本荘市1	18	20	25	25
	由利本荘市2	20	21	26	26
海域C	由利本荘市1	24	25	32	32
	由利本荘市2	22	23	31	31
海域B+C	由利本荘市1	27	28	32	32
	由利本荘市2	25	26	31	31
海域A+B+C	由利本荘市1	21	22	31	31
	由利本荘市2	19	20	30	30

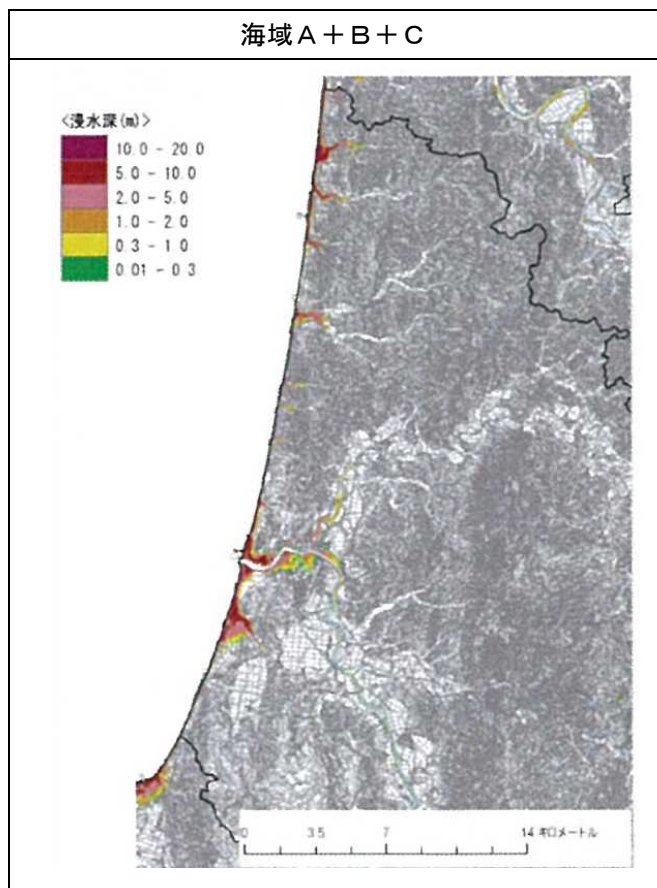
※津波到達時間(分)について

- ・20cm(50cm)：初期水面から20cm(50cm)を超えた最初の時間
- ・1h内最大値：計算開始60分以内で波高が最大値となる時間
- ・最大値：計算時間内(6時間)で波高が最大となる時間



(2) 津波浸水分布図





第3 法に基づく津波浸水想定

1 経緯

県では、東日本大震災を踏まえ、平成23年度から学識者等で組織する委員会を立ち上げ、独自に津波断層モデルを検討・設定し、平成25年8月に秋田県独自想定を公表した。

平成26年8月に国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」から、日本海で最大クラスの津波を発生させる60断層が公表されたため、本県に与える影響が大きい4断層と県独自断層（海域A・B・C連動等）を併せて検討し、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定として平成28年3月に設定・公表した。

今後は、この津波浸水想定を本県における「最大クラスの津波（L2津波）」と位置づけ、総合的な津波対策を講じる基礎資料とする。

2 津波対策の考え方

津波災害対策は、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2津波）と、比較的発生頻度が高く津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波（L1津波）の、二つのレベルの津波を想定し、ハード・ソフトの施策を組み合わせる必要がある。

最大クラスの津波に対しては、「減災」を基本とし、住民等の生命を守ることを最優先に、住民等の避難を軸としたソフト対策の強化を図るものとする。ただし、最大クラスの津波への対策の実施が困難な場合は、地域の実情に応じ、可能な対策の着実な実施に努めるものとする。

比較的発生頻度の高い津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護等の観点から、海岸保全施

設の整備等、ハード対策を進めるものとする。

津波対策を講じるために想定すべき津波レベルと対策の基本的な考え方

今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要がある。

最大クラスの津波（L2津波）

- 津波レベル
発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波
- 基本的な考え方
 - 住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸にソフト・ハードのとりうる手段を尽くした総合的な対策を確立していく。
 - 被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講じることが重要である。そのため、海岸保全施設等のハード対策によって、津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備や避難路の確保など、避難することを中心とするソフト対策を実施していく。

➡ 総合的な津波対策を講じるための基礎資料として「津波浸水想定」を設定

比較的発生頻度の高い津波（L1津波）

- 津波レベル
最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（数十年から百数十年の頻度）
- 基本的な考え方
 - 人命・住民財産の保護、地域経済の確保の観点から、海岸保全施設等を整備していく。
 - 海岸保全施設等については、比較的発生頻度の高い津波に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物への改良も検討していく。

➡ 堤防整備等の目安となる「設計津波の水位」を設定

3 想定津波（最大クラス）の選定断層

秋田県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される断層モデルとして、「秋田県地震被害想定調査」の断層モデル及び「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した断層モデルから、各地域海岸において最大の津波高となる次の断層モデル・ケースを選定し、シミュレーションを実施した。

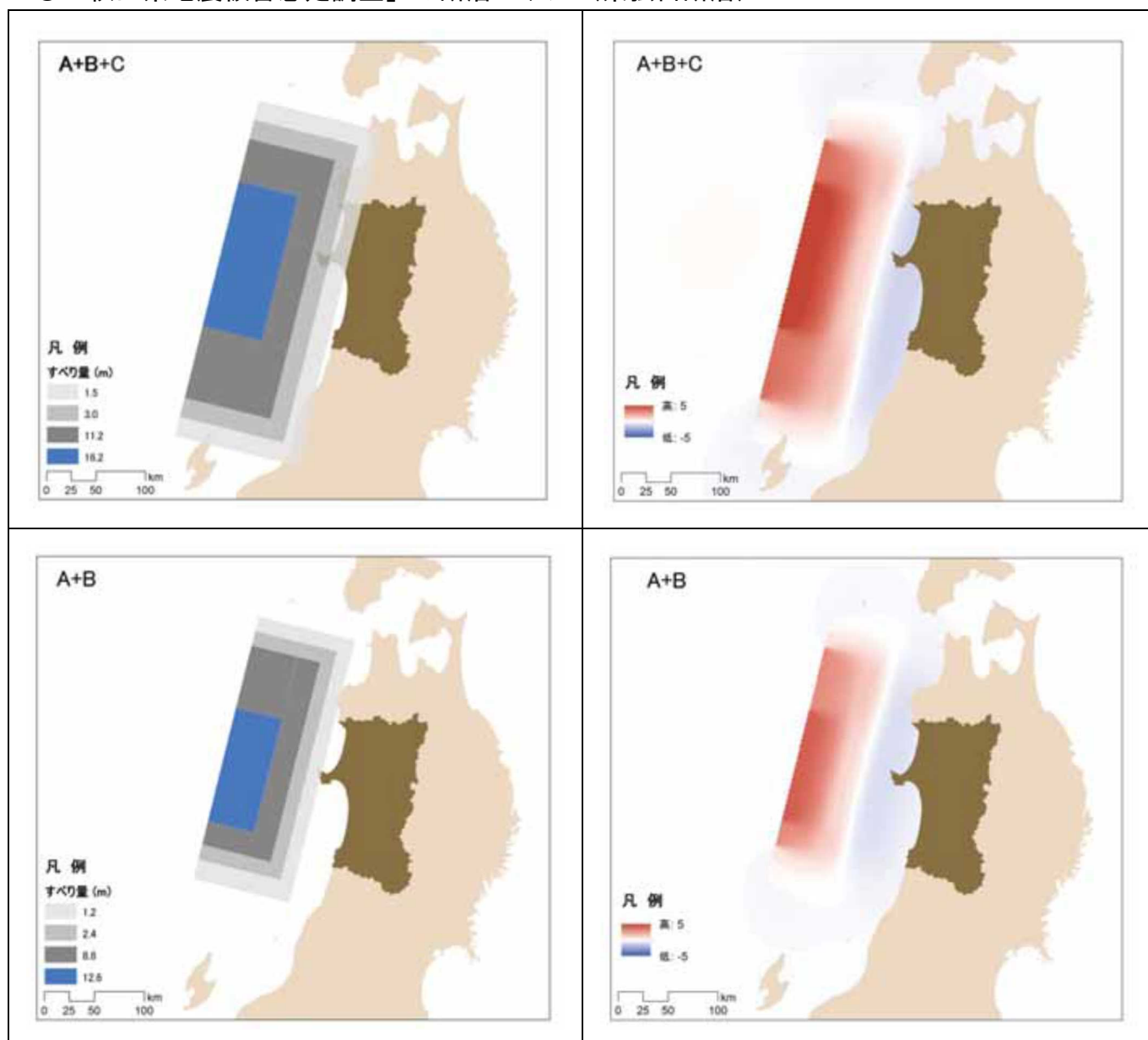
津波浸水想定図は、これら各ケースの地域海岸毎のシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域・浸水深を抽出したものである。

【地域海岸毎の選定断層・ケース一覧】

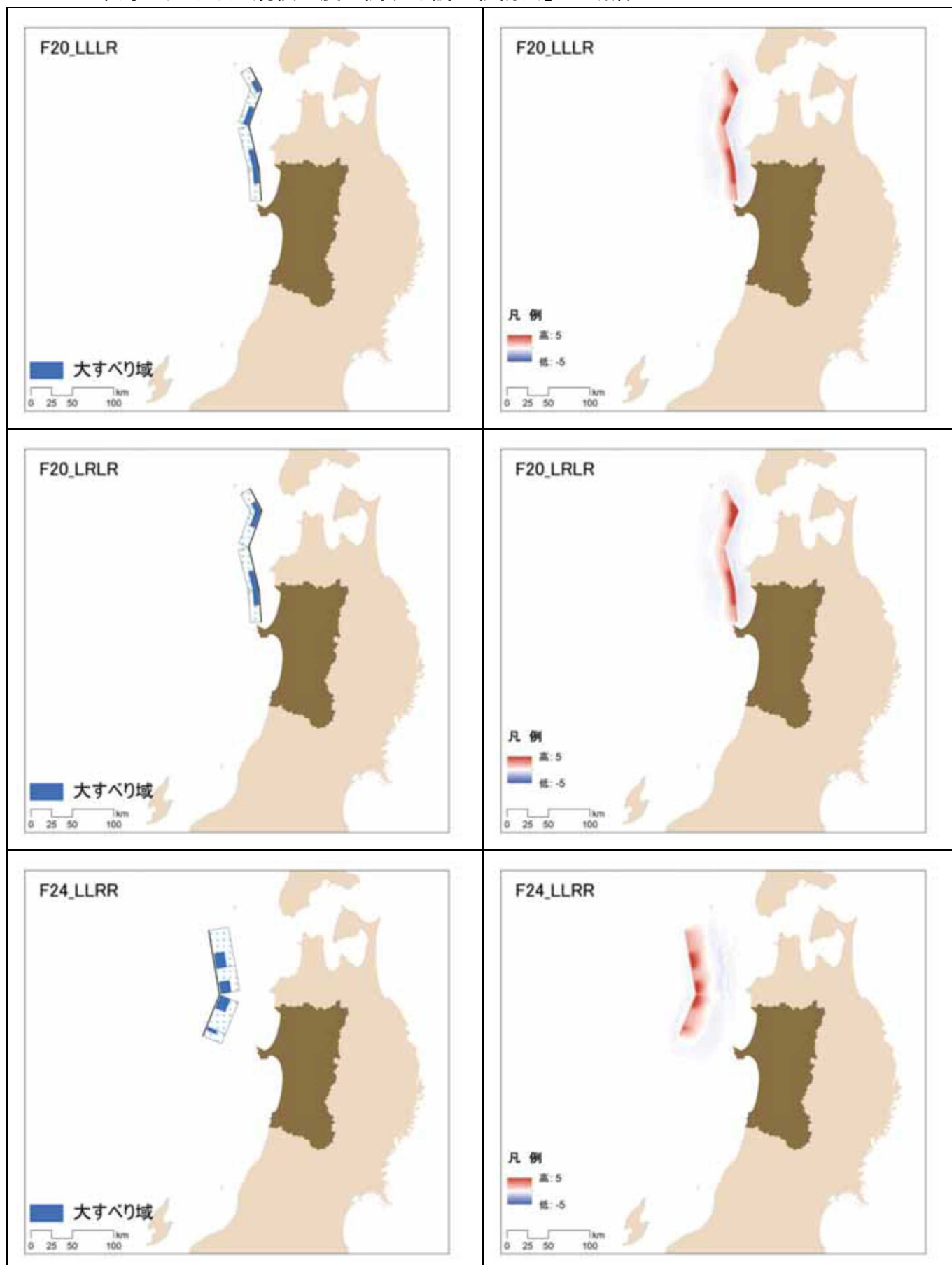
地域海岸名	ABC連動	AB連動	F20		F24			F28		F30		
			LLLR	LRLR	LLRR	LRLR	LRRR	LLR	LRR	LLL	LLR	LRR
八森	●	●	●	●	●							
能代	●	●										
男鹿	●					●	●			●	●	
秋田・船川港	●											

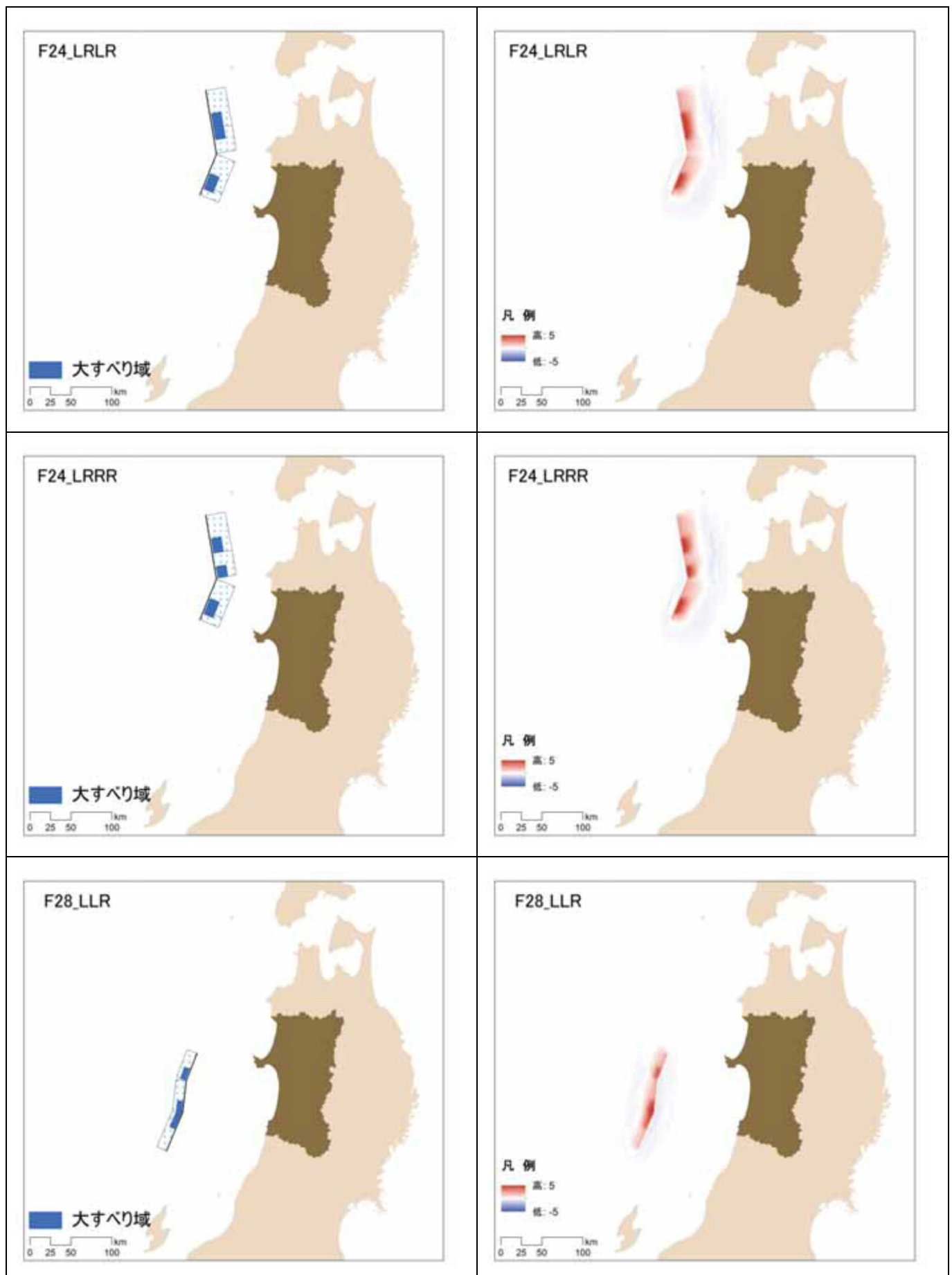
新屋・下浜	●											
由利	●											
鳥海	●							●	●			●

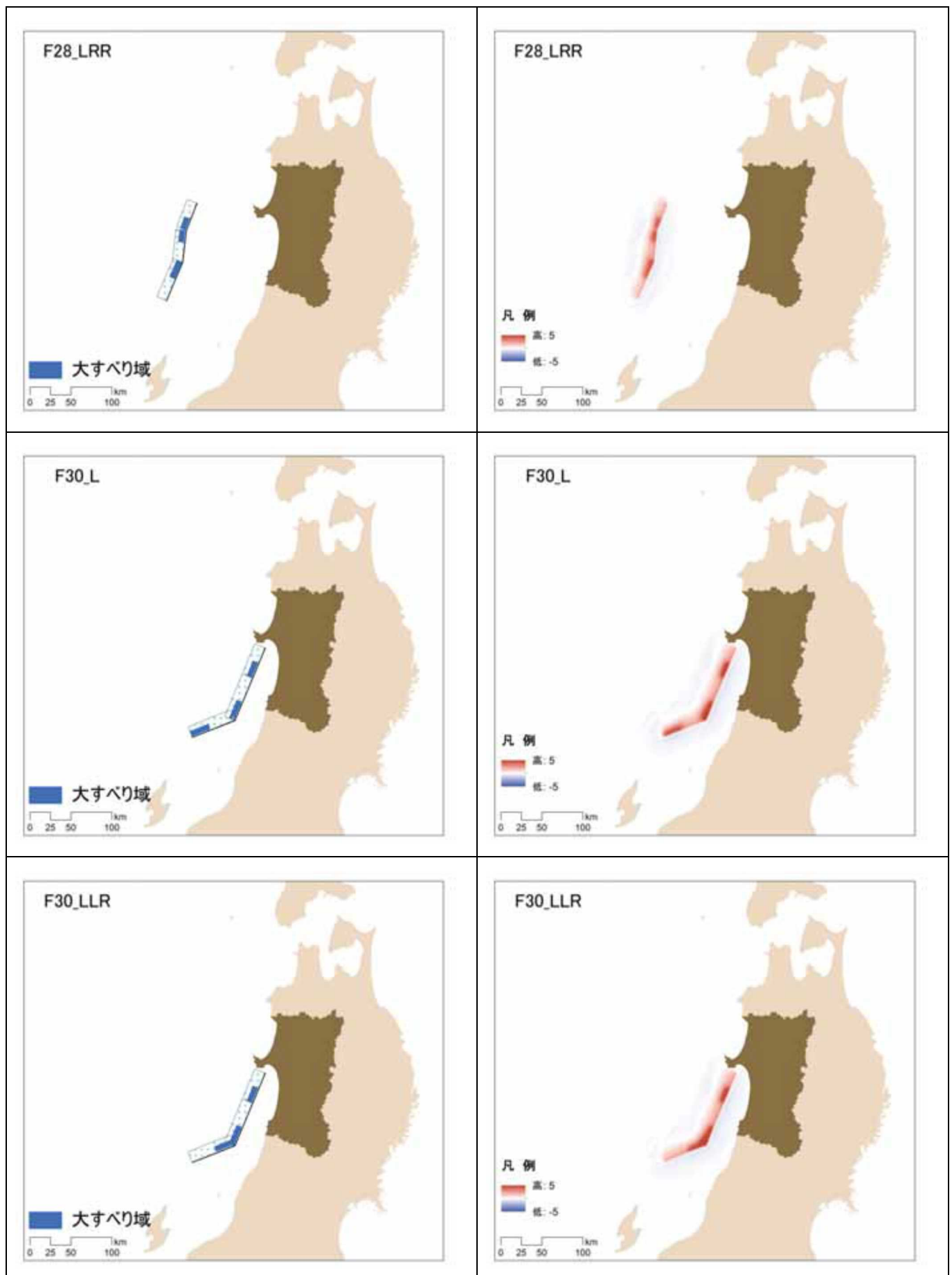
○「秋田県地震被害想定調査」の断層モデル（県独自断層）

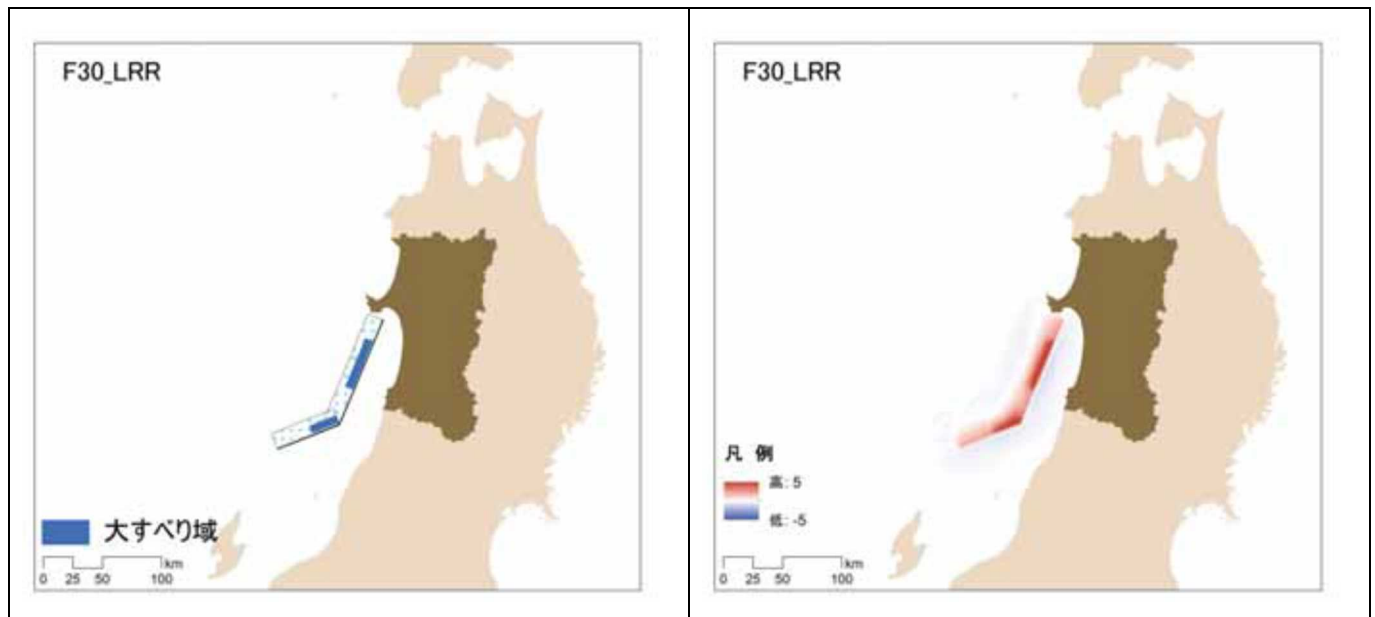


○「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の断層モデル









4 津波シミュレーション結果

(1) 最大津波高、最大波到達時間及び影響開始時間

市町名	地点名	最大津波高		最大波到達時間 (分)	影響開始時間 (分)	検討断層のうち 最短影響開始時間	
		(T. P. m)	【断層】			(分)	【断層】
はっほうちょう 八峰町	八森	14.1	【ABC 連動】	26	11 (11)	10	【AB 連動】
のしろし 能代市	落合	11.6	【ABC 連動】	28	11 (11)	10	【AB 連動】
みたねちょう 三種町	釜谷	12.4	【ABC 連動】	28	11 (11)	9	【AB 連動】
おがし 男鹿市	五里合	10.8	【ABC 連動】	26	9 (9)	9	【ABC 連動】
おがし 男鹿市	加茂青砂	9.8	【ABC 連動】	15	3 (3)	3	【ABC 連動】
かたがみし 潟上市	天王	11.6	【ABC 連動】	33	23 (23)	23	【ABC 連動】
あきたし 秋田市	新屋町	13.5	【ABC 連動】	36	11 (23)	11	【ABC 連動】
ゆりほんじょうし 由利本荘市	松ヶ崎	11.3	【ABC 連動】	33	10 (20)	10	【ABC 連動】
ゆりほんじょうし 由利本荘市	石脇	10.8	【ABC 連動】	31	9 (19)	9	【ABC 連動】
にかほ市	小砂川	10.1	【ABC 連動】	33	9 (18)	9	【ABC 連動】

注1：地点は、日本海中部地震において主な被害のあった場所や背後地等の地理的要因を踏まえて、「秋田県地震被害想定調査」時に定めた代表地点である。

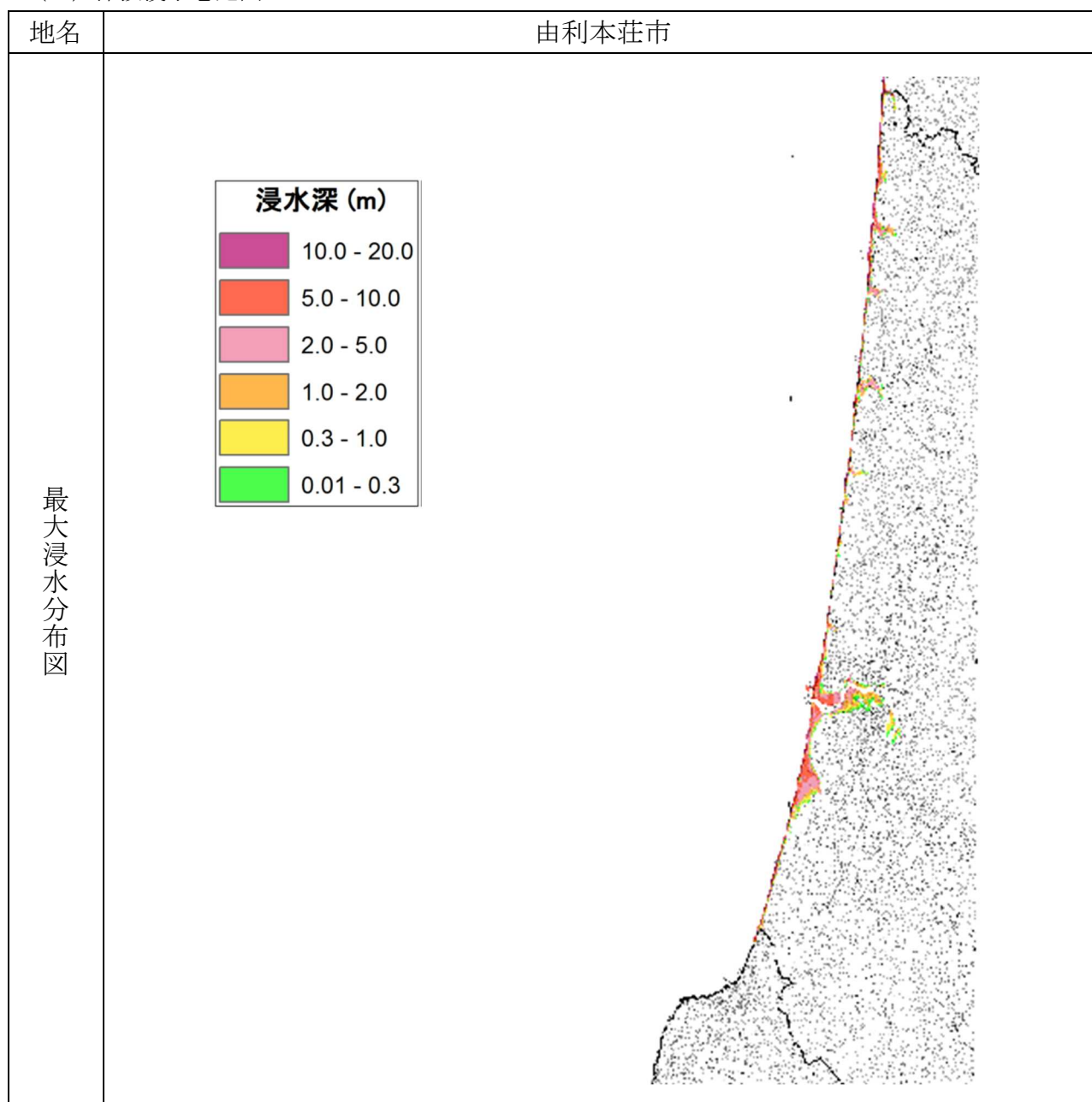
注2：【 】は最大津波となる断層、影響開始時間が最も早くなる断層をそれぞれ示している。

注3：最大津波となる断層による影響開始時間の括弧書きの値は、+20 cmの変動が生じる時間を示している。

《参考：代表地点の位置図》



(2) 津波浸水想定図



第4 津波観測体制

1 津波観測

気象庁は、各機関が設置した沿岸の観測点や沖合津波計等の潮位データをリアルタイムで監視し、津波警報等の発表時には速やかに津波の実況を津波情報として発表し、実況に基づき津波警報の切替え・解除等の判断に活用している。本市周辺で津波情報等に活用している観測点は、国土交通省港湾局の秋田と酒田、国土地理院の飛島などがあり、秋田と酒田には、大きな津波を観測するための巨大津波観測計（気象庁）が設置されている。また、国土交通省港湾局が設置した山形酒田沖、秋田男鹿沖のGPS波浪計は津波観測にも活用されている。

なお、津波観測とともに即時浸水予測システムの整備も検討している。

【津波予報区】

（令和4年4月1日現在）

津波予報区名称	区域
秋田県	秋田県の沿岸

第5 津波に関する知識

1 海溝型地震と津波

海底のプレート境界や海底の活断層で発生する地震で、M7程度から津波を伴う。

発生間隔は活断層より短く、地震の規模もM8を超える巨大地震が発生する。

津波は、水深の深い外洋では波高はあまり高くないが、沿岸部に近づくと、波高が高くなり沿岸部に被害をもたらす。

津波の第1波は、引き潮から始まる引き波と、押し寄せから始まる押し波がある。また、小さな引き潮の後に大きな津波が押し寄せるなど一様でなく、津波は第1波よりも2波、3波目が大きいこともある。

特に、沿岸部では外洋と比較し、水深が浅く又海底地形等の影響により、次のような現象が発生することがある。

◎ 浅水効果

外洋での津波の波長（波の山と山あるいは谷と谷の距離）は数10kmにもなり、速度は水深が深いほど速く浅いほど遅くなる。津波が水深の浅い沿岸に近づくと、波の先端ほど水深が浅く水深の浅い津波の先端部が減速するため、津波の前面に後方部が乗り上げるような形となって波高が高くなる。

◎ 集中効果

津波がV字型の湾内に入り込んだ場合、湾の両側から波が圧縮されるような現象が生じ、波高が高くなる。特に、狭い湾の奥になるほど波高が高くなる。

◎ 共鳴効果

津波の波長が湾の大きさの4倍程度である場合は、湾の奥における波高が次々と高くなる現象が生じる。このように、津波が湾の大きさに共鳴し波高が次々と高くなる現象を共鳴効果という。

◎ その他の効果

海底地形によって進路が屈折する現象などが加わる。

海岸から沖合いに向かって等深線が張り出すような海底地形を呈する箇所では津波の進路が屈折することにより集中する現象が生じる。これをレンズ効果という。

以上のような効果が重なり、時には、「屏風を立てたような」、又は「海の壁」と表現されるような津波が来襲することがある。

【津波の速度】

水深	速度	備考
水深4,000mの外洋	秒速…約200m 時速…約700km	ジェット旅客機の巡航速度と同程度
水深100mの沖合	秒速…約30m 時速…約110km	高速道路を走る車より少し速い程度
海岸部の浅瀬	秒速…約10m 時速…約36km	津波が目前に迫ってくると逃げるのは困難

第9節 積雪期における地震

第1 積雪期の気象状況

シベリア地方から吹き出す寒気は、日本海を渡るときに大量の水蒸気を補給し、強い積雲となって日本列島に上陸する。そして、これらの雲は、奥羽山脈にぶつかり雪を降らせる。

第2 過去の積雪期の地震災害

本市における積雪期の地震災害は記録されていない。

第3 積雪の地震に対する影響

積雪は地震災害に対し被害を拡大させ、応急対策の実施を阻害する要因と考えられる。

1 被害拡大要因

積雪が震災による被害を拡大させ、特に家屋被害、人的被害を拡大させる要因となることが想定される。

(1) 家屋被害の拡大

屋根上の積雪荷重により倒壊家屋が多く発生することが予想される。また、1階部分が周囲の積雪により支持されて安定していることから、2階部分の被害が多発することも予想される。

これらの家屋は融雪とともに全壊へ進むものと考えられる。

(2) 地震火災の拡大

家屋倒壊の増大と暖房器具の使用により、出火件数が増大することが予想される。また、各建物は大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすものと予想される。

しかし、通常の大火と異なり屋根及び建物の周囲に雪があるため、延焼速度は遅くなると予想される。

(3) 雪崩の発生

地震動により雪崩が同時多発することが予想される。特に降雪が多く積雪が不安定の場合は表層雪崩の発生も懸念される。

(4) 人的被害の多発

屋根雪の落下や後述する雪壁の崩落等のため、歩行者、道路進行中の自動車に被害が及ぶおそれがある。

以上の要因により、家屋や雪崩の下敷き、地震火災による人的被害が増大するおそれがある。

2 応急対策阻害要因

積雪が震災時の応急対策の実施を阻害し、著しく困難にすることが想定される。特に情報活動・緊急輸送活動・消防救助活動・重要施設の応急復旧活動に重大な支障を及ぼすことが想定される。

(1) 情報活動の阻害

道路や通信施設の寸断・復旧の遅延等により山間地では孤立集落が多発することが予想され、ま

た、積雪により被害状況の把握が困難となることが予想される。

(2) 緊急輸送活動

積雪時には除雪作業によって、道路上の雪が道路の両側に積み上げられることとなるが、これらの雪壁は、多雪地や豪雪時においては高さが3mを超えることも珍しくはない。

これらの雪壁が地震時に各所で崩壊し、道路交通の全面まひや人的被害の発生をもたらし、緊急輸送活動を著しく困難にすることが予想される。

(3) 消防活動

消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防活動は著しく困難になると予想される。

(4) 救助活動

倒壊家屋が大量に発生することが予想されるが、屋根に積雪があることから、埋没者の発見・救出は非常に難しくなると予想される。また、埋没者の救出が遅れた場合には凍死者が発生することもあると考えられる。

(5) 重要施設の応急復旧活動

復旧は除雪しないと被害箇所まで到達できないことや、地下埋設管を掘り出せないことなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため、短時間の復旧は極めて困難となることが予想される。

3 応急対策需要増加要因

り災者、避難者の生活確保や除雪作業等の面で応急対策需要を増加させることが予想される。

(1) り災者、避難者の生活確保

り災者、避難者の収容施設に対し暖房が必要不可欠であり、暖房器具・燃料等の大量の需要が見込まれる。また、毛布・被服等生活必需品も相当数必要である。

応急仮設住宅も積雪のため早期着工は不可能であり、避難生活も長期化することが予想され、り災者、避難者の生活確保のための対策も長期化、大量化することが予想される。

(2) 除雪

地震後も降雪が継続した場合、全ての応急対策は毎日除雪作業から始まることとなり、多大の労力を雪処理に費やすこととなる。

また、通常除雪作業にあたっていた人々の大部分が何らかの形で被災することとなり、除雪作業員の確保が困難となることも考えられる。

4 積雪期の地震対策

以上からわかるように、積雪期の地震は通常時の地震と全く異なる様相を示すことから、より長期・長大な地震被害を地域社会に与えるものである。

各機関は積雪期の地震という最悪の事態を想定し、地震対策を樹立することが必要である。

第10節 防災に関する調査研究計画

第1 計画の方針

災害は、広範な分野にわたる複合・複雑な現象で、その発生は地域的特性を有し、その防災対策を効果的に推進するためには、防災行政を担当する各分野において、それぞれの行政課題の面から、多様な災害の現象を科学的に解明する必要がある。特に本市は市域が広大で多くの種類の災害発生が想定されることから、地域特性に応じた調査研究等が必要となる。以下に、防災に関する調査研究の基本的考え方を示す。

1 関係機関との情報交換

国、都道府県、政令指定都市、中核市、その他市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にしてそれらの情報交換に努める。

2 図書・資料等の収集整理

市は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

3 専門的調査・研究

市は、宅地化の進展や都市化による地域の変貌状況や調査技術の進展に合わせて、随時総合的な防災特性の把握に努める。

また、新興住宅地の造成など土地利用の変遷にあわせ地震危険度調査・研究に努める。

第2 重点をおくべき研究分野

災害発生の予知、災害防止、被害の軽減及び災害復旧のために下記事項に重点をおいて研究計画をたて、その推進を図るものとする。

- 1 暴風、豪雨による災害
- 2 豪雪による災害
- 3 火山活動による災害
- 4 土石流、地すべり、崖崩れ等土砂災害
- 5 干ばつ・異常低温による災害
- 6 火災による災害
- 7 地震による災害
- 8 津波による災害

第2編 一般災害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 災害知識の普及計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理課） 消防本部（警防課） 教育委員会（生涯学習課・学校教育課・教育総務課）健康福祉部（こども未来課）総合支所	防災関係機関

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であり、市民一人ひとりがその自覚を持ち、平時から災害に対する備えと心がけが重要である。市及び県は、被害の防止、軽減の観点から、市民に対して、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、市民の理解と協力を得るものとする。また、災害発生時においては、初期消火など自らができる防災活動を始め、市、県及び防災関係機関による各種防災対策や救急・救助活動の実施、自主防災組織などの地域コミュニティ団体等の参加による訓練、並びに防災活動、さらに、企業及び関連団体等における災害予防対策の継続が被害の軽減に結びつくものである。

また、いつでもどこでも起こりうる大災害から人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実し、その実践を促進する「市民運動」を展開していくものとする。

このため、市、県及び防災関係機関は、平時から擬似体験施設や地震体験車などを活用した市民参加の体験型防災イベントや、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を含む各種研修会などを開催し、防災知識や災害時の対応などの普及指導に努める。加えて、指定避難所や仮設住宅等において被災者や支援者が性暴力やDVの被害者にも加害者にもならないための防災知識や災害時の対応などに関する普及指導に努めるとともに、併せて市民参加の防災訓練、各種研修会などを実施して防災知識の普及啓発を図るほか、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世へ伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

なお、施策の実施にあたっては、近年の高齢化傾向の特性や外国人居住者の増加傾向を踏まえ、特に高齢者や外国人等の要配慮者に配慮した防災教育を系統的に推進しておく必要があることに留意する。

第2 被災者に対する知識

防災知識の普及啓発は、台風や豪雨等の被災事例や災害の発生メカニズムなど基礎知識の説明に止まるものが多い。しかし、最も必要な知識は、自らが被災者となった場合の避難生活及び生活支援に関することであり、特に、被災者の生活支援、並びに住宅の再建支援に関する国、地方自治体及び公的又は民間金融機関における融資又は貸付制度など被災者の視点から捉えた知識が最も重要である。

1 避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、災害から自らを守るため、安全な場所に避難するなどの災害時の一連行動をとる際に支援を要する方々である。避難行動要支援者には高齢者を始め様々な様態の方がおり、様態に合わせた支援の必要性を知識として持つことが重要である。

特に、高齢者は、災害時に適切な避難行動をとれるよう、日頃より一人ひとりが地域と連携して、災害リスクや避難場所、避難のタイミングへの理解を深めることが必要である。このため、市及び県は、防災・減災への取組を実施する防災部門と高齢者の生活支援を核となり実施している地域包括支援センターやケアマネジャーなどの福祉部門との連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

2 避難者のプライバシー

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災の例を見ても避難所の多くは学校の体育館が充てられ、避難所における多くの事例では、避難者のプライバシーを守る間仕切りなどは設置されていない。

このため、市は、避難者のプライバシー保護に関する施策を早期に策定し、これを住民の知識として定着させるための啓発活動が重要である。

3 多様な視点、女性等の視点から捉えた支援

避難者に対する支援については、男女の特性を考慮せず、全て一律な支援が行われてきた。しかし、多くの避難所の運営事例から、男女の特質の違いを考慮した支援は不可欠であり、このため市は、女性の特質に考慮した支援マニュアルなどを早期に策定し、これを住民の知識として定着させる啓発活動の実施が重要である。

第3 防災関係職員に対する防災教育

市及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、災害に関する豊富な知識と適切な判断力を養成し、各機関における防災活動を円滑に進めるため、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）等の知見の活用に努めながら、以下のような防災教育・研修を実施する。

1 教育の方法

- (1) 講習会、研修会等の実施
- (2) 過去の災害現場の現地視察、調査等の実施
- (3) 災害応急対応マニュアルの作成・配布
- (4) 防災訓練の実施と防災訓練への積極的参加の促進

2 教育の内容

- (1) 由利本荘市地域防災計画の概要
 - ① 災害対策本部の設置について
 - ② 職員の任務分担について

- ③ 情報連絡について
- ④ 被害調査及び報告について
- (2) 防災知識と技術
- (3) 自然災害に関する一般知識
- (4) 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の取り扱い方法、応急手当等）
- (5) 防災関係法令の運用
- (6) 県総合防災システムの操作方法等
- (7) その他必要な事項

3 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する防災関係職員に対しては、作業の流れや必要な手続き、連絡先、配慮すべき事項等、現場での活動を具体的に想定した災害応急対応マニュアルを作成し、対策の周知徹底を図るよう努める。

4 研究会及び講演会の開催

危機管理課は、災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。

第4 一般市民に対する防災教育の普及

1 現況

日本海中部地震を契機として設定した「県民防災の日」（5月26日）をはじめ、大正12年の関東大震災による「防災の日」（9月1日）や「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」を中心に、防災意識の啓発及び防災訓練を実施して、防災知識の普及に努めている。

2 対策

市及び防災関係機関は、市民に対して、3日分の食糧・飲料水等の家庭備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災意識の普及啓発を図る。また効果的な広報媒体を活用して、防災に関する知識の普及を図る。

なお、高齢者や障がい者、外国人等の要配慮者については、別途講習会等を適宜開催し、防災知識の普及啓発を図る。

(1) 普及の方法

① 印刷物による普及

危機管理課及び防災関係機関は、広報紙に防災関係記事を掲載し、また、ハザードマップやパンフレット等を作成し市民に配布するなどして、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

② 講習会等の開催

危機管理課及び防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、市民に直接参加を呼びかけるほか、自主防災組織や事業所単位での参加も呼びかけ、

知識の普及、意識の高揚を図る。また、特に防火管理者、危険物取扱者等に対しては講習会を催す。

なお、テキスト中心では十分な教育効果が得られにくいとため、できるだけ体験・参加型の催しを組み合わせることとする。

③ 報道機関による普及

危機管理課は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道に対し、本市の防災計画及び災害注意事項等の資料を提供し、普及についての協力を依頼する。

④ 防災訓練を通じた教育

各種防災訓練を実施するとともに、防災訓練への市民の積極的な参加を促し、適切な応急活動の取得と防災知識の普及を図る。

⑤ 生涯学習

生涯学習の一環として、公民館活動等を活用し、防災知識の普及を図る。

⑥ その他の普及方法

- 1) 防災に関するビデオ・DVDの貸出
- 2) インターネット（ホームページ）の活用
- 3) 立看板等の提示
- 4) 防災に関する図画、作文等の募集

(2) 普及すべき内容

- ① 災害に関する一般的知識と過去の災害事例
- ② 市防災計画の概要及び市内の防災対策
- ③ 災害対策基本法及び関係法の周知徹底
- ④ 自主防災組織と活動状況
- ⑤ 平時からの取組
 - 1) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - 2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
 - 3) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
 - 4) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
 - 5) 自主防災組織への積極的な参加
 - 6) 避難場所、避難所の徒歩による確認
 - 7) 地すべり災害危険箇所など、災害危険箇所の確認
 - 8) 災害発生時における連絡方法（災害伝言ダイヤル 171 等）や、災害の態様に応じて取るべき手段・方法等について、家族で話し合い
 - 9) 市及び県等が開催する防災講演会や研修会等への積極的な参加
 - 10) 災害教訓の収集・整理・保存・伝承
- ⑥ 災害発生時の心得
 - 1) 避難情報の理解促進
 - 2) テレビ・ラジオ等による災害情報の収集

- 3) 防災行政無線、緊急速報メール、消防・防災メール等による避難情報及び被害情報の収集
- 4) 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令時に取るべき行動
- 5) 過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識やタイミングを逸しない適切な行動（正常性バイアス等に係る知識を含む）
- 6) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所と避難経路等の確認
- 7) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- 8) 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方と大規模広域避難に関する総合的な知識
- 9) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- 10) 「自分だけは大丈夫」と考えず災害に備えた早めの避難
- 11) その場に応じて最善を尽くす

第5 学校等を通じた防災教育の普及

1 現況

防災知識の普及については、各学校において計画的に実施されており、特に火災予防、避難方法などについては地域の実態等に応じた指導により、その徹底に努めている。

2 対策

学校等においては、特に避難、災害発生時の危険性及び安全な行動方法について、幼児・児童・生徒の発達の段階に即し、教育活動全体を通じた系統的・計画的な防災教育を推進する。中でも、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

学校における避難訓練は、地域との連携を図るため地域の一般市民に参加を呼びかけるなど活性化の工夫をし、継続して行うことが重要である。

また、市及び県は、学校における消防団員や自主防災組織員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

（1）県教育委員会の取組

- ① 各種研究会等を開催し、教職員の指導力を高める。
- ② 各学校等へ専門的な知識を有する外部指導者を派遣する。
- ③ 学校訪問者等により学校防災体制の確認と助言を行う。
- ④ 各学校等で指導の際に活用する副読本や学習参考資料等を提供する。

（2）各学校等の取組

- ① 学校防災体制の見直し
危機管理マニュアル・学校安全計画等の作成、見直しを行う。
- ② 幼児・児童・生徒に対する教育
各学校等は、幼児・児童・生徒の安全確保及び防災対応力向上のため、教科指導・学級指導・全体指導など教育活動全体を通じた防災教育を推進する。

③ 教職員に対する教育

各学校等は、教職員の安全確保・防災対応力向上のため、校内研修等を通じ、災害、防災に関する専門的知識の涵養を図る。

(3) 訓練計画の策定

校長などの施設管理者は、年度当初に市の指導及び支援を受け、学校等の立地条件などを考慮したうえ、災害時における幼児・児童・生徒の避難、誘導等の計画を作成し、その徹底を図るとともに、指導の方法などについて明確な計画を立てておくものとする。

(4) 連絡通信体制等の確立

校長などの施設管理者は災害の発生に備えて連絡通信体制等の確立について以下のような措置を講じる。

- ① 幼児・児童・生徒等の避難訓練、災害時の事前措置、事後措置及び保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図ること。
- ② 教育委員会、警察署、消防本部及び保護者への連絡網及び協力体制を確立すること。
- ③ 勤務時間外における職員の連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておくこと。
- ④ 防災対策として、平常時には学校安全委員会等を組織し、防災計画を策定するほか、日頃から防災体制の充実に努めること。また、災害発生時には学校防災本部等を設置し、幼児・児童・生徒等の安全確保のほか必要な業務にあたることができるよう、組織しておくこと。
- ⑤ 学校に避難所が開設される場合には、運営責任者である災害対策担当部局に協力し、運営にあたるため、学校防災計画に避難所となる場合の事項を定めておくこと。
- ⑥ 休日及び夜間等無人化している学校等については、警備会社等委託先との十分な連絡網を確立すること。

(5) 防災指導の充実

- ① 災害の防災知識の指導は、学校における教育課程に位置付けて実施する。合わせて登下校中や野外活動時などの不測の事態に備えた対処の仕方等事前指導の徹底に努める。
- ② 学校の行事として、防災訓練の実施及び防災施設等の見学会を行い、災害時における防災活動・避難等について習得するよう努める。
- ③ 社会教育や理科教育の一環として、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険度についての教育を行う。また、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(6) 教職員に対する防災研修

教職員等に対する防災研修は、災害時における幼児・児童・生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当、火災発生時の初期消火等災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。また、指導にあたる教職員は、日頃から災害時のイメージトレーニングを行い、緊急時に迅速な行動がとれるようにしておく。

(7) 防災訓練の実施

- ① 防災訓練は、学校行事などに組み入れ教職員全ての共通理解、さらには児童・生徒の自主性を重視の上実施するよう努める。

- ② 防災訓練は、学校の種別、規模等の事情に応じて毎年3回程度実施する。
- ③ 防災訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正・整備を図る。
- ④ 地域との連携を図るため、市（総合支所）が行う防災訓練に参加するよう努める。

（8）防災施設の整備

防災上重要な施設、設備、器具、用具等について定期的に点検を実施し、点検結果に基づく補強・改修などを速やかに実施する。特に、電気・ガスなどの露出配管部分については、安全点検項目の見直しを行い、老朽化等の把握に努める。

第6 防災上重要な施設の管理者等の教育

1 現況

防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育は、消防法等関係法令に基づき講習会等を実施して、資質の向上に努めている。

2 対策

（1）査察等を通じての現場指導

防災上重要な施設については、定期的に査察等を実施して、査察結果に基づく施設の改修又は維持管理の見直しなどを速やかに実施し、災害発生時における対処要領等の徹底に努める。

（2）講習会・研修会等の実施

- ① 防災管理者に対しては、講習会、研究会等を通じて、その職責を自覚させる。
- ② 事業所等の防災計画の習熟・検証、過去の災害対応事例、施設の構造及び緊急時における連絡通報体制などに関する研修会等を計画的に実施する。

第7 企業における防災教育・役割

企業は、災害時においてその役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、各計画の点検・見直し等を実施するなど、防災活動の促進に努める必要がある。

このため、市は、県の協力のもと各企業における防災意識高揚並びに防災力の向上を図るための、防災に関する取り組みの評価などを行うとともに、地域における防災訓練又は防災研修などへの積極的な参加を呼びかける。

第8 地域コミュニティにおける防災教育の普及推進

市及び県は、町内会、自主防災組織等の地域コミュニティにおける防災に関する教育・研修などの推進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

第9 防災に関する意識調査

市民等の防災に関する意識を正しく把握することは、防災対策上極めて重要である。このため、市は市民等の防災意識調査、アンケート調査等を必要に応じて適時実施し、市民等の防災に関する意見等を把握する。

第2節 自主防災組織等の育成計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理課）消防本部（予防課・総務課）総合支所	消防団

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合には、市や防災関係機関のみならず、市民が自主的に防災活動に参加し、災害の防止又は軽減を図るため、地域で助け合っていくことが必要不可欠である。市民自らが出火を防止し、初期消火を行い、被災者を救出救護し、計画的に避難することなどの防災活動を行うときは、市民が地域ごとに団結し、組織的に行動することによって、その効果が最大限に発揮できる。特に要配慮者の救出救護、安否確認、避難誘導等については迅速な対応が必要であり、自主防災組織の果たす役割は非常に大きいものとなる。

このため、地域に密着した自主防災組織の結成等を促進し、連携を図っていくものとする。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災組織及びその活動における女性の参画を促進するよう努める。

第2 地域住民等の自主防災組織

1 現況

本市には、行政の協力機関として自主防災組織が結成（組織化率 90.1%）されており、439 組織が地域に密着した自主防災活動に取り組んでいる。市は、今後も未だ組織化されていない町内会毎の自治組織を主体とした自主防災組織の結成に向けて指導に努める必要がある。

2 対策

（1）市

- ① 自主防災組織の結成並びに育成は、災害対策基本法の規定に基づき市が行う。
- ② 自主防災組織の結成を促進するため、市は次の事項を定める。

自主防災組織の必要性	地域住民による相互扶助の実践
自主防災組織の規模	町内会、学校区、地域コミュニティ団体などが組織の単位と考えられるが、結成にあたっては住民が連帯感を保つことができ、かつ日常生活上において無理なく活動できる規模
自主防災組織の育成	1 防災資機材の操作講習会、応急手当講習会、防災訓練などへの参加 2 県・消防機関等との協力によるリーダーの育成
防災資機材の整備	自主防災組織の活動に必要な防災資機材、活動拠点等の整備促進
関係機関との連携	市、消防機関等との連絡体制の整備
その他	自主防災組織の活動に必要な事項

(2) 自主防災組織

自主防災組織は、組織自らが作成する防災計画や市地域防災計画について、防災訓練や研修会などを通じ習熟と検証に努める。

また、防災活動に限らず、平時の活動についても創意工夫を凝らし、自主防災組織の形骸化防止に努める。

なお、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の責任ある地位に女性が複数含まれるよう努める。

【自主防災組織の主な活動項目】

平 時	1 情報の収集伝達体制の確立 2 火気使用設備及び器具等の点検 3 防災用資機材等の備蓄及び管理 4 地域の要配慮者の把握 5 災害教訓の伝承等、防災知識の普及活動 6 自主的な防災訓練の実施及び市・県主催の防災訓練への参加
災害発生時	1 初期消火の実施 2 被害状況等の収集・報告、命令指示等の伝達 3 救出救護の実施及び協力 4 避難誘導の実施 5 炊き出し及び救援物資の配分に対する協力 6 その他

第3 消防職団員・退職者との連携

消防職団員の専門知識と退職者の豊富な経験は、自主防災組織の結成に関するノウハウ、また活動面における豊富な実践経験であり、市は、これらの実績を踏まえ消防職団員及び退職者との連携を図ることが重要である。

第4 事務所の自衛消防組織等

1 現況

危険物取扱事業所は、それぞれの自主防災組織等を組織するものとしており、また、ガス取扱事業所ではLPガス協会、高圧ガス地域防災協議会等の指導のもとに、自主保安体制を確立することとしている。

2 対策

事業所は、消防法第8条の規定により、「消防計画」を作成するときは、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域の安全と綿密な関連がある場合には、地域の災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行える計画とする。

また、事業所は、自主的な防災組織の編成に努めるとともに、周辺地域の自主防災組織と綿密な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう努め、また、市が実施する防災事業に積極的に協力するも

のとする。

なお、その具体的な活動内容については、概ね次のとおりとする。

(1) 防火管理体制の強化

学校・病院・大規模小売店等不特定多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防本部等は出火の防止、避難誘導、初期消火体制の強化等を指導する。

また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている建物の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、災害時には事業所の協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

(2) 活動内容

- ① 消防訓練
- ② 従業員の防災教育
- ③ 情報の収集・伝達方法の確立
- ④ 火災その他の災害予防対策
- ⑤ 避難対策
- ⑥ 応急救護対策
- ⑦ 地域の防災活動への協力

(3) 危険物施設及び高圧ガスの関係事業者等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応急体制を確立するものとする。また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス取扱施設等に被害が出た場合には、防災機関のみでは十分な対応が図れないことも考えられる。このため、消防本部は危険物施設管理者に対し、自主防災体制の確立を図るよう指導する。

第5 地域住民及び事業所による防災活動の推進

市内各地域の住民と当該地域に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、地域の自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、地域住民等から上記提案を受けた場合、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3節 防災訓練計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理課） 消防本部（警防課） 健康福祉部（福祉支援課）	由利本荘警察署 その他防災関係機関

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

市は災害発生時に迅速かつ的確で冷静な行動をとるため、県、市、防災関係機関、並びに住民等それぞれがとるべき行動を想定した実践的な訓練を計画的に実施するとともに、必要に応じて、複合災害を想定した図上訓練及び実動訓練の実施に努めるものとする。

防災訓練は、地域防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連絡体制の確立、防災関係機関と住民との間における協力体制の確立、住民に対する防災知識の普及啓発、さらに、地域防災計画の検証などに副次的な効果がある。

実施に当たっては、高齢者や傷病者などの避難行動要支援者に対する安全な避難誘導、また大規模災害発生時における避難所の開設及び運営について、平日昼間、夜間、休日等様々な条件を想定し、保育所、小・中学校等や、企業、自主防災組織等と連携し、女性も参画した地域の災害リスクに基づく防災訓練を定期的に実施する。また、避難経路の確認や避難所の開設・運営等について、事前学習、訓練、評価と見直しを繰り返し、日頃からの備えを行う。

また、訓練において、特定の活動（例えば、避難所における食事作り等）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにする。

訓練後に評価を実施して課題等を整理し、必要に応じて体制の改善を図る。

第2 現況

市及び各防災関係機関は、市地域防災計画及びそれぞれの防災業務計画に基づいて各種訓練を実施しており、災害応急対策に必要な実践的能力の向上はもとより、一般市民に対する防災思想の普及啓発のうえからも防災上極めて重要な役割を担っている。なお、各種訓練における災害発生のはazardマップを活用している。

第3 訓練の区分

1 図上訓練

風水害等一般災害が発生したことを想定し、その他災害に対処する関係機関、団体の予防措置、応急対策など実員を使って訓練を行うことが出来ない場合、又は、指揮能力を養成する訓練などを行う場合に実施する。その訓練実施項目は概ね次のとおりとする。

- (1) 応急対策に従事し、又は協力する者等の動員及び配置
- (2) 復旧資材、救助物資等の緊急輸送
- (3) 緊急避難及びこれに伴う措置

2 実動訓練

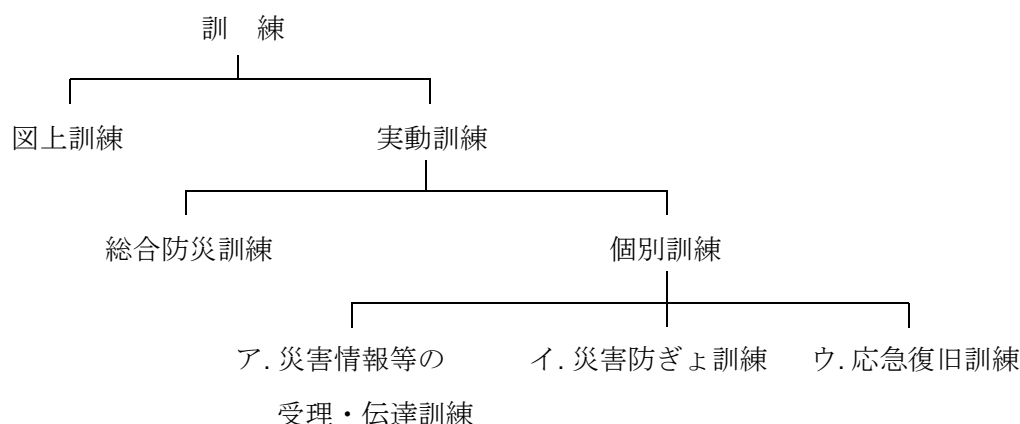
実際の災害を想定して、総合的又は個別的に実施する。

(1) 総合訓練

風水害等一般災害が発生したことを想定し、市、県及び防災関係機関等は、水防協力団体、自主防災組織、NPO・ボランティア等関係団体及び避難行動要支援者を含めた地域住民の参加協力による各種訓練を総合的に実施するものとする。

(2) 個別訓練

市、防災関係機関、関係団体が個別にその事務に関連した訓練種目を選定して、訓練を実施する。



第4 訓練の種別

個別訓練にあたって、市及び防災関連機関は次のような訓練を実施する。

1 災害情報等の受理・伝達訓練

市は、風水害等一般災害が発生したことを想定し、災害情報の収集・伝達及び被害状況の収集・報告等、迅速かつ的確な災害状況の把握を行い防災体制を確立できるよう、定期的に災害情報等の受理・伝達訓練を行う。また、有線及び県総合防災情報システムが使用不能になったときの通信連絡の確保についても十分な検討と体制の整備に努める。

2 災害防ぎょ訓練

災害による被害の拡大を防ぎよするための訓練は、主として次のとおりとする。訓練の計画にあたっては、強化すべき課題を明確にし、実態に即した訓練となるよう配慮するとともに、実施回数を増やし、市全体の平時からの危機管理意識の向上を図る。

- (1) 災害情報収集・伝達訓練
- (2) 職員の動員訓練（現地災害対策本部への応援要員派遣訓練）
- (3) 災害対策本部設置、運用訓練（現地災害対策本部の設置及び本部との連携訓練）
- (4) 緊急輸送訓練
- (5) 消防訓練
- (6) 海難救助訓練
- (7) 避難訓練

- (8) 災害防護活動従事者の動員訓練
- (9) 必要資材の応急手配訓練
- (10) 大規模停電を想定した訓練
- (11) 関係機関との連携による広域避難を想定した実践型の訓練
- (12) 感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練
- (13) その他

3 応急復旧訓練

応急復旧訓練は各施設管理者等が実施主体となつて行う。災害の応急復旧を実施するための訓練は、概ね次の項目について行う。

- (1) 道路交通の確保
- (2) 復旧資材、人員の緊急輸送
- (3) 決壊堤防の応急修復
- (4) 水道、ガス、電力、通信施設等の応急修復
- (5) 危険物等の災害防止応急復旧

4 防災訓練の事後評価

防災訓練実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集するなどの方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき防災体制や防災活動要領等の改善について検討するものとする。

特に、現地災害対策本部の設置及び本部との連携訓練、現地災害対策本部への応援要員派遣訓練等については、訓練実施後に関係者相互の意見交換等を実施し十分な成果及び問題点の点検・評価を行い、防災体制や防災活動要領等の改善について見直しも含めて検討するものとする。

第5 総合防災訓練の実施方針

1 現況

防災週間中に、市及び各防災機関、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら市内各地域において災害予防と災害応急対応を中心に訓練を実施している。

2 目的

各種災害が発生したことを想定し、市及び防災関係機関、地域住民等が有機的に結合し、実効のある各種訓練を実施することにより、災害の予防と災害応急対策等の防災活動が迅速かつ的確に実施できるようにするとともに、市民の防災意識の高揚等を図る。

3 実施計画

毎年度、次に掲げる事項について実施要綱を定め実施する。

(1) 実施時期及び場所

原則として防災週間中に、毎年地域を定めて、防災関係機関、地域住民等の合同訓練を実施する。

(2) 参加機関

- ① 市各部署
- ② 防災行政関係機関等
- ③ 自主防災組織等
- ④ 地域住民

(3) 訓練項目

気象情報発表伝達、交通規制、避難誘導指示情報の伝達、災害対策本部設置、通信（情報収集）、救護所設置、緊急・特設公衆電話設置、救難救助、炊き出し、給水、都市ガス施設応急復旧、災害ボランティア受入れ、負傷者応急手当、初期消火、水道施設応急復旧、血液輸送、事故車両救出救助、火災防ぎょ（危険物施設、ビル、林野、街区）

【由利本荘市防災訓練計画表】

区分		実施主体	実施時期	実施場所	実施方法
個別訓練	水防訓練	消防団	入梅前	適 宜	図上又は実動訓練、必要に応じ国及び県と合同で実施する。
	通信訓練	由利本荘市 消防団 町内会	県民防災 意識高揚 強調週間	地域全域	気象予警報、災害情報、命令指示、報告要領を所要の通信手段を使って訓練、必要に応じ動員訓練などと並行して実施する。
	動員訓練	由利本荘市 消防団	県民防災 意識高揚 強調週間	由利本荘市役所 各総合支所	応急対策を実施するため必要とする職員等を迅速に招集できるよう訓練、必要により通信訓練と並行して実施する。
	避難訓練	各施設管理者 由利本荘市 町内会 自主防災組織	防災週間	各施設	被災のおそれのある地域内及び学校、病院、育児施設、福祉施設、集会所等の建物内からの避難訓練、必要に応じ消防水防訓練と並行して実施する。
	炊出し、 給水訓練	由利本荘市 町内会 自主防災組織	防災週間	適 宜	関係機関の協力を得て炊出し、給水について訓練、必要に応じ消防、水防訓練等と並行して実施する。
	医療救護 ・応援 手当訓練	由利本荘市 町内会 自主防災組織	適 宜	適 宜	関係機関の協力を得て負傷者に対する医療救護訓練又は自主防災組織による応急手当等を訓練と並行して実施する。
総合防災訓練		由利本荘市	防災週間	地域持回り	関係機関、地域住民が一体となって予想される災害に、即応できるよう総合的に訓練する。
		秋田県	防災週間	県内市町村（輪番制）で実施	県が主催する総合防災訓練に積極的に参加し、防災活動能力を向上させる。
冬期防災訓練		秋田県	適 宜	県内市町村（輪番制）で実施	冬期間における冬期特有の災害を想定した訓練を実施する。

区分	実施主体	実施時期	実施場所	実施方法
消防訓練	消防本部 消防団	火災予防 運動期間 (春、秋)	適 宜	図上又は実動訓練、必要に応じ国及び県と合同で実施する。

4 訓練の実施範囲

(1) 市地域防災計画に定めた訓練

水防管理団体、自主防災組織、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民と連携した訓練に重点を置くものとする。

(2) 県主催の防災訓練への参加

(3) 関係機関等が主催する防災訓練への参加

(4) 市町村共同による訓練

(5) その他必要に応じた防災訓練

第4節 災害情報の収集、伝達計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理課）企画振興部（広報課） 企業局 消防本部（通信指令課）	防災関係機関

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

災害が発生した場合には、短時間に大量の情報が発生することになる。よって、被害内容や被災者に関する情報の収集と分析、対応の伝達・指示など、応急対策の速やかな実施を図るために、情報を円滑に流通させることが極めて重要となる。防災関係機関は、情報の収集・伝達を、人・組織の面でも機器設備の面でも支障なく実行できる体制を整備する。

さらに、災害時には、通信施設の損壊や送電線の切断等の通信機能への多大な被害が予想されるため、複数ルートによりバックアップされた情報通信システム等の検討を行うなど、防災関係機関との連絡や災害対策本部の情報収集・伝達機能の確保を図る。

なお、市及び県は、災害情報を一元的に把握し共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部等の機能の充実・強化に努めるとともに、秋田県情報集約配信システムによりＬアラートへ発信する災害関連情報等の多様化や、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

第2 情報収集・伝達体制

1 情報通信設備の整備

（１）由利本荘市防災行政無線

災害時の情報の伝達は、市役所を中心として、由利本荘市同報系防災行政無線を使用する。

（２）由利本荘市サイレン吹鳴装置

矢島、鳥海地域に配備されているサイレン吹鳴装置を活用し、地域住民に情報伝達する。

（３）県総合防災情報システム

市及び防災関係機関は、県総合防災情報システム端末により、気象・災害等の情報を収集する。

（４）緊急速報メール、消防・防災メール

市は災害の発生のおそれがあり、避難指示等を伝達する手段として携帯電話事業者の運営による緊急速報メール（エリアメール）を活用する。また、市で運営している消防・防災メールも活用する。

（５）インターネット（「X（旧ツイッター）」等のソーシャルメディア）

市は、Ｌアラート（災害情報共有システム）、衛星携帯電話、携帯電話メールシステム、ケーブルテレビ網、「X（旧ツイッター）」等のソーシャルメディアなどを活用し、被害情報等の収集及び伝達に努める。

（６）全国瞬時警報システム（J－ALERT）

市は、全国瞬時警報システム（J－ALERT）の情報から防災行政無線等により自動的に住民への災害情報を広報できるシステムを構築する。

(7) 一般電話

非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急を要する通信は、次にあげる電気通信事業用通信施設を優先的に使用する。なお、防災関係機関は、非常、緊急通話に使用するため、既設の電話機をあらかじめ「災害時優先電話」として指定しておくものとする。

- ① 電気通信法に基づき、電話取扱支店の承認を受けた災害時優先電話
- ② 災害地の指定避難場所等に設置された有線、又は可搬型衛星通信装置による特設電話

(8) 携帯電話の不感地域の解消

市域には携帯電話の不感地域が存在する。携帯電話は災害時の情報通信手段、安否の確認等に有効な通信手段であることから、事業者との協力のもと、市域内の携帯電話不感地域の解消に努める。

(9) 衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信や公共安全LTE（PS-LTE）などの移動通信系の活用体制の整備について努めるものとする。

(10) 県は、災害時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

2 情報収集・伝達ルートの確立

(1) 災害時には、警察や消防、自主防災組織の防災リーダー、さらに市職員を通じて市の災害対策本部に情報を集約し、被害状況の早期把握ができるように平時から伝達ルートの構築に努める。

(2) 災害時には、災害対策本部から各防災関係機関への指示や応援要請を行うとともに、さまざまな環境下にある市民、要配慮者利用施設等や職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、市民の生命・財産を守り、的確な対応へと導くための情報を伝達する。

また、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(3) 情報収集・伝達が災害時にも有効に機能するよう、収集・伝達ルートの多重化や各機関の役割の明確化などに配慮して整備する。また、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。さらに情報の孤立化が予想される集落については、避難所等に有効な通信機器を整備し、情報の収集・伝達ルートを確保する。

(4) 災害初期の混乱期に迅速な情報収集・伝達を行うため、あらかじめ情報関係の要員を指定・確保しておくものとする。各種情報通信機器等が万が一全て使用不能となった場合は、人による情報の収集・伝達を行う必要があることも想定して、要員を指定・確保をしておくものとする。

3 被害状況の収集

(1) 収集すべき情報の内容

災害発生後、直ちに収集すべき情報は、概ね次のとおりとする。

- ① 人的被害
- ② 物的被害

③ 機能的被害

(2) 収集の実施者

被害状況に関する情報の収集の実施者は、毎年4月に、各部において担当者を定める。また、これを危機管理課に提出する。

(3) 多様な情報収集手段の活用

機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

4 予警報伝達体制の整備

市は、県及び報道機関等と相互に協力し、災害に関する予警報等の伝達徹底について必要がある場合、あらかじめ県が締結している協定（災害対策基本法第57条）の円滑な運用を図るものとする。

また、伝達徹底のため、非常通信の利用（電波法第52条、災害対策基本法第57条）についても考慮し、体制の整備に努める。

5 災害広報体制の整備等

(1) 被災者への的確な情報伝達体制の整備

① 市、放送事業者及びライフライン関係機関等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

② 市、放送事業者及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

③ 広報を行うにあたっては、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に十分に配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施する。

(2) 報道機関との連携体制の整備

各防災機関は、災害時の広報について協定の締結等報道機関との連携体制の構築に努める。

(3) 災害用伝言ダイヤル（171）活用体制の整備

大規模な災害が発生し、被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる「災害用伝言ダイヤル」について周知しておく必要がある。

また、災害時においてNTT東日本が「災害用伝言ダイヤル」の運用を開始した場合における広報体制について、市はNTT東日本と協議しておく。

第3 非常用電源の確保

大規模な災害が発生した場合には、停電の影響で、情報通信システムに電源が供給されず、その機能が停止することで、災害情報等の迅速かつ確実な収集及び伝達ができなくなるおそれがある。

このため、防災行政無線等の情報通信システムを長時間にわたり安定して稼働させるため、日頃から不測の停電に備えた電源の確保対策として、非常用発電機等の非常用電源を設置しておくことが極めて重要である。

市及び関係機関は、災害発生後も住民や避難者に継続的に適切な防災情報を提供するため、各種防災システム（市防災行政無線、緊急速報メール、インターネット、消防無線等を含む）の非常用発電機等の整

備に努める。

なお、非常用発電機を整備した際は、常に十分な燃料の確保と定期的な点検等による品質の保持に努めるとともに、浸水等により停止しないよう、機器を浸水想定の高さ以上に設置し、又は浸水対策を施すものとする。

また、システムの構築又は機器の更新にあたっては、停電を想定した非常用電源の確保対策について十分な検討を行い、非常用発電機、無停電電源装置及びバッテリー等の新設又は増設についても考慮する。

【考慮すべきポイント】

- ① 非常用電源を確保すべき時間
- ② 非常用電源（発電機等）の設置高さ、浸水対策
- ③ 保守管理の頻度、更新の考え方等

第4 情報の共有化

市、県及び関係機関は、相互に情報の共有化を図るため、日頃から防災訓練等を通じ情報の伝達経路及び連絡体制を検証し、提起された課題を整理・検討の上実践的な施策等の策定に努めるものとする。また、市、県及び公共機関は、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、国の共通のシステム（総合防災情報システム及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク））に集約できるよう努めるものとする。

第5 収集した情報の分析整理等

市及び県は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用するよう努めるものとする。加えて、被害情報や関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索できるよう、最新の情報通信関連技術の導入や、必要に応じて災害対策を支援する地理情報システムの構築に努める。

また、市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集や蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップや防災マップによる災害危険性の周知などに生かすものとする。

第5節 通信・放送施設災害予防計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理課） 消防本部（通信指令課）	由利本荘警察署 NTT東日本 NTTドコモ KDDI ソフトバンク その他関係機関

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

災害から通信及び放送施設を防護するために各機関は、保有する施設の改善と保守体制の強化に努めるとともに防災関係機関相互の通信確保を図る。

第2 通信施設

災害時の通信の基本となる防災行政無線等の無線通信に加えて、災害時に取り交される多種多様な情報を扱うため、さまざまなレベルの情報通信手段を活用したネットワークを形成する。

1 現況

市において災害時に情報収集、又は情報連絡に使用する通信施設の現況は、次のとおりである。

- (1) 同報系防災行政無線
- (2) 災害時優先電話
- (3) 災害時用公衆電話
- (4) デジタル簡易無線
- (5) 秋田県総合防災情報システム
- (6) IP無線機
- (7) 衛星携帯電話

2 対策

(1) 防災行政無線の整備

災害時における各種情報の伝達及び被害状況の把握を確実にできるよう、防災行政無線の整備に努めるとともに、既存の設備については、常に点検を行い、機能の維持に努める。

(2) 消防無線の整備

消防無線には周波数別に、消防波、救急波、本荘波、主運用波、統制波1、統制波2、統制波3がある。本市では、広域応援体制による消火活動を円滑に実施するとともに、災害時の情報収集・伝達手段のひとつともなる消防無線の整備に努める。

(3) 情報通信設備の耐震化

情報通信設備の耐震化対策を十分に行い、災害時の機能確保に留意するものとする。

① バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

② 非常用電源の確保

災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

③ 耐震化、免震化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施すものとする。

第3 警察無線施設

1 現況

警察では、独自に整備・維持管理している無線多重回線（マイクロ回線）、電気通信事業者の専用回線、衛星通信回線等の多様な回線により、警察本部、警察署、交番・駐在所等を全国的に結んでいる。これらの回線を基盤として、警察電話、移動通信システム等の各種情報通信システムを整備している。

また、無線多重回線（マイクロ回線）等2ルート化やIP化を図るほか、回線や各種情報システムの状況を常時監視し、緊急時の応急措置をとるなどの維持管理を行うことにより、高い信頼性・耐災害性を実現している。

2 対策

- （1）災害発生時においても通信が途絶することがないように警察通信施設の整備を図る。
- （2）災害発生時においても個々の施設の機能を維持するため、停電時における通信の確保のための非常用電源の確保及び警察通信施設の耐震性の向上に努める。
- （3）警察通信施設の定期点検を徹底し、障害の防止に努める。また、障害発生時においても早期に機能を復旧できるよう、平素から保全用物品の整備を図る。
- （4）大規模災害の発生に備え、あらかじめ災害時における運用体制を検討する。また、災害発生を具体的に想定した実践的な通信訓練を定期的実施する。

第4 NTT東日本秋田支店施設

1 現況

各交換所間の中継通信回線は、ケーブルの地下化や有線と無線方式の併用などにより、災害に強い信頼性の高い通信設備の設置を図っている。

また、災害発生時における通信を確保するため、臨時回線や臨時公衆電話を設置するため、ポータブル衛星通信車を配備している。

2 対策

（1）建物及び局内外設備

被災を未然に防止するため、電気通信設備及び建築等について、耐水、耐風、耐雪、耐震、耐火構造としている。

（2）災害時に備えての通信の確保

- ① 通信の途絶を防止するため、主要な伝送路を多重ルート構成とする。
- ② 被災した電気通信設備等を迅速かつ確実に復旧するための災害対策用機器、及び資材等の整

備を図るとともに、災害時の輸送を円滑に行うための措置計画を具体的に定める。

- ③ 安定した通信を確保するため、主要な電気通信設備について、予備電源を措置する。

(3) 災害時措置計画

災害時等において、通信不通地域の解消、又は重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び運用措置に関する措置計画表を作成する。

(4) 災害時の広域応援等

- ① 広範囲な地域において災害が発生した場合は、必要により全国的規模も視野に入れた広援班の編成、災害対策用機器及び資材の確保と輸送体制、応援者の作業体制などを整備する。

- ② 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に社員の非常招集、非常配置及び社外機関に対する応援又は協力の要請方法等について具体的に定める。

(5) 防災訓練の実施

- ① 社内訓練のほか秋田県総合防災訓練並びに由利本荘市総合防災訓練をはじめとする地方自治体等が実施する防災訓練へ積極的に参加し、復旧技術の向上に努める。

第5 NTTドコモ東北支社秋田支店施設

1 現況

(1) 電気通信設備等の高信頼化

災害から防護するため、電気通信設備等の耐水、耐風、耐雪、耐震、耐火対策を実施する。

(2) 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、通信網の整備を行う。

(3) 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

2 対策

(1) 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。

(2) 災害対策用資機材等の確保と整備

① 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資機材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

② 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

第6 KDDI株式会社（東北総支社）施設

1 現況

(1) 災害に強い電気通信設備を目指して

大規模災害に備えて、電気通信設備等の耐水、耐風、耐雪、耐震、耐火対策を実施。

(2) 災害時の電気通信システム信頼に答えて

災害が発生した場合においても通信を確保するため、車載型基地局、移動電源車、非常用発電機の配備等を実施。

(3) 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置及び網装置に関する措置計画を、該当部門が作成し、早期の復旧を図る。

2 対策

(1) 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。

(2) 災害対策用資機材等の確保と整備

① 災害対策用資機材等の確保

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所及び数量を定め、機器及び車両等を配備する。及び必要に応じて、全国へ支援を依頼し、総合的に早期復旧に努める。

② 災害対策用資機材等の確保と整備

① 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資機材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

② 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

(3) 防災訓練の実施

社内訓練のほか、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練へ積極的に参加し、復旧技術の向上

に努める。

第7 ソフトバンク株式会社（仙台事業所）施設

1 現況

（1）電気通信設備等の高信頼化

災害から防護するため、電気通信設備等の耐水、耐風、耐雪、耐震、耐火対策を実施する。

（2）電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合に通信を確保するために、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化及び予備電源の設置等を行う。

（3）災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置及び網装置に関する措置計画を作成し、現行化を図り、実施する。

2 対策

（1）災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬車両その他防災用機器等を配備する。

（2）災害対策用資機材等の確保と整備

① 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から災害対策用資機材の確保に努める。

② 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

③ 災害対策用資機材の整備点検

災害時対策用資機材について、整備点検を行い非常事態に備える。

④ 非常食及び生活用備品等の備蓄

非常事態に備え食糧、飲料水、医療品、被服、生活用備品等を備える。

第6節 水害予防計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理課）建設部 産業振興部 消防本部（警防課）	国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所 由利地域振興局（建設部、農林部） 秋田地方气象台 消防団

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

梅雨、台風のような気象条件下で多雨、集中豪雨、強風等により、河川、ため池等の施設が決壊し、又は破損した場合は、水害となって大きな損害をもたらすおそれがある。

このため、市は、水防体制を確立し、水防団を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、「由利本荘市水防計画」に基づいて水防要員の確保と水防資機材の備蓄に努め、未改修河川の整備促進を図る。

また、洪水により相当な被害を生ずるものとして指定された河川（水位情報周知河川）について、氾濫危険水位等を周知するほか、その他の河川についても、雨量の情報の活用等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、河川管理者から河川水位等の情報を提供を受けるものとする。さらに、国及び県は、市による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるとともに、県は、緊急の際における立ち退き指示、あるいは水防に要する資機材の融通などを通じ、市が行う水防活動に必要な支援措置を図るものとする。加えて、市及び県は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供のほか、災害時にとるべき行動について普及啓発に努めるものとする。

複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」等を活用し、国、県に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築し、地域特性に応じた防災・減災対策の強化に努めるものとする。

加えて、市及び県は、水害リスクを踏まえたまちづくりに向け、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮等に対するリスクの評価を検討し、特に豪雨や洪水のリスクの評価に当たっては、浸水深や発生頻度等を踏まえるよう努める。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

あわせて、市は、河川、下水道（雨水）について築堤、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠、内水排除施設等の整備等を推進するとともに、出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるほか、河川、下水道（雨水）等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により、洪水被害の軽減に努める。

第2 浸水想定区域の指定

1 洪水浸水想定区域

国土交通大臣及び知事は、洪水予報河川及び水位周知河川（以下「洪水予報河川等」という。）について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減

を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表し市長に通知する。

また、市長は、浸水洪水想定区域に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

なお、市長は、浸水想定区域にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

【国管理河川における洪水浸水想定区域の公表】

(令和4年4月末現在)

水系名	河川名	指定公表年月日
子吉川水系	子吉川	平成29年1月20日
	石沢川	平成29年1月20日

【県管理河川における洪水浸水想定区域の公表】

(令和4年4月末現在)

水系名	河川名	指定公表年月日
子吉川水系	芋川	令和元年9月13日

2 高潮浸水想定区域

知事は、水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するとともに、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表し市長に通知する。

第3 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

1 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

情報の伝達を受けた場合、危機管理班は、住民の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、伝達手段の優位性等の特性を考慮し、速やかに一般市民、防災関係機関、学校等の公共的施設、要配慮者利用施設、その他関係のある公私の団体に、複数の手段を用いて確実に伝達する。

2 避難場所及び避難経路に関する事項

避難場所及び避難経路に関する事項については「第1章 第20節 第2 避難場所、避難路等」を参照のこと。

3 洪水又は高潮に係る避難訓練に関する事項

洪水又は高潮に係る避難訓練に関する事項については「第1章 第3節 防災訓練計画」を参照のこと。

4 浸水想定区域内の要配慮者利用施設について

法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内の主として高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に防災上の配慮を要する者が利用する下記施設には、避難に要する時間を考慮し、確実な伝達に努めるものとする。

- (1) 社会福祉法第2条に規定される「社会福祉事業」を営む事業所の内、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、保育所、児童福祉施設、保護施設等
- (2) その他、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設として、小中学校、特別支援学校、幼稚園、病院・診療所等

なお、市の要配慮者利用施設は、資料編に記載したとおりである。

これらの施設については、市は、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法をあらかじめ協議するものとする。

5 その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する避難確保計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

避難確保計画では次の事項を定めることとする。

- ① 洪水時の防災体制に関する事項
- ② 洪水時の避難の誘導に関する事項
- ③ 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ④ 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ⑤ 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する事項
 - ア 市、その他関係機関との連絡調整、自衛水防組織が行う業務に関する活動要領
 - イ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練
 - ウ その他必要な事項
- ⑥ その他、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第4 洪水・高潮ハザードマップの作成等

市は、国及び県から浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において定められた上記第3①～⑤に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布やインターネットを利用した提供その他必要な措置を講じる。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてある

こと、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第5 発令基準の設定等

1 洪水等に対する発令基準

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、指定河川洪水予報、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)等、水位周知下水道については、雨量情報、浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル(洪水警報等の危険度分布)等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

国〔国土交通省、気象庁〕及び県は、市に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

2 高潮に対する発令基準

市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するよう努めるものとする。国〔国土交通省、気象庁〕は、市に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

第6 河川施設

1 現況

本市を流れる一級河川子吉川は、多くの支流が発達して、それぞれ山地を侵食、開析して谷を作り、盆地内部には広い平坦地を形成している。また、子吉川は平野部に入って河床勾配が緩流になり、豪雨による河川流水量が増加するため排水路等の排水が困難になり、氾濫したり、低地へ冠水する被害も大きく、十分に警戒する必要がある。また、この他に市内には小河川が流れており、氾濫等に対する警戒が必要となっている。

2 対策

(1) 水防体制の確立

市は、河川施設にかかる被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るための水防組織を「由利本荘市水防計画」に定めた方法により確立する。また、平成25年7月の水防法の改正に伴い、「由利本荘市水防計画」に以下の項目を記載する。なお、河川管理者による市の水防活動への協力について

は、あらかじめ河川管理者と協議し、同意を得るものとする。

- ① 河川管理者が行う河川に関する情報提供や水防訓練への参加、重要水防箇所の合同点検、水防資器材の貸与、秋田河川国道事務所からの現地情報連絡員（リエゾン）の派遣等、河川管理者による市の水防活動への協力
- ② 浸水想定区域内の高齢者等利用施設等における自主避難確保・浸水防止の取組みの推進
- ③ 水防協力団体の指定対象拡大による、建設会社等の民間企業や自治会、ボランティア団体等との連携

（2）水防情報及び被害情報の収集伝達

市は、「由利本荘市水防計画」に定めた方法により、気象注意報・警報や洪水予報、水防警報を受信・伝達するほか、河川情報システムで得られた雨量・河川水位等の諸観測値を防災関係機関のホームページにより監視する。また、これらの情報に留意し、重要水防区域及び危険な箇所や二次災害につながるおそれのある河川施設やため池、堤防等の施設の監視、警戒を行い、被害状況の把握に努める。また、市管理の河川・ため池等危険箇所の点検・把握に努める。特に集中豪雨等による急激な出水、増水に迅速に対応するとともに、的確な避難の指示に努める。

（3）河川施設等の整備

- ① 市は、現在改修中の河川については早期完成を図るとともに緊急度の高い河川については、風水害を考慮した河川施設の整備に努める。また、国や県の管理河川については、関係機関に要望し、その早期実現を期する。
- ② 県は、ダム事業等の治水対策を促進し、災害防止と河川の保護を図る。
- ③ 市は、水防倉庫の整備を図り、必要資機材を備蓄する。
- ④ 市は、短時間に大量の降雨に対処するため側溝、雨水路の清掃、整備を講ずる。
- ⑤ 市は、大規模宅地開発においては宅地開発指導要綱等により調整池等を設けて雨水対策に万全を期す。

（4）河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

各水防組織は、以下の被害拡大防止措置を講じる。

① 護岸の破損等による浸水防止

護岸の損傷等による浸水被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土のう積み等の水防工法により、二次災害を防止する。

② 河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなどの被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講じる。

③ 河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設等については、関係事業者を手配するなど早急に応急措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

（5）水防協力団体の指定促進

水防団等の水防活動に協力する「水防協力団体」の指定対象については、平成25年6月の水防法改正により、営利法人を含む民間法人や、法人格を有しない自治会等も対象となり、水防協力団体となった企業からの重機の提供や、自治会、町内会、女性団体、自主防災組織等が水防演習や水

防の普及啓発活動に取り組む等の支援協力が期待されるため、「水防協力団体」の指定を促進する。

第7 ダム施設

1 現況

本市において、河川総合開発事業及び国の直轄事業として実施されているダムは、鳥海ダム（建設中）がある。

2 対策

建設中のダムについては、早期に完成できるようさらに推進を図る。

第8 農業用ため池施設

1 現況

市内における農業用ため池（受益面積 0.5ha 以上等）は 546 箇所確認されており、その多くが築造された年代が古く、老朽化が進行しているほか、農業従事者の高齢化や担い手不足により管理能力が低下しているため池も見受けられる。台風や豪雨等によりため池が決壊した場合には、農業用水供給源としての機能の停止や下流域の住民・住家等に大きな被害が予測されるため、平成 30 年度から令和元年度に新たな基準で再選定された防災重点ため池を中心に、次の対策を実施する。

2 対策

- （1）市及び県は、地震や豪雨時による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進する。
- （2）防災重点ため池のうち決壊した場合に下流への影響度が高いため池については、詳細な調査を順次実施し、決壊する恐れがあると判断されたものは、貯水量の制限、監視体制の強化、防災訓練、災害学習等の減災対策を実施するほか、必要に応じて補修・補強工事を実施する。
- （3）施設の管理者は、定期的に施設の安全点検を行い、出水期に備えた管理施設の点検整備を行う。
- （4）老朽化したため池についても、農村地域防災減災事業等の制度を活用し、計画的な補強・補修に努める。

第9 警戒避難体制等整備

1 水害危険箇所の周知

住民に水害危険箇所を周知するために、市は洪水による浸水被害から住民を避難させる基準となる「由利本荘市洪水・土砂災害マップ」を令和 3 年 3 月に作成し、関係地域住民や公共施設、避難所、公民館等に配布している。また、ハザードマップを活用した各地域ごとの防災訓練等を実施し、浸水区域、避難所、避難経路の周知を図っている。

2 水防警報・氾濫情報の伝達

大雨による災害の危険度が高まった場合、国土交通省秋田河川国道事務所及び由利地域振興局建設部は水防警報・氾濫情報の発表を検討する。また、水防警報・氾濫情報が発表された場合は、国土交通省秋田河川国道事務所及び由利地域振興局建設部は市町村をはじめ関係機関へ情報伝達する。

市は、水防警報・氾濫情報が発表された場合、消防機関と協力し、次の方法で住民に伝達し、必要であれば避難指示を発令する。

- ・防災行政無線
- ・サイレン吹鳴装置（緊急情報伝達装置）
- ・緊急速報メール
- ・防災メール
- ・広報車による伝達（市、消防署、消防団）
- ・自治会、町内会など自主防災組織への電話による伝達
- ・インターネット（SNS）

第7節 海岸保全、港湾、漁港施設災害予防計画

実施担当	関係機関
産業振興部（農山漁村振興課） 建設部（建設管理課）	国土交通省東北地方整備局秋田港湾事務所 由利地域振興局（建設部、農林部）

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

台風や季節風に伴う強風や高波は、港湾・漁港の諸活動に大きな影響を与えるほか、しばしば船舶や港湾施設に被害をもたらす。また、海岸においても同様に高波により海岸線が後退したり、家屋や農地が浸水等の被害を受ける可能性がある。

従って、防波堤、消波堤、護岸等の施設整備を促進し、港湾や漁港における災害を防止するとともに海岸の保全管理に努める。

また、港湾内にある緑地等については、災害時の避難場所としても活用できるよう防災面も考慮した上で整備を図る。

第2 海岸保全施設

1 現況

本市の海岸部は多くが海岸保全区域に指定されており、砂浜が多いことから、季節風、台風などで毎年侵食災害が発生しており防災対策が急務となっている。このため、昭和31年の海岸法制定により本格的な対策工事に着工し、逐次、海岸保全施設整備を促進中である。さらに、海岸利用者の安全確保のため本荘港海岸にサイレン、海岸集落には同報系防災行政無線が整備されている。

2 対策

海岸保全施設を整備し、侵食、高波・高潮から海岸や背後地を保護する。県においては、海岸保全施設を整備し、侵食、高波・高潮等から海岸や背後地を保護する対策を図っている。

第3 港湾施設

1 現況

本市における港湾は、地方港湾である本荘港の1港である。

地方港湾である本荘港は、マリーナや海水浴場など海洋性レクリエーション基地として利用されている。

2 対策

（1）港湾整備

- ① 船舶の大型化、高速化に対応するため、事業主体等は大水深の泊地や航路を整備し、船舶航行の安全を確保する。
- ② 円滑な港湾活動や港内の安全を図るため、事業主体等は防波堤等の外かく施設の整備促進を

図る。

(2) 避難対策施設

港湾内には、緑地等から構成される多目的に利用可能なオープンスペースを確保し、被災した市民の避難用地、応急普及資機材用地として活用できるよう管理者である県へ要望する。

第4 漁港施設

1 現況

本市の指定漁港は4港であり、漁港漁場整備長期計画等に基づき整備を進めてきた。

現在は、漁港の安全対策と漁業活動への影響を軽減させる観点から自然災害からの予防対策と施設の長寿命化に向けた整備を行っている。

種類	管理者	漁港名	数
第1種	由利本荘市	道川、松ヶ崎、西目、本荘	4

2 対策

(1) 漁港漁場整備長期計画に基づき、漁港施設の機能強化と機能保全整備を促進する。

(2) 漁港背後集落において、市が行う背後漁村集落のハザードマップの作成支援を行う。

第8節 火災予防計画

実施担当	関係機関
消防本部	消防団 由利本荘警察署

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

市・消防本部は、地震等における火災や、一般火災による被害を軽減するため、消防力の充実強化及び消防対応力の強化を図る。また、市民の防火意識の高揚を図るとともに、特に初期段階で重要となる市民及び自主防災組織による初期消火能力の向上を図る。

第2 一般火災

1 現況

市・消防本部及び関係機関が一体となって、消防力の充実強化と火災予防組合等の組織化及び市民に対する防火思想の普及等、火災未然防止に努める。特に、住宅用火災警報器等の設置と消火器、消火用バケツの備え付け、水の汲み置きなどについて指導に努めている。

2 対策

市・消防本部は次の対策を推進する。

(1) 消防力の強化

市・消防本部は、消防施設及び資機材等を計画的に整備し、各方面の火災に対し迅速な活動を図れるよう消防力を強化する。また、地域防災の要となる消防団の強化に努め、人員や機械器具の充実と教育訓練の実施、防災拠点となる機械器具置場等の整備を図る。

① 消防組織の拡充強化

市・消防本部は、木造住宅の密集、道路、水利の状況等地域の特性に応じて適正な消防活動が図れるよう、計画的に常備消防組織の拡充・強化を進める。また、同時多発的な地震火災に対応するため、地域防災力の要となる消防団の強化に努め、人員や機械器具の充実、教育訓練の実施とともに、消防団の防災拠点となる機械器具置場等の整備充実を図る。

② 消防署の整備

市・消防本部は、最近の市街化の動向や、地域性を踏まえ、各方面の火災に対し迅速な活動が図れるよう、消防署の適切な配置、施設・整備の近代化等を推進し、消防体制の強化を図る。

③ 消防施設等の整備充実

1) 常備消防装備

多種多様な災害に迅速に対応できるよう、消防車両をはじめとする消防機械器具を計画的に整備し、防災体制と消防力の強化を図る。

2) 消防団装備

地域の危険度に応じた適正な消防団活動が行えるよう、消防車両（消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ軽積載車、小型動力ポンプ付軽

積載車や小型動力ポンプなど、消防機械器具を配備し、消防団装備の強化を図る。

3) 消防水利施設

各地域の危険度に応じた適切な消火活動が行えるよう、耐震性貯水槽や消火栓などを計画的に整備し、防災体制と消防力の強化を図る。

(2) 火災警報等の発令

火災警報発令基準を定め、有効適切に発令する。

(3) 予防査察

消防長は、必要に応じて関係の場所への立入等、予防査察を実施する。

(4) 火災予防条例等の周知徹底

市民に対し、火災予防に関する規制について普及徹底を図る。

第3 林野火災

1 現況

市域の約 75%を占める林野を火災から守るため、市・消防本部は、県及び関係機関と協力して火災の未然防止に努めている。

2 対策

林野火災は、人為的失火によるものが大部分であるので、市・消防本部は、県及び関係機関と協力して次の対策を推進する。

(1) 広報宣伝の充実

山火事が発生するおそれのある時期に、重点的に広報宣伝を行い、山火事予防思想の普及徹底を図る。

① 山火事予防運動（4月1日～5月31日）の実施

② ポスター、表示板等の設置

③ 学校教育を通じての山火事予防思想の普及

④ 報道機関を通じての啓発宣伝

(2) 林野火災予防施設の整備

林野火災の未然防止並びに延焼防止にするため、次の施設の整備に努める。

① 喫煙のできる休憩所等の設置

② 消防車両が通行可能な車道の整備

③ 防火線として活用できる歩道の整備

(3) 巡視員の配置

入林者に対する火気取扱い指導、火災の早期発見、通報及び初期消火の徹底を図るため、巡視員を配備して警戒する。

(4) 火入れに対する許可

火入れをする場合は、森林法に基づき許可を受けさせるとともに、許可条件を遵守させる。

また、たき火等、火災とまぎらわしい行為をする場合の届出を励行させる。

(5) 消防資機材の整備

林野火災に対する消防力を維持強化するため、消火資機材の近代化と備蓄を積極的に推進する。

(6) 空中消火体制の整備

空中消火が必要な林野火災が発生した場合は、市は県に空中消火の要請を行い、県は「秋田県林野火災空中消火運営実施要領」により対処する。

(7) 広域応援消防体制の整備

隣接市町との相互応援協定を締結し、広域応援消防体制を整備する。

(8) 訓練の実施

市は、林野火災における消防体制の確立を図るとともに、林野火災関係機関相互の協力体制を確立し、訓練を実施して、消火技術の向上を図る。

第4 防災業務従事者の安全対策

- 1 市は、消防団の活動・安全管理マニュアルを整備するとともに、消防団員に徹底するための訓練を積み重ねることとする。特に、津波発生が予想される場合は、策定した「津波災害時の消防団活動・安全活動マニュアル」を基にした活動を徹底する。また、安全靴やライフジャケット等、消防活動上必要な安全装備の整備に努めるものとする。
- 2 消防本部は、警防活動時等における安全管理マニュアルに、熱中症対策や惨事ストレス対策などを盛り込むとともに、職員への周知と訓練に努めるものとする。また、消防職員委員会を適切に開催して、職員の意見や希望を把握し、安全装備品などの充足に努めるものとする。

第9節 危険物施設等災害予防計画

実施担当	関係機関
消防本部 企業局（ガス課）	由利本荘警察署

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

危険物施設等において災害が発生した場合、その被害を最小限にとどめるためには、危険物施設等の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するとともに法令遵守の徹底を図る必要がある。また、先端技術産業で使用される新たな危険物等の出現、流通形態等の変遷及び施設の大規模化・多様化等、新たな危険物に対応する必要もある。

そのために、各危険物施設等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など）作成指導の徹底のほか、消防等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物施設の安全確保の推進と防災対策の強化を図る。

なお、危険物・有毒物の種類及び形態を次のとおり区分する。

区分	保有の形態	根拠法令	施設等の例示
高圧ガス L P ガス	製造所 充填所、販売所 使用消費施設 輸送施設（車両）	高圧ガス保安法 液化石油ガス法 ガス事業法	製造工場 L P G 充填所 家庭 L P G 高圧ガス輸送車
可燃性物質	製造所 貯蔵所 取扱所	消防法	製造工場 屋外タンク貯蔵所 ガソリンスタンド
毒劇物	販売所 使用施設 輸送施設（車両）	毒劇物法	薬局、工業薬品店 メッキ工場、学校、研究所 毒劇物輸送車両

1 被害予想に基づく危険物施設の防災体制の強化

危険物等の備蓄等については、各種法令の規制及び消防機関をはじめとする各機関の調査・指導が平常時より行われており、その管理状況は比較的良好である。

また、危険物等の取扱者は取扱う危険物等の管理・責任体制を明確にし、それらの流出による被害を未然に防止するため、管理にかかるマニュアル等を整備することが必要であり、そのためには、危険物施設等の被害・機能障害を想定し、応急措置が速やかに実施されるよう、訓練・従業員啓発・自衛消防組織育成の推進を図り、体制面の強化を進めていく。

2 自主保安体制の強化

市・消防本部は、危険物施設の管理者等に対し、次の自主保安体制について指導徹底を図る。特に危険物安全週間においては、立入検査等を実施して危険物の保安に対する意識の高揚を図る。

（1）危険物施設の巡視、点検及び検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量及び使用量を常に把握

する。

- (2) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織等に関する事項を明確にする。
- (3) 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- (4) 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- (5) 防災資機材及び化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。

3 危険物等の火災予防対策

危険物貯蔵所等施設の火災は、大規模火災につながる可能性が高く、人身事故に発展する場合もあり、消火困難に陥りやすい。したがって、一般の火災予防対策によるもののほか、次の対策を実施する。

- (1) 危険物施設における防火管理の実施
- (2) 危険物施設の従業員に対する安全教育の徹底
- (3) 消防計画及び予防規程に基づく訓練の実施
- (4) 危険物施設の自主点検の実施
- (5) 危険物安全週間の催しを通じた防災知識の普及

4 立入検査の実施

消防本部は、消防法第16条の5に基づく危険施設の立入検査の実施並びに無許可施設等の危険物の貯蔵、取扱いに対する違反の是正と未然防止を図るため、立入検査を実施する。

5 化学消防力の強化

化学消防自動車や消火薬剤等の備蓄整備に努めるとともに、応援協力体制の中で、ヘリコプターの活用、消火薬剤の共同利用など化学消防力の強化を図る。

第2 危険物（石油類等発火性、引火性のあるもの）

1 現況

産業構造及び生活様式の変化に伴い、石油類の需要が増え石油類を取扱う事業所も年々増加している。

2 対策

(1) 危険物施設及び設備の維持管理

① 施設の保全

危険物施設の管理者は、消防法第12条（施設の基準維持業務）及び同法第14条の3の2（定期点検業務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努める。

② 大型タンクの防災化

市・消防本部は、一定規模以上の貯蔵タンクについては不等沈下、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、事業所に対し常時沈下測定を行い、基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。また、漏洩に備えた防油堤、各種の安全装置等の整備についても指導

を行う。

(2) 危険物輸送車両の安全化

石油類輸送は、タンクローリー、トラック等により行われている。石油類を大量に輸送する場合、車両走行については、転倒・転落防止義務、警戒標識等の表示義務、消火器の設置等が行われているが、今後とも常置場所においての立入検査を実施し、火災予防運動期間中を含め走行中の危険物輸送車両の立入検査についても警察等の関係機関の協力を得て実施し、安全管理の徹底を図る。

(3) 資機材の整備

- ① 市・消防本部は、化学消防自動車や消火剤等の整備及び備蓄を図り、化学消防力を向上させる。
- ② 危険物施設の管理者等は、消火設備や消火剤等の備蓄、施設や設備の点検・管理及び連絡通報のために必要な資機材の整備を促進するものとする。

(4) 教育訓練の実施

危険物施設の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

(5) 自衛消防組織の強化

危険物施設の管理者等は、自衛消防組織の充実を図るとともに隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図り、また、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

(6) 保安確保の指導

市・消防本部は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施項目を励行させて、防災意識の高揚を図る。

第3 火薬類

1 現況

市内における火薬類の貯蔵施設は火薬庫が3棟である。これらの施設の保安距離は十分に確保されており、また各施設とも盗難防止や防火等に関する基準を十分に達成している。

2 対策

施設管理者は、市及び関係機関と連携しながら以下の対策を講じることとする。

(1) 施設及び設備の維持管理

- ① 施設の管理者は、火薬類の貯蔵、取扱量を適正に保持するとともに施設及び設備を定期的に点検し、常に最良の状態に維持するとともに盗難防止に努める。
- ② 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに、随時立入検査を実施し、施設及び設備が基準に適合するよう指導する。

(2) 資機材の整備

災害の発生及び拡大を防止するための資機材を整備する。

(3) 教育訓練の実施

- ① 保安講習会及び技術研究会を実施して、管理・保安に関する知識技能の向上を図る。
- ② 訓練の実施を通じて、災害発生時における対処能力を向上させる。

(4) 自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、市及び関係機関との連携を強化する。

第4 高圧ガス

1 現況

市内における高圧ガスの製造所等の主な取扱いは酸素、窒素、水素等である。これらの取扱い施設では、十分な保安措置が実施されている。

2 対策

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、消費施設等は、高圧ガス保安法により規制される技術水準、取扱基準等に基づき設置・運営され、県が監督しているため、市は、県との協力、連携を積極的に図り、より一層の安全化の推進に努める。

(1) 高圧ガス設備及び設備の維持管理

法令により耐震基準が適応される高圧ガス設備については、その維持管理を遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ防災化の促進を図る。

(2) 資機材の整備

高圧ガス施設の管理者は、火災及び被害の拡大を防止するための資機材を整備する。

(3) 教育訓練の実施

高圧ガス施設の管理者は、高圧ガス爆発時の対応又は災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を樹立し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施する。

(4) 事業者間の相互応援体制の検討、整備

高圧ガス施設の管理者は、高圧ガスによる災害が発生し、又はそのおそれがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間の相互応援体制の整備を検討する。

(5) 危険時の実施措置・応急措置

高圧ガス施設の管理者は、高圧ガスによる災害の防止又は災害時のLPガスの保安を確保するため次により危険時の実施措置を計画する。

① 危険時の通報

高圧ガス製造所又は高圧ガス充填容器からガス漏れ等危険な状態を発見した者は、直ちに防災関係機関に連絡するとともに拡大防止等の応急措置を行う。

② 緊急措置

市は、災害発生防止のため必要があるときは、県等に連絡し、施設の使用停止又は高圧ガスの取扱い制限等を速やかに実施する。

第5 都市ガス

1 現況

市内における都市ガスは、由利本荘市企業局が供給している。

2 対策

(1) 都市ガス施設及び設備の維持管理

各施設の管理者は、ガス事業法に基づく保安規程に従ってガス施設の点検等を行い、所要の機能を維持するとともに、材質、構造等においても防災性の強化を推進する。

(2) 資機材の整備

都市ガスによる災害の発生及び拡大の防止、災害応急復旧のための資機材を各自整備する。

(3) 教育訓練の実施

① 訓練の実施を通じて、通信連絡、要員の動員及び施設の応急復旧等災害発生時の災害応急活動の迅速確実な体制の確立を図る。

② ガスによる二次災害を防止するため、平素からガス需要者に対し、ガス漏れ発生時における処置等について周知徹底する。

(4) 災害対策体制の強化

管理者は、移動無線通信体制及び防災組織を整備するとともに各事業所間の相互協力体制を確立する。

第6 L P ガス

1 現況

市内のL P ガスの殆どが一般家庭用に使われている。残りは殆どが飲食店の使用となっており、一部でタクシーの燃料や工業用として使用されている。市内には製造所（充填所）、オートガスタンク、貯蔵施設などの設備が設置されている。

2 対策

L P ガス販売事業者の規制等については、県が監督しているため、市は、県及び事業者との協力、連携を積極的に図り、より一層の安全化の推進に努める。

(1) L P ガス施設及び設備の維持管理

L P ガス販売事業者等は、災害時にL P ガス消費施設の発生状況等の情報収集や緊急措置を行ううえで有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図るとともに、一般家庭のL P ガスによる災害を防止するためにガス漏れ警報器等の安全器具の普及にも努める。

(2) 資機材の整備

L P ガス販売事業者等は、災害による被害の発生及び拡大防止や災害応急復旧のための資機材を各自整備する。

(3) 教育訓練の実施

L P ガス販売事業者等は、L P ガス漏洩時の対応又は災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を樹立し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施する。

(4) 事業者間の相互応援体制の整備

L P ガス販売事業者等は、L P ガスによる災害が発生し、又はそのおそれがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握し、被害の発生又はその拡大を防止するため、L P ガス販売事業者等の相互応援体制の整備を図る。

(5) 危険時の実施措置

L P ガス販売事業者等は、L P ガスによる災害の防止又は災害時のL P ガスの保安を確保するため、次により危険時の実施措置を計画する。

① 危険時の通報

L P ガス製造所又はL P ガス充填容器からガス漏れ等危険な状態を発見した者は、直ちに消防署及び防災関係機関に連絡するとともに拡大防止等の応急措置を行う。

② 緊急措置

災害発生防止のため必要があるときは、緊急時対応業務を速やかに実施し、県等に連絡する。

第7 毒物、劇物**1 現況**

市内における毒物、劇物の製造業、販売業、電気メッキ事業所等届出を要する業務上の取扱施設、その他届出を要しないが比較的多量の毒物、劇物を常時取扱っている施設がある。

2 対策

毒物及び劇物取締法に基づく製造所等に関する規制事務は、県により実施されていることから、市は、県と事業者が連携・協力し、その取扱いに一層の安全化を促進するよう要請する。

(1) 毒物、劇物取扱施設及び設備の維持管理

① 毒物、劇物取扱施設の管理者は、施設及び設備の防災性能の向上に努めるとともに、定期的に施設及び設備の点検を実施して常に最良の状態に維持する。

② 監督関係機関は、随時立入検査を実施して、施設及び設備の改善について指導する。

(2) 防災体制の確立

施設の管理者は、毒物及び劇物の管理責任を明確化するとともに、災害発生時における、連絡通報、応急対策が適切にできるよう防災体制を確立する。

(3) 毒劇物保有施設の実態把握

市・消防本部は、毒劇物に関する届出があった場合には、施設の実態、保有物の特性等について把握するとともに、災害時の対応を講じる。

(4) 自主保安管理体制の強化

毒劇物取扱施設の管理者は、保安管理等について従業員教育を行うとともに部門責任者（保管、販売、保安等）を置き、管理部門を明確にして、自主保安管理体制の強化に努める。

(5) 危険時の応急措置

毒物・劇物による災害の防止又は災害時の保安を確保するため、次により危険時の応急措置を実施する。

① 危険時の通報

毒物・劇物が災害により飛散・流失等の危険な状態となっていることを発見した者は、直ちに消防本部及び防災関係機関に連絡するとともに、拡大防止等の措置を講ずる。

② 緊急措置

施設管理者は、災害発生防止のため必要があるときは、県等に連絡し必要な措置を講ずるものとする。この場合、関係者等から専門的な防止策を聴取し、危害の防止に努める。

第10節 建築物等災害予防計画

実施担当	関係機関
建設部 消防本部	防災関係機関 由利地域振興局

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

既成市街地の建築物の不燃化は、防火地域及び準防火地域を重点に推進してきているが、さらに住宅密集地域等、火災危険地域の不燃化を図るため、両地域の見直しや、地域の特性を考慮した計画的な土地利用の規制、誘導を行い、建築物の不燃化を促進し、災害に負けないまちづくりのための効果的な施策の展開を図る。

第2 公共建築物等

1 現況

公共建築物のうち主要な施設は、災害発生時における避難、救護、復旧対策等の活動拠点となる重要な施設であり、各施設管理者が施設の点検、耐火・不燃化等安全の確保に努めている。

2 対策

主要な施設の管理者は、設備等施設全体の災害予防対策を講じるとともに保守管理を徹底し、必要に応じて補強・改修などを行う。

第3 一般の建築物

1 現況

建築関係法令等の徹底により、近年の建築物及び特定工作物等の安全性はかなり高い水準に達しつつあるが、建築基準法の耐震規定の改正以前に建設されたものについては、大きな被害を受ける可能性が大きいと考えられ、所有者等に対して住宅防火診断等を行うなど広報、啓発に努めている。

2 対策

(1) 既存建築物に対する改善指導

大型スーパー・旅館等の不特定多数の人が集まる特殊建築物の防災機能を適切に維持保全するため、防災、避難施設等の防災査察を通じ指導するとともに、建築基準法第12条に基づく定期報告制度の活用により、建築物の安全性の確保と施設改善を指導する。

(2) 防火基準適合表示制度による指導

消防本部が実施する、定期又は随時の立入検査に際し、建築構造、防火区画、避難階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

(3) 建築同意制度の活用

消防法の規定による建築同意制度（建築許可又は確認する権限を持つ特定行政庁等が、許可等をする前に所轄の消防長、又は消防署長の同意を得る制度）を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図る。

3 その他

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

第4 リ災証明書の発行体制の整備

市は、災害時にリ災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やリ災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、リ災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるほか、効率的なリ災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。また、県は、市が災害時にリ災証明書の交付が遅滞なく行えるよう、平時において、マニュアルの作成や研修機会の拡充など必要な支援を行うとともに、育成した調査の担当者の名簿への登録及び他の都道府県や民間団体との応援協定締結等により、応援体制の強化を図るものとする。なお、応急危険度判定が実施された場合には参考とすることも考えられることから、住家被害の調査やリ災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局は、非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第5 その他

災害によって被害等を受けた建築物に起因するアスベストの周囲への飛散を防止するため、環境省水・大気環境局大気環境課が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」等に基づき、情報収集・伝達体制及び応急措置体制の整備を図る。

第11節 土砂災害予防計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理課） 産業振興部（農山漁村振興課） 建設部	東北森林管理局 由利森林管理署 国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所 秋田地方気象台 由利地域振興局（建設部、農林部）

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

土砂災害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地に適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防止のための対策を実施して、市民の生命、財産の保全に努めることが重要である。

このため、市では地すべり、土石流、山腹崩壊等の土砂災害の発生のおそれのある箇所の実態を把握し、避難体制の確立を図るとともに危険区域からの住宅移転などの総合的な対策を推進する。

また、市及び県は、水害リスクを踏まえた防災まちづくりに向け、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、土砂災害等に対するリスクの評価を検討し、防災・減災目標を設定するよう努める。

第2 地すべり

1 現況

地すべりは、第三紀層の分布する特定地域に集中している。当市では大きな災害が発生していないものの、地すべりのおそれのある地域については、調査のうえ状況の把握に努めている。現在の地すべり危険箇所は、資料編に記載したとおりである。

＜地すべり防止区域指定基準＞

地すべり地域の面積が5ヘクタール（市街化区域は、2ヘクタール）以上で、多量の崩土移動土塊が河川や道路、公共施設や人家等に到達し、被害を及ぼすおそれのあるもの。

2 対策

（1）市は県と共に、現在危険区域として指定されている箇所並びに指定申請箇所については防止工事の早期着工を図るため、系統的な調査を行って危険箇所の把握に努め、県は対策事業を実施する。

地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合で、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法に基づき、県が緊急調査を行う。また、調査結果に基づく情報（土砂災害緊急情報）を市長に通知するとともに、警戒・避難体制確立のための支援、市・市民等への情報提供を図る。

（2）土地所有者等に対しては、災害を誘発するおそれのある次の行為を行わないように指導する。

- ① 水を放流し、又は停滞させる行為、その他水の浸水を助長する行為
- ② のり切り、切土、掘削又は盛土
- ③ 立木竹の伐採

- ④ 土石の採取又は集積
- ⑤ その他災害を助長し、誘発する行為

第3 急傾斜地

1 現況

急傾斜地に関しては、災害が予想される区域、又は箇所を事前に把握、その事前指導、危険箇所の指定の促進を図るとともに、指定箇所の対策工事の早期完成を要望している。現在の急傾斜地崩壊危険箇所は、資料編に記載したとおりである。

＜急傾斜地の指定及び指定要件の概要＞

(1) 指定手続き

急傾斜地の崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずる地域及び崩壊を助長・誘発するおそれがある地域を、市長の意見を聞いて、県知事が指定する。

(2) 区域の指定要件

傾斜度が30度以上、かつ、高さが5m以上の急傾斜地を対象とし、被害想定区域内の人家戸数等の以下要件により急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）及び（Ⅱ）に分類されている。

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ） 資料編参照	被害想定区域内で人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のほか社会福祉施設等の要配慮者施設のある場合を含む。）ある箇所
急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ） 資料編参照	被害想定区域内で人家が1～4戸以上、以下、急傾斜地危険箇所（Ⅰ）の考え方と同様

2 対策

市は、土砂災害から、市民の生命財産を守り、安全で快適な生活環境を確保するため、県による急傾斜地崩壊対策事業の促進を図る。現在工事中の箇所については、早期完成を促すとともに、要配慮者利用施設や公共施設等を保全する箇所の重点的な事業推進に努める。

(1) 危険箇所の実態調査及び防災パトロール強化

市は県と共に、崖崩れ災害を未然に防止し、また、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、事前措置として危険予想箇所について地形、地質、地下水、立木、排水施設、擁壁の状態及び崖崩れ等が生じた場合の付近の家屋に及ぼす影響などを調査し、随時パトロールを実施するものとする。

(2) 危険箇所の周知

市は、危険箇所の周知及び土砂災害に対する意識の高揚に努める。

(3) 所有者等に対する防災措置の指導

県は、危険箇所調査の結果、必要に応じ、危険予想箇所の所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施すなど、改善措置をとるように指導する。

第4 土石流

1 現況

土石流危険渓流は、渓床勾配が2度以上の渓流を対象とし、保全人家戸数等の以下要件により土石流危険渓流（Ⅰ）及び（Ⅱ）に分類されている。

現在の土石流危険渓流は、資料編に記載したとおりである。

土石流危険渓流（Ⅰ） 資料編参照	保全人家5戸以上、又は、保全人家が5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、発電所等のある場所に流入する渓流
土石流危険渓流（Ⅱ） 資料編参照	保全人家戸数が1～4戸以上、5戸未満の場所に流入する渓流

2 対策

市は、山腹崩壊、又はその後の降雨等によって発生する土石流対策を事業主体である県とともに次のとおり推進する。

- （1）土石流に対処するための砂防工事を促進する。
- （2）土石流危険渓流に関する資料を関係市民に提供するとともに標示板等の設置を促進する。
- （3）危険渓流の周辺市民へ警戒避難について指導する。
- （4）土石流に関する情報の収集と伝達、日常の防災活動、地震及び降雨時の対応等について、地域住民に周知徹底を図る。
- （5）土石流により5戸未満の人家に被害が生じるおそれのある渓流及び新たに家屋の建築されることが予想される渓流についても、必要があれば本計画に準じて、土石流災害の防止に努めるものとする。

3 緊急調査

深層崩壊や河道閉塞など重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法に基づき、国土交通省が緊急調査を行う。

緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を、市長に通知するとともに、市民に周知する。

第5 山地

1 現況

市の森林は脆弱な地質のため、特に融雪、大雨等によって山腹崩壊や崩壊土砂の流出等、一部の地域で山地災害が発生しており、これを予防するために、保安林機能の向上及び各種事業の促進に努めている。

現在の山腹崩壊危険地区は、資料編に記載したとおりである。

2 対策

市は県と共に、融雪や大雨等に起因する災害の発生、水需要の増大に伴う森林整備の必要性、良好な生活環境、自然環境への要望の高まりなどに対応するため、治山事業の緊急かつ計画的な実施を促進す

ることとしている。

市は、山地災害の予防対策を推進していくため、危険箇所等の整備について、随時、県へ要望していく。

(1) 災害に強い地域づくり

- ① 融雪や大雨等に起因する山地災害に応じた予防対策の推進
- ② 人家集中地区、重要なライフラインが存在する地区等について警戒避難に資するための対策を含め、重点的な治山事業の実施
- ③ 治山事業施工地等の適切な維持管理の推進

(2) 水源地域の機能強化

- ① 水源の確保を図るため、複層林等の非皆伐林と、溪流水を地中に浸透させる治山ダム等の水土保持施設の一体的な整備の計画的かつ効果的な推進
- ② ダム等の水源地域の森林について、林床植生の生育促進等を含めた土砂流出防止対策の推進
- ③ 森林と溪流・湧水等が一体となって、良質な水の供給や美しい景観の形成に資するよう、溪畔林の造成等の積極的な実施

第6 土砂災害警戒情報

1 発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害の軽減に資することを目的として、土砂災害防止法及び災害対策基本法、気象業務法により、秋田県と秋田地方気象台が共同し作成・発表する。

2 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援することを目的とする。また、住民の自主避難の判断等にも利用できる内容とする。

3 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

- (1) 情報の発表は、大雨警報発表後における降雨及び降雨予測を分析・解析し、これらの結果から土砂災害の発生危険性が高まったと予測される場合とする。
- (2) 情報の伝達は、発表者（秋田県及び秋田地方気象台）から地域防災計画で定めた伝達経路により行うものとし、災害対策基本法に基づく避難指示等の権限者である市長を対象とする。
- (3) 情報は市の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、また住民の自主避難の判断等にも利用できるよう、分かりやすい文章と図を組み合わせた情報として作成する。
- (4) 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には秋田地方気象台が提供する降雨予測を利用する。
- (5) 局地的な降雨による土砂災害を防ぐためには、精密な実況雨量を把握する必要がある。そのため、秋田地方気象台のデータに加えて秋田県建設部の持つきめこまやかな雨量情報を活用する。
- (6) 秋田県及び秋田地方気象台は、市をはじめとする関係機関、住民の防災対応に活用されるよう、土砂災害警戒情報の目的及び内容等について連携して広報活動に努める事としている。

(7) 今後、新たなデータや知見が得られた時は、土砂災害警戒情報の発表・解除に用いる指標・基準の見直しを適宜行う。

4 土砂災害警戒情報の特徴及び利用にあたっての留意点

- (1) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、長時間の指標（土壌雨量指数）と短時間の指標（60分間雨量）に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。
- (2) 土砂災害警戒情報は、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。
- (3) 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではない。

5 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、大潟村を除く秋田県内全ての市町村を発表単位とする。本市については由利本荘市内陸と由利本荘市沿岸地域が発表対象となる。

【土砂災害警戒情報の発表及び解除基準】

発表基準	発表基準は、大雨警報（土砂災害）発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した土砂災害発生危険基準線（以下、「基準」という。）に達したときとする。 この際、秋田県と秋田地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表するものとする。 なお、地震や火山噴火等により現状の基準を見直す必要があると考えられる場合には、秋田県と秋田地方気象台は基準の取り扱いについて協議するものとする。
解除基準	解除基準は、基準を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想されるときとする。大規模な土砂災害が発生した場合等には、秋田県建設部と秋田地方気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

6 市の取組等に関する事項

(1) 避難指示等の発令基準の設定

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本としつつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や気象情報等を踏まえた具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、避難すべき区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土

砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、具体的に設定するものとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。国及び県は、市に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。

土砂災害警戒情報の発表に伴う避難指示等の基準は「第2章 第20節 避難計画」を参照のこと。

（2）住民の自主避難の指導

市は、地域の土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について広報誌をはじめ、あらゆる機会を通じて普及啓発を図るとともに、雨量等の情報を出来る限り、住民に提供するよう努める。避難対象地区の住民避難は、自主防災組織等の地域ぐるみで、早めに行うよう努める。このため、市は、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

[市民の自主避難基準]

（1）地すべり

- ① 地面にひび割れができる。
- ② 沢や井戸の水が濁る。
- ③ 斜面から水が噴出する。

（2）崖崩れ

- ① 崖からの湧き水が濁る。
- ② 崖に亀裂が入る。
- ③ 小岩が転がり落ちてくる。

（3）土石流

- ① 地鳴りや立木の裂ける音、石のぶつかりあう音が聞こえてくる。
- ② 雨が降り続けている、川の水位が下がる。
- ③ 川の水が濁ったり、流木が混ざりはじめる。

第7 土砂災害警戒区域等

1 基礎調査結果の公表

県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、その結果を市長に通知するとともに、公表するものとする。

2 土砂災害警戒区域の指定

県は、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、市長に通知するものとする。

3 土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該区域について以下の措置を講じるものとする。

- ① 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- ② 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ③ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ④ 勧告による移転者への融資、資金の確保

なお、土砂災害により特に大きな被害が生じる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、県は、関係部局と連携し、その周知を図るものとする。

4 警戒避難体制の整備等

(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予警報の発令・伝達に関する事項

大雨による土砂災害発生危険度が高まった場合に、市長が防災活動や住民等への避難指示の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また住民の自主避難判断に役立てることを目的として、秋田県建設部河川砂防課は、秋田地方気象台と共同で土砂災害警戒情報を作成・発表をする。また、土砂災害警戒情報が発表された場合、秋田県から秋田県総合防災情報システムにより市をはじめ関係機関へ情報伝達される。

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、消防機関と協力し、自治会・町内会等への電話連絡、広報車による広報等で住民に伝達し、必要であれば避難指示を発令する。

(2) 避難場所及び避難経路に関する事項

避難場所及び避難経路に関する事項については「第1章 第20節 第2 避難場所、避難路等」を参照のこと。

(3) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項

土砂災害に係る避難訓練に関する事項については「第1章 第3節 防災訓練計画」を参照のこと。

(4) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設について

土砂災害警戒区域に立地している要配慮者関係施設（高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設）の把握を行い、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達体制の明確を図る。

要配慮者関係施設とは、以下の施設である。

（土砂災害防止法第8条第2項、同施行令第6条より）

- ① 社会福祉法第2条に規定される「社会福祉事業」を営む事業所の内、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、保育所、児童福祉施設、保護施設等

②その他、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設として、小中学校、特別支援学校、幼稚園、病院・診療所等

なお、市の要配慮者関係施設は、資料編に記載したとおりである。

これらの施設については、市は、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法をあらかじめ協議するものとする。

(5) 避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する避難確保計画の作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛防災組織を置くよう努めるものとする。避難確保計画では次の事項を定めることとする。

- ① 土砂災害時の防災体制に関する事項
- ② 土砂災害時の避難の誘導に関する事項
- ③ 土砂災害時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ④ 土砂災害時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ⑤ 自衛防災組織を置く場合にあっては、当該自衛防災組織の業務に関する事項
 - ア 市、その他関係機関との連絡調整、自衛水防組織が行う業務に関する活動要領
 - イ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練
 - ウ その他必要な事項
- ⑥ その他、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

5 土砂災害ハザードマップの作成

土砂災害警戒区域をその区域に含む市長は、市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、滞在者その他の者に周知するため、これらの事項を記載したハザードマップの配布、看板の設置やインターネットを利用した提供その他必要な措置を講じることとする。

第8 災害危険区域からの住宅移転

1 現況

災害危険区域については、各種の事業を実施して安全の確保を図っているが、防護の対象に対し多額の費用を要する場合、又は工事によっても安全を確保できない場合は、居住者を安全な場所に移転させている。

2 対策

災害危険区域の居住者に対し、住宅の建設及び土地の取得等、移転に要する費用の一部を補助し、又は融資等の援助を行い、その移転を促進する。

移転助成のための制度は次のとおりである。

- (1) 防災のための集団移転促進事業
- (2) がけ地近接等危険住宅移転事業

第9 連絡調整体制の整備

土砂災害に関する諸施策を効率的・総合的に実施するため、市、国、及び県等関係機関で構成する「総合土砂災害対策推進連絡会」を設置し連絡調整を図る。

第10 重点的な土砂災害対策

市及び県は、次の事項を重点として総合的な土砂災害対策及び山地災害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。

1 総合的な土砂災害対策

土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。

特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。

2 総合的な山地災害対策

山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。

第11 盛土による災害防止に向けた対応

県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、助言や支援を行うものとする。

第12節 公共公益施設災害予防計画

実施担当	関係機関
建設部（建設管理課） 企業局 総合支所	国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所 由利地域振興局（建設部、農林部） 東北電力NW 鉄道事業者 社会福祉事業者 医療機関

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

市、県、公共機関及びライフライン事業者が所有する施設及び設備は、市民が日常生活を営む上で重要な役割を担っており、これら施設等の被災は、緊急対策及び応急対策など全般に重大な支障を及ぼすため早期の応急復旧が迫られる。このため、各施設管理者は、防災上の維持管理体制の強化に努めるとともに、計画的に補強、改修及び建替え等を実施していくものとする。

第2 道路及び橋梁

1 計画の方針

豪雨等に対する道路ネットワークの安全性・信頼性の向上を図るため、危険箇所の継続的点検及び対策施設の整備を計画的に実施し、被害の軽減を図るための諸施策を実施する。

なお、場所によって地形、地質及び地盤等の自然条件が大きく異なり、道路施設の受ける被害の要因や内容が異なってくることから、その場所の地形、地質及び地盤等の自然条件に対応した対策を実施していく。

2 現況

市における国、県、市が管理する道路は、自動車利用の拡大により年々過密化している。このため道路網の整備が急務であると同時に、災害等に対処するため計画的に整備を進めている。橋梁については、老朽化又は基礎洗掘等の対策を必要とするものがある。

3 対策

（1）道路施設の整備

市及び他の道路管理者は、災害応急対策に必要な物資、その他、応急措置を実施するための緊急輸送道路等の安全性、信頼性の向上を図るため、継続的道路防災点検及び施設の整備を計画的に実施する。

① 道路全体の防災点検と対策工事

1) 維持補修及び改良

市は、災害による被害の軽減を図るために、防災補修工事を必要とする箇所については、工法決定のための調査、測量等を実施し、対策工事を行う。

2) 市は、道路防災点検結果に基づく継続的点検と施設の整備を計画的に実施する。

道路防災総点検項目としては、落石、崩壊、岩石崩壊、地滑り、雪崩、盛土、擁壁等がある。

- 3) 市は、落石や斜面崩壊等のおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。
- 4) 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国は物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。

② トンネルの安全点検と対策工事

- 1) 市は、トンネルの安全点検調査を実施する。
- 2) 市は、補強等の対策を必要とする箇所を指定し、補強工事を実施する。

③ 道路ネットワークの確保

- 1) 市は、緊急輸送道路については、非常時の緊急車両の停車、走行が可能となるよう、停車帯、路肩、歩道等の幅員を広げ、円滑な道路交通の確保に努める。
- 2) 市は、市街地の防災区画を形成する道路の整備を推進する。
- 3) 市は、円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

④ 迂回道路の調査

市は、災害時において道路が被害を受けて、その早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するために、重要な道路に連絡する迂回道路をあらかじめ調査して緊急事態に備えるものとする。また、道路が被害を受けることによって孤立してしまう集落等がある場合には、迂回道路をあらかじめ調査して緊急事態に備えるものとする。

(2) 橋梁の整備

市は、災害時における避難、救援・救護、復旧活動等に支障のないよう、橋梁の耐震点検や補強工事等の実施を徹底する。特に災害時の緊急輸送路として重要な路線の既設の橋梁については、国、県との連携のもとに、耐震点検結果等に基づき緊急度の高いものから順次対策を実施する。

また、橋梁の新設や架け替えにあたっては、耐震設計基準に合致した耐震性の高い橋梁の整備を行う。

第3 水道施設

市企業局は、水道施設の建設に際しては、自然災害を受け難い地形、地質及び地盤の地区を候補地とし、各施設の設計にあたっては、災害に耐えることができる構造とする。

水道施設が被害を受けた場合は、住民が必要とする最小限の飲料水及び生活用水を確保するために応急給水の実施体制を整備する。

また、応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

【応急給水機材保有数】

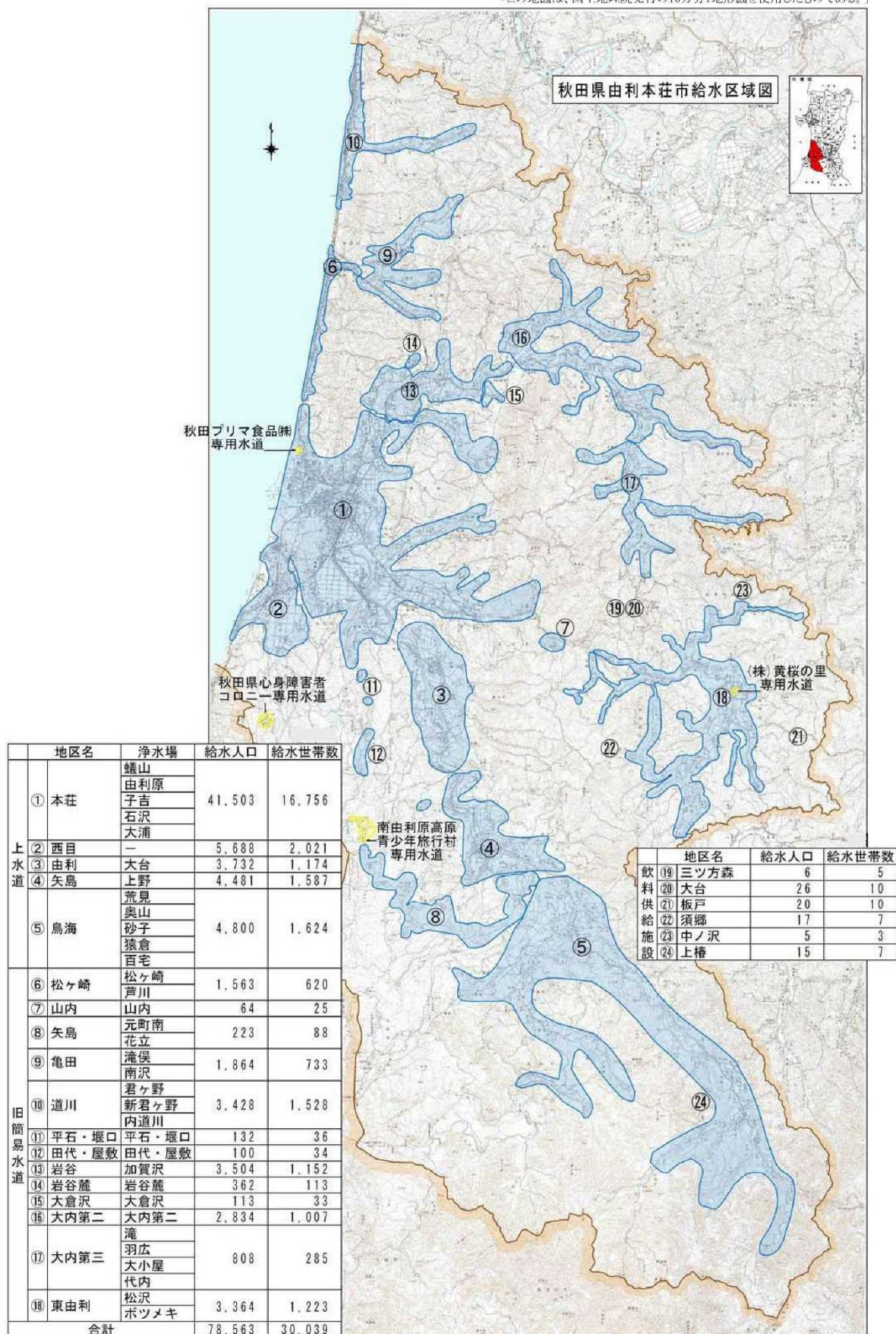
(令和5年4月1日現在)

保有機材	規格・数量	保有機材	規格・数量
給水車	3m ³ :1台, 2m ³ :1台	給水用ポリ袋	100:3,600袋, 60:1,040袋
給水タンク	1m ³ :4台, 500ℓ:14台, 300ℓ:5台	折りたたみ式タンク	1m ³ :8基

【由利本荘市給水区域図】

(平成29年12月31日現在)

「この地図は、国土地理院発行の10万分1地形図を使用したものである。」



※給水人口及び給水世帯数は、H29.3.31現在の住民基本台帳を基に計上している。

第4 下水道施設

市(企業局下水道課)は、定期的パトロール等により施設全体の点検を実施し、不良箇所等については、補修及び改良に努めるとともに新たに下水管渠を敷設する場合は、基礎地盤条件等総合的見地から風水害に耐えられる工法・構造とする。

第5 電気施設

架空電線路については、技術基準の規定に基づき設計するほか、地中電線路については、地盤条件に応じて、可とう性のある管路を採用するなど災害を考慮した設計・施工を行う。

なお、海岸に近い施設等においては、塩害による絶縁劣化を防止するための対策を講じるものとする。

第6 都市ガス

◎ 「第1章 第9節 第5 都市ガス」参照

第7 鉄道施設

1 現況

鉄道施設を災害から防護するため、事業者は線路諸設備の点検整備を定期的を実施するとともに、周囲の諸条件の変化に対応した防災対策を実施している。

2 対策

- (1) 橋梁の維持補修に努める。
- (2) 河川改修とともに橋梁の改良に努める。
- (3) 法面、土留の維持補修を行う。
- (4) 落石防止設備を強化する。
- (5) 空高不足による橋げた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進に努める。
- (6) 建物等の維持補修に努める。
- (7) 線路周辺の環境変化に応ずる災害予防を強化する。
- (8) 台風及び強風時等における線路警戒体制を確立する。
- (9) その他防災上必要な設備の改良に努める。

第8 社会公共施設等

1 福祉施設

(1) 現況

市内には、高齢者、心身障がい児(者)等、災害発生時に自力避難が困難な人達が入所している社会福祉施設があり、介護や日常生活訓練を受けながら生活又は日々利用している。

(2) 対策

- ① 災害発生時に際しては、入所者等へ早期に周知することが、被害の拡大を防ぐため有効な方法であり、職員が迅速、かつ、冷静に入所者への周知を図れるよう、平時から訓練を実施する。
- ② 施設管理者は、自衛消防組織を編成するとともに、消防本部等関係機関と具体的に十分な協議

を行い、施設の実態に即した防災計画を策定し、この計画に基づいて定期的に避難誘導訓練を実施する。

- ③ 防火管理体制については、定期的に自主点検を実施し、火災等の危険性の排除に努める。
- ④ 地域住民と連携を密にして協力体制を確立し、災害が発生した場合、応援が得られるよう平時から地域住民の参加協力を得た防災訓練を実施する。
- ⑤ 施設設置者は、自家発電装置等の非常用電源の整備に努めるものとする。

2 病院等医療施設

(1) 現況

市内には、様々な医療施設があり、傷病者の収容及び治療並びに予防対策指導等を実施して、地域住民の健康管理を図っている。

(2) 対策

① 医療施設の自主点検の実施

災害予防について管理者が定期的に自主点検を実施する。

② 避難救助体制の確立

入院患者については、日頃から病棟ごとの状態を十分把握し、重症患者、新生児、高齢者など自力避難が困難な患者について避難体制を確立する。特に、休日、夜間における避難救助体制と、消防本部をはじめ関係機関への早期通報体制の確立を図る。

③ 危険物の安全管理

医療用高圧ガス、放射性同位元素等の危険物については、火災、地震等の災害発生時における安全管理対策を講ずる。

④ 職員の防災教育及び防災訓練の徹底

災害時における職員の業務分担を明確にし、防災教育の推進と計画的な防災訓練を実施する。

⑤ ライフラインの確保

施設設置者は、次の設備等の整備に努めるものとする。

- 1) ライフラインの確保に係る貯水タンク、自家発電装置等の整備
- 2) 水道、電気、燃料、電話等の災害時優先使用と優先復旧契約
- 3) メンテナンス会社との災害時優先復旧工事契約

第9 その他

県、電気事業者及び電気通信事業者等は、倒木などにより電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努めるものとする。

第13節 風害予防計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理課）産業振興部 消防本部（警防課）教育委員会（教育総務課・ 学校教育課）	由利地域振興局（建設部、農林部）

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

市は、台風等の暴風による被害を防止するため、気象情報を的確に把握して、建物の補強など臨機応変の措置を講じ、風害予防を図る。また、台風等に起因するフェーン現象に対する火災予防及び前線通過による大雨や風害等の被害防止に努める。

第2 風害の分類

台 風	本県に被害をもたらす台風の多くは、日本海を北東進して、北東北や北海道に接近又は上陸する台風である。 平成3年9月、日本海沖を通過した台風第19号は、これの典型的な例であり、本県の約200キロ沖を通過したにもかかわらず、時速70kmを超える速度と進行方向の東側という条件が重なり稀に見る大きな被害を本県にもたらした。
日本海低気圧	日本海を主として東～北東に進む低気圧のこと。
竜 巻	竜巻は、積雲や積乱雲に伴って発生する鉛直軸を持つ激しい渦巻で、漏斗状または柱状の雲を伴うことがある。地上では、収束性で回転性の突風や気圧の急下降が観測され、被害域は帯状・線状となることが多い。
フェーン現象	湿った空気が山を越える時に雨を降らせ、その後山を吹き降りて、乾燥し気温が高くなる現象。または、上空の高温位の空気塊が力学的に山地の風下側に降下することにより乾燥し気温が高くなる現象。建物火災や林野火災の被害拡大要因の1つである。
塩 風 害	台風や日本海低気圧の接近や上陸に伴い、塩分を含んだ強風や降雨による農作物、農業施設への被害、さらに電力施設に付着し絶縁破壊による停電が発生する。

第3 台風、竜巻、突風等

1 現況

市の地域に来襲又は接近する台風は、年に1～2回程度であるが、日本海低気圧による強風及び局地的な突風も多く発生している。また、台風等に起因するフェーン現象もたびたび発生している。

2 対策

(1) 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

市は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、気象情報の確認や身を守るための知識の普及啓発を図る。

① 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報について、平時からテレビ・ラジオ等により確認することを心がける。

竜巻などの激しい突風に関する気象情報については、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、気象台から発表される。

② 身を守るための知識

台風から身を守る為には、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守る為には、次に示すような事象に留意するとともに、行動を心がけ、頑丈な建物内に移動するなど安全確保に努めることを周知・啓発する。

1) 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

ア 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。

イ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。

ウ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。

エ 大粒の雨やひょうが降り出す。

2) 竜巻からの身の守り方

屋内にいる場合	屋外にいる場合
・窓を開けない ・窓から離れる ・カーテンを引く ・雨戸・シャッターをしめる ・建物の最下階に移動する ・家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る	・車庫・物置・プレハブを避難所にしない ・橋や陸橋の下に行かない ・近くの頑丈な建物に避難する ・近くに頑丈な建物が無い場合は水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る ・飛来物に注意する

出典：内閣府「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」

(2) 監視・情報収集体制の整備

① 監視体勢

台風の接近や上陸予想、又は発達した低気圧に関する気象情報などの発表を基に、庁内関係部局、消防本部、関係機関などと連携した監視体勢に入る。

② 警戒態勢への移行

災害の発生予測から発生までの状況を見極め、監視体勢から警戒態勢など段階的な移行を行い、被害情報の収集に努め、迅速な応急対策を実施する。

(3) 竜巻等突風情報の伝達

市は、竜巻注意報情報が発表された場合、住民に対し、安全な建物等への回避行動を促すため、注意喚起情報を伝達する。

(4) 各機関における対策

① 市及び消防本部

- 1) 風に強い森林を作るため、スギ人工林においては適正な間伐の実施及び複層林の造成等を進め、広葉樹林においては改良等の整備を行うなど、多様な森林の造成を行う。
- 2) 防風保安林の整備・拡充を行い、強風による被害の軽減を図る。
- 3) 台風時のフェーン現象に対し、次の火災予防対策を実施する。
 - ア 火災予防の広報、査察を実施して警戒心を高揚させる。
 - イ 必要により火災警報を発令するとともに、必要な人員を招集して出動体制を強化する。
 - ウ 消防資器材及び消防水利の点検を実施する。
 - エ 消防団員は管轄区域の警戒を実施する。
- 4) 台風の襲来に伴って降る大雨による被害を防止するために、水防対策を確立する。

② 漁業協同組合

漁業協同組合は、気象予報を的確に把握し、必要により漁船所有者に出漁中止又は帰港等の指導・通報を行う。また漁船所有者は、漁船の係留、漁網及び漁具等の流失防止に努める。

③ 学校等の管理者

学校等の管理者は校舎、建物を点検し老朽部分を補強するとともに、児童生徒の登校中止又は集団下校等の安全措置を実施する。

④ 地域住民等

- 1) 家屋等の管理者は、建物の倒壊防止のため、次の措置を実施して安全を図る。
 - ア はずれやすい戸や窓、弱い壁は筋かい、支柱等で補強する。
 - イ 棟木、母屋、梁等のかすがいで止め、トタンは垂木を打ち、煉瓦は上にも針金で補強する。
 - ウ 建物周辺の倒れるおそれのある立木は、枝下ろしをする。
 - エ 強風下では屋根に登らない。また、外出は控える。
 - オ 必要により避難の準備をする。
- 2) 台風の襲来するおそれがある場合は、登山や海釣りなどを見合わせさせるとともに、常日頃からラジオを携行するよう指導する。

第14節 雪害予防計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理課） 健康福祉部（健康づくり課・長寿生きがい課） 建設部 産業振興部 教育委員会 消防本部（警防課）	由利地域振興局（建設部、農林部） 由利本荘警察署 JR東日本

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

市及び防災機関は、雪害並びに融雪期における防災業務の障害を克服するため、情報の収集及び広報活動の徹底を図り、適切な事前対策の樹立と災害発生に際し、迅速、的確な関係機関の連携により安全な市民生活の確保と被害の拡大防止に努める。

第2 集中的な大雪への備え

国、県及び市は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるとともに、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、市及び県は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるなど、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するため、地域の状況に応じて準備するよう努める。

第3 冬期交通の確保

豪雪等に対し、道路交通及び鉄道交通を確保できるよう、国、県、市、高速道路事業者及び鉄道事業者は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努める。特に、集中的な大雪に対しては、国、県、市及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

1 通行規制等

- （1）各道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告知表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

- (2) 各道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な措置を地域の状況に応じて講じるものとする。

2 現況

除雪対策により冬期交通を確保し、地域産業の振興や市民生活の安定を図っている。

3 対策

(1) 幹線道路の確保

市は、積雪時における市民の安全と交通の確保を図るため一般交通に供している道路は、毎時除排雪計画を定め実施するものとする。また、雪崩や積雪時にほかの災害により道路が使用不可能となり、孤立化する集落が発生する可能性がある。このため、冬期においては必要に応じて、迂回路となる林道の除雪にも努めるものとする。さらに、各道路管理者は、除排雪の効率化を図り管理区分にとらわれない「相互乗入」の体制を構築し、また豪雪により市のみでの対応では困難な場合において、国や県は除排雪機材の提供や関連業者のあっせんなど積極的に支援する。

(2) 市街地の除排雪

市街地の除雪にあたっては、国、県、市並びに関係機関団体は、屋根の雪下ろしの時期、雪捨て場の指定、搬入方法等について相互に連絡し、除雪作業の調整、受益者並びに市民の協力を得て、除雪実施の円滑化を図るものとする。

(3) 交通指導取締り

積雪時における主要道路の交通確保と交通事故を防止するため、由利本荘警察署は、積雪時における道路交通対策要綱に基づき、交通指導取締りを実施する。

(4) 鉄道輸送の運行確保

雪害による列車の運転阻害を最小限にとどめるため、防雪及び除雪体制の確立、設備及び機械類の整備増強、雪害状況に対する運転計画の策定等により運行を確保する。細部については、東日本旅客鉄道(株)秋田支社の「雪害対策マニュアル」による。

(5) バス運行の確保

バス事業者は、市が行う計画除雪路線における定期バスの運行を確保する。

第4 雪崩防止対策

1 現況

雪崩危険箇所では、特に大雨や地震によって大きな雪崩が発生するおそれがある。このため雪崩による住家の破壊、道路の途絶等においては過去に被害がなくとも警戒を必要とする。また、豪雪時には、地すべり、急傾斜崩壊危険地域においても警戒体制が必要である。

2 対策

(1) 警戒・避難体制の確立

雪崩危険箇所周辺の集落及び道路においては、災害が発生した場合、直ちに警戒及び避難できる体制を確立する。

(2) 雪崩防止施設の整備

市は、雪崩危険箇所については、各所管毎に雪崩防止のための対策事業を計画的に推進する。

(3) 雪崩危険箇所のパトロール

市及び関係機関は、雪崩危険箇所について適時パトロールを実施し、状況の把握に努めるとともに、積雪70センチメートル以上になったとき、又は大雪や融雪等の雪崩の被害が予想される場合は、雪崩、崖崩れ、地すべり等危険地域の重点的監視と被害の防ぎよに努める。

第5 保健衛生及び医療対策

1 現況

豪雪地域等で、緊急に医療を要する患者が発生した場合は、市及び関係機関が協力して対処している。

2 対策

- (1) 医療救護計画に基づき、災害先遣病院から先遣救護班を、最寄りの災害拠点病院から医療救護班を派遣する。
- (2) 由利本荘医師会及び救急医療機関等との連絡を強化する。
- (3) 急患について、特に緊急の場合は警察又は自衛隊に緊急輸送を要請する。

第6 民生対策

1 現況

市及び関係機関は、積雪時における市民の生活安全対策のため、雪害に係る事故の防止に努めている。

2 対策

(1) 人命及び建物被害の防止

市は、積雪、雪崩等による人身事故及び建築物の損壊を防止するため、次の事項の対策と指導を徹底する。

- ① 雪崩及び落雪の危険地域に対する立ち入りや通行を制限し、保護柵を設けるとともに、必要により警戒員を配置する。
- ② 避難道路確保のための除雪を励行する。
- ③ 道路の除雪等により排水溝をせき止めないように留意する。
- ④ 気象事象により倒損壊のおそれがある空家等について、市の決定により、市費で倒壊防止作業を執行する。

※空家等とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

- 1) 所有者（所有者の親族を含む。）が、所在不明である場合又はこれに準ずると認められる場合。
- 2) 倒損壊した場合に隣家や公共施設等、若しくは通行人、自動車等の人命や財産に被害を及ぼすおそれがあると想定される場合。

市民の対策

個人の家屋及び家屋周辺の雪処理については、個人又はその近親者の責任において行うことが原則であり、新築、リフォームにあたって、屋根処理に配慮した克雪化に努め、平時から雪害に備える必要がある。

1. 建築物の管理者は屋根の雪下ろしを適期に実施するものとする。
2. 一人暮らし高齢者世帯等の要配慮者世帯の雪下ろし除雪については、地域関係者及びボランティア等の協力を得て実施するものとする。
3. 木造老朽建物は降雪時に補強工事等の実施に努める。
4. 避難道路や避難口の確保のため除雪を励行する。

- ⑤ 市は、雪下ろし中の転落事故や屋根からの落雪が発生しやすい気象条件になった場合に、県が発表する「雪下ろし注意情報」を市防災行政無線や県からの報道等を通じて、住民に注意を喚起する。

(2) 雪害予防知識の普及

雪害予防知識の普及を図るため、市の広報、新聞、テレビ、ラジオ等を利用した効果的な広報を行い意識の啓発に努める。

(3) 地域における体制整備

市及び県は、地域と連携して、地域コミュニティの機能強化等により高齢者世帯等の雪処理を含む地域防災力を強化するとともに、雪処理の担い手の育成や除雪ボランティアの円滑な活動を支援するなど、地域における除排雪の体制整備に努める。

(4) 除排雪作業時の安全対策の周知

市及び県は、広報紙やポスター、講習会等により、既存住宅における命綱固定アンカーの設置、事故防止に役立つ道具や装備品、これらの使用方法等など、安全な除排雪作業の普及を図る。

(5) 集中的な大雪が予測される場合の備え

市民は、集中的な大雪が予測される場合は、一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。また、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておく必要がある。

運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努める。

- (6) 市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

第7 農林漁業対策

1 現況

積雪による農業用施設や樹木等の直接被害のほか、消雪の遅れによる越冬作物被害や春作業の遅延

による被害が出る場合もある。

2 対策

市は、積雪による農林水産業・畜産関係の被害を軽減するため、以下の対策を促進するよう農・漁業協同組合等に対して指導する。

（1）農作物対策

- ① 消雪促進
- ② 樹体被害の防止
- ③ 野鼠、カモシカ等による被害の防止
- ④ 病虫害の防除

（2）農業用施設対策

- ① 施設の補修、補強の実施
- ② 施設の屋根及び軒下の排雪
- ③ 消雪パイプ等の設置推進

（3）畜産関係対策

- ① 畜舎の保全管理
- ② 越冬飼料の確保
- ③ 牛乳等畜産物の集出荷の円滑化
- ④ 草地の維持管理
- ⑤ 家畜疾病等の防止

（4）水産関係対策

- ① 養殖魚介類の育成管理の強化
- ② 水深の維持、また、覆蓋等による越冬池の整備
- ③ 積雪時における通水、地下水の確保

（5）林業関係対策

適切な間伐の実施

第8 文教対策

1 現況

市教育委員会は、児童・生徒の安全と学校教育、社会教育施設等の雪害を防止するため、情報の収集と関係機関との連絡調整を図り、除雪等を実施している。

2 対策

（1）火災予防

- ① 暖房器具の吸排気口の点検を行う。
- ② 責任者による巡回を励行する。
- ③ 防火、防災思想の徹底を図る。

（2）危険防止

- ① 積雪や落雪により避難口が閉鎖されないよう留意する。

② 落雪危険箇所の標示、警戒（体育館、屋根等を含む。）を行う。

③ 集団登下校には、必要に応じ引率者をつける。

（3）通学路の確保

道路の除雪については、建設部と連絡を密にし、安全な通学路を確保する。

（4）社会教育施設、文化財施設等の保護

① 消防及び関係機関との連携を図る。

② 随時監視体制を確保する。

③ 消火施設の点検、除雪等を励行する。

④ 文化財施設等の修理、補強に努める。

第9 その他

県、電気事業者及び電気通信事業者等は、倒木などにより電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努めるものとする。

また、市及び県は、除排雪時の安全対策や除雪作業の省力化のため、克雪に係る技術の普及促進を図るものとする。

第15節 農業災害予防対策

実施担当	関係機関
産業振興部（農業振興課、農山漁村振興課）	

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

市は、農地防災及びほ場整備等の農業農村整備事業を計画的に推進するとともに、気象条件に対応した農業技術の向上に努め、農業災害の防止を図る。

第2 農地及び農業用施設

1 現況

農村部は、労働力の高齢化と兼業化等が進み、農地及び農業用施設の維持管理が不十分な状態となっているところも見受けられる。

2 対策

市は、洪水防止などの農業の有する多面的機能を適切に発揮するため、農業用排水施設の整備、更新・補修、老朽ため池の補強、低・湿地地域等における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、総合的に農地防災事業等を推進し、災害発生の未然防止を図る。

第3 農作物

1 現況

農作物の豊凶は気象条件によって大きく左右されるので、農業気象情報の周知と予防対策に努めている。

2 対策

（1）農業気象情報の周知徹底

市は関係機関と連携し、猛暑、冷霜害等に関する気象情報等を、農業従事者等へ速やかに伝達できる体制を確立し、予防対策の徹底を図る。

（2）農業技術指導等

市は、農業技術指導関係機関と連携し、気象条件に対応した農業技術等の向上のための指導に努める。

第16節 危険物等大量流出災害予防計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理課）市民生活部（生活環境課） 消防本部	国土交通省秋田河川国道事務所 秋田県 秋田海上保安部

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

海上や河川への油や薬液などの危険物等の大量流出は、天候、海流、時間の経過が流出量の増加や流出範囲の拡大につながる。

被害は、沿岸観光地及び海水浴場区域の汚染、火災の発生、揮発性物質による港湾関係者及び近隣住民の健康への影響、水産資源の汚染、さらには漁業・港湾施設などにも甚大な被害が予測される。

このため、市、県、防災関係機関及び関係事業所は、防災資機材の備蓄促進や設備の維持管理の徹底に努めるとともに、危険物の流出や漏洩に関する訓練を計画的に実施する。また、訓練の検証により提起された課題の整理及び検討を行い、これにより各機関等における予防・防除体制の見直しや老朽化による設備の改善が必要なものについては、早急にこれら対策の策定・実施を図り、危険物流出事故の未然防止に努める。

第2 設備、資機材の整備等

1 現況

危険物流出等の災害に対処するため、オイルフェンス及び油処理剤等の備蓄及び関係団体の相互協力体制の推進を図っている。

2 対策

（1）災害の未然防止

- ① 消防本部は、施設を定期的に点検して漏油防止に努める。
- ② 市・消防本部は、事業所関係者に対し、災害予防に必要な教育を行うとともに、防災思想の高揚を図る。

（2）防災資機材の整備

- ① 流出油等の拡散防止、回収及び処理に必要な資機材を整備・備蓄する。
- ② 回収した油塊、油吸着剤などの焼却施設を整備する。
- ③ 通信機器やガス検知器などの整備促進を図る。
- ④ 資機材の定期的な点検を実施し、老朽化機器の計画的な更新・整備を図る。

（3）相互援助体制の整備

各事業所は、災害に対する自衛体制を強化するとともに、相互援助に関する協定を締結するよう努める。

（4）訓練の実施

各事業所は、事業所単位又は各事業所が協同して訓練を実施するほか、関係機関等の実施する訓練に積極的に参加する。

第17節 文化財災害予防対策

実施担当	関係機関
教育委員会（生涯学習課） 消防本部	

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

文化財は、郷土の歴史や文化を正しく理解するための貴重な財産であり、適切な保存と活用の調和を図りながら後世に伝えていかなければならない。このためには、防災対策を確立し、それぞれの実状に即した対策を講じて文化財を保護するものである。

第2 有形・無形・民俗文化財

1 現況

文化財は火災に対して極めて弱く、防災対策が最も重要な課題となっている。管理者はそれぞれの性質に応じた対策が必要である。

2 対策

（1）文化財管理者に対する指導の徹底

教育委員会は以下を文化財管理者に指導徹底する。

- ① 防災責任者は自主的に消防・防災訓練を実施して災害発生時における火災の発生予防に努める。
- ② 消防・警報設備等の整備に努める。
- ③ 文化財の搬出責任者には、文化財の性質、保全についての知識・技術を有する者をあて、また、搬出場所等をあらかじめ定めておく。

（2）保存施設等の整備

教育委員会は保存施設等について、以下の防災対策を行う。

- ① 災害防止のため、保存施設等の耐火・耐震化を推進する。
- ② 文化財の復元修理等を計画的に推進する。

第3 記念物（史跡・名勝・天然記念物等）

1 現況

記念物（史跡・名勝・天然記念物等）は、植物等多種多様であり、これらを災害から防護するため、管理者はそれぞれの性質に応じた対策が必要である。

2 対策

教育委員会は史跡等について、以下の防災対策を行う。

- （1）指定地域の周知徹底を図るため、標識・説明板・標柱・境界標柱・囲柵等を整備する。
- （2）警報・防火・消火のための施設を整備する。

(3) 所有者及び関係機関は、チェックリスト等を活用した定期的なパトロールにより、地震時の危険箇所の早期発見と改善に努める。

(4) 震災等によるき損・滅失の拡大防止のため必要な応急措置を執る。

第4 被災古文書等（古文書等の歴史資料）の保全

災害により多くの古文書等が被災した場合、市民に対し、被災した貴重な資料に対する保全及び取り扱い等について周知を図る。

第18節 特殊災害予防対策

実施担当	関係機関
総務部（危機管理課）市民生活部（生活環境課） 消防本部（警防課）	秋田海上保安部

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

近年の都市化の進展、社会経済の複雑多様化に伴い、事故の態様も大規模、特殊化してきている。こうした状況の中で、特殊災害及び突発的な重大な事故を防止するため、市は、防災関係機関と連携し、防災活動が効果的に実施できる体制の確立を図る。

第2 航空機災害

1 現況

国内における航空機事故の発生は、数年に1～2回と少ない現状にあるが、この種の事故は、一度発生すれば大惨事となっている。航空輸送に対する需要は年々高まっており、今後、一層の航空ダイヤの過密化が予想され、事故の発生についても更なる注視が必要となっている。

2 対策

- (1) 災害発生時において、迅速、的確な初動対応を行うため、県、消防機関、医療機関、自衛隊等の関係機関との連携を密にする。
- (2) 災害発生時における関係機関への通報、連絡が容易に行えるように通信施設の整備に努める。
- (3) 航空機災害に際して、一貫した消火救難活動を実施するため、消防機関及び秋田救難隊等災害応急対策に関する相互応援協定等を締結する。

第3 海上災害

1 現況

海上交通の発達と船を利用した魚釣りの増加、マリンスポーツの普及により、海上及び港湾における災害はさらに増加する傾向にある。

2 対策

- (1) 船舶に対し、船舶安全法、港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等法令の遵守について指導監督する。
- (2) 各種船舶に対する海難事故防止運動を実施するほか、海難事故防止に関する講習会、チラシ配布などにより防災思想の啓発を図る。水難救済会、漁業協同組合等各種団体との通報連絡体制を密にするとともに、県と連携の上、必要に応じ訓練を実施する。

第4 トンネル災害

1 現況

市内には、長大トンネルはないものの、長短のトンネルは数箇所存在し、交通量の増大に伴い、災害の危険性が増大している。（長大トンネルとは延長2km以上の道路トンネルとする。）

2 対策

- （1）危険物、高圧ガス等の運送のためのタンクローリー等の輸送量が増加しているので、これらの運行管理者及び運転者の安全運転の励行を図る。
- （2）有資格者の乗務、保安教育の徹底など運送事業者の自主保安体制の確立を図るほか、運送者に対する予防査察の徹底を図る。
- （3）トンネルでの災害を想定した各種訓練等の実施に努めるほか、消防機関などへの早期通報体制の確立を図る。

第5 危険物等積載運搬車両

1 現況

危険物、火薬類、高圧ガス、LPガス及び毒物・劇物（以下「危険物等」という。）の運搬は、タンクローリーやトラック等の危険物等運搬車両による陸上輸送が多く、災害発生の危険性が増大している。本市においては、原油の輸送等が行われていることから、特に注意が必要である。

また、高速道路や自動車専用道路での事故の発生は、タンクや運搬容器の被害が一般道路に比較し拡大する可能性が高い。

2 対策

- （1）運転者等に対する交通安全の啓発、関係法令の遵守についての指導の徹底を図る。
- （2）危険物等製造事業者等に対して、関連法令に基づく安全確保の指導の徹底を図る。
- （3）危険物等運搬業者に対して、適正な運行計画の作成及びその確保等運行管理の徹底を図るとともに、運転者への交通安全の啓発、関係法令の遵守及び危険物等の取扱いについての指導の徹底を図る。
- （4）市は、秋田県危険物運搬車両事故防止対策協議会において、事故発生時の関係機関の連絡通報体制と作業分担を協議するとともに、東日本高速道路㈱、警察、消防等関係機関による合同訓練を行い、事故発生時の対応に備える。
- （5）事故発生時の緊急連絡先等を記載した「イエローカード」の交付及び携行の普及に努める。

第6 放射性物質災害

1 実施の主体

放射性物質の災害応急措置の実施責任者は、放射性物質について輸送の責任を有する者（以下「輸送責任者」という。）及び放射性同位元素等使用事業所の責任者（以下「事業責任者」という。）とする。

2 実施の方法

(1) 被害の把握

輸送責任者及び事業責任者（以下「事業責任者等」という。）は、災害発生と同時にその被害状況から、地域住民に対し危害を生ずるおそれの有無についての情報把握に努める。

(2) 広報活動

事業責任者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合はその状況及び措置状況を速やかに関係機関に通報するとともに、被害予想地区の市民に対して広報車、防災行政無線、有線放送等のあらゆる通報手段をもつて的確かつ迅速に指示伝達する。

(3) 応急復旧

① 立入制限、交通規制及び警備体制

事業責任者等は、被害予想地区における立入制限措置、交通規制措置及び地区の警備体制について、あらかじめ関係機関と協議し、万全を期するものとする。なお、隣接県にまたがる災害が発生した際、当該隣接県と密接な連携を図り、迅速的確な警備活動を行うため、体制の整備を図る。放射性物質等による汚染が認められた場合は、県は汚染水源の使用禁止の措置、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を実施する。市は、県に協力して、食品、水道水等の摂取制限等の広報を行う。

② 放射性物質の輸送時の事故対策

輸送責任者・輸送従事者又は事故発見者は、輸送車両の火災等に遭遇した場合には、概ね次の対応措置を実施する。

- 1) 人命救助、応急手当
- 2) 市消防本部及び関係機関への通報連絡
- 3) 火災の初期消火
- 4) 二次災害回避のための交通整理

第19節 廃棄物処理計画

実施担当	関係機関
市民生活部（生活環境課）	本荘由利広域市町村圏事務組合 県生活環境部

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

災害地域においては、生活ごみや粗大ごみ（生活ごみ等）、被災した汲み取り槽や浄化槽の清掃等で発生するし尿や浄化槽汚泥（し尿等）、建物の倒壊・撤去等に伴って発生する廃木材やガラス片、金属くず、コンクリートがら、アスベスト、津波堆積物など（がれき等）のほか、山間部では流木・倒木あるいは火山灰の発生が想定されるため、これらの収集・分別・処理が迅速かつ適切に行われるよう、予め体制を整備しておく。

第2 廃棄物処理に係る防災体制の整備

- 1 一般廃棄物処理施設の設置年数や立地条件等に応じ、次の事項について必要な対策を講じる。
 - （1） 施設の耐震化、不燃堅牢化等
 - （2） 非常用自家発電設備等の整備
 - （3） 断水時に機器冷却等に利用する地下水や河川水の確保
 - （4） 収集運搬車両駐車場の浸水対策
 - （5） 施設の補修等に必要な資機材の備蓄
- 2 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び脱臭剤の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- 3 次の事項等を含む市災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物処理実行計画の策定を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
 - ①緊急出動対応のための収集運搬車両や機器等の配置計画
 - ②災害によって発生した廃棄物（生活ごみ、し尿、がれき等）の一時保管場所となる仮置場の配置計画
 - ③有害廃棄物及び処理が困難な廃棄物の適正処理計画
- 4 市の処理能力を超える場合や一般廃棄物処理施設が被災し、使用不能になった場合等の対策として、周辺市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

第20節 避難計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理課）健康福祉部（福祉支援課） 観光文化スポーツ部（文化・スポーツ課） 教育委員会（教育総務課、生涯学習課） 総合支所 消防本部	

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

市は災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、市民が安全に避難できるよう避難場所の確保や避難誘導體制の整備を推進し、安全に避難できる環境整備に努める。また、平常時から安全な避難場所、災害危険箇所等の所在等を市民に周知徹底させるとともに、自主防災組織等の協力を得ながら避難指示の伝達体制を確立し、避難の安全・迅速・円滑化を図る。なお、高齢者、障がい者、外国人等を適切かつ安全に誘導するための体制整備に特に留意する。

また、公共交通機関が運行を停止した場合、帰宅困難者が大量に発生することから、市、県及び公共交通機関の管理者等は、「むやみに移動を開始しないこと」の広報や帰宅困難者の一時滞在施設の確保に努めるものとする。

第2 避難場所、避難路等における対策と避難情報の発令

1 計画の方針

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、危険を逃れるために避難する市民を受入れる場所を確保するとともに、住居等を喪失した者に対しては、収容保護を目的として施設を提供することが必要である。このため、一時避難場所あるいは避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

また、市は躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

2 現況

避難場所については、市の地域防災計画に具体的に定めるとともに継続的にその見直しを行い、市民に対する周知徹底と避難の指示伝達体制の確立に努めている。

3 指定緊急避難場所等に関する事項

市は、学校、公民館、公園等を対象に、各種災害や地域の特性を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等を災害の種類ごとにあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

また、地域の特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策など

を踏まえ、公共施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで、避難者が避難生活を送るために必要な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知を図る。

加えて、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、対象とする施設は、必要に応じて県有施設（高等学校等）や民間施設等の活用を図るほか、政令で定める指定基準、過去の災害の状況及び新たな知見等を踏まえ、点検及び見直しを適宜行う。

また、指定緊急避難場所等に避難したホームレスについては、住民票の有無等に関わらず、適切に受け入れるものとし、地域の実情や他の避難者の心情などについて勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策を定めるよう努めるものとする。

（1）指定緊急避難場所

市は災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

ア 地震災害対策

地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所で、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じて、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

イ 津波災害対策

被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。

ウ 風水害対策

被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

エ 火山災害対策

被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又安全区域外に立地するが災害に対して安全性を有する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体

制等を有するものを指定するものとする。

オ 大規模な火事災害対策

木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、指定避難所が必ずしも特定の災害の指定緊急避難場所に指定されていない場合があることや指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについても、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

{留意事項}

市は、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとし、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

(2) 指定避難所

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するとともに、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。加えて、必要に応じ、電力容量の拡大に努める。

また、市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器における電源の確保など、必要な配慮をするよう努めるものとする。

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

加えて、福祉避難所に受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応

じ、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

〔留意点〕

学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

①指定避難所等の環境整備

次の事項に留意し、指定避難所等の環境整備を図ること。

ア 非常用電源の配置とその燃料の備蓄

イ 医療救護、給食、情報伝達等の応急活動に必要な設備等の整備

ウ 冷房器具等の整備

エ 毛布、暖房器具、暖房施設等の整備

オ プライバシーの保護、男女のニーズの違いなど男女双方の視点、感染症の拡大防止等に配慮した環境の整備

②良好な生活環境の確保

指定避難所等に滞在する被災者及び指定避難場所以外の場所に滞在する被災者のそれぞれについて、その生活環境の整備等に関し適切に対応するため、国の「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」を踏まえ、避難所等における生活環境の整備にあたり平常時より必要な取組みを推進する。

③避難の長期化に対応した施設整備（給水体制と資機材の整備）

ア 住民の避難生活が長期化した場合、必要とする最少限の飲料水を確保するために給水の実施体制を整備する。

イ 仮設トイレ及び入浴施設など、最少限の生活を営むために必要な生活用水、消毒剤、脱臭剤及び防虫剤等衛生用品の確保をするとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

ウ 給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

（3）指定避難所の運営管理

市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門

家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

加えて、平常時から、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、市においては、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と健康福祉部局が連携し、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(4) 避難路

各種災害の特徴等を踏まえ、災害で被災せずに、迅速かつ安全に避難できる道路を複数確保又は必要に応じて整備し、指定する。

(5) 避難場所等の周知

避難場所等の表示や一覧の配布、ハザードマップの作成・配布等により、避難場所、避難方法、避難経路等について、住民への周知徹底を図る。

4 避難所開設・運営マニュアルの整備

市は、緊急時の避難所運営を円滑に行うために避難所開設・運営マニュアル及び避難・誘導マニュアルを整備する。また、これらのマニュアルに基づく計画的な訓練の実施と検証を行い、適宜見直しを行う。なお、マニュアルの作成にあたっては、地域の人口、年齢構成、気候、インフラの整備状況、都市化の程度等を勘案し、作成に努める。

5 避難情報の判断基準

市長は、発生した災害の規模、又は発生が予測される災害を前提に、迅速で安全な住民の避難又は避難誘導を確保するため、次の避難情報を決定し発表する。

なお、国では、高齢者等の避難の実行性を確保する必要があることや、避難勧告と避難指示の違いが十分に理解されていないことなどの課題に対応するため、災害対策基本法を一部改正し、令和3年5月から避難情報の名称を変更し（「避難準備・高齢者等避難開始→高齢者等避難」、「避難勧告、避難指示（緊急）→避難指示」、「災害情報発生→緊急安全確保」）、運用を開始したことから、市は確実に住民や要配慮者利用施設の管理者に周知を図るとともに、避難情報を発令した際には、災害の切迫度に応じ、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるよう必要な取組を講ずるものとする。

(1) 高齢者等避難（警戒レベル3）

「高齢者等避難」は、避難指示の決定・通知に先立ち、避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対して早めの避難行動を促進するとともに、高齢者以外の者における必要に応じた普段の行動の見合わせの開始や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するために提供する。

なお、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の提供に努めるものとする。

(2) 避難指示（警戒レベル4）

「避難指示」は、災害発生危険性が著しく高い、又は既に発生している災害が拡大することが予想され、避難を要すると判断したときなど、当該被災地域又は被災するおそれがある区域の住民や観光客等に対し、地域防災計画で指定した指定緊急避難場所又は指定避難所への避難を促すために通知する。

(3) 緊急安全確保（警戒レベル5）

避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らして緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。

(4) 避難指示等の解除

避難等の必要がなくなったとき、市長は避難指示等の解除を発表する。

6 発令基準の設定

市は、国の「避難情報等に関するガイドライン」や県の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を参考に、災害種別ごとに高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の具体的な発令基準を設定するとともに、その内容について住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、時機を失することなく避難指示等を適切に発令することができるよう、対象地域、判断時期等具体的な発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。

なお、市は秋田地方気象台や秋田河川国道事務所等の国の機関や県から、避難指示等の発令基準の策定について、支援及び助言を受けるものとする。また、市は、国、県の関係機関との間で連絡を密に取り合い、ホットラインを構築するなど、日頃からの連絡体制を確立しておく。

(1) 水害時の具体的な避難指示等の発令基準

① 洪水予報河川

区分	発令基準
高齢者等 避難 (警戒レベル3)	次のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難の発令を検討するものとする。 1：指定河川洪水予報により、子吉川、石沢川の（明法、二十六木橋、鮎瀬）水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）（明法水位観測所4.00m、二十六木橋水位観測所5.6m、鮎瀬4.2m）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 2：指定河川洪水予報により、子吉川の（明法、二十六木橋）水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

避難指示 (警戒レベル4)	次のいずれかに該当する場合に、避難指示の発令を検討するものとする。 1：指定河川洪水予報により、子吉川、石沢川の（明法、二十六木橋、鮎瀬）水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）（明法水位観測所4.7m、二十六木橋水位観測所6.00m、鮎瀬水位観測所4.5m）に到達したと発表された場合 2：子吉川の（明法、二十六木橋）水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの、堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合 3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 5：ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 7：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準1～5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
緊急安全 確保 (警戒レベル5)	現地情報による発令基準 家屋の倒壊や道路の倒壊など、人的被害につながるおそれのある規模の災害が確認された場合

○ 避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合

区分	発令基準
高齢者等 避難 (警戒レベル3)	次のいずれかに該当する場合に、「高齢者等避難」を発令するものとする。 1：大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 2：強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 (警戒レベル4)	次に該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 1：子吉川の（明法、二十六木橋）水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を超えた状態で、強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
緊急安全 確保 (警戒レベル5)	現地情報による発令基準 家屋の倒壊や道路の倒壊など、人的被害につながるおそれのある規模の災害が確認された場合

○ 内水地域の考え方

- ・内水地域では、洪水予報河川の水位が上昇することで、排水機の運転が停止されたり機能が低下することで、浸水が発生する場合がほとんどである。
- ・内水地域で、浸水深が深く、屋内安全確保では身体に危険が及ぶ可能性がある場合は、避難指示等の基準を別途設定するか、高齢者等避難の発令段階で避難行動をとることとするなどの設定をする。

② 水位周知河川

区 分	発 令 基 準
高齢者等 避難 (警戒レベル3)	1～4のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令を検討するものとする。 1：芋川の（松本、館前）水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）（松本4.3m、館前6.2m）に到達した場合 2：芋川の（松本、館前）水位観測所の水位が一定の水位を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②芋川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） 3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
避難指示 (警戒レベル4)	1～6のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示の発令を検討する。 1：芋川の（松本、館前）水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）（松本4.6m、館前6.6m）に到達した場合 2：芋川の（松本、館前）水位観測所の水位が一定の水位を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②芋川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） 3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4：ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 5：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

区 分	発 令 基 準
緊急安全 確保 (警戒レベル 5)	現地情報による発令基準 家屋の倒壊や道路の倒壊など、人的被害につながるおそれのある規模の災害が確認された場合

○ 避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合

区分	発令基準
高齢者等 避難 (警戒レベル 3)	次のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。 1：大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 2：強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 (警戒レベル 4)	次に該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 1：芋川の（松本、館前）水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を超えた状態で、強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
緊急安全 確保 (警戒レベル 5)	現地情報による発令基準 家屋の倒壊や道路の倒壊など、人的被害につながるおそれのある規模の災害が確認された場合

○ 内水地域の考え方

- ・洪水予報河川の内水地域の考え方に準じる。

③ 小河川

区 分	発 令 基 準
避難指示 (警戒レベル 4)	次のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 1：水防団等から避難の必要性に関する通報があった場合 2：浸水の発生に関する情報が住民等からあった場合
緊急安全 確保 (警戒レベル 5)	現地情報による発令基準 家屋の倒壊や道路の倒壊など、人的被害につながるおそれのある規模の災害が確認された場合

○ 小河川等による浸水は、ほとんどの場合「立ち退き避難」を必要としないことから、「屋内安全確保」を基本とした避難とする。

○ 時間的余裕がない場合がほとんどであることから、基本的に高齢者等避難は発令しない。

○ ただし、過去に氾濫した記録があり、降水量・降水時間と氾濫の関係性が分かっている場合は、高齢者等避難の発令を検討する。

- 重要水防区域があり、水防警報を発表する小河川は、水防団待機水位を設定し水位を監視していることから、河川管理者と相談の上、一定の水位を設定して避難指示の判断材料とする。
- 水位を設定していない河川についても、水防団からの現地情報や住民からの被害情報等を避難指示の判断材料とする。
- 台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難となる前に、避難指示等の早めの判断を行う。
- 水位や現地情報が把握できる場合は、氾濫が発生し始めた時に避難指示を発令することも検討する。

(2) 土砂災害時の具体的な避難指示等の発令基準

① 危険住家からの通報による発令基準

区 分	通報による発令基準
自主避難	「自宅裏山の崩れ」等による危険性を回避するため、住民が自主的に避難する旨の電話連絡 → 「自主避難」（自主的避難を促す）
避難指示 (警戒レベル 4)	「自宅裏山の崩れ」等が発生している旨の電話連絡 → 現場確認後、住家への崩れの危険性がある場合に「避難指示」を発令 → （電話応対で緊急性が高いと判断された場合）とりあえず、現地からの立退きを指示する
緊急安全 確保 (警戒レベル 5)	現地情報による発令基準 家屋の倒壊や道路の倒壊など、人的被害につながるおそれのある規模の災害が確認された場合

② 現地情報（前兆現象）による発令基準

区 分	現地情報による発令基準
避難指示 (警戒レベル 4)	① 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化）が発見された時 → 対象区域（集落単位） ② 近隣で土砂災害が発生した時 ③ 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された時 → 対象区域（集落単位）
緊急安全 確保 (警戒レベル 5)	現地情報による発令基準 家屋の倒壊や道路の倒壊など、人的被害につながるおそれのある規模の災害が確認された場合

③ 「土砂災害警戒情報」等発表による発令基準

区 分	土砂災害警戒情報等による発令基準
高齢者等 避難 (警戒レベル3)	次のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。 1：土砂災害に関するメッシュ情報を基準として ①「大雨警報（土砂災害）」（警戒レベル3相当情報）が発表され ②気象庁「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害の危険度分布）」または秋田県土砂災害危険箇所マップ http://sabomap.pref.akita.lg.jp）の「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」において「警戒（赤）」が表示された場合 ③その際に、「警戒（赤）」のメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に発令することを基本とする 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：「大雨注意報」（警戒レベル2相当情報）が発表され、当該注意報の中で夜間から翌日早朝に「大雨警報（土砂災害）」（警戒レベル3相当情報）に切り替える可能性が言及されている。
避難指示 (警戒レベル4)	次のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 1：土砂災害に関するメッシュ情報を基準として ①「土砂災害警戒情報」（警戒レベル4相当情報）が発表され ②気象庁「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」または秋田県土砂災害危険箇所マップ（http://sabomap.pref.akita.lg.jp）の「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」において「危険（紫）」が表示された場合 ③その際に、「危険（紫）」のメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に発令することを基本とする。 ④秋田地方気象台に直接電話をし、今後の降雨の状況を確認し ⑤状況を総合的に勘案し、住民が安全に避難できる状況にあることを確認して発令する → 対象区域（避難すべき区域の全部：総合支所あるいは地域地区単位） 2：避難指示（警戒レベル4）の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 3：避難指示（警戒レベル4）の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 4：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合。 5：土砂災害の発生が確認された場合。

緊急安全 確保 (警戒レベル5)	次のいずれかに該当する場合に、緊急安全確保（警戒レベル5）を発令するものとする。 1：土砂災害に関するメッシュ情報を基準として ①大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報）が発表され ②気象庁「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」または秋田県土砂災害危険箇所マップ（http://sabomap.pref.akita.lg.jp）の「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」において「切迫（黒）」が表示された場合 ③その際に、「切迫（黒）」のメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に発令することを基本とする 2：家屋の倒壊や道路の倒壊など、人的被害につながるおそれのある規模の災害が確認された場合

※ 土砂災害危険箇所の範囲拡大に対応するため 30 分間隔で「秋田県土砂災害危険箇所マップ」を確認する。

（3）高潮災害時の具体的な避難指示等の発令基準

区 分	発 令 基 準
高齢者等 避難 (警戒レベル3)	次のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。 1：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 2：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、又は台風が市に接近することが見込まれる場合 3：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
避難指示 (警戒レベル4)	次のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 1：高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 2：高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 3：高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合
緊急安全 確保 (警戒レベル5)	現地情報による発令基準 家屋の倒壊や道路の倒壊など、人的被害につながるおそれのある規模の災害が確認された場合

7 避難情報に付する事項

- ① 避難理由
- ② 避難対象地域、又は地区の範囲
- ③ 避難開始・解除時刻
- ④ 避難誘導、避難路、避難場所、避難所（避難施設）の指定など

8 避難情報の伝達手段

- ① 同報系防災行政無線
- ② 緊急速報メール（エリアメール）
- ③ 消防・防災メール
- ④ サイレン吹鳴装置（緊急情報伝達装置）
- ⑤ 広報車による伝達

市、消防署、消防団で実施する。

また、消防職員等の巡回による伝達の場合は、住民不在時の伝達手段についてもあらかじめ定めておくように努める。

- ⑥ 自治会、町内会など自主防災組織への伝達

自治会、町内会などの連絡責任者をあらかじめ定め、電話、メール送信などにより連絡する。

9 避難行動要支援者避難支援プラン、避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者避難支援プランを作成するものとする。また、災害発生時の避難に特に支援を要する者の名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）については、改正災害対策基本法により市長に作成が義務付けられており、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備する。

10 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう、必要な体制の整備に努める。

11 避難者の健康管理

市は、避難者又は在宅避難者の健康状態を確保するため、保健師等による避難所等の巡回健康相談等を実施するものとする。

12 女性の視点から捉えた避難者対策

女性は災害時に被害を受けやすい、不便な生活環境下での家事や育児などの家庭的責任に対する負担が女性に集中する、支援する側に女性の担当者が少ないことなどの問題が明らかになっており、女性に配慮した支援が必要である。そのため、避難所生活が長期になる場合の女性の避難者対策として下記

のとおり実施することとする。

- ① 避難所への女性職員（相談員）を配置し、相談窓口を設置する。
- ② 避難所内に授乳室、更衣室、トイレ等、女性のプライバシーに配慮した専用スペースを確保する。
- ③ 女性消防団員の拡大に努め、女性団員が避難所生活への支援を行う。

1 3 協力体制の整備

大災害など甚大だが被害が市内に限られるような災害が発生した場合には、避難所の開設について、各総合支所や近隣市町等との相互利用及び相互応援ができることが望ましい。このため、市域内での総合支所間での連携を強化するとともに、災害時に近隣市町やその他関係機関と連携が図れるよう協力体制を整えておく。

1 4 多様な視点を取り入れた体制の整備

市の男女共同担当部局は、男女共同参画拠点施設が、地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局と男女共同参画拠点施設の役割について、防災担当部局、男女共同参画拠点施設及び県と調整の上、明確化しておくよう努めるものとする。また、市の男女共同担当部局は、災害時には、男女共同参画の視点から、庁内や避難所等との間における連絡調整を行うため、予め、その体制の調整に努めるものとする。

第3 感染症の自宅療養者の避難確保

県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備え、平常時から、市及び県の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、併せて、市の防災担当部局と連携し、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討と調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報提供を行うよう努めるものとする。

第21節 広域防災拠点整備計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理課）教育委員会（教育総務課） 建設部（都市計画課）企画調整部（総合政策課）	秋田県総合防災課 自衛隊 秋田県警察

第1 趣 旨

大規模災害時には、県外からの広域応援や救援物資等を、大きな被害の無い地域に集結・集積させた上で被災地域に展開、搬送するなどの広域応援活動を円滑に行う必要がある。

市は、大規模災害発生時の拠点となる広域応援活動の施設（広域防災拠点）を指定する。

第2 指定方針等

- 1 広域応援活動の拠点となり得る学校施設やスポーツ施設等について、関係機関と協議の上、広域防災拠点に指定する。
- 2 指定にあたっては、市内各地域での被災を想定しながら、アクセスルートとなる幹線道路からの利便性、活用できる施設の能力や規模等を考慮する。
- 3 大規模災害発生時には、関係機関と協議の上、指定施設の中から実際に開設する施設を選定する。

第3 広域防災拠点の機能

1 広域防災拠点の機能

次の機能を果たす施設とする。

名 称	機 能
集結場所・ベースキャンプ	県や県外からの自衛隊、警察、消防等の部隊の集結場所又は活動拠点となるベースキャンプ
物資集積拠点	県や県外からの救援物資の受入れ、仕分け、保管及び出庫を行い、被災地域の避難所等へ輸送する施設

2 災害時の集結場所・ベースキャンプと物資集積拠点

開設が必要とされる場合の集結場所・ベースキャンプと物資集積拠点施設は次のとおりとする。

地 域	集結場所・ベースキャンプ	物資集積拠点施設
本 荘	由利本荘総合防災公園 (※全市の1次集結場所 1次ベースキャンプ地を兼ねる)	由利本荘アリーナ (※全市の1次物資集積 拠点施設を兼ねる)
	本荘南中学校グラウンド	本荘南中学校
	本荘東中学校グラウンド	本荘東中学校
矢 島	矢島中学校グラウンド	矢島中学校
岩 城	岩城中学校グラウンド	岩城中学校

地 域	集結場所・ベースキャンプ	物資集積拠点施設
由 利	由利中学校グラウンド	由利中学校
大 内	ぽぽろ健康運動公園	市総合体育館
東由利	東由利中学校グラウンド	東由利中学校
西 目	西目中学校グラウンド	西目中学校
鳥 海	鳥海中学校グラウンド	鳥海中学校

また、上記は全てが市指定緊急避難場所、指定避難所に指定されている場所、施設であるが、状況により広域防災拠点としての使用を優先する。

第4 県広域防災拠点の整備促進

1 防災拠点施設の整備

市は、県が指定する防災活動の拠点（県広域防災拠点）としての機能を果たすための総合施設、防災教育施設、備蓄施設等の施設整備を積極的に促進する。

また、広域防災拠点の整備後は、県や防災関係機関と連携し、被災地の後方支援に努めることを目的とする。

なお、市内の広域防災拠点は、次のとおりである。

（1）施設名

由利本荘総合防災公園、由利本荘アリーナ

（2）施設の場所

由利本荘市石脇字田尻野 18 番地

（3）施設の機能

- ① 集結場所・ベースキャンプ
- ② 一次物資集積拠点

第5 広域防災拠点における後方支援等

市は、県、施設の所有者又は管理者、施設を使用する防災関係機関等と連携し、広域防災拠点等における被災地への後方支援に努めることとする。

また、県及びこれらの関係機関は、大規模災害発生時に広域防災拠点を円滑に開設・運営できるよう、開設までの手順や運営時の各機関の役割などをあらかじめ確認するとともに、広域防災拠点の設置・運営に関する訓練を実施するよう努める。

第22節 医療救護計画

実施担当	関係機関
総務部(危機管理課)健康福祉部(健康づくり課) 消防本部(救急課)	日本赤十字社秋田県支部 由利本荘医師会 災害拠点病院 秋田県薬剤師会本荘由利支部

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

大規模な災害が発生し、市災害対策本部が設置される場合及び市長が必要と認めた場合における救急医療活動が、的確かつ円滑に実施できるようにするため、平常時から由利本荘医師会及び日本赤十字社秋田県支部と協力し、医療救護班等の派遣体制を整備、確立する。また、災害規模が広域にわたり一度に多数の負傷者が発生した場合に対処する救急業務計画の充実と広域的な救急医療体制の整備を促進する。市で対応可能な被災規模の場合は市が災害医療に係る活動を統率する。

なお、医療救護班及び救護所の機能を十分発揮するため、秋田県災害医療救護計画に基づく「災害拠点病院」(由利組合総合病院)において、医療品、医療器具、衛生材料等の備蓄の推進を図っている。

第2 災害時の医療提供体制の整備

1 現況

初期医療体制については、由利本荘医師会、日本赤十字社秋田県支部等の協力を得て、医療救護班の出動が準備されている。後方医療体制については、既存の病院等に依存することになっている。

広域的救護活動については、大規模災害の発生等によって、医師等が不足し、又は医療品、医療資機材等の不足を補うため、広域医療体制の整備として、「広域災害救急医療情報システム」に協力し、整備している。

2 対策

(1) 初期医療体制の整備

① 医療救護班の編成

市は、大規模災害時における迅速な医療救護班の編成を行うため、由利本荘医師会及び日本赤十字社秋田県支部等関係機関と協議して、救急医療対策組織の確立及び相互の迅速な通信体制・情報収集体制の整備に努める。

② 救護所の設置

医療救護班が出動したときは、直ちに救護所を開設し、負傷者等の収容治療にあたる体制を整える。

1) 設置場所の確保

関係医療機関等との調整を図り、救護所にあてるべき建物等をあらかじめ調査し、把握しておく。

2) 臨時・移動救護所用設備の調達

災害の状況等により適切な救護所用施設が確保できない場合に備え、テント、簡易ベット等

の臨時・移動救護所の設置に必要な資機材等を秋田県災害医療救護計画に基づき、県の指示を受けて災害拠点病院から調達する。

③ トリアージ実施体制の整備

消防本部は、初期医療措置の迅速化を図るために、負傷程度により治療の優先度を判定し負傷者を振り分けるトリアージ体制を整備する。

(2) 後方医療体制の整備

① 後方支援体制の整備

- 1) 市は、医療救護班による対応が困難な重傷患者等を收容するため、県指定の医療活動拠点や災害協力医療機関への要請等、後方医療支援体制について、医療関係との調整を図り、その体制整備に努める。
- 2) 市は、県や日本赤十字社秋田県支部の医療救護班等の派遣要請について、関係機関等と調整を図り、その体制整備に努める。

② 応急医療体制の整備

市及び市内災害拠点病院は、県が指定した災害時における地域の医療拠点として二次救急を担う後方指定病院との間で、災害時における情報連絡や負傷者の搬送について協議のうえ体制を確立し、そのために必要となる設備機器について整備を促進する。

③ 負傷者の搬送体制の整備

1) 陸上の搬送

市・消防本部は、道路関係者、警察及び関係機関等との連携調整を図り、高規格救急車を配備するなど、効率的な搬送体制の確立に努める。

2) 緊急時の搬送

市は、陸上交通の途絶や一刻を争う緊急搬送の事態等に備え、県の消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプター等を活用した緊急搬送を迅速に行うため、臨時ヘリポートを設け、関係機関との連絡体制等の整備に努める。

④ 医療関係者に対する訓練等の実施

1) 病院防災マニュアルの作成

病院の防災にあたっては、災害により病院が陥る様々な状況に応じて、適切な対応が行われる必要がある。このため病院は、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、病院に患者を受入れる場合の対応策等について留意した病院防災マニュアルを作成するよう努める。

2) 防災訓練の実施

防災は日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて病院防災マニュアルの職員への徹底が必要である。病院は、年2回以上の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努める。また、医療関係者は市や地域の防災関係機関や地域住民との共同による防災訓練への参加に努める。

(3) 災害医療の研修、訓練の実施

災害発生時に役立つ実践的な研修や訓練を実施する。

(4) 広域的救護活動

- ① 市は、血液供給の円滑化を図るため、秋田県赤十字血液センターとの連絡体制を確保する。
- ② 市内で医師、医療品等が不足した場合に、速やかに対処できるよう、近隣市町との広域医療体制の整備に努める。
- ③ 県及び由利本荘医師会等の協力体制の確立に努める。

(5) 医療機関

各医療機関は災害対策に関する啓発、対応マニュアルの作成、研修及び訓練を定期的に行うほか、以下の設備等の整備に努めるものとする。

- ① ライフラインの確保に係る貯水タンク、自家発電装置等の整備
- ② 水道、電気、燃料、電話等の事業者との災害時優先復旧に向けた対策協議

(6) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用

被災医療機関への支援及び患者搬送を迅速に進めるため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、市及び関係機関等において以下の情報を共有する。

- ① 医療機関の状況（建物倒壊、受入れ可否、診療の可否）
- ② 現在の受入れ患者数（重症患者数、中等症患者数）
- ③ ライフラインの状況（電気、水道、医療ガス）
- ④ 患者転送要請（中等症患者数、重症患者数、航空搬送患者数）

第3 災害医療機関の役割

1 災害拠点病院の体制整備

災害拠点病院は、災害時における傷病者の受入れを確実にするため、次の体制配備を行う。

- (1) 被災地へ派遣する災害派遣医療チーム（DMAT）を保有するものとする。
- (2) 多発する重篤救急患者の救命医療等を行うため、病院機能を維持する必要があることから、病院施設の耐震化を進める。
- (3) 災害時の通信手段の確保に向け、インターネット接続が必要な広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用も考慮し、最低限、衛星電話を保有し、また、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備する。
- (4) 自家発電機の発電容量については、救急医療や手術等の急性期の医療機能や、電子カルテシステム等を含む病院情報システム等のネットワーク等の病院の基本的な機能を維持するために必要な発電容量を確保する。
- (5) 適切な容量の受水槽の保有や、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等、診療時に必要な水を確保する。
- (6) 食料、飲料水、燃料、医薬品等は、流通を通じて適切に供給されるまでの必要な量として、おおむね3日分備蓄する。
- (7) 病院敷地内にヘリポートを確保する。ただし、敷地内の設置が困難な場合は近隣の使用可能なヘリコプターの離着陸場を確保するものとする。

2 災害医療センターの配置

(1) 基幹災害医療センター

- ① 秋田大学医学部附属病院を基幹災害医療センターに指定する。
- ② 災害拠点病院の活動に加え、平常時においては災害医療の研究、教育活動を行う。

(2) 地域災害医療センター

- ① 二次医療圏の災害拠点病院を地域災害医療センターに指定する。
- ② 災害拠点病院の活動に加え、平常時においては災害医療の研修、訓練を行う。
- ③ 地域災害医療センターの配置は次のとおりとする。

二次医療圏	地域災害医療センター
由利本荘・にかほ	由利組合総合病院

3 「災害協力医療機関」と由利本荘医師会

(1) 災害協力医療機関

災害拠点病院以外の医療機関は災害協力医療機関として被災地域内の医療救護にあたりとともに、災害医療活動の実施に必要な協力を行う。その役割は以下のとおりとする。

- ① 災害拠点病院の災害医療活動を補完する。
- ② 市災害対策本部や県災害医療対策本部、地域災害医療対策本部等の協力要請に応え、救命救急医療の提供又は転送患者等の収容に努める。
- ③ 広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を通じて、災害医療情報の収集・提供を行う。

(2) 由利本荘医師会は、会員の診療所等の被災状況を把握するとともに、会員間の相互支援に係る指示等に努め、「地域災害医療対策本部」及び「災害拠点病院」との情報連絡体制を確保する。

特に、会員の診療所等に重大な被害が生じ、慢性疾患等の要医療患者に対する医療の継続性が損なわれると判断される時は「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」を通じて、被災地以外の地域医師会又は「災害協力医療機関」等に対して支援を求める。

4 災害派遣医療チーム（DMAT）

(1) DMATの活動

DMATについては、日本DMAT活動要領の規定を基本とし、県とDMAT指定病院との協定に基づき活動する。

(2) DMAT県調整本部の設置

県災害医療対策本部は、県内で活動するすべてのDMATを指揮・調整するDMAT県調整本部を県災害医療対策本部の指揮下に設置する。

第4 医薬品等の備蓄体制の整備

医療品については、医療の専門的な分野に属するものであることから、秋田県災害医療救護計画に基づき医療関係機関及び秋田県薬剤師会本荘由利支部等が主体となって整備するものとする。

市においては、避難所又は救護所等における応急手当などに必要な救急セット等の整備を行うものとする。

1 「常用備蓄」と「流通備蓄」

- (1) 医療救護班が使用する緊急医薬品及び搬送重傷患者への救命救急医療その他に必要な医療品等については、「災害拠点病院」において平常時に病院で採用している医薬品等を使用しながら一定量を上乗せして確保する形態（以下「常用備蓄」という。）での備蓄を行う。災害拠点病院の常用備蓄量はおおむね3日分を目途とするが、災害時に多数の患者が来院することを考慮するものとする。
- (2) 災害協力医療機関（病院）及び調剤薬局においても、初動時に必要な「緊急医薬品」として、おおむね3日分の常用備蓄を行うものとし、二次医療圏ごとに調剤薬局の常用備蓄を補完する体制を整備するものとする。
- (3) 災害の初動時以降に必要な災害用医薬品及び医療機器については、秋田県薬剤師会本荘由利支部又は卸売業者等（以下「流通備蓄主体」という。）の協力を得て、平常時に薬局等業務の中で販売・使用している薬品等の在庫量を情報管理するとともに、医薬品卸業者等の在庫に一定量を上乗せして備蓄（以下「流通備蓄」という。）を行う。
- (4) 災害時に緊急に必要な応急ベッド等の医療機材については、「災害拠点病院」及び二次医療圏ごとに一定数を備蓄するものとし、災害発生時には、災害規模に応じて、救護所、「災害拠点病院」又は「災害協力医療機関」に供給する。

2 後方供給体制

- (1) 県は、災害発生後に市外から支援供給される医薬品等（以下「支援医療品等」という。）の受入れ体制として、平時から二次医療圏ごとに「支援医療品等」の集積予定場所（以下「支援医療品集積センター」という。）を複数選定しておく。
- (2) 秋田県薬剤師会本荘由利支部の協力を得て、「支援医薬品等」の仕分け等に携わる要員及び搬送車両の確保に努める。
- (3) 災害時には、「広域災害救急医療情報システム」に「支援医薬品等」の物品管理状況の情報提供を行う。

3 血液製剤の確保

- (1) 秋田県赤十字血液センター及び輸血用血液製剤を常時保有する医療機関は、平常時から秋田県災害・救急医療情報システムの血液応需モニターを通じ、輸血用血液製剤の在庫数について情報提供を行う。
- (2) 秋田県赤十字血液センターは、災害時の緊急連絡先を医療機関へ周知するほか、災害時の血液製剤の供給方法について、あらかじめ日本赤十字社東北ブロック血液センターとの間で支援体制等を構築する。
- (3) 秋田県赤十字血液センターは、平常時から計画に基づいた献血者の確保に努め、輸血用血液製剤の適正在庫の維持を図る。

第5 搬送体制の整備

1 搬送システム

- (1) 医療機関等が保有する車両等の中で災害時に「緊急通行車両」として使用される可能性があるものは、あらかじめ「緊急通行車両登録」の事前届け出をする。
- (2) ヘリコプターの活用にあたって、平時から「災害拠点病院」の敷地内にヘリポートを整備するほか、概ね市区域内に緊急ヘリポート用地の選定又は整備に努める。

2 トリアージ体制

- (1) 被災患者のトリアージ実施に向けては、救急救命士をはじめとする「トリアージ補助班」を編成し、災害発生時には、医療救護班の医師から指示及び確認を得ながら、被災患者のトリアージを実施する。
- (2) 医療救護班は、重傷患者の「災害拠点病院」等への搬送指示にあたっては、「地域災害医療対策本部」及び「災害拠点病院」等との連絡体制を確保する。

3 遺体検視体制

「検視班」は、県医師会及び県歯科医師会等の協力を得て、警察医・警察歯科医を主体に看護師及び歯科衛生士で構成する。

第6 その他

1 災害医療に関する調査・研修

(1) 災害疾患対策

- ① 「基幹災害医療センター（秋田大学医学部附属病院）」及び「地域災害医療センター（由利組合総合病院）」は、災害時の救急患者への迅速かつ適切な医療を確保するため、あらかじめ、災害による障害の予防、挫滅症候群など災害に特徴的な疾患の診断と治療技術等に関する研修や訓練を実施し、災害医療の専門性を養う。
- ② 「基幹災害医療センター（秋田大学医学部附属病院）」及び「地域災害医療センター（由利組合総合病院）」は、災害時における救急患者の受入れを確実にするため、あらかじめ、建物の耐震性、医療機器等の被害予測調査等を実施するとともに、耐震性を考慮した医療機器等の配置に努める。また、電気、ガス上下水道等のライフラインの被災に伴う代替設備の確保及び備蓄の現状等について、あらかじめ調査を実施する。

(2) 研修・訓練体制

- ① 限られた医療資源を効果的に活用するため、災害時の医療関係者の役割、トリアージ技術、災害時に多発する傷病等の治療技術等に関する研修や訓練の実施を促進する。
- ② 消防本部は、救急蘇生法、災害時のトリアージの意義、災害時の救急搬送システム等について市民への普及啓発を図るため、救急懇談会等、講習会の実施を推進する。
- ③ 災害時、同時に多数生ずる犠牲者及び身元不明者に係る遺体検案及び身元確認を迅速かつ効率的に行うため、遺体検案等に従事する関係者に対する遺体検案技術及び身元確認技法の研修や訓練の実施を促進する。

2 市の役割

市は、「医療救護計画」と整合する「由利本荘市災害医療救護計画」を策定し、災害発生時には、同計画に基づき、迅速かつ的確な医療救護活動の実施に努める。

[平時]

- (1) 「災害医療救護計画」と整合する「由利本荘市災害医療救護計画」を策定する。
- (2) 「由利本荘市災害医療救護計画」では、避難所の配置と併せて救護所の適切な配置計画を策定する。
- (3) 救護所への患者搬送体制、情報連絡体制の確保、救護所への医療機材、水、非常用電源の供給等について具体的な行動マニュアルを策定する。
- (4) 市内の医療救護の活動拠点となる「災害医療施設」を確保する。
- (5) 「災害医療施設」に必要な医薬品・医療機材の備蓄及び水、非常用電源の確保等に関する支援体制を構築する。
- (6) 福祉施設の居住者等要配慮者に関する情報把握に努める。
- (7) 「広域災害救急医療情報システム」へ防災・医療情報の提供を行う。
- (8) 由利本荘医師会と医療協力協定を締結する。
- (9) 近隣市町と災害時の相互支援協定を締結する。

[災害発生時]

県保健医療調整本部への要請

災害の種類や規模に応じ、市で対応が困難な場合は、県保健医療調整本部に対し、必要な医療支援を求めるものとする。

第23節 要配慮者支援計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理課）健康福祉部（福祉支援課） 観光文化スポーツ部（観光振興課）	

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

災害発生時には、自らの行動が制約される要配慮者の安全や心身の健康状態に対する特段の配慮が極めて重要である。

要配慮者の安全を確保するため、市は地域住民、自主防災組織及び民生委員等の協力のもとに、平常時における地域の要配慮者の実態把握と災害時における情報の収集伝達及び避難誘導等の援助対策の確立に努める。

第2 対策

1 要配慮者の実態把握

災害発生時における要配慮者の救出、救助、避難等を円滑に行うため、市は、社会福祉協議会と協力して、自治会、町内会、自主防災組織、民生委員、介護保険事業所等を通じて地域の要配慮者の実態を把握する。実態把握した情報は、健康福祉部において名簿を作成する。なお、実態の把握にあたっては、本人及び家族の同意を得るものとする。

作成した要配慮者の名簿等は関係機関で情報を共有できるように努め、家族・介護者及び福祉・医療機関との連携のもと災害時における支援体制の整備を推進する。情報の共有にあたっては、個人情報に関するもののため、保有する機関においては守秘義務を確保するものとする。

特に、災害対策基本法により市へ作成が義務付けられた避難行動要支援者名簿については、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備する。

なお、「避難行動要支援者」とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のことで、対象者の範囲は以下の「②避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲」に該当する者とする。

（1）避難行動要支援者名簿の作成

市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、避難支援、安否確認等に活用する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者本人からの同意を得て、または、条例の定めにより、平常時から消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に名簿情報を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

① 避難支援等関係者となる者

- ・市消防本部 ・市消防団 ・県警察 ・民生委員 ・市社会福祉協議会
- ・自主防災組織 ・避難支援を行う地区町内会等
- ・その他、市長が支援者として依頼すべきと判断した方

② 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

在宅で次のいずれかの条件に該当する方で、避難にあたって自力避難が困難で家族等の支援を受けられない方

- ・要介護認定3以上の方
- ・身体障がい者手帳1～2級の方
- ・療育手帳Aを所持する方
- ・精神障がい者保健福祉手帳1、2級を所持する単身者
- ・名簿への掲載希望のあった方で、市において掲載が適当であると判断した方
- ・その他、市長が掲載する必要があると判断した方

③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- ・必要な個人情報

氏名、生年月日、性別、住所又は居所、地区名（町内会名）、電話番号その他緊急連絡先、避難支援を必要とする事由（介護や障がい等の程度）

- ・入手方法

福祉等市関係課、県、関係団体等より情報提供を受ける

④ 名簿の更新に関する事項

名簿は年1回定期的に更新を行い、適宜追加修正を行う

⑤ 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

個人情報は目的以外に使用せず、情報漏洩を防止するため、避難支援等関係者が個人情報について情報提供を希望した場合の提供にあたっては、守秘義務、情報の適正保管、必要以外の複製禁止等必要事項を記した協定書等を取り交わすなどにより情報の適正管理を行う。

市は個人情報について適正に管理するとともに、個人情報を提供する場合は当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

2 要配慮者に対する配慮

災害発生時における要配慮者の避難については安全かつ的確な対応が不可欠であり、市は要配慮者の状態に応じた避難誘導、災害情報の伝達及び避難生活などにおける支援体制の整備を図るものとする。

(1) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

災害が発生又は発生するおそれがあり、高齢者等避難及び避難指示等を発令する場合は、防災放送、防災行政無線、広報車、緊急速報メールなど複数の情報伝達手段を組み合わせる。また、常日頃、避難行動要支援者が使用している情報取得手段等についても可能な限り伝達手段としての活用を検討する。

避難行動要支援者に情報が確実に届くよう、分かりやすく的確な情報伝達に努めるとともに、避難支援等関係者にはできる限り早い段階で速やかに連絡するように努め、避難行動要支援者の避難支援にあたる。

(2) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難行動要支援者の避難を支援するが、避難支援にあたってのルール等を決めておく等により避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。

3 避難行動要支援者避難支援プランの作成

市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援等を定めた避難行動要支援者避難支援プランを作成するものとする。

なお、避難行動要支援者避難支援プランは、作成後も登録者及び計画内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

(1) 避難行動要支援者避難支援プランの基本的な考え方

① 避難行動要支援者に対する避難支援は、基本となる「自助（自ら身を守ること）」が身体的特性等から困難である場合が想定されるため、「共助（自治会、自主防災組織、近隣住民等地域による支援活動）」が特に重要となること。

② 市は、避難行動要支援者への支援対策と対応した高齢者等避難（避難行動要支援者を対象とした避難）を通知する。

高齢者等避難は、避難行動要支援者及び避難支援者に対し、迅速で確実に伝達されることが重要であり、これを伝達するための情報システムの整備が不可欠であること。

③ 市は、避難行動要支援者の住居、情報の伝達手段、必要な支援内容を平時から収集し、電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに、福祉関係部局と防災関係部局が連携し情報の共有に努めるとともに、民間団体、福祉団体、地域団体等の関係機関とも共有し、災害時に活用できるようにすることが必要であること。

なお、市における個人情報の取扱いについては、市の個人情報保護条例に基づいて、適切に収集、管理、利用及び提供を行う必要があること。

④ 避難行動要支援者避難支援プランの作成は、地域性を配慮して定めること。

4 外国人、旅行者等の安全確保対策

国境を越えた経済社会活動が拡大するとともに、在日・訪日外国人が増加している。被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ

的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する必要がある。市は、県及び関係機関と連携し、国際交流の積極的な推進に伴い、市内に居住又は来訪する外国人、並びに旅行者への災害時の被害を最小限にとどめるための防災環境づくりに努める。

(1) 的確な情報伝達のための防災環境づくり

国は、在日・訪日外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。市及び県は、訪日外国人旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるとともに、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する際は、在日外国人、訪日外国人及び旅行者に配慮した伝達を行うものとする。

また、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

(2) 防災教育・広報

市は、国際交流関係機関と協力し、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の標識に外国語を付記するよう努める。

また、県内で発生が予測される災害、防災に関する基礎知識、災害種別に対応した指定緊急避難場所、避難路、指定避難所を記載した地図をインターネットやパンフレット等で広報する。

(3) 市における救援体制

市は、国際交流関係機関、秋田県災害多言語支援センター、観光施設管理者及び自主防災組織等の地域コミュニティ団体と協力し、外国人及び旅行者の安全確保、救援活動を支援できる体制の整備に努める。

5 個別避難計画の作成と活用

(1) 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(2) 市は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(3) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者について、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間

の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

- (4) 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- (5) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

6 避難行動要支援者の避難支援と安否確認

- (1) 市は、地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
- (2) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

第24節 災害ボランティア活動支援計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理課）健康福祉部（福祉支援課）	社会福祉協議会 日本赤十字社秋田県支部

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合、市や防災関係機関はもとより、自主防災組織など地域コミュニティ団体の協力が不可欠である。また、避難所における避難者の生活支援、さらには要配慮者や被災者個人の生活の維持、並びに被災者の生活再建のために、ボランティア組織や個人のボランティア活動に依拠するところが多い。このため、市や防災関係機関は、災害時において、住民、支援団体等と連携・協働してボランティア活動を効果的に行うことができるための体制づくりなど環境整備に努めるとともに市民に対し、ボランティア意識の啓発や育成に努める。

第2 災害ボランティアの活動分野

災害ボランティアとは、「災害発生時に、行政や防災関係機関等が行う応急対策の支援や被災者の生活や自立を支援することを目的に、自発的に能力や時間を提供できる個人や団体」である。

専門ボランティア	1 災害救援（初期消火、救助、応急手当及びその他支援） 2 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等） 3 福祉（手話通訳、介護等） 4 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） 5 宅地及び建築物危険度判定（被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士） 6 土砂災害危険箇所の調査 7 通訳 8 特殊車両の操作（大型重機） 9 ボランティアコーディネート 10 その他輸送や無線通信などの専門技術・知識を有する活動
一般ボランティア	1 炊き出し、給食の配食 2 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達 3 清掃及び防疫の補助 4 災害支援物資、資材の集配作業及び搬送 5 応急復旧現場における危険を伴わない作業 6 避難所における被災者に対する介護、看護の補助 7 献血、募金活動 8 文化財、危険物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助 9 その他被災者の生活支援に関する活動

第3 災害ボランティア活動への支援

1 災害ボランティア連絡会議の開催

災害時の被災者支援を充実させるためには、行政からボランティアへの積極的かつ適切な情報提供が不可欠である。

また、ボランティア活動における自主性、自発性の精神を、行政として十分に理解し、尊重した支援体制を構築することが必要である。

このため、県は社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他のボランティア関係団体を構成員とする連絡会議を開催し、平常時から相互理解を深め、災害時においてボランティア活動がより円滑に展開できる連携協力体制づくりに努めており、市は、これらと連携してボランティアの受入れ体制等を整備する。

2 災害ボランティア活動支援指針の策定

市は、県が策定している、支援を含め必要な事項を定めた「災害ボランティア活動支援指針」を参考に、大規模災害発生後において、県内外から集まってくる災害ボランティアを混乱なく被災地が受入れられるとともに、活動が効率的に行われるよう、措置を講じる。

3 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成

市社会福祉協議会は、必要時に災害ボランティアセンターを迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるようにするため、市及び地域の関係団体と連携して「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の作成に努める。

市は、市社会福祉協議会によるマニュアル作成について、積極的に協力・支援するよう努める。

4 災害ボランティア活動の環境整備

活動支援拠点	市は、県、社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他のボランティア団体と連携を図りながら、次の事項を定めておくものとする。 1 市域ごとのボランティア受付 2 ボランティアの要請把握と振り分けなど 3 災害ボランティア活動の支援を行う拠点場所
活動拠点の整備	1 ボランティア間の交流、情報交換、支援物資の荷捌き・保管、宿泊及び休憩などの場となるボランティアの活動拠点は、原則としてボランティアを受け入れる市が用意する。 2 県は、被害が甚大で被災市が活動拠点を設置することが困難な場合や、県域又は広域の活動拠点の設置が必要な場合、市と協議の上活動拠点となる県有施設の提供に努める。
災害ボランティア活動の環境整備	1 市は、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、県、社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他のボランティア団体と連携を図りながら、災害に係るボランティアコーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、活動資機材の整備に努める。

	2 広報誌やインターネットなどを活用し、災害ボランティア活動の普及啓発を図るほか、活動マニュアルの作成や災害ボランティアの防災訓練等を働きかけることにより、平時の体制整備に努める。

第4 災害ボランティアとの連携

市及び県は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携について検討するものとする。

また、市及び県は、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、その活動環境の整備を図るものとする。

さらに、市及び県は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

第25節 広域応援体制の整備

実施担当	関係機関
総務部（危機管理課）建設部（建設管理課） 健康福祉部（健康づくり課）消防本部 企業局	

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合、市だけですべての応急対策を実施することが困難な場合もある。また、隣接する市町も同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、体制の整備を図る。

第2 相互応援体制の確立

1 現況

現在、指定地方行政機関及び地方自治体と協定等を締結している。

2 対策

（1）協定の締結

市は、市の地域に関わる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき県内外の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていくものとする。

（2）応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ確実に行えるよう、応援要請手続き、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

（3）応援受入れ体制の整備

市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入れ窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

（4）県等の機関に対する職員派遣の要請及び斡旋

市は、災害時の県や国等の機関に対する職員派遣の要請及び斡旋が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続き、情報伝達等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

（5）公共的団体等との協力体制の確立

市は、災害時の応急対策等について、市の区域内又は所掌事務に関する公共団体等に対して、積極的協力が得られるよう、協力体制を整えておく。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害

時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(6) 他市町村災害時の応援活動のための体制整備

市は、被災市町村より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、派遣職員チーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等について整備しておく。その際、職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで応援側で賄うことができる自己完結型の体制とする。

また、総務省の「応急対策職員派遣制度」等により、国から支援要請があった場合においても、可能な限り必要な支援態勢をとるものとする。

(7) 災害時に対応できる人材の確保

市、県及びライフライン事業者は、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に対応できる人材を確保し、防災にかかる組織動員体制の整備に努めるものとする。

また、併せて、市及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設企業の担い手の確保・育成を支援するものとする。

第3 県内消防機関相互応援協定

1 現況

各消防機関は、災害規模に応じて、現有消防力を結集しても消防力に不足が生じると見込まれるときは、消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づき地方公共団体の地域を越えて広域的な消防部隊の応援要請、応援部隊の派遣を実施するため、各種協定・計画・要綱を定め、広域的消防応援体制の確立を図ることとしている。

2 対策

市長は、消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、消防組織法等の規定に基づき応援を要請する。

- (1) 「秋田県広域消防相互応援協定」等の定めるところにより、迅速な消防相互応援要請をする。
- (2) 地震、台風、水火災等の非常事態等において、現有消防力を結集しても消防力に不足が生じると見込まれるときは、緊急消防援助隊等の応援を要請する。
- (3) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」により、他の都道府県等によるヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する。

第4 医療機関の広域応援体制

1 現況

大規模災害の発生によって、医師等が不足し、又は医療品、医療資機材等の不足を補うため、広域医療体制の整備として進めている。

2 対策

(1) 基本方針

市は、大規模災害時には医療救護体制として、災害医療の拠点となる医療機関等の配置及び医療救護班の派遣体制の確立、患者搬送体制や患者収容力の確保に加え、医療品や医療機材の備蓄システムの構築等、災害医療救護に係る総合的体制整備を推進するとともに、平時における救急医療体制の整備や高度化を推進する。

こうした体制を支えるため「広域災害救急医療情報システム」に協力し、広域連携に基づく相互支援体制の整備推進を図る。

(2) 具体的な対策

- ① 災害発生時に必要とする応急医薬品及び衛生材料を、常時一定量備蓄し、供給の確保を図る。
- ② 秋田県赤十字血液センターのほか、市内の病院に常時一定量備蓄し、供給の円滑化を図る。
- ③ 市内で、医師、薬品等が不足した場合に、速やかに対処できるよう、近隣市町との広域医療体制の整備に努める。
- ④ 県及び由利本荘医師会等の協力体制の確立に努める。

第5 関係機関及び事業者間等における相互救援体制の状況

【指定公共機関等との覚書・協定の締結】

名 称	締結年月日	覚書・協定締結先
災害における本荘市内郵便局、本荘市の協力に関する覚書	平成 10 年 3 月 16 日	本荘市内郵便局 本荘郵便局
災害復旧時の協力に関する協定	平成 21 年 10 月 1 日	東日本電信電話株式会社秋田支店
災害時の協力に関する協定	平成 22 年 5 月 25 日	東北電力NW（株）本荘電力センター
災害時の情報交換に関する協定	平成 22 年 11 月 4 日	国土交通省東北地方整備局
災害時における応急医療救護活動に関する協定	平成 24 年 6 月 4 日	(一社)由利本荘医師会
災害発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力及び道路損傷箇所発見時の対応に関する協定	平成 25 年 12 月 18 日	日本郵便(株)由利本荘市内郵便局
子吉川並びに石沢川における画像情報提供及び放送に関する協定	平成 26 年 3 月 31 日	国土交通省秋田河川国道事務所
災害時の自治体支援に関する覚書	平成 27 年 2 月 16 日	国土交通省東北地方整備局 国土交通省秋田河川国道事務所
由利本荘市防災行政無線の緊急事案への活用に関する協定	平成 28 年 3 月 1 日	由利本荘警察署

【自治体間の協定の締結状況】

名 称	締結年月日	協定等締結先
災害等緊急時における廃棄物処理相互 援助協定 (本荘由利広域市町村圏組合、 矢島・鳥海清掃一部事務組合が締結)	平成15年4月1日	大曲市外九力町村清掃事業組合 角館町外三か町村公衆衛生施設組合 仁賀保地区衛生施設組合 横手平鹿広域市町村圏組合 湯沢雄勝広域市町村圏組合
災害時における相互援助に関する協 定書	平成18年4月26日	秋田県内12市
由利本荘市・湯沢市・新庄市及び酒田市 における災害援助協定書(環鳥海サミ ット)	平成19年1月17日	湯沢市・新庄市・酒田市
災害時における秋田県及び市町村相互 の応援に関する協定	平成24年1月20日	秋田県及び県内市町村
高松市・由利本荘市災害時相互援助協 定	平成24年1月26日	香川県高松市
佐久市・由利本荘市災害時における相 互応援に関する協定	平成24年2月8日	長野県佐久市
全国ボート場所在市町村協議会加盟市 町村災害時相互応援協定	平成24年7月27日	登米市・大潟村・喜多方市・潮来市・ 戸田市・香取市・阿賀町・南砺市・美 浜町・川辺町・富士河口湖町・下諏訪 町・海津市・愛西市・東郷町・高浜市・ 大台町・豊岡市・加古川市・遠賀町・ 菊池市・日田市・薩摩川内市
災害時相互援助に関する協定	平成24年10月24日	宮城県多賀城市
親子・兄弟都市災害時相互応援協定	平成25年1月30日	福島県いわき市(親子都市) 宮城県延岡市(いわき市と兄弟都市)
災害時における相互援助に関する協定 (旧北東北地域連携軸構想推進協議 会)	平成25年5月20日	大船渡市・奥州市・花巻市・北上市 遠野市・釜石市・横手市・湯沢市・大 仙市
香川県丸亀市・由利本荘市災害時相互 応援協定	平成26年2月7日	香川県丸亀市

【消防相互応援協定の締結状況】

名 称	締結年月日	協定等締結先
秋田県広域消防相互応援協定書	平成29年3月27日	県内市町 消防の一部事務組合 消防を含む一部事務組合

【その他事業者間等の協定の締結状況】

名 称	締結年月日	協定等締結先
非常事態における応援要綱	令和5年4月1日	日本ガス協会
日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書	平成18年3月23日	日本水道協会東北支部
非常事態における応援要綱の運用要領	令和3年4月28日	日本ガス協会東北部会
日本水道協会秋田県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱	平成25年6月27日	日本水道協会秋田県支部
災害時におけるガス上下水道施設の復旧応援に関する協定書	平成30年6月26日	由利本荘市管工事協同組合
災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	平成19年4月12日	イオンスーパーセンター株式会社 マックスバリュ東北株式会社 NPO法人コメリ災害対策センター
災害時における応急対策業務等に関する協定	平成20年6月19日	由利本荘市建設業協会
震災時一時避難援助協定	平成24年1月23日	(株)羽後信用金庫・ (株)ホテルアイリス・ (株)本荘グランドホテル・ (株)本荘ステーションホテル・ 合同庁舎(仙台国税局)
災害時における福祉避難所の設置運営等に関する協定	平成24年8月1日	(社福)中央会・ (社福)由利本荘市社会福祉協議会・ (社福)大内さつき会・ (社福)本荘久寿会・(特医)青嵐会・ (医)荘和会・(社福)久盛会・ (社福)岩城愛生会・ (社福)秋田県社会福祉事業団・ 本荘由利広域市町村圏組合
由利本荘市と秋田銀行の災害協力に関する協定	平成25年6月6日	(株)秋田銀行
大規模山岳遭難発生時における相互協力に関する協定	平成25年6月7日	(株)フォレスト鳥海・ (株)鳥海高原ユースパーク・ あかつき観光サービス(株)・ 由利本荘警察署
由利本荘市と北都銀行の災害協力に関する協定	平成25年6月14日	(株)北都銀行
災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定	平成25年7月11日	ヤマト運輸(株)秋田主管支店

名 称	締結年月日	協定等締結先
由利本荘市とＪＡ秋田しんせいグループの災害協力に関する協定	平成25年8月30日	秋田しんせい農業協同組合・ (株)ジェイエイ秋田しんせいサービ ス (株)ジェイエイゆり葬祭センター
災害時における応急対策業務の応援に 関する協定	平成25年11月25日	由利本荘市建築士事務所協会
由利本荘市と羽後信用金庫の災害協力 に関する協定書	平成27年4月23日	羽後信用金庫
由利本荘市と秋田県LPガス協会の災害 協力に関する協定	平成27年4月30日	一般社団法人秋田県LPガス協会
由利本荘市とみちのくコカ・コーラボ トリングの災害時における飲料の確保 に関する協定	平成27年7月29日	みちのくコカ・コーラボトリング株 式会社
由利本荘市とサントリービバレッジサー ビスの災害時における飲料の確保に 関する協定	平成27年8月24日	サントリービバレッジサービス株式 会社
由利本荘市と秋田県石油商業組合本荘 由利支部との災害時等におけるガソリ ン等燃料の供給に関する協定	平成27年9月30日	秋田県石油商業組合本荘由利支部
災害に係る情報発信等に関する協定	平成27年10月14日	ヤフー株式会社
災害時における地図製品等の供給に関 する協定	平成28年4月27日	株式会社ゼンリン秋田営業所
由利本荘市と秋田県行政書士会の災害 時における支援協力に関する協定書	平成28年11月22日	秋田県行政書士会
災害時応援協定書	平成29年5月31日	佐藤工業株式会社東北支店
「道の駅東由利」における災害時に関 する協定	令和2年2月28日	由利地域振興局
「道の駅清水の里・鳥海郷」における災 害時に関する協定書	令和2年2月28日	由利地域振興局
「道の駅おおうち」における災害時に 関する協定書	令和2年2月28日	由利地域振興局
「道の駅」にしめ及び「道の駅」岩城に おける災害時に関する協定書	令和2年3月6日	東北地方整備局 秋田河川国道事務所
災害時における電動車両等に関する協 定	令和3年3月19日	秋田三菱自動車販売株式会社 秋田三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社

名 称	締結年月日	協定等締結先
災害時における福祉避難所の設置運営等に関する協定書	令和4年2月4日	秋田県立ゆり支援学校
災害時等での施設利用の協力に関する協定書	令和5年3月14日	株式会社 ダイナム
災害時における電力供給に関する協定書	令和5年5月22日	由利本荘市土地改良区
地域防災パートナーシップ協定書	令和5年11月22日	株式会社 秋田放送

第6 広域受援計画の策定等

県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県及び防災関係機関等から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担、庁内全体及び業務担当毎の担当者などを含めた連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、応援要員の執務スペース、資機材等の集積・輸送体制や人的・物的支援の受入等について定めた実効性のある総合的な広域受援計画を策定するものとする。

市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、庁内全体及び業務担当毎の連絡調整窓口、連絡の方法、応援要員等の執務スペースを取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

なお、応援要員等の執務スペースの確保に当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

加えて、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、その活用方法の習熟と発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

第7 人的支援

県は、応急対策職員派遣制度による応援職員の派遣など、被災市町村に対する県職員の派遣の必要性が生じた場合、地域や災害の特性等を考慮した人的支援要員の人数・職種等を調整の上、決定する。加えて、土木・建築職などの技術職員が不足している市への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

また、市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の徹底に加え、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

なお、県職員は、市に赴いた際は、災害対応の進捗状況を把握するとともに、人的支援に係るニーズを確認し、関係機関との情報共有を図った上で、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

第26節 企業防災促進計画

実施担当	関係機関
産業振興部（商工振興課） 総務部（危機管理課）	

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

災害時における企業活動の停止が社会に与える影響は大きく、このため各企業は災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、防災体制の整備、防災教育の実施、各計画の点検・見直しなどの対策を進める必要がある。市、県及び関係機関は、企業の防災意識の向上を図り、対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

第2 基本的な考え方

1 被害想定

事業継続計画は、事業の中断の原因となるリスクを問わず重要業務を継続していく、という目的意識をもった策定が重要であり、企業がどのようなリスクを選ぶかは、企業自らの判断に委ねられることとみられ、例えば次のような災害が考えられる。しかし、自らの事業において何ら手の打ちようのない極端に大きな被害は除外して考えることも必要である。

（1）自然災害によるリスク

地震・津波などの地殻変動によるもの
台風・大雨などの気象災害によるもの

（2）人為的な災害によるもの

事故、火災、暴動などによるもの

（3）感染症などの疾病によるもの

2 企業の役割

企業は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクマネジメントの実施に努めるものとする。

（1）生命の安全確保と安否確認

第一に災害発生直後における顧客の生命の安全確保、第二に企業役員、従業員、関連会社、派遣社員、協力会社など、業務に携わる人々の生命の安全確保が求められる。企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止のため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用にも努めるものとする。

（2）二次災害の防止

製造業などにおける火災の防止、建築物・構造物周辺への倒壊防止、薬液の漏洩防止等、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取組が必要である。

(3) 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画（BCP）を策定し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めておくとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市及び県が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(4) 地域貢献・地域との共生

企業は、災害が発生した場合には、住民、行政、取引先企業などと連携し、地域の早期復旧を目指すことが望まれる。また企業がその特色を生かして地元地域の早期復旧や災害救援業務に貢献できる場合は、平時から地元地方公共団体との合意・協定の締結が社会的にも望まれる。企業の社会貢献には以下の項目が考えられるが、企業価値の向上という面でも可能な対応を行うことが望ましい。

- 援助金の提供
- 避難者への自社の敷地や建物の一部開放
- 保有する水・食料等の物資の提供
- 地元地域の災害救援事業を支援するために必要とされる技術者の派遣
- 社員ボランティア活動への参加

第3 企業防災促進のための取組

市、県及び関係機関は、トップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、防災計画等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等や、優良企業表彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上を図る。

1 防災訓練の実施

市は、防災訓練等の機会をとらえ企業等に対し、訓練への参加等を呼びかける。

2 事業継続計画（BCP）の策定促進

県、市及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(1) 普及啓発活動

事業継続計画（BCP）に関するセミナーの開催等により、企業の計画策定を啓発、支援する。

(2) 情報の提供

被害想定やハザードマップなど、事業継続計画（BCP）策定のための基礎データを積極的に提供する。

3 相談体制の整備

災害時の相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。

4 企業の防災に係る取組の評価

企業の防災に係る取組について、表彰等により地域の意識の向上を図る。

第4 要配慮者利用施設・大規模工場等における避難計画等の作成

1 要配慮者利用施設の避難確保計画等

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。当該避難確保計画には、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定め、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について、市長に報告する。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。併せて、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

2 大規模工場等の浸水防水計画等

浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、浸水防止計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

第27節 大規模停電対策計画

実施担当	関係機関
総務部（総務課、危機管理課）消防本部	福祉施設 医療機関

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 避難所、公共施設等への非常用電源等の整備と燃料の確保

市及び各種公共施設等の施設管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な照明やコンセント等が確保できるよう、非常用発電機の設置等必要な設備を整備するほか、燃料の備蓄等に努める。

なお、整備にあたっては、次の点に留意する。

- ・非常用電源の用途及び容量
- ・非常用電源を供給する機器の選定
- ・機器の健全性を保つ継続的な保守管理と機器の適時更新

1 避難所

市は、避難所への非常用電源の計画的な整備を図る。また、非常用発電機等を整備している避難所や公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機等による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。加えて、指定避難所においては、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

2 防災拠点

市、県及び防災関係機関は、災害対策本部をはじめとする防災活動の拠点となる施設について、災害応急活動に支障を来すことのないよう、非常用電源の整備を図るとともに、72時間以上稼働できるよう燃料備蓄等をしておくほか、停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との協定の締結を進める。また、非常用電源については、浸水や揺れに備えた対策を図る。

3 応急対策実施機関

市、県及び災害拠点病院など災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

4 医療・福祉施設

施設管理者は、非常用電源の整備に努める。また、病院や要配慮者に関わる社会福祉施設など人命に関わる防災上重要な施設の管理者は、最低3日間の事業継続が可能となるよう、非常用電源の稼働に必要な燃料の備蓄に努める。

第2 非常用発電機等の燃料確保

非常用発電機等を整備している避難所や公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。

市及び県は、保有する施設や設備において、最低3日間の発電が可能となるよう燃料の備蓄等に努める。

第3 大規模停電を想定した訓練の実施

非常用発電機等を整備している避難所や公共施設等の施設管理者は、停電時における運用方法（対応マニュアルの作成、非常用コンセント等の明示等）を定め、職員や利用者への周知に努めるものとする。また、定期的な停電対応訓練を実施し、一人ひとりの役割や必要資材の確認を行う。

第4 大規模停電時における情報伝達体制の整備

市、県及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時においても常に伝達できるよう、その体制の整備に努める。

第28節 備蓄計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理課）	

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 趣旨

市及び県は、自助・共助・公助の考え方を基本に、災害時に必要となる物資を家庭や自主防災組織等がそれぞれ備蓄するよう啓発するとともに、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識のもと、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、公助による円滑な物資供給の体制整備に努める。

第2 計画の前提とする想定地震

備蓄計画は、市と県の現実的な災害への備えであることから、その前提は、一定程度の発生確率があり、避難者が多くなると見込まれている次の想定地震とする。

- ・想定地震：北由利断層（M=7.3）

※発生確率は 100 年以内に 6 %以下と評価

- ・発災時期：冬の午後6時

第3 備蓄に関する役割分担

発災から3日間を対象に、自助・共助（家庭や自主防災組織等の備え）と公助（市と県の共同備蓄や他機関からの支援）の役割分担を、次のとおりとする。

	1日目	2日目	3日目	
自助 共助	家庭や自主防災組織等の備え			30%
公助	市と県の共同備蓄（1／3）		他機関からの支援（2／3）	70%

第4 市と県との共同備蓄品目等

市及び県は、発災直後の生命の維持と生活の安定に欠かすことのできない19品目（下記第5の表の品目欄参照）を「共同備蓄品目」と定め、これらを備蓄するよう努める。また、過去の災害等を踏まえ、19品目以外でそれぞれが必要と考える品目や、炊き出し用具、段ボールベッド、マスク、パーティションなど、避難生活や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策において必要となる品目を備蓄するよう努める。

第5 市と県の備蓄目標量

共同備蓄品目について市と県が最低限備蓄すべき量は、第2及び第3に定める避難者数及び役割分担から下表のとおりとし、市と県の役割分担は、それぞれ1／2ずつとする。

また、市は、当該1／2を人口に応じて按分した量と、地震被害想定調査における市の最大避難者数等を考慮し、それぞれの備蓄目標量を設定するとともに、これらを備蓄するよう努める。

区 分	品 目	市と県が 最低限備蓄すべき量
食料品等	主食	19,052 食
	主食(お粥など)	3,674 食
	飲料水	22,954 L
	粉ミルク	6,470 グラム
	ほ乳瓶	18 本
防寒用品	毛布	5,104 枚
	石油ストーブ	52 台
衛生用品	トイレ	36,716 回分
	トイレットペーパー	1,154 巻
	紙おむつ(大人用)	1,076 枚
	紙おむつ(子供用)	770 枚
	生理用品	1,916 枚
発電・照明機材	自家発電機	26 台
	投光器	52 台
	コードリール	52 台
	燃料タンク	78 台
その他	タオル	5,104 枚
	給水袋	512 枚
	医薬品セット	26 個

第6 市民の備蓄に関する意識の高揚

市及び県は、各家庭における3日分以上の食料・飲料水・生活必需品の備蓄や、自主防災組織・事業所等における備蓄や資機材整備など、市民の備蓄に関する意識高揚を図る啓発を推進するとともに、市民意識調査等により定期的にその実態を把握するよう努める。

第7 流通備蓄等の体制整備

市及び県は、必要な物資等を民間事業者・国・他の自治体等から速やかに支援を受けられるよう、災害協定の締結や訓練の実施、物資調達・輸送調整等支援システムを活用した備蓄物資や物資拠点の登録等により、平時から体制整備に努める。加えて、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先や要請手続等について、あらかじめ確認するよう努めるものとする。

第8 備蓄倉庫の設置

市は、災害時に避難された方々に速やかに備蓄物資を提供できるよう、避難所となる施設に備蓄するよう努める。

第9 大規模な災害発生のおそれがある場合における物資支援の事前準備

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認に努める。また、登録している物資の輸送拠点をややかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、速やかな物資支援を行うための準備に努める。

第2章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

実施担当	関係機関
市災害対策本部 全ての部	

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

第1 計画の方針

市内に台風や豪雨などによる気象災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、さらに航空機や鉄道などの事故災害が発生した場合、市長は、県をはじめ、法令や本計画で定める指定地方行政機関及び指定公共機関、指定地方公共機関等防災関係機関と協力し、被害の拡大防止と被災者の救助・救急活動、並びに災害応急対策を実施する。

市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

第2 応急活動体制の基本事項

1 応急活動の基本

(1) 応急活動の種類

災害応急対策は、以下の5種の活動からなる。

- ① 人命救助活動
- ② 消火活動
- ③ 情報活動
- ④ 救急医療活動
- ⑤ 避難活動

(2) 人命優先主義

災害応急対策で最も重要な基本原則は、市民の生命及び身体を災害から保護することである。このため、人命救助を何よりも優先する。

(3) 消火活動の優先

被害の拡大を防止するため、火災の早期鎮圧と延焼の拡大防止を優先する。

(4) 市民の相互協力

市民一人ひとりが「自らの身は自ら守る。自分たちのまちは自分たちで守る」との認識に立って、自らの身の安全を確保した後は、初期消火、救出救助、避難誘導など地域住民がお互いに助け合い、協力する。

(5) 情報活動

災害が発生した場合、情報は適切な災害応急対策を導く基礎であり、迅速かつ正確な情報の把握がその後の災害応急対策の成否を左右するといっても過言ではない。このため、直ちに情報伝達体

制を確保し、市各部署、防災関係機関等との連携を緊密にし、迅速かつ正確に情報を収集・伝達する。

2 総合的な応急対策

(1) 防災関係機関の相互連携

応急活動は、短時間に集中的に実施しなければならないため、通常の消防力、医療能力等の執行力をはるかに超えるニーズに対応する必要が生ずる。これに対応するためには、被災地以外の応援が必要である。そのため、隣接自治体との相互応援連携を求めるための情報の連絡と受入れ体制の早期確立に努める。

(2) 市民、事業所、ボランティア等との相互連携

大規模な災害に対しては、市及び防災関係機関の協力と連携をもってしても、一定の限界がある。このような場合、発災直後の初期消火や救助救出をはじめ、市民、事業所、ボランティア等の防災活動が、その後の被害を軽減するのに大きな力を発揮する。こうした点を踏まえて、市民、事業所、ボランティア等の協力を広く求め、市との連携協力により災害応急対策を展開する。

(3) 臨機応変、創意工夫

災害発生時には、想定した危機管理がマニュアルどおりに運ぶとは限らない。そのためには、「平常時における創意工夫」と「非常時における臨機応変」が危機管理の重要な要素であることを理解し、応急活動にあたる。

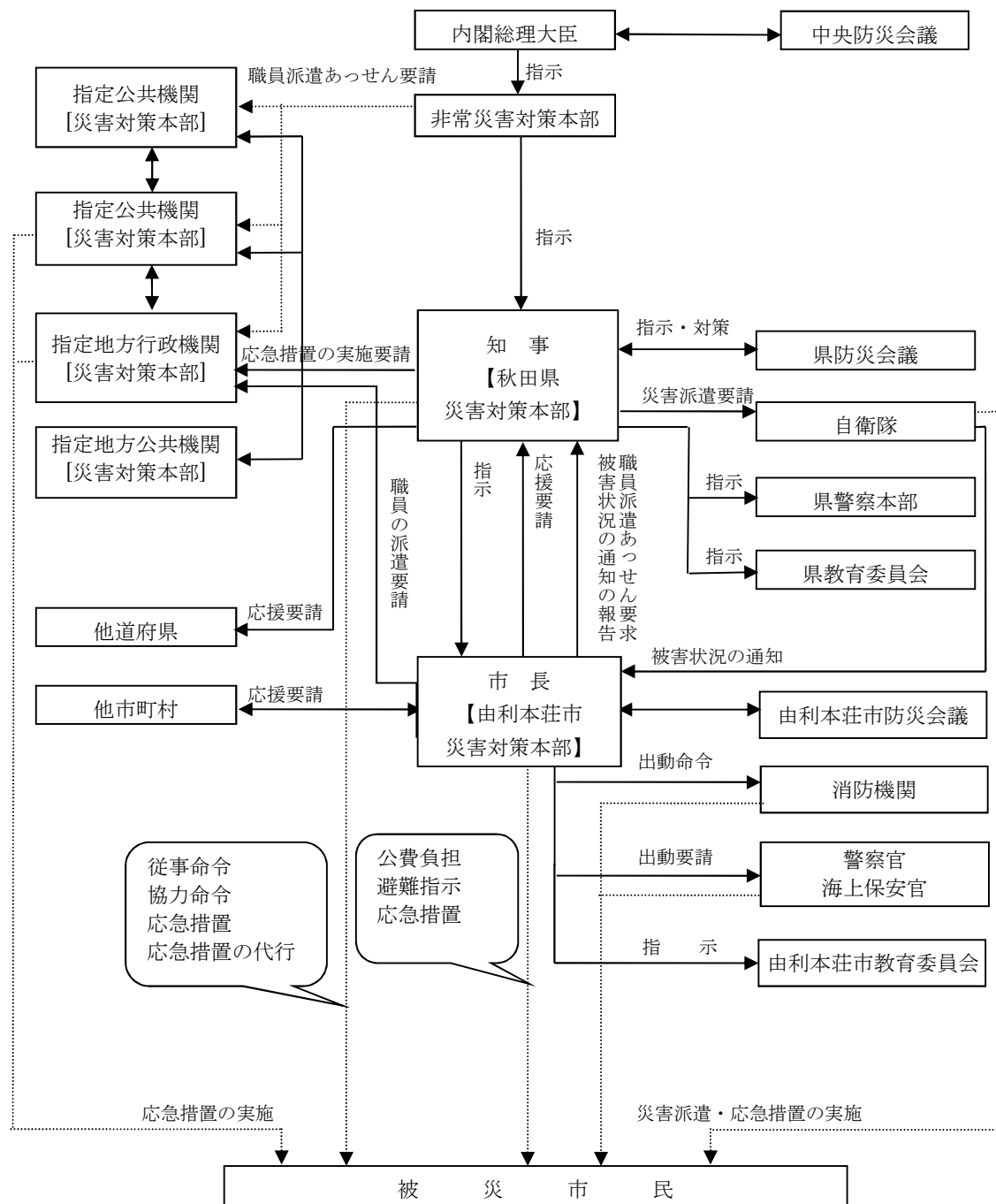
3 国、県災害対策本部との連携

市は、県の災害対策本部、国の非常（緊急）災害対策本部と連携を図り、総合的かつ効果的な災害応急対策を実施する。市、県、国を含む総合的な防災体制は次のとおりであり、相互に連絡調整を図る。

なお、国が、現地において、関係省庁、県、市、ライフライン事業者等の代表者を集めた連絡会議や調整会議を開催する場合、県は、市等を通じて把握した被災地の状況や、防災対応の状況などについて共有を図るとともに、必要な調整を行うよう努めるものとする。

また、合同会議や調整会議等における対応方針等に基づき、現地のライフライン事業者の事業所等において、実動部隊の詳細な調整を行う現地作業調整会議が開催される場合、市及び県は、必要となる連携に努めるものとする。

【総合防災体系図】



第3 災害対策本部等の設置・廃止

1 設置及び廃止基準

(1) 設置基準

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、状況に応じて次の設置基準により災害対策本部、災害対策部又は災害警戒室を設置し、防災業務の遂行にあたる。

名 称	由利本荘市災害対策本部																					
設 置 権 者	市 長																					
設 置 基 準	[自動設置] 1 市域で震度5強以上を観測する地震が発生した場合 2 市沿岸に津波警報及び大津波警報が発表された場合 3 市域で大雨、暴風、高潮、波浪、大雪及び暴風雪に関する特別警報が発表された場合 4 噴火警報（居住地域）が発表された場合 5 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害が発生した場合 [自動設置以外] 1 市民の生命・身体及び財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがあり、市長が必要と認めた場合																					
主 要 業 務	1 災害情報の収集・関係資料の作成 2 災害予防及び災害応急対策の実施方針の作成及び実施 3 防災関係機関等との連絡調整 4 市民に対する広報																					
本部構成員	本 部 長	市 長																				
	副本部長	副市長（2名） 教育長 企業管理者 危機管理監																				
	本 部 員	<table> <tr> <td>総務部長</td><td>矢島総合支所長</td><td>教育次長</td></tr> <tr> <td>企画振興部長</td><td>岩城総合支所長</td><td>企業局長</td></tr> <tr> <td>市民生活部長</td><td>由利総合支所長</td><td>消防長</td></tr> <tr> <td>健康福祉部長</td><td>大内総合支所長</td><td>総務課長</td></tr> <tr> <td>産業振興部長</td><td>東由利総合支所長</td><td>危機管理課長</td></tr> <tr> <td>観光文化スポーツ部長</td><td>西目総合支所長</td><td></td></tr> <tr> <td>建設部長</td><td>鳥海総合支所長</td><td></td></tr> </table>	総務部長	矢島総合支所長	教育次長	企画振興部長	岩城総合支所長	企業局長	市民生活部長	由利総合支所長	消防長	健康福祉部長	大内総合支所長	総務課長	産業振興部長	東由利総合支所長	危機管理課長	観光文化スポーツ部長	西目総合支所長		建設部長	鳥海総合支所長
総務部長	矢島総合支所長	教育次長																				
企画振興部長	岩城総合支所長	企業局長																				
市民生活部長	由利総合支所長	消防長																				
健康福祉部長	大内総合支所長	総務課長																				
産業振興部長	東由利総合支所長	危機管理課長																				
観光文化スポーツ部長	西目総合支所長																					
建設部長	鳥海総合支所長																					
本部員会議	[地震災害] 地震の発生、津波警報又は大津波警報の発表後、速やかに開催し以後必要に応じて開催 [地震以外の災害] 必要に応じて開催																					
設 置 場 所	応接室（本庁舎二階） 本部員会議：応接室（本庁舎二階） ※災害対策本部機能の確保 本庁舎が被災した場合には、最寄りの総合支所等に設置する。																					

名 称	由利本荘市災害対策部				
設 置 権 者	副市長（総務担当）				
設 置 基 準	[自動設置] 1 市域で震度5弱を観測する地震が発生した場合 2 市沿岸に津波注意報が発表された場合 3 噴火警報（火口周辺：噴火警戒レベル3「入山規制」）が発表された場合 [自動設置以外] 1 相当規模の災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがあり、副市長が必要と認めた場合				
主 要 業 務	1 災害情報の収集・関係資料の作成 2 災害予防及び災害応急対策の実施方針の作成及び実施 3 防災関係機関等との連絡調整 4 市民に対する広報				
対 策 部 構 成 員	部 長	副市長（総務担当）			
	部長補佐	副市長 危機管理監			
	部 員	総務部長	矢島総合支所長	教育次長	
		企画振興部長	岩城総合支所長	企業局長	
		市民生活部長	由利総合支所長	消防長	
		健康福祉部長	大内総合支所長	総務課長	
		産業振興部長	東由利総合支所長	危機管理課長	
観光文化スポーツ部長	西目総合支所長				
建設部長	鳥海総合支所長				
本 部 会 議	[地震災害] 地震の発生又は津波注意報の発表後速やかに開催し以後必要に応じて開催 [地震以外の災害] 必要に応じて開催				
設 置 場 所	応接室（本庁舎二階） 対策部員会議：応接室（本庁舎二階）				

名 称	由利本荘市災害警戒室	
設 置 権 者	危機管理監	
設 置 基 準	[自動設置] 1 市域で震度4を観測する地震が発生した場合 2 噴火警報（火口周辺：噴火警戒レベル2「火口周辺規制」）が発表された場合 [自動設置以外] 1 大雨、洪水、暴風、暴風雪その他気象に関する警報等が発表された場合などにおいて防災対策上、危機管理監が必要と認めた場合	
主 要 業 務	1 気象に関する警報等の受理・伝達 2 災害情報の収集・関係資料の作成 3 防災関係機関等との連絡調整	

警戒室 構成員	室長	危機管理監		
	室長補佐	危機管理課長		
	室員	総務課長	健康づくり課長	都市計画課長
		秘書課長	福祉支援課長	建築住宅課長
		管財課長	農業振興課長	教育委員会教育総務課長
		総合政策課長	農山漁村振興課長	企業局管理課長
		地域づくり推進課長	エネルギー政策課長	消防本部総務課長
		広報広聴課長	観光振興課長	各総合支所市民サービス課長
		市民課長	文化・スポーツ課長	
		生活環境課長	建設管理課長	
設置場所	危機管理課（本庁舎増設棟）			

名称	由利本荘市災害対策現地本部	
設置権者	災害対策本部等の設置権者	
設置基準	被害状況からみて、必要と判断される場合	
主要業務	災害対策本部等の指示の基づく応急対策業務の実施	
現地本部 構成員	本部長	災害対策本部等の設置権者が災害対策本部員の中から指名する者
	副本部長	本部長が指名する者
	本部員	本部長が指名する者
設置場所	総合支所又は災害発生現場	

2 総合支所における災害活動体制

総合支所における災害活動体制については、基本的に、下表の通りとする。ただし、災害発生が局地的で、地域住民に対して災害の影響が無いと判断される地域においては、総合支所長等は、市災害活動体制の設置権者に非設置の判断を仰ぐことにより、設置しないこともできる。

名称	〇〇総合支所災害対策部	
設置権者	総合支所長	
設置基準	1 相当規模の災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがあり、総合支所長が必要と認めた場合	
主要業務	1 災害情報の収集・関係資料の作成 2 災害予防及び災害応急対策の実施方針の作成及び実施 3 防災関係機関等との連絡調整 4 市民に対する広報	
対策部 構成員	部長	総合支所長
	部長補佐	市民サービス課長
	部員	総合支所長が指名する者
本部会議	[地震災害] 地震の発生又は津波注意報の発表後速やかに開催し以後、必要に応じて開催	

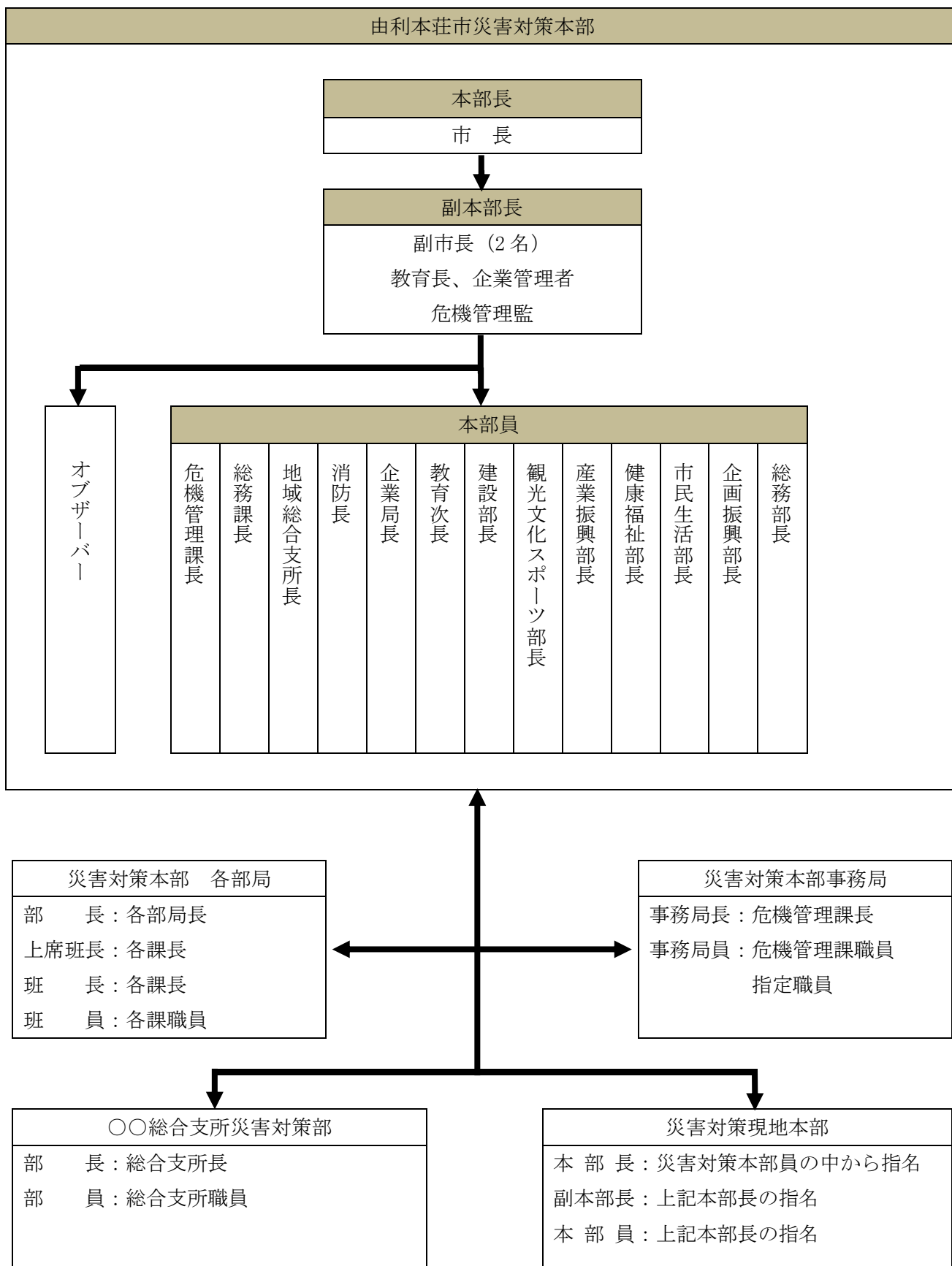
	[地震以外の災害] 必要に応じて開催
設置場所	〇〇総合支所庁舎

※災害の発生状況により総合支所に災害活動体制を設置しないこともできる。

名 称	〇〇総合支所災害警戒室	
設置権者	市民サービス課長	
設置基準	1 大雨、洪水、暴風、暴風雪その他気象に関する警報等が発表された場合などにおいて防災対策上、市民サービス課長が必要と認めた場合	
主要業務	1 気象に関する警報等の受理・伝達 2 災害情報の収集・関係資料の作成 3 防災関係機関等との連絡調整	
警戒室 構 成 員	室 長	市民サービス課長
	室長補佐	市民サービス課長が指名した者
	室 員	市民サービス課長が指名した者
設置場所	〇〇総合支所庁舎	

※災害の発生状況により総合支所に災害活動体制を設置しないこともできる。

■由利本荘市災害対策本部の構成図



3 災害対策本部等の職務代行

災害活動体制	設置権者	職務代理者		
		第1位	第2位	第3位
由利本荘市災害対策本部	市長	副市長（総務担当）	副市長	危機管理監
由利本荘市災害対策部	副市長（総務担当）	副市長	危機管理監	総務部長
由利本荘市災害警戒室	危機管理監	危機管理課長	総務課長	

4 災害対策本部等事務局の体制

（1）事務局体制等

災害活動体制	事務局呼称	事務局設置場所
由利本荘市災害対策本部	由利本荘市災害対策本部事務局	由利本荘市役所 増設棟2階 (危機管理課)
由利本荘市災害対策部	由利本荘市災害対策部事務局	

（2）災害対策本部等事務局員

各部局長は、各課室の動員指定職員のうちから災害対策本部の事務局業務に従事する職員を「災害対策本部事務局員」として、あらかじめ指定し危機管理課長に報告する。

また、災害対策本部事務局員に変更があった時は、危機管理課長に報告するものとする。

5 災害対策本部等への移行措置

（1）本庁

災害対策部長（副市長）又は災害警戒室長（危機管理監）は、被害の拡大により上位の体制による応急対策の実施等の必要があると認める時は、当該上位の体制の設置権者に対して体制の移行を具申し、これにより上位の体制が設置された時は、同時に現在の体制を廃止する。

また、上位の体制が自動設置される災害が発生した時も、同様とする。

（2）総合支所

総合支所災害警戒室長（市民サービス課長）は、被害の拡大により現在の体制より上位の体制による応急対策の実施等の必要があると認める時は、当該上位の体制の設置権者に対して体制の移行を具申し、これにより上位の体制が設置された時は、同時に現在の体制を廃止する。

6 災害対策本部等の廃止

（1）本庁

災害対策本部長（市長）、災害対策部長（副市長）又は災害警戒室長（危機管理監）は、現在の体制による応急対策が終了したと認める時は、以後の体制又は対応を定め、現在の体制を廃止する。

（2）総合支所

総合支所災害対策部長（総合支所長）、地域災害警戒室長（市民サービス課長）は、現在の体制による応急対策が終了したと認める時は、以後の体制又は対応を定め、現在の体制を廃止する。

第4 災害対策本部の組織・運営

1 災害対策本部員会議

- (1) 本部の活動体制に関する事
- (2) 災害応急対策の実施及び調整に関する事
- (3) 避難所等の開設に関する事
- (4) 避難指示に関する事
- (5) 県及び他市町村に対する応援要請の要求に関する事
- (6) 自衛隊の災害派遣要請及び配備にかかる調整に関する事
- (7) 災害救助法適用申請に関する事
- (8) 県、国に対する要望に関する事
- (9) 災害対策本部の廃止に関する事
- (10) その他重要な事項に関する事

2 災害対策本部の各部各班の業務分掌

各部・班共通事務	1 所管する施設及び分野の災害対策、応急対策に関する事。 2 所管する施設及び分野の被害情報の収集、取りまとめに関する事。 3 関係機関、団体等との連絡調整に関する事。 4 本部長の指示による事務及び他部・班の応援に関する事。 5 本庁内各部署は本荘地域の発生災害に対応する事。

○総務部 総括責任者：総務部長

班 名	班長（※上席班長）	分掌事務
総務班	※総務課長 契約検査課長 行政改革推進課長 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長	1 市保有施設、関連施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 総合支所との連絡調整に関する事。 3 各部との連絡調整に関する事。 4 市議会との連絡調整に関する事。 5 本部組織、事務分掌の調整に関する事。 6 職員配備体制及び人員配置の調整に関する事。 7 災害対応職員の給水・給食に関する事。 8 ボランティア受入れ計画に関する事。 9 職員の被害調査に関する事。 10 職員の健康の保持に関する事。 11 災害防止従事者の公務災害補償に関する事。 12 その他、他の部に属しない事項の調整に関する事。
財政班	※財政課長 会計課長	1 災害に必要な現金収支執行等、予算経理に関する事。 2 備蓄倉庫物品の払出管理に関する事。 3 救援物資の受付け、保管、払出に関する事。 4 義援金の受納に関する事。

班 名	班長（※上席班長）	分掌事務
		5 救護物資の購入保管及び出納に関すること。 6 その他財政全般に関すること。
税務班	※税務課長 収納課長	1 税の減免措置に関すること。 2 税の徴収猶予に関すること。 3 輸送班の支援に関すること。 4 り災者の被害状況調査及び確認に関すること。
管財班	管財課長	1 市有物件の損害補償に関すること。 2 所管財産の被害調査及び応急対策に関すること。 3 その他管財全般に関すること。
秘書班	秘書課長	1 本部長及び副本部長との連絡調整に関すること。 2 市民の要望及び陳情に関すること。 3 その他秘書業務全般に関すること。
輸送班	管財課長	1 避難者及び傷病者の輸送に関すること。 2 災害活動従事者及び医療従事者の輸送に関すること。 3 人員、物資輸送車両の調達に関すること。 4 輸送協力機関への協力要請に関すること。 5 その他輸送全般に関すること。
危機管理班	危機管理課長	1 災害対策本部会議に関すること。 2 気象情報、地震・津波情報、河川情報、災害情報の収集、伝達に関すること。 3 被害状況、対策状況のとりまとめに関すること。 4 避難指示等に関すること。 5 避難所の開設計画に関すること。 6 避難所及び救護所等の広報に関すること。 7 災害の公示及び災害報告に関すること。 8 災害対策現地本部の開設に関すること。 9 県災害対策本部との連絡調整に関すること。 10 防災関係機関への連絡調整に関すること。 11 応援協定締結都市等への応援要請に関すること。 12 民間応援協定事業者への応援要請に関すること。 13 防災会議を構成する関係機関との協議に関すること。 14 自衛隊の派遣要請及び受入れに関すること。 15 備蓄物資の供給に関すること。 16 消防団・水防団の出動に関すること。 17 防災行政無線の確保に関すること。 18 災害記録全般に関すること。 19 災害弔慰金に関すること。

班 名	班長（※上席班長）	分掌事務
		20 その他災害の全般に関すること。

○企画広報部 総括責任者：企画振興部長

班 名	班長（※上席班長）	分掌事務
企画班	※総合政策課長 情報政策課長	1 企画振興部所管施設・情報システム等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 国、県各省庁関係者の応接に関すること。 3 国、県等への要望、陳情に関すること。 4 災害救助法等の適用申請事務に関すること。 5 その他企画振興に関すること。
広報班	広報広聴課長	1 災害情報の広報に関すること。 （ホームページ、SNS、広報車等による） 2 災害記録（ビデオ、写真）に関すること。 3 災害状況の広報資料等の収集作成に関すること。 4 報道機関との連絡調整に関すること。 5 その他災害連絡広報全般に関すること。
地域班	※地域づくり推進課長 移住支援課長	1 町内会等及び行政協力員に関すること。 2 公共交通機関に関すること。 3 自主防災組織との連絡・情報収集に関すること。 4 避難所の開設に関すること。

○民生部 総括責任者：市民生活部長（※上席責任者）

班 名	班長	分掌事務
民生班	市民課長	1 市民生活部所管施設の被害状況、対策状況のとりまとめに関すること。 2 災害地域住民の避難誘導に関すること。 3 避難所の設営、収容対策及び管理運営に関すること。 4 避難者、り災者名簿の作成に関すること。 5 り災者の被害状況調査及び確認に関すること。 6 避難者の入浴サービスの提供に関すること。 7 埋・火葬の手続き等に関すること。 8 り災相談所の開設に関すること。 9 応急仮設住宅の入居者選定に関すること。 10 その他救助及び避難の全般に関すること。

班 名	班長	分掌事務
環境班	※生活環境課長 清掃事業所長	1 生活環境施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 り災地の清掃及びし尿処理等に関すること。 3 応急仮設トイレの設置に関すること。 4 交通安全対策の連絡調整に関すること。 5 災害警備及び防犯に関すること。 6 死体の収容及び埋火葬ならびに慰霊に関すること。 7 死亡獣畜の処理に関すること。 8 廃棄物の臨時集積及び投入場所の選定に関すること。 9 清掃用車両及び作業員の確保に関すること。 10 清掃施設管理に関すること。 11 迷子となったペットの対応及びペットの管理等に関すること。 12 その他生活環境の全般に関すること。

○健康福祉部 総括責任者：健康福祉部長

班 名	班長（※上席班長）	分掌事務
保健衛生班	健康づくり課長	1 保健衛生施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 医療救護の応援要請に関すること。 3 救護所の設置に関すること。 4 検疫に関すること。 5 り災地及び避難所等の防疫消毒に関すること。 6 防疫資機材の調達、配分に関すること。 7 その他防疫全般に関すること。 8 医薬品、医療器具の調達・配分に関すること。 9 協力医療機関との連絡調整に関すること。 10 その他医療救護の全般に関すること。
福祉班	※福祉支援課長 こども未来課長 長寿生きがい課長	1 福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 要配慮者の避難支援に関すること。 3 避難行動要支援者名簿の作成・運用に関すること。 4 福祉避難所に関すること。 5 要配慮世帯のり災援護に関すること。 6 救護物資及び見舞金の配分に関すること。 7 生活必需品の供給に関すること。 8 ボランティアの派遣に関すること。 9 炊き出しに関すること。 10 その他福祉全般に関すること。

○産業部 総括責任者：産業振興部長

班 名	班長（※上席班長）	分掌事務
農林水産班	※農業振興課長 農山漁村振興課長 農業委員会事務局長	1 農林水産部所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 農林水産業の被害調査に関すること。 3 農作物、森林の被害防止及び病虫害防止に関すること。 4 家畜伝染予防対策に関すること。 5 農薬、肥料の調達に関すること。 6 家畜飼料の調達に関すること。 7 穀物等の救助物資の調達に関すること。 8 その他農林水産業全般に関すること。
商工班	※商工振興課長 エネルギー政策課長	1 商工業の被害調査に関すること。 2 労務者の協力要請に関すること。 3 食物等生活必需品の確保に関すること。 4 車両の燃料その他油類の調達に関すること。 5 り災失業者の相談に関すること。 6 その他商工業全般に関すること。

○観光文化スポーツ部 総括責任者：観光文化スポーツ部長

班 名	班長（※上席班長）	分掌事務
観光文化 スポーツ班	※観光振興課長 まると売り込み課長 文化・スポーツ課長	1 観光・文化施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 社会体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 その他観光文化スポーツ全般に関すること。

○建設部 総括責任者：建設部長

班 名	班長（※上席班長）	分掌事務
道路河川班	建設管理課長	1 道路、橋、堤防等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 道路などの障害物の除去に関すること。 3 通行不能箇所等の表示及び広報に関すること。 4 河川の被害調査及び復旧に関すること。 5 河川の漂流物の除去に関すること。 6 各道路管理者との連絡調整に関すること。 7 土木、建築等応急資機材の調達に関すること。 8 土木技術者及び従事者の協力要請に関すること。 9 飲料水供給施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 10 その他土木全般に関すること。
建築班	※都市計画課長 建築住宅課長	1 被災建築物の被害状況等の把握に関すること。 2 公共建築物・市営住宅等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 3 公園施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 被災建物および宅地の応急危険度判定に関すること。

班 名	班長（※上席班長）	分掌事務
		5 避難所及び救護所の建設、補修に関すること。 6 応急仮設住宅の建設に関すること。 7 建築技術者及び従事者の協力要請に関すること。 8 その他建築全般に関すること。

○文教部 総括責任者：教育次長

班 名	班長（※上席班長）	分掌事務
教育総務班	教育総務課長	1 教育施設の被害状況、対策状況のとりまとめに関すること。 2 臨時校舎の開設計画に関すること。 3 学校施設に対する集団避難の受入れ対策に関すること。 4 その他教育に関すること。
学校教育班	学校教育課長 教育学習課長	1 学校施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 児童生徒の避難及び救護に関すること。 3 臨時校舎の開設準備及び応急教育に関すること。 4 学校施設に対する集団避難の受入れ実施に関すること。 5 り災児童・生徒の教科書、学用品の調達に関すること。 6 保健衛生及び学校給食保全に関すること。 7 児童生徒の心のケアに関すること。 8 その他学校教育全般に関すること。
生涯学習班	※生涯学習課長 教育学習課長	1 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 その他社会教育全般に関すること。
文化班	文化財保護室長 教育学習課長	1 文化財等の被害調査及び保全対策に関すること。

○ガス上下水道部 総括責任者：企業局長

班 名	班長（※上席班長）	分掌事務
ガス上下水道総務班	※管理課長 各上下水道事務所長	1 ガス上下水道災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2 災害情報の収集、記録、報告及び広報に関すること。 3 ガス上下水道関係機関への応援要請及び受入れに関すること。 4 職員の出勤、配置、安全、衛生管理に関すること。 5 車両及び無線の配備と総括に関すること。
給水班	※営業課長 各上下水道事務所長	1 断水の巡回広報に関すること。 2 避難者、被災者、断水区域の応急給水に関すること。 3 医療機関等への優先給水に関すること。 4 災害被害による問い合わせに関すること。
水道班	※水道課長 各上下水道事務所長	1 水道施設の被害調査及び応急復旧工事に関すること。 2 水圧、流量等の配水調整に関すること。

班 名	班長（※上席班長）	分掌事務
		3 応急給水の水質検査及び衛生管理に関すること。 4 その他水道施設全般に関すること。
ガス班	ガス課長	1 都市ガス施設の被害調査及び応急復旧工事に関すること。 2 都市ガスの供給停止等に関すること。 3 都市ガスの保安管理に関すること。 4 その他ガス施設全般に関すること。
下水道班	※下水道課長 各上下水道事務所長	1 下水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 集落排水施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 3 都市下水路施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 4 その他下水道の全般に関すること。

○総合支所 総括責任者：総合支所長

班 名	班長	分掌事務
市民 サービス班	市民サービス課長	1 現地災害対策本部の全般に関すること。 2 災害対策本部との連絡調整に関すること。 3 消防団との連絡調整に関すること。 4 災害対応職員の給水・給食に関すること。 5 地域内の広報に関すること。 6 地域内の避難誘導に関すること 7 支所管内の避難所・救護所の設置及び運営に関すること。 8 支所管内の要配慮者の避難支援に関すること。 9 避難所等における炊き出しに関すること。
産業建設班	産業建設課長	1 支所管内の農林水産業施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 支所管内の農林水産業の被害調査に関すること。 3 支所管内の商工業関係の被害調査に関すること。 4 支所管内の道路関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 5 支所管内の河川関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 6 支所管内の下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 7 支所管内の市営住宅等の被害調査及び応急対策に関すること。 8 支所管内のその他被災箇所の被害調査に関すること。

○消防部 総括責任者：消防長

班 名	班長（※上席班長）	分掌事務
消防総務班	※総務課長 予防課長	1 消防本部所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 関係機関との情報連絡に関すること。 3 災害状況の把握、情報の収集に関すること。

		4 市消防団及び本荘分団に関すること。 5 消防協力者の災害補償に関すること。 6 火災り災証明に関すること。 7 消防応援要請に関すること。 8 消防広報に関すること。
指揮班	※警防課長 救急課長	1 消防職員の動員に関すること。 2 消防部隊の指揮運用に関すること。 3 災害現場の連絡調整に関すること。 4 警防資機材の調達に関すること。 5 救急資機材の調達に関すること。 6 医療機関との連絡調整に関すること。 7 その他警防救急の指揮全般に関すること。
防ぎょ班	消防署長	1 災害の防ぎょ対策ならびに警戒に関すること。 2 避難指示等に伴う避難誘導に関すること。 3 被災者の救出ならびに行方不明者の捜索に関すること。 4 警戒区域の設定に関すること。 5 災害現場における被害調査及び報告に関すること。 6 その他警防救急活動の全般に関すること。
情報収集班	通信指令課長	1 消防通信及び指令全般に関すること。 2 災害情報及び気象情報の収集、伝達に関すること。 3 災害現場との連絡に関すること。 4 災害活動状況の収集及び報告に関すること。

注) り災証明の発行は民生部、民生班が行うが、各り災の調査は関係各部、各班が実施する。

注) 災害の状況及び本部長の指示によっては、あらかじめ定められた事務以外の事務を担うことがある。

第5 大雪に対する災害活動体制

大雪により健全な市民生活に支障をきたすおそれがある場合、大雪に対する災害活動体制を確立し、防災業務の遂行にあたる。なお、災害活動体制の名称及び設置基準は次のとおりとする。

【大雪に対する災害活動体制】

災害活動体制	指揮の権限	構成員
由利本荘市豪雪対策本部	本部長 市長	災害対策本部に準ずる
由利本荘市雪害対策部	部 長 副市長	災害対策部に準ずる
由利本荘市雪害警戒室	室 長 危機管理監	災害警戒室に準ずる

第6 職員の配備体制

災害の状況や規模に応じた災害活動体制を設置した場合は、災害事務に従事する職員の配備体制は次のとおりとする。

【職員の配備体制】

災害活動体制	職員配備体制	動員指定職員
由利本荘市災害警戒室	第1配備体制	第1動員指定職員
由利本荘市災害対策部	第2配備体制	第2動員指定職員
由利本荘市災害対策本部	第3配備体制	第3動員指定職員
	大規模災害発生時（自動設置の場合）	全職員

【災害対策本部員及び職員動員指定一覧】

（凡例）○：課長・施設の長 ◎：課長・施設の長及び班長以上 ●：全員

〔備考〕○、◎の動員時、課長等は必要に応じて上記以外の職員を出勤させることができる。

動員区分		災害警戒室	災害対策部	災害対策本部	
		第1動員	第2動員	第3動員	大規模災害発生時 （自動招集時）
災害対策 本部員	市長			●	●
	副市長		●	●	●
	副市長			●	●
	教育長			●	●
	企業管理者			●	●
	危機管理監	●	●	●	●
	総務部長		●	●	●
	企画振興部長		●	●	●
	市民生活部長		●	●	●
	健康福祉部長		●	●	●
	産業振興部長		●	●	●
	観光文化スポーツ部長		●	●	●
	建設部長		●	●	●
	矢島総合支所長		●	●	●
	岩城総合支所長		●	●	●
	由利総合支所長		●	●	●
	大内総合支所長		●	●	●
	東由利総合支所長		●	●	●
	西目総合支所長		●	●	●
	鳥海総合支所長		●	●	●
	教育次長		●	●	●
	企業局長		●	●	●
	消防長		●	●	●
	総務課長		●	●	●
	危機管理課長	●	●	●	●

動員区分		災害警戒室	災害対策部	災害対策本部	
		第1動員	第2動員	第3動員	大規模災害発生時 (自動招集時)
総務部	総務課	○	◎	●	●
	財政課		○	◎	●
	秘書課	○	◎	●	●
	管財課	○	◎	◎	●
	契約検査課		○	◎	●
	危機管理課	●	●	●	●
	行政改革推進課		○	◎	●
	税務課		○	◎	●
	収納課		○	◎	●
企画振興部	総合政策課	○	○	◎	●
	地域づくり推進課	○	○	◎	●
	移住支援課		○	◎	●
	情報政策課		○	◎	●
	広報広聴課	○	○	◎	●
市民生活部	市民課	○	◎	●	●
	生活環境課	○	◎	●	●
	清掃事業所		○	◎	●
健康福祉部	健康づくり課	○	◎	●	●
	福祉支援課	○	◎	●	●
	こども未来課		○	◎	●
	長寿生きがい課		○	◎	●
産業振興部	農業振興課	○	◎	◎	●
	農山漁村振興課	○	◎	◎	●
	商工振興課		○	◎	●
	エネルギー政策課	○	◎	●	●
観光文化 スポーツ部	観光振興課	○	◎	◎	●
	まるごと売り込み課		○	◎	●
	文化・スポーツ課	○	◎	◎	●
建設部	建設管理課	○	◎	●	●
	都市計画課	○	◎	◎	●
	建築住宅課	○	◎	◎	●
総合支所	市民サービス課・出張所	○	◎	●	●
	産業建設課	○	◎	◎	●
	診療所	○	◎	◎	●
会計課			○	◎	●
議会事務局			○	◎	●
選挙管理委員会事務局			○	◎	●
監査委員事務局			○	◎	●
農業委員会事務局			○	◎	●

動員区分		災害警戒室	災害対策部	災害対策本部	
		第1動員	第2動員	第3動員	大規模災害発生時 (自動招集時)
教育委員会 事務局	教育総務課	○	◎	●	●
	学校教育課	○	◎	◎	●
	生涯学習課	○	◎	◎	●
	地域教育学習課	○	◎	◎	●
	各地域施設・公民館	○	○	◎	●
企業局	管理課	○	◎	●	●
	営業課	○	◎	◎	●
	水道課	○	◎	◎	●
	下水道課	○	◎	◎	●
	ガス課	○	◎	◎	●
	上下水道事務所	○	◎	◎	●
消防本部	総務課	○	◎	●	●
	警防課	○	◎	●	●
	救急課	○	◎	●	●
	予防課	○	◎	●	●

第7 災害活動体制確立の伝達

災害活動体制を設置した場合、危機管理課長は、防災関係機関に所定の手続きをもって連絡するとともに、住民及び職員に対しては、消防・防災メールにて連絡する。

自動設置の場合、危機管理課長は、同様の手段にて速やかに連絡をする。

第8 職員配備体制の伝達

1 勤務時間中の職員配備体制の伝達

災害活動体制の設置に係る連絡と併せて、危機管理課長は職員に対して、消防・防災メールにて連絡する。自動設置の場合も同様とする。

2 休日・夜間における動員配備体制

休日・夜間において、災害活動体制が「自動設置」となった場合には、職員配備体制に基づき、指定職員は所属の勤務地に自主登庁する。

また、災害の状況変化・規模拡大により災害活動体制が上位に移行した場合には、災害対策本部等事務局から緊急電話連絡網及び消防・防災メール等で職員の参集範囲を指示する。指示を受けた職員は、所属の勤務地に登庁する。

各部署の長は、職員の配備状況を速やかに把握し、危機管理課長に報告する。また、危機管理課長は市長に報告する。

【報告事項】

- | |
|--|
| (1) 部・課名等
(2) 招集連絡済人員数
(3) 招集連絡不能人員数及びその地区
(4) 登庁人員数
(5) 登庁不能のため最寄りの出先機関に非常参集した人員
(6) その他 |
|--|

第9 職員の初期対応及び参集における心得

すべての職員は、災害が発生した場合又は災害発生のおそれがある場合、次の事項を遵守するものとし、日ごろから心得ておく。

1 主に勤務時間内における遵守事項

- (1) 配備についていない場合も常に災害に関する情報、災害対策本部の指示に注意する。
- (2) 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
- (3) 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- (4) 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
- (5) 災害現場に出動した場合は、標章を着用し、また、自動車には標旗を掲げる。
- (6) 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。

2 主に勤務時間外における遵守事項

- (1) 災害等が発生し、その災害が「災害活動体制の設置基準」に定める事項に該当することを知ったとき又は該当することが予測されるときは、登庁指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所もしくはあらかじめ指定された場所に登庁する。
- (2) 職員動員計画に基づき、参集する。
- (3) 登庁においては、可能な限り被害状況、その他災害情報の把握に努め、登庁後直ちに所属長に報告する。

3 登庁における留意事項

- (1) 職員は、携帯ラジオ等を備え、常に気象情報等が得られるようにする。
- (2) 災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合は、ラジオ、テレビ等の暴風、大雨、洪水、大雪等に関する気象情報に注意し、職員自身の被災等やむを得ない事情がある場合を除き、別に定める動員計画により登庁する。
- (3) 大規模災害が発生した場合、通常利用している公共交通機関の不通あるいは道路の車両通行不能が想定されることから、その際は自転車、バイク、徒歩にて参集する。
- (4) 勤務地以外の庁舎に登庁したときは、所属長に報告して指示を受ける。
- (5) 登庁した職員は、自己（家族を含む。）の被害及び登庁途中で見聞した災害の状況等を所属長に報告する。
- (6) 所属長は、職員の報告をもとに、災害状況については災害対策本部事務局に、また、職員の被災

については総務部総務班に直ちに報告する。

4 災害により勤務課所への登庁が不能となった場合の措置

災害により勤務課所への登庁が不能となった場合は、次に基づき行動する。

(1) 参集場所

交通・通信が途絶し、又は利用できないため登庁が不能となった場合は、登庁可能な最寄りの出先機関等に参集し、当該機関の長の指示を受け災害応急対策に従事する。

(2) 参集した場合の措置

- ① 職員は、当該出先機関等の長に自己の所属課所、職氏名及び勤務課所へ参集出来ない理由を報告する。
- ② 当該出先機関等の長は、前記(1)により報告を受けた職員の職・氏名及び勤務状況等について当該職員の所属長に速やかに連絡する。
- ③ 勤務場所への復帰については、出先機関等の長は、災害応急対策に実施状況に応じて、非常参集職員の復帰が可能と認める場合は、当該職員に復帰を命ずるとともにその旨を当該職員の所属長に連絡する。

5 職員のとるべき緊急措置

災害発生の直後に職員がとるべき緊急措置は以下のとおりとする。

(1) 勤務時間内に災害が発生した場合

① 在庁者の安全確保と避難誘導

庁舎内の市民等在庁者の安全を確保し、火災発生などにより避難が必要と判断される時は、安全な場所へ避難誘導を行う。

② 市庁舎・総合支所及び施設の被害状況の把握と初期消火

市庁舎・総合支所及び各施設の被害状況を把握し、管理者等へ速やかに報告する。また、火災が発生した場合は、まず初期消火に努める。

③ 被害状況を踏まえた庁舎、施設の緊急防護措置

庁舎内の市民等在庁者の安全を確保し、火災発生などにより避難が必要と判断される時は、安全な場所への避難誘導を行い、管理者等へ速やかに報告する。また、火災の状況により、市庁舎等の内外にわたり、危険箇所の立ち入り規制や薬物、危険物等に対し、緊急防護措置を行う。

④ 非常用自家発電機能や通信機能の確保

市庁舎及び市出先機関の各施設の管理者は、非常用自家発電設備や通信設備の被害状況を把握し、自家発電機能や通信機能の確保を行う。

(2) 勤務時間外に災害が発生した場合

① 災害情報の収集

全市職員は、勤務時間外に災害の発生を知った時、各自テレビ、ラジオ等から速やかに災害情報を収集する。

② 災害活動体制の設置基準・職員配備体制に基づき速やかに参集する。

第10 複合災害発生時の体制等

複合災害が発生した場合は、対策本部の統合、事務局体制の強化等により、災害対応力の強化に努めるものとする。

また、災害対応にあたる要員や資機材等について、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの応援を早期に要請するよう努める。

第11 防災関係機関の相互協力体制

実施担当	関係機関
総務部（危機管理班）企画広報部（広報班）	自衛隊 県総務部 防災関係機関

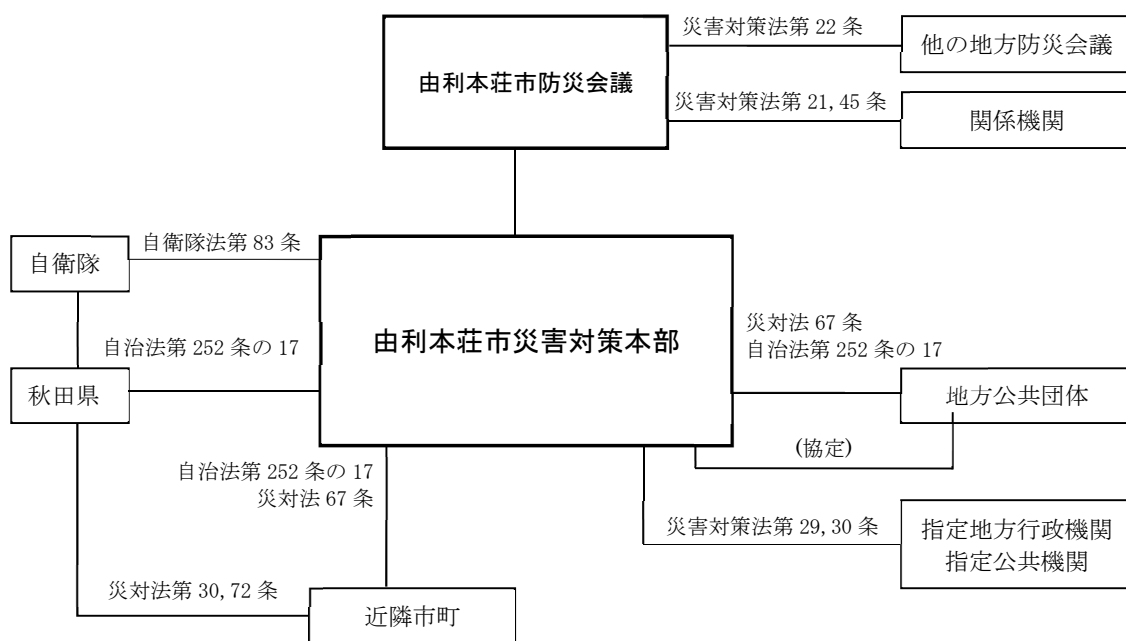
※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

1 地方自治体等との相互応援

（1）広域応援要請の判断

災害発生後、災害対策本部長は、災害規模及び初動活動期に収集された情報等に基づき、現有の人員、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、法律、相互応援に関する協定に基づき、速やかに他の地方公共団体及び防災関係機関に応援を要請する。

【災害発生時における広域応援の体系図】



自治法第252条の17（地方公共団体相互間の職員派遣）
 災害対策基本法第21条（関係行政機関等に対する協力要請）
 災害対策基本法第29条（職員の派遣要請）
 災害対策基本法第30条（職員の派遣斡旋）
 災害対策基本法第57条（通信設備の優先利用等）

災害対策基本法第67条（他市町村等に対する応援の要求）
 災害対策基本法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）
 災害対策基本法第72条（都道府県知事の指示）
 災害対策基本法第74条（都道府県知事等に対する応援の要求）
 自衛隊法第83条（自衛隊の災害派遣要請）

（2）県に対する応援要請

災害対策本部長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又は斡旋の要請を行う。

① 応援要請の手続き

県知事に応援要請又は応急措置の指示を要請する場合は、まず県総合防災情報システム、又は電話等をもって処理し、後日速やかに文書を送付する。

② 応援要請の事項

要請は、次に掲げる事項を明らかにして行う。

要請の内容	事 項	根拠法令
県への応援の要請又は応急措置の実施の要請	1) 災害の状況 2) 応援（応急措置の実施）を必要とする理由 3) 応援を必要とする期間 4) 応援を希望する職種別人員、物資、資材、機材、器具等の品名、数量 5) 応援を必要とする場所 6) 応援を必要とする活動内容 7) その他必要な事項	災害対策基本法第68条

③ 現地対策本部等との連携

県は、国の「現地対策本部」が設置される時は当該設置場所について便宜を図る。

また、県の「災害対策本部」は国の「現地対策本部」等と連携して対策に当たるものとする。

なお、国が、現地において、関係省庁、県、市、ライフライン事業者等の代表者を集めた連絡会議や調整会議を開催する場合、県は、市等を通じて把握した被災地の状況や、防災対応の状況などについて共有を図るとともに、必要な調整を行うよう努めるものとする。

また、合同会議や調整会議等における対応方針等に基づき、現地のライフライン事業者の事業所等において、実動部隊の詳細な調整を行う現地作業調整会議が開催される場合、市及び県は、必要となる連携に努めるものとする。

（3）国土交通省東北地方整備局への応援・支援要請

重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において「災害時の情報交換に関する協定」（平成22年11月4日）に基づき国土交通省東北地方整備局に応援を要請する。

事 項
情報交換の開始時期 ① 由利本荘市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき ② 由利本荘市災害対策本部が設置されたとき 災害対策現地情報連絡員(リエゾン)の派遣・受入れ 市からの応援・支援要請を受けて、国土交通省東北地方整備局は、災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員(リエゾン)を派遣し、 ① 一般被害状況に関すること ② 公共土木施設(道路、河川、ダム、砂防、都市施設等)被害状況に関すること ③ その他必要な事項 について、情報交換を行い、適切な災害対応を計画・実施する。 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)活動 ① 被災状況の把握(被災調査支援、ヘリコプター、被災地映像提供) ② 二次災害の防止(被災建築物応急危険度判定) ③ 被災地の早期復旧に関する支援(災害対策用車両貸与、高度技術指導)

(4) 指定地方行政機関等への応援要請

指定地方公共機関等に対して応援又は応援のあつせんを求める場合は、県知事に対し、まず無線又は電話等をもって処理し、後日速やかに文書を送付する。なお、応援要請は、次の表に掲げる事項を明らかにして行う。

応援の要請	事 項	根拠法令
応援の要請	1) 災害状況及び応援の斡旋を求める理由 2) 応援を必要とする期間 3) 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 4) 応援を必要とする場所 5) 応援を必要とする活動内容 6) その他必要な事項	災害対策基本法 第 68 条 第 74 条
職員派遣の要請	1) 派遣の斡旋を求める理由 2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 3) 派遣を必要とする期間 4) 派遣される職員の給与その他勤務条件 5) その他参考となるべき事項	災害対策基本法 第 30 条 地方自治法 第 252 条の 17

応援の要請	事 項	根拠法令
緊急放送の要請 NHK 秋田放送局 ABS 秋田放送 AKT 秋田テレビ AAB 秋田朝日放送 エフエム秋田	1) 放送要請の理由 2) 放送事項 3) 希望する放送日時 4) その他必要な事項	災害対策基本法 第57条

(5) 他市町村への応援要請

災害対策本部長は、相互応援協定を締結している市町村に各種応援を要請する。

① 応援要請時に明らかにすべき事項

要請の内容	事 項	根拠法令
協定締結市への応援要請又は応急措置の実施要請	1) 災害の状況 2) 応援（応急措置の実施）を必要とする理由 3) 応援を必要とする期間 4) 応援を希望する職種別人員、物資、資材、機材、器具等の品名、数量 5) 応援を必要とする場所 6) 応援を必要とする活動内容 7) その他必要な事項	(各協定書等による)

② 応援要請の内容

応援要請の内容
1) 食糧及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 2) 救援及び救助活動に必要な車両の提供 3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 4) 被災者を一時入所させるための施設の提供 5) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 6) 上記に定めるものの他、災害対策本部長が特に必要であると認めるもの

③ 協定締結市

「第1章 第25節 第5 関係機関及び事業者間等における相互救援体制の状況」に基づく。

(6) 民間団体等に対する要請

「第1章 第25節 第5 関係機関及び事業者間等における相互救援体制の状況」に基づく

第12 消防防災ヘリコプターの応援要請

災害発生時には、陸上の道路交通の寸断も予想されることから、必要に応じて、災害対策本部長は、災害時において道路の遮断や通信の途絶により孤立した地区への支援、並びに被災地区の情報収集、救助・救急活動、傷病者の救急搬送、火災防ぎょ活動、人員の搬送等の緊急応急対策については、秋田県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

1 秋田県消防防災ヘリコプターの緊急運航

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、「秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、次のとおりとする。

○ 秋田県消防防災ヘリコプターの運航体制

- 1) 出動日数 365日(土日、祝日、年末年始を問わず常駐体制)
- 2) 運航時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
ただし、災害が発生し、緊急運航をする場合は、日の出から日没までとする。
- 3) 夜間搬送 昼間運航時間内(原則：午前8時30分から午後5時15分)に出動要請があった時に実施する。

(1) 緊急運航の要件

緊急運航は原則として、次の要件を満たす場合に運航する。

区 分	内 容
公共性	地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
緊急性	緊急に活動が行わなければ、住民の生命、身体、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること。
非代替性	既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合等、航空機以外に適切な手段がないこと。

(2) 緊急運航の要請基準

緊急運航は、上記(1)の要件を満たし、かつ、次の基準に該当する場合に要請することができる。

区 分		基 準
救急活動	山村、へき地等からの救急患者の搬送	交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも、著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合
	傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送	交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、医療器材等を搬送する必要があると認められる場合
	高度医療機関への傷病者の転院搬送	高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

区 分		基 準
	その他	特に航空機による救急活動が有効と認められる場合
救助活動	河川、湖沼、海岸等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助	水難事故及び山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合
	高層建築物火災における救助	地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合
	山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助	山崩れ、洪水等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合
	高速道路等での事故における救助	航空機事故、列車事故、高速道路等での事故で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合
	その他	特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

区 分		基 準
火災防ぎょ活動	林野火災等における空中からの消火活動	地上における消火活動では、消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合
	大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査	大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行う必要があると認められた場合
	交通遠隔地への消火要員の搬送及び消火資機材等の輸送	交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送及び輸送手段がない場合又は航空機による搬送及び輸送が有効と認められる場合
	その他	特に航空機による火災防ぎょ活動が有効と認められる場合
災害応急対策活動	地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握及び情報収集	地震、台風、豪雨、洪水等の自然災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる被害状況調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合
	ガス爆発、高速道路での大規模事故等の状況把握及び情報収集	ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合
	被災地への救援物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食糧、衣料、その他の生活必需品・復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

区 分		基 準
	各種災害時における 住民への避難誘導及び 警報等の伝達	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難指示等や警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するために必要があると認められる場合
	その他	特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合

2 県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請手続等

(1) 緊急運航の要請

災害対策本部長は、緊急運航の要件、緊急運航の要請基準に該当すると認める場合は、消防防災航空隊に対して電話等により速報後、「秋田県消防防災航空隊出動要請書」（様式第1号）によりファクシミリを用いて緊急運航の要請を行う。

出動要請を受けた県では、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、消防防災航空隊を通じて災害対策本部長に回答することとなっている。

(2) 受入れ体制の整備

災害対策本部長は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入れ体制を整えるものとする。

① 離着陸場所の確保及び安全対策
② 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
③ 空中消火用資材、水利の確保
④ その他の必要な事項

(3) 報告等

災害対策本部長は、災害が収束した場合、災害状況報告書（様式第3号）により速やかに消防防災航空隊長に報告する。

連絡先	電話番号等	所在地
秋田県消防防災航空隊 (消防防災航空隊基地)	TEL 018-886-8103 FAX 018-886-8105 ※ 県総合防災情報システム 専用電話機 110511 衛星携帯用電話機 080-2846-5822	秋田市 雄和椿川字山籠40-1

3 航空機の運用調整等

市対策本部は、県と連携して、航空機（消防防災ヘリ、県警ヘリ等）を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、県災害対策本部内の航空調整班（ヘリコプター等運用調整班）において、必要な調整を行うものとする。

県は、実動関係機関が連携し、効果的な活動が展開できるよう、消防防災ヘリ、県警ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

第13 自衛隊の災害派遣要請

1 災害派遣要請

市長は、大規模で広範囲にわたる災害が発生し、人命又は財産の保護のため自衛隊への災害派遣要請の必要があると認めた場合は、知事を通じて自衛隊に対し災害派遣要請を行う。

2 派遣要請の要求の手続き

市長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、「自衛隊の災害派遣要請について（依頼）」により、知事等に災害派遣の要請を要求する。ただし、緊急を要する場合は、電話・FAX、無線等により要請するものとし、事後速やかに文書を送達する。また、通信の途絶等で知事に派遣要請の要求ができない場合は、当該自衛隊に直接その旨及び災害の状況を通知する。

なお、この通知を行った場合には、その旨を速やかに知事に通知する。

要請事項	1) 災害の状況及び派遣を要請する事由 2) 派遣を希望する期間 3) 派遣を希望する区域及び活動内容 4) 派遣部隊が展開できる場所 5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

【自衛隊災害派遣連絡窓口】

区分	指定部隊等の長	連 絡 先	
		昼 間	夜間(休日を含む)
陸上自衛隊	第21普通科連隊長 兼秋田駐屯地司令	第3科 秋田(018)845-0125 内線 236、238 FAX 239 衛星 197-511 衛星 FAX 197-50	駐屯地当直司令 秋田(018)845-0125 内線 302、402 FAX 239
海上自衛隊	舞鶴地方総監	総監部オペレーション 舞鶴(0773)62-2250 内線 2222、2223 FAX(0773)64-3609	
航空自衛隊	秋田救難隊長 兼秋田分屯基地司令	飛行班 秋田(018)886-3320 内線 252、253 FAX 251 衛星 198-511 衛星 FAX 198-50	当 直 秋田(018)886-3320 内線 225 FAX 270
	第33警戒隊長 兼加茂分屯基地司令	統括班 運用訓練 男鹿(0185)33-3030 内線 205 FAX 209	当 直 男鹿(0185)33-3030 内線 211、212 FAX 209
	北部航空方面隊司令官	運用課 三沢(0176)53-4121 内線 2354 FAX 2359	S O C 当直幕僚 三沢(0176)53-4121 内線 2204、3900 FAX 2439

区分	指定部隊等の長	連 絡 先	
		昼 間	夜間(休日を含む)
	航空支援集団司令官	航空機運用（患者空輸） 府中(042-362-2971) 内線 2583(2513) FAX 2615(2634)	防衛部運用化初動対応室 内線 2531 FAX その都度確認
	航空救援団司令	防衛部 入間(04-2953-6131) 内線 3832 FAX 3839	当直 内線 3895 FAX 3839（送った場合、電話でも連絡すること）

（3）受入れ体制

本部長は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。

【自衛隊の受入れ体制】

項 目		内 容
準備	作業計画の作成	1) 作業箇所及び作業内容 2) 作業箇所別必要人員及び必要機材 3) 作業箇所別優先順位 4) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 5) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
	資機材等の準備	1) 必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に係る管理者への了解を取りつける。 2) 派遣部隊の宿泊所の準備
受入れ		派遣部隊が到着した場合は、部員を派遣し、部隊を目的地へ誘導する。作業期間中は、現場に責任者を置き、作業計画等について協議し、調整の上、作業の推進を図る。なお、派遣部隊の仮宿泊施設は、原則として、被災地近くの公共空気を準備する。
交渉窓口		1) 危機管理班に連絡窓口を一本化する。 2) 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。

（4）自衛隊の派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

【自衛隊の支援活動】

被害状況の把握	車両、艦艇、航空機等、状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
遭難者の搜索活動	死者、行方不明者、負傷者等の搜索援助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合は、他の救援活動等に優先して実施）
水防活動	堤防護岸の決壊に対する土嚢作成、積み込み及び運搬

消防活動	利用可能な消防車、防火用具による消防機関への協力
障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去、街路、鉄道線路上の転覆トラック、崩土等の排除、除雪等（ただし、放置すれば、人命・財産の保護に影響すると考えられる場合）
診察・防疫・病虫害	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は市が準備）
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において各種有、無線通信の支援
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
給食及び給水	緊急を要し、他に適当な手段がない場合
物資の無償貸与又は貸与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」による。（ただし譲与は、県、その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命身体が危険であると認められる場合に限る。）
交通規制の支援	自衛隊車両の交通の輻輳する地点における自衛隊車両を対象とする。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等の危険物の保安措置及び除去
入浴支援	保健衛生の保持、感染症の予防対策
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議し決定する。

（5）自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

【自衛隊自主派遣の判断基準】

1) 関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること 2) 知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること 3) 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること 4) その他上記に準じ、特に緊急を要し知事等の要請を待ついとまがないと認められること

（6）経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として由利本荘市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

【負担経費】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 災害復旧、救援、防疫、給水等に必要の材料及び消耗品2) 通信費、宿泊施設等の借上料、光熱、水道、入浴料等の経費3) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と協議 |
|---|

(7) 撤収要請依頼

派遣部隊の撤収要請は、知事が市長及び派遣部隊の長と協議して行う。市長は災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対しその旨報告する。ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

第14 防災行動計画（タイムライン）の作成

市及び県は、関係機関と連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成に努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、訓練や研修等を通じて同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第15 他都道府県からの被災者の受入れ・支援

市及び県は、大規模災害が発生した際は直ちに市有施設、県有施設及び民間宿泊施設の受入れ可能状況を調査するとともに、被災都道府県から災害救助法に基づく被災者の受入れ要請があった場合には、被災都道府県と連携を図り速やかに被災者の受入れを行う。

また、市及び県は、被災者の避難所等における生活状況等を速やかに把握し、関係機関と連携を密にして被災者のニーズに沿った支援を行う。なお、避難生活の長期化が予想される場合には、民間団体と連携して避難所や応急仮設住宅への個別訪問等による相談活動や定期的な情報発信を行うとともに、適宜情報交換・相談会等を実施する。

第2節 気象予報等の発表及び伝達計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理班）	秋田地方気象台 国土交通省秋田河川国道事務所 県総合防災課

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

第1 計画の方針

気象予報等の発表、火災警報及び水防警報の発令基準並びに伝達体制を明確にして災害予防対策の確立を図る。

第2 気象に関する特別警報、警報、注意報等の種類と発表基準

1 種類・発表基準

秋田地方気象台は、気象・地象（地震は、発生した断層運動による地震動に限る）・水象等の観測結果に基づき、特別警報、警報、注意報（大津波警報・津波警報・津波注意報及び噴火警報を除く）及び台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を発表し、防災関係機関等へ伝達する。また、報道関係機関の協力を得て住民に周知するように努める。その際、住民にとって分かりやすく伝達するよう努めるものとする。

特に、特別警報は、重大な災害が発生するおそれが著しく大きく、災害が発生又は切迫している状況であり、住民は命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5相当の情報であり、気象業務法において市町村から住民への周知の措置が義務づけられていることから、市は、あらゆる情報伝達手段を用いて、迅速に伝達するものとする。

また、秋田地方気象台は、情報伝達を円滑に行うため、防災気象情報に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図るものとする。

【由利本荘市における発表基準一覧】

令和4年5月26日現在（発表官署 秋田地方気象台）

警報	大雨	（浸水害） 表面雨量指数基準	13
		（土砂災害） 土壌雨量指数基準	86
	洪水	流域雨量指数基準	芋川流域=25、小友川流域=12.4、石沢川流域=22.5、鮎川流域=14.6、久保田川流域=7.7、大砂川流域=7.7、田沢川流域=5.7、鶯川流域=9.3、笹子川流域=21.7、直根川流域=12.5、百宅川流域=9.7、下玉田川流域=11.3、赤田川流域=11.9、小関川流域=15.9、中俣川流域=7.2、北ノ股川流域=5.8、黒森川流域=4.4、

			須郷川流域=7.7、坂部川流域=8.8、杉森川流域=4.9、大吹川流域=9.5、丁川流域=12.8、法内川流域=8.8、祝沢川流域=9、新沢川流域=6.7、松沢川流域=4.7、勝手川流域=7.8、君ヶ野川流域=11.5、二古川流域=6.2、衣川流域=17.3、芦川流域=4.7、蛇川流域=8.1、福俣川流域=7.7、黒川流域=7.9、西目川流域=11.5、羽広川流域=6.5	
		複合基準※ ¹	芋川流域= (10, 24.4)、坂部川流域= (8, 8.6)	
		指定河川洪水予報による基準	子吉川 [明法・二十六木橋]	
	暴風	平均風速	陸上	18m/s
			海上	18m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪を伴う
			海上	18m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12 時間降雪の深さ 35cm
			山沿い	12 時間降雪の深さ 50cm
	波浪	有義波高	6.0m	
	高潮	潮位	1.5m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	57	
	洪水	流域雨量指数基準	芋川流域=20、小友川流域=9.8、石沢川流域=15.5、鮎川流域=9.2、久保田川流域=6.1、大砂川流域=6.1、田沢川流域=4.5、鶯川流域=7.4、笹子川流域=17.3、直根川流域=10、百宅川流域=7.7、下玉田川流域=9、赤田川流域=9.5、小関川流域=10.5、中俣川流域=5.7、北ノ股川流域=4.6、黒森川流域=3.5、須郷川流域=6.1、坂部川流域=7.、杉森川流域=3.9、大吹川流域=7.6、丁川流域=10.2、法内川流域=7、祝沢川流域=6、新沢川流域=5.3、松沢川流域=2.8、勝手川流域=6.2、君ヶ野川流域=9.2、二古川流域=4.9、衣川流域=13.8、芦川流域=3.7、蛇川流域=6.4、福俣川流域=6.1、黒川流域=6.3、西目川流域=9.2、羽広川流域=5.2	
		複合基準	子吉川流域= (5, 22.4)、芋川流域= (5, 12.8)、小友川流域= (5, 9.8)、石沢川流域= (5, 11.9)	

記録的短時間大雨情報			鮎川流域= (5, 9. 2)、田沢川流域= (5, 3. 9)、 笹子川流域= (5, 15. 7)、百宅川流域= (7, 5. 7)、 中俣川流域= (5, 5. 7)、坂部川流域= (8, 5. 6)、 杉森川流域= (8, 3. 1)、丁川流域= (7, 9. 2) 法 内川流域= (8, 5. 6)、祝沢川流域= (8, 4. 8)、 松沢川流域= (8, 2. 2)、勝手川流域= (5, 6. 2)、 君ヶ野川流域= (5, 7. 4)、衣川流域= (5, 9. 4)、 芦川流域= (8, 3) 蛇川流域= (8, 5. 1)、黒川流 域= (8, 5)、西目川流域= (8, 7. 4)、羽広川流 域= (7, 4. 1)	
		指定河川洪水予報 による基準	子吉川 [明法・二十六木橋]	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	12m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12 時間降雪の深さ 20cm
			山沿い	12 時間降雪の深さ 25cm
	波浪	有義波高	3. 0m	
	高潮	潮位	1. 0m	
	雷	落雷等で被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	①最小湿度 40% 実効湿度 65% ②実効湿度 70%、風速 10m/s 以上		
	なだれ	①山沿いで 24 時間降雪の深さ 40 cm以上 ②積雪が 50 cm以上で、日平均気温 5℃以上の日が継続		
低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上 低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が- 7℃以下 ②最低気温- 5℃以下が数日続くとき※ ²			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃以下（早霜期は農作物の生 育を考慮し実施する）			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が- 2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100 mm		

※¹ （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。※² 冬期の気温は秋田地方気象台の値。

【特別警報の指標（発表条件）】

各基準と指標(発表条件)との関係

現象	特別警報の基準	
大雨	台風や集中豪雨により 数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合※	
暴風	数十年に一度の強度の台風や 同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合※
高潮		高潮になると予想される場合※
波浪		高波になると予想される場合※
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により 雪を伴う暴風が吹くと予想される場合※	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合※	

雨を要因とする
特別警報の指標
(発表条件)

台風等を
要因とする
特別警報の指標
(発表条件)

雪を要因とする
特別警報の指標
(発表条件)

※：実施に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的

※：実施に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標(発表条件)を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

【大雨特別警報（土砂災害）発表の指標】令和4年5月26日現在

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

【大雨特別警報（浸水害）発表の指標】令和4年6月30日現在

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。

①表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。

②流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。

激しい雨※：1時間に概ね30mm以上の雨

指数を用いて発表する大雨特別警報（土砂災害、浸水害）の基準値、台風等を要因とする特別警報の指標（発表条件）、雪を要因とする特別警報の指標（発表条件）は、気象庁ホームページ「気象等に関する特別警報の発表基準」を参照ください。

また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等で実際に危険度が高まっている場所は、「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

2 住民への周知

秋田県気象台より警報、注意報等気象情報が発表された時には、市は、下表の例のように、避難指示の判断材料などに活用するほか、直ちに住民に対し、防災行政無線、広報車の巡回、緊急速報メール等、消防団や自主防災組織による伝達周知の措置等により周知を図る。

【気象警報等発表時における市や住民の対応例】

市の対応	住民の行動	気象警報等の種類							
		大雨		暴風	暴風雪	大雪	高潮	波浪	
		(土砂災害)	(浸水害)						
・担当職員の連絡体制確立 ・気象情報や雨量の状況を収集 ・注意呼びかけ ・警戒すべき区域の巡回	・気象情報に気をつける ・テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報を入手 ・窓や雨戸など家の外の点検 ・避難場所の確認 ・非常持出品の点検	大雨注意報		強風注意報	風雪注意報	大雪注意報	高潮注意報	波浪注意報	
・警報の住民への周知 ・避難場所の準備、開設 ・必要地域に高齢者等避難 ・応急対応体制確立 ・必要地域に避難指示 ・避難の呼びかけ	・避難の準備をする ・危険な場所に近づかない ・日ごろと異なったことがあれば、役場などへ通報 ・暴風警報については、安全な場所に退避	土砂災害警戒情報	大雨警報 (土砂災害)	大雨警報 (浸水害)	暴風警報	暴風雪警報	大雪警報	高潮警報	波浪警報
・特別警報が発表され非常に危険な状況であることの住民への周知 ・直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ	・直ちに命を守る行動を取る（避難場所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる）		大雨特別警報 (土砂災害)	大雨特別警報 (浸水害)	暴風特別警報	暴風雪特別警報	大雪特別警報	高潮特別警報	波浪特別警報

※ 大雨特別警報（土砂災害、浸水害）の基準値、台風等を要因とする特別警報の指標（発表条件）、雪を要因とする特別警報の指標（発表条件）は、気象庁ホームページ「気象等に関する特別警報の発表基準」を参照

3 水防活動用の注意報及び警報

次の表の左欄に掲げる水防活動用の注意報及び警報は、右欄に掲げる注意報及び警報をもってかえるものとする。

水防活動用の注意報及び警報	気象注意報及び警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨特別警報又は大雨警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波特別警報又は津波警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮特別警報又は高潮警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

4 火災気象通報

消防法 22 条に基づく気象状況の通報であり、次の基準により秋田地方気象台より発表される。

通報基準	1 最小湿度が40%以下で実効湿度が65%以下の見込みのとき
	2 実効湿度が70%以下で平均風速10m/s以上の見込みのとき
	3 平均風速が沿岸12m/s以上、内陸10m/s以上の見込みのとき

ただし、降水及び降雪の状況によっては、火災気象通報を行わない場合がある。

第3 水防警報・洪水予報

1 水防警報

水防法第 16 条に基づき、洪水又は高潮により損害を生じるおそれがあると認められるとき、水防警報（水防を行う必要がある旨を警告して行う発表）が、次の区分により発令される。

（1）水防警報の発令される河川

発令者	河川名	観測所	水 防 団 待機水位	氾 濫 注意水位
国土交通大臣	子吉川	明 法	1. 50m	2. 20m
		二十六木橋	3. 30m	4. 00m
	石沢川	鮎 瀬	2. 50m	3. 40m
秋田県知事	芋 川	松 本	2. 90m	3. 50m
		館 前	3. 20m	4. 30m

(2) 水防警報の種類・内容

種類	内 容	発表基準
待機	水防団員の足留を行う。	雨量・水位・流量その他河川状況等により必要と認められるとき。
準備	水防資機材の準備点検・水門等の開閉準備・水防団幹部の出動等に対するもの。	水位が水防団待機水位に達し、気象状況等により準備の必要が認められたとき。
出動	水防団員の出動を通知するもの。	水位・流量・その他河川状況等により氾濫注意水位を越え、又は越えるおそれがあり、なお増水が予想され出動の必要が認められるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水防作業の必要がなくなったとき。
情報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの。	適 宜

但し、河川の状況により必要がないと認められる場合、「待機」は行わないことができる。

2 洪水予報

(1) 実施機関

水防法第10条に基づき、秋田地方気象台と国土交通省秋田河川国道事務所は共同し、洪水予報指定河川に指定されている子吉川の洪水予報を発表する。

(2) 洪水予報の種類・発表基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報(発表)」又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」 又は 「氾濫発生情報(氾濫水の予報)」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)

「洪水注意報 (発表)」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報 (警報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報 解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

3 水位情報周知河川と氾濫危険水位

水防法第13条に基づき、水位情報周知河川に指定されている河川の水位が氾濫危険水位（注）に達した場合には、国土交通省秋田河川国道事務所から秋田県を通じて市へ、又は秋田県から市へ通知される。

氾濫危険水位の決定根拠として、越水又は溢水が発生する水位から避難時間等に必要な時間上昇水位を引いた水位、若しくは、計画高水位のうちいずれか低い水位としている。

（注）氾濫危険水位（水防法第13条に規定される洪水特別警戒水位）

通知者	河川名	観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
国土交通大臣	石沢川	鮎瀬	2.50m	3.40m	4.20m	4.50m
秋田県知事	芋川	松本	2.90m	3.50m	4.30m	4.60m
		館前	3.20m	4.30m	6.20m	6.60m

第4 火災警報

災害対策本部長は、火災気象通報を受け、次の表の火災警報発令の基準を超えた場合、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、警戒上支障がないと判断したときを除き、火災警報を発令するものとする。

警戒発令基準	○実効湿度が65%以下で最小湿度が40%以下の見込みのとき ○実効湿度が70%以下で平均風速10m/s以上の見込みのとき ○平均風速が沿岸12m/s以上、内陸10m/s以上の見込みのとき
周知方法	①サイレン ②吹流し ③広報車等
対 策	①市民への周知 ②地域内のパトロール

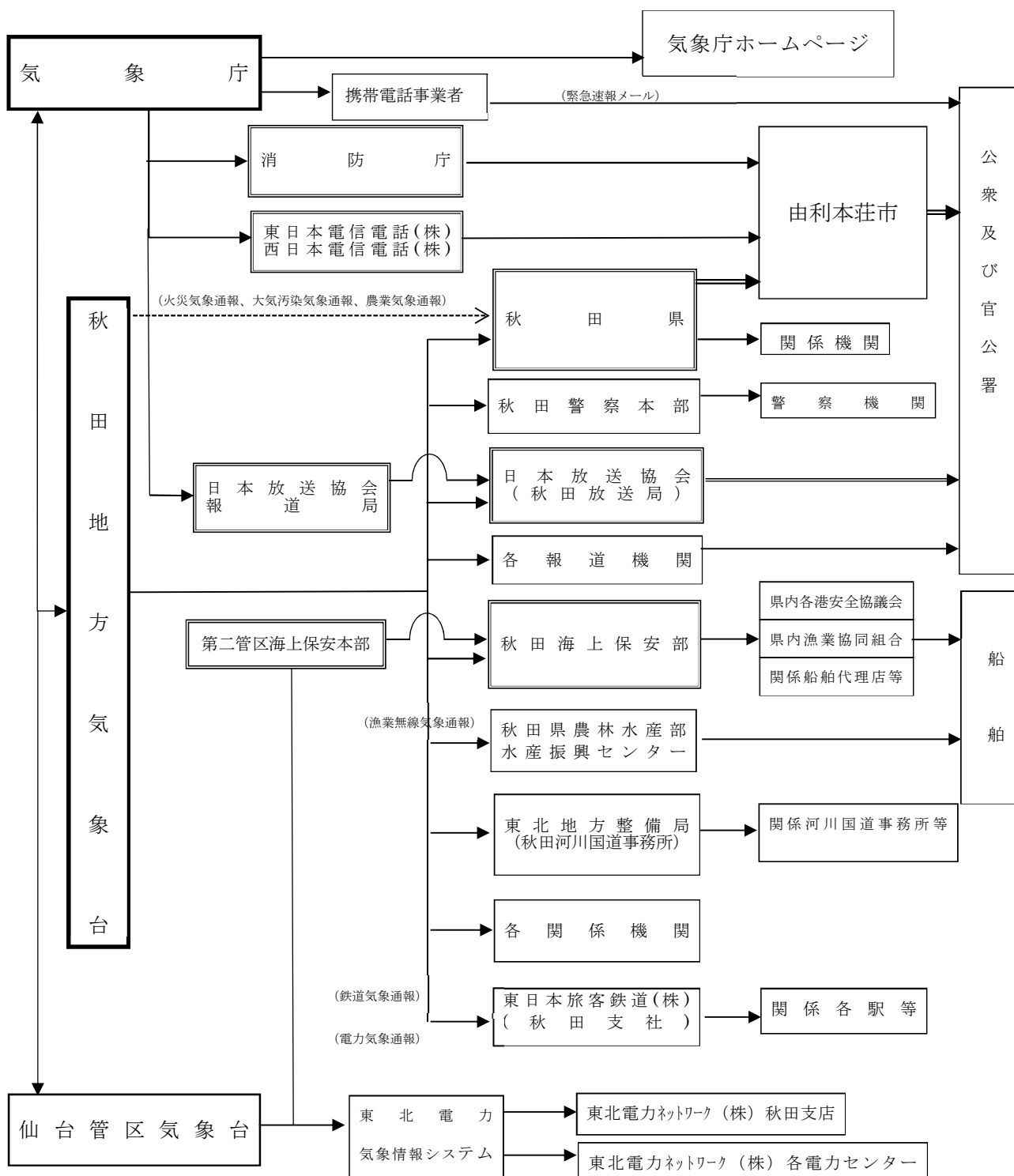
第5 気象予報等の伝達

1 気象に関する特別警報、警報、注意報等の収集・伝達

気象に関する特別警報、警報、注意報等の収集・伝達は次のとおりとする。

気象警報等は、気象台から県に対して速やかに通知されるものとし、受領した県は市及びその他の関係機関に対して直ちに伝えるものとする。

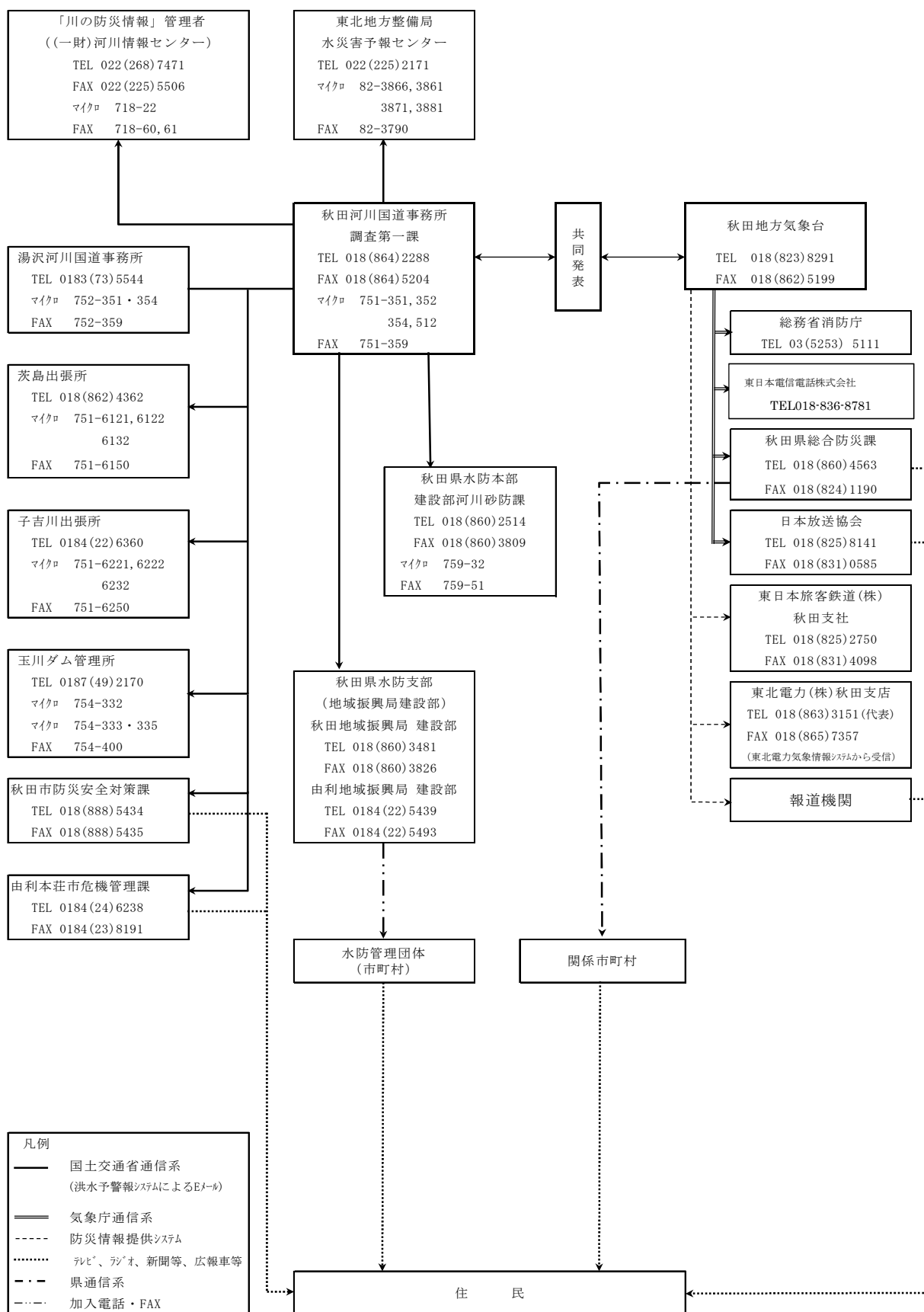
【気象特別警報、警報、注意報等の収集・伝達図】



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

【雄物川河川下流及び子吉川の指定河川洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表）】



2 市における気象通報、警報、特別警報等の取扱要領

- (1) 気象業務法に基づく、気象特別警報、警報、注意報及び消防法に基づく火災気象通報（以下「気象通報」という。）また、水防法に基づく水防警報は、危機管理班及び消防部（消防本部）が受信する。
- (2) 危機管理班は、速やかに関係各部へ伝達する。
- (3) 夜間、休日等勤務時間外の気象通報等は当直室で受信し、伝達する。
- (4) 農作物に被害を及ぼすおそれのある霜注意報、低温注意報等の防災気象情報が発表されたときは、これらに対する被害防除のための対策は、農林水産部が報道機関の協力を求め、農業従事者等に周知するよう努める。
- (5) 市民に対する警報等の伝達は、必要に応じてサイレンの吹鳴や広報車による巡回広報等により、市民に周知を図る。

第6 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（秋田市、由利本荘市は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、秋田県と秋田地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

また、土砂災害警戒情報が発表された場合、秋田県から秋田県総合防災情報システムにより市をはじめ関係機関へ情報伝達する。

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、消防機関と協力し、土砂災害に関する情報、予報、警報、及び避難指示等を次の方法で住民に伝達する。

- ・ 防災行政無線
- ・ 緊急速報メール
- ・ 防災メール
- ・ サイレン吹鳴装置（緊急情報伝達装置等）
- ・ 広報車による伝達（市、消防署、消防団）
- ・ 自治会、町内会など自主防災組織への電話による伝達
- ・ インターネット（SNS）

なお、土砂災害警戒区域に立地している要配慮者関係施設については、当該施設の管理者へ電話による伝達も併せて行う。

第3節 災害情報の収集、伝達計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理班）	秋田県警察本部 自衛隊 秋田海上保安部 日本赤十字社秋田県支部 東北電力NW 秋田県LPガス協会 NTT東日本 JR東日本 NHK秋田放送局 ABS秋田放送 AKT秋田テレビ AAB秋田朝日放送 FM秋田 秋田魁新報社

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

第1 計画の方針

気象業務法に基づく注意報及び警報並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災警報等を迅速、的確に収集するとともに、災害直後に応急体制を早期に立ち上げるために必要な被害状況の収集・伝達体制の確立を図る。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第2 情報収集体制及び伝達系統

1 情報の収集及び伝達体制

災害が発生した場合は、災害対策本部は県及び防災関係機関と連携し、その所掌する事務又は業務に関して積極的に自らの職員を動員して情報収集にあたる。情報収集にあたっては、死者、行方不明者及び負傷者、救出・救助の状況並びにライフライン被害など、人命・財産など生活に直接係わるものを最優先する。

特に、人的被害（死者・行方不明者数）については、県が一元的に集約・調整を行い、その際、県は関係機関が把握している死者・行方不明者数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際には、県は関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

大規模災害による混乱等により市からの被害報告が円滑に行われない場合、由利地域振興局長は、災害対策現地派遣班の派遣を検討する。特に、市の行政機能が著しく低下したと認められる場合は、現地派遣班の派遣、航空機による目視・空撮などによる情報収集等を活用するなど、県はあらゆる手段を尽くして積極的に情報を収集する。

市又は県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線等を活用して防災関係機関等へ提供し、情報の共有を図るものとする。

（1）情報収集の統括責任者

情報収集の統括責任者は、危機管理監であり、災害対策本部の各部における情報取扱責任者は本部員の職に指定された者とする。

危機管理班長は、情報の収集・分析を行い、常にその現状を明らかにする。

(2) 通信機能の確保

① 通信機能の確認

危機管理班は、災害発生後、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。停電、機器の破損等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。また、無線機の貸出し等の管理を行う。

【主な通信手段】

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・FAX	災害対策本部・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
	サイレン吹鳴装置	災害対策本部～市民等
無線	県総合防災情報システム	県～災害対策本部・防災関係機関
	市防災行政無線（同報系）	災害対策本部～災害現場・避難所・防災関係機関
	I P 無線機	災害対策本部～災害現場
	緊急速報メール	災害対策本部～市民等
	市消防・防災メール（携帯電話等）	
	インターネット（SNS）	
口頭	広報車	災害対策本部～市民等

(3) 情報収集及び伝達の窓口の統一

危機管理班は、防災関係機関等外部との連絡に使用するために、災害時優先電話を指定電話として定め、窓口の統一を図る。指定電話には総務班の通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

(4) 情報収集にあたっての留意点

初動段階では、被害に関する細かい数値は不要であり、むしろ、災害全体の規模（被害概数）を知ることが重要である。特に応援を含めた体制の確保に遅れが生じないようにするため、危機管理班及び情報取扱責任者等は情報収集にあたっては速報性を心がける。

【報告の区分、時期、留意事項】

報告の区分		報告の時期	留意事項
発生当日の速報報告	被害情報	覚知後、直ちに報告 以後1時間毎に報告	○人的被害、建物施設被害 ※橋梁・幹線道路損壊及び被害推定の指標となる施設被害を重点に。 ※把握した範囲で迅速性を第一に。 ※部分情報、未確認情報も可。但し「その旨」及び情報源を明記のこと

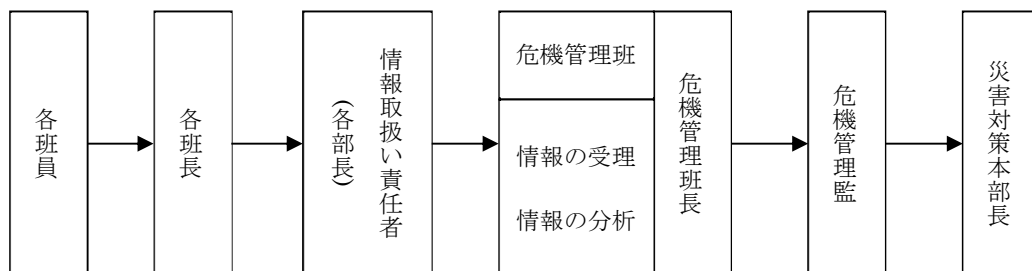
報告の区分		報告の時期	留意事項
	措置情報	応急措置実施 後直ちに報告 以後実施の都 度報告	○災害応急体制、措置状況 (避難所、食糧・飲料水・生活必需品等の供給、医療・保健 衛生等) ○対策要員の人身に関わる事故 ○対策実施上利用可能な施設・資材の現状 ○その他必要と認める事項
	要請情報	必要と認める その都度即時	○対策要員の補充・応援要請 ○応急対策用資機材・車両等の調達要請 ○応報活動実施の要請 ○自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応急派遣の要請 ○その他必要と認める事項
2 日 目 以 降 の 定 期 報 告	被害情報	被害状況が確 定するまでの 間、毎日10時 まで取りまと めて報告	○発生後緊急に報告した情報を含め、確認された事項を報告 ○その他必要と認める事項 ※全壊、流出、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、 その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報 告する。
	措置情報	災害応急対策 が完了するま での間、毎日 10時まで取り まとめて報告	○災害応急体制、措置状況 (避難所、食糧・飲料水・生活必需品等の供給、医療・保健 衛生等) ○対策要員の人身に関わる事故 ○対策実施上利用可能な施設・資材の現状 ○その他必要と認める事項
	要請情報	災害応急対策 が完了するま での間、毎日 10時まで取り まとめて報告	○対策要員の補充・応援要請 ○応急対策用資機材・車両等の調達要請 ○応報活動実施の要請 ○自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応急派遣の要請 ○その他必要と認める事項

(5) 関係機関との連携

危機管理班は、災害情報等を迅速、的確に収集するため、防災関係機関との連絡を密にとりあうよう努める。

(6) 情報の収集・伝達系統

災害情報の収集・伝達は、総合防災情報システムや、消防防災無線等により、次の系統に基づくものとする。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行うものとする。

[illegible]

2 被害状況の調査

被害調査にあたっては、各部に被害調査担当者を定め、関係機関、団体、自主防災組織、町内会等の協力を得て実施する。

(1) 調査内容

災害発生後、直ちに収集すべき主な被害状況は次のとおりとする。

①人的被害 ②物的被害 ③機能的被害

(2) 被害状況の情報収集者

① 被害状況の情報収集

危機管理班長は、必要に応じ、被害状況の情報収集を実施する。班員による情報収集を実施にあたっては、事態に応じ適宜決めるものとするが、概ね1グループ3名程度で情報収集にあたらせるものとする。

② 各部及び関係機関による情報収集

各部被害調査担当者及び関係機関等は、次にあげる情報を収集する。

調査実施者		収集すべき被害状況等の内容
災害対策本部	各施設を 所管する部 (管理者)	○所管施設の来訪者、入所者、職員等の安否 ○所管施設の物的被害及び機能被害の有無 ○所管施設の対策基本施設としての利用可能能力の現状
	職務上の 関連部(課)	○商工施設、危険物取扱施設等の物的被害の有無 ○その他関連する施設等の人的・物的・機能的被害の有無 ○関連施設等の対策実施のための協力可能能力の現状 ○災害危険箇所等の被害の有無、現在の状況
	参集職員等	○参集職員からの被害報告
	消防部(消防本部)	○すべての人的被害 ○住家の被害(物的被害) ○災害派生状況及び火災による物的被害 ○危険物取扱施設の物的被害 ○要救援救護情報及び応急医療活動情報 ○避難の必要性の有無及びその状況 ○避難道路及び橋梁の被災状況 ○消防その他災害防止のための活動上必要ある事項
由利本荘警察署		○交通機関の通行状況及び交通規制の状況 ○被害状況(火災、人命、建物、道路、交通機関) ○治安状況及び警察関係被害 ○犯罪防止に関し、とった措置その他必要ある事項 ○避難者の状況
由利本荘市建設業協会		○道路・河川の被害状況
その他の防災関係機関		○市の地域内の所管施設に関する被害状況及び災害に対し、既に行った措置

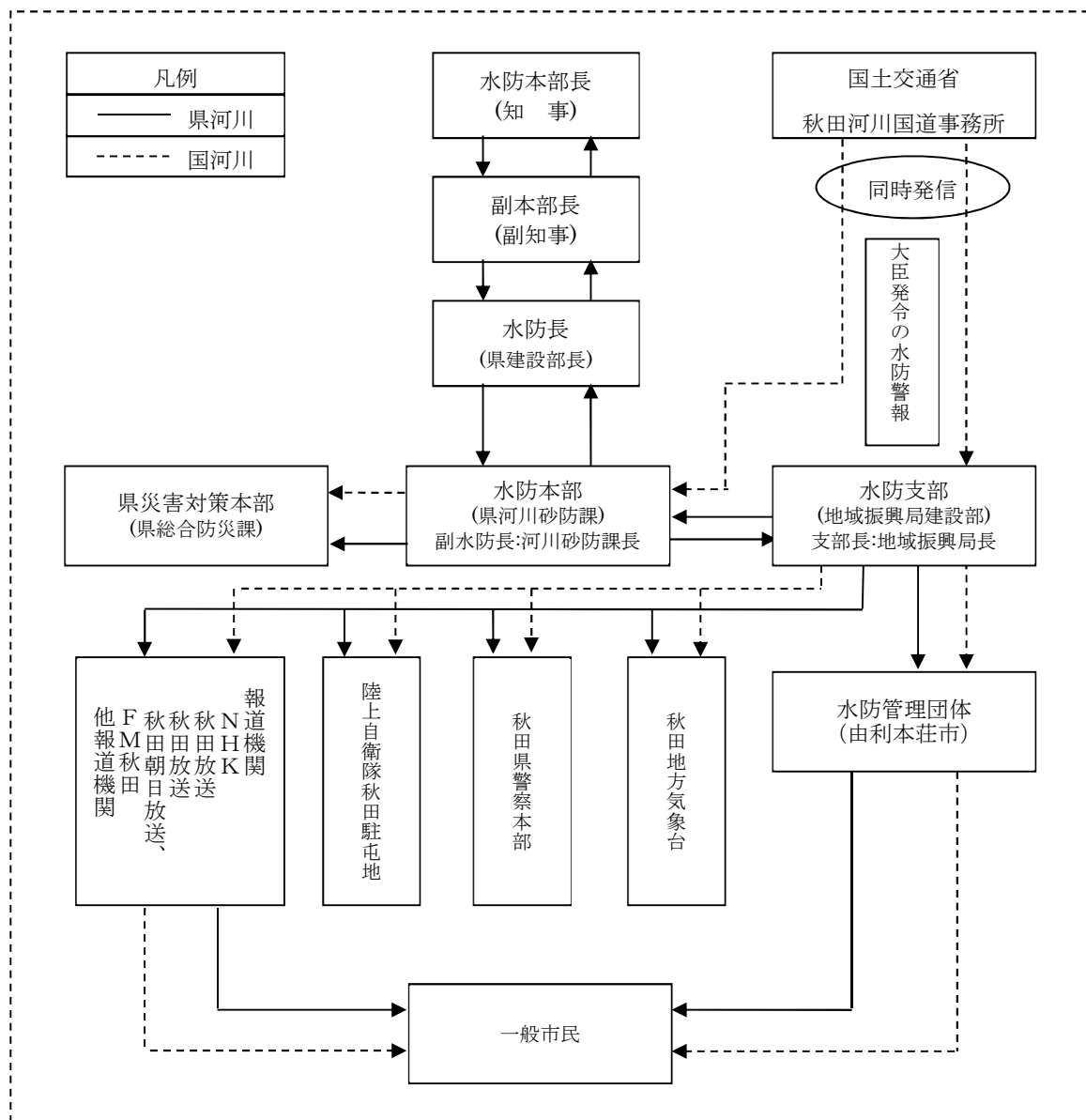
③ 情報の取りまとめ及び災害対策本部への報告

危機管理班長は、各部及び関係機関からの被害状況等について取りまとめるとともに、危機管理監を通し、災害対策本部長へ報告する。

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体
人的被害	消防部（消防総務課長）	
家屋被害	総務部（税務課長） 企画広報部（地域づくり推進課長） 民生部（市民課長） 建設部（建設管理課長） 消防部（消防総務課長）	自主防災組織 町内会等
福祉施設関係	健康福祉部（福祉支援課長）	施設管理者
衛生、保健、医療関係	健康福祉部（健康づくり推進課長）	医療機関
生活環境関係	民生部（生活環境課長）	
商工関係	産業部（商工振興課長）	商工会
農林水産関係 農林土木施設関係	農林水産部（農業振興課長）	農業、農業団体、 森林組合、漁協、 土地改良区等
道路、河川、橋梁関係	建設部（建設管理課長）	建設業協会
市営住宅関係	建設部（建築住宅課長）	
下水道関係	ガス上下水道部（下水道課長）	建設業協会
教育関係施設	文教部（教育総務課長）	学校長、施設管理者
水道・ガス関係	ガス上下水道部（管理課長）	指定工事業者等

第3 水防警報、氾濫情報の伝達系統図

水防活動時における伝達系統は次のとおりである。



- ① 法16条第1項の規定により国土交通省秋田河川国道事務所より水防警報の通知を受けた場合、関係機関及び一般市民に通知する系統を示す。
- ② 水防指令は県における水防体制に基づき、関係機関及び一般に通知する系統を示す。
- ③ 法第13条の規定により国土交通省秋田河川国道事務所より避難判断水位に到達した通知を受けた場合、関係機関及び一般市民に通報する系統を示す。

第4 洪水予報等の市民への伝達

1 洪水予報

- (1) 国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所と秋田地方気象台共同で発表する指定河川洪水予報

国土交通大臣は、流域面積が大きい河川で洪水により国民経済に重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（子吉川）について、気象庁長官と共同し洪水のおそれがあると認められる時は水位又は流量を、氾濫後においては水位若しくは流量、又は氾濫により浸水想定区域及びその水深を示して知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて発表する。

なお、洪水予報については、避難指示の発令にあたり特に緊急を要する情報として、秋田河川国道事務所よりホットラインで市への直接伝達が行われる。

2 水位情報

- (1) 国が発表する水位情報

国土交通大臣は、洪水予報河川以外の河川のうち、直轄河川で国民経済に重大な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（石沢川）について、氾濫危険水位を定め、その水位に達した時は、知事に当該河川の水位又は流量を示して通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求め、これを一般に周知する。

- (2) 県が発表する水位情報

知事は、洪水予報河川以外の河川のうち、都道府県の管理河川において経済上相当な被害が生ずるおそれがあるものと想定した河川（矢島川・芋川）について、氾濫危険水位を定め、これらの河川がその水位に達した時は、水防管理者に当該河川の水位又は流量を示して直ちに通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

3 市民への周知等

災害対策本部長は、国の機関が行う洪水予報又は知事が行う洪水予報の通知について、連絡を受けた場合には、広報車・防災行政無線・サイレン吹鳴装置、緊急速報メール等により、浸水想定区域の市民等へ洪水予報についての情報を伝達する。必要に応じて、高齢者等避難、避難指示の措置を行う。

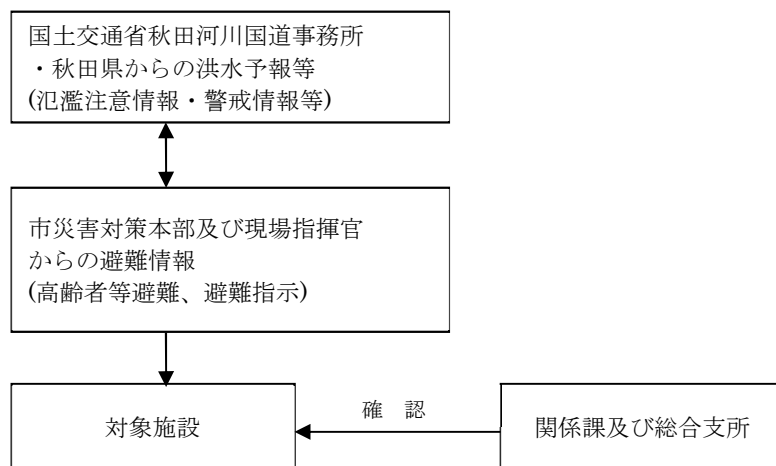
4 洪水予報等の伝達方法

水防法第15条第2項に定める「洪水予報等の伝達方法」は次のとおりとする。

(1) 伝達情報

国土交通省秋田河川国道事務所・秋田県からの洪水予報等及び避難情報

(2) 伝達系統



(3) 伝達方法

上記により対象施設へ電話、FAXで伝達を行う。また、広報車で避難情報の提供を行う。

第5 異常現象発見時の措置

1 異常現象を発見した場合

災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、速やかに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。また、通報を受けた市長は速やかに秋田地方気象台、県その他関係機関に通報する。

【通報が必要な異常現象】

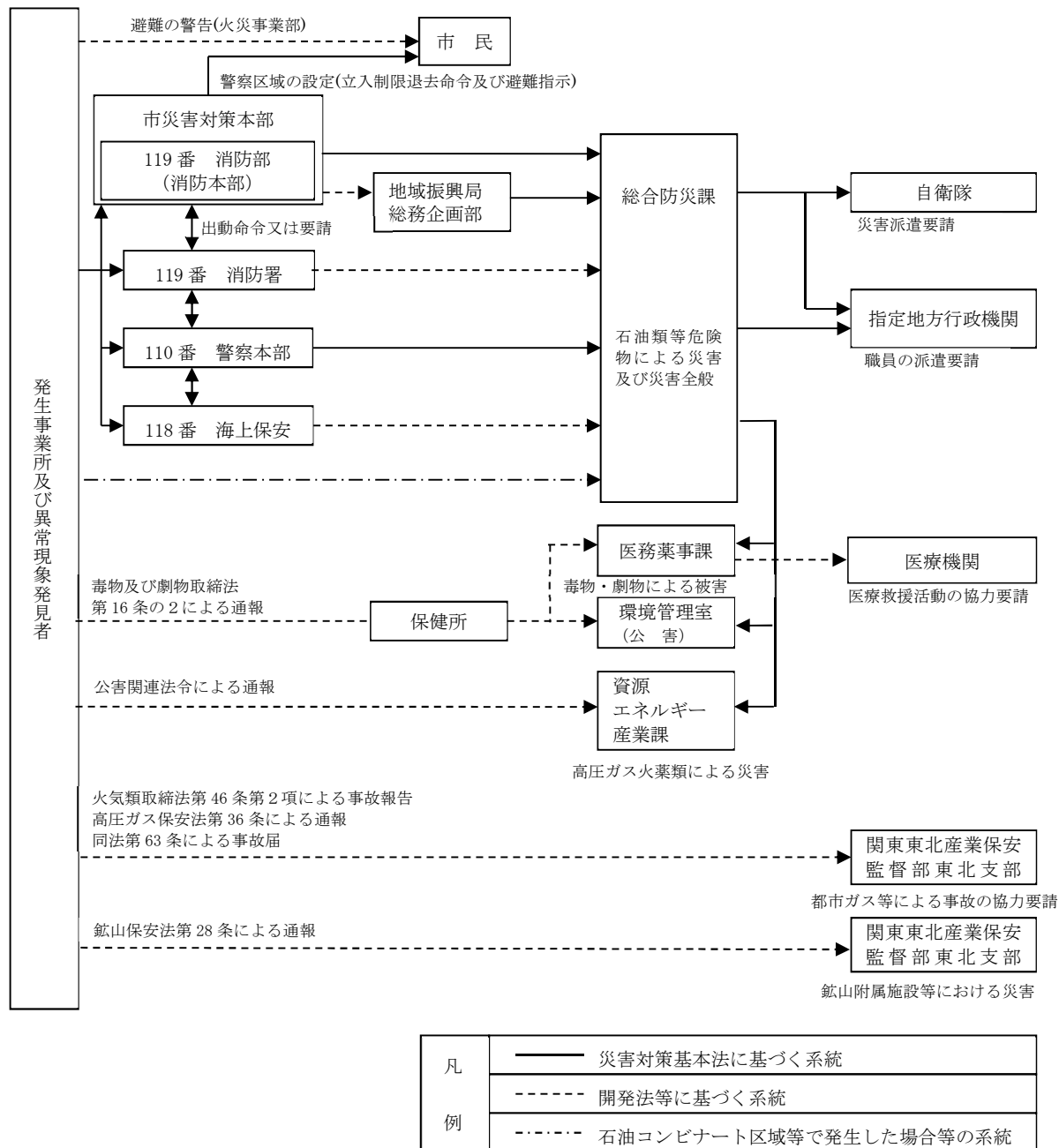
事 項		異 常 現 象 等
気 象		著しく異常な気象現象（竜巻、強い降雹等）
地 象	火 山	1 噴火現象及びこれに伴う降灰砂等 2 火山地域での地震の群発、鳴動の発生、顕著な地形変化・湧水・地温の上昇及びこれに伴う草木の立枯等 3 噴気、噴煙の発生又は顕著な異常変化 4 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常現象
	地 震	群発地震
水 象		異常潮位又は異常波浪

2 被害発生のおそれがある場合

災害対策本部に雨量、水位等の観測者から、災害発生のおそれがある現象、又は前兆現象を観測又は察知した旨の報告を受けたときは、速やかに県や関係機関に連絡し、必要な措置を行う。

第6 特殊災害発生時の措置

大規模な火災、爆発、危険物の流出、有毒ガスの発生及び車両、船舶事故等の特殊災害が発生した場合の連絡系統は次によるものとする。



1 報告

危機管理班長は災害（火災を除く）が発生したときは、次の区分により所定の様式で、県総合防災課（災害対策本部を設置している場合は、当該災害対策本部等）へ報告する。ただし、県総合防災課に報告できないとき、または、特に迅速に報告すべき火災・災害等については総務省消防庁へ直接報告する。

The flowchart illustrates the reporting process for disasters under Article 53 of the Disaster Response Act. It is divided into two main sections: Article 53, Paragraph 1 and Article 53, Paragraph 2.

Article 53, Paragraph 1: This section covers the initial reporting process. It starts with the **Yoshioka City (Disaster Management Class)**, which reports to the **County (Comprehensive Disaster Response Section)**. The **County (Regional Revitalization Bureau General Management Planning Division)** also reports to the **County (Comprehensive Disaster Response Section)** based on the situation. The **County (Comprehensive Disaster Response Section)** then reports to the **Ministry of Internal Affairs and Communications**.

Article 53, Paragraph 2: This section covers the direct reporting process. It shows a dashed line from the **Yoshioka City (Disaster Management Class)** to the **Ministry of Internal Affairs and Communications**, labeled with the text: (County cannot report, or it is necessary to report immediately in the case of fire, disaster, etc.).

Article 53, Paragraph 1 Summary: A dashed line from the **Yoshioka City (Disaster Management Class)** to the **Ministry of Internal Affairs and Communications** is labeled with the text: (County cannot report, or it is necessary to report immediately in the case of fire, disaster, etc.).

時間帯 区分 回線別	平日 (9 : 30～18 : 15)	平日 (18 : 15～9 : 30) ・休日
報告先	応急対策室	宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)
消防防災無線	*-90-49013 *-90-49033 (FAX)	*-90-49102 *-90-49036 (FAX)
地域衛星通信 ネットワーク	*-048-500-90-49013 *-048-500-90-49033 (FAX)	*-048-500-90-49102 *-048-500-90-49036 (FAX)

(問い合わせ先)

総務省消防庁国民保護・防災部 応急対策室応急対策係 03-5253-7527

2 報告の様式

(1) 災害概況報告

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、第1報で死傷者の有無等を報告する場合）には、1号様式を用いて報告する。

① 災害の概況

1) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入する。

2) 災害種別概況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入する。

特に、人的被害及び住家被害に重点をおく。

風水害	降雨状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流など
雪害	降雪状況、積雪深、雪崩、溢水など
火山	噴火の状況、溶岩流、火砕流、溶岩ドーム、泥流、火山弾、降灰など
その他	これらに類する災害の概況

② 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部（消防機関を含む。）が講じた措置について具体的に記入する。特に、市民に対して避難指示を行った場合には、その日時、対象避難範囲又は地区、避難世帯・人数等について記入する。

(2) 災害即報

被害状況が判明次第、その状況を2号様式より報告する。ただし、被害額は省略することができる。

(3) 災害確定報告

災害の応急対策が終了してから20日以内に2号様式（確定）により報告する。

(4) 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害について、翌年4月1日現在で明らかになったものを3号様式により翌年の4月30日までに県が消防庁へ報告する。ただし、査定、調査等により被害額が確定したものとする。

<報告の様式>

【1号様式】

(1) 災害概況報告

() 受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概要	発生場所					発生時間	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)				

(※注) 第1報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すること。)

(2) 被害状況即報・災害確定報告

【2号様式】

市町村				区 分				被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名			田	流失・埋没	ha			
	第 報				冠 水	ha			
	(月 日 時現在)				畑	流失・埋没	ha		
						冠 水	ha		
報告者氏名				文教施設		箇所			
				病 院		箇所			
区分				道 路		箇所			
被害				橋 梁		箇所			
人的被害	死者		人	河 川		箇所			
	行方不明者		人	港 湾		箇所			
	負傷者	重傷	人	砂 防		箇所			
		軽傷	人						
住家被害	全 壊		棟	そ の 他	清掃施設		箇所		
			世帯		崖 崩 れ		箇所		
			人		鉄道不通		箇所		
	半 壊		棟		被害船舶		隻		
			世帯		水 道		戸		
			人		電 話		回線		
	一部破損		棟		電 気		戸		
			世帯		ガ ス		戸		
			人		ブロック塀等		箇所		
	床上浸水		棟		農地・農業用施設		箇所		
			世帯						
			人						
	床下浸水		棟		り災世帯数		世帯		
			世帯		り 災 者 数		人		
			人						
	非住家	公共建物			棟	火災発生	建物		件
そ の 他		棟	危険物		件				
			その他		件				

区 分		被 害	備 考	
公立文教施設		千円	1. 災害発生場所	
農林水産施設		千円		
公共土木施設		千円		
その他の公共施設		千円		
小計		千円		
その他	農産被害	千円		3. 災害の種類概況
	林産被害	千円		
	畜産被害	千円		
	水産被害	千円		
	商工被害	千円		4. 消防機関の活動状況
	住家被害	千円		
	非住家被害	千円		
			5. 避難指示の状況	
そ の 他		千円	6. その他	
被害総額		千円		
市町村災害対策本部	名称			
	設置	月 日 時		
	解散	月 日 時		
消防職員出動延人数		人		
消防団員出動延人数		人		

(※注) 即報にあつては被害額を省略することができる。

(3) 災害年報

【3号様式】

市町村名

区分 災害名 発生年月日								
								計
人的被害	死 者		人					
	行方不明者		人					
	負傷者	重 傷	人					
		軽 傷	人					
住家災害	全 壊		棟					
			世帯					
			人					
	半 壊		棟					
			世帯					
			人					
	一部破損		棟					
			世帯					
			人					
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
	床下浸水		棟					
			世帯					
			人					
非住家		公共建物	棟					
		その他	棟					
その他	田	流失・埋没	ha					
		冠 水	ha					
	畑	流失・埋没	ha					
		冠 水	ha					
	学 校		箇所					
	病 院		箇所					
	道 路		箇所					
	橋 梁		箇所					
	河 川		箇所					
	港 湾		箇所					
	砂 防		箇所					
	水 道		箇所					
	清掃施設		箇所					

区分 災害名 発生年月日								計
その他	崖くずれ	箇所						
	鉄道不通	箇所						
	船舶被害	隻						
	水道被害	戸						
	通信被害	回線						
	電気被害	戸						
	ガス被害	戸						
	ブロック塀等	箇所						
り災世帯数		世帯						
り災者数		人						
公立文教施設		千円						
農林水産業施設		千円						
公共土木施設		千円						
その他の公共施設		千円						
小 計		千円						
公共施設被害市町村数		団体						
その他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	住家被害	千円						
	非住家被害	千円						
	その他	千円						
被害総額		千円						
市町村災害対策本部		設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
		解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
消防職員出動延人数								
消防団員出動延人数								

第8 被害の認定基準

分類	用語		被害程度の認定基準
人的被害	死者		当該災害が原因で死亡し遺体を確認した者、又は遺体を確認できないが死亡したことが確実な者。
	行方不明		当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みの者。
		軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満の治療で治癒できる見込みの者。
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊、全焼 又は流失		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の被害額（復旧費相当額）がその住家の再建築価格の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊又は半焼		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の被害額（復旧費相当額）がその住家の再建築価格の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損		全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし、窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さいものを除く。
	床上浸水		浸水がその住家の床より上に浸水したもの、及び半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により、一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水		床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家		住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物		例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公用の用に供する建物とする。
	その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	被害の程度		非住家被害は全壊又は半壊の被害を受けたものとする。
その他被害	田	流失・埋没	耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑	流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
		冠水	

分類	用語	被害程度の認定基準
その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び第6項に規定する施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する施設とする。
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	鉄道の運行が不能となった程度の被害をいう。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	電話	通信施設の被害によって、電話が不通になった回線数とする。
	水道	上水道及び飲料水供給施設の被害によって断水した戸数とする。
	電気	電力施設の被害によって、停電した戸数及び供給停止した戸数とする。
	ガス	一般ガス事業及び簡易ガス事業で供給停止になっている戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀及び石塀の箇所数とする。
	報告上の注意	水道、電話、電気、ガスについては、即報時点における断水戸数、通話不通回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入する。ただし、災害確定報告時点にあつては最も多く発生した時点における数値を記入する。
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者		り災世帯の構成員をいう。

分類	用語	被害程度の認定基準
	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ記入する。
被害金額	公立文教施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律247号）による国庫負担の対象となる施設をいい、公立の学校で学校教育法第1条に規定する施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公用の用に供する施設とする。
	中間報告・年報等	災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいう。例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

第9 安否情報の収集・伝達体制

1 安否不明者の情報収集と氏名等の公表

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

2 安否情報システムの活用

安否情報システムは、国（総務省消防庁）が整備したシステムであり、国民保護事案のほか、自然災害・事故災害においても活用することができる。

市、県は、大規模な自然災害等が発生した場合、住民の安否情報を確認するため、安否情報システムを活用して、避難住民や負傷住民等の情報を収集及び整理することによって、住民からの安否情報の照会に対する回答を行う。

また、全国の住民からの安否情報の照会に対しても的確な回答を行うため、市、県は、安否情報システムにおいて収集及び整理した安否情報を、消防庁に設置されたサーバーに登録（報告）し、国、都道府県及び関係機関との間で情報共有を図る。

3 行方不明者相談対応班の設置

大規模な災害が発生した際に警察に寄せられた行方不明者情報に対応するため、警察本部及び警察署に行方不明者相談対応班を設置し、行方不明者に関する届出の受理やデータ化、安否確認、市等に寄せられた情報の共有等を行う。

第4節 孤立地区対策計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理班）企画広報部（地域班） 建設部（道路河川班・総合支所建設班）	N T T 東日本 東北電力NW

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

第1 計画の方針

市は、災害による孤立想定地区（中山間地集落、限界集落等）を対象とする孤立予防対策として、道路・橋梁等の耐震化、通信施設などの公共施設などの改修または防護対策、道路バイパスの整備や地すべりや雪崩発生危険箇所など、いわゆる災害危険箇所における危険防止対策等の計画を策定する。

さらに、孤立想定地区の公共施設を備蓄倉庫として活用し、水・食料品、生活用品など緊急物資の備蓄をすすめる。

第2 交通路の確保

市及び県の道路管理者、並びに東日本高速道路などの機関は、大雨に伴う洪水や土砂災害、雪崩等の発生を想定し、これらに関する気象情報が発表された場合は、警察や運輸関係機関等と連携し、災害危険箇所の巡視を強化する。

巡視により土砂崩れ、冠水、雪崩等を確認した場合、又は土砂災害等が発生するおそれがある亀裂などを確認した場合には、県及び関係機関等と連絡調整の上、早期復旧体制の整備と二次災害の防止対策を実施する。また、想定している迂回路の安全を確保するための巡回・点検を実施する。

なお、迂回路の確保ができない場合、さらに通信施設が被災し連絡手段が断たれ集落又は地区の孤立を確認した場合は、県消防防災ヘリコプターによる被害情報収集、連絡・支援体制を整備する。さらに、航空機と地上から被害調査を実施し、これらの調査結果を総合的に検討し、応急復旧の手段の選定と仮復旧期間を算出の上、直ちに交通路の応急復旧に着手する。

第3 通信手段の確保

電気通信事業者は、通信回線の早期復旧を図るとともに、併せて代替通信機器の整備に努める。市は、公衆回線施設等が被災した通信サービスの途絶を想定し、バックアップ機器として災害に強い衛星携帯電話機などの通信機器を整備する。また、通信機器に安定した電力を供給するため、自家発電機の整備と発電機燃料の備蓄に努める。

第4 電力の確保

電力事業者は、停電の早期復旧を図るとともに、停電の長期化を想定した移動自家発電機器などの配備に努める。

市は、小型可搬型自家発電機を緊急物資備蓄品目に指定し、計画的な整備に努める。

第5 救急患者の搬送

孤立した地区や集落で救急患者が発生した場合、県ドクターヘリコプターか県消防防災ヘリコプターによる患者搬送を行う。

市は、孤立集落内又は地区の近隣に臨時ヘリポートを設置し、識別できる標識等を設置する。

第6 緊急物資の備蓄

市は、想定孤立集落又は地区をブロックに区切り、それぞれのブロックごとに、次の緊急物資の備蓄に努める。

	品目・用途等	備考
飲料水	ミネラルウォーター、お茶など	
給水用品	冷水器、給水用ポリ容器・ポリ袋	
食料品	1 米 2 保存食品 即席麺、缶詰、瓶詰め、自家用漬け物、乾燥野菜、塩干魚、豆・海藻類など 3 乳児用ミルク 4 その他	
生活雑貨	日用雑貨品、下着、防寒着等	
冷暖房器具	ストーブ、温風ファン、携帯カイロ、扇風機等	停電時に使用できる暖房器具など
発電機	小型可搬式自家発電機	
燃料	暖房用、炊事用、発電機用	
医薬品	風邪薬、胃腸薬、解熱剤、膏薬、消毒薬、絆創膏・包帯等	
その他	必要雑貨	

第7 し尿、ごみの処理

市は、洪水又は積雪時等において、汲み取り運搬車の運行不能を想定し、住家等に被害を及ぼさない処理場所をあらかじめ選定し、住民に周知しておくこと。

ごみは、環境衛生上支障のない場所を指定し、集積しておくこと。

第5節 通信運用計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理班） 消防部	N T T 東日本秋田支店 N T T ドコモ K D D I ソフトバンク N H K 秋田放送局 A B S 秋田放送 A K T 秋田テレビ A A B 秋田朝日放送 エフエム秋田 県警察本部

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

第1 計画の方針

災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。

市が被災の中心地となった場合には、無線通信を含め通信手段の確保が困難となることも予想される。そのような場合にも、関係機関との協力を密にし、確保できた設備を用いて優先度の高い情報を伝達することとする。

第2 通信手段

危機管理班及びその他防災関係機関が行う災害に関する予報等の伝達、又は関係機関に対しての連絡等については、以下の通信手段をもって迅速に行う。

- 秋田県総合防災情報システム
- 市 I P 無線、消防無線、災害監視システム等
- 固定電話・携帯電話を利用した重要通信等（災害時優先電話等）
- 衛星電話、インターネット等（輻輳の可能性の低い衛星通信、Eメール等の活用）
- Lアラート（災害情報共有システム）

第3 非常時における通信連絡

1 I P 無線、県総合防災情報システム及びLアラート（災害情報共有システム）の活用

非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急を要する通信は、I P 無線、県総合防災情報システム及びLアラート（災害情報共有システム）を最大限活用して通信運用を迅速に行う。

2 電気通信事業用通信設備の優先使用

非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の緊急を要する通信は、次に掲げる電気通信事業用通信施設（災害時優先電話等）を優先的に使用する。

- （1）電気通信事業法に基づき、電話取扱支店の承認を受けた非常及び緊急電話
- （2）災害地の指定避難場所等に設置された有線、又は可搬無線機による特設電話
- （3）災害時の指定避難場所等に設置された有線、又は可搬型衛星通信装置による特設電話

3 他の機関の通信設備の使用

災害応急措置の実施に際し、特に必要のあるときは、災害対策基本法その他関係法令の定めるところ

により、他の関係機関の通信設備を活用して、その通信を確保する。

(1) 他の関係機関の通信施設

- ① 警察通信設備
- ② 消防通信設備
- ③ 気象通信設備
- ④ 鉄道通信設備
- ⑤ 電力通信設備
- ⑥ 自衛隊通信設備

(2) 通信施設利用にあたっての手続き等

- ① 危機管理班が、災害対策基本法第57条に基づく他の関係機関の通信設備を使用するにあたっては、あらかじめ、当該関係機関と協議して定めた手続きを行う。但し、災害対策基本法第79条に基づく、災害が発生した場合の優先使用についてはこの限りではない。
- ② 警察通信設備の使用については、危機管理班が、警察電話（優先電話及び無線電話）を使用する場合は、県と警察本部の協定に準じて使用要請を行うものとする。
- ③ 自衛隊通信設備の使用要請について、災害対策本部長は、自衛隊による通信支援の必要性が生じた場合は、自衛隊に対し要請手続きを行うものとする。

(3) 利用の申し出

他の関係機関の通信施設を利用する場合は、次の事項を管理者に申し出て行う。

- ① 利用又は使用しようとする通信施設
- ② 利用又は使用しようとする理由
- ③ 通信の内容
- ④ 発信者及び受信者
- ⑤ 利用又は使用を希望する時間
- ⑥ その他必要な事項

4 放送要請

災害対策本部長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は著しく困難な場合においては、知事を通じて、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK秋田放送局等に要請する。

5 使送等による通信連絡の確保

災害発生時には、次のような様々な制約が予想される。

- 通信設備が使えない。(不通、故障、電源不良等)
- 混雑している。(話中、混信等)
- 聞き取り困難(周囲の雑音、電波障害等)

このような状況下の中では、無線通信にかかわらず、少しでも確実な手段に切り替えるため、次にあげるような対応策をとるものとする。

(1) 通信設備が使えない時

当然、代替通信手段によることとなるが、最悪の場合には、各防災関係機関等は使送により連絡体制を確保するものとする。

(2) 混雑している時

混雑している時間は以外に短い。話中、混信中には一旦送信をやめ、どうしても、緊急を要する時は、冒頭に「至急、至急」と呼び、他の局に開けてもらうようにする。また、通話は、簡潔明瞭に終わらせるようにする。

(3) 聞き取りが困難な時

周囲が騒がしくて聞き取りが困難なときは、自分が移動して対応する。また、電波が弱くて聞き取りが困難な場合も、適当な場所に移動する。無線機は1m動かただけで受信状態が大きく変化することもある。

第4 通信の統制等

1 通信の統制

災害の発生時においては、通信が輻輳することが常であることから、危機管理班は、必要に応じ、適切な通信統制を行う。

【通信統制の原則】

- 重要通信の優先（救助、避難指示等の重要性の高い通信を優先）
- 簡潔通話の実施
- 専任通信担当者の設置（各子局には担当者を常駐させる）

(1) 指定電話

災害対策本部及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限する。

(2) 無線通信の監視等

① 無線機器の管理

無線機器の管理は原則として次のとおりとする。

○移動局の集結

全ての移動局は、本部（災害対策本部、現地災害対策本部）に一旦集結させる。

○移動局の搬出

本部に集結した移動局は、危機管理班長が指示する。また、現地災害対策本部については、当該総合支所長が指示する。

② 回線の監視

危機管理班は、I P無線の回線使用状況を常に監視し、回線輻輳の状況を把握する。

③ 通信の統制

回線が輻輳し、情報及び指令、命令の送受に支障を及ぼすと判断された場合は、通信統制を行い、統制中の通話は、災害用通話を最優先し、原則として一般行政通話は行わない。

2 通信施設者相互の連携

災害応急対策時に膨大となる通信業務を円滑、迅速に処理するため、危機管理班は被災した他の通信施設の通信業務についても、相互に協力するよう努める。

3 行政用 FAX の優先活用

災害情報を迅速、的確に把握するため消防用 FAX、防災関係機関等に配備されている FAX を災害時は優先的に活用することとし、災害対策本部及び支所等の市出先機関、防災関係機関の指令及び報告等を FAX による文書連絡によって行う。

第5 通信施設の応急対策

災害が予想される場合は、通信施設に対する防護策の強化を図り、万一通信施設が被災した場合には、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県及び防災関係機関相互の無線通信の確保に努める。

1 応急復旧対策

(1) 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。

- ① 要員の確保
- ② 非常電源用燃料の確保
- ③ 機器動作状態の保護強化
- ④ 局舎、機器等の保護強化

(2) 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

- ① 職員による仮復旧の実施
- ② 移動局による臨時無線回線の設定
- ③ 復旧工事に伴う要員の確保

第6節 広報計画

実施担当	関係機関
総務部（総務班）企画広報部（広報班）	県総合防災課 県警察本部 放送関係機関

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

第1 計画の方針

災害発生時の混乱を防止し、民生の安定と秩序の回復を図るため、災害応急対策の実施状況等、被災者のニーズを十分に把握し、効果的な広報活動を行う。

災害発生時における広報は、市が行うもののほか、報道機関等との密接な連携のもと、災害の状況及び災害対策の実施状況等を的確に把握し、民生の安定と秩序の回復を図る。

なお、広報にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等いわゆる要配慮者に配慮するほか、市民等からの問い合わせに対する体制の整備を図る。

第2 広報の内容

災害広報は、災害の規模、被災者生活支援、安否情報、並びに応急復旧措置など、概ね以下の項目について、簡潔かつ明瞭に行うものとする。

特に、個人情報の扱いについては十分留意し、広報にあたっては原則として本人の了解を得るものとする。

- (1) 災害対策本部などの設置に関すること。
- (2) 死傷者、並びに住宅被害に関すること。
- (3) 避難指示等発令状況、避難者（特に要配慮者）、並びに避難所の開設・運営等に関すること。
- (4) 安否情報に関すること。
- (5) 食料・水及び生活物資の過不足、並びに配給状況や配給計画に関すること。
- (6) 燃料油に関すること。
- (7) 電話、道路、鉄道など公共施設被害に関すること。
- (8) 警備などの治安状況に関すること。
- (9) 被災者の生活再建支援に関すること。
- (10) 応急仮設住宅の建設及び入居に関すること。
- (11) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連の情報に関すること。
- (12) 二次災害の防止に関すること。
- (13) 古文書等歴史資料の廃棄・散逸の防止に関すること。
- (14) 災害ボランティアの募集に関すること。
- (15) 避難経路に関すること。
- (16) 警察施設の代替施設に関すること。
- (17) 警察ホームページの代理掲載に関すること。
- (18) その他

第3 広報の手段

1 広報手段

広報については、情報の出所を明記の上、災害の規模、態様などに応じ、最も有効な方法で実施するものとする。特に、停電や通信障害が発生した場合は、市民の情報取得方法が限られることから、紙媒体や広報車を使用するなど、適切な方法により情報を提供するものとする。

各機関が行う広報手段は、おおむね次のとおり。

- (1) 広報車、サイレン吹鳴装置等による広報
- (2) テレビ、ラジオによる広報
- (3) チラシ等の配布による広報
- (4) 消防団員等による広報
- (5) 同報系防災行政無線による広報
- (6) 消防・防災メールや緊急速報メールによる広報
- (7) その他インターネットの活用など有効な手段による広報

2 台風、洪水に関する広報

- (1) 避難準備の周知
- (2) 避難場所の周知
- (3) 災害情報の周知
- (4) 消毒その他、保健衛生の周知
- (5) その他、必要な事項

3 その他の災害に関する広報

状況に応じ最も適切な方法により、迅速に広報するものとする。

4 災害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため、被害の防止等に必要な注意を取りまとめ、広報手段により広報するものとする。

5 被害発生後の広報

被害の推移、避難情報、応急措置の状況が確実に行き渡るよう広報するものとする。

例えば、電力、ガス上下水道等復旧の状況及び、交通機関の運行状況、河川の水防活動、災害救助活動などに重点をおき民生の安定と激励を含め、沈着な行動を要請する等の広報活動を迅速、かつ、的確に実施するものとする。

第4 記録写真の収集

報告、記録等に供する写真は広報班が担当し、各部の被害調査員が撮影した写真を収集するとともに、住民等が撮影した写真についても極力活用するものとする。

第5 消防

災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおき、随時活発な広報活動を実施する。

- 1 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- 2 火災及び水災に関する情報
- 3 避難指示等の伝達
- 4 民生の安定を図るための情報

第6 報道機関に対する発表

- 1 災害対策本部長、副本部長又は危機管理監のいずれかが定期的に発表する。
- 2 災害事項等については、災害応急対策実施者があらかじめその所掌する災害広報内容に関し、広報文を定めておくものとする。

第7 帰宅困難者に対する交通状況等の情報伝達

帰宅困難者に対する交通状況等の情報伝達は、本節第3に掲げる手段により広報する。

また、市内に避難している者については、市防災行政無線の屋外拡声スピーカーなどを介し、最寄りの避難所への避難を呼びかけ、避難所において交通情報の提供と併せ、水・食料、毛布等の支援を行う。

また、家族・親戚等の安否確認の手段については、携帯電話機又はNTTの仮設電話機からNTTが開設する災害用伝言ダイヤル「171」や「災害時優先電話」の利用を促す。

第7節 避難計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理班、輸送班、財政班） 企画広報部（広報班、地域班）民生部（民生班） 総合支所（市民サービス班）文教部 消防部	秋田海上保安部 県警察本部 自衛隊

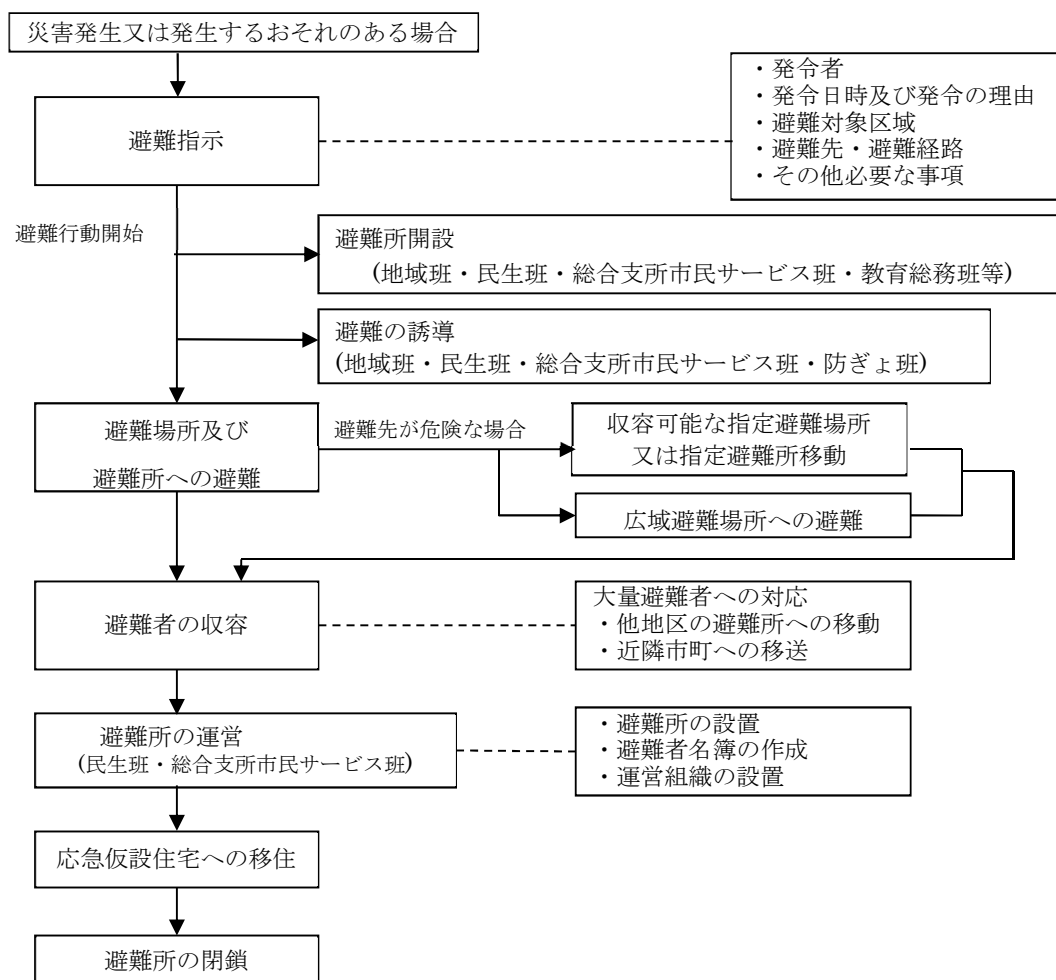
※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

第1 計画の方針

市長は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、居住者、観光客、滞在者などの安全を確保するため、高齢者等避難、避難指示を決定し、これらを通知するとともに、必要に応じ、「高齢者等避難」の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、指定避難所を開設し、水・食料、生活必需品等の備蓄物資の放出・配給、並びに不足物資等の調達、さらに保健・衛生面など避難者又は被災者の生活支援を行うとともに、多数の帰宅困難者が発生した場合には、公共交通機関の管理者等と連携し、帰宅困難者への支援に努める。また、これら生活支援等の実施にあたっては、要配慮者や女性への十分な配慮、並びに避難者及び被災者に対するプライバシー保護について適切な対策実施が重要である。

【避難対策計画の概念図】



第2 判断者による避難の区分

(1) 住民等の判断による避難

災害情報等により、災害発生のおそれがあると予想した場合は、住民自らの判断で避難するものとし、特に高齢者、病弱者等は早期に親戚、知人宅に避難させる。

(2) 高齢者等避難

市長は、避難に時間を要する高齢者等が、安全に避難できるタイミング等において危険な場所からの避難（立退き避難又は屋内安全確保）を促すため、高齢者等避難を発令する。

高齢者等避難が発令された場合、個別避難計画に基づき、あらかじめ定めておいた手段（移動用具、自家用車、福祉車両等）により、避難行動要支援者をあらかじめ定めておいた場所（指定避難所、福祉避難所、社会福祉施設、医療機関等）へ誘導・搬送する。

(3) 避難指示

市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、避難（立退き避難又は屋内安全確保）を促す。避難指示の発令を決定・通知する場合は、避難対象地域の住民及び関係機関等に次の内容を明らかにして避難指示の周知徹底を図るとともに、消防、警察などの協力により住居又は危険地区から避難対象住民全員の立退きを促す。

指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。

- (1) 避難の対象地域
- (2) 避難指示の理由
- (3) 避難指示の期間
- (4) 避難先
- (5) 避難経路
- (6) その他必要な事項

(4) 緊急安全確保

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、立ち退き避難をすることがかえって生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など、緊急に安全を確保するための最善の行動を促す。

(5) その他

市は、高齢者等避難や避難指示の発令に当たって適切な判断を行うため、必要に応じて、専門家（気象防災アドバイザー等）の技術的な助言などを活用するものとする。

第3 避難指示の発令

1 避難指示の実施責任者

実施責任者	避難指示を行う要件	根拠法令
災害対策本部長 (市長)	○災害全般 ○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第60条
知事	○災害全般 ○ただし、災害の発生により市災害対策本部長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第60条

実施責任者	避難指示を行う要件	根拠法令
警察官 海上保安官	○災害全般 ○市災害対策本部長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ○市災害対策本部長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条
	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法 第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○災害全般 ○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条
知事、知事の命を受けた職員	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法 第25条
水防管理者 (市長)	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

・市長以外のものが緊急避難的な措置として「避難指示」を行った場合は、実施後直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

2 高齢者等避難・避難指示の基準

(1) 局地的な災害による避難指示

地域を限定した避難指示を行う要件は次のとおりである。

- 1 河川の上流が被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき
- 2 火災が拡大するおそれがあるとき
- 3 爆発のおそれがあるとき
- 4 ガスの流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測されるとき
- 5 地すべり、がけ崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき
- 6 災害により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき
- 7 その他住民の生命を守るため必要と認められるとき

(2) 広域的な災害による避難指示

広域的な避難指示の発令を行う要件は次のとおりである。

- 1 延焼火災が拡大し、又は拡大するおそれがあるとき
- 2 ガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき
- 3 その他住民の生命を守るため必要と認められるとき

(3) 避難情報の種類

行動を居住者等に促す情報	発令される状況と居住者等がとるべき行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (注1)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難・高齢者等 ※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難をするタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示 (注2)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (注3)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(注1)「高齢者等避難」は、災害対策基本法第56条第2項を根拠規定としており、市長が、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮することとしている。この規定

に基づき、市長は警戒レベル3高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促すこととなる。

(注2)「避難指示」は、災害対策基本法第60条第1項を根拠規定としており、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、立退き避難を指示することができる。この規定に基づき、市長は警戒レベル4の避難指示を発令し、危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求めることとなる。なお、津波については避難指示に警戒レベルを付なさいこととしている。

(注3)「緊急安全確保」は、災害対策基本法第60条第3項を根拠規定としており、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合(即ち、「切迫」している状況)において、市長は、指定緊急避難場所等への立ち退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、緊急安全確保を指示することができる。この規定に基づき、市長は警戒レベル5の緊急安全確保を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求めることとなる。

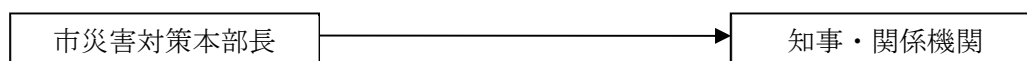
(4) 避難情報の解除

避難情報の解除は、以下により的確に判断する。

種 別	状 況
避難情報の解除	1 災害が沈静化し、被害が拡大するおそれがないと認められるとき 2 気象庁が気象に関する警報又は注意報を解除し、災害が起こるおそれがないと認められるとき

(5) 報告

災害対策本部長は、避難のため立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、その旨を知事及び関係機関へ報告する。また、災害対策本部長が警察官又は海上保安官から避難のための立退きを指示した旨の通知を受けたとき及び避難の必要がなくなったときも同様に知事及び関係機関に報告する。



3 災害対策本部長以外による避難指示等

(1) 警察官

① 警察官職務執行法による措置

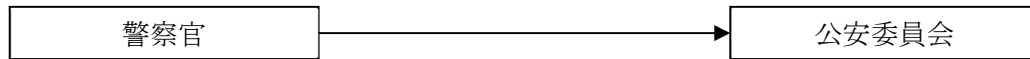
災害で危険な事態が生じた場合、警察官はその場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し及び特に急を要する場合には、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けるために必要な限度でこれを引き留め、避難させ又はその場に居合わせた者その事物の管理者、その他関係者に対し、必要と認められる危害防止措置をとることを命じ自らその措置をとる。

② 災害対策基本法による措置

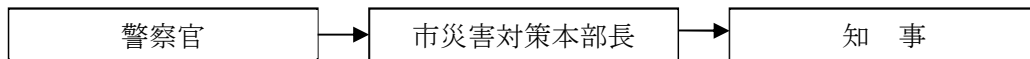
災害対策本部長による避難指示ができないと認めるとき、又は災害対策本部長から要求があったとき、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し避難のための立退きを指示する。

③ 報告・通知

- 1) 上記①により警察官がとった措置については、順序を経て公安委員会に報告する。



- 2) 上記②により避難のための立退き指示したとき及び避難の必要がなくなった時は、その旨を災害対策本部長に通知する。



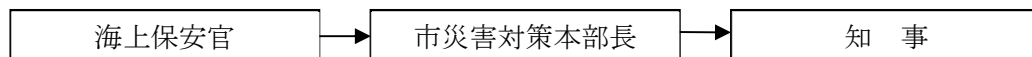
(2) 海上保安官

① 災害対策基本法による措置

災害対策本部長による避難指示ができないと認めるとき、又は災害対策本部長から要求があったときは、海上保安官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し避難のための立退きを指示する。

② 報告・通知

上記①により避難のための立退き指示したとき及び避難の必要がなくなった時は、その旨を災害対策本部長に通知する。



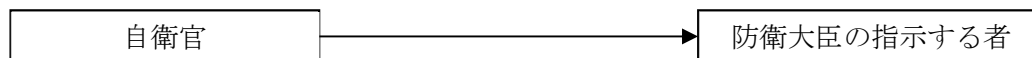
(3) 自衛官

① 避難等の措置

自衛隊法による災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、上記の警察官職務執行法による措置による避難等の指示をする。

② 報告

上記①により自衛官がとった指示については、順序を経て、大臣の指示する者に報告する。



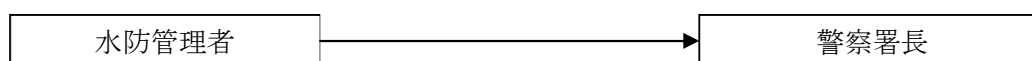
(4) 水防管理者

① 指示

洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは立退くことを指示する。

② 通知

避難のため立退きを指示したときは、その旨を当該区域を管轄する警察署長に通知する。



(5) 知事又はその命を受けた職員

① 洪水のための指示

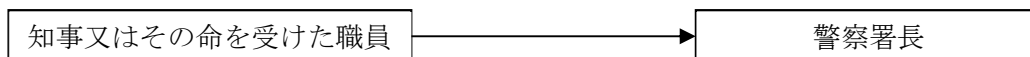
洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは立退くことを指示する。

② 地すべりのための指示

地すべりにより危険が切迫していると認められるときは、その地域内の居住者に対し立退くことを指示する。

③ 通知

避難のため立退きを指示したときは、その旨を当該区域を管轄する警察署長に通知する。



4 避難指示の内容

(1) 避難指示の内容

1 避難の対象地域

2 避難指示の理由

3 避難指示の期間

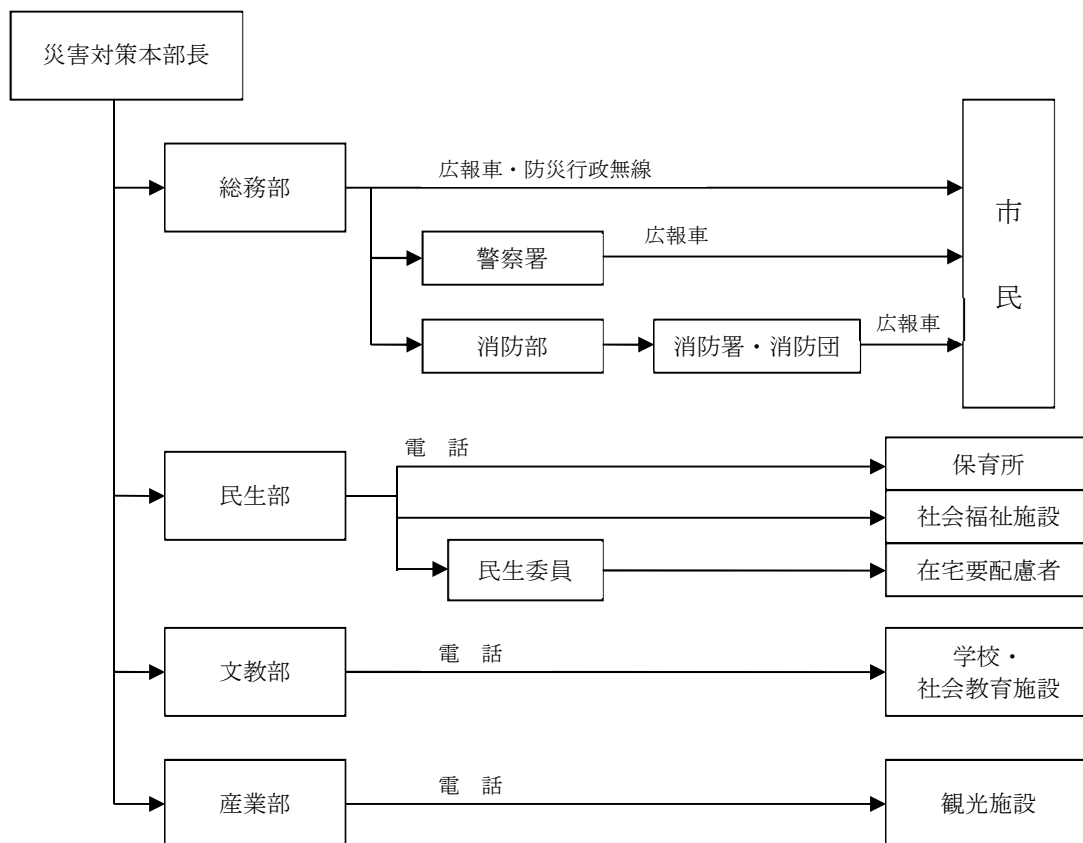
4 避難先及び避難経路

避難場所及び避難所については、市長が関係機関と協議して最も適当な場所を指示し開設する。

5 その他必要な事項

指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難指示対象地域、判断時期等について助言する。

(2) 市民等への伝達概念図



(3) 市民への周知徹底

災害対策本部長（市長）が避難指示を実施、又は報告を受けた場合は、速やかにその旨を市民に周知する。避難の必要性がなくなった場合にも同様に市民へ周知する。

- 1 直接的な周知として、市防災行政無線、広報車等を活用する。
- 2 消防機関、警察、町内会長、自主防災組織等を通じて周知する。
- 3 報道機関等の協力を得て、間接的に市民に広報する。

(4) 関係機関相互の連絡

災害対策本部長（市長）が避難指示及び解除等を行った場合には、その旨を関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

5 県への報告

災害対策本部長（市長）は、避難指示を発令した場合は、知事に対し、避難指示の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

第4 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

災害対策本部長等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

2 警戒区域設定の要領

- 1 時機を逸することのないよう迅速に実施する
- 2 円滑な交通を確保するため交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する
- 3 区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する
- 4 区域の設定を明示する場合は、適当な場所に市名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の表示板、ロープ等で明示する
- 5 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。
 - 1) 設定の理由 警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を住民に周知する
 - 2) 設定の範囲 「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等でわかりやすく周知する

3 警戒区域設定の実施責任者

実施責任者	内 容
災害対策本部長 (市長)	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
警察官	市災害対策本部長若しくは市災害対策本部長の委任を受けた班員（職員）が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった場合、警察官は市災害対策本部長の権限を代行する。この場合は直ちにその旨を市災害対策本部長へ報告する。
災害派遣を命じられた部隊等の 自衛官	市災害対策本部長若しくは市災害対策本部長の委任を受けた班員（職員）及び警察官が現場にいないときに限り、市災害対策本部長の職権を代行する。この場合は直ちにその旨を市災害対策本部長へ報告する。
海上保安官	市災害対策本部長若しくは市災害対策本部長の委任を受けた班員（職員）が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった場合、海上保安官は市災害対策本部長の権限を代行する。この場合は直ちにその旨を市災害対策本部長へ報告する。
消防吏員又は 消防団員	消防活動・水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場付近に近づけないよう措置することができる。（消防法第28条、水防法第14条）

4 警戒区域の設定の周知

災害対策本部長は、警戒区域の設定を行った場合及びその旨の報告を受けた場合は、避難指示と同様

に、市民への周知及び関係機関への連絡を行う。

第5 避難誘導

市長は、地域防災計画に指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等を定め、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するなど、分かりやすい誘導標識や案内板等により住民や観光客への周知徹底を図る。加えて、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

1 警戒区域設定時の避難

災害対策本部長は、住民の危険を防止するため、警戒区域を設定した場合、避難の発令と同時に消防部に対し、区域内の住民の安全な場所へ避難させるよう命ずるとともに警察官、消防団員、町内会組織、自主防災組織等の協力によりあらかじめ指定する避難場所へ誘導する。

2 警戒区域外の避難

警戒区域以外の地域における緊急避難については、次のとおり行う。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 避難場所までの避難誘導は、市職員、消防団員、町内会組織、自主防災組織及び現場の警察官等が行う2 災害対策本部長は、必要と認める避難場所に市職員を派遣し、避難収容者の確認及び本部からの指示・情報等に収受にあたらせる |
|---|

3 学校、事業所等の避難

学校、幼稚園、保育園、事業所その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とするが、災害の規模、態様により必要と認められるときは、相当数の市職員を派遣し、近隣住民等の協力を得るとともに安全な場所へ避難誘導に努める。

4 交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制による必要な措置を講ずる。

5 避難誘導の方法

避難の誘導方法については、災害の規模、態様に応じて混乱なく、速やかに安全かつ迅速に避難できるよう、次の事項に留意して行うものとする。

- （1）避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難（高齢者等避難発表段階での避難開始）を呼びかけ、近隣住民（自主防災組織）やボランティアなどの協力を得て、相互の助け合いによる全員の安全避難を図る。
- （2）避難経路の選定にあたっては、できる限り危険な道路、橋、堤防、危険物取扱施設等を避け、そ

- の他浸水、火災、落下物、危険物、パニックのおこるおそれなどのない経路を選定する。また、状況が許す限り、指示者があらかじめ経路の実際を確認して行うように努める。なお、避難経路は、災害対策本部長から特に指示がないときは、避難の誘導にあたる者が指示するように努める。
- (3) 避難経路の要所に誘導員を配置し、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するなど、分かり易い誘導標識や案内板により誘導する。また、危険な地点には、表示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期する。
- (4) 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。
- (5) 避難誘導は収容先で救援物資の配給等に考慮して、できるだけ自治会・町内会単位で集団で行う。
- (6) 避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ方）、又は避難者大勢に対して避難経路上で避難方向を指示したり口頭で指示する方法（指さし法）のいずれか、あるいは併用により実施する。
- (7) 夜間の場合は、照明機材を活用し、適正な誘導に努める。
- (8) 危険の切迫性に応じて、勧告等の伝達文の内容を工夫するなど住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

6 避難路及び避難所等の安全確保

(1) 消防部の任務

① 避難誘導経路の選定

避難の指示が出された地域の市民が避難を行う場合には、災害の規模、道路、橋梁の状況、火災拡大経路及び消防隊の運用等を勘案して、最も安全な避難経路について災害対策本部及び警察機関に通報する。

② 誘導経路の実施

避難が開始された場合には、広報車及び当該地域に出動中の消防車両拡声器等により、円滑な避難誘導に努める。

③ 避難経路、避難場所の安全確保

火災が発生し、避難指示が出された場合は、被災者の移動が完了するまでの間、避難所等周辺の火災・延焼防止の消火活動を最優先で行い、避難路、避難所等の安全確保に努める。

(2) 警察署の任務

① 避難誘導員の配置

警察機関は、避難の指示が発令された旨の通報を受けたときは、直ちに避難誘導員を要所に配置する。

② 避難誘導の実施

避難誘導員は、夜間時の照明資材の活用等をはじめとして、安全な避難交通の確保に努めるとともに、活発な広報活動を実施し、避難者の混乱による事故等が発生しないよう、適切な誘導を実施する。

③ 避難場所の警備

避難場所等には、所要の警戒員を配置し、関係機関の職員と綿密に連絡をとりながら、避難者

の保護及び避難場所等の秩序保持に努める。

7 来訪者、入所者等の避難

(1) 避難の誘導方法

市の公共施設及び災害対策基本法に基づく「防災上重要な施設」とすべき施設管理者は、来訪者・入所者等の安全・避難のため、避難計画に基づき避難誘導を行う。また、その他多数の従業員・来訪者が勤務又は出入りする主要な商業施設、事務所、工場等の管理者は、施設内における従業員、来訪者の安全な避難を実施する。

(2) 避難完了の報告

災害が発生し避難指示が発令されている各施設において、来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施したときは、各施設の管理者は、災害対策本部へ避難完了の報告をする。

なお、連絡方法は、一般加入電話、FAX、防災行政無線、又は伝令によるものとする。

8 住民の避難に対する留意事項

(1) 避難の優先

高齢者、障がい児（者）、病弱者の避難を優先する。

(2) 携行品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障を来たさない最少限度のものとするが、平常時よりおおよそ次のようなものを目途とする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）② 食糧（1人2食分位）、飲料水、衣類（タオル・下着類）、救急医薬品、常用の医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等③ 服装は軽装として素足を避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒具等④ 貴重品（多少の現金など）以外の荷物は携行しないこと⑤ 家族の中に要配慮者の方がいる世帯については、紙おむつ、おぶひも、メモ用紙、かかりつけ医療機関連絡先をメモしたものを携帯する。 |
|---|

(3) 自動車等による避難の中止

自動車による避難及び家財の持ち出しは危険なので中止させる。

(4) 避難者の移送

避難者の移送は、原則としてバス等指定した輸送車両による大量移送とする。

9 防災業務従事者の安全確保

被災者の避難誘導、人命救助、防災対応等にあたる防災従事者は、自らの安全を確保しつつ、予想される津波到達時間等も考慮の上で避難指示を行うなどして、安全かつ迅速な避難誘導を行う。

第6 指定避難所の開設・運営等

避難所の開設・運営は「由利本荘市避難所開設運用マニュアル」に基づいて行うこととする。

一般の避難所に避難してきた避難者のうち、福祉避難所の対象者がおり、市がその開設が必要と判断す

る場合は、福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。また、福祉避難所が開設された場合は、受入体制が整い次第、対象者をスクリーニングして受け入れる。

1 指定避難所の開設

市は、発災時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るほか、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページや防災メール等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

また、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、避難所を開設した時は、開設日時、避難者数、開設期間等を速やかに県に報告するものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(1) 避難所収容の対象者

避難所に収容する対象者は次のとおりとする。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 住居が被害を受け、居住の場所を失った者2 現に被害を受け、速やかに避難しなければならない者3 災害によって現に被害を受けるおそれがある者 |
|--|

(2) 指定避難所の開設

- ① 市は、高齢者等避難、避難指示が決定したとき又は住民の自主避難を覚知したときは、直ちに避難所を開設する。
- ② 避難所の開設は、地域班長及び民生班長が行う。また、学校施設に避難所を開設する際は、文教部が協力する。
- ③ 避難所は、原則として事前に指定した施設とする。(資料編「第14 避難に関する資料」参照)
- ④ 開設に先立って、予定避難場所やそこへ至る経路が避難する時点で被害を受けていないか、あるいは今後、災害被害を受けることがないか等の安全性を確認する。
- ⑤ 避難者を収容した後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。

(3) 臨時の避難所

災害の規模や状況により、あらかじめ指定した避難所に収容することが不可能な場合には、次により処置し、住生活の早期確保に努める。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 既設の他の公共施設を利用2 既設の他の施設（社寺、会社、工場等）を利用3 公共用地におけるテント等を設置 |
|--|

(4) 避難所の開設の報告

災害対策本部長は避難所を開設したときは、知事に対し、次の事項を報告する。

- | |
|-------------------|
| 1 避難所開設の日時、場所、施設名 |
| 2 収容人員 |
| 3 開設期間の見込み |

(5) 避難所の開設期間

開設期間は、災害が発生した日から原則として7日以内とする。

(6) 避難所の開設の周知

地域班と総合支所市民サービス班は、避難所の開設場所等について広報活動を行い、市民等への周知を図り、収容すべき者を誘導する。

(7) 代替施設の確保

災害の様相が深刻で、市内に避難所を開設することができない場合、あるいは適当な建物又は場所がない場合は、県の協力を得て隣接市町への収容、あるいは建物等を借り上げて避難所を開設する。

2 指定避難所の運営管理等

あらかじめ作成している避難所開設・運営マニュアルに従い、円滑な運営に努める。また、女性等の視点を取り入れた対策については、「第7 女性等の視点を取り入れた避難所対策」によるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症への対策として、県が作成した「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時避難所運営マニュアル作成指針（第2版）（令和2年7月）」等を参考に、地域や避難所となる施設等の実情を十分に考慮した上で、運営に努めるものとする。

(1) 生活環境の整備

避難所の安全性及び良好な居住性の確保、生活関連物資の配布等、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況、ライフライン等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。なお、食物アレルギーなど個別の対応が必要となる要配慮者に対し、食料や食事の提供を行う場合は、要配慮者のニーズの把握とアセスメントの実施に加え、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努めるものとする。

(2) 福祉避難所の開設等

指定避難所に避難してきた避難者のうち、福祉避難所の対象者がおり、市がその開設が必要と判断する場合は、福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。また、福祉避難所が開設された場合は、受入体制が整い次第、災害派遣福祉チーム（DWA T）の活用などにより、対象者をスクリーニングして受け入れる。

(3) 適切な運営管理

市は、各指定避難所の適切な運営管理を行う上で、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、

その立ち上げを支援するものとする。

また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

3 避難所の運営

(1) 計画の方針

避難所には担当職員を適切に配置し、避難人員の把握、保健衛生、清掃、物資の受領配分等の所内の維持にあたる。また、避難所における情報伝達、食料・飲料水等の給付、清掃等の業務については、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て運営する。

(2) 管理運営体制

避難所の運営は、民生部長が派遣する職員（管理運営責任者）が担当する。避難所内での各活動、場所の指定等の調整業務は、管理運営責任者が施設の管理者及び避難者の代表者等と連携をとりながら行う。

管理運営責任者は、避難者に対し自治組織結成を要請し、避難所の管理運営について避難者等との連携体制を構築し次の事項についての的確に行う。

- ① 避難所での秩序の維持（班の編制等）と衛生管理（仮設トイレ等）
- ② 避難者に対する情報伝達
- ③ テレビ、ラジオ、ミニ広報紙、伝言板等の利用
- ④ 仮設住宅等の応急対策状況の周知徹底
- ⑤ 避難所の情報の災害対策本部への連絡（電話、FAX）

なお、避難所における管理運営責任者の業務は、本部との連絡調整等の対外業務を主体とし、運営は原則として自治組織、ボランティア、自主防災組織等により行う。また、施設管理者は、施設の避難所利用に対してアドバイスをするほか、避難所運営について協力する。

(3) 運営の方法

① 避難所運営組織の設置

避難所の運営を円滑に行うため、避難所自治組織、管理運営責任者、施設管理者及びボランティア代表による協議の場を設け、調整を行う。

② 避難者名簿の作成及び報告

管理運営責任者は、各世帯単位の避難者名簿を作成し、災害対策本部へ報告する。

③ 避難所内の居住スペースの割り振り

部屋の割り振りは、可能な限り、地域地区（自治会・町内会等）ごとにまとまりをもてるように行う。

各居住区域は、適当な人員（30人程度をめどとする）で編成し、居住区域ごとに代表者（班長）を選定するよう指示して、情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

④ 食糧、生活必需品の要請、受け取り及び配給

管理運営責任者は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地で調達の不可能なものについては、本部長に報告し、本部長は各部へ調達を要請する。また、

到着した食糧や物資を受け取ったときは、そのつど、「避難所生活物資受払簿」に記入の上、居住区域ごとに配給を行う。

⑤ 避難所の運営状況の報告

各避難所の管理運営責任者は、民生班長に対して避難所の運営状況を毎日報告する。また、傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、そのつど必要に応じて報告する。

⑥ 避難所の運営記録の作成

管理運営責任者は、避難所の運営記録として「避難所収容台帳」及び避難所日誌を記入する。

第7 多様な視点を取り入れた避難所対策

市は、避難所の開設及び運営にあたり、女性等の視点を取り入れた対策を実施するものとする。

1 男女別ニーズの違いへの配慮

- (1) 避難所の開設当初から、男女別トイレ、女性専用の物干し場、女性専用の更衣室、授乳室及び休憩等のための女性専用スペースを設ける。これらの設置にあたっては、外から覗かれることのないよう、パーティション等を活用するなどして、プライバシーの確保に努めること。仮設トイレは、男性に比べて女性の方が混みやすいことから、できるだけ女性用トイレの数を多めに設置する。また、障がい者、高齢者等に対する異性による介助利用や性的マイノリティの利用等を想定し、最低でも1つはユニバーサルデザインのトイレを設置するよう検討すること。
- (2) 避難者の受入れにあたっては、乳幼児連れ、単身女性等のエリアの設定、間仕切り用パーティション等の活用等、プライバシー及び安全・安心の確保の観点から対策を講じること。

2 妊産婦、乳幼児、高齢者などへの配慮

- (1) 妊産婦や乳幼児は保健上の配慮を要するため、必要に応じて、妊婦、母子専用の休養スペースを確保等、栄養の確保や健康維持のため生活面の配慮を行うこと。
なお、妊産婦や乳幼児はそれぞれの時期や月齢、個々人によっても差があることから、医療、保健、福祉等の専門家と連携し、個別の状況に応じた対応を行うこと
- (2) 母乳育児中の母子については、母乳が継続して与えられる環境を整えるとともに、哺乳瓶やお湯の衛生管理ができる環境を整えること。
- (3) 女性や子どもに対する暴力を予防するため、男女ペアによる就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備を実施したり、防犯ブザーを配付するなど、安全・安心の確保に配慮すること。
- (4) 一般の避難所等では避難生活に困難が生じる要配慮者については、介護や医療相談等を受けられるスペースを確保するなど配慮すること。

3 避難所の運営管理

- (1) 避難者による自治的な運営組織には、男女両方が参画するとともに、責任者や副責任者等、役員のうち女性が少なくとも3割以上は参画することを目標にすること。
- (2) 自治的な組織では、女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の多様な主体の意見を踏まえ、避難所での生活のルールづくりをすること。

- (3) 自治的な組織において、班を組織して避難者が活動する際は、特定の活動（例えば、食事作りやその後片付け、清掃等）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにすること。また、班の責任者には、男女両方を配置すること。
- (4) 女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めること。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めること。
- (5) 避難所で生活する障害児者とその家族への支援に当たっては、当事者の障害特性等に応じた合理的配慮を行うよう努めること。
- ・肢体不自由者
車椅子を降りてリラックスできるスペースの確保、移動せずに着替えやトイレができるよう間仕切り等を活用したプライバシーの確保等
 - ・聴覚障がい者
手話等によるコミュニケーション支援やプラカード、ホワイトボード等の使用による情報伝達等
 - ・視覚障がい者
放送やハンドマイクの使用等音声による情報伝達等
 - ・知的障害児者
簡潔な言葉によるゆっくりとした説明、図を用いる、文字にルビを振る等
 - ・精神障がい者
状態に合わせたコミュニケーションを取りながら、病状、服薬情報の聞き取り、医療機関・保健所等につなげる等
 - ・発達障害児者
本人をよく知る人を見つけて配慮方法を確認する、喧噪や光、会話が苦手な人への配慮等
 - ・高次脳機能障がい者
記憶障害や社会行動障害等、外見から判別しにくい症状もあるため、声がけや簡潔な説明を行う等
 - ・医療的ケアを必要とする人
人工呼吸器・吸引器等の電源、経鼻経管栄養剤の確保等
 - ・人工肛門・人工膀胱保有者
同性の担当者による聞き取り等、プライバシーに配慮したニーズの把握等

第8 良好な生活環境の確保

避難所に滞在する被災者及び避難所以外の場所に滞在する被災者のそれぞれについて、その生活環境の整備等に関し適切に対応するため、国の「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」を踏まえ、避難所等における生活環境の整備にあたり平常時より必要な取組みを推進する。避難所の生活環境には常に注意を払い、良好に保つよう以下の対策を実施する。

1 避難者情報の管理

市（民生班）は、各避難所において作成した避難者名簿を巡回回収し、市内の避難者の情報を一括管理し、災害応急対策活動、避難者の自立支援策等の基礎資料として活用する。

2 要配慮者対策

- （１） 管理運営責任者は、自治組織等の協力を得て、避難所における要配慮者について把握し、健康状態について聞き取り調査を行う。
- （２） 管理運営責任者は、調査結果に基づき、これらの者が必要とする食糧、生活必需品等の調達を手配するとともに、避難所内の落ち着いた場所を提供するなど、避難所での生活について配慮する。
- （３） 必要に応じて、福祉避難所（高齢者福祉施設等）、病院等への入所が行えるよう連絡調整を行う。
- （４） 掲示板、チラシ、通訳者の配置等要配慮者の特性に応じた多様な情報提供手段を用いる。
- （５） 施設のバリアフリー化を図るとともに、要配慮者専用スペースの確保について配慮する。
- （６） 医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。

3 医療・保健体制

保健衛生班は、避難者の健康・精神的ケアについて、医師や医療救護班の派遣を要請し避難所を巡回する。避難所生活が長期化する場合は、保健師又は看護師の常駐等の措置をとる。

第9 避難所生活長期化への対応

避難生活が長期化する場合には、生活を営むために必要な給食・給水施設、衛生施設等を確保し、又はこれらの施設が整備されている避難所等に避難者を移動させるものとする。

物資の調達及び供給に当たっては、男女のニーズの違いのほか、妊産婦、乳幼児、食事制限のある人等の多様なニーズの把握に努める。また、多様なニーズの把握のために、民間支援団体等との連携によるニーズ調査や、声を出しにくい人の声を拾うための意見箱の設置等、工夫を施すこととする。

また、必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

民生班は、避難所生活の長期化に対応するため、必要な設備・機器を業者等から調達する。

（１）生活機器等の確保

洗濯機、乾燥機、テレビ、掃除機、冷暖房設備、冷蔵庫、炊事設備、給食・給水施設、仮設トイレ等生活機器の配備充実に努める。

（２）入浴施設及び洗濯場の確保

自衛隊及び関係機関との連携のもと、仮設入浴場や仮設洗濯場等の整備を図るほか、民間入浴施設の開放を要請する。

(3) プライバシー保護

避難者の世帯間を仕切る間仕切り等を設置するよう努める。

(4) 女性への配慮

女性が気兼ねなく着替えや授乳等ができる場所を確保する。

(5) 物資の調達及び供給

男女のニーズの違いのほか、妊産婦、乳幼児、食事制限のある人等の多様なニーズの把握に努める。また、多様なニーズの把握のために、民間支援団体等との連携によるニーズ調査や、声を出しにくい人の声を拾うための意見箱の設置等、工夫を施すこととする。

(6) 管理運営上留意すべき事項

- ① 避難所の維持管理体制の確立
- ② 災害対策本部からの指示及び伝達事項の周知
- ③ 避難者数、給食者数その他物資の必要数の把握と報告
- ④ 自治組織、施設管理者及び行政による連携
- ⑤ 避難者の要望、苦情等のとりまとめ
- ⑥ 環境衛生保護と維持
- ⑦ 避難者の精神的安定の維持
- ⑧ 施設の保全管理
- ⑨ トラブル発生の防止

第10 学校等の避難所対応

(1) 文教部の基本的対応

学校施設の管理者は、臨時校舎の開設、施設設備の補修・調達、教育課程の正常な運営等を第一義とし、避難所の運営等については管理運営責任者と連絡・調整を図りながら行う。

(2) 教職員の避難所対応

幼児・児童・生徒の在校、不在校に関わらず、学校が避難所として開設される場合に備え、各学校長があらかじめ指定した教職員が初動体制への対応を図る。教職員は、避難所の運営が軌道に乗るまでの期間において、幼児・児童・生徒に関する業務等の本務に支障のない範囲で避難所の運営業務を行う。

(3) 避難所運営の責任

避難所の運営についての責任は、本部からあらかじめ指定され、派遣された管理運営責任者にあるが、施設設備の使用等を含めて、学校の管理責任者である当該学校長と相談・協議等を行いその運営にあたる。

第11 避難所等の家庭動物対策

(1) 避難所へ飼い主が家庭動物を同行避難できるよう環境整備に努める。

(2) 避難所及び被災地等における家庭動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣など、支援する体制を構築する。

第12 広域避難

1 体制の構築

市は、大規模な災害が発生するおそれがある場合、他の市町村への円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町村との間における応援協定の締結や、具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

2 広域避難の要請

市は、災害が発生するおそれがある場合において、他市町村への広域的な避難が必要であると判断した場合は、事前に締結している相互応援等の協定に基づき、協定の相手方に受入れを要請する。なお、協定の相手方を持たない市町村や、相手方を持つ市町村であっても状況（相手方の市町村も被災のおそれが高く受入れが困難になる場合など）によっては、次により受入れを要請する。

（災害対策基本法第61条の4～7 関係）

- （1）災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。
- （2）県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。
- （3）国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

3 関係機関における連携

国、県、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

また、国、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

4 広域避難の受入に係る準備

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第13 要配慮者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。また、避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮す

るものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

第14 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅や車中・テント泊等の被災者に対して、情報の早期把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に、車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、市及び県は健康相談や保健指導を実施するものとする。

第15 帰宅困難者支援

多数の帰宅困難者が発生した場合、市、関係機関及び県は、次により帰宅困難者への支援に努める。

(1) 市の実施範囲

市は、関係機関と連携し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保並びに毛布等の防寒用品及び飲料水等の物資の提供に努める。

(2) 関係機関の実施範囲

公共交通機関の運行管理者及び駅等の施設の管理者は、市と連携し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保並びに毛布等の防寒用品及び飲料水等の物資の提供に努めるとともに、運行情報を随時提供するものとする。

(3) 県の実施範囲

県は、帰宅困難者支援に関する協定に基づき、フランチャイズチェーン各社に対し、各店舗での水道水や道路情報等の提供を要請する。また、市及び関係機関から、自ら帰宅困難者支援を十分に行うことができないとして応援要請があった場合、県は、一時滞在施設の確保及び物資の提供に努める。

第16 積雪による大規模滞留車両の乗員への支援

道路管理者等は、積雪による大規模な立ち往生の発生により、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合は、河川国道事務所や秋田運輸支局等の関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対して、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

第8節 消防・救助活動計画

実施担当	関係機関
消防部	東北森林管理局 県総合防災課 県農林水産部 県警察本部 自衛隊 海上保安部

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

第1 計画の方針

指揮班は、災害発生時において、管轄区域内の火災予防、消火活動を迅速かつ効果的に実施するとともに、的確な救助・救急活動を行う。

第2 消防活動

大規模な火災等の災害が発生したときは、警防規程に基づき、迅速かつ的確に消防活動を実施し、市民の生命、身体、安全確保と被害の軽減を図る。

1 動員体制

指揮班員は、次の該当する場合は、速やかに所定の場所に参集する。

- 招集の命を受けたとき
- 火災警報が発令されたとき
- 居住区域内及びその周辺に火災等が発生したとき

2 初動措置

災害が発生し、大きな被害が予想される場合、消防部は直ちに次の初動措置をとる。

(1) 消防本部所属の消防部指揮班の初動措置

- ① 情報収集にあたりとともに、必要に応じて消防長の指揮監督を受けて、状況の把握と消防活動方針策定の補助及び指揮命令の伝達にあたる。
- ② 市域の災害発生状況の確認に努める。

(2) 消防署所属の防ぎょ班の初動措置

- ① 署長の指揮監督を受け、状況の把握と消防活動方針策定の補助及び指揮命令の伝達にあたる。
- ② 情報の収集と災害現場での消防活動対応資機材の確認・搬送準備等を行う。

(3) 情報の収集及び通信網の確保等

① 情報収集

災害に関わる情報は、施設、通信機器、連絡網等あらゆる手段により、迅速かつ的確に情報を収集し、消防活動に活用する。

1) 被害状況の把握

119番通報、駆け付け通報、参集職員からの情報、自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況把握し、初動体制を整える。

2) 被害情報の報告

消防部長は、災害状況を危機管理班長へ報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れないよう努める。

② 通信網の確保

災害発生時における災害対策本部と消防署所属の消防部員との通信は、有線通信を原則とするが、有線通信が途絶したとき及び出動隊との通信は、無線通信による。

なお、無線通信の優先順位は次のとおりとする。

- 1) 災害の覚知
- 2) 車両の出動命令
- 3) 応援の要請
- 4) 救助又は救急の状況
- 5) 災害状況報告

3 消火活動

(1) 消防部防ぎょ班（消防団を除く）の消火活動

大規模な災害が発生した場合の消防活動は、次の原則に基づき行う。

消防活動にあたっては、火災の状況が消防力を下回るときは、先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは、次の原則に基づき選択防ぎょを行うものとする。

原 則	内 容
重要防ぎょ地区優先	同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。
消火有効地域優先	警戒区域設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合は、消火有効地域を優先して消火活動を行う。
住宅等密集地の火災優先	大量危険物製造、貯蔵、取扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、住宅等の密集地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中し、消火活動にあたる。ただし、不特定多数の者を収容する対象施設等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。
避難場所、避難路確保	延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路の確保の活動を行う。
火災現場活動	○出動隊の指揮者は、災害状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大防止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。 ○火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建築物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を防止する。

(2) 消防部（消防団）の消火活動

災害時には、同時多発火災、家屋の倒壊等、被害が広範囲に及ぶことが予想されるため、防ぎょ

部（消防団）は地域に最も密着した地域リーダーとして災害防除にあたるものとし、活動の最大目標は出火防止、初期消火及び人命救助等とする。

① 出火防止

災害の発生により火災等の災害発生が予想される場合は、付近の市民に対し出火防止及び飛び火警戒を呼びかける。出火した場合は、付近市民に協力を求めて通報、初期消火にあたる。

② 消火活動

消防団は、消防隊の出動不能又は困難な地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動について単独若しくは消防隊と協力して行う。

（3）市民・自主防災組織等による消火活動

① 出火防止

市民及び自主防災組織等は、災害発生後直ちに、付近の市民に対し火気の停止、ガス・電気の使用停止を呼びかけ、出火の防止に努める。

② 消火活動

火災を発見した場合、市民及び自主防災組織等は、自発的に初期消火を行い、また倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努めるものとする。

（4）事業所の消火活動

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

- 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
- 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- 必要に応じて従業員、顧客等の避難
- 周辺地域の市民等に対する必要な情報の伝達
- 立入り禁止措置等の実施

4 林野火災

広域的な林野において、火災が発生した場合は、防ぎよ部は現地に指揮本部を設置し、県及び東北森林管理局等の関係機関と連絡調整を図り、次の対策を講ずる。

（1）林野火災発生時、又は他の地域に火災等が発生している場合には、住宅等密集地の火災優先の原則に基づき、必要最小限度の消火隊で活動し、以後、空中消火等を考慮した応援隊の到着を待ち、消火体制を整えた上で活動にあたる。

（2）林野火災発生時、他の地域に火災が発生していない場合は、速やかに消火体制を整え消火活動にあたる。

（3）災害対策本部長は、地上からの消火活動では消火が困難であり、航空機による消火の必要と認める場合には県への応援要請を行い、ヘリコプターによる消火活動を行うため、次に掲げる実施体制の確立を図る。なお、ヘリコプターによる消火活動は「秋田県林野火災空中消火運営実施要領」によるものとする。

① 空中消火補給基地及び臨時ヘリポートを設定するとともに、ヘリコプターが現地に到着するまでに、空中消火資機材の搬入及び補給作業従事者の配置等、作業が円滑に実施できる体制を整

える。

- ② 空中消火資機材等の輸送は、これを保管する県が現地に輸送するが、状況によっては、災害対策本部及び関係機関が協力する。
- ③ 資機材の取扱い、薬剤の攪拌等は、これを保管する県が行い、また、その指導にあたるが、災害対策本部及び関係機関においても要員等可能な限り協力・応援する。
- (4) 災害対策本部長は、さらに火災区域が拡大し、県及び他道県のヘリコプターによる空中消火活動では消火が困難であると認められるときは、知事へ自衛隊の災害派遣を求める。

5 応援要請

(1) 県への応援要請

災害対策本部長又は消防部長は、現況の消防力では対処しきれない規模の火災、救助事象等が発生した場合、「秋田県広域消防相互応援協定」及びその他の相互応援協定等に基づき、応援要請を行う。また、ヘリコプターが必要な場合は、秋田県を通じてヘリコプターの派遣等の要請を依頼する。消防総務調査班は、消防広域応援要請をした場合には、応援隊の受入れと現場への案内等の活動支援を行う。

(2) 緊急消防援助隊の応援要請

県内外の応援協定による消防力では災害に対応できない場合は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請することができる。緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう体制の確保を図る。

(3) 自衛隊への派遣要請の求め

災害対策本部長は必要に応じ、県知事へ対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。詳細については、「第2章 第1節 第13 自衛隊の災害派遣要請」による。

第3 救助・救急活動

同時多発的に多数の要救急救助者が発生した場合は、消防部は、必要に応じて警察その他関係機関と連携して、迅速かつ効果的な救急救助活動を実施する。

1 防ぎよ班の救助・救急活動

(1) 活動体制

① 災害発生初期の活動体制

- 1) 防ぎよ班は、災害発生後、直ちに災害により発生する要救出者、行方不明者等の情報（氏名、性別、年齢、災害発生場所、遭難場所、身体的特徴、衣服等）を収集する。
- 2) 上記の被害状況が把握されるまでは、原則として、配属先周辺の救助・救急活動を行い、以後、大規模救助事案の確認、並びに救急病院等の受入れ体制を把握し、広域的救助・救急体制に移行する。

② 火災が少ない場合の活動体制

火災が少なく、救助・救急事案が多い場合は、早期に救助・救急体制を確保する。

③ 情報の収集及び通信網の確保等

情報の収集及び通信網の確保等は「本節 第2 消防活動」に準ずる。

(2) 救助・救急活動

① 防ぎょ班の救助活動

防ぎょ班は、救助隊を編成、救助資機材等を準備し、行方不明者情報をもとに救助活動を行う。災害の状況等により災害対策本部の救助隊だけでは、救助活動が困難な場合は、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。

- 1) 災害の特殊性、危険性及び事故内容等を判断し、安全かつ迅速に行う。
- 2) 指揮者は、隊員の任務分担を明確に指示し、救助技術を効率的に発揮させる。
- 3) 隊員相互の連携を密にし、単独で行動しないようにする。
- 4) 救助は、救命措置を必要とする者を優先救出し、軽傷者は、消防団員、自主防災組織及び付近の市民に協力を求めて救出を行う。
- 5) 同時に救助事案が併発している場合は、多くの人命を救護できる事案を優先に、効果的な活動を行う。但し、活動人員に対し、多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先して実施する。
- 6) 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急事案が併発している場合は、火災現場付近を優先に救助の時期を失うことのないよう行動を行う。
- 7) 救出後、救急措置を必要とする場合は、付近市民に対し、現場付近の医療機関への搬送等防ぎょ班の必要な措置について指示をする。

② 防ぎょ班の救急活動

防ぎょ班は、救助現場から救護所又は救急指定病院等まで、救急車等で傷病者を搬送する。傷病者が多数発生した場合は、警察その他の機関、市民等に搬送を要請する。市内の搬送先病院で収容できない場合は、災害拠点病院へ救急車等で搬送する。

また、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

- 1) 防ぎょ班は、傷病者が多発している場合は、トリアージを実施し、救命を優先して医療機関に搬送する。なお、軽傷者には、応急処置用品を支給し、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を依頼する。
- 2) 救命措置を必要としている傷病者が多発している場合は、医療機関と連携を密にして、効果的な活動を行う。
- 3) 傷病者の緊急搬送にあたっては、軽傷者の割り込みにより、救助活動に支障を来たさないよう、十分注意し、毅然とした態度で活動する。なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を防止する。
- 4) 防ぎょ班は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、秋田県災害救急医療情報センターから、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、保健衛生班等に対して情報の伝達を行う。
- 5) 重度傷病者の搬送については、秋田県ドクターヘリ、県消防防災ヘリコプター等の有効活用を図る。

2 関係機関の救急・救助活動

防ぎょ班及び関係機関は、救急・救助活動を実施するにあたり、担当区域等を定めるなど、重複又は取り落としのないよう、十分連絡調整をした上で救急・救助活動を実施する。

(1) 警察

警察は、災害規模により、速やかに救助・救急活動を実施する。

警察は、防ぎょ班、自衛隊等の関係機関と連携し、負傷者、閉じ込められた者等の救出・救助にあたり、応急救護措置を施した後、保健衛生班又は救急隊に引き継ぎを行う。

① 救出・救護班の派遣

警察は、被害の程度に応じて、部隊を被災地域に派遣し、倒壊、埋没家屋等からの救出、救護及び避難に遅れた者の発見、救護に努める。

② 措置要領

- 1) 救出・救護活動にあたっては、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興業場等多人数の集合する場所等を重点に行う。
- 2) 救出・救護活動にあたっては、保有する装備資機材等を活用し、迅速な措置を講ずる。
- 3) 救出・救護活動にあたっては、各関係機関と積極的に協力し、負傷者等の搬出・救護に万全を期する。
- 4) 救出した負傷者は、応急措置を施した後、保健衛生班又は救急隊に引き継ぐか、又は警察車両等を使用し、速やかに医療機関に引き継ぐ。

(2) 県

災害対策本部長から、ヘリコプターによる救助活動の要請があった場合、知事は、速やかにヘリコプターによる救助活動を実施する。

(3) 自衛隊

自衛隊は、市の派遣要請の求めに基づく県知事の要請により、必要な救助・救急活動等を実施する。

(4) 海上保安部

海上保安部は、災害や事故等により発生した海難救助等必要な活動を実施する。

3 合同調整所の設置

災害現場で活動する消防・警察・自衛隊・海上保安部等の部隊は、必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行うものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMA T）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

4 市民・自主防災組織・事業所の救助活動

市民、自主防災組織及び事業所等は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

5 救助資機材の調達

災害の形態から、現有の救助資機材で有効な救助活動ができない場合は、県に対し、必要な資機材の要請を行う。また、家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

第9節 水防活動計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理班）消防部	国土交通省秋田河川国道事務所 県建設部

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

第1 計画の方針

洪水等の水災の警戒及び防ぎよ等、市内の各河川、湖沼等に対する水防上重要な措置対策の大綱は、「由利本荘市水防計画」による。

第2 水防組織

「由利本荘市水防計画」による。

第3 水防警報

「第2章 第2節 第3 水防警報・洪水予報」による。

第4 巡視及び警戒

1 巡視

水防管理者（災害対策本部長）及び消防長は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所がある場合には、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して、必要な措置を求めなければならない。

2 非常警戒

水防管理者（災害対策本部長）は水防警報が発令された場合には、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所及び既往災害箇所、その他必要な箇所を重点的に巡視し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに、「由利本荘市水防計画」のもと水防作業を開始する。

- （1）裏法の漏水又は飽水による亀裂及び崖崩れ
- （2）表法で水あたりの強い場所の亀裂及び崖崩れ
- （3）天端の亀裂又は沈下
- （4）堤防の越水状況
- （5）樋門の両袖又は低部より漏水と扉の閉まり具合の不良
- （6）橋梁その他の構造物と取り付け部分の異常

第5 水門、樋門、ダム、ため池等の操作、その他の措置

「由利本荘市水防計画」による。

第6 気象の収集・伝達図

「第2章 第2節 第5 気象予報等の伝達」による。

第7 水防警報、水防指令特別警戒水位の伝達系統図

「第2章 第3節 第3 水防警報、氾濫情報の伝達系統図」による。

第10節 災害警備計画

実施担当	関係機関
民生部（環境班）消防部	秋田海上保安部 県警察本部

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

第1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合、災害対策本部は、応急対策及び復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施し、市民の生命・身体・財産を保護する。初期的段階においては、被害実態を早期に把握するとともに、人命の保護を第一とし、避難誘導、負傷者等の救助救出等を実施する。初期的段階以降は、被災地区の秩序回復、犯罪の予防等、地域の安全と民生の安定を図るための広報及び情報活動を実施する。

なお、警察及び海上保安部は、関係機関との緊密な連携のもとに、災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、迅速な警戒体制と、情報の収集に努める。

第2 災害警備

1 災害対策本部が行う地域の防犯対策

（1）行方不明者及び迷子等の保護

① 行方不明者の相談

環境班は必要に応じ、警察署及び交番、駐在所に、相談窓口を設置し、行方不明者の搜索及び迷子等の保護に関する相談活動を行う。

② 迷子等の措置

- 1) 迷子等を保護したときは、避難所、病院その他関係機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者等の発見に努める。
- 2) 保護した迷子等のうち、保護者等の引取者がいない者及びそれが容易に判明しない者については、県児童相談所に通告し、引き継ぐものとする。

③ 行方不明者の措置

- 1) 環境班は、行方不明者搜索願いを受理したときは、避難所、病院その他関係施設に必要な手配を行うなど、該当者の発見に努める。
- 2) 環境班は防ぎょ班と連携し、行方不明者が多数に及ぶ時は、必要により部隊を編成し、大規模な被災地域を重点とした搜索活動を行い、行方不明者の発見に努める。

（2）地域の安全対策

環境班は、警察と連携し、被災地における安全な生活を確保するため、地域住民の協力を得て、災害の発生に便乗した悪質情報、窃盗犯等、被災地域に密着した犯罪の予防活動を実施する。

① 犯罪の予防

1) 地域安全情報の収集、提供

被災地における各種犯罪の発生状況及び被災地市民の要望など各種地域安全情報を収集するとともに、必要な情報を地域安全ニュースとして積極的に提供し、被災地における犯罪の未然防止等に努める。

2) 地域安全活動

被災地及びその周辺における警戒活動を強化して、一般防犯活動に努めるとともに、避難場所、食糧、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積等に対する重点的な警戒活動を行う。

② 流言飛語に対する措置

災害の発生時には、流言飛語が発生して民生の不安を招くほか、各種犯罪を誘発する原因ともなることから、被災地域等の市民に対し、災害の実態、避難者の状況、関係防災機関の活動状況等の情報を積極的に提供し、市民の不安除去に努める。

(3) 保安対策

① 鉄砲火薬類に対する措置

鉄砲火薬類の製造・販売業者及び所有者に対し、窃盗、紛失事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、家屋の倒壊等により、保管場所が被災した場合には、関係機関への保管委託及び警察署での一時預かり措置を行う。

② 経済事犯等に対する措置

商品の買占め、不当高価販売、土地家屋等の賃貸又は所有権をめぐる紛争等の事案発生に対処するため、生活経済事犯をめぐる情報の収集、主管行政機関との連絡を密に行うほか、悪質経済事犯については、重点的な取締りを行う。

2 警察が行う警備活動との連携

(1) 災害発生等の警備活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、警察が以下にあげる警備活動等を実施する場合には、災害対策本部長は、必要に応じ、環境班等の関係各班を通し、情報の収集及び連絡体制等を確立するものとする。

- 情報の収集、伝達及び被害実態の把握
- 被災者の救出、負傷者の救護及び行方不明者の調査
- 市民に対する避難指導、誘導及び危険箇所の警戒
- 被災地、避難場所及び重要施設等の警戒
- 避難経路及び緊急輸送路の確保及び交通規制、交通情報の広報
- 災害警備活動のための通信の確保並びに不法事案等の予防・取締り
- 遺体見分のための要員、場所、医師の確保及び身元確認並びに遺体の引渡し
- 二次災害の防止
- 被災者への情報伝達活動
- 報道対策
- NPO・ボランティア団体等の活動支援
- 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

(2) 警備体制

警察が、警備体制のため災害警備連絡室、災害警備室、災害警備対策本部、警察署（現地）警備本部等を設置した場合には、災害対策本部長は、必要に応じ、相互の連絡調整及び情報収集を実施する。

3 海上保安部が行う警備との連携

海上保安部は情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機により以下の措置をとった場合には、災害対策本部長は、必要に応じ、連絡調整及び情報収集を実施する。

- 災害発生地域の周辺において、犯罪の予防・取締りを行う。
- 重要施設の周辺海域において、警戒を行う。

第11節 緊急輸送計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理班・輸送班・財政班） 建設部（道路河川班・総合支所建設班） 産業部（商工班）	東北運輸局秋田運輸支局 秋田海上保安部 道路管理者 鉄道事業者 港湾管理者 県警察本部

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

第1 計画の方針

災害時における輸送の確保は、あらゆる防災活動の根幹をなすものである。災害対策本部及び関係機関は、輸送網の緊急復旧に努めるとともに、適切な交通規制等を実施して、防災活動上必要とする人員、機材、物資等の優先輸送を図る。

第2 輸送網の確保

1 道路・橋梁等

（1）緊急輸送路の確保

輸送班は、道路河川班・総合支所建設班及び道路管理者と連携を図り、緊急輸送道路となる道路の状況を優先的に点検し、交通規制、応急復旧などを行い、通行を確保する。また、道路の通行禁止、制限等緊急輸送道路における状況について、警察等と密接な連絡をとる。

① 緊急輸送路の確保

- 1) 市民の足となる道路交通を確保し、災害応急対策活動を迅速にかつ効果的に推進するため、秋田県が作成する「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、災害対策用緊急道路を確保する。
- 2) 地域によっては、指定路線を確保することが困難な場合、又は応急対策上重要となる路線については、必要に応じその他の路線を確保する。
- 3) 国・県の管理の道路について、市災害対策本部が災害対策上の必要から啓開作業（道路内の障害物を除去し車両等の通行を可能とする作業）をする場合は、各管理者に対し、その旨を通知する。
- 4) 道路の復旧にあたっては、市内建設業者に機材や資材ストックの提供を含めた協力を要請し、相互に協力して緊急道路の交通確保に努める。

② 緊急輸送道路啓開の実施

道路河川班・総合支所建設班は、県の「緊急輸送道路ネットワーク計画」の定める市内の緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに秋田県由利地域振興局建設部に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、啓開作業を実施する。なお、啓開作業にあたっては、他機関の所管する道路における啓開作業の進捗に配慮し、効率的な輸送路の確保を図る。

なお、災害時の緊急輸送活動を支援する道路啓開作業を迅速に行うための人員及び機材確保を目的として、あらかじめ応急復旧作業と関係する建設業協会等との協力体制の強化を図って

おくものとする。また、必要に応じて、自衛隊を始めとする防災関係機関と連携を図るものとする。

1) 実施機関

種類	実施機関
国の管理する道路・橋梁	国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所
県の管理する道路・橋梁	由利地域振興局建設部
市の管理する道路・橋梁	建設部道路河川班・総合支所建設班

2) 応急対策方法

ア 応急対策により、早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、盛土又は埋土の除去、橋梁の応急補強等に必要な措置を講じ、交通の確保を図るものとする。

イ 応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、道路交通の確保を図るものとする。

ウ 一路線が途絶する場合は、道路管理者は適当な迂回路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うものとする。

エ 道路施設の被害が広範囲にわたっている場合で、代替の道路が得られない場合は、同地域の道路交通が最も効果的で比較的早急に応急対策が終了する路線を選び、自衛隊等の協力を得て集中的応急対策を実施し、必要最小限の交通の確保を図る。

3) 応急復旧用資機材の整備

道路河川班・総合支所建設班は、道路啓開に必要な資機材を確保するために、事前に建設業協会等の協力を得て、その状況を把握しておくものとする。

4) 道路河川班・総合支所建設班の応急復旧作業

道路河川班・総合支所建設班は、災害対策本部長の指示又は要請があった場合若しくは大規模な災害が発生した場合は、次のとおり緊急輸送道路の確保のための作業を行う。

ア 緊急輸送道路の被害状況を確認し、危機管理班長へ報告する。

イ 災害対策本部長から指示又は要請された応急復旧工事必要区間の2車線通行確保を図る。
なお、被害の状況により、応急修理ができないと判断される場合は、所轄警察署長と協議の上、通行止め・迂回規制等の必要な措置をとる。なお、やむを得ない事情により、独自の判断で交通規制を行った場合は、速やかに所轄警察署長に通知する。

ウ 緊急輸送道路の確保作業が完了した場合、及び交通規制を行った場合は、速やかに災害対策本部長へその旨を報告する。

2 鉄道

J R 東日本は、鉄道施設が被災した場合、その被害状況に応じて、排土、盛土、仮線路、仮橋の架設等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回運転等による交通を確保する。鉄道施設が被災した場合には、災害対策本部長は、必要に応じ、企画広報部地域班を通し J R 東日本と連絡調整、情報収集を行う。

由利高原鉄道においても、同様の対応を図る。

3 港湾

船舶を利用して緊急物資を搬入する場合、耐震強化岸壁を最優先に使用させるため、港湾管理者は同岸壁での一般荷役作業を一時制限するとともに、背後のふ頭用地から支障となる荷物等を速やかに撤去又は移動させ、緊急物資の受入体制を整える。航路等についても被害状況を把握し、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国〔国土交通省〕に報告するとともに、障害物除去、避難住民の運送及び緊急物資の輸送路の確保等の応急復旧を行うものとする。なお、国〔国土交通省〕は、被災により港湾管理者からの要請があった場合には、港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。

(1) 港湾周辺施設の被害調査及び応急対策

本荘港の管理者である県は、被災した公共岸壁、ふ頭、道路等の港湾施設の被害状況を早急に把握し、速やかに応急工事を行い、港湾を介した活動に対する影響が最小限となるよう努める。

4 臨時ヘリポートの開設

(1) 開設の決定

臨時ヘリポートの開設の決定は、県からの指示又は災害対策本部長の指示によるものとする。

危機管理班長は災害対策本部長の指示があった場合、又は大規模な災害の発生を感知した場合は、災害対策本部長の指示に備えて、臨時ヘリポートの開設が可能な予定地について被害状況等をあらかじめ調査しておくものとする。

(2) 開設方法

ヘリポート設置予定場所 …………… 資料編「第6 交通に関する資料」参照

5 漁港

漁港管理者は、その所管する漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国〔農林水産省〕に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努めるものとする。

第3 道路の交通規制

1 道路情報の収集等

(1) 道路管理者による調査

道路管理者は、緊急輸送道路及び沿道の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、災害発生後速やかに巡回調査を実施するとともに、他の道路管理者と情報を交換し、応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を伝達する。

(2) 道路管理者の措置

道路管理者は、必要に応じて、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定し、できるだけ早い通行規制の予告に努めるものとする。予告の際は、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用して日時や迂回経路等を示すほか、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(3) 発見者の通報

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、また、極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は市災害対策本部へ報告するものとする。

2 交通規制の種類

【交通規制等の実施者及び状況・内容】

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止、その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法第4条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものの規制等を実施することができる。	道路交通法第5条
警察官	通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。	災害対策基本法第76条の3第1項 災害対策基本法第76条の3第2項
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第6条第4項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項、第4項
道路管理者	道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条

3 交通規制の要領

警察署長は、災害の発生に伴い、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保する必要があると認める場合は、主要交差点や自動車専用道路の出入口等に警察官を配備し、必要な交通規制を実施することができる。一方、災害対策本部長は、避難の指示を行うなど、その必要があると認める場合は、直ちに警察署長に連絡し、交通規制の実施を要請し、安全避難の確保に努める。

4 緊急通行車両の確認及び交通規制

(1) 申請手続き

知事又は公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令第33条の2の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

輸送班は、災害対策に使用する車両について、「緊急通行車両確認申請書」を秋田県又は公安委員会に提出する。秋田県又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

(2) 緊急通行車両等の事前届出について

公安委員会では、緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理している。

事前届出車両については、緊急通行車両の確認申請を受けた場合、確認に係る審査を省略し証明書及び標章が直ちに交付される。

(3) 公安委員会は、市、県と連携を図りながら交通状況の把握に努め、緊急交通路（注1）の確保にあたる。

(4) 公安委員会は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるために、緊急の必要があると認められる時は、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

(5) 緊急交通路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、被災地への流入車両等を抑制するため必要があるときは被災地に隣接する県公安委員会とともに周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

（注1）緊急交通路とは、災害が発生した場合に、災害応急対策に従事する車両以外の通行が禁止又は制限される道路である。

5 運転者のとるべき措置の周知徹底

警察等が緊急輸送道路を確保するため、交通規制等を実施する場合には、広報班は、運転者等に対して、以下の内容について、広報活動を行い、周知徹底を図る。

(1) 走行中の車両運転者に対する措置

- ① できる限り安全な方法により、車両を道路左側に停止させること。
- ② 停止後はカーラジオ等により、災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応

じて行動すること

- ③ 車両を置いて避難するときは、できるだけ、道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のための車両使用の禁止

津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

(3) 交通規制が行われた通行禁止区域等における一般車両の通行禁止又は制限

- ① 速やかに車両を次の場所に移動させる。

○道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

○区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

- ② 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車させる。
- ③ 通行禁止区域内においては、警察官の指示によって車両を移動又は駐車するが、その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないため、措置をとることができない場合には、警察官が自らのその措置をとることがあり、この場合やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

6 災害時における放置車両及び立ち往生車両等の移動

- (1) 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下、「道路管理者等」という。）は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (2) 道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。
- (3) 道路管理者は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議の上、補償するものとする。
- (4) 公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請するものとする。
- (5) 県は、市道を活用し、緊急通行車両の通行ルートを確保する必要があるときは、市に対し、広域的な見地から指示を行うとともに、国道路管理者又は高速自動車道路管理者に対し必要な要請を行うものとする。

第4 道路啓開等

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国〔国土交通省、農林水産省〕に報告するほか、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い道路機能の確保に努めるとと

もに、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努める。必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために、国土交通大臣は、道路管理者である市及び県又は港湾管理者に対し、農林水産大臣は、漁港管理者に対し、県知事は、道路管理者である市に対し、広域的な見地から指示を行う。

路上の障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）について、道路管理者等、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。

また、国〔国土交通省〕は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開を代行できる制度を活用し支援を行う。加えて、国〔国土交通省、防衛省等〕は、合同会議、調整会議などにおける対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、地方公共団体のみでは迅速な対応が困難な場合には、適切な役割分担等の下、道路啓開を実施する。

第5 海上の航行規制

港長(特定港以外にあっては、秋田海上保安部長)及び海上保安部が以下にあげる航行規制及び警戒区域の設定を実施する場合には、災害対策本部長は、必要に応じ、危機管理班を通し、連絡調整及び情報収集を実施するものとする。

1 航行規制の要領

(1) 港長(特定港以外にあっては、秋田海上保安部長)

災害時により、港湾施設の損壊、航路の閉鎖等船舶交通に危険が予想される場合、又は生じた場合は、速やかに航行制限や航泊禁止の必要な措置をとる。

(2) 海上保安部

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 船舶交通の輻輳が予想される海域については、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- ② 海難の発生、その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- ③ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある時は、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じる。
- ④ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- ⑤ 水路の水深に異常を生じたおそれがあるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路内航行船舶の安全を確保する。
- ⑥ 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第6 輸送

災害時の緊急輸送は、現場における緊急度、物資の種類及び数量に基づき効率的に行わなければならない。このため、災害時における輸送の主体は自動車輸送とし、自動車輸送が困難な場合には、鉄道、船舶、ヘリコプター等を輸送手段として確保するものとする。市長は関係事業者に対し協力を要請するとともに、特に必要があると認められる時には従事命令及び公用負担の権限を行使する。

1 輸送の対象

- (1) 被災者
- (2) 飲料水及び食糧品
- (3) 救助用物資
- (4) 災害対策のための要員及び資機材
- (5) その他必要な人員、物資等

2 輸送の手段

(1) 自動車による輸送

災害時における輸送の主体は自動車輸送とする。

(2) 鉄道による輸送

自動車輸送が困難なとき、又は鉄道による輸送が適切であると判断される場合に、災害対策本部長は、JR 東日本に鉄道による輸送を要請する。

(3) 船舶による輸送

陸上輸送路が使用できないとき、又は船舶による輸送が適切であると判断される場合に、災害対策本部長は秋田海上保安部（海上保安庁）へ応援要請を行う。

(4) 航空機（ヘリコプター）による輸送

緊急を要する人員、物資を輸送する場合に、必要に応じ災害対策本部長は、県に対し応援要請を行う。

(5) その他の輸送

自動車等による輸送が不可能なときは、人力等による輸送を行う。

3 輸送力の確保

(1) 自動車の確保

① 市保有車両の確保

災害発生後に必要と認めた場合、輸送班長は、輸送活動に使用可能な市保有車両の状況について把握し、災害対策本部長へ報告する。

② 民間車両の確保

市保有車両で不足が生じた場合は、民間業者に車両の調達を要請する。

1) 調達の方法

車両が不足する場合は、輸送班は車両等の調達必要数及び調達先を明確にし、要請する。

2) 車両の待機

市内の各輸送業者等は、市から要請があった場合には、供給可能台数を各事業所に待機させる。

3) 借り上げ料金

借り上げに要する費用については、市が当該輸送業者等と協議して定める。

4) 県への要請

市内で調達が不可能な場合に、必要に応じて、県へ車両の調達を要請する。

③ 配車

輸送班は、各部で所有する車両及び応援派遣された車両を総合的に調整して配分する。

1) 輸送班長は、災害の状況に応じて、必要とする車両の待機を各部に対し要請する。

2) 災害対策本部長の指示により、輸送班長は、輸送計画を樹立し、活動の停滞がないように努める。

3) 輸送に従事する車両は、災害輸送の表示をし、すべて指定された場所に待機する。

4) 車両の出動は、すべて配車指令により行い、業務完了の場合は、直ちに帰着し、その旨輸送班に報告する。

5) 配車指令にあたる職員は、常に車両活動状況を記録し、配車の適性を期する。

6) 車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所管する各部及び事業所の要員をもってあてる。

7) 防災関係機関からの要請があったときは、待機車両の活用により可能な限り協力する。

④ 燃料の確保

車両等の燃料の確保については、市指定の供給業者に対してあらかじめ定められた方法により燃料の供給を要請するものとするが、確保が困難な場合は、商工班を通じて県や秋田県石油商業組合等の関係機関に対して協力を要請する。

(2) その他の輸送力の確保

輸送の手段	輸送力確保のための措置等
鉄道による輸送	地域班長は、道路の被害等により、車両による輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資を確保した場合は、JR 東日本株式会社等に協力を要請する。
船舶による輸送	危機管理班長は、船舶が必要な場合は、海運事業者等に協力を要請する。
航空機（ヘリコプター）による輸送	危機管理班長は、ヘリコプターが必要な場合は、災害対策本部長を通して、県に対して県消防防災ヘリコプターの応援要請を行う。 さらにヘリコプターが必要となった場合には、県を通して自衛隊へ派遣を依頼する。

4 輸送拠点・集積場所

(1) 救援物資の各施設への配送

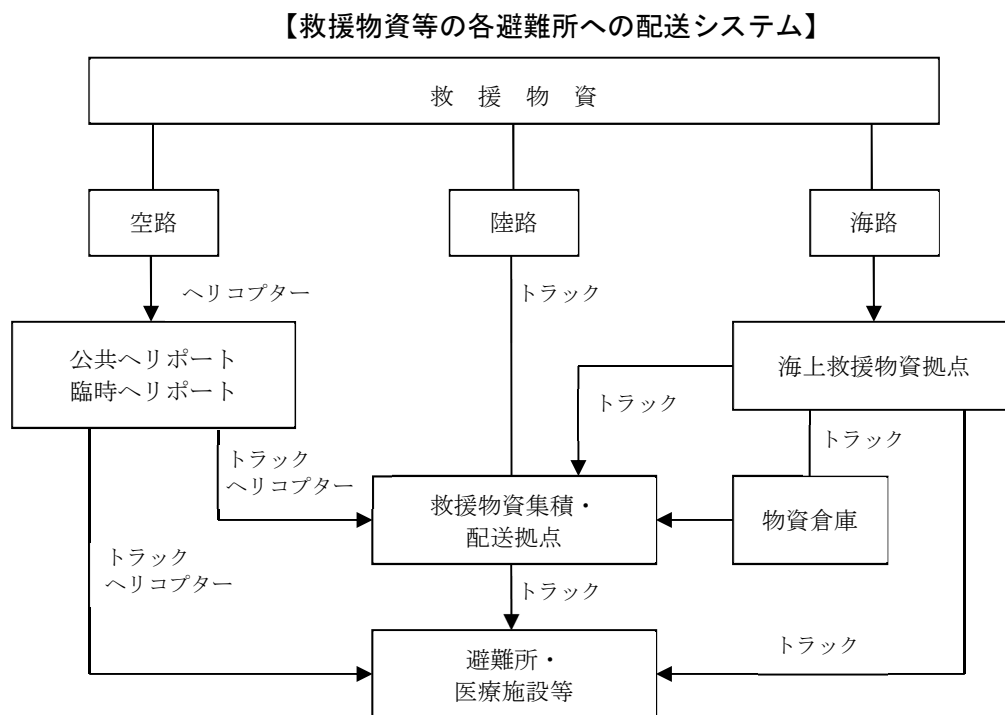
救援物資の受付、配送等の対応業務を総合的に行うため、輸送班・財政班員からなる専門班を集積場所におく。

① 業務の内容

- 1) 救援物資の受付
 - 2) 救援物資の集積状況の把握
 - 3) 救援物資の配送指示
 - 4) 集積、配送状況等の情報の提供
 - 5) 救援物資配送計画の作成
 - 6) 食糧、生活必需品等の調達
 - 7) 輸送車両等の配車指示、借り上げ等
- (2) 集積・配送拠点への人員配備

集積拠点等へは、輸送班、財政班で構成する班員を管理・情報要員として派遣し、集積・仕分け、指示、輸送車両の配車指示などの業務にあたる。なお、集積や仕分け等の人員については、各部への動員要請やボランティア等の協力によるものとする。

なお、配送システムについては、次のとおりである。



第7 緊急輸送

傷病者、医師、避難者などの人員輸送、又は食料・生活用品などの物資輸送、又は医薬品等の緊急輸送については、迅速かつ積極的に実施する。災害対策本部長は、必要に応じ、県及び秋田海上保安部（海上保安庁）へ応援を要請し、機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を使い分け、有効に活用する。

緊急輸送の対象の想定は、次のとおりとする。

第1段階	避難期	1 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等の人命救助に要する人員及び物資 2 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 3 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、

		ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等 4 負傷者の後方医療機関への搬送 5 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	輸送機能確保期	1 上記（1）の続行 2 食糧、水等の生命維持に必要な物資 3 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	応急復旧期	1 上記（2）の続行 2 災害復旧に必要な人員及び物資 3 生活必需品

第8 災害派遣等従事車両に係る手続き

他の都道府県等が被災し、災害派遣等従事車両に対する有料道路料金の免除措置の決定通知があった場合において、市に対して被災地救援等のために有料道路を使用したい旨の申し出があった場合、市は、災害派遣等従事車両取扱い要領の規定に基づき「災害派遣従事車両証明書」を発行する。

第9 被災地域の安定的な人流・物流機能の確保

国〔国土交通省〕が、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、市、公共交通事業者、有識者等との間において、被災地域における交通量抑制の呼びかけや、広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策などを統括的に実施するための体制を構築する場合、その連携に努めるものとする。

第12節 給食、給水計画

実施担当	関係機関
民生部（民生班）健康福祉部（福祉班） 総合支所（市民サービス班）ガス上下水道部 産業部 総務部（輸送班）	農林水産省（総合食料局食糧部食糧貿易課） 県生活環境部 県農林水産部

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

第1 計画の方針

災害発生直後の食料及び飲料の確保は、被災者の生命維持を図る上で最も重要な対策であり、これらのうち、本節では、炊き出しによる食品の給与及び給水車等による給水について、必要な事項を定める。

第2 給食

災害によっては、炊事はもちろんのこと、食糧の確保さえも困難になった場合には、被災者の生命・身体を確保するため、迅速に食糧の供給活動を行うものとする。また、必要に応じて応急対策に従事する者に対しても食糧の供給を行う。

1 炊き出しによる食品の給与

福祉班、総合支所市民サービス班は、被災者に対する炊き出し等を実施する。その際は、災害救助法に定める基準に従うものとする。

（1）実施機関

避難所等における炊き出しは、福祉班、総合支所市民サービス班が実施する。

（2）対象者

食糧供給の対象者は、次のとおりとする。

- 避難所に避難している人
- 住家が被害を受け、炊事のできない人
- 住家に被害を受けて、一時縁故地等へ避難する人
- 旅行者、市内通過者などで他に食糧を得る手段のない人
- 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- 災害応急活動従事者（これは、災害救助法の実費弁償の対象外である。）

（3）供給数の把握

民生班は、避難者や災害従事者等に食糧を供給するため、次の方法により必要数を把握する。

- 災害対策本部に集められる被害情報による概数の把握
- 民生班が集計した避難者名簿による把握（乳幼児の数、高齢者の数、その他一般市民等の数）
- 危機管理班が各部の協力を得て集計した災害応急対策活動従事者数の把握
- 危機管理班が各部、関係機関、町内会長及び自主防災組織等の市民組織の協力を得て集計した住宅残留者数の把握

(4) 災害時における食糧の応急供給の基準

① 応急供給を行う場合

災害が発生し、又はそのおそれのある場合で、災害対策本部長が必要と認めたとき

② 炊き出し、その他による食品の供給

- 1) 避難所に避難している者、住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者
- 2) 被災者が直ちに食することのできる現物による。
- 3) 費用は災害救助法及び関係法令の定めるところによる。
- 4) 実施期間は、災害発生の日から7日以内とする。但し、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日以内を現物により供給する。

③ 緊急措置

災害対策本部長が、緊急のため、事前に知事に連絡できないときは、現地供給機関と協議のうえ、食品の供給を行い、事後速やかに災害発生の日時、場所、供給人員、供給品目、供給数量及び受領責任者等の事項を知事に報告するものとする。

(5) 食糧の供給品目

① 災害に応じた品目選定

食糧の供給にあたっては、災害発生の季節やライフライン機能の被害状況に応じた品目を選定して供給する。

② 被災者数及び被災者の考慮

避難所等における被災者数及び被災者の年齢構成、健康状態等を把握し、状況に応じた食糧品目の選定及び必要数量の設定を行う。特に要配慮者に配慮した品目の供給に配慮する。

③ 基本的な品目

米穀類（米飯を含む。）・麺類・乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて、肉類・乾加工品類・缶詰類・そ菜類及び漬物等の副食、味噌・醤油及び塩等の調味料等を供給するものとする。なお、乳児に対する供給は、原則として粉ミルクとする。

(6) 炊き出し実施方法

① 炊き出しの実施方法

- 1) 炊き出しは、避難所内又は、その近くの適当な場所を選定し、実施する。
- 2) 配給もれ又は重複供給者がないようにするため、組・班等を組織し、各組に責任者を定め、対象者を掌握する。

② 炊き出しの実施責任者

福祉班長、総合支所市民サービス班長は、各炊き出し実施場所に責任者を配置する。

③ 炊き出し実施上の留意点

- 1) 献立は栄養価を考慮するが、被災状況により食器等が確保されるまでは握り飯や乾パン、缶詰等を配給する。
- 2) 炊き出しにおいては、食品衛生に心がける。
- 3) 食糧の配給や炊き出しにあたっては、避難所等における自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施するものとする。

(7) 炊き出し等に関わる広報

福祉班、総合支所市民サービス班長は、被災地区住民に対し炊き出し等を実施する場合には、配給方法、配給場所等について、混乱が生じないように、場所や時間等の内容について、広報班へ連絡を行う。これを受け、広報班は、炊き出し等について、広報車、防災行政無線、貼紙、放送機関等を利用し、市民への広報を実施する。

2 食糧の調達

(1) 実施機関

食糧の調達の実施機関は、次のとおりとする。

品目等	実施機関
米穀、野菜	農林水産班
調味料、その他副食	商工班
輸送	輸送班

(2) 食糧の確保

① 米穀の調達

米穀は、農林水産班が、市内の米穀小売、卸売業者から調達するが、災害救助法が適用され、小売、卸売業者の所有米穀で不足する場合は、知事に要請する。知事は政府所有米穀の供給が必要と判断される場合は、災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀の数量を、農林水産省(政策統括官付穀物課)へ要請する。また、交通・通信の途絶により知事へ要請ができない場合は、災害対策本部が直接、農林水産省(政策統括官付穀物課)へ要請することができるものとする。災害対策本部が直接、農林水産省(政策統括官付穀物課)へ連絡した場合は、必ず、県へ連絡するものとする

② 食品の調達方法

農林水産班及び商工班は、災害の状況及び配給を必要とするり災者数を確認し、市が備蓄する食品及び応援協定に基づき締結業者等から調達した食品を、り災者に供給する。同時に農林水産班及び商工班は各市場と物資調達のための連絡調整を行う。

③ 副食・調味料及び野菜の調達方法

副食(佃煮、梅干し等)、調味料(塩、味噌、醤油等)、野菜等は小売業者及び応援協定締結業者などから調達し、災害が甚大で市内での物資の調達が困難な場合は、県及び、援助協定締結都市に援助協力を要請する。また、粉ミルク等については、備蓄品で不足した場合、薬局など粉ミルク販売業者から調達する。

(3) 食糧集積地の選定及び管理

① 食糧集積地の選定

農林水産班長、商工班長、輸送班長は、協議の上、交通及び連絡に便利な公共施設、その他適当な場所を食糧の集積地として選定し、調達した食糧の集配を行う。

② 集積地の管理

農林水産班長、商工班長は、食糧の集積を行う場合、輸送班長と連携のもと、集積地に管理責

任者及び警備員等を配置し、食糧管理の万全を期するものとする。

第3 給水

生命を維持していくためには、飲料水は必要不可欠である。災害によって、水道機能の停止等により、飲料水の確保が困難になった場合は、ガス上下水道部及び総合支所は、水道施設等のり災と同時に、活動を開始し、飲料水の供給に万全を期するものとする。

1 実施機関

被災者又は断水地域における市民の飲料水の確保は、ガス上下水道部及び総合支所が実施する。

2 対象者

(1) 優先給水

ガス上下水道部は、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、断水地区の医療機関等の重要施設に対し優先給水を行う。

(2) 被災者

災害のため、水道、井戸等の供給施設が破損し、飲料水が汚染し、又は枯渇のため、現に飲料水が得られない者。

3 応急飲料水の確保

ガス上下水道部は、災害のため水道の浄化機能が著しく低下している場合には、次の方法等により応急飲料水を確保する。

(1) 応急給水計画の作成

ガス上下水道部及び総合支所は、応急給水計画を作成し、飲料水の確保に努める。

① 水道機能の被害状況の把握

飲料水の供給にあたっては、水道機能の被害状況を早期に把握する。被害状況の把握方法等は、主に次によることとする。

把握方法	把握内容
○各部から、集められる被害状況	・断水地区の範囲
○県や警察署等の関係機関において把握された被害状況	・断水地区の人口、世帯数
○市民からの通報	・避難所及び避難者数

② 応急給水計画を作成

水道機能の被害状況を早期に把握し、断水状況に即した応急給水計画を作成する。計画の内容は主に、次によることとする。

項目	内 容
拠点給水場所の設定	避難所又は被災地の公園等
活動計画作成	○給水ルート ○給水方法 ○給水量 ○人員配置 ○広報の内容・方法等 ○資機材の準備 ○水質検査

項目	内 容
応援要請	市内水道事業者、他市町村、県、自衛隊等

③ 給水目標水量の設定

確保すべき目標設定の目安は、次のとおりとする。

3日まで 1人1日3リットル（飲料水）

4日以降 1人1日20リットル（飲料水＋生活用水）

（2）応急給水資機材の調達

ガス上下水道部は、作成された給水計画に基づき、必要となる応急給水資機材等の調達を実施する。市内で、確保・調達が難しい場合には、相互応援体制に基づき他市町村の水道事業者に応援を求め、さらに必要となった場合には、県に調達を要請する。

（3）飲料水の確保

災害のため、水道の浄化機能が著しく低下している場合は、次の方法等により応急飲料水を確保する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○配水池等構築物の貯留水を利用○近隣市町の水道水を利用○被災地近辺の水質の良好な井戸水、湧水を取水し、直ちに塩素消毒して飲料水として利用 |
|--|

4 応急飲料水の供給方法

ガス上下水道部は、被災地区の道路の事情を勘案し、指定避難場所等に対する拠点給水あるいは、給水車等による運搬給水により応急給水を行うものとする。

また、水道施設の応急復旧の進捗状況に合わせて、適宜、仮設給水栓を設置し、応急給水を行う。

（1）車両（給水車）による給水

避難所等に収容されている被災者及び在宅等の被災者で、災害対策本部長が必要と認めた被災者に対して拠点給水を実施する。

拠点給水の場所については、ガス上下水道部長が総務部長等の意見を聞いて設定するものとする。

5 災害時の協力体制

（1）協定等に基づく応援要請

ガス上下水道部長は、飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、日本水道協会秋田県支部が定める「日本水道協会秋田県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱」に基づき応援を要請する。

（2）自衛隊の災害派遣要請

上記（1）の応援によっても処理できない場合は、災害対策本部長は、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を行う。

6 応急給水時の広報

ガス上下水道部は、被災地区住民に対し応急給水を実施する場合には、応急給水方法、給水拠点の場所、飲料水調達方法について混乱が生じないように、給水の場所や時間等の内容について、「第6節 広報計画」に基づき広報車、防災行政無線、貼紙、放送機関等を利用し、市民への広報を実施する。

7 応急飲料水以外の生活用水の確保及び供給

ガス上下水道部は、応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の水量の確保及び供給に努める。供給目標水量については、上記3（1）③の表による。

8 災害救助法に基づく飲料水の供給

災害救助法が適用された場合の同法に基づく飲料水の供給は、災害発生の日から7日以内とし、そのために支出できる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水に必要な薬品及び資材費とする。

9 給水活動の配慮事項

上記のほか、次にあげる事項について配慮するものとする。

（1）衛生面の配慮

市及び県は、被災地区住民が飲料水を確保するため遊休井戸や緊急に掘削した井戸水を利用しようとする時は、事前に水質検査を実施するよう指導を行うとともに、水の保管上の注意事項について広報を実施し、応急給水された水の衛生を確保する。

また、災害時に被災住民等に対し飲料水の供給が行えるよう流通業者等からの飲料水の調達体制を整備するほか、市は飲料水にも活用できる耐震性貯水槽の整備に努めるものとする。

（2）要配慮者への配慮

家屋等に被害がない断水地域では、避難所への避難をせず、水道の復旧まで在宅のまま過ごす市民も多いと考えられる。しかし、市民の中には、給水拠点まで出向くことが負担になる高齢者や障がい者等も存在することから、このような要配慮者への応急給水には十分に配慮するものとする。

（3）市民の協力

給水時の混乱防止や、高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援について、自主防災組織やボランティアに協力を依頼する。

第13節 生活必需品等供給計画

実施担当	関係機関
総務部（財政班・輸送班） 健康福祉部（福祉班）産業部（商工班）	県総合防災課

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

第1 計画の方針

災害時において、被災者が日常生活に欠くことのできない衣料等の生活必需品の確保と供給を迅速確実に行い、民生の安定を図る。なお、災害救助法が適用された場合には、物資の調達、市までの搬送は県で行い、支給については、知事の補助機関として、市が実施する。

1 実施機関

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の供給又は貸与は、災害対策本部長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合の供給物資の確保及び市までの搬送は、原則として知事が行い、被災者に対する支給は災害対策本部長が実施する。

なお、財政班は救援物資受入れ管理及び備蓄倉庫物品払出管理を担当する。これらの生活必需品物資のり災者に対する配給計画については福祉班・輸送班が担当する。また、商工班は不足する生活必需品物資の確保について、関係機関に対して物資調達の協力要請を担当する。

2 生活必需品物資の範囲

供給する物資は、原則として災害救助法の規定する物品とし、その他は必要に応じて供給する。

【供給する物資例】

- 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- 日用品雑貨（石鹸、タオル、手拭き、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトペーパー、ゴミ袋、軍手、サンダル、傘、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等）
- 衣料品（作業着、靴下、洋服、子供服、運動靴等）
- 肌着（シャツ、パンツ）
- 炊事道具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切、炊飯器、ガス器具等）
- 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）
- 光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ、木炭等）
- その他（上敷きゴザ、ビニールシート等）

3 対象者

物資供給の対象者は、次のとおりとする。

- 避難指示等に基づき避難所に収容された人
- 災害により住家に被害を受けた人
- 被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人

第2 燃料の確保

市は、市内各スタンドとの協定提携等により、災害時の燃料等の確保を図る。また、冬期間は豪雪等による孤立の危険もあるため、暖房用の燃料確保もあわせて確保するものとする。

第3 生活必需品物資の確保と輸送

1 生活必需品の確保

(1) 需要の把握

災害対策活動従事者を除き、「第2章 第12節 給食、給水計画 第2 給食」を準用する。

(2) 調達方法

商工班は、財政班・福祉班が把握した物資の需要数をもとに、関係各部及び県と連絡を密にして、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに、商工会等の市内協定業者等からの調達ルート、県等からの調達ルートを活用し、生活必需品の確保を図る。

なお、確保すべき目安は、概ね次のとおりとする。

区分	期間目安	措置の目安
第一次応急生活必需品の確保 (災害発生直後) ※被災直後の最低限の生活を維持するために必要な物資	災害発生後 3日まで	① 毛布1布(布団がない場合1人3枚) ② 布団類(要配慮者用優先) ③ 敷物(発泡スチロール製等) ④ 衣料品・肌着 ⑤ 日用品雑貨(トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ちり紙、生理用品、紙おむつ) ⑥ 冷暖房用品(使い捨てカイロ、ストーブ、扇風機等) ⑦ 食器類(箸、コップ、皿、ほ乳びん、缶切等) ⑧ 光熱材料(使い捨てライター、カセットコンロ)
第二次応急生活必需品の確保 (復旧期) ※当面の生活不安から開放するとともに自力復旧への意欲を支えるために必要な品	災害発生後 4日目以降 7日目まで	① 衣料品・肌着 ② 日用品雑貨(タオル、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、生理用品、紙おむつ、石鹸、洗剤、歯ブラシ等) ③ 冷暖房用品(使い捨てカイロ、ストーブ、扇風機等) ④ 食器類(箸、コップ、皿、ほ乳びん、缶切等) ⑤ 光熱材料(使い捨てライター、カセットコンロ)
第二次応急生活必需品の確保 (移行期)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	① 教養娯楽品等 ② その他

区分	期間目安	措置の目安
※被災者の精神的安定とストレス発散のために必要な品		

(3) 県や近隣市町への協力要請

財政班・商工班は、多大な被害を受けたことにより、市内において生活必需品の調達が困難と認められるときは、県及び近隣市町に対して協力を要請する。

2 生活必需品の輸送

(1) 生活必需品集積地の選定及び管理

「第2章 第12節 給食、給水計画 第2 給食」を準用する。

(2) 生活必需品の輸送

物資の輸送は、輸送班が福祉班の指示のもと、関係機関等の協力を得て実施する。但し、災害救助法が適用された場合は、集積地までの輸送は県が実施するものとし、集積地から各避難所等までの物資の配送を、輸送班が実施するものとする。

第4 生活必需品物資の配分方法

1 配布についての配慮

物資の配布は、避難所を中心として、その周辺の在宅被災者も含めた形で要望に応じて対応する。その際、避難所運営責任者や避難所自治会組織の代表等と調整を図り、被災者に対して十分な周知を行う。また、配布要望に対し避難所間で格差の生じないよう配慮することが必要である。

2 人員の確保

供給に際しては、集積地からの搬出、小分け、配布等の極めて人手を要する作業が生じることから、これらはボランティア等の協力を要請する。

3 配分方法

(1) 配分計画の作成

福祉班は、把握された需要から、救援物資配分計画を作成し、被災者に対する迅速かつ適切な供給を行う。配分計画を作成するにあたっては、次の事項を明確にするものとする。

- 救助物資を必要とする被災者数（世帯人員毎とする）
- 救助物資の品名、数量
- 救助物資の受払数量

(2) 配分方法

福祉班は、救助物資配分計画により、各地区の自治会の代表者、ボランティア等の協力を得て、被災者に対し物資を配布し、「生活物資受払簿」に記載するものとする。

第5 被災状況のある場合における政府への要請

市及び県は、被災状況にある場合、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は政府本部に対し、物資の調達を要請するものとする。

第14節 優先給油計画

実施担当	関係機関
産業部（商工班）	

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

第1 石油商業協同組合との協定に基づく優先給油の実施

市は、災害応急対策を行うにあたり、緊急支援車両や避難所の暖房などに必要な燃料の不足が見込まれる場合には、県が秋田県石油商業協同組合・秋田県石油商業組合との間で締結している「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、当該車両、施設等への優先給油を県に要請する。

第2 燃料油に係る情報の収集・提供

市は、災害発生時、県及び石油流通関係事業者等から燃料油の供給に関する情報を収集するとともに、それらの関係機関と連携しながら、市民へ情報を提供する。

第3 国及び県における優先給油の調整

国〔経済産業省〕は、被災都道府県が複数にまたがる場合、必要に応じて都道府県への燃料の優先供給に係る調整を行い、県は、被災市町村が複数にまたがる場合、必要に応じて市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

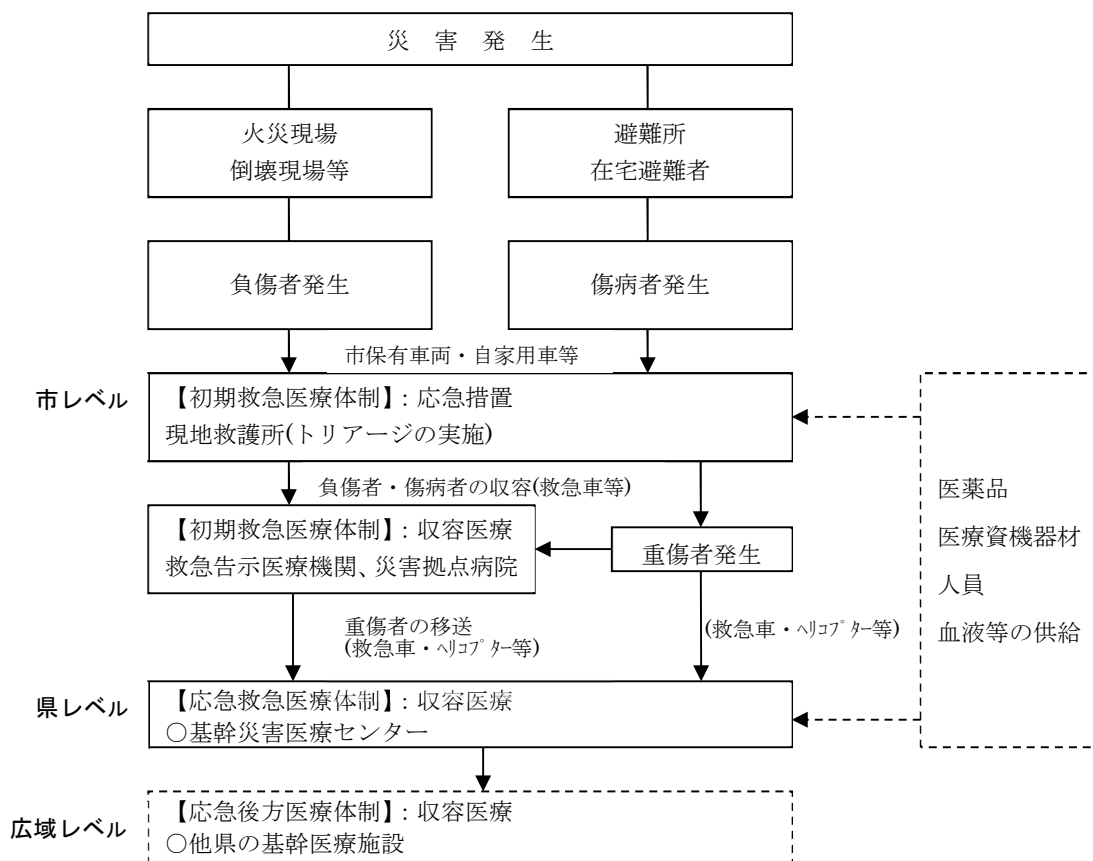
第15節 医療救護計画

実施担当	関係機関
健康福祉部（保健衛生班）総務部（輸送班） 消防部	東北厚生局 日赤県支部 県医師会 県健康福祉部 県警察本部、由利本荘医師会

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

第1 計画の方針

同時多発的で、大規模な災害が発生した場合は、市内で多数の傷病者が発生することが予想される。その場合、傷病者が一斉に一部の医療機関に集中し、医療機関が一時的に混乱したり、医療活動が停滞したりすることが考えられる。このため、傷病者の医療活動を迅速かつ的確に実施し、市民の生命を最優先に守るため、初期医療体制や搬送体制の強化を図る。



第2 初期医療体制

1 実施体制

災害救助法が適用された場合は、知事が実施するが、救助の実施に関する事務の一部を委任された場合又は緊急のため知事の実施を待つことができない場合は、知事の補助機関として市災害対策本部長が実施する。

災害救助法が適用されない場合においても、被害の程度等により適用された場合の規定に準じて市災害対策本部長が実施する。

(1) 医療の範囲

医療の範囲は、病院その他の医療施設において本格的な治療を受けるまでの応急措置とし、その内容は、概ね以下にあげるとおりとする。

- ① 診療
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他の治療及び施術
- ④ 看護
- ⑤ 助産

(2) 実施期間

医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(3) 初動体制の確保

- ① 市災害対策本部長は、由利本荘医師会の協力を得て、医療等の確保、医療救護班の編成、救護所設置及び傷病者の手当て並びに医薬品、医療用具、衛生材料の手配等を実施する。
- ② 災害対策本部長は、市のみの医療救護活動で対処できない場合は、県へ応援を要請する。
- ③ 由利本荘医師会は、災害対策本部長から要請があった場合で、緊急の場合及び医療機関に収容する必要がある場合には、会員の管理する医療施設の使用等について協力するものとする。また、災害時に迅速かつ的確に医療活動を行うためには、まず、医療機関の情報を迅速かつ正確に把握することが最も重要であり、保健衛生班及び消防部及び医療関係者は、連携し、密接な連絡調整及び情報収集を行うよう努める。なお、被災地内の医療機関が機能不全に陥った場合には、参集可能な医師等が中心になって、医薬品の確保等を考慮しながら、安全な場所に応急救護所を設置し、応急医療を行う。

(4) 医療救護班による医療活動

① 医療救護班の出動要請

災害対策本部長は、災害の発生を知ったときは、直ちに保健衛生班を現地に派遣し、その状況を把握するとともに、知事、関係機関に、災害の状況等を通報するほか、必要に応じ由利本荘医師会に対し、医療救護班の出動を要請する。災害対策本部長は、必要に応じ知事に対して、医療救護班の出動その他救急医療活動に必要な措置について要請する。

② 医療救護班の出動要請の方法

災害の発生により、災害対策本部長が由利本荘医師会又は知事に対して、医療救護班の出動を要請するときは、以下にあげる事項を明らかにして、電話等により要請するものとし、事後速やかに文書を送付するものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○災害発生の日時及び場所○災害の原因及び被害の概況○出動を要する人員(班)及び機材○その他必要な事項 |
|---|

③ 医療救護班による医療活動

1) 医療救護班の編成

ア 標準的な編成は、医師1人、看護師長1人、看護師2人、その他（事務連絡員、運転手）2人の合計6人とする。

イ 医療救護班の編成にあたっては、由利本荘医師会と十分協議しておくものとする。

ウ 医療救護班員は災害の規模及び状況により班員を増やすとともに、医療を必要とする被災者の増大により医療活動が十分でないと認められるときは、県、日本赤十字社及びその他関係機関に協力を要請する。

2) 医療救護班の輸送

輸送班は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

④ 医療救護班の業務

医療救護班は、被災者の健康診断を行うため、医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアと連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。医療救護班の業務は次に示すとおりとする。

- 被災者のトリアージ
- 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- 死亡の確認
- 遺体の検案
- その他状況に応じた処置
- 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

(5) トリアージの実施

- ① 医療救護班の医師は、被災地において、トリアージ・タグを用いてトリアージを実施し、重傷患者は原則として最寄りの「災害拠点病院」への搬送を指示するとともに、重傷患者の症状等により必要と認められる場合には県内他地域及び県外の「災害拠点病院」への搬送を検討する。
- ② 医療救護班は、重傷患者の「災害拠点病院」等への搬送にあたっては、「地域災害医療対策本部」に配置されている県の地域医療災害コーディネーターが「災害拠点病院」等との連絡調整にあたる。

(6) 応急救護所

① 応急救護所の設置

1) 応急救護所を設置する場合

- ア 災害発生により、医療機関が不足し、又は機能が停止した場合
- イ 災害発生により、交通が途絶し、医療が受けられなくなった場合
- ウ 医療機関が被害を受け、診療のための人的、物的設備の機能が停止した場合

2) 医療救助を受ける者

医療救助を受ける者は、原因、発生日時、被災者等を問わず応急的治療の必要があるものとする。

3) 応急救護所の指定順位

応急救護所は、概ね次の順位により開設する。

ア 傷病者の多発地域の病院、診療所

イ 外科施設を有する病院又は診療所

ウ イ) 以外の病院

エ 病院、診療所で収容できない時、又はこれらの施設がない時は、保健センター、学校、集会所、公民館等

4) 応急救護所の表示・広告

応急救護所を開設した場合は、その表示を行い、一般に周知するとともに、夜間は文字表示の赤色灯を掲げるものとする。

② 現地総括者及び現地医療指揮者

1) 現地総括者

民生部保健衛生班長を現地総括者と定め、災害現場において現地医療指揮者及び現場出動各部門責任者と現場活動が円滑に推進するよう必要な連絡協議を行い、業務の総合調整にあたる。

2) 現地医療指揮者

由利本荘医師会長を現地医療指揮者と定め、災害現場及び現地応急救護所における各医療救護班の医療活動の指揮をとる。

③ 医療

1) 診療

2) 薬剤又は治療材料の支給

3) 処理、手術その他の治療及び施術

4) 看護

5) 助産

(7) 応援要請

市災害対策本部長は、市の能力を超える場合は、県へ応援を要請する。

2 災害派遣医療チーム（DMAT）

(1) DMATの活動

DMATについては、日本DMAT活動要領の規定を基本とし、県とDMAT指定病院との協定に基づき活動する。

DMATは、市災害対策本部等のもとで活動することを基本とし、その業務は、次のとおりとする。

- 災害現場での医療情報の収集及び伝達
- 災害現場でのトリアージ並びに応急治療及び搬送等
- 広域医療搬送拠点等での医療活動
- 他の医療施設に対する医療支援
- その他災害現場での医療救護活動に必要な措置

(2) DMA T県調整本部の設置

- ① 県災害医療対策本部は、県内で活動する全てのDMA Tを指揮・調整するDMA T県調整本部を県災害医療対策本部の指揮下に設置する。
- ② 秋田DMA Tの統括は、DMA T県調整本部の責任者を指名する。

(3) 地域災害医療コーディネーターによる調整

DMA T活動と並行して、また、DMA T活動の終了以降、県、他都道府県や各種団体から派遣される医療救護班等を統率し、災害医療に係る活動を指揮する。また、地域災害医療コーディネーターを中心に調整を行い、医療救護班等の交代により医療情報が断絶することのなく適切に引き継がれるよう努めるなど、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。

第3 備蓄医療品等の供給

1 常用備蓄と流通備蓄

医療救護班が使用する緊急医薬品等及び搬送重病者へ必要な医薬品等について、平常時に病院業務の中で可能な限り使用しながら、要備蓄量を管理・確保する。

備蓄品（常用備蓄）及び秋田県薬剤師会本荘由利支部又は卸売業者等の協力を得て、平常時に薬局等の業務の中で販売・使用している医薬品等の在庫を情報管理・確保する形態での備蓄品（流通備蓄）の両者を、被災地に迅速に供給する。

- (1) 被災地外の「災害拠点病院」の「常用備蓄」に係る医薬品等については、「流通備蓄主体」の協力を得て、被災地の救護所、「災害拠点病院」又は「災害協力医療機関」に後方供給する。
- (2) 災害初動時以降に必要となる「流通備蓄」に係る災害用医薬品については、「流通備蓄主体」の協力を得て、被災地の救護所、「災害拠点病院」又は「災害協力医療機関」に後方供給する。
- (3) 災害時に緊急に必要となる応急ベッド等の医療機材については、災害規模に応じて、被災地の救護所、「災害拠点病院」又は「災害協力医療機関」に後方供給する。

2 後方供給支援

- (1) 災害発生後に県外から支援供給される医薬品等（「支援医薬品等」という。）を受入れた県の「支援医薬品集積センター」は、災害規模に応じて、被災地の救護所、「災害拠点病院」又は「災害協力医療機関」の後方供給体制を確立する。
- (2) 県は、由利本荘医師会の協力を得て、「支援医薬品等」の仕分け等に携わる要員及び搬送車両の確保に努める。
- (3) 災害時には、「広域災害救急医療情報システム」に「支援医薬品等」の物品管理状況の情報提供を行う。
- (4) 「支援医薬品集積センター」は「県災害医療対策本部」の指示に基づき、搬送車両を「緊急通行車両」として活用するとともに、他の「支援医薬品集積センター」への搬送及び救護所等への配送体制を確保する。
- (5) 「支援医薬品集積センター」は梱包の際に、現地での仕分け作業を容易にするため、メーカーごとに、風邪薬、胃薬等と分けるなど工夫を行うものとする。

3 血液製剤の供給

- (1) 秋田県赤十字血液センター及び輸血用血液製剤を常時保有する医療機関は、平常時から秋田県災害・救急医療情報システムの血液応需モニターを通じ、輸血用血液製剤の在庫数について情報提供を行う。
- (2) 秋田県赤十字血液センターは、災害時の緊急連絡先を医療機関へ周知するほか、災害時の血液製剤の供給方法について、あらかじめ日本赤十字社東北ブロック血液センターとの間で支援体制等を構築する。

第4 搬送等

救護所から医療機関への搬送は、原則として、輸送班が行うが、重傷者等の搬送については、消防部が実施するものとする。市の組織で対応できない場合は、県及び関係機関に応援を要請する。災害対策本部長及び関係機関は、状況に応じて搬送のため、関係機関の保有するヘリコプターを要請する。

1 受入れ先病院の確保

(1) 後方医療施設の確保

応急救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

消防部は、県が「広域災害救急医療情報システム」を活用して県全域の救急医療施設の応需情報などを収集・提供するので、これを利用して重傷者を搬送するための応需可能な後方医療施設を選定する。

(2) 被災病院等の入院患者の受入れ

医療救護班は、病院が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により市外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、病院等の要請に基づき、県に要請し、後方医療施設を確保する。

2 搬送体制の確保

(1) 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した医療救護班及び消防部員は、傷病者の程度に応じて、秋田県災害医療情報センター等の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設の選定のうえ、傷病者を搬送する。なお、病院等が独自に後方医療施設に転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者等を搬送するほか、必要に応じて、消防部に対し救急車、県に対しヘリコプター等の出動を要請する。

(2) 搬送手段の確保

病院等から消防部が患者搬送の要請を受けた場合は、所有の救急車又は応援側消防機関の救急車により後方搬送を実施する。ただし、救急車が確保できない場合は、市又は県が輸送車両の確保に努める。さらにヘリコプターによる患者搬送にあたっては、消防部と協議のうえ、受入れ体制を確保する。

3 人工透析の供給

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュシンドロームによる急性患者に対しても提供することが必要である。このため、水道、電気など人工透析に必要なインフラについては医療機関が被災した場合でも、優先して復旧させ、患者への影響が無いようにする。

4 在宅医療機器使用患者等への対応

県保健医療調整本部は、市が策定する災害時要援護者避難支援プランと連携し、医療の中断が致命的となる、在宅において人工呼吸器、酸素濃縮装置等を使用する患者及び人工透析患者（以下「在宅医療機器使用患者等」という。）への迅速な情報提供及び適切な医療提供の確保を図る。

第5 収容医療機関

1 収容医療機関

負傷者は原則として、次の施設に収容する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○救急告示医療機関○その他の医療機関○応急救護所 |
|--|

2 医療機関の受入れ体制の確立

保健衛生班長は、由利本荘医師会に所属する一般病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から搬送される傷病者の受入れ医療機関として確保するとともに、医師・看護師等からなる医療救護班の編成、収容スペースの確保等の受入れ体制の確立を要請する。

3 受入れ可能施設の把握

保健衛生班長は、消防部と連携し、医療機関の受入れ状況を常に把握し、災害対策本部等の関係部署に情報を伝達するとともに、可能な限り、広範囲の医療機関に傷病者が振り分けて受入れられるよう指示するものとする。

第6 医療ボランティアの活用

災害時における多数の傷病者に対する医療救護活動には、あらかじめ計画された医療救護班だけでは、十分な対応が困難と予想されるため、医療ボランティアを確保し、災害時に迅速に対応できる体制を整備する。

1 受入れ窓口の設置

医療救護班長が必要と認める場合には、保健衛生班長と連携し、医療ボランティア受入れ窓口を設置する。保健衛生班長は、速やかに「医療ボランティア受入れ窓口」に班員を派遣するとともに、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。

2 受入れ窓口の運営

医療救護班の「受入れ窓口」における主な活動内容は、以下に示すとおりである。

- | |
|---|
| ○医療救護ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
○県担当窓口との連絡調整
○その他 |
|---|

3 医療ボランティアの活動内容

医師・看護師	○医療救護班に加わり、応急救護所で医療活動を行う。 ○被災地の医療機関において医療活動を行う。 ○後方医療施設において医療活動を行う。
薬剤師	○医療救護班に加わり、調剤業務等を行う。 ○支援医薬品集積センターにおいて、医薬品の仕分け・在庫管理・ 供与等の業務を行う。
保健師	○避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、 医療ニーズを把握し、医療救護班に連絡する。
歯科医師・歯科 衛生士	○避難所を巡回し、被災者の歯科診療を行う。

第7 助産活動

災害のため、助産の途を失った者に対して、分娩の介助及び分娩の前後にわたる処置を確保し、その保護を図る。

1 実施責任者

- (1) 災害救助法が適用された場合は、知事が実施するが、救助の実施に関する事務の一部を委任された場合、又は事態急迫のため知事の実施を待つことができない場合は、知事の補助機関として市災害対策本部長が実施する。
- (2) 同法が適用されない場合には、被害の程度等により、適用された場合の規定に準じて市災害対策本部長が実施する。

2 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 助産の対象

災害発生の日以前又は以降の7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者に対して実施する。

(2) 助産の範囲

助産は次に掲げる範囲で行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○分娩の介助○分娩前後の措置○脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給 |
|--|

(3) 費用

支給できる費用は、医療救護班、産院その他の医療機関による場合は使用した衛生機材及び処置等の実費、助産婦による場合は慣行料金の8割以内の額とする。

(4) 期間

助産を実施し得る期間は、分娩した日から7日以内とする。

第16節 災害ボランティアの派遣・受入れ計画

実施担当	関係機関
総務部（総務班） 民生部（民生班） 健康福祉部（福祉班）	県総合防災課 市社会福祉協議会 日本赤十字社 関係ボランティア団体等

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

第1 計画の方針

大規模な災害が発生し、救護活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合には災害ボランティアの派遣・受入れについて、総務班及び民生班・福祉班は県及び関係機関と連携して、効果的な活動が行えるよう体制整備に努める。

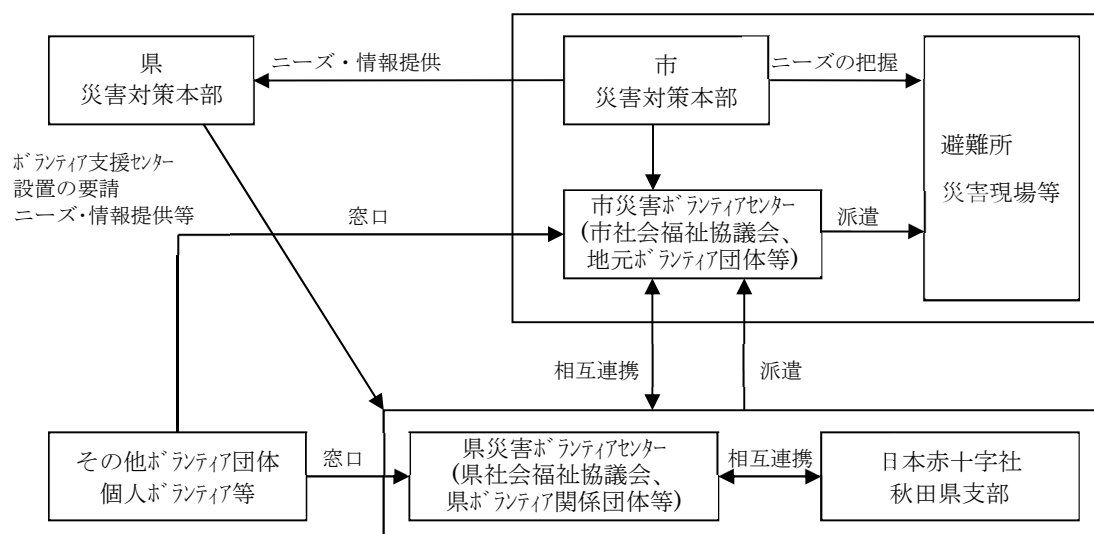
第2 災害発生時の体制

総務班は、各部からのボランティアニーズを把握し、市内のボランティア団体等への協力要請を行う。また、福祉班は、市内で大規模な災害が発生した場合、救援活動を行うため市内外から駆けつけてくるボランティアを混乱なく被災地に受け入れられるよう、また、被災地におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に対する支援体制を整える。

（県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。）

なお、現地災害ボランティアセンターを設置する場合は、できるだけ本庁舎又は支所内に設置し、災害対策本部及び市社会福祉協議会とNPO等の関係ボランティア団体等が相互に緊密な連携をとれるよう努める。

【ボランティア活動体制イメージ】



第3 災害ボランティアの要請・受入れ

1 災害ボランティアの確保と調整

総務班は、被災地におけるボランティアニーズをみながら、県、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO、ボランティア等が連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供などボランティアが円滑に活動できるための各種支援を行う。

2 災害ボランティアの要請及び活動分野

災害対策本部長は、市内の専門ボランティア団体や一般のボランティア団体等に協力を要請するとともに、必要に応じ、県へ専門ボランティア及び一般ボランティアの要請を行う。なお、災害時におけるボランティアの活動分野は概ね次のとおりとする。

専門ボランティア	1 救急・救助活動 2 医療・救護活動 3 被災した建物・宅地等の倒壊等の危険度調査と使用可否の判定 4 手話、点訳等福祉分野及び語学分野での専門技術を要する活動 5 災害ボランティアのコーディネート 6 その他輸送や無線などの専門技術を要する活動
一般ボランティア	1 炊き出し、給食の配食 2 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達 3 清掃及び防疫の補助 4 災害支援物資、資材の集配作業及び搬送 5 応急復旧現場における危険を伴わない作業 6 避難所における被災者に対する介護、看護の補助 7 献血、募金活動 8 文化財、危険物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助 9 その他被災者の生活支援に関する活動

3 災害ボランティア団体等との情報共有する場の設置

市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と連携を図るとともに、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

第4 災害ボランティアの派遣・受入れにあたっての基本事項

1 災害ボランティアセンターの業務

(1) 災害対策本部との連絡・調整

- (2) 全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整
- (3) 各種情報の収集、整理、提供
- (4) ボランティア受付、派遣、コーディネート
- (5) 被災者ニーズの把握

2 ボランティアの受入れ体制の整備

(1) ボランティア受入れ窓口の設置

総務班は、災害対策本部が実施する業務を担うボランティアを受入れるため、窓口を各部に開設し、これを統括する。

区分		活動内容	受入れ窓口
一 般		○炊き出し ○食事の配食 ○清掃 ○介護 ○救援物資の仕分け・配布 ○情報の収集・提供 ○その他	民生部
		○飲料水の供給	ガス上下水道部
専 門	医 療	○医療活動（医師・看護師） ○調剤業務 ○医薬品の仕分け・管理（薬剤師） ○健康管理・栄養指導（保健師） ○歯科診療（歯科医師、歯科衛生士）等	健康福祉部
	応急危険度判定	○建物の応急危険度判定（応急危険度判定士）	建設部
	要配慮者の支援	○要配慮者の介護等（各種支援団体）	健康福祉部
	語 学	○外国語通訳・翻訳等	企画広報部
	アマチュア無線	○非常通信等	総務部
	応急救護活動等	○応急救護活動等 （消防職員・消防団員 0B による消防支援隊）	消防部

3 ボランティアとの連携体制

ボランティアの受入れ窓口等は、災害ボランティアの受入れに当たっては、特に、次の事項を遵守するよう努める。

- (1) 必要に応じて活動拠点を提供すること
- (2) 必要に応じて資材、機材、設備等の提供を行うこと
- (3) 災害特約を付加したボランティア保険すること
- (4) 現地の状況や活動内容について、事前に周知すること
- (5) 被災地に対して負担をかけずにボランティア活動できる体制を整えること。

また、ボランティアコーディネーターは、時間が経過するに従い変化していくボランティアニーズに合わせて、ボランティアの希望や技能を把握し、適切な派遣に努めるものとする。

第17節 公共施設等の応急対策計画

実施担当	関係機関
建設部 ガス上下水道部	東北電力NW JR東日本 社会福祉施設管理者 医療施設管理者 通信施設管理者 由利高原鉄道

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

第1 計画の方針

物流の要である道路、鉄道、河川等の公共土木施設、また電力、ガス上下水道、通信などのライフライン施設、さらに心身の健康・教育を担う医療施設、社会福祉施設等は、市民の日常生活に大きく係わり、これらの施設が災害により被災した場合は、被災者の救助・救援活動に大きな支障をきたすとともに市民生活に多大な影響を与えることから、他に優先して早期復旧を図る。なお、各施設の被害状況を把握するため、各施設管理者等との連絡体制を確立する。

また、市及び県は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

第2 道路及び橋梁施設

1 実施の主体

種類	実施主体
国の管理する道路・橋梁	国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所
県の管理する道路・橋梁	由利地域振興局建設部
市の管理する道路・橋梁	建設部道路河川班・総合支所建設班

2 実施要領

(1) 被害状況把握

道路河川班・総合支所建設班は、災害発生後各施設の被害状況を速やかに把握し、直ちに対策を実施する。

(2) 広報活動

道路河川班・総合支所建設班は、所管する施設の被害状況及び措置状況を速やかに県建設部をはじめ防災関係機関へ通報するとともに、交通規制の行われている道路等について、広報班と連携し、テレビ、ラジオ、広報車、防災行政無線等により、通行者に周知徹底を図る。

(3) 応急復旧の実施

① 応急措置

道路河川班・総合支所建設班は、被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーにより巡視を実施するとともに、地域住民等からの道路情報の収集に努める。情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、

必要に応じて迂回路の選定を行い、交通路の確保に努める。

② 応急復旧対策

道路河川班・総合支所建設班は、被害を受けた道路・橋梁は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路を最優先に復旧作業を行う。

③ 協力体制の確立

道路河川班・総合支所建設班は、施設の応急対策に対し、関係機関や民間事業者等と連携・協力を図り、効率よく作業を進めるものとする。

第3 水道施設

1 実施の主体

水道施設の災害応急復旧の実施責任者は、ガス上下水道部長とする。

2 実施要領

(1) 被害状況把握と情報連絡体制

水道班は災害発生と同時に、施設のパトロールを実施し、被害状況を把握し、ガス上下水道部総務班に報告する。

(2) 二次災害防止

災害時においても原則として供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、関係部、警察等から送水停止等の要請があった場合は、適切な危険防止措置を講ずる。

(3) 広報活動

ガス上下水道総務班は、断水した場合、「第6節 広報計画」にしたがい、市民に対し被害状況、復旧の見通し等について、テレビ、ラジオ、広報車、防災行政無線等による適切な広報を行う。

(4) 応急復旧の実施

① 作業体制の確保

水道班は、被害状況を迅速に把握し、速やかに管工事協同組合との協定に基づき応援を要請し、作業体制を確立する。

② 応急復旧作業の実施

水道班は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき、応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難所、福祉施設、高齢者施設等については、優先的に作業を行う。

【応急復旧の活動指針】

- 施設復旧の完了の目標を明らかにする。
- 施設復旧の手順及び方法を明らかにする。特に応急復旧を急ぐ必要のある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにする。
- 施設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにする。その際、被災して集合できない班員があることを想定する。
- 被災状況の調査、把握方法を明らかにする。
- 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにする。
- 応急復旧の公平感を確保するため、復旧順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにする。

③ 基幹施設の復旧

- 1) 取水、導水、浄水施設等の基幹施設の破損は、給水の停止や給水不良につながることから、水道班は、災害発生と同時に、浄水施設等の被害状況を調査し、状況に応じた応急工事を速やかに行い、施設の機能回復に努める。破損がひどく応急工事が困難な場合は、他の給水系統からの給水を図り、給水不能地域の拡大防止を図る。
- 2) 施設が破損したときは、破損箇所から有毒物等が混入しないように措置し、混入した場合又は混入するおそれのある場合は、水道の使用を一時中止するよう市民に周知徹底を図る。
- 3) 配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、他系統からの給水を行う。また、配水管の破損が大規模で応急復旧が困難な場合は、仮設応急配管を実施して共用栓などを設置する。

④ 施設復旧資機材の確保

水道班は、削岩機、掘削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

(5) 応援要請

- ① 応急給水、応急復旧について独自で処理できない場合は、日本水道協会秋田県支部が定める「日本水道協会秋田県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱」に基づき応援要請する。
- ② 自衛隊の応援を要請する場合は、災害対策本部長は県へ応援を要請する。
- ③ 復旧に専門の知識や特殊な機器を必要とするものについては、関係業者に応援を要請する。

第4 下水道施設

1 実施の主体

下水道施設の災害応急復旧の実施責任者は、ガス上下水道部長とする。

2 実施要領

(1) 被害状況把握と情報連絡体制

下水道班及び各上下水道事務所は災害発生と同時に、施設のパトロールを実施し、被害状況を把握し、ガス上下水道部長へ報告する。

(2) 広報活動

下水道班及び各上下水道事務所は、広報班と連携し、市民に対し、被害状況、復旧の見通し等について、テレビ、ラジオ、広報車、防災行政無線等による適切な広報を行う。

(3) 下水道停止時の代替措置

① 宅内の排水設備の使用不能時

下水道班及び各上下水道事務所は、市民の要望に基づき、排水設備業者を斡旋するなど臨時の排水系統の確保に努める。臨時の排水系統を確保できない場合は、使用可能な隣接の市民への協力を求め、それが不可能な場合は、下水道班及び各上下水道事務所は環境班と連携し、仮設トイレ等を斡旋する。

② 下水管渠の使用不能時

下水道班及び各上下水道事務所は、下水管渠の使用可能な近隣地区の公共施設や大規模商業施設等にトイレの使用を依頼し、臨時トイレとする。臨時トイレを確保することができない場合は、下水道班及び各上下水道事務所は環境班と連携し、仮設トイレ等を設置する。

③ ポンプ場、終末処理場の使用不能時

下水道班及び各上下水道事務所は、緊急止水処理（土嚢等で遮断）をし、一時的に管内貯留をする。

(4) 応急復旧の実施

① 作業体制の確保

下水道班及び各上下水道事務所は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

② 応急復旧作業の実施

1) 下水管渠

下水管渠の被害に対しては、一時的な下水道機能の確保に努め、他施設に与える影響の程度を考慮しながら、下水道本来の機能を回復することを目的とし、応急復旧工事を実施する。具体的には、管渠、マンホール内部の土砂の清掃、止水バンドによる圧送管の止水、可搬ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

2) ポンプ場、終末処理場

ポンプ場、終末処理場の被害に対しては、排水及び処理機能の回復を図るため、応急復旧工事を行う。終末処理場が被害を受け、処理機能や排水機能に影響がでた場合は、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や消毒池に転用するなどの簡易的な処理を行うとともに、早急に処理能力の回復に努める。停電のため、施設の機能が停止した場合は、自家発電による運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。

(5) 応援要請

① 災害の発生により、独自で処理できない下水道被害が生じた場合は、「北海道・東北ブロック

下水道災害応援に関する申し合わせ（平成9年6月18日）」に基づき応援要請する。

② 必要に応じ、災害対策本部長は県へ応援を要請する。

③ 復旧に専門の知識や特殊な機器を必要とするものについては、関係業者に応援を要請する。

第5 電気施設

1 実施の主体

電気施設の応急復旧の実施責任者は、東北電力ネットワーク(株)本荘電力センター所長とする。

2 実施の要領

(1) 施設被害の把握

気象情報と各設備の被害状況及びその他必要な事項を把握し、的確に情報を分析し、迅速な指令・伝達を行うとともに、関係機関との連絡体制を確立する。

(2) 広報活動

停電による社会不安の除去と事故防止のため、テレビ、ラジオ、広報車、防災行政無線等を利用して、被害の状況及び復旧の見通しなどについて広報する。

(3) 応急復旧

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、早期復旧のための体制を確立する。
- ② 被害設備の早期復旧を図るため、関係機関の職員及び社内要員並びに関連工事会社を確保するとともに、他店所に応援を要請する。
- ③ 復旧用資材の確認、在庫量の把握を行うとともに、不足する資機材については緊急調達を実施する。
- ④ 被害設備の復旧にあたっては、災害の状況、負荷の状況、復旧の難易度等を勘案の上、被害の拡大防止効果、復旧効果並びに公共的影響の大きいものから、逐次復旧工事を実施する。

第6 鉄道施設

1 実施の主体

鉄道施設の応急復旧の実施責任者は、東日本旅客鉄道(株)秋田支社長、由利高原鉄道(株)社長とする。

2 実施の要領

(1) 施設被害を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を各地に配備されている現場から報告させるほか、発生後は直ちに線路設備の巡回検査を行い、現地確認するとともに、地域住民から直接情報を聴取する。

(2) 広報活動

- ① 災害が発生したときは、速やかに関係箇所に被害状況を通報する。
- ② 被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と密接な情報連絡を行えるように必要な措置を講じ、関係箇所に連絡する。
- ③ 二次災害防止等のため、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて広報を行うほか、広報車等により地域住民に周知する。

(3) 応急復旧

- ① 災害が発生したときは、列車防護等の応急手配を講ずるとともに、併発事故の防止に努める。
- ② 災害が発生したときは、直ちに事故現場に現地対策本部を設置する。
- ③ あらかじめ定めた事故復旧担当区域により復旧作業を実施する。

第7 社会公共施設等

1 社会福祉施設

(1) 実施の主体

社会福祉施設の応急対策の責任者は、各施設の管理者とする。

(2) 実施の要領

- ① 災害発生時には、消防機関等関係諸機関に通報するとともに、人身事故の防止を第一に考え、入所者の避難誘導に全力をあげる。
- ② 停電時の措置、給水不能時の措置、ボイラー不能時の措置、重要機材等の保全措置に万全を期する。
- ③ 災害に際しては、平素からの訓練に基づいて役割を十分発揮し、自主的防災活動と臨機な措置を講ずるとともに、関係機関に応援要請を行う。
- ④ 災害の被害を受けない他の施設に連絡し、入所者の移動等その安全を図る。
- ⑤ 施設等の管理者（責任者）は、施設の応急修理を迅速に実施する。

2 病院等

(1) 実施の主体

病院等の管理者は、災害発生時において被害の拡大を防止するため、防災関係機関と連絡を密にして、避難、救出等防災対策に万全を期さなければならない。

(2) 実施の要領

- ① 災害発生時には、消防等防災機関に通報するとともに、患者の生命保護を最重点に行動し、患者の避難誘導に全力をあげる。
- ② 重傷患者、乳幼児、老人等自力で避難することが困難な患者の避難措置に万全を期する。
- ③ 停電時の措置、給水不能時の措置、ボイラー不能時の措置、医療用高压ガス等危険物の安全措置及び診療用放射線照射器具等重要機材等の保管措置に万全を期する。
- ④ 災害に際して、平素からの訓練に基づいた役割を十分に発揮し、自主的防災活動と臨機な措置を講ずるとともに防災関係機関に応援要請を行う。

第8 河川及び内水排除施設

1 実施の主体

種類	実施機関
一級河川（大臣管理区間）	国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所
一級河川（指定区間） 二級河川	由利地域振興局建設部
準用河川・普通河川	建設部道路河川班・総合支所建設班

2 実施の要領

(1) 施設被害の把握

災害によって、堤防の強度が低下した場合、堤防の亀裂や、湧水の発生など、何らかの変状が見

られる可能性が高い。このような変状の有無を調査し、変状が発見された箇所については迅速に応急補強工事を実施する。

道路河川班・総合支所建設班は、災害発生後直ちに、所管河川施設の被害状況や変状について、周辺市民からの情報を収集するとともに、現地を調査し、次に掲げるような項目を把握する。

- 堤防の表面又は漏水・湧水の状況
- 堤防の亀裂の有無
- 堤防や傾斜地周辺の建築物・構造物等の破損の状況
- 周辺における市民及び滞在者の数
- 付近の降雨量
- その他二次災害予防又は応急対策上参考となる事項

(2) 広報活動

道路河川班・総合支所建設班は、被害及び措置状況を速やかに、建設部長及び関係機関へ報告するとともに、被害状況等について、「第6節広報計画」に基づき、パトロールカーや防災行政無線等により、周辺市民に周知徹底を図る。

河川及び内水排除施設の応急復旧で交通規制が必要な場合は、標識、看板等により通行者に周知の徹底を図る。

(3) 応急復旧

道路河川班・総合支所建設班は、調査の結果、危険性が高いと判断された堤防について、関係機関や地域住民の周知を図る。土のう積みなどの応急工事の実施、警戒避難体制の整備などの応急対策を行い、被害が拡大しないような措置を行う。なお、応急工事にあたっては十分な注意・監視を行う。

堤防の破壊等については、クラック等の雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシートなどで覆うとともに、復旧計画を立てて工事にあたる。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切りを行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

(4) 報告

道路河川班・総合支所建設班は、工事の完了又は交通規制を解除した場合には、総務部及び関係機関へ報告する。

第9 電信電話施設

1 NTT東日本秋田支店

(1) 基本方針

通信の途絶防止と重要通信の確保に留意しながら、災害の状況、電気通信設備の被害状況、通信の輻輳状況などに応じた応急復旧措置を迅速かつ的確に実施する。

(2) 応急対策

- ① 災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の確保、電気通信設備の復旧などについて速やかに対策がとれる体制をつくる。
- ② 通信サービスの復旧順位

第1位	気象、水防、消防、災害救助、警察、防衛、輸送、通信、電力の各機関
第2位	ガス上下水道、選挙管理、金融、報道及び第1順位以外の国又は地方公共機関
第3位	第1順位、第2順位の該当しない機関等

③ 通信の非常そ通装置

災害時の通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、次の措置を行う。

- 1) 中継順路の変更等のほか、必要に応じ臨時回線の作成、臨時公衆電話の設置等を行う。
- 2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行う。
- 3) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- 4) 災害時、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合、通話の集中を避けるため災害用伝言ダイヤルを運用する。

④ 災害状況等に関する広報

災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用制限を行った時は、支店前掲示、広報車、ラジオ、テレビ等により、次の事項を住民等へ周知する。

- 1) 災害復旧措置及び応急復旧状況等
- 2) 通信の途絶又は利用制限の状況と理由
- 3) 災害伝言ダイヤル運用開始のお知らせ
- 4) 利用制限をした場合の代替となる通信手段
- 5) 住民に対し協力を要請する事項
- 6) その他必要な事項

2 NTTドコモ東北支社秋田支店

（1）基本方針

移動通信設備等が被災した場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、移動通信設備等の被害状況に応じ、適切な措置をもって迅速な復旧に努める。

（2）応急復旧対策

① 重要通信のそ通確保

災害等に際し、臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

② 携帯電話の貸出し

災害救助法が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

③ 災害時における広報

- 1) 災害が発生した場合に、通信のそ通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- 2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ、

広報車等で直接被災地に周知する。

3 KDDI株式会社（東北総支社）

（1）基本方針

各通信設備等が被災した場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、各通信設備等の被害状況に応じ、適切な措置をもって早期復旧に努める。

（2）応急復旧対策

① 重要通信のそ通確保

災害等に際し、臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

② 携帯電話の貸出し

災害救助法が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話（衛星携帯電話含む）の貸出しに努める。

③ 災害時における広報

- 1) 災害が発生した場合に、通信のそ通利用制限の措置状況及び被災した各通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- 2) H P、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、状況に応じて地方公共団体等へ通信設備復旧状況を連絡するとともに、できるだけ直接当該被災地に周知する。

4 ソフトバンク株式会社（仙台事業所）

（1）基本方針

通信の途絶防止と重要通信の確保に留意しながら、災害時の状況、電気通信設備又は移動通信設備の被害状況、通信の輻輳状況などに応じた適切な措置をもって迅速な復旧に努める。

（2）応急復旧対策

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

② 重要通信のそ通確保

災害等に際し、次の臨機の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- 1) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。
- 2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。
- 3) 非常、緊急通話は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般通話に優先して取り扱うこと。
- 4) 災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等を速やかに提供する。

③ 携帯電話の貸出

災害救助法が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出に努める。

④ 災害時における広報

- 1) 災害の発生が予測される場合、又は発生した場合に、通信のそ通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消を努める。
- 2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。

第18節 危険物施設等応急対策計画

実施担当	関係機関
消防部 ガス上下水道部	東北経済産業局 秋田海上保安部 県健康福祉部 県生活環境部 県産業労働部 県警察本部

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

第1 計画の方針

災害によって危険物施設等が被害を受けた場合は、その特殊性から二次、三次の災害に発展するおそれがあるので、災害対策本部は、関係機関との密接な連携のもとに災害拡大の防止を図る。消防部は、被害状況等を把握するため、関係機関等との連絡体制を確立するとともに、災害対策本部に、危険物施設管理者及び関係機関等から、広報等の要請等を受けた場合には、速やかに支援体制を確立するものとする。

第2 危険物

1 実施の主体

消防法別表に掲げる危険物（石油類等発火性、引火性のあるもの）施設の応急復旧の責任者は、製造所、貯蔵所及び取扱所の施設の管理者とする。

2 実施の要領

（1）施設被害の把握

施設の管理者は、災害発生時には、危険物施設の被害状況及び応急対策に必要な情報を収集する。

（2）広報活動

施設の管理者は、災害が発生した時には、消防部、警察その他の関係機関との密接な連携のもとに、必要に応じ被害状況、避難所の保安確保について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、又は広報車等により地域住民に周知する。

（3）応急復旧

① 施設の管理者は、災害が発生した時には、予防規程等に基づき、次の応急措置を実施する。

- 自衛消防隊員の出動を命ずる。
- 施設内のすべての火気を停止する。
- 施設内の電源は、保安経路を除き切断する。
- 出荷の停止と搬出を準備する。
- 流出防止のため応急措置及び防油堤の補強等を実施する。
- 引火、爆発のおそれがあるときは、関係消防機関へ速やかに通報する。
- 相互援助協定締結事業所に対して援助を要請する。

② 消防部は、県と連携し、災害が拡大するおそれがあると認められるときは、立入禁止区域の設定、避難の指示を行うとともに、被災施設の使用停止等の措置を講ずる。

- ③ 消防部は、火災が発生し又は発生するおそれがある場合は、直ちに化学消防車等を派遣する。
- ④ 海上保安部は、次に掲げる措置を講ずる。

○危険物積載船については、必要に応じて移動を命じ、又は航路の制限若しくは禁止する。
○危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な措置を講ずる。
○危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

第3 火薬類

1 実施の主体

火薬類の製造施設及び貯蔵施設の応急復旧の責任者は、施設の管理者とする。

2 実施の要領

(1) 施設被害の把握

施設の管理者は、火薬類の施設及び作業責任者から迅速に状況報告を受け、電話等により情報収集しながら災害の拡大防止の措置を講ずる。

(2) 広報活動

施設の管理者は、消防部及び警察と迅速な通報連絡をしながら状況に応じて、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、又は広報車等により地域住民に周知を図る。

(3) 応急復旧

- ① 施設の管理者は、危害予防規程等に基づき次の応急措置を実施する。

○災害の拡大又は二次災害を防止するため、速やかに関係機関へ通報するとともに、他の施設等に対して保安に必要な指示をする。
○近隣火災等に対しては、存置火薬類の安全措置と避難措置を速やかに行う。

- ② 知事は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認められるときは、製造業者、販売業者等に対し、次の緊急措置を命ずる。

○施設の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。
○製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
○火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命ずる。
○火薬類を廃棄した者に、その収去を命ずる。

第4 高圧ガス

1 実施の主体

高圧ガス施設の災害応急復旧の責任者は、施設の管理者とする。

2 実施の要領

(1) 施設被害の把握

高圧ガス施設の管理者は、災害発生後、電話等により被害の情報の収集を図る。

(2) 広報活動

高圧ガス施設の管理者は、関係者及び一般需要者等に対して、災害の拡大防止等について、テレビ、ラジオ等の報道機関、又は広報車等により周知徹底を図る。

(3) 応急復旧

- ① 施設の管理者は、危害予防規程等に基づき次の応急措置を実施する。災害の拡大又は二次災害を防止するため、速やかに関係機関へ通報するとともに、自衛保安に必要な指示を行う。
- ② 知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認められるときは、製造者、販売業者、貯蔵所の所有者・占有者及び消費者に対し、次の緊急措置を命ずる。

- 施設の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。
- 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- 高圧ガス又はこれを充填した容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

第5 都市ガス

1 実施の主体

都市ガス施設の災害応急復旧の実施責任者は、ガス上下水道部長とする。

2 実施要領

(1) 初動体制

ガス班長は、班員のほか、管工事協同組合との協定に基づき指定工事店等の関係者に応援を要請し、災害の復旧に必要な要員を確保する。

(2) 二次災害防止

災害時においても原則として供給を継続するが、二次災害の危険が予想される場合は、供給の停止等、適切な予防措置を講ずる。

(3) 被害状況把握と情報連絡体制

ガス班は設備の被害状況、導管沿線の被害状況・交通の状況及びその他災害に関する情報の収集を迅速・的確に行い、ガス上下水道部長へ報告する。

また、災害に関する連絡は、非常災害連絡用電話回線等を使用して行う。

(4) 広報活動

被害発生直後は、テレビ、ラジオ広報車、防災行政無線等を通じて「ガスの火を消すこと」「異臭等で異常を感じたらメーターガス栓を閉止すること」を周知する。

【広報内容】

- ガスの供給を停止したこと（一部地区の場合は、その地区をわかりやすく）
- メーターガス栓、ガス栓、器具栓を閉めておくこと
- ガス事業者が安全を確認するまでは、ガスを使わないこと
- 復旧の見通し

(5) ガス停止の代替措置

被災者救援対策としては、都市ガスの早期復旧が最優先であるが、防災上重要な施設を点検し、機能及び安全性の確認と復旧作業を行うとともに、臨時供給を含めて代替熱源を確保する。

(6) 応急復旧の実施

- ① 応急復旧作業の実施

1) 需要家に対して

供給の止まった需要家に対して、メーターガス栓の閉止をお願いするほか、閉栓確認作業を行う。

2) ガス導管に関して

緊急路線巡回を行い、臭気等による安全確認を行う。漏洩のおそれのある部分に関しては、ガス検知器にて危険度を判断し、適切な対応を行う。

3) 製造・供給設備に関して

供給を継続することができるよう、復旧作業並びに設備点検を行う。特に電力設備に関しては、早期に復旧できるよう東北電力ネットワーク株式会社と連絡を密にする。

② 施設復旧資機材の備蓄

1) 製造設備の資機材

架溝、配管及び電気設備等の部分的な被害に対しては、備蓄している復旧用資機材をもって対応する。

2) 導管材料

緊急時の初期復旧対策用として、各種材料は、メーカー及び各工事会社等の貯蔵品で対応する。

3) 車両、工作機械、計器等

非常時には、工事会社へ要請する。なお、必要に応じて、県内の他の事業所への協力要請を行う。

(7) 応援要請

復旧に長期間かかることが予想される場合は、日本ガス協会東北部会等に応援を要請する。

第6 LPガス

1 実施の主体

LPガス製造施設等の応急復旧の責任者は、施設の管理者とする。

2 実施の要領

(1) 施設被害の把握

LPガス施設の管理者は、災害発生について電話等により、情報の収集を図る。

(2) 広報活動

施設の管理者は、秋田県LPガス協会の広報車等によるほか、テレビ、ラジオ等の報道機関により、関係業者、一般消費者等に対し、災害の拡大防止等について周知徹底を図る。

(3) 応急復旧

① 施設の管理者の応急措置

1) 施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費の作業を中止し、必要とする要員以外は避難する。

2) 貯蔵所又は充填容器等が危険な状態となったときは、直ちに安全な場所に移動する。

3) 必要により施設周辺の市民に対して避難を警告する。

4) 災害が拡大し、又は二次災害に発展するおそれがある場合は、秋田県LPガス協会等に対し

て応援を要請する。

② 県の措置

県は、必要に応じて、L P ガス製造者、販売事業者、保安機関、一般消費者等に対し、次の措置を実施する。

- 1) 製造若しくは販売のための施設、貯蔵、消費のための施設の全部又は一部の使用について、一時停止を命ずる。
- 2) 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄の一時停止並びに制限をする。
- 3) L P ガス又はこれらを充填した容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

第7 毒物、劇物

1 実施の主体

毒物及び劇物等の災害応急措置の責任者は、毒物劇物営業者及び業務上の取扱施設の責任者（以下「施設の管理者」という。）とする。

2 実施の要領

（1）施設被害の把握

施設の管理者は、災害発生と同時に施設の被害状況から、地域住民に保健衛生上の危害を生ずるおそれの有無についての情報把握に努める。

（2）広報活動

施設の管理者は、被害及び措置状況を速やかに関係機関に通報するとともに、地域住民に対しては広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関により周知を図る。

（3）応急復旧

① 施設の管理者の応急措置

施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより次の応急措置を実施する。

- 1) 毒物劇物の名称、貯蔵量、現場の状況等を所轄の保健所、警察署又は消防機関へ通報する。
- 2) 毒物劇物が、流れ、飛散し、漏出し、あるいは地下に浸透した場合は、直ちに中和剤、吸収（着）剤等による中和等を実施し、保健衛生上の危害がないよう処理する。

② 保健所、警察署、災害対策本部の措置

保健所、警察署、災害対策本部は、相互に連携をとりながら次の措置を実施する。

- 1) 毒物劇物の流出等の状況を速やかに市民に周知させる。
- 2) 危険区域の設定、立入禁止、交通規制、避難等必要な措置を実施する。
- 3) 毒物劇物の流出等により飲料水が汚染するおそれがある場合は、井戸水の使用を禁止するとともに、河川下流の水道取水地区の担当機関へ通報する。

第8 放射性物質

放射性物質の施設管理者は、施設の被災による放射線源の露出、流出等が発生した場合、又はそのおそれのある場合は、被害の拡大防止に努め、災害対策本部、国、県及び警察署等の関係機関へ通報を行い、適切な対応を図る。

第19節 危険物等運搬車両事故対策計画

実施担当	関係機関
建設部（道路河川班・総合支所建設班） 消防部	運送会社 荷送危険物事業所 国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所 東北運輸局秋田運輸支局 県健康福祉部 県生活環境部 県産業労働部 県建設部 県警察本部

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

第1 計画の方針

道路上で、タンクローリーやトラック等の危険物運搬車両による事故が発生し、危険物、火薬類、高圧ガス、LPガス及び毒物・劇物（以下「危険物等」という。）の漏洩、火災等が発生した場合、災害対策本部、道路管理者、防災関係機関、団体等は密接な連携のもとに、迅速、的確な防除措置の実施を図る。

また、市民の生命、身体への危険が急迫しており緊急を要する場合は、放送各社による緊急連絡により周知徹底を図る。

第2 漏洩等の防除措置

関係機関、団体等（運転者、運送会社、荷送危険物事業所）は、密接な連携のもとに、次の防除措置を実施する。

1 運転者

- （1）警察、消防、道路管理者、保健所のいずれかの機関に直ちに事故の状況及び積載物の種類を通報する。
- （2）運送会社、荷送危険物事業所に事故の状況を報告する。
- （3）応急措置及び災害拡大防止措置を実施する。

2 運送会社

直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。

3 荷送危険物事業所

- （1）被害を最小限にとどめるため、必要な応急措置を運転者に指示するとともに、消防機関等に依頼する。
- （2）直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。
- （3）応急措置に必要な吸収剤等の薬剤、防毒マスク等の保護具を提供する。

4 県警察本部

- (1) 交通規制を実施する
- (2) 現場、周辺の被害状況の把握に努める。
- (3) 市民の避難、誘導を実施する。

5 建設部道路河川班・総合支所建設班及び国・県の道路管理者

- (1) 事故の状況把握に努める。
- (2) 道路の応急復旧、交通確保を実施する。
- (3) 道路情報の提供を行う。

6 消防部

- (1) 漏洩危険物の応急復旧を実施する。
- (2) 火災の消火活動を実施する。
- (3) 負傷者の救出、救護を実施する。
- (4) 市民の避難、誘導を実施する。

第3 実施の要領

1 危険物の特定

運転手が被災したことにより、危険物運搬車両が積載している危険物等の特定が困難な場合は、車両が携帯しているイエローカードにより特定する。なお、不可能な場合は、運送会社又は荷送危険物事業所に照会する。

2 事故の通報

高速道路上で発生した事故の場合は、設置されている非常用電話により、秋田河川国道事務所に通報する。その他の道路上で発生した場合は、警察、消防、保健所のいずれかに通報する。

また、漏洩した危険物等が河川に流出した場合は、河川が上水道の取水に利用されていることがあるので、河川管理者にも通報する。なお、子吉川水系内の場合は、子吉川水系水質汚濁対策連絡協議会規約に基づき、国土交通省秋田河川国道事務所へ通報する。

3 広報活動

危機管理班、消防部、道路管理者、県警察本部は、必要に応じ交通規制状況、被害状況、避難等の保安について、広報車等により地域住民及び道路利用者に周知する。なお、市民の生命、身体、財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合には、放送各社に対して緊急連絡を行う。

4 応急復旧

タンクや容器から危険物等が漏洩しているときは、その拡大を阻止するため、道路や側溝に土のうを積み。さらに、危険物等の種類によっては、吸収剤（砂、土を含む。）を散布する。

漏洩危険物等が引火性を有する場合は、拡大を阻止した後、泡消火剤等で被覆し、火災の発生を防止

する。また、毒物、劇物の場合は、「第2章 第18節 第7 毒物、劇物」に準じ、これを実施する。
火災が発生している場合で、未燃焼の危険物等が残存する時は、タンクや容器への冷却注水を行う。

5 交通規制

事故の状況によっては、片道道路の通行禁止、全道路の通行禁止等を実施しなければならない。この際、通行規制情報の周知が遅れると被害の拡大が予想されるので、警察機関は、事故の実態把握に努め、速やかに通行規制を実施する。

第20節 防疫、保健衛生計画

実施担当	関係機関
民生部（環境班）健康福祉部（保健衛生班）	県健康福祉部 県生活環境部 保健所

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

第1 計画の方針

風水害等による、浸水、断水、停電は食品の保存機能の低下をもたらす。また、飲料水源の汚染等を原因とする食中毒や感染症の発生が予測されるため、市及び県は、これらの発生を防止するための予防措置及び防疫対策を実施する。

また、県は、必要に応じ、被災地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努めるとともに、支援が必要となった場合は、総合調整等の支援に努めるものとする。

【防疫、保健衛生対策実施上の時期区分】

区分	期間めやす	措置のめやす
第一次対策 (災害発生直後の 緊急措置)	災害発生後 7日まで	① 避難所の衛生管理状態の把握及び防疫対策上緊急を要する応急措置の実施 ② 被災地に良好な衛生状態を維持するために必要な限度における消毒その他必要な応急措置の実施 ③ 第二次対策計画の検討及び体制の確立 ④ 市民・事業所に対する良好な衛生状況維持の協力要請及び防疫対策計画に関する広報
第二次対策 (避難所開設期間)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	① 第二次対策の実施 ※避難所等の仮設トイレの衛生管理の指導 ※避難所等の食品・飲料水の衛生管理の指導 ※避難所等の健康調査・相談・栄養指導の実施 ※感染防止のために必要な臨時予防接種の実施 ※被災地における食品の衛生監視 ※被災者に対する入浴機会の確保 ② 第三次対策計画の検討及び体制の確立
第三次対策 (避難所閉鎖以降)	災害発生後 15日目以降	① 第三次対策の実施 ※仮設住宅等における防疫・保健衛生対策 ※仮設住宅等における巡回健康診断 ※仮設住宅等における巡回栄養指導 ② 平常時防疫・保健衛生体制への移行

※ 市域を大規模な地震災害が発生した場合における防疫・保健衛生対策の手順は、災害発生後の

推移に応じて、その都度関係機関等と協議して決めるが、概ね上記した3つの区分に基づき段階的に行うものとする。

第2 防疫

1 実施機関

災害時の防疫については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき、県（保健所）が実施するものであるが、災害の状況により、法第27条の規定により知事から市に消毒するよう指示された場合には、保健所との連携のもと防疫活動を実施するものとする。

【市長に対する指示（知事）】

- 感染症法第27条の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒
- 感染症法第28条の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除
- 感染症法第31条の規定による生活の用に供される水の供給
- 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種の実施

2 実施の方法

上記の法に基づき防疫措置を行うものとする。

（1）防疫措置情報の収集・報告

災害発生後、保健衛生班は、県等と連絡をとり、被害状況などの情報の収集を行うとともに、防疫措置の必要な地域、又は場所などを把握し、相互に情報伝達を行うものとする。また、被災者のかかる感染症や食中毒の発生の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いがある場合などは保健所等の関係機関へ通報連絡を迅速に行う。なお、適切な防疫措置を講ずるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密に行う。

なお、上記の被害状況等と併せ、防疫活動状況を災害対策本部へ報告する。

（2）防疫巡回チームの編成

防疫業務を実施するため、災害規模に応じ巡回チーム（班長1名 班員3名）を編成する。

（3）保健衛生班（防疫）の措置

保健衛生班は、保健所の指導のもと、以下の防疫活動を行う。

① 清掃、消毒等

- 1) 床上浸水があった場合には、必要に応じて、消毒剤の噴霧を行う。
- 2) 感染症の発生を防止し、又は蔓延を防止するため、感染症の患者の自宅、又は滞在箇所及び病原体に汚染されたおそれがある物件について、これらの消毒を行う。

② ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症が発生し、若しくは発生するおそれのあるときは、ねずみ、はえ等の駆除及び指導を行う。

③ 検病調査

1) 検病調査

検病調査は、保健所が検病調査班を編成し実施するが、被害の状況によっては、保健衛生班

は、保健所に協力する。検病調査の結果、感染症等の発生のおそれがある場合は、避難所等において健康診断を実施する。また、必要がある場合は、予防接種を実施する。

2) 感染症患者への措置

保健衛生班は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、保健所が行う必要な措置について協力する。

【感染症患者等への措置】

- 発生状況、動向及び原因の調査
- 健康診断
- 就業制限
- 感染症指定医療機関への入院勧告
- 消毒等

④ 防疫の予防教育及び広報活動

感染症の発生及びその蔓延防止のため、新聞等のメディアの協力を得て広報活動を実施するとともに、自治会、ボランティア等の協力を得て、市民への周知徹底を行う。

⑤ 防疫活動の記録

保健衛生班は、県、警察等の関係機関や関係団体等の協力を得て、被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を総務班へ報告する。

第3 食品衛生監視

1 食品衛生の監督・指導

保健衛生班は、保健所の指導のもと、被災者等へ供給する食品、炊き出し施設等の衛生を確保するよう福祉班及び関係団体等に要請する。

食中毒が発生した場合は、保健所が検査を行い、原因を調査し、被害の拡大を防止する。

食品営業施設に関する監視指導	○食品営業施設に関する監視、指導 ○他県業者の営業施設について
救護食品に関する監視指導	○ラベル記載内容の確認等 ○保管方法と保存期間 ○非加熱食品はできるだけ供給しない ○幼児、高齢者、疫感染者に対する注意
炊き出し施設に対する 衛生的な取扱いの指導	○食品の衛生的な取扱い ○調理場所の衛生管理 ○食器の衛生管理 ○調理者に対する衛生指導 ○食材の保管と購入に関する衛生指導

2 飲料水の水質検査

保健衛生班は、保健所の指導のもと、被災者へ供給する飲料水の水質検査を実施し、必要がある場合は消毒を実施する。井戸水を利用する場合にも同様の措置を行う。

第4 被災者の保健衛生

市及び県は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分に把握し、必要に応じ、救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

1 被災者の健康管理

市及び県は相互に連携し、避難者及び在宅被災者の健康保持のために必要な活動を行う。

- (1) 保健師・栄養士等による巡回健康相談、栄養指導、健康教育等
- (2) 要配慮者の被災状況・健康状況の把握と必要な対応
- (3) 精神科医・保健師等によるこころのケア

2 指定避難所の生活環境等

市は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

第5 防疫用薬品、資機材等の調達

災害時の防疫措置に必要な薬剤、資機材等を迅速に調達し、防疫活動を行う。又災害対策本部長は、必要に応じ、県に対し、資機材調達の要請を行う。

1 防疫資機材

環境班は、市が保有している消毒用噴霧機等の整備点検を行うとともに、必要に応じ他の関係機関から借用する。

2 薬品

保健衛生班は、市で保管している薬剤を確認し、必要に応じて、不足分については、県へ協力を要請するとともに、業者より購入を行う。

第21節 動物の管理計画

実施担当	関係機関
民生部（環境班）	県生活環境部 獣医師会

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

第1 計画の方針

本計画は、災害時における飼い主の適正飼養を支援し、ペットをめぐるトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が、共に災害を乗り越えられるよう支援するとともに、危険動物の逸走対応等の役割を担う。

第2 災害発生時における災害応急対策

[市町村の役割]

- (1) ペットと同行避難者の指定避難所等への避難誘導と支援
- (2) 指定避難所や仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ
- (3) 住民等へのペットとの同行避難や動物救護、飼養支援に関する情報の提供

第3 特定動物・家庭動物（ペット）等の管理

1 実施機関

原則的には動物飼養者が動物の管理を行うことになるが、緊急時の対応として環境班及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。

なお、特定動物とは、「動物の愛護及び管理に関する法律」第26条に基づくものとする。

2 特定動物・家庭動物の対策

(1) 飼い主の役割

大規模災害時、原則として、ペットの飼い主は、人の安全を確保した上でペットを連れて避難する。避難所によりペットの受入れが不可の場合は、ペット受入れ可の避難所への避難指示に従う。

また、日ごろからペットに対してケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札などの装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

(2) 実施の方法

- ① 特定動物の逃走を防止するための対策を講ずる。なお、特定動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。
- ② 負傷、又は飼い主が不明な飼養動物の円滑な保護収容に関する対策を講ずるとともに、保護動物の収容施設を確保する。
- ③ 被災地等で飼養する動物への飼料等の調達及び配分について対策を講ずる。
- ④ 動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。
- ⑤ 動物園等においては、動物の逃走を防ぐために、獣舎の構造を強化するとともに平常時からフェンスや金網を適切に管理し、災害発生時には速やかに点検を行って必要な措置を講じる。

3 避難所の家庭動物の管理

(1) 指定避難所での対応

市は、大規模災害時、避難所へ飼い主が家庭動物を同行避難できるよう環境整備に努める。

原則的には、動物飼養者が動物の管理を行うことになるが、さまざまな人が集まり共同生活をする避難所では、動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点から、避難所の運営担当者が指定するスペースにおいて飼育する。

なお、大規模災害時以外は、避難所への愛護動物の持ち込みは原則禁止する。

(2) 指定避難所での管理

避難所の飼育用スペースの設置・管理運営は、基本的に飼い主等が行う。

飼育用スペースの管理運営担当者は、避難所開設・運営マニュアルに基づき、被災者及び在宅被災者が所有する家庭動物について、「家庭動物管理台帳」を作成し、県、関係機関、関係団体等の協力を得て飼育用スペースにおいて管理に努める。

県は、指定避難所及び被災地等における家庭動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市への支援を行う。

第22節 廃棄物処理計画

実施担当	関係機関
民生部（環境班）建設部（道路河川班） 総合支所（建設班）	県生活環境部 本荘由利広域市町村圏事務組合

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

第1 計画の方針

災害地域における、生活ごみや粗大ごみ（生活ごみ等）、被災した汲み取り槽や浄化槽の清掃等により発生したし尿や浄化槽汚泥及び仮設トイレからの汲み取りし尿（し尿等）、建物の損壊・撤去等に伴って発生した廃木材やガラス片、金属くず、コンクリートがら、アスベスト、津波堆積物（がれき等）などのほか、流木・倒木あるいは火山灰の収集・分別・処理を迅速かつ適切に実施し、地域の環境衛生の保全を図る。

第2 災害発生時における災害応急対策

1 市の役割

- （1）一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみ等の発生見込み、建物被害状況とがれきの発生見込み等について情報収集を行う。
- （2）市の地域防災計画及び災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の発生量や種類をできるだけ的確に把握するとともに、有害廃棄物及び処理が困難な廃棄物に留意し、その種類や性状、量に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。
- （3）廃棄物の処理に必要な人員・収集運搬車両が不足する場合には、県に支援を要請する。
- （4）災害廃棄物が大量に発生し、処理が長期にわたると見込まれた場合には、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画を作成する。
- （5）県、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

なお、ボランティアやNPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

2 県の役割

- （1）市を通じて一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみ等の発生量見込み、建物被害等について情報収集を行うとともに、産業廃棄物処理施設の被害や対応の状況についても、必要に応じ確認する。
- （2）県の地域防災計画及び災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量や種類をできるだけ的確に把握するとともに、有害廃棄物及び処理が困難な廃棄物に留意し、その種類や性状、量に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(3) 市からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、県内の市町村や県と災害協力協定を締結している秋田県産業廃棄物協会等の関係団体等に対し、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。

また、県域を超える対応が必要と認められる場合は、近隣道県を中心にしつつ、状況に応じては、近隣道県以外の都府県や国へ協力・支援を要請する。

第3 ごみ処理

災害による大量のごみ発生は、市民生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮したうえで、環境班は、ごみ処理を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図る。

ごみ処理を実施するうえでは次にあげる事項について留意する。

- 災害対策本部からの指示及び伝達事項の周知
- 災害救助法適用時における手続き上の資料の把握と書類整備

1 ごみ排出量の推定

環境班は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの（建物倒壊、火災による建物の焼失）と一般生活により発生するものと区別し、各々について排出量を推定し、今後の清掃活動についての流れ（清掃計画）を検討する。

2 作業体制の確保

環境班は、迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。また、必要に応じて、県やあらかじめ応援協定等を結んでいる近隣市町、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者等に対して、災害時に人員、資機材等の応援を要請する。

3 実施方法

被災地及び避難所の一般ごみは、直営、委託業者、車両借上業者からなる専属収集班が収集し、燃えるもの、燃えないもの、資源化物の3分別で毎日収集を原則とする。

(1) 状況の把握

環境班は、班員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

(2) 市民への広報

環境班は、広報班及び民生班等と連携し、速やかに仮設集積所、投棄場開設場所及び収集日時を定めて市民に広報を行う。また、その状況を県及び関係機関へ報告する。

- 開設の日時及び場所
- 受入れする廃棄物の種類及び開設の時間
- 開設期間の見込み

(3) 収集運搬処理

環境班は、市民によって集められた仮設集積場所のごみを管理し、あらかじめ選定した処分場にできるだけ速やかに運搬し処理する。その際、被災地におけるごみの排出量が市の収集運搬能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、県や保健所の指導のもと、近隣市町や、他の民間廃棄物処理業者に依頼し、トラック等車両及び作業員を確保して収集運搬を実施するものとする。また、粗大ごみや資源物回収については可燃ごみを優先するため、状況によっては一時的に中止する。

- ① 避難所が開設された場合は、毎日収集を原則とし、避難所専属収集班を編成し、収集にあたるとともに、排出物は市埋立地、本荘清掃センターに搬入する。また、資源物については、リサイクルセンターへ搬入する。
- ② 被災者が自己の住居で生活している被災地区についても避難所と同様とするが、収集はいずれの場合も道路の障害物除去後に実施する。また、収集運搬処理の手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講じる。
- ③ 矢島島海サテライトセンターに直接搬入されたごみは、市が本荘清掃センターに搬入する。

(4) 処理方法

環境班は、次によりごみ処理を実施する。

- ① 搬入された一般ごみは、本荘清掃センターにおいて処理し、難燃性のごみは市埋立地に運搬し、埋立処分するものとする。また、リサイクルセンターに搬入された資源物は、同施設においてリサイクルする。
- ② 可燃性の大型ごみは、焼却（破碎を含む）と埋立てにより処理するものとする。
- ③ 被災が広域にわたり、しかも環境上緊急を要する場合は、あらかじめ選定した処理場において焼却又は埋立することとする。ただし、野焼きは新たな環境汚染の原因となることから実施しない。

4 処分場の選定

予定していた埋立場が被災などにより使用できない場合は、次により処分場の選定を行う。

- 塵芥を埋立できる場所であること。
- 地理的条件を考慮して選定すること。
- 人家から相当の距離を有し、衛生上影響のない場所であること。

第4 し尿処理

被災地におけるし尿の処理を迅速に実施し、市民の保健衛生の保全を積極的に図る。

環境班は、排出されたし尿等を迅速に処理する。市で処理することが不可能な場合は、県の指導のもと、他市町村に応援要請を行い、その解決を図るものとする。

1 し尿処理排出量の推定

環境班は、倒壊家屋、焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿について、被災地区における防疫上、早急に収集処理を行う必要がある。このため、環境班は地区別の被害状況を速やかに把握し、被災家屋の汲み取り式便槽及び避難所等の仮設トイレのし尿排出量を推定する。

2 作業体制の確保

環境班は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、県の指導のもと近隣市町へ収集、処理の応援要請を行う。

- 被災地及び避難所のし尿は専門収集班が収集する。
- 専門収集班は、許可業者及び応援要請した他の自治体の応援隊で組織する。
- 仮設トイレは、レンタル業者から必要数を確保する。

3 実施方法

環境班は、次によりし尿処理を実施する。

(1) 収集の原則

専門収集班は、各許可業者及び応援隊で組織し、毎日収集を原則とする。

(2) 状況把握

環境班は、班員による巡視、市民による電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

(3) 仮設トイレの設置

環境班は、レンタル業者と連携し、避難者数等に応じて仮設トイレを避難所等に設置する。市の調達で不足する場合は、県の指導のもと他市町村へ応援要請を行い、仮設トイレを確保する。

(4) し尿の収集・運搬

- ① 被災地区の汲み取り要請に対しては、専門収集班を編成しこれにあたる。
- ② 仮設トイレの汲み取りは毎日収集を原則とし、し尿処理施設等に搬入する。

(5) 処理

被災地から収集したし尿は、通常の処理方法で衛生的に処理する。1日の処理能力を超えた量の処理を行う必要が生じたとき及びし尿処理施設が被災した場合は、県等の指導のもと近隣市町へし尿処理の応援要請を行うとともに、必要に応じて、臭気等が市民生活に支障を来たさない場所に臨時埋立地を確保する。

(6) 広報

環境班は、広報班及び民生班等と連携し、速やかに仮設トイレの設置場所、埋立地及び収集日時を定めて市民に広報を行う。また、その状況を県及び関係機関へ報告する。

- 開設の日時及び場所
- 開設期間の見込み

第5 死亡獣畜処理

災害によって死亡した家畜等の処理は、所有者が自らの責任で行うものとするが、自らの責任で処理できない場合、又は路上等に放置されている場合は、市民等の通報により、災害対策本部が処理する。環境班は、災害により発生した死亡獣畜の処理を迅速に行う。市で処理することが不可能である場合は、保健

所及び県の指導により、他市町村に応援要請してその解決を図る。

1 被害情報の収集

環境班は、農林水産班と連絡を密にし、死亡獣畜の状況を把握する。

2 実施の方法

(1) 処理方針

環境班は、保健所の指導により、死亡した家畜等を死亡獣畜取扱場で処理するほか、必要に応じて次のとおり処理を行う。

- 移動し得るものについては、公衆衛生上支障のない場所に集めて処理する。
- 移動しがたいものについては、その場で個々に処理する。その処理にあたっては、公衆衛生上支障のないよう十分留意する。

(2) 処理方法

① 埋立て

深さ2m以上の穴を掘り、クレゾール石けん液及び石灰等を散布し、土砂で覆う。

② 焼却

約1mの深さの穴を掘り、薪を入れ、ロストル及び鉄板を置き、死亡獣畜を乗せ、さらにその上に薪を置いて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。

第6 がれき等の処理、施設の応急復旧

1 障害物の除去

道路河川班・総合支所建設班、環境班は密に連絡をとり、巡視等から迅速に被災地域の状況を把握し、それに基づき、住宅、所管の道路及び河川施設について、障害物の除去、解体を実施する。除去作業にあたっては、必要に応じ、県、近隣市町、民間事業者等による応援協力体制を活用する。

(1) 道路関係障害物の除去

各道路管理者は、管轄道路区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、道路交通に著しい障害を及ぼしているものについて除去を実施する。その際、各道路管理者の情報交換は密に行うものとする。

区分	実施内容	備考
市道	○道路河川班・総合支所建設班は道路障害物を除去し、交通の確保を図るものとする。 ○市の機械及び労力の不足する場合は、建設業協会等へ応援を要請する。	
県道及び	○県へ障害物除去を要請する。	国道105号、107号、108号、341号、

国道		378号は由利地域振興局建設部が管理
国道及び 高速道	○国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所へ障害物除去を要請する。	国道7号 日本海沿岸東北自動車道は国土交通省が事業主体

① 被害状況の把握

災害が発生した場合は、道路河川班・総合支所建設班は関係機関と密に連絡し、道路の障害物の状況について把握する。

② 除去の方法

道路河川班・総合支所建設班は次により除去を実施する。

1) 除去する道路の優先順位

- ア 地域住民の生命の安定を確保するために重要な道路(避難路等)
- イ 災害防止上重要な道路(火災防ぎょ線となるような道路)
- ウ 緊急輸送を行ううえで重要な道路
- エ その他応急対策活動上重要な道路

③ 応援要請

市の能力を超える場合は、県及び建設業協会等に応援を要請する。

(2) 河川関係障害物の除去

流木等の流出による橋梁被害や、ダムアップによる浸水を防止するため、障害物の状況を各河川管理者が調査し、速やかに除去する。

市が管理する河川	○道路河川班・総合支所建設班は河川関係障害物を除去し、安全の確保を図るものとする。 ○市の機械及び労力の不足する場合は、建設業協会等へ応援を要請する。
その他の河川	○河川管理者へ河川関係障害物除去を要請する。

① 被害状況の把握

災害が発生した場合は、道路河川班・総合支所建設班は関係機関と連絡を密にし、河川関係障害物の状況について把握する。

② 除去の方法

市が管理する河川に架かる橋梁に、流木等の障害物がある場合は、道路河川班・総合支所建設班は、速やかに業者に連絡し、除去を依頼する。

③ 応援要請

市の能力を超える場合は、県及び建設業協会等に応援を要請する。

(3) 住宅関係障害物の除去

災害救助法の適用の有無に関わらず、災害対策本部長が必要と認めたとき、障害物除去の実施を決定する。道路河川班・総合支所建設班は関係機関と連絡を密にし、住宅関係障害物について迅速に被害地域の状況を把握し、これに基づき、災害によって日常生活に著しく支障を及ぼす障害物の

除去、解体を実施する。なお、市において除去が不可能な場合には、県、近隣市町、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

① 除去の対象物

除去すべき障害物とは、住家及びその周辺に運び込まれた土石、竹木等の障害物又は、建物等の倒壊により発生した障害物であること。

② 除去の対象者

自らの資力で障害物の除去ができない被災者で、次の条件に該当するものとする。

- 1) 障害物のため、日常生活を営むことが困難な状態にあること。
- 2) 半壊又は床上浸水した住家
- 3) 原則として、当該災害により直接被害を受けたものであること。

③ 被害状況の把握

災害が発生した場合は、道路河川班・総合支所建設班は関係機関と密に連絡し、住宅関係障害物の状況について把握する。

④ 除去の方法

道路河川班・総合支所建設班は、被害状況により除去物の量を推定し、除去作業のため必要とする資機材の種別、数量を検討し、必要に応じて保有する業者等へ応援を要請し、障害物の除去を実施する。

⑤ 除去された障害物の処理方法

道路河川班・総合支所建設班は、除去された障害物を仮置場に搬入させ、破碎処理を実施して、適正に処理する。

(4) 障害物集積場所の確保

災害により発生する障害物は、建物の倒壊等の状況によって大量になる可能性があるため、最終処分までの間、これらを保管する場所を確保する必要がある。このため、環境班は空き地等を一時集積場所とするとともに、近隣市町に対して、集積場所の確保を要請する。

集積場所の確保ができない場合は、次の基準により災害発生場所の近くに設けるものとする。

- 交通に支障のない国有地、県有地、市有地を選定する。
- 国有地、県有地、市有地に適当な場合がないときは、民有地を利用するが、やむを得ない時以外は、所有者の了解を求め事後処理には万全を期するものとする。

(5) 障害物の処理

① 分別処理の努力

災害といえども、可能な限り分別を行うことが望ましいことから、集積場所において、再資源化や有害物質の除去を行う。

また、アスベストや津波堆積物に含まれる重金属類など有害な廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に従い、汚染物質の発生を防ぎ、適正な処理対策を行う。

② 工作物の保管及び処理・処分

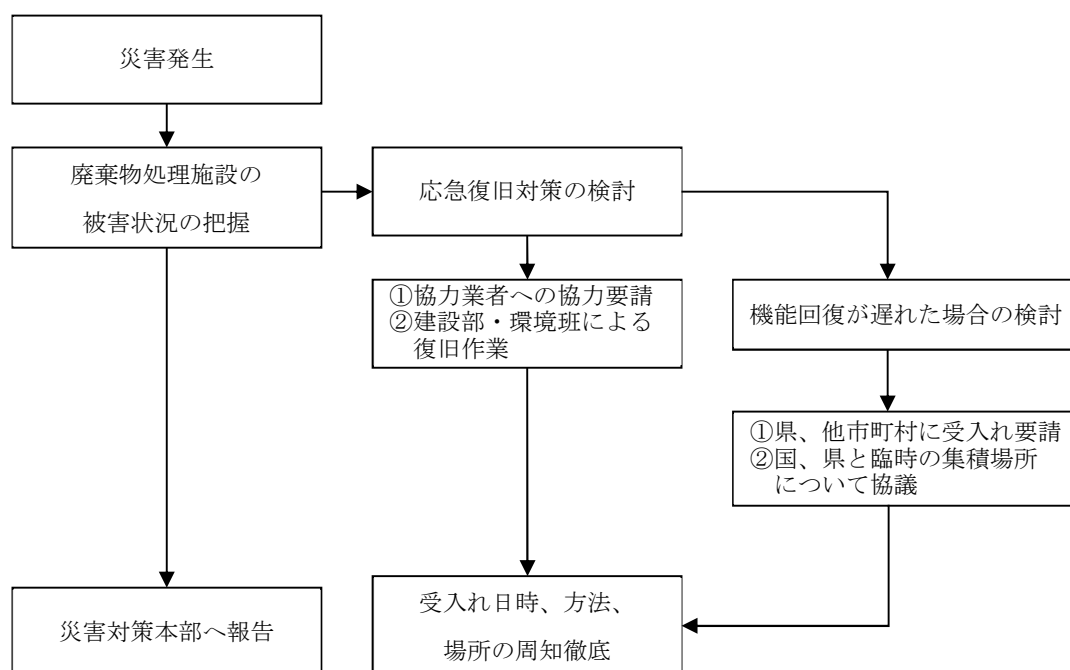
- 1) 工作物を保管したときは、保管を始めた日から14日間、その工作物名などを公示する。

- 2) 保管した工作物等が消滅又は破損するおそれのあるときにおいても、その保管に不相当の費用及び手数を要するときは、その工作物を売却し、代金を保管する。
- 3) 売却の方法、手続きは競争入札又は随意契約による。

2 施設の応急復旧

廃棄物処理施設が被災することによる市民生活の影響を最小限にとどめ、災害復旧に伴い発生する廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、流木、倒木、建物等の解体廃棄物）を速やかに処理するために、環境班は、廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）を使用可能な状態に機能を回復する。機能回復が遅れ、使用できない場合は、県又は他市町村に受入れを要請するとともに、国、県と協議を行い、臨時の集積場所を確保する。

【計画の体系】



（１）施設の応急復旧

① 施設被害の把握

災害が発生した場合は、施設管理者と環境班は連絡を密にし、廃棄物処理施設の被害状況を迅速に把握する。

② 応急復旧

環境班は、市民生活への影響を最小限にとどめるとともに、災害復旧に伴う廃棄物の受入れを考慮して、次の対策措置を講ずる。

- 1) 施設が被災したときは、環境班は、その施設の機能回復を重点とした応急復旧工事を実施する。
- 2) 施設管理者及び環境班は保有資機材を投入し、被災設備の応急復旧を速やかに行うとともに、

設備メーカーに対して緊急修理の要請を行う。

- 3) 被災設備の応急復旧に必要な資機材が不足する場合は、資機材メーカーに対して緊急供給の要請を行う。
- 4) 設備の運転に必要な燃料・電気・水等を関係機関・業者等と連携して確保する。

(2) 応援要請

廃棄物処理施設の機能回復ができないか、大幅に遅れることが予想される場合、災害対策本部長は、県及び他市町村に廃棄物の受入れを要請する。また、環境班は、国及び県と協議して臨時の集積場所を確保する。

要 請 先	要 請 内 容
他市町村	○廃棄物処理施設への受入れ
県	○産業廃棄物処理施設への受入れ ○流域下水道（し尿の受入れ） ○河川敷（廃棄物の臨時集積場） ○海岸（廃棄物の臨時集積場、簡易処理場）
国（国土交通省）	○河川敷（廃棄物の臨時集積場）

(3) 広報

次にあげる事案が発生した場合、環境班は、広報を実施する。

事 案	広報内容
廃棄物処理施設の一時受入れ停止について	○理由 ○対策の進捗状況 ○復旧見込み時期
災害復旧に伴う廃棄物の受入れについて	○開始時期 ○方法 ○場所
市が受入れできない場合について	○開始日時 ○方法（県及び他市町村が受入れる場合） ○場所（国及び県が受入れる臨時の集積場所）

第23節 遺体の搜索、処理・埋火葬計画

実施担当	関係機関
民生部（民生班・環境班） 健康福祉部（保健衛生班） 消防部	秋田海上保安部 日赤県支部 県医師会 由利本荘医師会 県健康福祉部 県生活環境部 県警察本部

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

第1 計画の方針

各実施機関相互の協力体制のもとに、大規模な地震に伴う建造物の倒壊、火災等により死者が多数発生した場合において、災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況から判断して既に死亡していると推定される者を搜索し、その遺体の処理及び埋火葬等を迅速かつ円滑に行う。

第2 遺体の搜索

1 実施責任者

災害対策本部長が関係機関の協力を得て行う。

但し、災害救助法が適用された場合は、原則として、知事が関係機関の協力を得て行い、知事から委任された場合又は知事による救出のいとまがない場合は、災害対策本部長が知事の補助機関として行う。

2 遺体搜索の実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体搜索の実施基準は、以下のとおりとする。また、災害救助法が適用されない場合においても、以下の基準に準拠して遺体搜索を実施するものとする。

（1）対象

遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

（2）支出費用

遺体の搜索のために支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費、輸送費であって、その実費とする。

（3）実施期間

遺体の搜索の実施期間は、原則として、災害発生の日から10日間以内とする。

3 搜索の方法

（1）行方不明者相談窓口の開設

民生班・防ぎょ班は、本庁舎内に「行方不明者相談所」を開設し、搜索依頼、届出受付窓口とする。届出等を受けた時には、氏名、身体的特徴、着衣など、可能な限り詳細に聞き取り記録する。

（2）行方不明者情報の収集

民生班・防ぎょ班は、相談窓口で受付けた搜索願い（届出）及び被災現場等での情報を収集し、

行方不明者のリストを作成し、避難者名簿と照合し、確認を行う。その上で、行方不明者のリストを警察署に提出し、連携をとる。

(3) 行方不明者搜索活動

防ぎょ班は、救助活動で編成した救助隊を、行方不明者の搜索としてあて、行方不明者リストに基づき搜索活動を行う。また、警察署、自衛隊等と協力して搜索活動を実施する。搜索に必要な舟艇、その他機械器具等を投入し、救出活動に万全を期する。

(4) 遺体の搜索活動

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から判断して、すでに死亡していると判断される者については、直ちに遺体搜索に切り替える。遺体の搜索は、防ぎょ班が地域住民等の協力を得て搜索に必要な舟艇、その他機械器具を借上げて行う。

第3 遺体の発見時の措置、搬送等

1 市

- (1) 災害現場から遺体を発見した者は、直ちに所管の警察署又は直近の警察職員にその旨を通報する。また、市は、発見の日時、場所、発見者、遺体の状況及び所持品等を明確に記録する。
- (2) 県警察本部、秋田海上保安部等関係機関の協力を得て、遺体の搬送を行う。
- (3) 遺体の搬送が困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の搬送、実施要員及び資機材について応援を要請する。
- (4) 遺体搬送車が不足する場合は、県に応援を要請する。

2 県

- (1) 市から遺体の搬送について要請を受けた場合、他市町村へ応援を要請する。
- (2) 遺体搬送車について、市の要請に応じて、(公社)秋田県トラック協会に応援を要請する。

3 県警察本部、秋田海上保安部

市、消防団等関係機関の協力を得て、可能な限り遺体発見場所の写真撮影や地図への表示など、発見状況を明らかにする。

第4 遺体の収容・安置

1 市

環境班は、被災地に近い公共施設又は寺院に以下の通り遺体安置所を開設し、処理した遺体を遺体安置所に搬送する。適当な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。

- (1) 遺体安置所に使用する施設は、平時より可能な限り複数の施設を、あらかじめ指定しておく。
- (2) 遺体安置所の選定については、次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、体育館や旧学校施設等を確保する。
 - ① 避難所、医療救護所とは別の場所
 - ② 可能な限り、水、通信及び交通手段を確保できる場所
 - ③ 多数の遺体を収容できる、スペースの広い施設

第23節 遺体の捜索・処理・埋火葬計画

- ④ 遺族控え室を、遺体安置所、検視・検案場所と隔離した場所に確保
- (3) 環境班は遺体安置所に管理責任者を配置し、遺体の搬送・収容について連絡調整を行う。
- また、県、県警察本部と連携して、検視・検案業務を迅速に行える体制を整備する。
- (4) 環境班は、遺体を安置するため、棺、ドライアイス等を地元の葬祭関係事業者等から確保するとともに、不足する場合には、県に対して広域的な確保を要請する。
- (5) 身元が判明しても自宅が被災し、遺体の引き取りができない場合は、身元不明遺体と区別して保存する。
- (6) 県及び県警察本部等関係機関と連携し、遺体安置所の設置及び遺体収容状況等について、住民等への周知を図る。

2 県

市の要請に応じ、棺やドライアイス等の確保について、葬祭関係事業者等に協力を要請する。

3 県警察本部

市と連携し、選定された施設内に遺体安置所、検視場所、遺族控え室等を設置する。

第5 遺体の調査・検視、身元確認

1 市

- (1) 多数の遺体を発見・収容した場合、医師、看護師等により、遺体処理班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。

①遺体の洗浄、 縫合消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置
②遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。

- (2) 県、県警察本部、県医師会及び県歯科医師会等と連携して、検視・検案の実施を支援する。
- (3) 遺体処理用資機材を事前に準備するとともに、調達できない場合は県に要請する。

2 県警察本部

- (1) 県医師会、県歯科医師会に対し、検視・検案、身元確認等の協力要請を行う。
- (2) 警察署は、遺体を発見し、又は住民から遺体発見の通報を受けた場合は、検視規則及び「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づいて、死因、身元、その他の調査を行う。
- (3) 多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、市と連携の上、別地域の遺体安置所に搬送して検視を行う。
- (4) 指掌紋、DNA型資料の採取、歯科所見の確認、遺品展示場所の設置等を行い、関係機関と協力して遺体の身元確認を行う。

3 災害救助法が適用された場合の実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体の処置の実施基準は以下のとおりとする。また、災害救助法が適用されない場合においても、以下の基準に準拠して遺体の処置を実施するものとする。

(1) 対象

災害の際死亡した者に関わる遺体の処置は、その遺族等が混乱のため行うことのできない場合は、関係機関の協力のもとに実施する。実施にあたっては、民生の安定、防疫又は遺体の尊厳の確保等を図るため、遺体の円滑な輸送手段及び適切な安置施設並びに遺体の保全等に十分配慮する。

(2) 支出費用

次にあげる費用は、災害救助法施行細則によるものとする。

- 遺体の洗浄、縫合、消毒のための費用
- 遺体の一時保全のための費用
- 救護班によらない検案のための費用
- 遺体処理のため必要な輸送費及び人件費

(3) 実施期間

遺体処理の実施期間は、原則として、災害発生の日から10日間以内とする。

4 日本赤十字社秋田県支部

災害救助法が適用された場合は、知事の依頼に基づき、救護班を派遣し、遺体の処置を行う。

5 漂流遺体の処理

(1) 遺体の身元が判明している場合

遺体の身元が判明している場合は、原則として漂着したときは、警察官又は海上保安官の見分調査を受けた後、警察署と協力し、直ちにその遺族、親戚、縁者又は災害発生地 of 災害対策本部長に連絡を行い、引き渡しを行う。

但し、被災地域に災害救助法が適用されている場合、これを引き取らせることができないときは、知事に漂着の日時、場所等を報告し、その指示を受けて措置を行う。

(2) 遺体の身元が判明していない場合

遺体の身元が判明していない場合であって、災害救助法を適用されていたり、災害発生市町村から漂着したものと推定される場合は、(1)同様に取り扱う。なお、遺体の取扱いに関しては、遺品等があれば、これを保管するとともに、遺体を撮影し、記録として残しておく。

遺体がり災地から漂流してきたものと推定できない場合は、漂着地域の市長が「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」により処理する。

第6 身元不明者の取扱い

1 市

- (1) 防ぎょ班は、県警察本部と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、危機管理班、民生班、環境班と連携し、問い合わせ等に対応する。
- (2) 県警察本部等関係機関に連絡し、身元不明遺体等の取扱いについて協議を行う。
- (3) 遺族その他より遺体の引き受けの申し出があった時は、遺体処理台帳等に整理の上、引き渡す。
- (4) 遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱うとともに、被災地域以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない遺体についても、行旅死亡人として取り扱う。
- (5) 危機管理班、防ぎょ班は、環境班、県、県警察本部と連携し、遺体安置所等に所持金品等の内容提示や報道機関への情報提供及び問い合わせ窓口の開設を行う。

2 県警察本部

市及び地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

第7 遺体の引渡し

1 市

身元が判明している遺体は、県警察本部の協力の下、遺体収容台帳との確認後、安置所で遺族に引き渡す。

2 県警察本部

- (1) 身元が判明した遺体を遺族に引き渡す場合は、着衣、所持品等の品目や数量等を確実に確認させる。
- (2) 身元不明遺体、引き取り人のいない遺体は、着衣、所持金品等とともに、市に引き渡す。

第8 遺体の埋火葬

1 実施責任者

遺体の埋火葬については災害対策本部長が行うものとするが、災害救助法が適用された場合には、原則として、知事が行い、知事から委任された場合又は知事による埋火葬のいとまがない場合は、災害対策本部長が知事の補助機関として行う。

2 災害救助法が適用された場合の実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体の埋火葬の実施基準は以下のとおりとする。また、災害救助法が適用されない場合においても、以下の基準に準拠して遺体の埋火葬を実施するものとする。

(1) 対象

災害の際死亡した者に対して、その遺族が埋火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者に遺族がいない等のため埋火葬が困難な場合

(2) 支出費用

埋火葬のための支出できる費用は、災害救助法施行細則によるものとする。

(3) 実施期間

遺体の埋火葬は、原則として、災害救助法に基づき、災害発生の日から10日間以内とする。

3 埋火葬の方法

(1) 埋火葬

- ① 市は、埋火葬が適切に行われるよう埋火葬相談窓口を設置して、火葬場、遺体の搬送体制等に関する情報を提供し、円滑な埋火葬を支援する。
- ② 災害のため遺族が埋火葬を行うことが困難なときは、葬儀業者等に協力を要請し、市が埋火葬を行う。環境班は、原則として遺体を火葬場にて火葬するが、習慣又は状況により埋葬を行う。引取り手の見つからない遺体については、死亡診断書等により埋火葬の手続きを行う。
- ③ 遺体数が多数のため、市内の施設では処理できないときは、県に広域火葬を要請する。

(2) 埋火葬に必要な用品の支給等

棺、又は骨壺等の埋葬に必要な用品の支給及び火葬、埋葬、又は納骨等の役務の提供を原則とする。

(3) 遺骨の保管

環境班は、引取り手のない遺骨、又は引取り手が墓地を有していない遺骨を一時遺留品とともに保管し、引取者が判明次第又は墓地を確保次第引き継ぐものとする。引取り手がないときは、市が指定した墓地等（無縁故者納骨堂及び無縁墓地）に埋葬する。

第9 費用

原則として、市が負担する。その他の費用については、関係機関と協議して決定する。但し、災害救助法が適用された場合には、同法による。

第24節 文教対策計画

実施担当	関係機関
文教部 民生部（民生班、環境班） 健康福祉部（福祉班）	県教育庁

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

第1 計画の方針

災害等により文教施設等が被害を受け、又は受けるおそれのある場合は、あらかじめ定めた計画に基づき、災害の予防及び応急対策を実施し、幼児・児童・生徒の安全と教育活動の確保を図る。

第2 事前対策

校長などの施設管理者は、災害の発生に備え次の事前対策を実施する。

- 1 幼児・児童・生徒の避難計画については、訓練及び災害時の事前指導・事後指導を実施し、その周知・徹底を図るとともに保護者との連絡方法を確認する。
- 2 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網を整備し、協力体制を確立する。
- 3 緊急時の所属職員の非常招集については、その連絡先を確認し教職員に周知徹底する。

第3 応急措置

1 在校時の児童・生徒等の避難等

在校時に災害が発生した場合、次により児童・生徒の避難を実施する。

（1）情報の伝達

学校長が児童・生徒へ災害情報を伝達するにあたっては、混乱を防止するよう配慮して行う。

（2）避難の指示

学校長は、的確に災害の状況を判断し、避難場所等を迅速に指示する。

（3）避難の誘導

学校長及び教職員は、児童・生徒の安全を確保するため、あらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。なお、状況により校外への避難が必要である場合は、学校教育班や消防署、警察署などの関係機関の指示及び協力を得て行う。

（4）休校措置

学校長は、必要に応じて臨時休校の措置をとる。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、特に低学年児童にあつては、教職員が地区別に付き添うか、保護者に連絡のうえ直接引き渡し、帰宅させる。

（5）下校時の危険防止

学校長は、下校途中における危険・事故を防止するため、児童・生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域ごとの集団下校、又は教職員による引率等の措置を講ずる。

（6）校内保護

学校長は、災害の状況により、児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内

に保護し、速やかに保護者への連絡に努める。

(7) 保健衛生

学校長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒の保健衛生について必要な措置を講ずる。

2 在校時以外の措置

(1) 休校措置

学校長は、休日や夜間、早朝（登校前）に休校措置を決定したときは、直ちに各学校等で定める緊急連絡網などにより保護者又は児童・生徒に連絡を行い、学校教育班にその旨を報告する。

(2) 安否の確認

学校教育班及び各学校長は、災害発生が登校時間、在校時間、あるいは夜間・休日それぞれの場合に応じ、あらかじめ整備した連絡系統を用いて体制を整え、児童・生徒の安否確認を行う。

3 被害状況の把握と報告

学校長等の施設管理者は、適切な緊急避難の指示をするとともに、災害の規模、児童・生徒及び学校施設の被害状況を把握し、学校教育班に報告を行う。

4 避難所開設への協力

各学校では、避難所開設時には、民生班、教育総務班、学校教育班とともに体育館等の避難スペースを確保し、避難者受入れ準備を行う。また、避難所運営にあたっては、避難所自治組織とともに教育スペースと避難スペースとの調整をとる。

第4 応急教育の実施

1 文教施設の確保

教育総務班・学校教育班は文教施設等の確保に努め、教育活動を早急に再開するため、次の措置を講ずる。

- (1) 学校教育班は、各学校の被害状況を把握するとともに、学校長と連携をとって応急修理が可能な場合はできる限り速やかに補修を行い、応急教育の場所を確保して、授業の再開に努める。
- (2) 一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全校舎で、授業を行う。
- (3) 被災により校舎の一部が利用できない場合は、屋内体育施設、特別教室を利用する。学校運営並びに安全管理上緊急に修理を要する箇所について応急修理又は補強するなど学校教育に支障を及ぼさないよう措置を講じ、できる限り休校を避ける。
- (4) 被災により一時使用不可能になった校舎が、短期間に復旧できる場合は、臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- (5) 学校が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、近隣の余裕のある学校に応急収容し、分散授業を実施する。余裕のある学校がない場合は、公民館、体育館、その他の公共施設等を利用して授業を行う。
- (6) 教育施設が確保できない場合は、プレハブ等の仮校舎を建設する。

(7) 施設・設備の損壊の状況、避難所として使用中の施設状況等を勘案し、必要があれば早急に校舎の再建計画を立て、その具体化を図る。

2 教員の確保

教育総務班・学校教育班は、被災により教員を確保できない場合は、次のとおり処理を行う。

- (1) 少数の場合は学校内で確保する。
- (2) 学校内で操作できない場合は、市教育委員会管内で確保する。
- (3) 必要に応じ、県教育委員会へ補助教員の派遣要請を行う。

3 被災幼児・児童・生徒の保護

- (1) 市は、被災地域の幼児・児童・生徒に対して、感染症、食中毒等予防のため臨時の健康診断を行い、必要な検査を実施する等健康の保持に努める。
- (2) 学校長などの施設管理者は、幼児・児童・生徒に対し、災害によって危険となった場所には近づかないように指導の徹底を図る。

4 応急教育の要領

応急教育において実施する指導内容、教育内容については、特別計画を立案する。授業不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導する。

【応急教育の留意事項】

教育内容	○教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を実施する。
生活指導	○児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ○関係機関、由利本荘医師会、その他専門家と連携・協力して、児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

5 応急保育

福祉班は、保育所、児童館等の被害状況を把握する。既存施設において保育の実施ができない場合は、臨時的な保育所を設け、保育を実施する。交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所で保育することができる。

また、災害に関する理由により緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう努める。

6 学校飼育動物の保護

学校教育班は、環境班と連携し、学校飼育動物保護のため次の措置を講ずる。

- 被災動物の集中管理場の確保に努める。
- 動物感染症や疾病を予防するため、ふん尿処理等の環境保全に努める。
- 被災動物の飼料不足が発生しないように飼料調達に努める。

第5 学用品の調達、支給等

災害により学用品を失った児童・生徒に対し、必要な教材、学用品を支給する。学校教育班は、学校長を通じて支給の対象となる児童・生徒数を把握し、り災者名簿及び学籍簿と照合する。なお、災害救助法が適用された場合については、「第2章 第31節 第7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間、実費弁償基準」も参照のこと。

1 対象者

学用品の支給対象者は次のとおりとする。

- ☐ 災害によって住家に被害を受けた児童・生徒であること
- ☐ 小学校児童及び中学校生徒に限る。
- ☐ 学用品がなく、就学に支障を生じている場合

2 支給の品目

学用品の支給品目は次のとおりとする。

- ☐ 教科書及び教材
- ☐ 文房具
- ☐ 通学用品

3 教科書等の確保

(1) 支給の方法

- ① 教科書の調達・支給は、学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を調査し、県へ報告するとともに、教育委員会で一括調達し、学校長を経て速やかに支給する。学校教育班は、自ら学用品等の支給の実施が困難な場合は、県へ学用品の支給の実施、調達について応援要請する。
- ② 学校教育班は、教科書販売業者と連携をとり、必要冊数を確保し、支給する。

4 文房具、通学用品等の支給

各学校長は、文房具、通学用品等を喪失、棄損し、しかも災害のため直ちに入手困難な状況にある児童・生徒の人員、品目等を調査把握する。また、これらは、業者から一括購入し、学校毎に分配する。

第6 応急給食対策

学校教育班は、災害により給食ができないときは、パン、牛乳等の簡易給食を実施する。

1 応急措置

- (1) 学校給食施設、設備及びパンその他の給食物資の納入業務の被害状況を速やかに把握し、学校給食が困難な場合は、中止等の措置をとる。
- (2) 被害状況が判明した後において、具体的な復旧対策を立て、速やかに実施する。

2 応急復旧措置

- (1) 給食調理場、給食用設備等の清掃及び消毒を徹底的に実施し、衛生管理に努める。
- (2) 児童・生徒、学校職員の感染症の発生状況を調査確認し、必要に応じ保健所等と協力し、防疫措置を講ずる。

第7 文化財の保護

災害により文化財が被災した場合、文化財班は、所有者から災害の原因、被害の概要等必要な報告等を求め、状況の的確な把握に努めるとともに、被災した文化財には、応急措置を迅速に講ずる。

文化財の所有者又は管理者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害が発生した場合、次により適切な対応を実施する。

1 応急措置

- (1) 文化財が被災した場合は、その管理者又は所有者は直ちに所轄の消防本部等に通報するとともに被害の拡大防止に努める。
- (2) 管理者又は所有者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を県指定の文化財にあつては市教育委員会生涯学習課を経由して県教育委員会生涯学習課へ、国指定の文化財にあつては市教育委員会生涯学習課・県教育委員会生涯学習課を経由して文化庁へ報告する。
- (3) 関係機関は、文化財の被害拡大を最小限に食い止めるため、協力して応急措置を講ずる。

2 保全措置

文化財の所有者及び管理者は、防災責任者を定めるなどの責任体制を確立して保全に努める。また、搬出可能な文化財については性質、保全の知識を有する搬出責任者を定め、災害時にあつての保全に努めるものとする。

第25節 住宅応急対策計画

実施担当	関係機関
建設部（建築班） 民生部（民生班）	一般社団法人県建築士会 一般社団法人プレハブ建築協会 県建設部

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

第1 計画の方針

災害により住宅を滅失して居住する住宅がない者で、自らの資力で住宅を確保することができない者のために応急仮設住宅を提供し、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅などの空き家の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制を整備するとともに、住宅が半壊・半焼して自らの資力では応急修理することができない者の日常生活に欠くことのできない部分について、応急修理を実施し、被災者の生活の安定を図る。

なお、建築物・宅地等の危険度判定を行い、被災後の二次災害の拡大防止や応急仮設住宅の必要数把握等に努める。

第2 公営住宅等の活用

建築班は、被災者の一時的な住宅を確保するため、受入れ可能な公営住宅等の空き家の把握に努めるとともに、被災地域の地方公共団体等から受入要請があった場合には、迅速に入居手続き等を行う。

入居対象者及び入居者の選定については、応急仮設住宅の場合に準ずることとする。

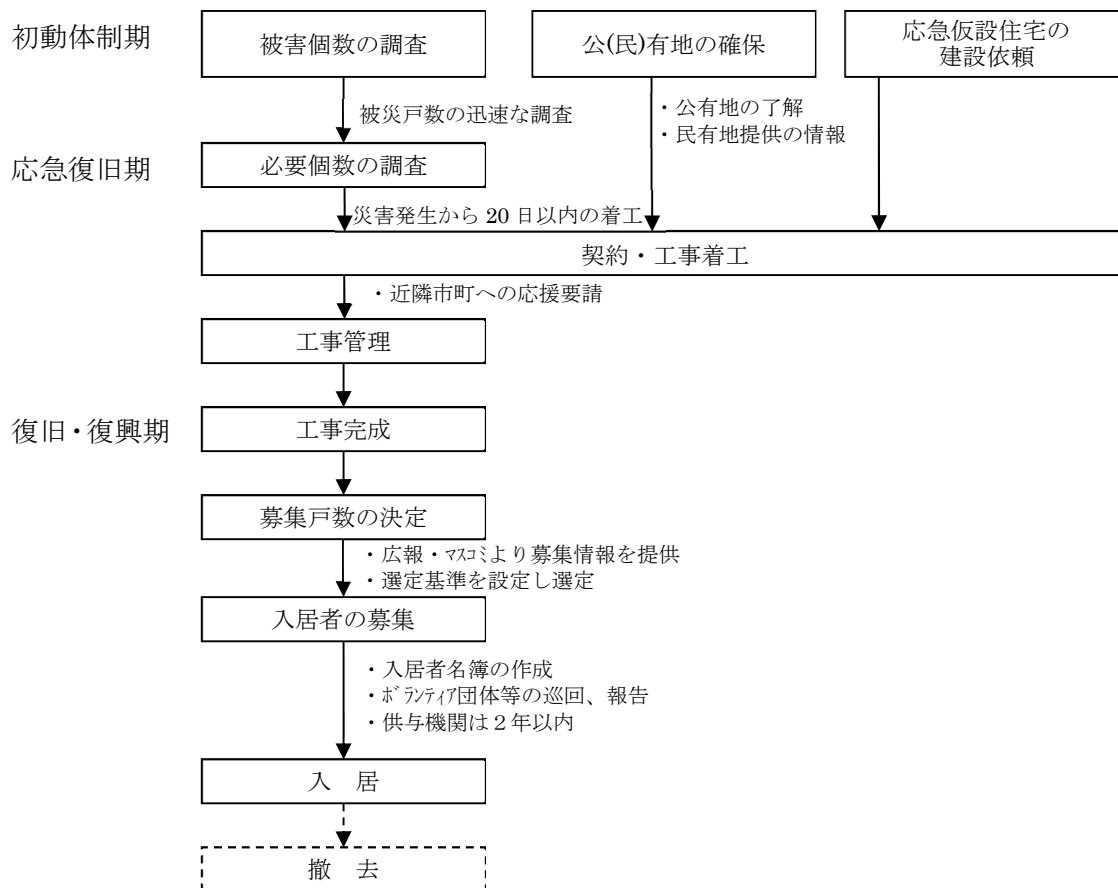
第3 民間賃貸住宅の借上

市は、民間賃貸住宅を災害救助法の応急仮設住宅として借り上げるため、県が締結している「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」に基づき、関係団体から得られた借り上げ可能な民間賃貸住宅の情報提供を県から受けるとともに、民間アパート、社宅等の民間施設についても、その情報を収集し、必要な場合は、一時入居のため、所有者、管理者等に入居の協力を依頼するなどの措置を講じる。

入居対象者及び入居者の選定については、応急仮設住宅の場合に準ずることとする。

第4 応急仮設住宅の建設・管理

【計画の体系】



1 実施責任者

応急仮設住宅の建設は、建築班が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、知事から委任された場合は、災害対策本部長が行う。

2 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の敷地、構造、仕様、設備及び戸数については、災害時要支援者の長期の避難生活を想定したものとし、また地域のコミュニティに配慮したものとする。

(1) 建設地

建設地は災害対策本部長が選定した場所とする。

建築班は、仮設住宅の建設地をあらかじめ定めておくこととし、選定するにあたり、ライフライン、周辺の便民施設及び土地所有者等の意向等の確認を行う。ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用するものとし、所有者等と十分に協議して選択する。

(2) 建設戸数

建築班は、災害後に被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握し、県へ要請する。また、民生班

は災害相談窓口又は避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。

(3) 構造

軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、積雪寒冷地に配慮した構造及び仕様とする。

また、高齢者などの要配慮者世帯に配慮した設備・構造とする。

(4) 規模・費用

1戸あたりの床面積は29.7㎡を基準とし、設置費用の限度額は253万円とするが、これらは全体平均であり、被災者の家族構成や、立地条件等を勘案し、広さ・間取りなどの仕様の異なるものを建設することができる。

(5) 建設の時期

着工は、災害発生の日から20日以内とする。

(6) 建設工事

県(知事から委任を受けた場合は建築班)は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」及び「災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、関係団体又はその斡旋する住宅建設業者に建設を依頼する。

3 被災者の入居及び管理

(1) 入居対象者

次のすべての条件に該当する者

- ① 住宅が全壊、全焼又は流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの資力では住宅を確保できない者

○生活保護法の被保護者及び要保護者

○特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等

○上記に準ずる者

(2) 入居者の選定

入居者の選定にあたっては、民生班が被災者の資力、生活条件等を十分調査し、それに基づき、県が入居者を選定するものとする。但し、県が市に入居者の選定を委任した場合、又は災害救助法が適用されなかった場合には、民生班が県の基準に準じて行うものとする。

(3) 管理

原則として県が、市と協力して適切な管理を行う(建物は市が管理する。)が、状況によっては、県が市へ委任する。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じ、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

県が市へ委任した場合、又は災害救助法が適用されなかった場合には、民生班が管理を行うものとする。応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置する。

(4) 供与の期間

応急住宅完成の日又は借り上げの日から、原則として2年以内とする。

4 応援要請

- (1) 近隣市町に対して公営住宅の空家を確認の上、被災者の入居斡旋を行うよう要請する。
- (2) 応急仮設住宅の工事管理について、近隣市町へ応援を要請する。
- (3) ボランティア団体等に巡回相談の実施、相談内容の集計及び報告を要請する。

5 応急仮設住宅建設上の留意点

住宅の応急供給に関わる計画の立案には、正確な減失住宅数の把握を迅速に行わなければならない、棟単位ではなく被災戸数の調査が必要である。

6 広報

- (1) 応急仮設住宅の建設に当り、民有地の提供に関する情報を、広報紙等を利用して得る。
- (2) 応急仮設住宅の入居募集について、広報紙等を通じて被災者に周知する。

7 報告

- (1) 災害救助法が適用された場合は、応急仮設住宅の設置状況について、知事に報告を行う。
- (2) 被害限度、その他の要件から必要であれば、応急仮設住宅の設置戸数の限度引き上げについて、厚生労働大臣の承認を得る。

第5 危険度判定

市は、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。県は、建築技術者等の派遣等により、積極的に市の活動を支援するものとする。

1 被災者への説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとし、県は、市の活動の支援に努めるものとする。

2 応急危険度判定

- (1) 判定士派遣要請及び受入れ

- ① 判定士派遣要請

災害対策本部長は、必要に応じ、二次災害を防止するため、応急危険度判定士派遣を「災害時における応急対策業務の応援に関する協定」に基づき、市建築士事務所協会及び県に要請する。

② 判定士の受入れ体制

応急危険度判定士は、災害後、早期に来市して判定活動にあたるが、ボランティアであることから、市内の地理や被害状況について、不明な点や滞在場所や食糧についての備えが不十分なこともあり得ることから、建築班はこれらの問題を解消するために、判定士の活動を支援する。

(2) 応急危険度判定活動

① 判定の基本的事項

- 1) 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。
- 2) 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の判定士は、3日間を限度に判定作業を行うものとする。
- 3) 判定結果の責任については、市が負う。建築班は、判定の実施主体として、判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

② 判定作業

1) 危険度判定

判定士は、建築班の指示に従い実施する。応急危険度の判定は、「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針（（財）日本建築防災協会発行）」の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに判定を実施する。

判定士は判定調査票を用い、項目に従って調査を行う。判定は原則として「目視」により外部から行い、外部からの判定が可能な場合には、内部の調査を省略するものとする。

- 2) 判定結果の表示 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済み」に区分し、表示を行う。
- 3) り災台帳の作成 建築班は、家屋の被害調査の結果から「り災台帳」を作成する。

(3) 応急危険度判定における留意点

応急危険度の判定には、迅速性と確実性の両面が要求され、判定結果に矛盾があると市民の不満に結びつきやすいので、配慮が必要である。

3 り災証明書の交付

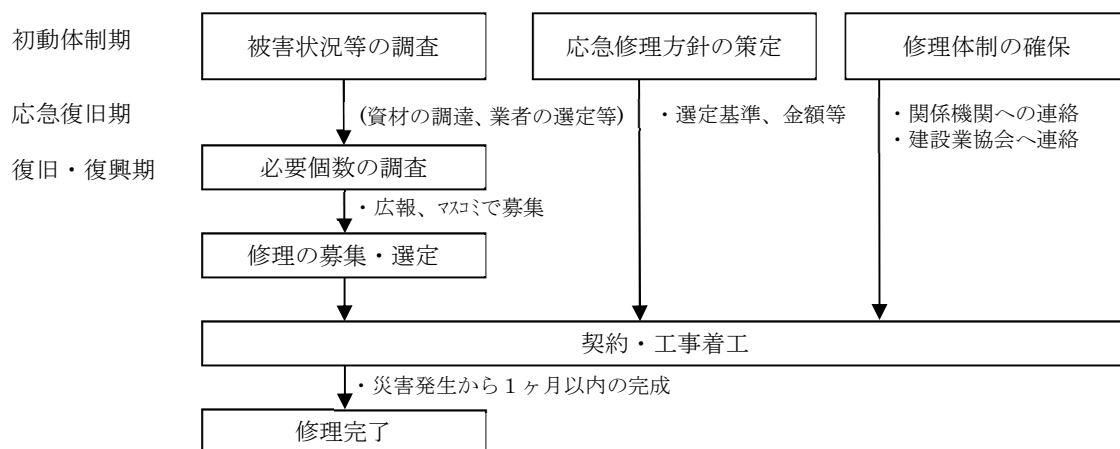
市は、住家等の危険度判定が終了した被災者から順次り災証明書を交付できるよう、り災証明書の現地調査と交付事務を分業体制とするなど、効率的な調査の実施に努めるものとする。

民生班は、被災者から「り災証明書」交付申請を受けたときは、建築班が作成したり災台帳で確認のうえ、「り災証明書」を交付する。

なお、県は、発災後、速やかに住家被害の調査やり災証明書の交付事務に係る担当者向けの説明会を開催するものとする。また、開催に当たっては、ビデオ会議システムを活用するなど、より多くの担当者の参加が可能となるよう工夫に努めるものとする。

第6 住宅の応急修理

【計画の体系】



1 実施責任者

住宅の応急修理は、建築班が行う。但し、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、知事から委任された場合は、災害対策本部長が行う。

2 災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理は、次に示すとおりとする。なお、災害救助法が適用されない場合においては、建築班がこれに準じて建設を行う。

災害により住家が半焼又は半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行うものとする。

(1) 修理の範囲

居室、炊事場及び便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対して行う。

(2) 修理の戸数

戸数は、市からの要請により県が決定するものとするが、県から委任を受けた場合には、市（建築班）が決定するものとする。

(3) 修理の費用

応急修理に要する費用の限度額は、1世帯当たり54万7千円とし、現物給付により行う。

(4) 修理の期間

災害発生の日から1ヶ月以内に完了するものとする。

(5) 協力要請

応急修理にあたっては、（一社）秋田県建設業協会に対して協力を要請する。

(6) 実施上の留意事項

建築班は、必要に応じて被災建築物の応急修理に関する技術指導、融資制度の利用等相談窓口を設置する。

3 応急修理の対象者

災害により住家が半壊又は半焼し、居住のために必要な最小限の部分も失い、自らの資力で修理を行い、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない被災者を対象に行う。

4 報告

災害救助法が適用された場合は、建築班は、被害家屋の修理状況について県に報告を行う。

第7 災害時の二次災害の拡大防止対策

市は、必要に応じて、災害時に、事前に必要な手続きを踏まえた上で、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第26節 海上災害応急対策計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理班） 消防部	秋田海上保安部 県総合防災課 警察本部 県医師会 日赤県支部 関係機関

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

本市周辺の海域で起きた海上災害の応急対策については、海上保安部を中心に行うものであるが、災害対策本部（消防部）は、災害発生時においては、海上保安部と連携し、密接な情報交換、海難救助、広報等、必要な応急対策を行うものとする。

以下に、海上保安部を中心とした海上災害応急対策計画を示す。

第1 計画の方針

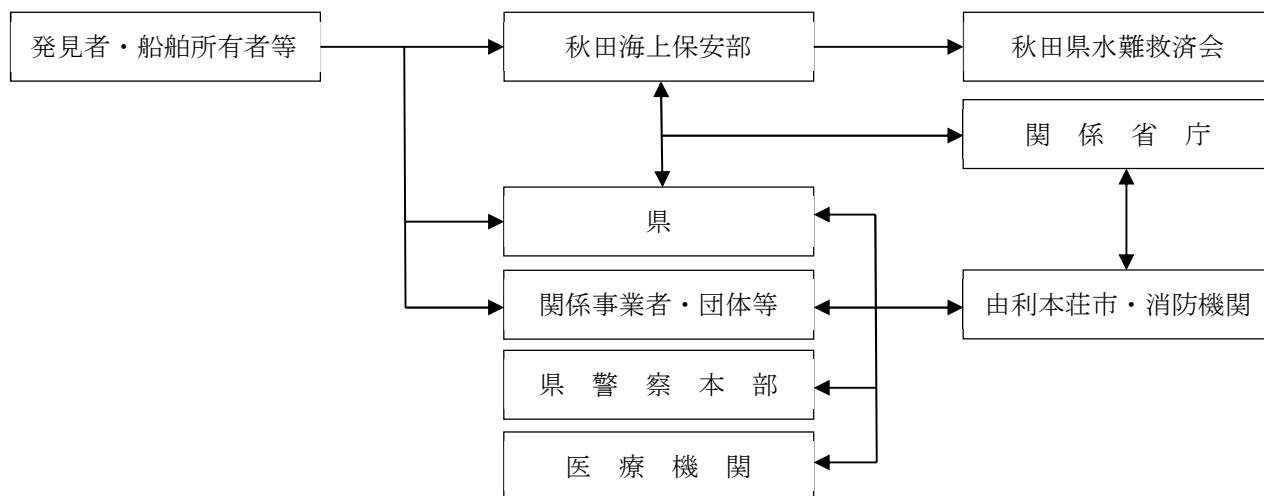
海上保安部は、まず被害規模等の情報収集を行い、次いでその情報に基づき所要の活動体制を確立するとともに、人命の救助・救急活動、消火活動、流出油等の防除活動、海上交通の安全確保等を進める。さらに、避難対策、救助物資の輸送活動等を行い、当面の危機的状況に対処したのちは、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等を行っていくものとするが、これらの災害応急対策は、事案毎に臨機応変、迅速かつ積極的に実施していく。

第2 実施機関

海上災害の応急対策の実施にあたっては、秋田海上保安部長が関係行政機関と緊密な連携を図る。

第3 情報収集及び情報連絡

- (1) 秋田海上保安部長は、被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、県、市、消防本部等関係機関と密接な情報交換を行う。
- (2) 情報収集活動の実施にあたっては、航空機による広域的な被害状況調査が初期段階において非常に有効であることから、災害が発生したときは、行動中の巡視船艇のほか、航空機に対しても直ちに情報収集活動を指示するものとし、別に定めるところにより、隣接管区本部等の航空機による情報収集活動も併せ実施する。なお、必要に応じ、ヘリコプター撮影画像伝送システムを用いた被害規模の調査を行う。
- (3) 秋田海上保安部、船艇及び航空機が収集した情報は、それぞれ共有されるよう特段の配慮を行い、必要に応じて情報を県、市、消防本部等関係機関へ連絡する。また、非常本部等が設置されている場合は、必要な情報を非常本部等へ連絡する。



第4 情報通信手段の確保

秋田海上保安部長は、災害応急対策の実施上必要な情報通信を確保するため、必要に応じて次にあげる措置を講ずる。

- (1) 情報通信施設の保守を行い、また、その施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧に努める。
- (2) 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を搭載した船艇を配備する。
- (3) 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を被災地に輸送し、所要の場所に配備する。
- (4) 非常の場合の通信を確保するための通信施設の配備及び通信要員の配置を行う。また、関係機関から災害に関する重要な通信の伝送について要請があったときは、速やかにその要請に応じる。
- (5) 映像伝送システムを搭載した巡視船及び航空機を配備する。
- (6) 関係機関との通信の確保は、通常用いる通信手段のほか、防災行政無線、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段を活用するとともに、職員を派遣し、又は関係機関等の職員の派遣を要請する等、連絡体制の確保に努める。

第5 活動体制の確立

災害が発生したとき、秋田海上保安部長は、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立する。なお、対策本部を巡視船上に設置する場合には、指揮能力を強化した災害対応型巡視船の活用を図る。
- (2) 非常本部等が設置されたときは、直ちに職員を派遣し、関係機関との協力体制を確保する。
- (3) 災害応急対策の実施が長期化する場合に備え、動員された職員、船艇及び航空機等の食糧、飲料水、医療品、燃料等の補給体制を確保する。
- (4) 警戒本部等の設置の方針が決定されたときは、別に定めるところにより所要の措置を講ずる。

第6 船艇、航空機の出動、派遣等

災害が発生したときは、海上保安部長は、被害の第一次情報や情報収集活動の実施により得られた情報等に基づき、所属（派遣勢力を含む）の船艇及び航空機を災害が発生している周辺海域に出動させ、必要に応じて職員を災害応急対策を実施する事務所に派遣する等必要な措置を講ずる。

第7 気象等に関する警報等の伝達

船舶に対する警報等の伝達は、次により行うものとする。

- （1）気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じて関係事業者にも周知する。
- （2）航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重要な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じて水路通報により周知する。
- （3）大量の油の流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、秋田県沿岸排出油等防除協議会会員に周知する等所要の措置を講ずるほか、航行警報、安全通報並びに船舶及び航空機における巡回等により速やかに周知する。

第8 海難救助等

1 秋田県海上保安部

海難救助等を行うにあたっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講ずる。その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

- （1）船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊等によりその捜査救助を行う。
- （2）船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は起動防除隊によりその消火活動を行うとともに、必要に応じて地方公共団体に協力を要請する。
- （3）危険物が流出したときは、その周辺海域を厳重に警戒し、必要に応じて火災、爆発、ガス中毒等の発生防止を図るとともに、航泊禁止措置又は避難指示を行う。
- （4）救助・救急活動にあたっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒、大規模地震に伴う余震、津波等による二次災害防止を図る。

2 市災害対策本部、県等の関係機関

本市周辺海域において、船舶の衝突、乗上げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある場合は、秋田海上保安部と連携し、迅速かつ適切に応急対策を実施する。

（1）県

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、県は災害応急対策を円滑に実施

するため、職員の動員や港湾施設の使用許可等の必要に応じた応急活動対策を整え、情報収集・搜索関係機関との連絡調整等災害応急対策を実施する。

(2) 市災害対策本部

市災害対策本部は、遭難船舶を認知したときは、海上保安部、県、警察等関係機関と連携し、搜索、救助、搬送等の救助活動を実施する。

(3) 県警察本部

関係機関と連携し、搜索、救助等の救護活動を実施する。

(4) 医療機関（県医師会、日本赤十字社等）

秋田県災害医療救護計画に基づき、医療救護活動を実施する。

(5) 秋田県水難救済会

海上保安部等関係機関の実施する海難による人命、船舶等の救済に協力する。

第9 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令」（平成18年国土交通省令第4号）に基づき、海上災害救助用物資を被災者に対して無償貸し付けし、又は譲与する。

第10 警戒区域の設定

秋田海上保安部は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市にその旨を通知する。

第11 自発的支援の受入れ

海上保安部においては、市災害対策本部等と協力し、ボランティア及び海外からの支援に対する受入れ体制を確保するとともに、必要に応じ、ボランティア及び海外からの支援と連携して、災害応急対策を実施する。

なお、支援の受入れに際しては、パソコンネットワークによる情報提供及び情報収集についても配慮する。

第12 物資の収用、保管等

災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等は、次により行う。

- 1 災害応急対策の実施に特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第78条（指定行政機関等の収容等）の規定による処分を行う。
- 2 前項の処分は、真にやむを得ない場合に限り、かつ公共の安全確保のために必要な最小限度においてのみ行われるべきであって、できるだけ行政指導により関係者の協力を得て、必要な物資の供給確保に努める。

第13 広報

災害発生後は、次に掲げる事項その他海上交通の安全確保及び海上保安部の活動に関する国民の理解と協力のために必要と認められる事項について、非常本部等及び関係機関等との連絡調整を図りつつ、適時適切な広報の実施に努める。なお、広報の実施に当たっては、無用な社会不安の防止及び民心の安定に十分配慮する。

- (1) 災害に関する情報及び各種注意報・警報の発令状況等
- (2) 第1から第12に掲げる災害応急対策の実施状況及び今後の予定

第27節 危険物等の大量流出に関する防除対策計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理班） 民生部（環境班） 消防部	秋田海上保安部 国土交通省秋田河川国道事務所 秋田地方気象台 県総合防災課 県農林水産部 県建設部 県警察本部 県漁業協同組合 関係事務所

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

第1 計画の方針

船舶、陸上施設等から、海上又は河川に大量の油や危険物が流出した場合、事故発生原因者がその責任において対処する。また、防災関係機関及び関係事務所等は、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて漁業協同組合、関係企業等、地域住民に対して協力を求めることとする。

第2 海上における流出油の防除措置

流出油の回収及び回収油の処理について、事故発生原因者の活動のみでは十分な対応ができない場合には、必要に応じて防災関係機関が中心となって対応する。

1 秋田県沿岸排出油等防除協議会（事務所：秋田海上保安部（以下「協議会」という））

（1）この協議会は「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）」（以下「海防法」という。）第43条の6第1項に基づく協議会で、秋田県沿岸海域及び隣接する沿岸海域において著しく大量の油又は有害液体物質が流出した場合の防除に関し、必要な事項を協議する団体であり、秋田海上保安部に事務局を設置している。

（2）協議会会員への出動要請

協議会の会長（秋田海上保安部長）は、流出油防除活動を必要とする場合、排出油等防除活動マニュアルに従い、会員である県、市、消防本部、関係事業所等の全部若しくは一部を招集し、原因者を含めて協議の上、関係する会員に出動を要請する。この場合、要請を受けた会員は可能な限り直ちに必要な人員、資機材等を現場に派遣する。

（3）総合調整本部

会長は、大量の油や危険物が流出し、防除活動を実施する場合は、直ちに総合調整本部を設置し、防除活動の調整を行う。

総合調整本部の構成員は次のとおりである。

協議会役員名	機関名等	担当課	構成員・担当者
会 長	秋田海上保安部	警 備 救 難 課	部長・警備救難課長
会 員	国土交通省東北地方整備局 秋田港湾事務所	沿岸防災対策室	沿岸防災対策官
	秋田地方気象台	—	防災管理官

第27節 危険物等の大量流出に関する防除対策計画

協議会役員名	機関名等	担当課	構成員・担当者
	秋田県	総合防災課	課長
	秋田市	防災対策課	課長
	秋田市消防本部	警防課	課長
	秋田海陸運送株式会社	総務部	総務部長
	独立行政法人石油天然ガス・金属 鉱物資源機構 秋田国家石油備蓄基地事務所		副所長
	株式会社男鹿テクノ	総務課	課長
	秋田港建設工事安全衛生協議会	東亜建設工業	会長
	秋田県漁業協同組合	総務課	課長
	秋田石油基地防災株式会社		所長
	上記のほか、人員、資機材を提供した会員		

2 各機関の役割

(1) 秋田海上保安部

- ① 関係先への事故情報の伝達
- ② 巡視船艇・航空機・機動防除隊等による状況調査、人命救助、航行船舶の安全確保、流出油の緊急防除等の実施
- ③ 一般通航船舶向けの注意喚起放送等の実施
- ④ 航行禁止等の船舶交通等の規制
- ⑤ 原因者等が実施する流出油の防除活動、事故船舶の船体措置に対する指導監督
- ⑥ 海防法の規定に基づく原因者に対する措置命令、指定海上防災機関に対する出動の指示、地方自治体に対する要請
- ⑦ 協議会に対する出動の要請及び総合調整本部運営の主宰
- ⑧ 流出した物質の特性に応じた保護具を装着させる等、防除作業に従事する者の安全確保に努めるものとする。
- ⑨ 第二管区海上保安本部に対する国土交通省東北地方整備局の所属船による防除活動及び自衛隊への災害派遣要請の上申

(2) 国土交通省東北地方整備局秋田港湾事務所

- ① 関係先への事故情報の伝達
- ② 直轄担当区域における状況調査、流出油の回収
- ③ 備蓄資機材の提供

(3) 秋田地方気象台

- ① 関係先への流出油防除に関する気象、海象予報の伝達

(4) 秋田県総務部総合防災課

- ① 関係先への事故情報の伝達
- ② 沿岸市町への指導及び関係機関との連絡調整

- ③ 自衛隊への災害派遣要請
- ④ ボランティア活動の受入れ及び支援活動
- ⑤ 港湾区域内における状況調査、浮流油・漂着油回収

(5) 由利本荘市災害対策本部

〈総務部危機管理班〉

- ① 関係機関への事故情報の伝達
- ② 関係機関に対し、災害対策基本法第60条に基づく避難の指示等の措置に関する助言
- ③ 流出油防除活動に関する関係機関との調整
- ④ 協定等に基づく他の自治体への援助要請
- ⑤ 沿岸における状況調査、浮流油・漂着油の回収

〈消防部〉

- ① 関係先への事故情報の伝達
- ② 沿岸における状況調査、浮流油・漂着油の回収
- ③ 備蓄資機材の提供
- ④ 沿岸市民に対する浮流油・漂着油・石油ガス等異臭に関する情報提供
- ⑤ 海防法第42条の9に基づく消防機関の長の権限行使
- ⑥ 救助・救急活動
- ⑦ 協定等に基づく近隣消防機関への援助要請

【流出油防除措置】

- 流出油から発生する可燃性ガスの検知を実施する。
- 付近水面での火気使用禁止について、周知徹底する。
- 付近市民に対し、火気使用の制限をするとともに、必要により避難の指示を行う。
- 防除作業船、作業員及び資機材等の確保する。
- 回収された油の保管場所の確保
- 回収油等の処理

(6) 警察

- ① 関係先への事故情報の伝達
- ② 沿岸地域における被害情報の収集、伝達及び警戒警備
- ③ 流出油防除の応急措置
- ④ 沿岸市民に対する避難等の措置
- ⑤ 自衛隊等災害派遣部隊、防災資機材運搬車両等の先導警戒に関する事項

(7) 秋田県漁業協同組合

- ① 浮流油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供
- ② 沿岸における漂着油の回収、漁船を利用した防除活動
- ③ 漁業施設等に関する自衛措置
- ④ 流出油防除活動に関する関係漁協支所との調整

(8) 事業所等

- ① 浮流油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供
- ② 管理に関する施設等に関する自衛措置
- ③ 会長の出勤要請に基づく防除活動等の実施

3 指定海上防災機関

指定海上防災機関は、海防法に基づき、海上災害の発生及び拡大防止のための措置を実施する業務を行うとともに、この措置のために必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上災害のための措置に関する訓練等の業務を実施する。

海上保安庁長官は、法律の定めるところにより指定海上防災機関に対して防除のための措置の実施を指示することができる。

第3 河川における流出油の防除措置

河川に大量の油や危険物が流出した場合は、河川から海上への流入を含め、本節第2の2の各機関の役割を参考に、的確な防除措置の実施を図る。なお、子吉川水系内の場合は、子吉川水系水質汚濁対策連絡協議会規約に基づき防除措置の実施を図る。

1 子吉川水系水質汚濁対策連絡協議会（事務局：国土交通省秋田河川国道事務所（以下「協議会」という））

- (1) 協議会は、子吉川水系の河川、湖沼及び水路における河川の水質汚濁対策を始めとし、美化活動や水質の改善に関して各関係機関相互の連絡調整を図り、河川環境の保全及び河川利用を推進する。

(2) 協議会事項

- ① 水質調査に関する資料及び情報の交換
- ② 水質汚濁に関する資料及び情報の交換
- ③ 河川環境の保全に関する資料及び情報の交換
- ④ 水質事故等の緊急時の情報連絡及び対策を円滑にするための調整
- ⑤ 水質監視体制に関する連絡、調整
- ⑥ 水質汚濁対策及び河川環境の保全に関する啓発活動の実施及びこれに関する調整
- ⑦ 水質汚濁対策演習等の実施及びこれに関する調整
- ⑧ その他、水質汚濁対策の推進及び河川環境の保全に必要な事項

第28節 在港船舶対策

実施担当	関係機関
総務部（危機管理班）	東北運輸局秋田運輸支局 国土交通省東北地方整備局秋田港湾事務所 秋田海上保安部 港湾管理者 漁港管理者 県漁業組合

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

第1 計画の方針

災害時に、港湾及び漁港における船舶の被害を防止するため、秋田海上保安部をはじめ関係機関は、相互に連携を密にし、的確な警報等の伝達に努めるとともに、海上交通及び港内の安全確保を図る。

第2 通信の確保、警報の連絡等

- 1 災害対策本部（危機管理班）と関係各機関は、災害時の通信を確保するため通信施設の保安に努めるとともに、相互に密接な連絡をとって通信の万全を期する。また、非常通信の疎通に関し相互に協力する。
- 2 災害対策本部（危機管理班）と関係各機関は、気象、津波、高潮及び波浪に関する警報の通達を受けた場合は、直ちに電話、ファックス、無線放送、広報車、巡視船等によりそれぞれの関係機関、船舶等に対して周知し、応急体制の指導を行う。
- 3 秋田海上保安部は、航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態が生じた場合は、航行警報を放送するとともに、必要に応じて水路通報により周知する。
- 4 港湾管理者及び漁港管理者は、災害の状況によって必要な場合は、漁業協同組合、船舶所有者、船舶代理店等関係者に対し、応急対策について指示を行う。

第3 海上交通、港内保安の確保等

- 1 秋田海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - （1）船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が航行できるように努める。
 - （2）海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
 - （3）海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じる。
 - （4）船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な航行に必要と考えられる情報について、無線等を通じ、船舶への情報提供を行う。
 - （5）水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

(6) 航路標識が破損し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

- 2 港湾管理者、漁港管理者は、港内又は付近において漂流物、沈殿物その他航路障害物があることを知った場合は、その物件の所有者又は占有者に対し、除去を命ずる。また、危険が予想される場合は、荷役作業の取りやめを警告し、警戒員の配置、荷役機機材の保全を図る。
- 3 船舶及び係留木材の流出、転覆、損壊を防止するため、所有者又は占有者は係留索の増強、移動、揚陸及び漁具等の資材の損失防止の措置をとる。

第4 航路障害物の報告等

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国〔国土交通省、農林水産省〕に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。国〔国土交通省、農林水産省〕は、報告を受けた事項を政府本部に報告する。

第29節 航空機事故応急対策計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理班） 消防部	県医師会 日赤県支部 自衛隊 秋田空港・航空路監視レーダー事務所 県総合防災課 県健康福祉部 県建設部 県警察本部

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

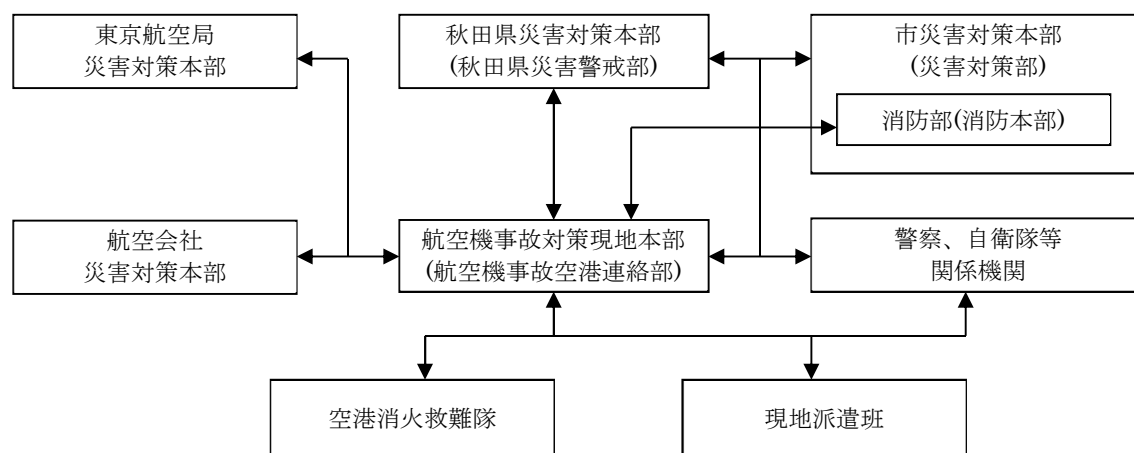
第1 計画の方針

航空機（国際航空運送事業又は国内定期航空運送事業の用に供する航空機に限る。以下同じ。）事故が発生した場合、各機関は被害者の早期救出と二次災害の拡大を防ぐため、初動体制を確立し、早期応急対策を図る。

第2 応急対策の組織

- 1 市内で、航空機が墜落、炎上その他重大な事故が発生した場合は、直ちに「災害対策本部」を設置し、事後の概要を掌握するとともに、応急対策活動を実施する。また、航空機の情報不明等重大な事故のおそれがある場合には「災害対策部」を設置し、情報の収集に努めるものとする。
- 2 事故現場には必要に応じ消防部員を派遣し、事故情報の収集や現地の関係機関との連絡調整等を行う。
- 3 航空機事故現場の発生に際し、迅速かつ適切な応急対策を実施するための組織は、次による。

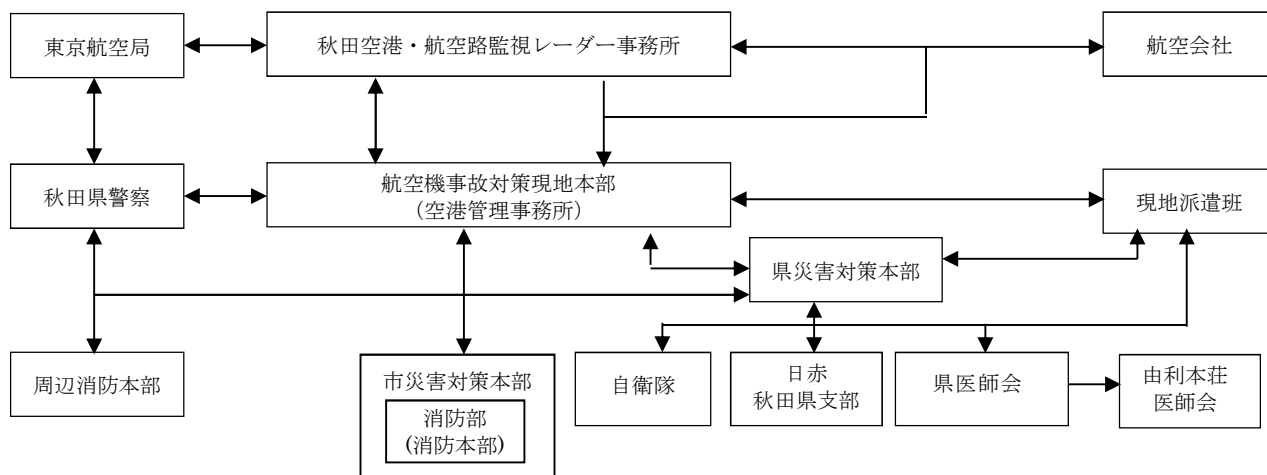
（1）組織



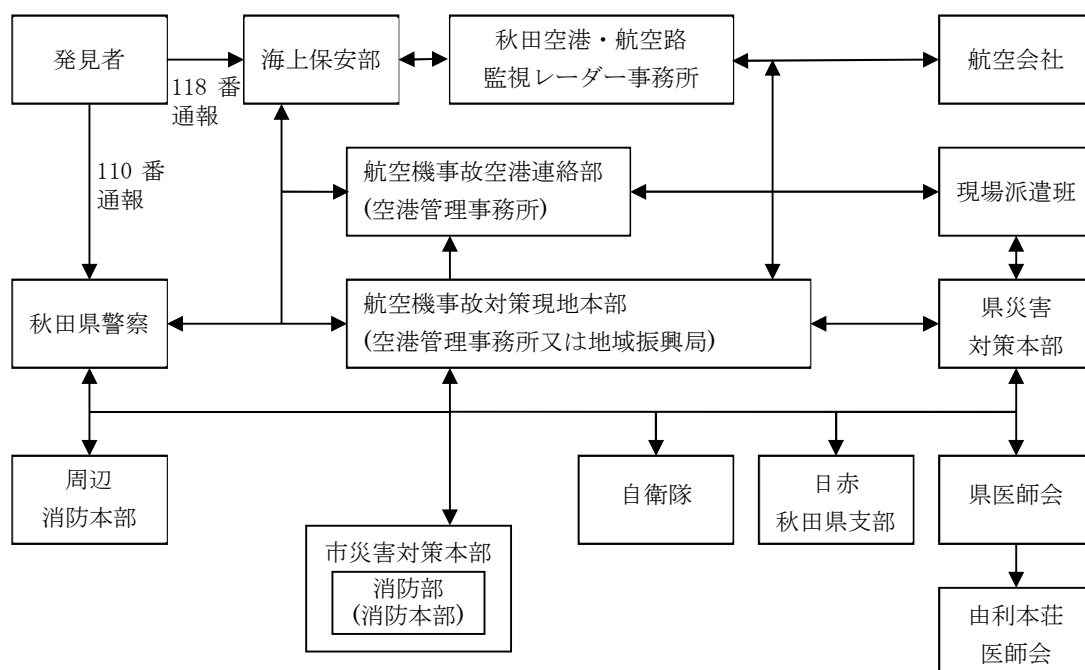
（2）市災害対策本部の主要業務

- ① 救難、救護及び応急対策等の指示
- ② 警察、自衛隊、医療機関等関係機関との連絡調整
- ③ 情報収集・資料の作成
- ④ 広報
- ⑤ 関係機関との連絡調整

1 陸上で航空機事故が発生した場合の情報収集及び連絡系統は、次による。



2 海上で航空機事故が発生した場合の情報収集及び連絡系統は、次による。



3 事故情報の連絡を受けた災害対策本部と関係機関は、それぞれ他の関係する機関、地域住民等に対し、必要な情報を伝達する。また、必要があると認めた場合は、災害対策本部長は県に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。

航空機事故が発生した場合、市災害対策本部は、人心の安定及び秩序の維持並びに応急対策に対する協力を求めるため、報道機関を通じ又は広報車、掲示板、インターネット等により地域住民、旅客及び送迎者等に対し、次の内容について広報を行う。

- 事故状況と協力依頼
- 応急対策の概要及び復旧の見通し
- 避難の指示及び避難先の指示
- 乗客及び乗員の住所、氏名、年齢等
- その他必要事項

第5 救援救護及び遺体の収容

1 実施機関

市災害対策本部は、空港管理事務所、航空会社、県、警察、自衛隊、海上保安部、医療機関（日本赤十字社、県医師会等）と協力して実施する。

- 2 航空機事故が発生し、乗客等の救出を要する場合には、直ちに救助隊を編成し、救助活動を実施する。
- 3 負傷者の救護については、医療機関で編成する医療救護班の派遣を受け、応急措置を実施する。
- 4 救護所は、事故現場付近の適当な場所に開設する。
- 5 医療救護班の救護所までの搬送は、派遣医療機関が保有する車両及び県や関係機関の保有するヘリコプター等により行う。
- 6 負傷者の後方医療機関への搬送は、県や関係機関の保有するヘリコプター並びに救急車、医療機関が保有する患者搬送車及び民間から借り上げた大型バス等により行う。
- 7 遺体の収容については、関係機関の協議により、遺体仮安置場所を設置し、遺体の処理後は、速やかに市災害対策本部長の指示する場所に安置し、又は遺族に引き渡すものとする。

第6 消防活動

1 実施機関

空港管理事務所、災害対策本部、自衛隊

- 2 航空機事故により火災が発生した場合、空港管理事務所及び現地消防機関は、化学消防車等による消防活動を実施する。また、災害の規模が大きく、空港管理事務所、現地消防機関では対処が困難と予想される場合には、応援協定等により周辺市町村、消防機関の応援を求めるとともに、災害対策本部長は県に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。

第7 警戒区域の設定及び交通規制

- 1 市災害対策本部長は、地域住民の安全を図るため、必要に応じて警戒区域を設定する。
- 2 道路管理者又は公安委員会は、応急対策実施上、必要があると認められる場合は、事故現場周辺道路の通行を禁止し、又は制限する。
- 3 道路の通行を禁止し、又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し、協力を求める。

第8 経費の負担

この業務に要した費用は、法令に定めのある場合を除き、事故発生責任者又は出動要請者の負担とする。

第30節 原子力施設災害対策計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理班）	県健康福祉部 県生活環境部 県農林水産部

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

第1 計画の方針

福島第一原子力発電所の事故を契機に、放射性物質の「広域汚染」と「長期にわたる汚染」が新たな課題となってきた。市内には原子力施設は存在しないが、他地域の原子力施設からの放射性物質の異常な放出等が発生した場合、市内経済や市民生活に多大な影響があると考えられる。よって、市民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な市民生活を確保するため実施すべき対応について定める。

第2 環境モニタリングの強化

1 緊急時モニタリング等

県は原子力施設における事故の覚知以降、国が提供するSPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の予測計算結果等を参考に、放射性物質の本市域への到達可能性を検討し、環境放射能のモニタリングを強化する。

2 食品、水道水等の摂取制限等

緊急時モニタリングの結果、国が定める基準値等を超過した場合、市災害対策本部は、国や県の指示、指導又は助言に基づき、食品、水道水等の摂取の制限等必要な措置を講ずる。

3 情報の収集等

市災害対策本部は国や県、原子力事業者等から事故の状況やモニタリングの結果等必要な情報を収集するとともに、当該情報について関係機関との共有を図る。

4 モニタリング結果の公表

緊急時モニタリングの結果については、県は速やかに市民及び関係機関に情報を提供する。

第3 食品中の放射性物質に係る検査測定体制の整備

1 測定体制

県及び関係機関は、風評被害防止、消費者の安全・安心、信頼性確保を図るため、円滑な食品中の放射性物質の測定体制を構築する。

2 検査

県及び関係機関は、国のガイドライン等に基づき検査を実施し、検査測定体制を確保し、科学的根拠に基づく測定結果の迅速な情報提供に努める。

3 情報提供

県及び関係機関は、県産農林水産物等の安全性確保のため、放射性物質検査の結果及び出荷制限等に関する情報の提供、問い合わせに対応する窓口の整備など情報提供体制を構築する。

第4 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施

県及び保健所を設置する市は、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、OILに基づき特定された区域等から避難又は一時移転した者に対象に、避難所等への到着後、甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。

第5 放射線に関する健康相談

県は、原子力発電所周辺の避難・屋内退避圏内からの避難者や、避難・屋内退避圏を通過した者に対して、健康相談を行うとともに、必要に応じて放射性物質による表面汚染の検査を実施する。

由利本荘市内では、由利本荘保健所（由利福祉環境部）において、健康相談等を実施する。

第31節 災害救助法の適用計画

実施担当	関係機関
企画広報部（企画班）	県総合防災課

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

第1 計画の方針

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、応急的な救助を実施し、災害により被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図るため、知事は速やかに市に災害救助法（以下、本節において「法」という。）を適用する。

災害救助法が適用された場合は、市民の生命・身体・財産を保護するため、秋田県災害救助法施行細則に則って速やかに対策を実施する。

第2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによる。本市においては、災害による被害が次に掲げる基準に該当し、知事が救助を必要と認めたときに、その適用が指定され実施される。

1 災害が発生した段階の適用（法第2条第1項）

（1）市における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が80世帯以上に達したとき。

（救助法施行令第1条第1項第1号）

（2）秋田県全体の滅失世帯が1,500世帯以上に達した場合で、市の住家の滅失世帯が40世帯以上に達したとき。（救助法施行令第1条第1項第2号）

（3）秋田県全体の滅失世帯が7,000世帯以上の場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、市内で多数の世帯の住家が滅失したものであること。

①特別の事情とは、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合

- ・被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、特殊の補給方を必要とする場合
- ・有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合

（4）多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であること。

2 災害が発生するおそれがある場合（法第2条第2項）

国が特定災害対策本部、非常対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示した当該本部の所管区域に本県が含まれ、市内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

なお、住家の滅失した世帯の数の算定では、住家が半壊、半焼するなど著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積などにより一時的に居住することができなくなった状態の世帯は、3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1つの世帯とみなす。

第3 被害の認定基準

住家の滅失等の認定については、「第2章 第3節 第9 被害の認定基準」による。

なお、「住家」とは、現実に居住するために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わないものであり、「世帯」とは生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第4 災害救助法の適用手続き

企画班は、本市の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、既にとった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある時は、併せて法の適用を要請するものとする。その場合には、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

また、災害の事態が切迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関して知事の指示を受けなければならない。

なお、知事は、法を適用した時は、速やかにその旨及び対象となる市を告示する。当該救助を終了するときも、同様とする。

第5 災害救助法による救助の種類と救助の委任

1 救助の種類は次のとおり法の定めるところによる。

(1) 災害が発生した場合

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の供給及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

※ ただし、災害援護貸付金等の各種貸与制度の充実により、現在、運用されていない。

- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 遺体の搜索及び処理
- ⑪ 災害によって住居又その周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 災害が発生するおそれがある場合

避難所の供与

2 災害救助法に基づく救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、全面的に知事に委任されている。

ただし、救助活動を迅速に実施するため、避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与及び被災

者の救出等最も緊急を要する救助並びに学用品の給与等、県において実施することが困難な場合には、災害対策本部長に委任される。従って、これらの救助に関しては、災害救助法適用の如何を問わず、災害対策本部長が必要と判断した場合には、直ちに実施し、その後災害救助法が適用された場合には、災害対策本部長は、速やかに委任された救助の実施内容を知事に報告するとともに、経費支払証拠書類の写しを添えて費用を請求するものとする。

第6 救助の実施状況の記録及び報告

企画班は、災害救助法に基づく救助の実施状況を日毎に記録整理するとともに、その状況を県へ報告する。

第7 災害救助法による救助の程度、方法、期間、実費弁償基準

法による救助の程度、方法、期間、実費弁償の基準については、災害救助法施行細則（昭和39年10月1日秋田県規則第38号）の定めるところによる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	（基本額） 避難所設置費 1日当たり1人 340円 （加算額） 冬期 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 1戸当りの規模は、地域の実情世帯構成等に応じて設定することとする。 2 限度額 1戸当たり 6,775千円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる。）	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり、6,285千円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上入居させるための「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期間内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に避難している者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者 3 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要があるもの	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額				期 間	備 考		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期（4月～9月）冬期（10月～3月）の季別は災害発生日をもって決定する。				災害発生日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額		
		2 下記金額の範囲内					2 現物給付に限ること		
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
		全壊	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
		全壊又は流失	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半壊	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	半壊又は床上浸水	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700	
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者・・・協定料金の額以内				災害発生日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上		
助 産	災害発生日の以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額				分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費				災害発生日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		
被災した住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、若しくは、これらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住居が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当り70万6千円以内 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷による被害 1世帯当り34万3千円以内				災害発生日から3ヶ月以内			

救助の種類	対象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童含む）、中学校生徒（特別支援学校の中学部生徒を含む）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の過程含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう）	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800 円 中学生生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から （教科書） 1ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害時に死亡し、埋葬が困難なもの	1 体当たり 大人(12歳以上) 219,100 円以内 小人(12歳未満) 175,200 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に、原則、現物支給
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者	ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上、購入費等 1 世帯当たり 138,300 円以内	災害発生の日から10日以内	
死体の搜索及び処理	死体の搜索 行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者 死体の処理 災害の際死亡した者	死体の搜索 当該地域における通常の実費 死体の処理 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 1 体当たり、3,500 円以内 2 死体の一時保存 （1）既存の建物を利用する場合・・・・・・借り上げに要する通常の実費 （2）既存の建物を利用できない場合・・・・・・ 1 体当たり 5,500 円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の搜索 6 遺体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償費	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師 21,600 円以内 歯科医師 20,700 円以内 薬剤師 17,900 円以内 保健師、助産師及び看護師 16,800 円以内 准看護師 13,600 円以内 診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士 14,700 円以内 歯科衛生士 14,200 円以内 救急救命士 17,100 円以内 土木技術者、建築技術者 16,200 円以内 大工 31,900 円以内 左官 28,800 円以内 とび職 26,900 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第8 被災者台帳の作成及びり災証明書の発行

災害が発生し、救助が必要であると認められる被災者があるときは、公平な支援を効率的に実施するため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、市において共有・活用する。

また被災者から、り災証明書を求められたときは、被災者台帳に基づき、り災証明書を発行するものとする。

り災証明書は、被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用され、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で極めて重要な役割を果たしており、市は、り災証明書を遅滞なく交付するするため、住家被害の調査に従事する職員の育成や県や他市町村との連携確保など、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に平常時から努めるものとする。

また、このような被災者台帳の作成に必要な範囲で個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護法制との関係を整理し、被災者の援護に関する事務が円滑に行われるよう、必要な規定を整備する。

第9 市への被災者情報の提供

市が行う被災者台帳の作成とあわせて、県及び関係市町村に対して被災者に関する情報提供を求めることができるため、市は、被災者台帳の円滑な作成に資するため、災害救助法に基づく救助を行った被災者について、県へ情報提供を依頼し、県の保有する被災者情報の提供を受けるものとする。

第3編 地震・津波対策編

他編に定めるもののほか、地震・津波対策に関しては本編による。

第1章 災害予防計画

第1節 計画的な地震防災対策の推進

実施担当	関係機関
建設部 産業振興部 教育委員会 消防本部	

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 基本方針

平成24年度から2か年にわたり実施した地震被害想定調査により、東日本大震災等を参考に想定した地震や津波が発生した場合の被害量や被害の特徴及び市民生活への影響が明らかになった。

この調査結果を踏まえ、市民の生命や財産に及ぼす被害を最小限に留めるために、耐震化の促進、津波対策の推進、地域防災力の強化等、ハード・ソフト両面からの各種取組を着実に実施していく必要がある。

このため、県は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律111号）に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」及び「防災・減災行動計画」を策定し、計画的な地震防災対策を推進している。

第2 防災・減災行動計画の策定及び推進

県は、地震が発生した場合の人的・物的被害の軽減を目指し、次の事項に関する「秋田県防災・減災行動計画」を策定し、自助、共助、公助が連携した、効果的かつ効率的な地震防災対策の推進を図っている。

- ・ 防災・減災目標
- ・ 計画の対象とする取組
- ・ 計画の施策体系・計画期間と進行管理
- ・ 計画の推進にあたって

第3 地震防災緊急事業五箇年計画

県は、人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、「秋田県地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、防災対策に資する施設の整備を推進している。

計画の策定状況は以下のとおり。

○第6次地震防災緊急事業五箇年計画 令和3年～7年度

市は、県による上記計画に沿い、地震防災対策事業を推進する。

1 対象地区

過去の被害地震、並びに活断層の分布などの市における地震災害環境を勘案のうえ、対象地域は地震防災対策特別措置法第2条第1項に規定に基づき市全域とする。

2 第6次五箇年計画の対象施設等

1	避難地	市及び県は、地震災害時における避難者の一時的な安全を確保するため、避難地の整備を推進する。
2	避難路	市及び県は、地震災害時における避難者の避難ルートの安全を確保するため、避難路の整備を推進する。
3	消防用施設	市、県、消防組合は、地震災害時における地震火災の初期消火、延焼防止等の被害の軽減を図るため防火水槽等の消防水利、消防ポンプ自動車や救助工作車等の消防車両、その他消防用施設の整備を推進する。
5	緊急輸送道路等	市及び県は、地震災害時における救急救助、消火、負傷者の搬送、避難及び収容、救援物資の搬送、情報の収集伝達その他の応急対策が円滑に行えるよう、緊急通行車両の活動を確保するため道路、交通管制施設の整備を推進する。
	・緊急輸送道路 ・緊急輸送交通管制施設	
9	公立小中学校	市は、地震災害時の児童・生徒の安全を確保し、また、避難収容施設ともなる小中学校の耐震構造化を推進する。
	・校舎 ・屋内運動場	
11	公的建造物	市、県は、避難所等として使用する施設の耐震補強を推進する。
12	海岸・河川	市、県は、地震により生ずる津波から住民の生命・身体・財産を保護するため、海岸保全施設の整備を推進する。
	・海岸保全施設	
13	砂防施設等	県は、地震災害時における土砂災害等を防止するため、砂防施設、ため池等の整備を推進する。
	・砂防設備 ・保安施設 ・地すべり防止施設 ・急傾斜地崩壊防止施設 ・ため池	
14	地域防災拠点施設	県は、既存施設等の指定等により、災害時の「広域防災拠点」機能の確保に取り組み、市は、災害対策本部、防災教育、備蓄、応援部隊の受入れなど各地域の実情に応じた「地域防災拠点」の整備を推進する。
15	防災行政無線	市は、地震災害時における情報の収集・伝達手段として、防災行政無線の整備を推進する。
16	水・自家発電設備等	市は、地震災害時において、地域住民等の安全を確保するため、飲料水等の生活用水及び電源の確保に必要な施設、設備の整備を推進する。
19	老朽住宅密集対策	市は、地震災害時において、建築物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備や建築物の耐震・不燃化の推進を図る。

第2節 災害知識の普及計画

一般災害対策編「第1章 第1節 災害知識の普及計画」に準じる。

第3節 津波防災知識等普及計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理課）教育委員会 総合支所	

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

市は、自らの命は自らが守るという観点に立って、「海岸付近で強い地震を感じたら急いで避難」という基本的な事項を周知徹底し、津波発生時に円滑な避難を実現するために、様々な機会に多様な手段により、各地域の実情に応じて津波防災に関する啓発、教育を実施する。

また、津波に関する防災教育、訓練等を効果的に実施するため、デジタル技術を活用するよう努めるものとする。

第2 津波に関する知識の普及・啓発

市は、津波に関する知識を住民に定着させ、津波発生時に的確な避難行動を取ることができるように、広報紙、パンフレット、インターネット等の広報媒体や、研修会や地域コミュニティ活動などの多種多様な手段・機会を活用して、津波防災意識の向上を図る。

住民は、日頃から津波防災訓練への参加や、津波ハザードマップ等により、避難場所や避難経路を確認すると共に、町内会や自主防災組織等の自主的な避難体制の構築や、要配慮者を避難する体制の構築に協力する。

【津波防災に関する主な普及啓発内容】

避難行動に関する知識	- 沿岸で強い揺れを感じたとき、又はゆっくりとした揺れを比較的長く感じたときは、気象台からの情報を待たず、直ちに海岸から離れた高所に避難する。 - 気象台から大津波警報、津波警報が発表されたとき、海岸付近又は海の中にいる住民や観光客等は、直ちに海岸から離れた安全な高所に避難する。 津波注意報が発表された時は、海岸付近又は海の中にいる人はただちに海から上がって海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。 海岸から離れた場所でも、津波が河川を遡上してくるおそれがあるため、避難の際は、河川に近づかないよう留意する。 船舶は直ちに港外へ退避する。港外に退避できない小型船は高所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。 - 津波到達予想時刻及び津波の高さなどの情報を、市防災行政無線、緊急速報メール、ラジオ、テレビ、無線及びインターネットなどにより収集する。 - 津波は繰り返し襲ってくるので、津波注意報、津波警報が解除されるまで海岸に近づかない。 「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要がある。
津波に関する 想定・予測の不確実性	- 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること - 地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること - 津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること - 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること

家庭での 予防・安全対策	1 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 2 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
その他	1 警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動、避難場所での行動 2 津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるために制定された津波フラッグに関する知識 3 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め 4 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。 5 沖合の津波観測に関する情報の意味として、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること。

第3 防災教育の推進

市は、学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や関係機関、民間団体等の参画の下で開発するなどして、地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

なお、過去の津波被害の教訓については、調査結果や各種資料を収集・整理し、防災教育等に活用するなど、長期的視点に立って広く市民に伝承されていくよう努める。

第4 津波防災訓練の実施

市は、住民及び関係機関等と連携し、防災行政無線、緊急速報メール、消防・防災メール、津波フラッグなどの情報伝達手段を活用した津波からの避難誘導訓練、並びに津波防災訓練を計画的に実施するものとする。

津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

この訓練から情報伝達に関する職員の対応及び判断能力、並びに情報伝達システムの機能等を検証し、課題を整理・検討の上、一般対策編「第1章 第1節 第2 防災関係職員に対する防災教育」に反映させるものとする。

第4節 自主防災組織等の育成計画

一般災害対策編「第1章 第2節 自主防災組織等の育成計画」に準じる。

第5節 防災訓練計画

一般災害対策編「第1章 第3節 防災訓練計画」に準じる。

第6節 災害情報の収集、伝達計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理課）消防本部	防災関係機関

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

地震災害発生時における被害状況の迅速かつ的確な収集・把握は、災害対策本部要員の動員、災害救助法の適用、自衛隊等関係機関への応援要請、救援物資、流通備蓄を活用した水・食料、生活必需物資、救助用資機材の調達など、あらゆる応急対策を実施するうえで基本となるものであり、防災関係機関は、所掌業務に関する的確な被害情報を、市災害対策本部等へ報告する。

また、住民への情報伝達については、簡潔で「わかり易い」表現とし、特に、要配慮者への配慮に重点を置くことが必要であり、このため、平時から計画的な訓練の実施と検証を積み重ねるほか、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

さらに、緊急地震速報の伝達については、職員への確実な連絡体制と通信手段の整備に努めるほか、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなどにより、組織体制や個々の役割についても計画的に検証し、これらの結果を踏まえた見直しや検討を行う。

秋田地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めることになっている。

第2 緊急地震速報の種類と発表基準

1 緊急地震速報の発表

緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く発表する。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

また、テレビ、ラジオを通じて住民に周知し地震動による被害の軽減を図る。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置付けられる。

2 緊急地震速報の区分と発表内容

気象庁における発表にあたっては「緊急地震速報」の名称を用いることとし、警報と予報の区分及び発表内容については次のとおりとする。

区 分	名 称	発表内容
地震動警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、震度4以上が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はM3.5以上等と予想されたときに発表する。

3 緊急地震速報及び震度速報で用いる地域

本市は、秋田県沿岸南部にあたる。

4 緊急地震速報（警報）の発表条件・内容

（1）緊急地震速報を発表する条件

地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合。

（2）緊急地震速報の内容

- ① 地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名
- ② 強い揺れ（震度5弱以上）が推定される地域及び震度4が推定される地域名（全国を約200地域に分割）。具体的な推定震度と猶予時間は発表しない。

第7節 通信・放送施設災害予防計画

一般災害対策編「第1章 第5節 通信・放送施設災害予防計画」に準じる。

第8節 水害予防計画

一般災害対策編「第1章 第6節 水害予防計画」に準じる。

第9節 津波災害予防計画

実施担当	関係機関
産業振興部 総務部（危機管理課） 総合支所	国土交通省東北地方整備局秋田港湾事務所 由利地域振興局（建設部、農林部）

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

市及び県等は、自らの命は自らが守るという観点に立って、「海岸付近で強い地震を感じた時、又はゆっくりとした揺れを比較的長く感じた時は、急いで高所に避難」という基本的な事項を周知徹底し、津波発生時に円滑な避難を実現するために、様々な機会に、多様な手段により、各地域の実情に応じて津波防災に関する啓発、教育を実施する。

市・消防本部は、沿岸の市民等に対して、津波に関する知識の普及を図るとともに、海面の監視体制の強化に努め、地震発生時に避難の指示を迅速に行えるよう、津波災害への対応力向上を図る。

従って、防波堤、消波堤、護岸等の施設整備を促進し、港湾や漁港における災害を防止するとともに海岸の保全管理に努める。

また、港湾内にある緑地等については、災害時の避難場所としても活用できるよう防災面も考慮した上で整備を図る。

第2 海岸保全施設（一般災害対策編「第1章 第7節 海岸保全、港湾、漁港施設災害予防計画」に準じる）

第3 港湾施設（一般災害対策編「第1章 第7節 海岸保全、港湾、漁港施設災害予防計画」に準じる）

第4 漁港施設（一般災害対策編「第1章 第7節 海岸保全、港湾、漁港施設災害予防計画」に準じる）

第5 津波対策

1 現況

本市は日本海沿岸という地理的条件から、昭和58年5月26日の日本海中部地震の教訓に基づき防災教育のほか、沿岸部における避難誘導、救出救助等の防災体制の整備に努めている。平成26年度の由利本荘市同報系防災行政無線設備の更新により、岩城地域、本荘地域、西目地域の海岸部に一斉に津波警報サイレンを吹鳴することができる。

2 対策

（1）津波防災推進計画の策定

市は、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく推進計画を策定する際には、都市計画法で定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」と調和が保たれたものとし、必要に応じて当該方針の見直しを行っていくこととする。

（2）津波に関する知識の普及

① 市・消防本部は市民に対し、平素から「地震と津波」の知識普及に努めるものとする。特に震源に近い地震の場合等は、津波警報・注意報の発表以前でも津波が来襲することについて周知を

図る。

- ② 市・消防本部では、津波災害を想定した海面の監視、情報収集及び伝達並びに避難等の総合訓練を実施する。

- ③ 防災関係機関は、一般向け及び船舶向けの津波の心得の周知徹底を図る。

1) 一般向け

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じた場合、釣り人等はすぐ海浜から離れ安全な場所に避難する。

イ ラジオ、テレビ、防災行政無線、緊急速報メール、広報車などを通じて正確な情報を入手し、適切な対応が図れるよう努める。

ウ 津波警報が発令された場合には、たとえ地震を感じなくても海岸の危険な区域から直ちに避難する。

エ 津波注意報の場合でも、海岸の危険な区域には立ち入らない。

オ 津波は繰り返し襲ってくることを十分認識し、警報、注意報解除まで警戒を行う。

2) 船舶向け

ア 強い地震を感じた場合、すぐ港外退避を行う。

イ ラジオ、テレビ、無線などを通じて正確な情報を入手し、適切な対応が図れるよう努める。

ウ 津波警報が発令された場合には、たとえ地震を感じなくてもすぐ港外退避を行う。

エ 港外退避できない小型船は、高所に引き上げて固縛するなど最善の措置を取る。

オ 津波は繰り返し襲ってくることを十分認識し、警報、注意報解除まで警戒を行う。

(3) 海面監視

沿岸地域において強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震でも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、地震・津波関係情報に十分注意するとともに、津波注意報若しくは津波警報が発令されたときは、消防本部は消防職員等により沿岸地域及び河川地域の監視を行う。なお、監視は身の安全等を確保した上で行うものとし、情報は消防無線によって速やかに報告する。

(4) 情報収集及び伝達

- ① 県総合防災情報システムで県から津波情報を得たときは、市・消防本部は関係部局に伝達するものとする。

- ② 市・消防本部は、津波情報を得たときは、その内容を迅速、確実に市民に伝達するための計画を、具体的に作成しておくものとする。

- ③ 市は、市民に対する伝達手段としての同報系防災行政無線、サイレン等の整備強化を図るものとする。また、高齢者、障がい者、外国人、子供・乳幼児等の要配慮者に配慮した伝達方法の整備に努めるものとする。

- ④ 市民は、津波情報を迅速に収集するため、テレビ又はラジオ放送の聴取に努めるものとする。特に停電に備えラジオは携帯用を準備しておくものとする。

(5) 避難

- ① 市長は、異常を発見した場合、又は津波警報の伝達を受理したときは、速やかに沿岸市民等に対し同報系防災行政無線、防災メール等により避難のための立ち退きを指示し、有効な避難誘導

措置を講ずる。

② 市民は、津波注意報若しくは津波警報が発令されたとき、又は自ら危険と判断したときは、直ちに海岸や河川から離れ、高台や比較的高い公共施設等に避難することを原則とし、関係機関、事務所等はこれに協力する。

③ 避難場所及び避難路は、過去の津波の実態を踏まえて、安全な場所を選定する。

(6) その他

① 市は、多数の人出が予想される海浜の行楽地、釣り場、漁港及び沿岸部の工事区域等に対する津波情報、避難指示等の伝達について、あらかじめ市民、団体施設管理者、事業者等との協力体制を確立しておく。

② 津波被害軽減対策のひとつとして、標高表示看板の設置や道路標識柱への海拔表示シートを設置するなどにより道路利用者や地域住民に対する防災意識の向上を図る。

第6 津波に強いまちの形成

(1) 市は、津波災害警戒区域内において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。

(2) 市は、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

(3) 市長は、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(4) 市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

(5) 市は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

第10節 火災予防計画

実施担当	関係機関
消防本部 予防課	消防団

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

市・消防本部は、地震により予測される火災の発生、また拡大予測と二次災害を想定し、必要な消防施設や設備の整備・改修、又は拡充などを図る。また、市民の防火意識の高揚を図るとともに、特に初期段階で重要となる市民及び自主防災組織による初期消火能力の向上を図る。

第2 出火防止と初期消火

1 消防職員及び団員の充足、消防施設及び資機材等の整備

市及び消防機関は、消防職員及び団員の充足、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき消防施設及び資機材を整備して消防力を強化する。特に震災時における交通途絶等を考慮し、耐震性貯水槽、防火水槽、小型動力ポンプ、消火器等の整備に努める。

2 燃料器具等の管理指導

市及び消防機関は、地震発生時における石油、ガス等の燃料器具、電気器具、石油類及び発火性薬品等の管理について指導する。

3 出火防止及び初期消火の周知徹底

市及び消防機関は、住民や自主防災組織に対して、地震発生直後の出火防止、初期消火について周知徹底を図る。各家庭に消火器、消火用バケツの備付けと初期消火技術の向上について指導する。

4 火災予防条例等の周知徹底

市及び消防機関は、住民に対し、火災予防に関する条例等について普及徹底する。

第3 火災の延焼拡大の防止

1 現況

地震時の火災の延焼拡大を防止するために、消防力の強化、消防計画及び建築物の不燃化等の一層の充実が必要である。

2 対策

(1) 予防査察の実施

消防長は、平常時から関係施設への立入査察、予防査察等を計画的に実施して災害時の対応について現場指導を行う。

(2) 平素から自主防災組織を結成及び育成に努め、火災の発生時に連携・協力して活動できるよう指

導する。

第4 消防水利の整備

1 現況

地震発生時には、水道施設の損壊、停電による送水ポンプの停止、水圧低下や断水、さらには道路損壊や建物崩壊等による道路通行障害により、消防活動への大きな制約が予測されるため、自然水利の確認並びに防火水槽の整備を計画的に実施している。

2 対策

市・消防本部は、地震から消防水利施設の防護対策として、耐震性貯水槽や防火水槽等の消防水利施設を計画的に整備し、また、設置に当たっては、木造家屋密集地域、避難場所及び避難路の周辺地域を優先的に整備する。また、河川、池、沼等の自然水利及びプール等の有効な水利は、あらかじめ関係者と協議のうえ、消防水利としての活用を図り、水利の多様化及び適正配置に努める。

第11節 危険物施設等災害予防計画

一般災害対策編「第1章 第9節 危険物施設等災害予防計画」に準じる。

第12節 建築物等災害予防計画

実施担当	関係機関
建設部（建設管理課、都市計画課、建築住宅課） 消防本部	防災関係機関

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

建築物の耐震診断及び耐震改修、並びに不燃化等を計画的に実施し、主要動（S波）及び長周期地震動による建物被害の軽減を図る。特に、防災業務の拠点となる公共施設における耐震性の確保、併せて一般建築物の耐震性確保については、市耐震改修促進計画に基づき指導等を行う。

第2 公共建築物等

1 現況

公共建築物のうち、主要施設は災害発生時における避難、救護、応急復旧対策等に関する活動拠点施設として使用されるものであり、耐震・不燃化対策の強化が必要である。

2 対策

市は、旧耐震基準により建築された施設を含む所管施設の耐震診断・点検等を実施し、診断結果を踏まえた適切な耐震補強・改修等を行う。また、天井の仕上げ材などの非構造部材についても、耐震性の確保を図るため各種の点検を実施し、必要な改修等を行う。

市及び県は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

災害時の医療救護活動の拠点となる医療機関、避難施設となる学校や大規模施設等、並びに応急対策活動の拠点となる施設の耐震性確保は優先的に実施するものとする。

なお、学校においては、文部科学省の指針に基づく非構造部材の定期的な点検を実施するとともに、異状箇所について、改修・改善を図る。

また、市立学校の体育館建築にあつては、災害時に避難所となることを想定し、トイレ・シャワー室・情報端末配線など、避難所として必要な機能の整備を行う。

第3 一般の建築物

1 現況

建築関係法令等の遵守により、建築物及び特定工作物等の安全性は高い水準に達しつつあるが、建築基準法の耐震規定の改正以前に建築されたものについては、耐震診断結果に応じた改修が必要である。

2 対策

（1）建築物の耐震化の促進

市はホテルなど地震による倒壊等、被災時の影響が大きい建築物及び災害応急対策の拠点となる庁舎、避難場所に指定されている体育館等の防災拠点施設について、耐震診断・改修及び天井脱落防

止対策等非構造部材の耐震対策等の実施を指導し、耐震性の確保に努める。

(2) 住宅等の地震対策

- ① 住民からの地震対策に関する一般的な相談には、建設部があたる。この際、パンフレット、リーフレット等を活用して、住宅等の地震対策について指導する。
- ② 老朽木造住宅や宅地の耐震性等について、診断及び補強方法等を指導する。指導に当たっては建築技術者及び関係団体等の組織を活用する。

(3) 特殊建築物、昇降機の地震対策

指定された用途で一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の昇降機について、定期報告制度及び維持保全計画の作成など、その徹底を図り、維持保全に対する認識の向上に努める。

(4) 落下物対策

道沿いにある3階以上の建築物を調査し、改修指導により安全を図る。

第4 建築物のアスベスト飛散防止

1 現況

災害によって被害等を受けた建築物に起因するアスベストの周囲への飛散を防止する必要がある。

2 対策

環境省水・大気環境局大気環境課が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」等に基づき、情報収集・伝達体制及び応急措置体制の整備を図る。

第5 ブロック塀、石塀等

1 現況

ブロック塀、石塀等の安全性については、建築基準法施行令等に基づき啓発等を行い、耐震性の確保を図っているが、法令改正以前に建築されたものについては、地震に対して脆弱である。

2 対策

- (1) 既存のブロック塀等に対する耐震補強等の必要性について、リーフレット等を配布して改善を指導する。
- (2) 関係業界に対して適切な設計、施行を指導し、倒壊による事故の防止を図る。

第6 家具等の転倒防止

1 現況

地震によって家具、冷蔵庫、テレビなどのいわゆる重量家具の転倒、破損又は移動、さらには天井の照明器具、柱や壁面の時計、額縁、装飾品などの破損・落下により負傷者の発生するおそれがある。

2 対策

- (1) 家具類等は、固定金具、転倒防止金具、テープ等で固定、連結し転倒を防止するよう指導する。
- (2) ピアノや電気製品等はキャスタ金具で移動を防止するよう指導する。

- (3) 食器類の収納に留意し、また、ガラス周辺から転倒しやすい物品を除去し、ガラスの飛散を防止するよう指導する。

第7 宅地の災害防止

1 現況

大規模な地震災害等により、造成宅地において崖崩れや土砂の流出による大きな被害の発生が懸念されるため、宅地の安全確保を図る対策を推進していく必要がある。

2 対策

市及び県は、新規の開発行為に伴う宅地等の造成について申請があった際には、都市計画法をはじめとした各種基準に基づき当該開発計画の是非について判断するものとする。なお、開発事業者は、開発行為に伴う土工量や、現地における地質や地下水位状況等を勘案し、当該開発計画について土質力学上の安全性を確認することが望ましい。

市及び県は、既存の宅地について、擁壁や排水施設等の保全管理が常時適正に確保されるように、所有者、管理者等に対して、日頃から地すべりや崖崩れの兆候の早期発見に努めるよう注意喚起する。

第8 液状化対策等

市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

第13節 土砂災害予防計画

一般災害対策編「第1章 第11節 土砂災害予防計画」に準じる。

第14節 公共公益施設災害予防計画

実施担当	関係機関
建設部（建設管理課） 企業局 総合支所	国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所 由利地域振興局（建設部、農林部） 東北電力NW 鉄道事業者 社会福祉事業者 医療機関

第1 計画の方針

道路、橋梁、上下水道、電気、鉄道などの公共施設は、住民の日常生活、社会経済活動、並びに防災活動上において極めて重要な施設であり、施設の管理者は地震災害から施設を防護するために、これら対象施設の耐震診断、並びに耐震診断結果を踏まえた耐震補強等を早期に実施するものとする。

第2 道路及び橋梁 （一般災害対策編「第1章 第12節 公共公益施設災害予防計画」に準じる）

第3 水道施設 （下記以外は一般災害対策編「第1章 第12節 公共公益施設災害予防計画」に準じる）

1 施設の防災の強化

- （1）市は、地震災害に対する施設の安全性向上を図るため、浄・配水施設等基幹的水道施設の建設地を津波や土砂災害等の地震被害を受けにくい箇所に選定するとともに、耐震構造により建設するものとする。
- （2）市は、既存の施設において、耐震診断等の結果により地震による被害が予想される場合は、最新の基準や準拠示方書等に基づいて必要な改良又は更新することを検討する。
- （3）市は、基幹病院や防災拠点等、人命の安全に関わる重要施設への供給ラインについては、地震災害によって供給が遮断されないよう、重点的に耐震化を進めるものとする。
- （4）市は、施設の新設・更新に際しては、地盤の状況等を勘案した上で、耐震性の高い構造とするものとする。

2 応急給水体制と資器材の整備

- （1）市は、水道施設が被害を受けた場合に、住民が必要とする最小限の飲料水及び生活用水を確保するために応急給水の実施体制を整備する。
- （2）市は、応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

第4 下水道施設 （下記以外は一般災害対策編「第1章 第12節 公共公益施設災害予防計画」に準じる）

1 施設の耐震化

市及び県は、災害時における市民の衛生的な生活環境を確保するため、次により施設の耐震性の強化を図る。

- （1）管渠
 - ① 液状化しやすい地区や埋戻し土が液状化するおそれのある箇所の下水管渠のうち「重要な幹線

等」を重点に液状化対策を実施する。

- ② 新たに下水管渠を布設する場合は、保持すべき「流下機能を確保できる性能」を確保する。特に、地盤の悪い場所における管渠には、マンホールと管渠の接合部への可とう性継手の使用や埋戻し土の液状化対策等を実施する。

(2) ポンプ場、終末処理場

ポンプ場又は終末処理場と下水管渠の連結箇所は破損しやすいため、老朽化した箇所は速やかに補強する。

管渠、ポンプ場及び終末処理場の耐震対策に当たっては、「下水道施設の地震対策マニュアル」及び「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づいて行う。

(3) 施設の液状化対策の推進

地域特性及び地盤を調査し、液状化の可能性のある場合は、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を適切に実施する。

また、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

2 施設の浸水対策の推進

市及び県は、浸水が想定されるポンプ場及び週末処理場では、被害発生時の施設機能確保のため、浸水対策の推進に努める。

3 維持管理による機能の確保

市及び県は、下水道台帳の整理、保管に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検し、施設及び機能状態の把握に努める。

4 防災体制の確立

市及び県は、災害発生時の資源に制約がある状況下においても、適切な業務執行を行うため、業務継続計画（BCP）を策定し、災害時の業務継続性を高める。

業務継続計画（BCP）の策定に当たっては、「下水道BCP策定マニュアル」に基づいて行う。

第5 電気施設

1 設備の耐震性の強化

- (1) 過去に発生した地震被害の実態等を考慮して、各施設の被害防止対策を講ずる。
- (2) 地震により不等沈下や地すべり等のおそれのある軟弱地盤にある設備の基礎を補強する。
- (3) 新たに施設、設備を建設する場合は軟弱地盤を避ける。

2 電力施設予防点検

定期的に電力施設の巡視点検を実施する。

3 災害復旧体制の確立

- (1) 情報連絡体制を確保する。

- (2) 非常体制の発令と復旧要員を確保する。
- (3) 復旧用資材及び輸送力を確保する。

4 防災訓練の実施

- (1) 情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を部門別に又は総合的に実施する。
- (2) 各防災機関の実施する訓練へ参加する。

第6 都市ガス (一般災害対策編「第1章 第12節 公共公益施設災害予防計画」に準じる)

第7 鉄道施設

1 施設、設備の点検

耐震性を考慮した線区防災強化を推進するとともに、地震時における要注意構造物の点検を実施する。

2 列車の防護

- (1) 地震が発生した時は、その規模に応じて、定められた運転規制を行い、列車の安全を確保する。
- (2) 乗務員に対する情報の伝達は、地震の発生と同時に無線等により行う。

3 防災訓練及び機材の整備

- (1) 必要に応じて非常招集等の防災訓練を行う。
- (2) 必要な資機材を整備する。

4 情報連絡体制確保

鉄道の運転規制時における乗客等の混乱を避けるため、運行状況や復旧の見通しなどの広報が行えるよう、鉄道事業者、県及び報道機関が、それぞれの機関及び機関相互間において情報収集・連絡体制の整備を図ることにより、乗客等への迅速な情報伝達を確保する。

5 安全確認手順等の社内体制の充実

災害発生時における安全確保のための運転規制や早期運転再開のための安全確認手順等を確立するほか、内部での情報連絡手段や関係機関との通信手段を確保するなど、社内体制の充実に努める。

第8 河川管理施設

1 施設、設備の点検

施設管理者は、河川管理施設について、「河川構造物の耐震性能照査指針」に基づき耐震診断を実施する。

2 耐震性の強化

診断結果を踏まえ、重要度に応じて耐震補強を推進する。

第15節 農業災害予防対策

実施担当	関係機関
産業振興部（農業振興課、農山漁村振興課）	

第1 計画の方針

地震による農業被害を未然に防止するため、農地及び既設農業用施設等の補強・改修を計画的に推進するとともに、施設等の新設・改修に当たっては、耐震性の向上を図る。

第2 農地及び農業用施設

- 1 農業用ため池、頭首工、樋門、揚排水機場、水路等の農業用施設の管理者は、定期的に施設の安全点検を行い、必要な補修・点検整備を行うほか、老朽化等により改修が必要となった場合には農村地域防災減災事業等を活用し、耐震化対策を含めた整備を図る。
- 2 市及び県は、防災重点農業用ため池のうち重要度の高いため池に類似するため池については耐震性調査を順次実施し、耐震不足が判明したため池について、施設の管理者は貯水制限や監視体制の強化などの減災対策を講じるほか、必要に応じて耐震化補強工事を実施する。また、震度4以上の地震が発生した場合は、防災重点農業用ため池等の緊急点検を行い、異常が確認された場合は、必要な応急対策を実施する。

第3 農作物

地震により水田に亀裂が発生したり、かんがい施設等に被害が出た場合には、農作物に大きな影響が生じることから、亀裂部周囲への盛り土などによる補修や揚水機による灌水などの応急対策により、農業被害の防止、軽減を図る。

第16節 避難計画

一般災害対策編「第1章 第20節 避難計画」に準じる。

第17節 津波避難体制整備計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理課）	防災関係機関

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることから、市は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するために、指定緊急避難場所、避難路等の確保等、避難体制の整備を推進し、津波ハザードマップを作成・配付するなど、住民への周知徹底を図る。また、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、デジタル技術を活用するよう努めるものとする。

第2 指定緊急避難場所の指定・整備

市は、法に基づく津波浸水想定等をもとに、地域の実情を踏まえ、津波が到達する前に、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、高台や公共機関が保有する堅固な中・高層建物等を指定緊急避難場所として指定する。また、一時避難場所として使用が可能な中高層建物を所有する民間企業と協定等を締結し、緊急的な避難への対策とする。

市は、指定緊急避難場所、避難路等の周知を図るため、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するなど、分かり易い誘導標識や案内板などを設置する。

第3 避難路の整備、津波避難タワーの設置等

市は、住民が徒歩等で確実に避難できるよう、避難路の整備等を行い、日頃から定期的な点検により安全性を確保するとともに、避難時間短縮のための工夫・改善に努めるとともに、地域の実情に応じて津波避難タワーの設置等についても検討する。

避難路の選定にあたっては、避難活動が円滑かつ安全に行われるよう、耐震性、道路の幅員、浸水、崖崩れ等の危険がないことなどを考慮する。

避難路の整備、避難タワーの設置等、多大な財政負担を伴う対策は、津波による影響の程度や発生確率、財政事情等を勘案して進める。

第4 避難方法・避難誘導

地震、津波の発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については徒歩によることを原則とする。ただし、市は、津波到達時間や避難所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、警察と連携を図りながら、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を予め検討するものとする。

避難行動要支援者の避難誘導については、家族、介護者、福祉関係機関及び防災関係機関の緊密な連携・連絡及び協力体制を整備する。

市は、消防職・団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波

到達時間内での防災対応や避難誘導についての行動ルールを定めるよう努める。

第5 津波ハザードマップの作成・活用

市は、法に基づく津波浸水想定等を活用し、津波浸水域、津波浸水深、土地の標高、避難場所、避難路等を示した「津波ハザードマップ」を作成する。

また、作成後においては、住民への周知を行うとともに、防災訓練や避難訓練への活用など、活用範囲の拡大を図り、住民に対し、津波災害に関する十分な知識の普及を行う。

第6 津波避難計画の策定

市は、居住者等が円滑に避難できるように、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、避難指示のための情報収集・伝達方法等を定めた避難計画を策定し、必要に応じて見直しを行うものとする。

策定にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮したものとし、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第7 津波警報等に係る対応

市は、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定するものとする。

また、発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、県や秋田地方気象台等との連携に努めるものとする。また、県及び秋田地方気象台等は、市による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。なお、市は、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

第18節 医療救護計画

一般災害対策編「第1章 第22節 医療救護計画」に準じる。

第19節 積雪期の地震災害予防計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理課）建設部（建設管理課） 健康福祉部（福祉支援課） 観光文化スポーツ部（観光振興課）消防本部	社会福祉協議会

※災害予防計画における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 計画の方針

積雪厳冬期における大地震は、他の季節に発生する地震に比し、積雪や低温により人的・経済的に大きな被害を地域に及ぼすことが予想される。

このため、市及び防災関係機関は、連携した除排雪体制の強化、克雪施設の整備など総合的な雪対策を推進し、積雪期における地震被害の軽減を図るものとする。

第2 除排雪・施設整備等の推進

1 道路の除排雪体制の強化

- （1）市は、除雪体制を強化するため、各道路管理者相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定する。
- （2）市は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、地形や除雪状況等の自然条件に適合した除雪機械の増強を促進する。

2 積雪寒冷地に適した道路整備

市は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。

3 除排雪施設等の整備

市は、道路、家屋、家屋周辺の除排雪を推進するため、市街地の生活道路の除排雪を計画的に実施するとともに流雪溝等除排雪施設の整備を図るほか、地域住民による除排雪活動に必要な除雪機械等の整備に努めるものとする。

4 雪崩防止対策

市は、雪崩による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩防止柵等の道路防雪施設の整備に努めるものとする。

5 消防水利の整備

積雪厳寒期には積雪や凍結などにより、消防水利の確保に困難をきたすので、市は、積雪期に対応した多段式消火栓の整備に努めるものとする。

6 克雪住宅の普及等

市は、屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進するものとする。
また、市は、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行うものとする。

第3 要配慮者に対する除排雪支援

自力での屋根雪処理が困難な要配慮世帯に対しては、地域の助け合いによる相互扶助やボランティアなどの協力により屋根の雪下ろしや除排雪に努めるものとする。

第4 除排雪におけるボランティア活動

1 ボランティア登録者の要件

除排雪ボランティアは、雪に対する経験や気象の変化による危険性の理解が必要であり、積雪寒冷地の在住者や経験者が望ましい。

2 安全の確保

毎年発生している除排雪作業により、次のような事故が発生しており、ボランティアに対しては事故防止対策と現場指導の実施が必要である。

- ・滑落事故：屋根の雪下ろし作業中によるもの
- ・落雪事故：気温の上昇に伴い、屋根から滑り落ちる雪（一部氷結した雪）によるもの
- ・交通事故：ロータリー車、グレーダーなどの重機に巻き込まれるもの

3 健康対策

積雪寒冷環境下における屋根の雪下ろし、除排雪など運動量の激しい作業は、体力の著しい消耗や低温時の発汗などにより、脳血管疾患や心疾患などを発症する引き金となり、状況によっては死亡に至る場合もある。このため、市、社会福祉協議会は、除排雪に関するボランティアの募集及び割り振りにあたっては、ボランティアの健康診断が不可欠である。

4 ボランティア活動保険への加入

除排雪活動に係る防災ボランティア活動の参加者は、ボランティア活動保険に加入するものとする。

5 事業者保険への加入

ボランティア保険では、心疾患、脳血管疾患等の疾病については、補償の対象外である。

このため、募集者は、参加者が他に与えた損害や参加者自身のケガや疾病等に対応するため、事業者保険に加入するものとする。

第5 緊急活動体制の整備

1 冬期緊急道路確保路線図の策定

道路管理者である市は、冬期緊急道路確保路線図の策定に努めるものとする。

2 交通手段の確保

道路管理者である市は、県及び関係機関と連携し、所管する道路又は他機関所管道路の除排雪を実施し、幹線道路及び生活道路の交通を確保するものとする。

3 通信手段の確保

市は、地震による通信の途絶を防止するため、所管する情報通信施設の地震防護対策を計画的に実施する。

また、中山間地域においては、集落の長、消防団長との通信手段を確保するため、防災行政無線の携帯機又は衛星携帯電話等の整備を図る。

4 除排雪・暖房用資機材の備蓄

市は、防寒着、防寒用長靴、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボードなどの防寒・除排雪用資機材の備蓄に努めるものとする。

市は、電源を必要としない暖房器具及び燃料等の暖房用資機材の備蓄に努めるものとする。

第6 航空輸送の確保

孤立想定地区又は集落からの情報収集及び物資輸送については、ヘリコプターなどの航空機が最も有効な手段の1つであり、訓練等を通じ関係機関との連携体制の整備を図る。

1 緊急離着陸ヘリポートの整備

孤立が予想される集落又は隣接地区に、緊急離着陸ヘリポート場を確保し、ヘリポート、並びにアクセス道路の除排雪に関する連絡・実施体制の整備を図る。

第7 スキー場対策

1 スキー場施設の管理者が行う対策

- (1) リフト・ロッジ施設の耐震対策及び維持管理の徹底
- (2) グレンデの雪崩防止対策、巡回による雪崩発生危険箇所の早期発見及び除雪
- (3) 駐車場及びアクセス道路の除排雪の徹底
- (4) スキー客の避難誘導について、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用した、分かり易い誘導標識や案内板の設置
- (5) スキー客の一時避難場所及び避難施設の指定
- (6) スキー場の孤立、又は負傷したスキー客に対する救助・救急対策など

第20節 文化財災害予防対策

一般災害対策編「第1章 第17節 文化財災害予防対策」に準じる。

第21節 要配慮者支援計画

一般災害対策編「第1章 第23節 要配慮者支援計画」に準じる。

第22節 災害ボランティア活動支援計画

一般災害対策編「第1章 第24節 災害ボランティア活動支援計画」に準じる。

第23節 広域応援体制の整備

一般災害対策編「第1章 第25節 広域応援体制の整備」に準じる。

第24節 備蓄計画

一般災害対策編「第1章 第28節 備蓄計画」に準じる。

第25節 行政機能の維持・確保計画

実施担当	関係機関
総務部（総務課）	

第1 計画の方針

市、県及び防災関係機関は、大規模な地震等の災害発生時においても、災害応急対策業務及び優先度の高い通常業務を行うため、業務継続計画（BCP）の策定等により業務継続性の確保を図る。

第2 業務継続性の確保

市、県及び防災関係機関は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況等の変化等に応じた体制の見直しなどを行う。

特に、市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第3 各種情報のバックアップ

市、県及び防災関係機関は、自ら保有するコンピューターシステムやデータ等の各種情報について、必要に応じて複数のバックアップデータを作成する。

特に、市及び県は、重要な行政データのバックアップにより、データの消失を防止する。

第26節 企業防災促進計画

一般災害対策編「第1章 第26節 企業防災促進計画」に準じる。

第2章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

一般災害対策編「第2章 第1節 活動体制計画」に準じる。

第2節 地震、津波情報等の発表及び伝達計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理班）	秋田地方気象台

※災害応急対策計画における実施担当は、災害対策本部の各部各班を示す。

第1 計画の方針

地震発生直後に被害の全容を即座に入手することは困難であるため、まず、初動段階では秋田地方気象台や県総合防災情報システムを通して地震情報を収集し、これをもとに被害の規模を予測し、動員配備体制を確立する。

さらに、防災行政無線や広報車、緊急速報メール、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、消防・防災メール等により地震情報を防災関係機関及び市民に、迅速かつ的確に伝達する。

第2 地震に関する情報

1 気象庁が発表する地震情報

気象庁では地震発生後、新たなデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表している。

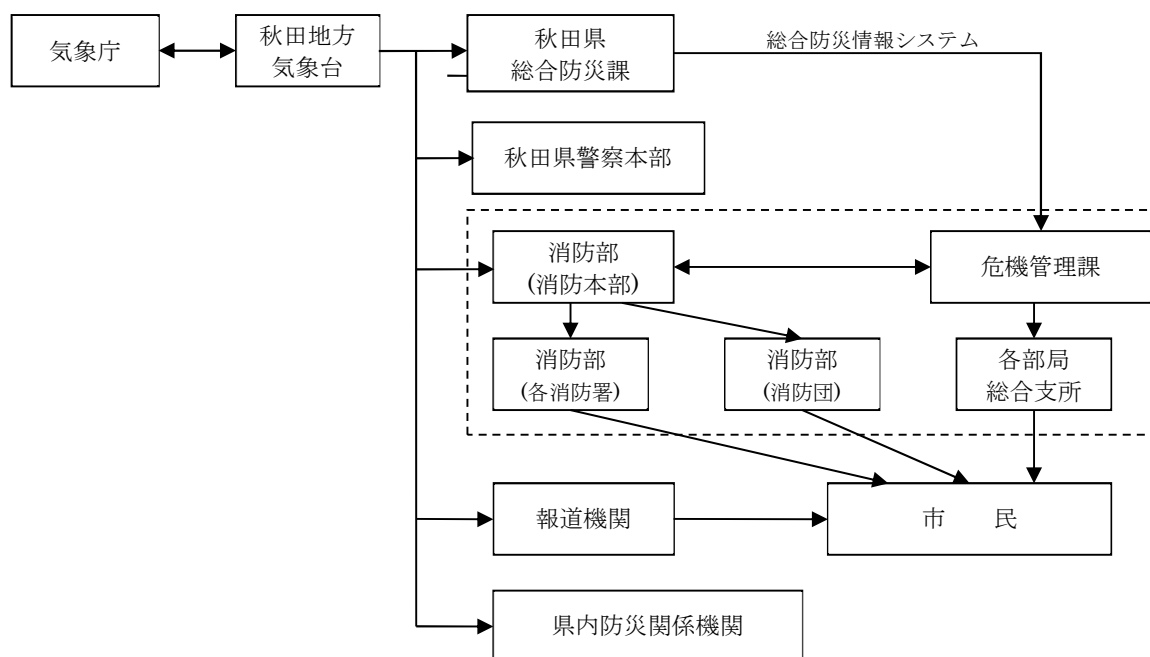
地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

地震情報の種類	発表基準	内 容
遠 地 地 震 に 関 する 情 報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きい地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
そ の 他 の 情 報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推 計 震 度 分 布 図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長 周 期 地 震 動 に 関 する 観 測 情 報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。

2 地震情報の伝達

地震情報の伝達系統は次のとおりとする。

【地震情報収集・伝達図】



3 地震情報等の取扱い要領

(1) 災害対策本部における地震情報等の取扱い要領

- ① 危機管理班において情報の伝達を受けた場合は、危機管理班長は、各部長に伝達する。
- ② 夜間、休日等勤務時間外の気象通報等は当直室で受信し、危機管理班長へ伝達する。
- ③ 情報の伝達を受けた場合、広報班は、速やかに防災関係機関、学校等の公共的施設、一般市民、その他関係のある公私の団体に周知徹底させる。

(2) 防災関係機関における地震情報等の取扱い要領

防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県と市と積極的に連絡を取り、関係機関が互いに協力して情報の収集徹底を図る。

- ① 秋田海上保安部は、被害が予想される海域の周辺の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導の他、拡声器等により周知する。
- ② 秋田海上保安部は、航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。
- ③ 秋田海上保安部は、被害が予想される沿岸海域の市民や海水浴客等に対しては、船艇航空機等を巡回させ、拡声器等により周知する。

第3 津波に関する情報

1 気象庁が発表する津波警報・注意報

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

なお、大津波警報は、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合に取る行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、	0.2m<高さ≤1m	1m	表記なし	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険

	津波による災害のおそれがある場合。				なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

- 注) 1 津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなつた時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であつて、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 4 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 5 どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。
また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- 6 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

2 気象庁が発表する津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表基準		内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入つての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 気象庁が発表する津波情報

津波警報・注意報を発表した場合津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどをお知らせする。

発表基準		内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報（*1）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報（*2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

*1 津波観測に関する情報の発表内容について（沿岸で観測された津波の最大波の発表内容）

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

*2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは、「観測中」と発表する。

4 津波情報の伝達

(1) 災害対策本部における津波警報・注意報・予報等の取扱要領

- ① 危機管理班において情報の伝達を受けた場合、危機管理班長は、各部長に伝達する。
- ② 夜間、休日等勤務時間外の気象通報等は当直室で受信し、危機管理班長へ伝達する。
- ③ 情報の伝達を受けた場合、危機管理班は、速やかに一般市民、防災関係機関、学校等の公共的施設、その他関係団体に周知徹底を図る。
- ④ 津波予・警報サイレン等

市災害対策本部は、津波警報・注意報・予報が発表された場合、速やかに津波警報サイレン等により沿岸市民、海水浴客、釣り人等に避難を呼びかける。

- ④ 上記のほか、震度4以上と推測される揺れを感じたとき、又は揺れが弱く長い周期の地震を感じたときは、気象庁の津波警報等の発表を待たずに海面の監視態勢に努める。

(2) 防災関係機関における津波警報・注意報・予報等の取扱要領

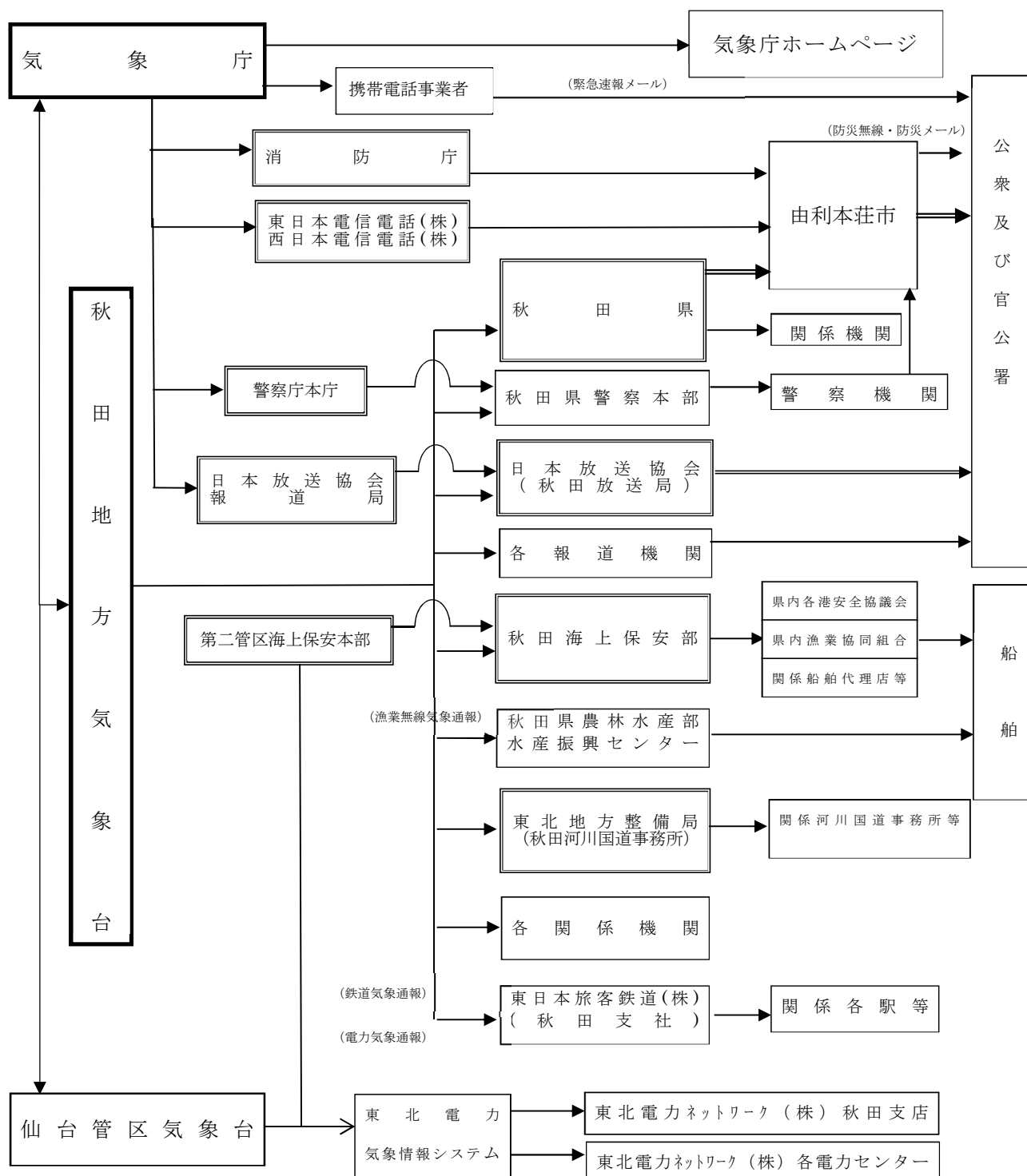
防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県と市と積極的に連絡を取り、関係機関が互いに協力して情報の収集徹底を図る。

- ① 警察は津波警報等を警察署、交番等を通じて迅速かつ正確に沿岸住民に伝達する。
- ② 秋田海上保安部は、被害が予想される海域、又は周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導の他、拡声器等により周知する。
- ③ 秋田海上保安部は、航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。
- ④ 秋田海上保安部は、被害が予想される沿岸海域の市民や海水浴客等に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、拡声器等により周知する。

(3) 県における津波警報等の受領

津波警報等は、気象台から県に対して速やかに通知されるものとし、受領した県は市及びその他の関係機関に対して直ちに伝えるものとする。

5 津波情報の収集・伝達図

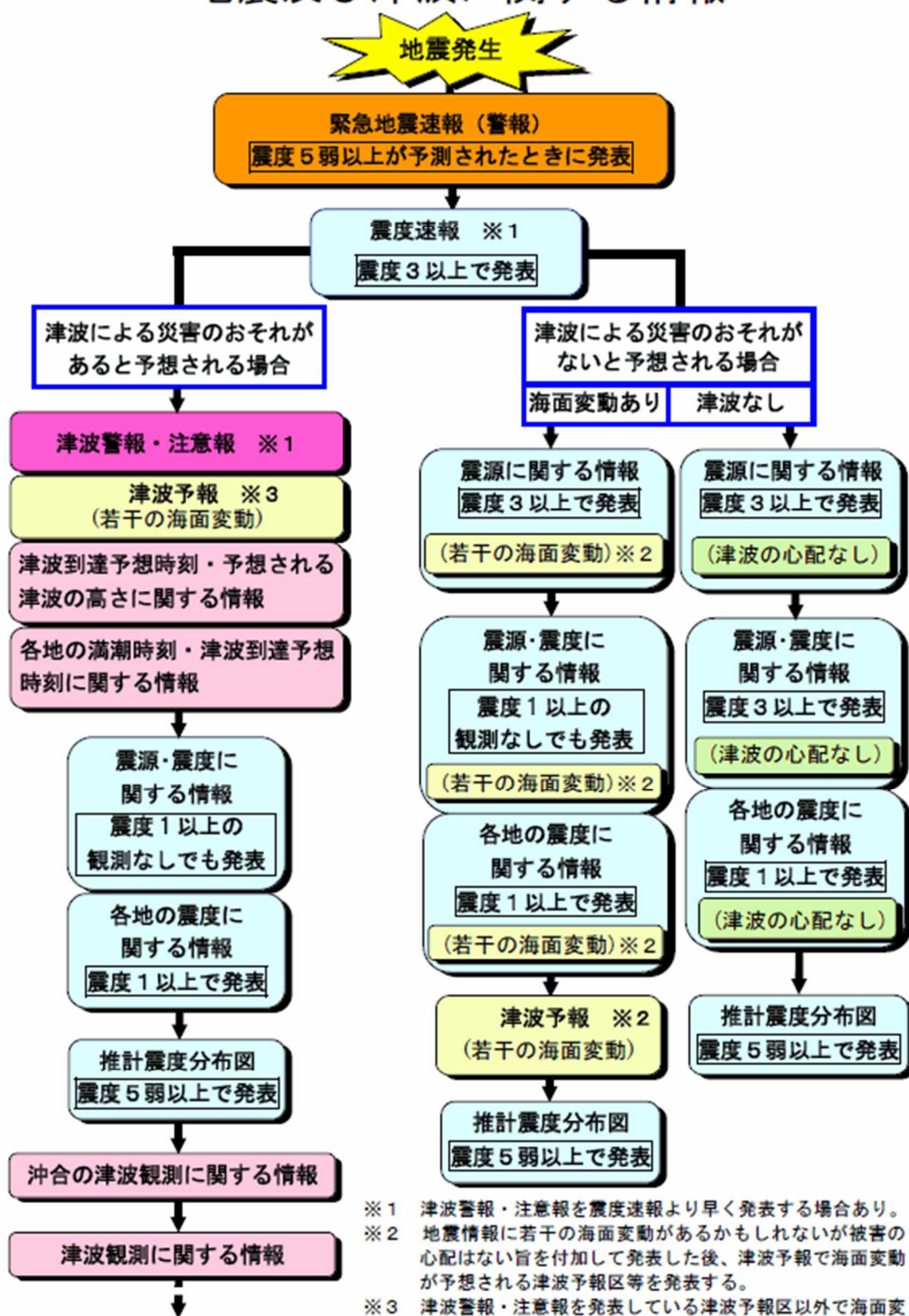


注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

第4 津波警報・注意報、予報、情報の流れ

地震及び津波に関する情報



第3節 災害情報の収集、伝達計画

一般災害対策編「第2章 第3節 災害情報の収集、伝達計画」に準じる。

第4節 通信運用計画

一般災害対策編「第2章 第5節 通信運用計画」に準じる。

第5節 広報計画

一般災害対策編「第2章 第6節 広報計画」に準じる。

第6節 避難計画

一般災害対策編「第2章 第7節 避難計画」に準じる。

第7節 津波避難誘導計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理班）	

第1 計画の方針

沿岸部をかかえる本市では過去に津波による被害を数度にわたって受けており、沿岸部住民、海水浴客、釣り人、漁業関係者、港湾工事関係者等を津波被害から守る必要がある。そのため、ここでは、このような津波災害からの人命損失防止対策を重点に、必要な体制・手段を整備する。

第2 津波避難計画の作成

津波注意報、警報発令時の避難は、他の種類の災害と比べ、緊急な避難行動が必要となるため、一般災害に対するものとは別途に計画を定める必要がある。このため、下記の内容で津波避難計画を定め、応急対策とし、市民に周知を図る。

なお、この計画の策定にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者への配慮や避難者の男女それぞれ違いにも十分に配慮するものとする。

「津波避難計画」の主な内容

- 1 津波避難計画
 - (1) 対象とする津波
 - (2) 津波浸水想定区域の設定
 - (3) 避難対象地域の指定
 - (4) 避難困難地域の抽出
 - (5) 指定緊急避難場所（避難目標地点含む）・津波避難ビル等の指定
 - (6) 避難路・避難経路の指定・設定
 - (7) 避難の方法
- 2 初動体制（職員の参集等）
- 3 避難指示等の発令
 - (1) 津波情報等の収集・伝達
 - (2) 避難指示の発令
 - (3) 避難指示の情報伝達
- 4 平常時の津波防災教育・啓発
- 5 津波避難訓練の実施
- 6 避難行動要支援者等の避難対策

第8節 消防・救助活動計画

一般災害対策編「第2章 第8節 消防・救助活動計画」に準じる。

第9節 水防活動計画

一般災害対策編「第2章 第9節 水防活動計画」に準じる。

第10節 災害警備計画

一般災害対策編「第2章 第10節 災害警備計画」に準じる。

第11節 緊急輸送計画

一般災害対策編「第2章 第11節 緊急輸送計画」に準じる。

第12節 給食、給水計画

一般災害対策編「第2章 第12節 給食、給水計画」に準じる。

第13節 生活必需品等供給計画

一般災害対策編「第2章 第13節 生活必需品等供給計画」に準じる。

第14節 医療救護計画

一般災害対策編「第2章 第15節 医療救護計画」に準じる。

第15節 災害ボランティアの派遣・受入れ計画

一般災害対策編「第2章 第16節 災害ボランティアの派遣・受入れ計画」に準じる。

第16節 公共施設等の応急対策計画

一般災害対策編「第2章 第17節 公共施設等の応急対策計画」に準じる。

第17節 危険物施設等応急対策計画

一般災害対策編「第2章 第18節 危険物施設等応急対策計画」に準じる。

第18節 危険物等運搬車両事故対策計画

一般災害対策編「第2章 第19節 危険物等運搬車両事故対策計画」に準じる。

第19節 防疫、保健衛生計画

一般災害対策編「第2章 第20節 防疫、保健衛生計画」に準じる。

第20節 動物の管理計画

一般災害対策編「第2章 第21節 動物の管理計画」に準じる。

第21節 廃棄物処理計画

一般災害対策編「第2章 第22節 廃棄物処理計画」に準じる。

第22節 遺体の搜索、処理、埋火葬計画

一般災害対策編「第2章 第23節 遺体の搜索、処理、埋火葬計画」に準じる。

第23節 文教対策計画

一般災害対策編「第2章 第24節 文教対策計画」に準じる。

第24節 住宅応急対策計画

一般災害対策編「第2章 第25節 住宅応急対策計画」に準じる。

第25節 災害救助法の適用計画

一般災害対策編「第2章 第31節 災害救助法の適用計画」に準じる。

第4編 火山災害対策編

他編に定めるもののほか、火山災害対策対策に関しては本編による。

第1章 火山防災と秋田県の活火山

第1節 火山防災の基本理念

第1 関係機関との連携

火山災害は、次のような特徴を有することから、行政機関、防災関係機関、観光関係機関、学識経験者においては、連携体制を構築して、情報を共有し、噴火時の火山防災対策を検討する体制を整えるとともに、関係する行政機関等で整合のとれた統一的な防災対策を進めることが必要である。

特に、火山災害の特殊性に鑑み、学識者等専門家との緊密な連携を図るものとする。

- 1 噴火に伴って発生する現象が多岐にわたる。
- 2 長期化するおそれがある。
- 3 被害が複数の市町村又は県境を越える範囲に及ぶ。
- 4 被害や影響が広範囲かつ多方面にわたる。

第2 火山防災の目標に関する基本理念

災害を可能な限り小さく抑えること、特に人的被害を抑えることを対策の最優先目標とし、必要な対策をできることから実現していくとの観点から、対策の目標とする基本理念を以下のとおりとする。

基本理念：噴火はいつか起こることを前提に（噴火は防げない）、たとえ起こっても被害を少なくするため（災害は軽減できる）、必要な対策をできるところから実行し、「火山と共生」する「防災先進地域」（災害に強い県土づくり）を目指す。

第2節 秋田県の活火山

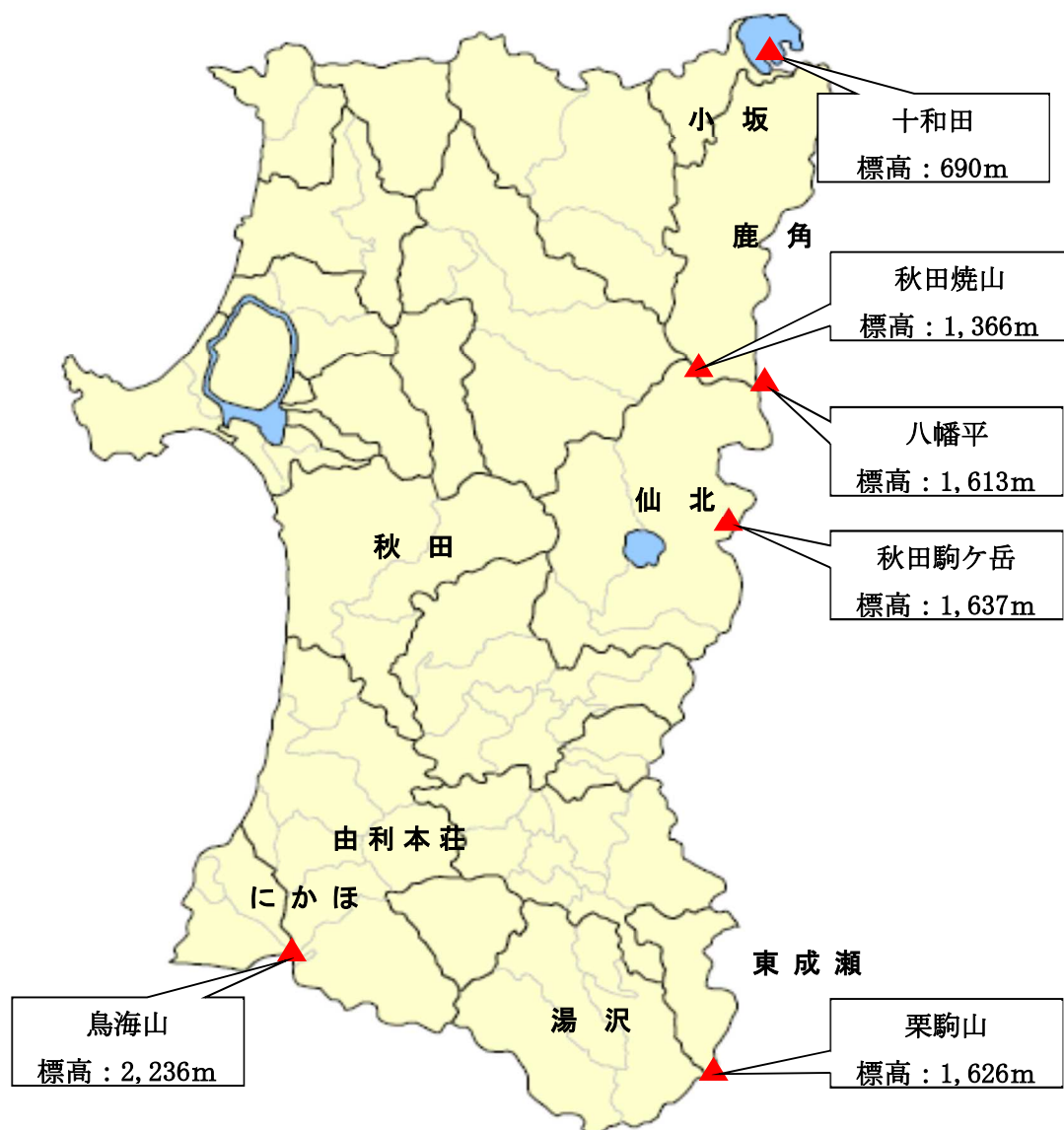
1 概況

活火山とは、火山噴火予知連絡会により定義された「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を指し、秋田県には、十和田、八幡平、秋田駒ヶ岳、秋田焼山、栗駒山及び鳥海山の6活火山がある。

このうち、火山噴火予知連絡会によって選定された「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」（常時観測火山）に該当するのは、十和田、秋田駒ヶ岳、秋田焼山、栗駒山及び鳥海山の5活火山であり、仙台管区気象台地域火山監視・警報センターにおいて、火山活動を24時間体制で監視している。

なお、平成26年の御嶽山噴火災害を受けて常時観測火山の見直しが行われ、十和田では平成28年12月から常時観測を開始した。

【秋田県の活火山】



2 火山災害要因

火山活動に関連して生じる災害は多岐にわたる。その主な要因は次のとおりであり、火山防災対策の推進において留意が必要である。

【主な火山災害要因】

大きな噴石	大きな噴石は、爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされた岩石等が、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものであり、短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。時には、火口から噴出する際の初速度が200m/sを超える場合もあり、直径1mにもなる大きな噴石が2kmも飛んで落下する事例もある。過去には、火口周辺で、登山客等が大きな噴石にあたり死傷する事例も発生しており、事前の避難が必要である。
火砕流 (火砕サージを含む)	火砕流は、火口から噴出、又は溶岩ドームやスコリア丘から崩落した高温の岩塊、火山灰、軽石等の火砕物が高温の火山ガス（空気や水蒸気等）と混合し、それらが一体となって高速で地表を流下する現象である。最も速い所では100km/h を超えるため、火砕流が発生してから避難しては間に合わない。また、火砕流の温度は様々であるが、600℃以上の高温になることも多い。 噴煙柱の崩壊によって発生する「噴煙柱崩壊型」の火砕流や、溶岩ドームの崩壊によって発生する「溶岩ドーム崩壊型」の火砕流などがある。 また、火砕流の周辺には、「火砕サージ」と呼ばれる低密度の火砕物と火山ガスの流れが発生することもある。火砕サージの密度は火砕流と比較してはるかに小さいが、その威力は、砂嵐程度のものから建物を破壊するようなものまで様々である。
融雪型 火山 泥流	噴火に伴う火砕流等の高温の噴出物が、火口付近や山腹の積雪を急速に解かし、発生した大量の水が周辺の火山灰、土砂等を巻き込みながら泥流化し、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで高速で流下する現象である。最も速い所では60km/h を超え、到達距離は100kmを超えることがある。積雪期の噴火時等には事前の避難が必要である。
溶岩流	溶岩流は、火口から噴出した溶岩が粘性の高い流体として山腹斜面を流下する現象である。溶岩流は流下経路上の農地、林地、住宅地等を完全に埋没、焼失させる。 我が国の火山は安山岩質マグマを噴出する火山が多いため、溶岩流の粘性は比較的高く、時間をかけて流下することから、避難することが可能である。 過去には、大きな人的被害は発生していないが、複数の火口から同時に溶岩流が噴出する場合には逃げ道を失うおそれもあり、警戒が必要な火山現象の一つである。
小さな噴石・ 火山灰	小さな噴石は、噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2mm 以上の小さなものであり、火山灰は、直径2mm 未満のものである。これらを総称して降下火砕物という。降下火砕物は、粒径が小さいほど火口から遠方まで風に流されて降下する。 噴火の規模が小さい場合、噴火に伴い形成される噴煙柱は成層圏まで届かず、小さな噴石や火山灰は対流圏内の風に流されるが、大規模な噴火になると、噴煙柱は成層圏に達し、高層風に流されて風下側の広範囲に降下する。 小さな噴石は、火口から10km以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的な噴火に気付いたら屋内に退避するなどして身を守ることができる。

	降下火砕物の噴出量が10億m³を超えるほどの規模になると、成層圏に達した火山灰等が地球を何度も周回し、長期にわたり地球規模で気候に影響が及ぶとも言われている。 火口に近いほど降下火砕物による被害は大きく、火口から遠い地域でも、大量の火山灰の重みで建物が倒壊する場合もある。また、交通・農業をはじめ、生活や経済活動に重大な支障を来すばかりでなく、大気中に浮遊する火山灰等により航空機の運行に支障を来すこともある。 中緯度に位置する我が国では、噴出した小さな噴石や火山灰が偏西風に流され、降下火砕物は火口から東側に細長く伸びる楕円を描く範囲に堆積する事例が多い。
火山ガス	火山ガスは、マグマ中に含まれる揮発成分が噴気口や火口から噴出する現象である。噴出した火山ガスに含まれる有毒成分は生物に被害を与える。特に、二酸化硫黄（SO₂）、硫化水素（H₂S）、二酸化炭素（CO₂）等は有害で、短時間に多数の死者を出す危険性がある。
降灰後の泥流・土石流	火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積した山腹斜面への降雨に伴い発生する。火山灰が堆積した山腹斜面では、数ミリ程度の降雨量でも発生する場合がある。 泥流の速度は最も速い所で60km/hとなり、極めて破壊的で、これまで多数の被害を発生させている。泥流の到達距離は100kmを超えることがあり、谷地形や沢に沿ってはるか遠方まで一気に流下するため大変危険である。
山体崩壊・岩屑なだれ	山体崩壊は、火山体を構成する降下火砕物や溶岩等が内部の噴気活動や地震等によって大規模に崩壊する現象で、岩屑なだれ（岩屑流）は、山体崩壊で崩落した大量の土砂が山腹斜面を高速で流下する現象である。山体崩壊は頻度としては少ないが、現在の科学技術では、山体崩壊の発生時期や規模を正確に予測することは極めて困難である。

3 鳥海山及び周辺の概況

標高	2,236m	
位置	北緯39度05分57秒 東経140度02分56秒	新山：測定点（座標：世界測地系）

◎ 概要

玄武岩～安山岩（SiO₂50.0～60.6wt. %）の二重式成層火山で、基底の直径は東西 26 km、南北 14 km で、地形的にはなだらかで侵食が進んだ西鳥海山と、やや急峻で新しい溶岩地形をもつ東鳥海山に二分され、それぞれの山頂部に山体崩壊によって生じた馬蹄形カルデラがある。

活動史は大きく 3 期に区分される。第 1 期（約 55～16 万年前）はこの火山の主体を形成した時期、第 2 期（約 16～2 万年前）は溶岩が西鳥海山の表面を覆った時期、第 3 期（約 2 万年前以降）は山体東部に円錐形の東鳥海山が形成された時期（西山腹猿穴火口からの溶岩流を含む）。約 2,600 年前、東鳥海山の山頂部が崩壊して岩屑なだれが北から北西に流下し、北に開く馬蹄形カルデラが生じた。象潟（きさかた）、由利原の多数の流れ山はこの堆積物の地形。同カルデラ形成後、カルデラ内山頂部付近の活動が続き、溶岩流がカルデラの約 1/3 を埋積した。

東鳥海山の 2 つの中央火口丘のうち、新山（別名、亨和岳）は、1801 年の噴火で生じた溶岩ドーム

があり、有史後の活動は1801年の噴火以外は火山灰の放出で泥流を生じやすい。

また、鳥海山は、別名を出羽富士、秋田富士とも呼ばれている。

◎ 最近1万年間の活動

約2万年前から、主に現在の山頂を作る東鳥海火山体の形成時期にあたる。一方、縄文時代には山体西部の猿穴火口で噴火活動が発生し、溶岩流が日本海に達した。

その後、紀元前466年には東鳥海火山体の山頂付近で大規模な山体崩壊が起こり、北に開いた馬蹄形カルデラが形成された。

この時の崩壊堆積物は象潟(きさかた)岩屑なだれ、または象潟岩屑流と呼ばれ、北から北西麓に広く分布している。

その後の活動は、この馬蹄形火口内における溶岩の流出と水蒸気爆発が主体である、歴史に残る1801年の噴火活動では、新山溶岩ドームが形成された。(林：1984、中野：1993)1974年には小規模な水蒸気爆発があった。(宇井：1975)

◎ 火山活動の記録

西暦	和歴	活動記録
708年～715年	和銅元年 ～7年	水蒸気噴火：噴火場所は新山付近。
810年～823年	弘仁元年 ～14年	水蒸気噴火：噴火場所は新山付近。
830年	天長7年	水蒸気噴火：泥流。噴火場所は新山付近。
871年	貞観13年	水蒸気噴火→マグマ噴火：噴火場所は新山付近。 5月1日から泥流が流下、川の水が青黒く変色して氾濫、堤防が崩壊、魚類多数死ぬ。
939年	天慶2年	水蒸気噴火：5月。噴火場所は新山付近。
1659年～1663年	万治2年～ 寛文3年	水蒸気噴火：4月～。噴火場所は新山付近。稲作に被害。
1740年～1747年	元文5年～ 延享4年	水蒸気噴火：6月～。荒神ヶ岳の南東側山腹火口から噴煙多量。 硫黄化合物が北側の川に流入し、水田・川魚に被害。 噴火数年間続く。
1800年～1804年	寛政12年～ 文化元年	水蒸気噴火→マグマ噴火：新火口丘生成 活動は1800年冬から始まり、1801年3月頃から噴煙絶えず、8月下旬に噴火は最も激しくなり、荒神ヶ岳付近で爆発、噴石、灰を噴出し、新山(亨和岳)を形成・登山者8名噴石で死亡。
1804年	文化元年	7月10日象潟地震：由利・飽海・田川郡で死者333名、 倒壊家屋5,500余棟、土地隆起、津波。
1821年	文政4年	5月23日水蒸気噴火：新山・七高山付近。
1834年	天保5年	7月9日水蒸気噴火：噴火場所は新山付近。川魚等に被害。

西暦	和歴	活動記録
1974年	昭和49年	3月1日水蒸気噴火：前年12月火山性地震の発生始まる。 1月噴気が発見される。2月下旬鳴動。 3月1日新山の東側火口で噴火し、噴煙、降灰（水蒸気爆発）、6日に泥流。 4月8日から新山西側及び荒神ヶ岳の割れ目から噴煙。 4月24日黒煙と泥流。 4月28日に北方30kmまで降灰 5月8日の灰色噴煙を最後に以後は弱い噴気となる。
1987年	昭和62年	地震群発：7月11日南東約5kmで地震（M3.2） 11月25日～12月1日北西15kmの象潟で地震群発

◎ 観測体制

実施機関	観測機器・観測項目
気象庁	地震計、GNSS、傾斜計、空振計、遠望カメラ
国土地理院	GNSS
東北大学	地震計、傾斜計
防災科学技術研究所	地震計

◎ 火山付近の状況・観光客

耕地・水源となる河川	山頂から半径9km以遠に耕地があり、半径10km円内の耕地は少ない。 火山に源を発生する河川から用水の取水が多い。
観光客	鳥海山・鉾立…約15万6千人 鳥海高原矢島スキー場…約3万4千人

※観光客数については、「令和3年秋田県観光統計」による。

◎ 火山付近の居住地区、人口・世帯

（令和5年10月現在）

市町村	居住地区名	人口	世帯	火山からの	
				方向	距離
由利本荘市	鳥海町猿倉	188	69	北東	11km

第2章 災害予防計画

第1節 計画の方針

「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であり、市民一人ひとりはその自覚を持ち、平時から災害に対する備えと心がけが重要である。また、火山災害発生時においては、避難所や避難路の確認など、自らができる防災活動を始め、市、県及び防災関係機関による各種防災対策や救急・救助活動の実施、自主防災組織などの地域コミュニティ団体等の参加による訓練、並びに防災活動、さらに、企業及び関連団体等における災害予防対策の継続が被害の軽減に結びつくものである。

また、起こりうる火山災害から人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実し、その実践を促進する「市民運動」を展開していくものとする。

このため、市、県及び防災関係機関は、平時から市民に対し、「火山に関する基礎知識」、「秋田県の歴史上の火山災害とその教訓」の知識と、火山災害発生時の対応などに関する防災知識の普及啓発を図るものとする。

第2節 火山防災協議会活動計画

第1 火山防災協議会の設置

内閣総理大臣は、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）として指定する。

県及び関係市町村は、活動火山対策特別措置法により警戒地域の指定があったときは、「火山防災協議会」を設置する。

【火山災害警戒地域の指定状況】

火山名	県名	市町村名
十和田	秋田県(青森県、岩手県)	能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、小坂町、藤里町、(青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、七戸町、六戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村、二戸市、八幡平市)
秋田焼山	秋田県	鹿角市、仙北市
秋田駒ヶ岳	秋田県(岩手県)	仙北市(雫石町)
鳥海山	秋田県(山形県)	由利本荘市、にかほ市(酒田市、遊佐町)
栗駒山	秋田県(岩手県・宮城県)	横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村(一関市・栗原市)

第2 火山防災協議会の構成

火山防災協議会は、県、市町村、気象台、地方整備局等、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家のほか、観光関係団体など検討に必要な様々な者により構成する。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制を整備する。

第3 火山防災協議会における協議事項等

火山防災協議会においては、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制や、現地の関係機関の防災対応の流れなど様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組について、地域の実情に応じて必要な事項を協議する。

県及び関係市町村は、火山防災協議会において、噴石の降下に備え、退避壕・退避舎等の必要性について検討するほか、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し、災害時の登山者の早期把握や安否確認等に資する登山届の必要性について検討するものとし、必要に応じて、ITを用いた登山届の仕組み等も活用し、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。

第4 警戒地域の指定に基づき地域防災計画に定めるべき事項

1 県

- 県は、火山防災協議会の意見を踏まえ、県地域防災計画において、警戒地域ごとに、次の事項について定める。
 - ・火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項
 - ・火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項
 - ・市町村地域防災計画に避難のための措置について定める際の基準に関する事項
 - ・避難及び救助に係る広域調整に関する事項
 - ・その他必要な警戒避難体制に関する事項

2 関係市町村

- 警戒地域の指定のあった市町村は、火山防災協議会の意見を踏まえ、市町村地域防災計画において、警戒地域ごとに、次の事項について定める。
 - ・火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項
 - ・火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項
 - ・噴火警戒レベルの運用による入山規制及び避難指示等、避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項
 - ・避難場所及び避難経路に関する事項
 - ・火山現象に係る避難訓練に関する事項
 - ・救助に関する事項
 - ・その他必要な警戒避難体制に関する事項
- 関係市町村は、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（以下「避難促進施設」という。）について、名称及び所在地を市町地域防災計画に規定する。
- 関係市町村は、避難促進施設について、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、市町村地域防災計画に火山現象の発生及び推移に関する情報、予報並びに警報等の伝達方法等を定める。

第3節 防災訓練計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理課）消防本部（警防課）	各機関

第1 訓練項目

市、県及び各防災関係機関は、次の訓練を計画的に実施する。

1 通信情報連絡訓練	2 職員非常招集訓練	3 避難訓練
4 避難指示訓練	5 救出・救助訓練	

第2 各訓練項目において留意すべき点

市及び県は、災害に対する訓練の実施にあたっては、次の事項に留意して実施する。

1 通信情報連絡訓練

災害により通常の通信手段が途絶した場合を想定し、非常無線等その他の手段を用いた通信訓練を実施すること。

2 職員非常招集訓練

火山災害を想定し、非常招集訓練を実施すること。

3 避難指示訓練

災害により各現象が発生のおそれがあると認められる場合や発生した場合を想定し、地域住民等に対する避難指示等を発令する訓練を実施すること。

4 避難訓練及び救出・救助訓練

災害により各現象が発生した場合を想定し、住民の避難訓練を実施すること。また、火山噴火による降灰や噴石等により、避難が困難となった場合を想定した、住民・登山者等の救出・救助訓練を実施すること。

第3 登山者等を想定した訓練

火山防災協議会は、登山者や旅行者を想定した訓練を実施し、宿泊施設、観光施設、交通施設等の訓練への参加についても推進するとともに、訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させるなど、訓練を通じて火山防災対策の充実を図るものとする。

第4節 防災情報の収集・伝達計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理課） 企画振興部（広報広聴課） 消防本部（通信指令課）	各機関

第1 観測体制の整備

- 1 気象庁、市、県、防災関係機関、大学等の研究機関等は、観測体制の整備充実及び観測、研究成果の防災対策への活用を図るため、それぞれが設置している観測施設のデータの相互利用を進めるなど、協力・連携体制の強化に努める。
- 2 気象庁（仙台管区气象台及び、秋田地方气象台）、市及び県は、火山の異常現象等を早期に把握し、適切な防災対応が実施できるよう、大学等の研究機関との連携を図りながら、調査、観測体制の強化に努める。

第2 火山防災情報の伝達

気象庁は、市、県、報道機関等を通じて、噴火警報等の防災情報を住民・登山者等に適時、適切に提供するため、伝達体制の整備を図る。

市は、登山者、住民または警察等から火山に関する異常な現象の通報があった場合、秋田地方气象台および関係機関へ通報する。

- 仙台管区气象台（秋田地方气象台）は、鳥海山について異常を認めた場合、又は他の機関から火山に関する情報を受け、異常と認めた場合は、噴火警報等を発表（伝達）する。
市及び県は、登山者への噴火警報等の伝達をより確実にするため、防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。
- 仙台管区气象台（秋田地方气象台）は、鳥海山火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、「警戒が必要な範囲」と関係機関・住民等が「とるべき防災対応」を5段階に区分した噴火警戒レベルを付して、噴火警報・予報を発表する。
- 秋田地方气象台は、住民が容易に理解できるよう、火山防災情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

1 噴火警報・噴火予報等

気象庁は、噴火災害軽減のため、全国の活火山を対象として、観測・監視・評価の結果に基づき噴火警報・噴火予報を発表している。

噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）を明示して発表され、報道機関、都道府県等の関係機関に通知される。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は、「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られ

る場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。

「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

なお、噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

2 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で気象庁が噴火予報・警報に付して発表する。

噴火警戒レベルは、火山防災協議会において平常時から噴火時や想定される火山現象に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討され、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市・県の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。

なお、鳥海山においては、平成30年4月より噴火警戒レベルが運用されている。

（1）噴火警戒レベルが運用されている火山（鳥海山）の噴火警報・噴火予報

種別	名称	対象範囲	（キーワード） レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5 （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等。	噴火により火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす、または切迫している。 【過去事例】 1800～04年の噴火：新山形成、火砕物降下、噴石、泥流、死者8名
			4 （高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要。 要配慮者及び特定地域での避難等が必要。	噴火により火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす事が予想される。 【過去事例】該当事例なし

種別	名称	対象範囲	(キーワード) レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
警報	噴火警報（火口周辺）	火口から居住地近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備。 状況に応じて要配慮者の避難準備等、特定地域の避難等が必要。 住民は通常の生活。	噴火により大きな噴石が火口から概ね4kmの範囲内、火砕流・火砕サージが居住地域の近くまでに影響を及ぼす、または予想される。 【過去事例】 1740～47年の噴火：噴煙多量。 硫黄化合物が川に流入し、水田・川魚に被害 1974年の噴火：火砕物降下、泥流
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 状況に応じて、特定地域の避難準備等が必要。 住民は通常の生活。	噴火により大きな噴石が火口から概ね1.5kmの範囲内に影響を及ぼす、または予想される。 【過去事例】該当事例なし
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	火口内で噴気や火山ガス等が発生。

- ※ 火口とは、鳥海山噴緊急減災対策砂防計画の想定火口域をいう
状況に応じて新山周辺に火口域が限定される場合がある
- ※ 火口噴出型泥流とは、噴火に伴い火山内部の熱水が噴出し、泥流となって流れ下る現象をさす
- ※ 融雪型火山泥流は積期のみ想定される
- ※ 特定地域とは、他の居住地域より早期に避難等の対応が必要な地域をさす
- ※ 各レベルの警戒が必要な範囲内で上位レベルに記述されている火山現象が発生する場合がある

（2）噴火警報、噴火予報以外の火山現象に関する予報・情報等

種類	内容
降 灰 予 報	噴火により、どこにどれだけの火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報（定時）」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（詳細）」の3種類の情報として発表する。
火 山 ガ ス 予 報	居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。
噴 火 速 報	登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する。
火 山 活 動 解 説 資 料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に公表する。
月 間 火 山 概 況	前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに発表。

第3 火山防災マップの作成・周知

市は、市地域防災計画に基づき、警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民・登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した「火山ハザードマップ」に避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民・登山者等に防災上必要な情報を付加した「火山防災マップ」を作成し、住民に配布するとともに、観光関係機関等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して防災知識の普及啓発を図るものとする。

第4 登山届の提出

登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。）の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。

第5節 入山規制計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理課） 観光文化スポーツ部（観光振興課）	県（総務部・建設部） 県警察本部

第1 計画の方針

- 市は、観測データの異常等により火山活動の活発化が認められるときには、関係機関等と連携し、必要に応じ入山規制を実施する。
- 市は、火山活動の状況に応じ、登山者に対する火山情報等の伝達システムの整備等を図り規制を緩和する。
- 計画の作成にあたっては、気象庁が発表する噴火警戒レベル及び噴火警報等の基準に適合した内容を盛り込む。

第2 入山規制・緩和の実施

- 市は、県及び学識経験者等の助言を受け、必要に応じ、入山規制・緩和・解除を行う。
- 市は、入山規制の実施、緩和及び解除について、統一的な実施を行うため、それぞれ調整を図りながら判断基準、規制範囲等を検討し、登山者安全対策計画を作成する。
- 入山規制の実施については、関係機関等に周知するとともに、登山者及び住民等に広報し、周知徹底する。

第3 登山者安全対策計画の内容

市は、登山者に対する早期の情報伝達と迅速な避難の実施のため、関係機関と連携し、次の事項を内容とした計画を作成する。

ア 入山規制・緩和基準	
イ 入山規制実施場所等	
ウ 情報伝達体制	職員非常招集体制 噴火警報等の伝達方法 情報伝達整備（緊急通報システム） 他市町村及び関係機関との連携体制 火山活動に関する注意喚起手段
エ 緊急下山誘導體制	下山広報体制 入山者下山誘導體制 下山確認体制 関係機関との連携方法 下山者移送体制
オ 広報	入山規制状況広報手段 入山者に対する情報伝達体制の周知方法 入山者に対する登山ルートの周知徹底

第6節 農林漁業災害予防計画

実施担当	関係機関
産業振興部（農業振興課、農山漁村振興課）	県農林水産部

第1 計画の方針

- 1 火山災害における農林水産関係の被害を最小限に防止するため、噴火警報等及び気象警報・注意報等の迅速な伝達を図るとともに、予防技術対策の充実と普及を進める。
- 2 市及び県は、予防技術対策の充実を図るとともに、農林水産業団体、農林水産業者等に対し周知徹底を図る。

第2 火山噴出物対策

1 農地

噴出物の農地への流入を防止するため、応急対策として取水口付近に沈殿池等を設ける。

2 稲作

用水の酸性化による障害を防止するため、取水口付近に沈殿池を設け硫化鉄を沈殿させ、用水がPH6.5以下の場合は、取水源において石灰中和を図る。

3 果樹

- （1）枝や葉に付着した火山灰は水で洗い流し、同化作用の低下を防ぐ。
- （2）土壌の酸性を弱めるため、炭酸カルシウム等を10aあたり100～200kg散布する。

4 野菜、花き

- （1）トンネル被覆やべたかけ被覆等により降灰を防ぐ。
- （2）火山灰は動力噴霧機等で洗浄し、炭酸カルシウム等を10aあたり100～200kg散布する。
- （3）ハウスのビニールに付着した灰は水で洗い流す。

5 家畜

- （1）降灰中は家畜を舍飼いし、火山灰を被らない牧草等の粗飼料を給餌する。
- （2）火山灰を被った牧草は再生草の生育を早めるため、早期に収穫を行う。
降灰量が少なく降雨がない場合はスピードダスター等により灰をふるい落としてから利用する。
- （3）放牧する場合は、10mm以上の降雨後、火山灰が流されたことを確認してから行う。
- （4）飲雑用水が著しく酸性（PH5.8以下）の場合は地下水等を利用する。
- （5）牧草地には、土壌の酸性化を抑制するため炭酸カルシウム等を10aあたり100kgを基準に散布する。

6 内水面漁業

- (1) 水質測定を行い、PH6.5以上を維持する工夫を行う。
- (2) 養魚池等にビニール等を使用して降灰害を防ぐよう努める。

7 林地

噴出物が下流域に流出し、これによる二次災害の発生を防止するために、治山ダム工事等を施工する。

第7節 火山災害に関する調査研究及び監視観測の推進等

実施担当	関係機関
総務部（危機管理課）	県（総務部・農林水産部・建設部） 各機関

第1 計画の方針

火山災害は、①噴火に伴い発生する現象が多岐にわたること、②長期化するおそれがあること、③被害が複数の市町村に及ぶこと、④被害や影響が広範囲かつ多方面にわたること等の特徴を持っており、国、県、市町村、防災関係機関、観光関係機関及び学識経験者等は、連携体制を構築して情報を共有し、噴火時の火山防災対策を検討する体制を整えておく必要がある。

したがって、火山災害対策を総合的、計画的に推進するに当たり、被害を最小限とする有効な具体策を確立する指標として、各種災害の要因、態様、被害想定及びその対策等について、科学的な調査研究の推進を図る。

第2 調査研究

市、国、県及び防災関係機関等は、研究機関等との連携を深め、次の調査研究の推進を図る。

	調 査 項 目
火山活動に関する調査研究	① 災害想定に関する調査研究 ② 火山活動に関する調査研究 ③ 火山噴火予知に関する調査研究 ④ その他必要な調査研究
火山防災対策に関する調査研究	① 避難に関する調査研究 ② 火山活動の長期化に起因する災害に関する調査研究 ③ 二次災害に関する調査研究 ④ その他必要な調査研究

第3 火山観測体制の充実・強化

火山噴火による災害を軽減するためには、平常時から火山の監視観測に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することなどが重要であることから、関係機関は、火山監視観測の充実等の促進に努め、既存の観測網の適正な維持管理を行う。

第3章 災害応急対策計画等

第1節 噴火警報等の伝達計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理班）	秋田地方気象台、県総務部、各機関

第1 計画の方針

- 1 噴火警報等や災害が発生するおそれがある異常な現象に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、噴火警報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関

実施機関	活動の内容
県	噴火警報等に対する伝達
市	1 噴火警報等の周知 2 火災警報の発表
国土交通省東北地方整備局 (秋田河川国道事務所)	噴火警報等の関係機関に対する周知
東日本電信電話（株） 西日本電信電話（株）	噴火警報等の市に対する伝達
仙台管区気象台 及び秋田地方気象台	1 噴火警報等の発表 2 噴火警報等の関係機関に対する通知
NHK 秋田放送局・ABS 秋田放送 AKT 秋田テレビ・AAB 秋田朝日放送 エフエム秋田	噴火警報等の放送

第3 噴火警報等の種類と発表基準

1 噴火警報等の発表

火山に異常な徴候又は現象が生じた場合、仙台管区気象台地域火山監視・警報センターは観測データに基づき噴火警報等を発表する。市及び県は、この噴火警報等を防災関係機関等へ伝達するとともに、報道関係機関の協力を得て住民・登山者等に周知するよう努める。

2 対象火山

本市においては、鳥海山が対象火山となる。

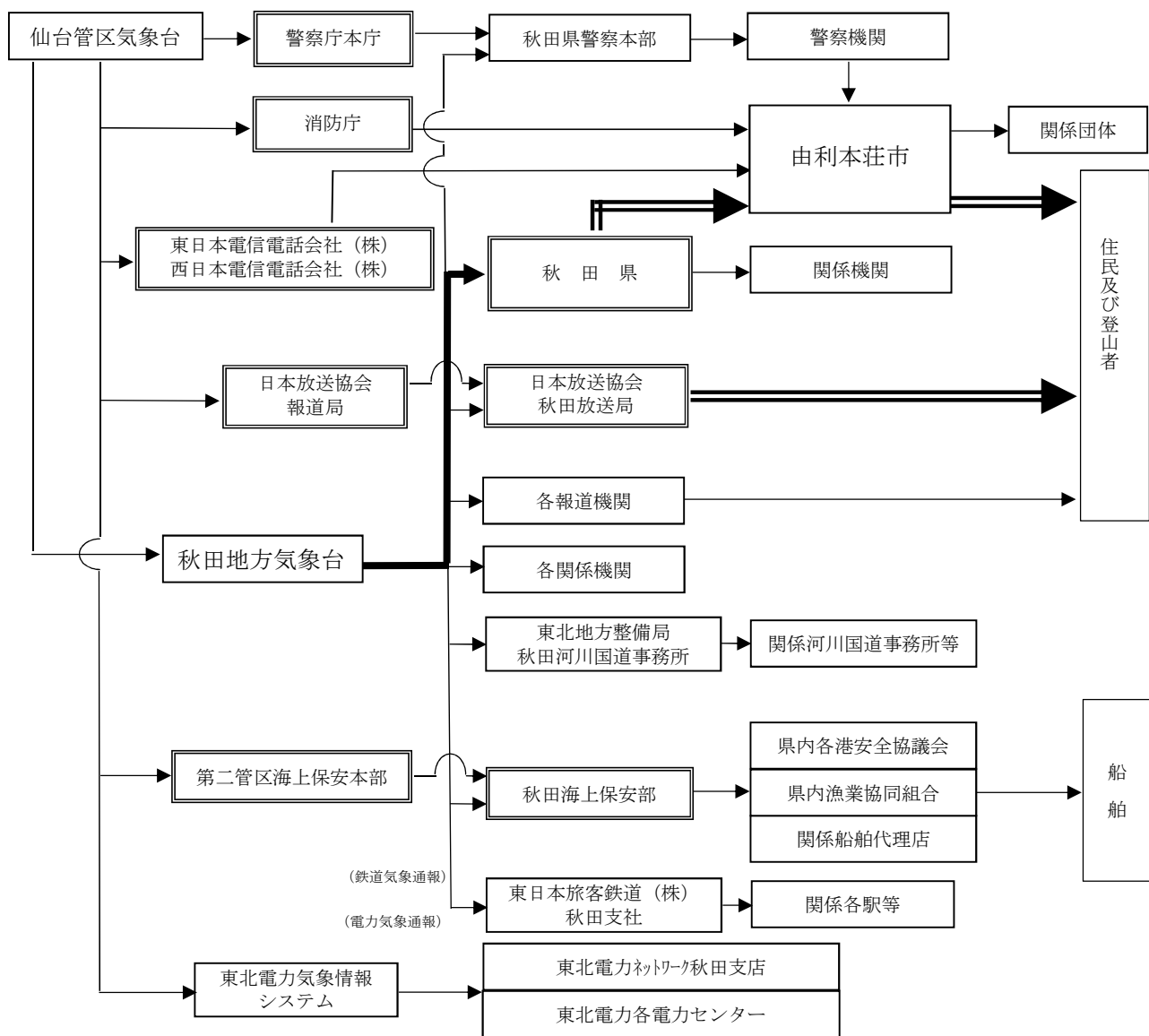
3 噴火警報等の種類と発表基準

「第2章 第4節 防災情報の収集・伝達計画」に準じる。

第4 噴火予報及び警報等の受領・伝達

噴火警報等は気象台から県に対して速やかに通報されるものとし、市は、県より警報等の伝達を受ける。

第5 噴火警報等の収集・伝達図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請が義務づけられている伝達経路。

第2節 鳥海山火山防災対策（概要）

第1 防災対策の目的

鳥海山は、秋田県と山形県の県境に位置する活火山であり、噴火した場合、秋田県側は由利本荘市、にかほ市、山形県側は酒田市、遊佐町の広い範囲に影響が及ぶと予想される。火山災害から住民、登山者等の生命及び財産を保護するためには、防災関係機関が火山活動の状況に応じて、統一した防災対応を迅速に実施する必要がある。

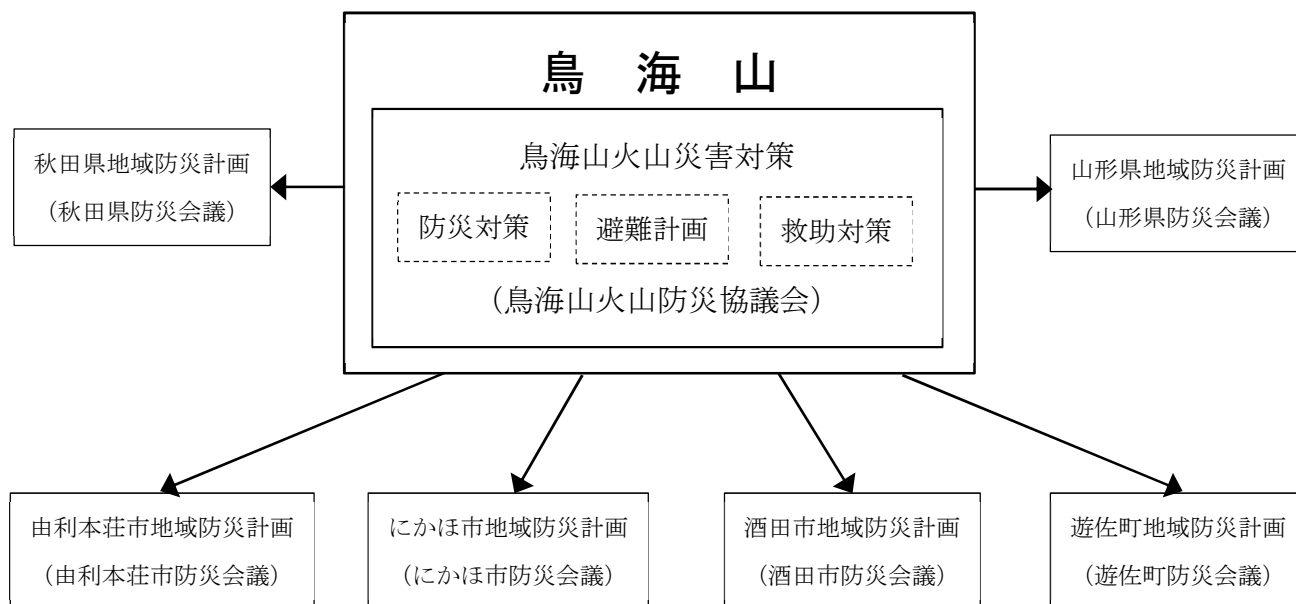
鳥海山火山防災協議会では、鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画において想定された火山現象及び影響範囲を基に、噴火警戒レベルと防災対応の検討を行い、気象台が噴火警報を発表する際に示される噴火警戒レベルに対応した県、市町等の防災関係機関が行うべき防災対応を整理し「鳥海山火山防災対策」を定めたところである。

第2 防災対策の位置付け

鳥海山火山防災協議会は、構成機関である県、市町等の防災関係機関が統一した火山災害対策を迅速に実施するため、当該「防災対策」のほか、「避難計画」及び「救助対策」を策定する。

秋田県、山形県、由利本荘市、にかほ市、酒田市及び遊佐町は、鳥海山火山防災協議会が策定した「防災対策」、「避難計画」及び「救助対策」を地域防災計画に反映させるものとする。

以下に、鳥海山火山防災協議会がまとめた「鳥海山火山防災対策」のうち、本市に関わる対応の概要を示す。



第3 鳥海山噴火警戒レベルに応じた防災対応（想定火口：全域）

噴火警戒レベル2（火口周辺規制）
【火山活動の状況】 火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される 【警戒範囲】 大きな噴石：想定火口域から概ね1.5km以内の範囲

警戒範囲内の保全対象施設、道路等	防災対応
【施設】 七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋 【道路】 《秋田県》鳥海ブルーライン 【登山口（登山道）】 矢島口、猿倉口、百宅口 【特定地域】 該当地域なし 【観光客及び帰宅困難者の避難所】 矢島福祉会館	【避難指示等】 - 警戒範囲内（想定火口域から1.5kmの範囲）に避難指示を発令 - 避難所の開設（登山者・観光客用） 【周知方法】 - 緊急速報メール、防災行政無線、SNSによる周知 - 観光協会及び施設管理者へ連絡 - 県ヘリコプターによる上空からの周知 【施設】⇒閉鎖 【道路】⇒閉鎖（通行規制） 【登山口（登山道）】⇒閉鎖（入山規制） ※噴火警戒レベル2以上で全登山口を閉鎖する。 ただし、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策は実施しない。

噴火警戒レベル3（入山規制）
【火山活動の状況】 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される 【警戒範囲】 大きな噴石：想定火口域から概ね4km以内の範囲 火砕流・火砕サージ：想定火口域から概ね4km以内の範囲及び影響が及ぶと予想される各河川流域

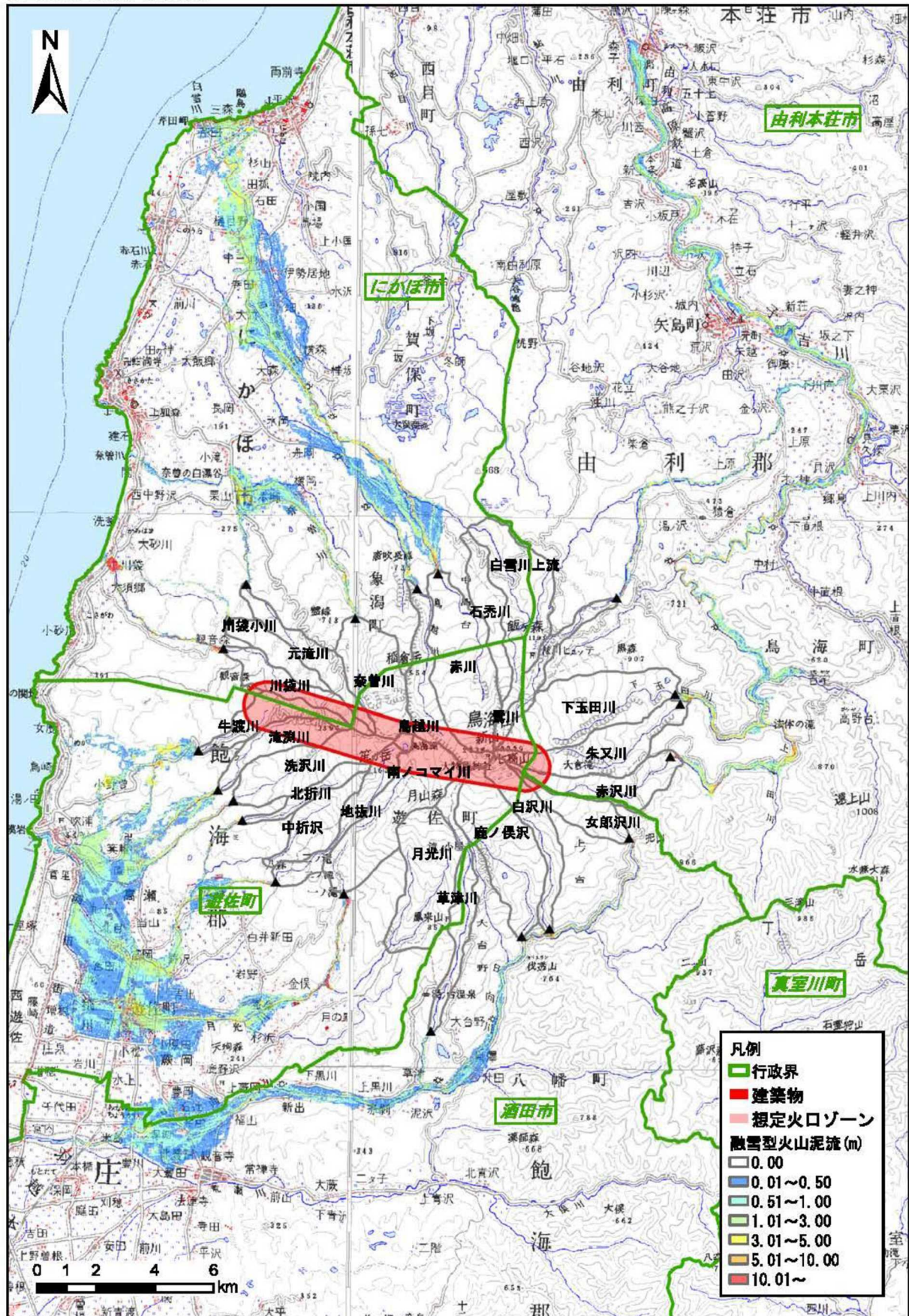
警戒範囲内の保全対象施設、道路等	防災対応
【施設】 七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋、大清水避難小屋、祓川ヒュッテ 【道路】 祓川線、鳥海線、手代林道 《秋田県》鳥海ブルーライン、象潟矢島線 【登山口（登山道）】 矢島口、猿倉口、百宅口 【特定地域】 該当地域なし 【観光客及び帰宅困難者の避難所】 矢島福祉会館等	【避難指示等】 - 警戒範囲内（想定火口域から4kmの範囲及び火砕流・火砕サージの警戒範囲）に避難指示を発令 - 避難所の開設（登山者・観光客用） 【周知方法】 - 緊急速報メール、防災行政無線、SNSによる周知 - 観光協会及び施設管理者へ連絡 - 県ヘリコプターによる上空からの周知 【施設】⇒閉鎖 【道路】⇒閉鎖（通行規制） 【登山口（登山道）】⇒閉鎖（入山規制） ※噴火警戒レベル2以上で全登山口を閉鎖する。 ただし、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策は実施しない。

噴火警戒レベル4（高齢者等避難）
【火山活動の状況】 居住地域に重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている） 【警戒範囲】 大きな噴石：想定火口域から概ね4km以内の範囲 火砕流・火砕サージ：想定火口域から概ね4km以内の範囲及び影響が及ぶと予想される各河川流域 融雪型火山泥流：百宅川、鶯川、子吉川の各河川流域 火口噴出型泥流：白雪川流域（居住地域を含む）及び赤川、鳥越川の各河川流域

警戒範囲内の保全対象施設、道路等	防災対応
【施設】 七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋、大清水避難小屋、祓川ヒュッテ 【道路】 祓川線、鳥海線、手代林道 《秋田県》鳥海ブルーライン、象潟矢島線 ※噴火警戒レベル4における道路の閉鎖対象は、避難指示の発令範囲である噴火警戒レベル3の対象道路とする。 【登山口（登山道）】 矢島口、猿倉口、百宅口 【特定地域】 該当地域なし 【居住地域】（火砕流・火砕サージが予想される場合） 該当地域なし 【居住地域】（火口噴出型泥流が予想される場合） 該当地域なし 【居住地域】（融雪型火山泥流が予想される場合） 下伏見地区、中伏見地区、上伏見地区、久保地区、鳥寿苑、矢ノ本地区、長坂地区、河台地区、伏見沢地区、下百宅地区、吉谷地地区、大川端地区、築館地区、砂子沢地区、持子地区、坂之下郷内地区、大川原地区、新所地区、元町郷内地区、金ヶ沢地区 【観光客及び帰宅困難者の避難所】 矢島福祉会館等 【避難所】 鳥海小学校・中学校、直根公民館、直根学習センター、日新館、矢島体育センター等	【避難指示等】 - 警戒範囲内（噴火警戒レベル3と同範囲）に避難指示を発令 - 居住地域に高齢者等避難を発令 - 避難所の開設（居住地域、登山者・観光客用） 【周知方法】 - 緊急速報メール、防災行政無線、SNSによる周知 - 観光協会及び施設管理者へ連絡 - 県ヘリコプターによる上空からの周知 - 避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等へ連絡 【施設】⇒閉鎖 【道路】⇒閉鎖（通行規制） 【登山口（登山道）】⇒閉鎖（入山規制） ※噴火警戒レベル2以上で全登山口を閉鎖する。 ただし、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策は実施しない。

噴火警戒レベル5（避難）
【火山活動の状況】 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある 【警戒範囲】 大きな噴石：想定火口域から概ね4km以内の範囲 火砕流・火砕サージ：想定火口域から概ね4km以内の範囲及び影響が及ぶと予想される各河川流域 融雪型火山泥流：百宅川、鶯川、子吉川の各河川流域 火口噴出型泥流：白雪川流域（居住地域を含む）及び赤川、鳥越川の各河川流域

警戒範囲内の保全対象施設、道路等	防災対応
【施設】 七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋、大清水避難小屋、祓川ヒュッテ、避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等 【道路】 祓川線、鳥海線、手代林道、その他、融雪型火山泥流による道路冠水又は冠水のおそれのある路線 《国》国道7号、日本海東北自動車道 《秋田県》鳥海ブルーライン、象潟矢島線、その他市街地の警戒範囲内道路 【登山口（登山道）】 矢島口、猿倉口、百宅口 【居住地域】（火砕流・火砕サージが予想される場合） 該当地域なし 【居住地域】（火口噴出型泥流が予想される場合） 該当地域なし 【居住地域】（融雪型火山泥流が予想される場合） 下伏見地区、中伏見地区、上伏見地区、久保地区、鳥寿苑、矢ノ本地区、長坂地区、河台地区、伏見沢地区、下百宅地区、吉谷地地区、大川端地区、築館地区、砂子沢地区、持子地区、坂之下郷内地区、大川原地区、新所地区、元町郷内地区、金ヶ沢地区 【観光客及び帰宅困難者の避難所】 矢島福祉会館等 【避難所】 鳥海小学校・中学校、直根公民館、直根学習センター、日新館、矢島体育センター等	【避難指示等】 - 警戒範囲内（噴火警戒レベル3と同範囲）に避難指示を発令 - 居住地域に避難指示を発令 - 避難所の開設（居住地域、登山者・観光客用） 【周知方法】 - 緊急速報メール、防災行政無線、SNSによる周知 - 観光協会及び施設管理者へ連絡 - 県ヘリコプターによる上空からの周知 - 避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等へ連絡 【施設】⇒閉鎖 【道路】⇒閉鎖（通行規制） 【登山口（登山道）】⇒閉鎖（入山規制） ※噴火警戒レベル2以上で全登山口を閉鎖する。 ただし、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策は実施しない。

ハザードマップ（想定火口：全域）
融雪型火山泥流（大規模）

第4 鳥海山噴火警戒レベルに応じた防災対応（想定火口：新山周辺）

噴火警戒レベル2（火口周辺規制）
【火山活動の状況】 火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される 【警戒範囲】 大きな噴石：想定火口域から概ね1.5km以内の範囲

警戒範囲内の保全対象施設、道路等	防災対応
【施設】 七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋 【道路】 該当道路なし 【登山口（登山道）】 矢島口、猿倉口、百宅口 【観光客及び帰宅困難者の避難所】 矢島福祉会館	【避難指示等】 - 警戒範囲内（想定火口域から1.5kmの範囲）に避難指示を発令 - 避難所の開設（登山者・観光客用） 【周知方法】 - 緊急速報メール、防災行政無線、SNSによる周知 - 観光協会及び施設管理者へ連絡 - 県ヘリコプターによる上空からの周知 【施設】⇒閉鎖 【道路】⇒対応なし 【登山口（登山道）】⇒閉鎖（入山規制） ※噴火警戒レベル2以上で全登山口を閉鎖する。 ただし、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策は実施しない。

噴火警戒レベル3（入山規制）
【火山活動の状況】 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される 【警戒範囲】 大きな噴石：想定火口域から概ね4km以内の範囲 火砕流・火砕サージ：想定火口域から概ね4km以内の範囲及び影響が及ぶと予想される各河川流域

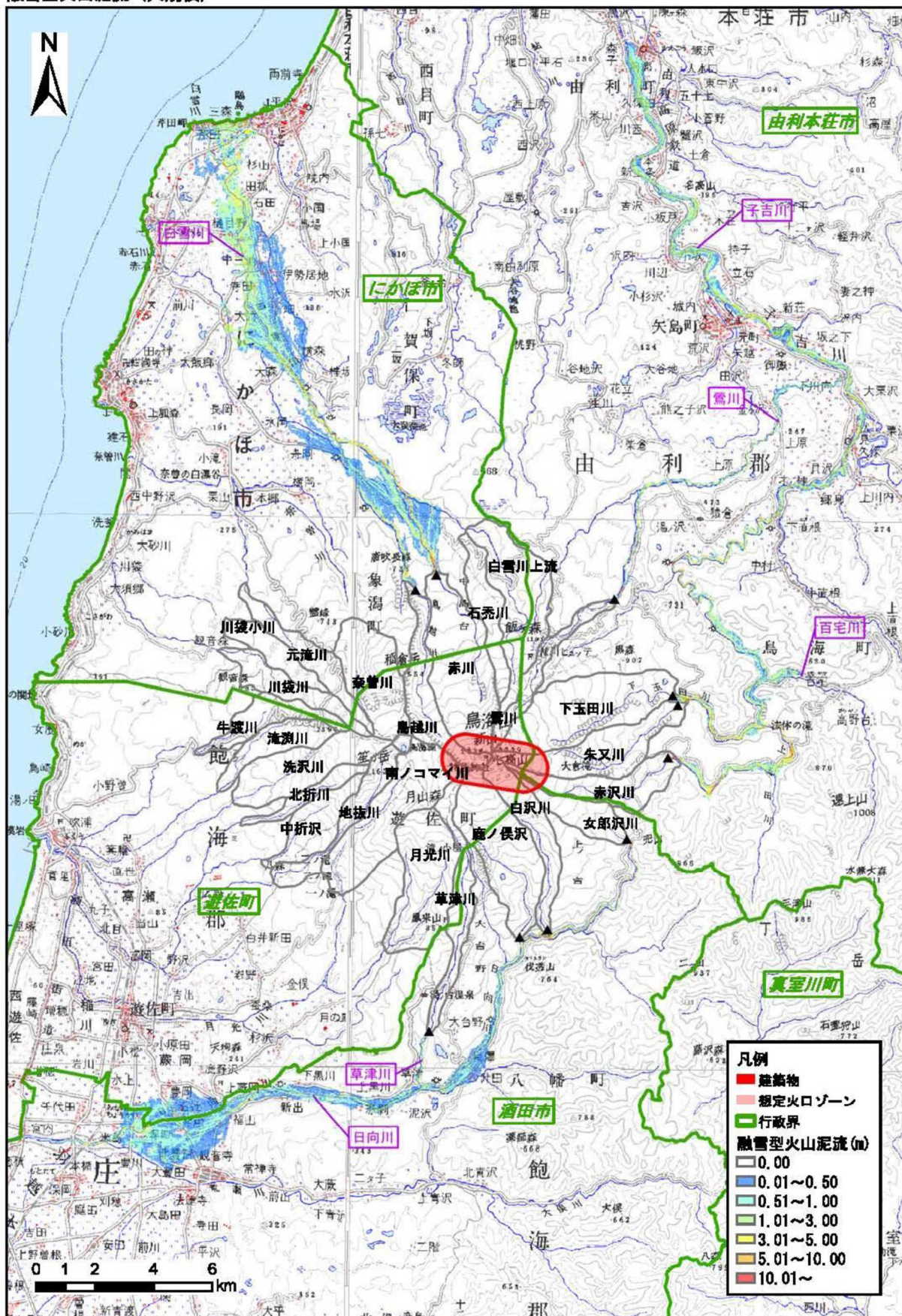
警戒範囲内の保全対象施設、道路等	防災対応
【施設】 七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋、大清水避難小屋、祓川ヒュッテ 【道路】 祓川線、鳥海線、手代林道 《秋田県》象潟矢島線 【登山口（登山道）】 矢島口、猿倉口、百宅口 【観光客及び帰宅困難者の避難所】 矢島福祉会館等	【避難指示等】 - 警戒範囲内（想定火口域から4kmの範囲及び火砕流・火砕サージの警戒範囲）に避難指示を発令 - 避難所の開設（登山者・観光客用） 【周知方法】 - 緊急速報メール、防災行政無線、SNSによる周知 - 観光協会及び施設管理者へ連絡 - 県ヘリコプターによる上空からの周知 【施設】⇒閉鎖 【道路】⇒閉鎖（通行規制） 【登山口（登山道）】⇒閉鎖（入山規制） ※噴火警戒レベル2以上で全登山口を閉鎖する。 ただし、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策は実施しない。

噴火警戒レベル4（高齢者等避難）
【火山活動の状況】 居住地域に重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている） 【警戒範囲】 大きな噴石：想定火口域から概ね4km以内の範囲 火砕流・火砕サージ：想定火口域から概ね4km以内の範囲及び影響が及ぶと予想される各河川流域 融雪型火山泥流：影響が及ぶと予想される各河川流域（百宅川流域、鶯川流域、子吉川流域） 火口噴出型泥流：白雪川流域（居住地域を含む）及び赤川、鳥越川の各河川流域

警戒範囲内の保全対象施設、道路等	防災対応
【施設】 七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋、大清水避難小屋、祓川ヒュッテ 【道路】 祓川線、鳥海線、手代林道 《秋田県》象潟矢島線 ※噴火警戒レベル4における道路の閉鎖対象は、避難指示の発令範囲である噴火警戒レベル3の対象道路とする。 【登山口（登山道）】 矢島口、猿倉口、百宅口 【居住地域】（火口噴出型泥流が予想される場合） 該当地域なし 【居住地域】（融雪型火山泥流が予想される場合） 下伏見地区、中伏見地区、上伏見地区、久保地区、鳥寿苑、矢ノ本地区、長坂地区、河台地区、伏見沢地区、下百宅地区、吉谷地地区、大川端地区、築館地区、砂子沢地区、持子地区、坂之下郷内地区、大川原地区、新所地区、元町郷内地区、金ヶ沢地区 【観光客及び帰宅困難者の避難所】 矢島福祉会館等 【避難所】 鳥海小学校・中学校、直根公民館、直根学習センター、日新館、矢島体育センター等	【避難指示等】 ・警戒範囲内（噴火警戒レベル3と同範囲）に避難指示を発令 ・居住地域に高齢者等避難を発令 ・避難所の開設（居住地域、登山者・観光客用） 【周知方法】 ・緊急速報メール、防災行政無線、SNSによる周知 ・観光協会及び施設管理者へ連絡 ・県ヘリコプターによる上空からの周知 ・避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等へ連絡 【施設】⇒閉鎖 【道路】⇒閉鎖（通行規制） 【登山口（登山道）】⇒閉鎖（入山規制） ※噴火警戒レベル2以上で全登山口を閉鎖する。 ただし、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策は実施しない。

噴火警戒レベル5（避難）
【火山活動の状況】 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある 【警戒範囲】 大きな噴石：想定火口域から概ね4km以内の範囲 火砕流・火砕サージ：想定火口域から概ね4km以内の範囲及び影響が及ぶと予想される各河川流域 融雪型火山泥流：影響が及ぶと予想される各河川流域（百宅川流域、鶯川流域、子吉川流域） 火口噴出型泥流：白雪川流域（居住地域を含む）及び赤川、鳥越川の各河川流域

警戒範囲内の保全対象施設、道路等	防災対応
【施設】 七ツ釜避難小屋、唐獅子平避難小屋、大清水避難小屋、祓川ヒュッテ 避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等 【道路】 祓川線、鳥海線、手代林道、その他、融雪型火山泥流による道路冠水又は冠水のおそれのある路線 《国》国道7号、日本海東北自動車道 《秋田県》象潟矢島線、その他市街地の警戒範囲内道路 【登山口（登山道）】 矢島口、猿倉口、百宅口 【居住地域】（火口噴出型泥流が予想される場合） 該当地域なし 【居住地域】（融雪型火山泥流が予想される場合） 下伏見地区、中伏見地区、上伏見地区、久保地区、鳥寿苑、矢ノ本地区、長坂地区、河台地区、伏見沢地区、下百宅地区、吉谷地地区、大川端地区、築館地区、砂子沢地区、持子地区、坂之下郷内地区、大川原地区、新所地区、元町郷内地区、金ヶ沢地区 【観光客及び帰宅困難者の避難所】 矢島福祉会館等 【避難所】 鳥海小学校・中学校、直根公民館、直根学習センター、日新館、矢島体育センター等	【避難指示等】 ・警戒範囲内（噴火警戒レベル3と同範囲）に避難指示を発令 ・居住地域に避難指示を発令 ・避難所の開設（居住地域、登山者・観光客用） 【周知方法】 ・緊急速報メール、防災行政無線、SNSによる周知 ・観光協会及び施設管理者へ連絡 ・県ヘリコプターによる上空からの周知 ・避難区域（居住地域）内にある要配慮者施設、大規模集客施設等へ連絡 【施設】⇒閉鎖 【道路】⇒閉鎖（通行規制） 【登山口（登山道）】⇒閉鎖（入山規制） ※噴火警戒レベル2以上で全登山口を閉鎖する。 ただし、警戒範囲内にある登山口は避難指示等の発令範囲となるため、閉鎖等対応策は実施しない。

ハザードマップ（想定火口：新山周辺）
融雪型火山泥流（大規模）

第3節 避難計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理班、輸送班、財政班） 企画広報部（広報班、地域班）民生部（民生班） 総合支所（市民サービス班）文教部 消防部	県（総務部・建設部） 各機関

第1 避難の実施及び解除

1 避難の実施

市長は、火山噴火等により住民の生命、身体等に危険が及ぶおそれがある場合には、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）に基づき、住民等に対し避難を指示し、避難計画に従って住民等の事前避難を実施する。県は、当該市町村長から要請があった場合は、必要に応じ自衛隊又は近隣市町村等の協力も得て、住民等の避難に協力する。

噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達するおそれがあり、噴火発生前から住民等へ避難指示等を行わなければならない場合があります。十分に留意して災害応急対策を講じる。

市は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難指示等を行うよう努める。

2 警戒区域等の設定

市長は、住民等の安全を確保するため、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）に基づき、警戒区域を設定して立入りを制限又は禁止する。また、噴火が予想されるときは、火山防災協議会の関係機関と協議のうえ、必要に応じ当該火山及び近隣の山への入山（登山）禁止措置をとる。

3 避難の解除

市長は、噴火警報等（噴火警戒レベルの引き下げ等）により危険が去ったと判断したときは、避難の指示又は警戒区域の設定を解除し、住民の帰宅及び生活再開を支援する。

避難指示等の解除に当たっては、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性の確認に努める。

第2 広域的な避難対策

避難に関し、県又は市町村の区域を超えた広域的な避難が必要な場合の調整については、第2編（一般災害対策編）の第2章第1節「活動体制計画」及び第7節「避難計画」によるものとする。

第3 救助活動

火山災害発生時における救助活動については、第2編（一般災害対策編）の第2章第8節「消防・救助活動計画」によるものとする。

第4節 継続災害への対応

第1 避難計画

1 基本方針

- (1) 市及び県は、気象庁等からの火山噴火の長期化や土石流発生のおそれなど火山現象に関する情報を、迅速かつ的確に、関係機関及び住民・登山者等に伝達するための体制を整備する。
- (2) 市は、火山活動が長期化した場合には、火山活動の状況を考慮しつつ、状況に応じた避難指示、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、状況の変化に応じた対策を行う。
- (3) 市は、避難生活が長期化した場合は、必要に応じ火山活動状況を勘案しながら、避難者の避難指示等対象区域・警戒区域への一時入域を実施する。

2 避難対策

市及び県等は火山災害が長期化した場合は、土石流等二次災害の発生から住民等を守るため、次の対策を講じる。

(1) 情報伝達体制

- ① 噴火警報等及び気象警報・注意報等の情報伝達体制の整備
- ② 土石流等二次災害に関する警報等の意味、必要性及び判断体制等についての住民に対する啓発・周知

(2) 避難体制

- ① 火山監視体制の強化
- ② 避難誘導体制の強化
- ③ 状況に応じた避難指示等の発令、警戒区域の設定、変更
- ④ 住民への避難指示等の通報体制の整備

(3) 一時的な避難施設の確保

土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、住民等の一時的避難施設の確保に努める。

3 避難指示等対象区域・警戒区域の一時入域計画

- (1) 市は、避難指示等対象区域又は警戒区域の一時入域を実施する際には、火山活動の状況を十分に考慮して実施することとし、入域者の安全対策について万全を期するものとする。
- (2) 一時入域の実施にあたって、市は必要に応じ県に助言を求め、県は、学識経験者及び関係機関等と協議し、市長に対し助言を行う。
- (3) 市は、避難指示等対象区域又は警戒区域への一時入域について次の点に配慮した計画を予め策定する。
 - ① 住民等からの要望の集約方法及び集約体制
 - ② 判断体制
 - ③ 安全確保のための防災関係機関との連携体制

- (4) 市は、関係機関と連携し、避難指示等対象区域又は警戒区域への計画外の入域を防ぐ手段を講じる。

第2 安全確保計画

1 基本方針

市及び県は、国等の協力のもと、火山災害の状況に応じ、土石流対策等適切な安全確保策を講ずるものとする。

また、火山活動が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設に努めるとともに、復興計画に基づき、必要に応じて、土地の嵩上げ等による住宅の安全対策、道路の迂回・高架等、発生直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努めるものとする。

2 安全確保対策

国、市及び県等は噴火警報等及び気象警報・注意報等の伝達体制の整備により、警戒避難体制を整備する。この際、市及び県は、住民等の日常生活の利便性及び健康が維持できるよう支援するため次の対策を講じる。

(1) 土石流、火山泥流等の安全確保対策

- ① 火山の活動状況、危険区域等の関係機関への迅速な情報提供等、警戒避難に対する監視体制の整備
- ② 噴火警報等及び気象警報・注意報等の伝達体制の整備
- ③ 的確な警戒避難体制を敷くための体制整備

(2) 応急仮設住宅、災害公営住宅の確保等

- ① 応急仮設住宅、災害公営住宅の確保・斡旋
- ② 居住性やプライバシーの保護に考慮した避難施設の設置

(3) 火山灰対応策

- ① 降灰に関わる風向・風速情報の収集、伝達
- ② 降灰による住民等に対する健康影響調査

(4) 防疫活動

- ① 防疫、保健衛生計画に基づく被災現場、浸水家屋等への消毒等
- ② 廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物の処理

第3 被災者の生活支援計画

1 基本方針

市及び県は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても国等の協力のもと、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。

2 生活支援対策

- (1) 生活資金の貸し付け等生活安定のための支援
- (2) 住宅再建時の助成及び資金の貸し付け等の支援
- (3) 家屋の応急修理、火山灰除去作業の支援
- (4) 事業の維持、再建への支援
- (5) 職業訓練、就職奨励等の再就職と雇用の安定への支援

第5節 災害復旧計画

実施担当	関係機関
総務部 産業部	各機関

第1 計画の方針

火山災害の復旧にあたっては、被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良普及、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を作成し、早期に復旧を図る。

第2 計画上の留意

市及び県等は、災害応急対策計画を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。

災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施にあたっては、次の事項に留意する。

- 1 原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
- 2 被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図ること。
- 3 事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業を推進すること。
- 4 環境汚染の未然防止等住民の健康管理に配慮して、事業を実施すること。
- 5 事業の実施にあたり、ライフライン事業者とも十分に連携をすること。
- 6 火山活動に伴う二次的な土砂災害等に対する安全性に配慮した、復旧活動を図ること。

第 5 編 災害復旧計画

第1節 公共施設災害復旧・復興計画

実施担当	関係機関
総務部 健康福祉部 産業振興部 建設部 企業局 教育委員会	

※災害復旧計画における実施担当は、行政組織名を示す。(以下同じ)

第1 計画の方針

災害復旧計画では、被災した各施設（特に公共施設）の復旧において、単に原形復旧にとどまらず、再度の被害発生を防止するための改良復旧を原則とし、復旧する施設の選定にあたっては、災害の実情を精査し、その原因となった自然的、社会的及び経済的諸要因について詳細に検討したうえ、総合的見地から、緊急度の高い順に復旧にあたる計画とする。

第2 災害復旧計画の作成

り災施設等の復旧を迅速に行うため、市、指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期にこれを実施するため、復旧事業に必要な職員の配備、応援派遣計画等を含め、必要な復旧計画を作成する。

また、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る。）、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川災害復旧計画
- (2) 地すべり災害復旧計画
- (3) 急傾斜地災害復旧計画
- (4) 道路災害復旧計画
- (5) 漁港の災害復旧計画
- (6) 林地荒廃防止施設災害復旧計画
- (7) 下水道施設災害復旧計画
- (8) 水道施設災害復旧計画
- (9) ガス施設災害復旧計画

2 農林水産施設災害復旧事業計画

- (1) 農地農業用施設災害復旧計画
- (2) 林道災害復旧計画
- (3) 農林水産施設災害復旧計画

3 社会福祉施設災害復旧事業計画

社会福祉施設の性格上緊急を要するので、工事に必要な資金は国、県の補助金及び独立行政法人福祉医療機構の融資を促進し早急に復旧を図る。

この場合、施設設置場所の選定にあたっては、再度災害のおそれのない適地の選定及び構造等に留意する。

4 学校教育施設災害復旧事業計画

5 公共医療施設病院等災害復旧事業計画

(1) 公共病院診療所施設災害復旧事業

(2) 感染症指定医療機関災害復旧計画

第3 国、県による復旧工事の代行

1 特定大規模災害等における権限代行制度

国及び県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

2 指定区間外国道の災害復旧工事における権限代行制度

国は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は県の区域の境界に係る場合においては、県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

3 重要物流道路等における権限代行制度

国は、県管理道路又は市管理道路について、市又は県から要請があり、かつ市又は県の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で市又は県に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県管理道路又は市管理道路の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

4 市道の災害復旧工事における権限代行制度

県は、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市道について、市から要請があり、かつ工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

5 県管理河川災害復旧工事等における権限代行制度

(1) 河川の災害復旧工事等

ア 県管理河川

国は、県知事が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、知事から要請があり、かつ県の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を知事に代わって行うことが適当と認められるとき、国の事務の遂行に支障のない範囲である場合に限り、知事に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

イ 市管理河川

国は、市長が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川以外の河川で市長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市長から要請があり、かつ工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を市長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

(2) 河川の埋塞に係る維持

国は、災害が発生した場合において、知事が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、知事又は市長から要請があり、かつ県又は市における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を知事又は市長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、知事又は市長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

第4 災害復興計画の作成

災害により被災した住民の生活や企業の活動等の健全な回復（生活復興）には、迅速な被災地域の復興（都市復興）が不可欠である。

復興は復旧と異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、住民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成する。

「大規模災害からの復興に関する法律」の適用がなされた場合においては、必要に応じて、これにより措置する。

1 復興計画作成の体制づくり

復興計画は、被災状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。そして、この方針をもとに復興計画を作成する。

そのため、市は、県の行う復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（県と市及び関係機関との連携、国との連携）に協力し、連携をとる。

2 災害復興に対する合意形成

復興計画の作成にあたっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を市民に対し行い、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民の合意を得るように努めるものとする。

3 災害復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や市民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、市、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

第5 中長期における技術職員の派遣要請

被災市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合は、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用を検討するものとする。

第2節 農林漁業経営安定計画

実施担当	関係機関
産業振興部	(株)日本政策金融公庫

第1 計画の方針

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、以下のような災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう（災害復旧融資制度の広報等の支援策）努めることとしている。

第2 日本政策金融公庫資金（農林水産事業）

被災農林漁業者等に対し、農林漁業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を日本政策金融公庫が融通する。

農 業	1) 農業基盤整備資金 2) 農業経営基盤強化資金 3) 経営体育成強化資金 4) 農林漁業セーフティネット資金 5) 農林漁業施設資金（災害復旧）
林 業	1) 造林資金（復旧造林、樹苗養成施設） 2) 林道資金 3) 農林漁業セーフティネット資金 4) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）
漁 業	1) 漁業基盤整備資金（経営改善） 2) 漁船資金 3) 農林漁業セーフティネット資金 4) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）

第3 天災融資法による災害経営資金

天災融資制度

天災融資法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対して事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。

災害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金より貸付条件が緩和される。

第3節 被災中小企業の振興等経済復興支援

実施担当	関係機関
産業振興部（商工振興課）	

第1 計画の方針

被災中小企業者等が、事業の継続又は速やかに事業を再開するための支援策として、事業資金の融資、受発注のあっせん、経営情報の提供、従業員の確保等の支援を行い、もって被災地域の経済復興を図る。

市及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第2 地域経済復興支援対策本部の設置

被災中小企業者等を総合的に支援するため、次の機関で構成する地域経済復興支援対策本部を設置する。

- (1) 県（産業労働部、関連部局、地域振興局）
- (2) 由利本荘市
- (3) 秋田県信用保証協会
- (4) 金融機関（政府系金融機関、銀行、信用金庫、信用組合）
- (5) 公益財団法人あきた企業活性化センター
- (6) 秋田県商工会連合会
- (7) 秋田県商工会議所連合会
- (8) 秋田県中小企業団体中央会

第3 復興事業の促進

地域経済復興支援対策本部は、被災中小企業者等の被害実態を把握し、関係機関と連携して被災中小企業者等に対して次の措置を講ずる。

- (1) 事業の継続、再開に必要な資金融資の円滑化
- (2) 既存借入金の償還期限の延長
- (3) 各種補助、助成制度の優先的な適用
- (4) 稼働可能設備等の確認及び受発注のあっせん
- (5) 原材料入手経路、販売先ルート等の経営情報の提供
- (6) 従業員確保のための人材情報の提供
- (7) 新たな支援制度の創設

第4節 被災者の生活支援計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理課、税務課） 企画振興部（広報広聴課） 市民生活部（市民課）観光文化スポーツ部 建設部 産業振興部（農山漁村振興課）教育委員会	

第1 計画の方針

災害により被害を受けた市民の速やかな再起が図られるよう、市、県及び関係機関は、被災者に対する生活相談、資金融資・貸付等の金融支援、租税の減免などについて必要な措置を講ずる。

第2 被災者支援の総合的・効率的な実施

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や被災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に被災証明書を交付する。その際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により調査を実施するものとする。

市は、必要に応じて個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成、活用し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や被災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、市に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行った時は、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

加えて、市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第3 生活相談窓口の設置

1 相談所の設置

被災者のため相談所を庁舎、総合支所、避難所等に設置し、苦情又は要望などを聞き入れ、適切な対応、措置を実施する。

2 関係機関との連携

県及び関係機関等と連携し、種々の相談に対し速やかでかつ適切に対応する。

第4 リ災証明書発行要領

リ災証明は、災害救助法による各種の施策や市税等の減免を実施するにあたって必要とする家屋の被害程度について、災害対策基本法第に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的な救済を目的に市長及び消防署長が確認できる被害について証明するものとする。

1 発行手続き

消防機関及び危機管理課等は、リ災証明書の発行に先立ち必要な被害情報の調査を行う。この場合、専門的な確認等を必要とする時などにおいては、関係各部又は関係団体等の協力を得て行う。

また、被害認定は、「災害の被害認定基準」等に基づいて行う。

【災害の被害認定基準】

被害状況	全壊	半壊	
		大規模半壊	
1 損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流出した部分の床面積の延べ床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
2 損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

2 証明書

リ災証明書は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について証明する。リ災証明書の証明手数料は無料とする。

第5 早期再就職の支援・雇用保険の給付対策

災害により失業した者の雇用確保のため、労働局、公共職業安定所（ハローワーク）及び県は、職業相談、求人開拓、並びに雇用保険の失業給付等の必要措置を講ずる。

早期再就職の支援	
1 職業相談	公共職業安定所による臨時職業相談を実施するとともに、公共職業安定所に赴くことが困難な地域における巡回職業相談を実施する。
2 求人開拓	被災者の希望する求職条件に適うよう、公共職業安定所において求人開拓を行う。
3 職業訓練等	他職種への転換希望者に対しては、職業訓練の実施、職業転換給付金などを活用し、早期再就職を支援する。
雇用保険の失業給付に関する特例措置	
1 証明書による失業の認定	公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後認定を行い、基本手当等を支給するものとする。

2 激甚災害に係る休業者に対する基本手当の支給	公共職業安定所長は、激甚災害の適用を受けた場合は、災害による休業のため賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対して、失業している者とみなして、基本手当を支給するものとする。
被災事業主に関する措置	
1 労働保険料の徴収の猶予等	災害により被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法案に基づき、労働保険料の納付期限の延長、延滞金もしくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予等の措置を講ずるものとする。
2 制度の周知徹底	制度の周知にあたっては、自らの広報に加え、市町村及び労働保険事務組合等関係団体に対して当該適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。

第6 租税等の特別措置

市税等の特別措置	
1 市民税等の減免	被災納税者に対し、該当する各税目等について減免を行う。 なお、県税・国税も同様の措置がとられる。 市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料
2 徴収の猶予	災害により被害を受けた場合、被災納税者の市税等について、その徴収の猶予を受けることができる。
3 期限の延長	災害により、市税等の申告・納税等が期限内にできないような場合、当該期限の延長を行う。

第7 応急住宅等の建設

応急住宅等の建設	
1 応急仮設住宅の建設	一般災害対策編「第2章 第24節 住宅応急対策計画」による。
2 公営住宅の建設	災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被害者に対する住宅対策として、市及び県は必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る 滅失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、市及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努める。

3 住宅金融支援機構資金の あつせん	市及び県は、被災地の滅失家屋を調査し、災害復興住宅融資の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興住宅融資の借入の促進を図る。
4 公営住宅の修理	市及び県は、被災した既設の公営住宅の修理を速やかに行い、住居の確保を図る。

第8 住宅資金の貸付等

住宅資金の貸付等	
1 災害復興住宅融資 (住宅金融支援機構)	独立行政法人住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合、新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合及び補修する場合の資金融資
2 宅地防災工事資金融資(住 宅金融支援機構)	災害によって崩壊又は危険な状態にある宅地については、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建設基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令を受けた者で、法面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置のための工事費用に対しての資金融資
3 地すべり等関連住宅融資 (住宅金融支援機構)	地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋の移転又はこれに代わるべき住宅を建設する場合の資金融資
4 生活福祉資金貸付制度の 福祉資金(社会福祉協議 会)	低所得者世帯、身体障がい者世帯又は高齢者世帯が住宅の増改築、増築、補修又は保全に要する経費については、生活福祉資金貸付制度の福祉資金の貸付 災害により特に必要な場合は、貸付限度額・据置期間・償還期間等について特例措置が講じられる。
5 母子父子寡婦福祉資金の 住宅資金(県、市)	母子父子寡婦世帯が対象者であり、災害により被害を受けた住宅の補修、増築、改築等に必要な経費を貸し付ける。

第9 災害弔慰金・見舞金

災害弔慰金・見舞金		
「災害弔慰金の支給に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）」の既定に基づき制定した「由利本 荘市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年 3 月 22 日条例第 130 号）」による。		
○対象となる災害		
1 市の区域内において住居の滅失した世帯の数が 5 以上ある災害		
2 県の区域内において住居の滅失した世帯の数が 5 以上の市町村が 3 以上存在する災害		
3 県の区域内において災害救助法が適用された災害		
4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある災害		
1 災害弔慰金	災害により死亡した遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づ き、災害弔慰金を支給する。	
	1 生計維持者の死亡	500 万円を超えない範囲
	2 その他の者の死亡	250 万円を超えない範囲
	対象者	
	災害により死亡した者（①居住している市に住民登録がある者、②居住し ている市に外国人登録がある者）の遺族	
	支給の範囲・順位は、死亡した者の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖 父母	
	ただし、死亡当時、①～⑤が存しない場合には、死亡者と同居し、又は生 計を同じくしていた兄弟姉妹も含む。	
2 災害障害見 舞金	災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、災害弔慰 金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。	
	1 生計維持者が重度の障がいを受けた場合	250 万円を超えない範囲
	2 その他の者が重度の障がいを受けた場合	125 万円を超えない範囲
	○災害により次のような重度の障がいを受けた者	
	1 両眼が失明した者	
	2 咀嚼及び言語の機能を廃止した者	
	3 神経系の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する者	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する者	
	5 両上肢をひじ関節以上で失った者	
	6 両上肢の用を全廃した者	
	7 両下肢をひざ関節以上で失った者	
	8 両下肢の用を全廃した者	
	9 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がい の程度が前項目と同程度以上と認められる者	

災害援護資金等の貸付け

「災害弔慰金の支給に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）」の既定に基づき制定した「由利本荘市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年 3 月 22 日条例第 130 号）」による。

対象となる災害 当該都道府県地域内で災害救助法が適用された災害

1 災害援護資金等の貸付け

災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた被災者を救済するため、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸付する

① 貸付限度額

1 世帯主に 1 ヶ月以上の負傷がある場合	金額
ア当該負傷のみ	150 万円
イ家財の 3 分の 1 以上の損害	250 万円
ウ住居の半壊	270 万円
エ住居の全壊	350 万円

2 世帯主に 1 ヶ月以上の負傷がない場合	金額
ア家財の 3 分の 1 以上の損害	150 万円
イ住居の半壊	170 万円
ウ住居の全壊(エの場合を除く)	250 万円
エ住居の全体の滅失又は流出	350 万円

② 貸付利率 年 3 %（措置期間は無利子）

③ 据置期間 3 年以内(特例の場合は 5 年)

④ 償還期間 10 年以内(据置期間を含む)

⑤ 貸付対象者 次のいずれかに被害を受けた世帯の世帯主が対象

1 世帯主が災害により負傷し、その治療に要する期間が概ね 1 ヶ月以上
2 家財の 3 分の 1 以上の損害
3 住居の半壊又は全壊・流失

⑥ 所得制限

世帯人員	市民税における前年の総所得金額
1 人	220 万円
2 人	430 万円
3 人	620 万円
4 人	730 万円
5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額 但し、住居が滅失した場合は 1,270 万円とする。

災害り災者に対する見舞金

県の「災害り災者に対する見舞金給付要綱（昭和 47 年 9 月 1 日）」並びに「由利本荘市災害り災者に対する見舞金支給要綱（平成 17 年 3 月 22 日告示第 5 号）」に基づき、災害見舞金の支給を行う。

1

災害り災者に対する見舞金(県)

災害により被害を受けたり災者に対し、見舞金の給付を行い、その自立更生を助長することを目的とする。

被害の程度	金額
1 死者又は行方不明者を出した世帯	60 万円
2 災害により精神的又は身体に著しい障がいを受けた者	60 万円
3 自己所有で現に居住の用に供している家屋の被災世帯主	
全壊、流失	60 万円
半壊、床上浸水	20 万円
4 借家で現に居住している家屋の被災世帯主	
全壊、流失	20 万円
半壊、床上浸水	6 万円

2

災害り災者に対する見舞金(市)

災害により被害を受けたり災者に対し、見舞金の給付を行い、その自立更生を助長することを目的とする。

被害の程度	金額
1 死者又は行方不明者を出した世帯	30 万円
2 住家に全焼、全壊又は流出の被害を受けた世帯	10 万円
3 住家に半焼又は半壊の被害を受けた世帯	5 万円
4 住家に床上浸水の被害を受けた世帯	2 万円

対象者

1

災害により死者又は行方不明者を出した世帯

2

災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者

3

災害により住宅を全壊、流失又は半壊した世帯

4

床上浸水により住家に被害を受けた世帯

5

1 から 4 に掲げるもののほか、知事から必要と認めたもの。

第10 生活資金等の貸付

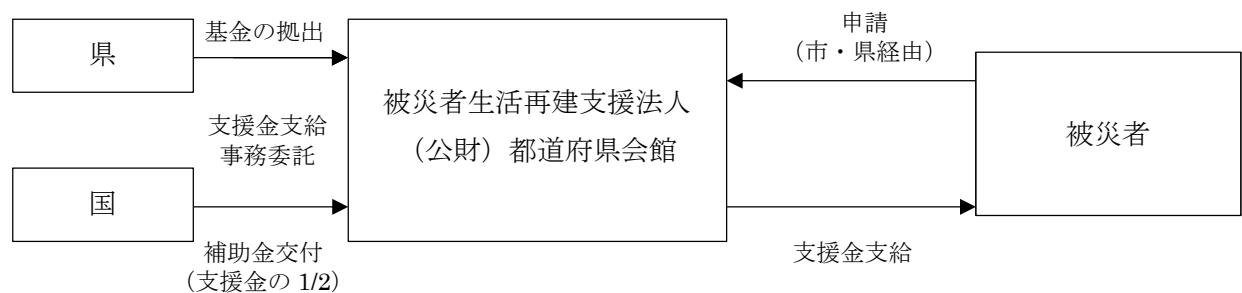
1 生活福祉資金貸付制度による各種貸付	- 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得者世帯、障がい者又は高齢者に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。 - 生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要な費用の貸付（福祉費）、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付（緊急小口資金）の貸付がある。

		福 祉 費	
		貸付限度額	150 万円(目安)
		貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年 1.5%
		据置期間	6 か月以内
		償還期間	7 年以内(目安)
		緊急小口資金	
		貸付限度額	10 万円
		貸付利率	無利子
		据置期間	2 か月以内
		償還期間	8 か月以内
		・このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。 対象者 低所得世帯、障がい者又は高齢者世帯 ※ 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の貸付対象となる世帯は適用除外。	
	2 母子父子寡婦福祉資金貸付金	1 母子父子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付ける。	
		2 災害により被災した母子父子家庭及び寡婦については、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払い猶予などの特別措置を講ずる。	
		3 事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸し付けの日から2年を超えない範囲で据置期間が延長できる。	
		対象者	
		○母子福祉資金(次のいずれかに該当する者)	
		①母子家庭の母(配偶者のいない女子で現に児童を扶養している者)	
		②母子家庭の母が扶養している児童(20歳未満)	
		③父母のいない児童(20歳未満)	
		○父子福祉資金(次のいずれかに該当する者)	
		①父子家庭の父(配偶者のいない男子で現に児童を扶養している者)	
		②父子家庭の父が扶養している児童(20歳未満)	
		○寡婦福祉資金(次のいずれかに該当する者)	
		①寡婦(かつて母子家庭の母であった者)	
		②40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者	

第11 被災者生活再建支援金の支給

支援の内容	◎ 自然災害により、住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給するもの。 ◎ 支給額は、次の2つの支援金の合計額になる。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額は4分の3になる。) (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table><tr><td>全壊</td><td>大規模半壊</td></tr><tr><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr></table> (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table><tr><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借(公営住宅以外)</td></tr><tr><td>200 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr></table> ※ 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・混入（又は補修）する場合は、合計で 200 万円（又は 100 万円）	全壊	大規模半壊	100 万円	50 万円	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)	200 万円	100 万円	50 万円
全壊	大規模半壊										
100 万円	50 万円										
建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)									
200 万円	100 万円	50 万円									
対象者	◎ 住宅が全壊等（※）又は大規模半壊した世帯が対象。 (※) 下記の世帯を含む。 ・ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、共住するために必要補修費等が著しく高額となること、その他これらの準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。 ・ 噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住居が居住不能になった世帯。										

【支援金支給の仕組み】



第12 授業料の減免措置等

1	小・中学生の就学援助措置
2	高等学校授業料減免措置
3	奨学金制度の緊急採用
4	児童扶養手当等の特別措置
5	教科書の無償給与（災害救助法）

第13 その他の生活支援

1	生活関連物資の安定的な確保
2	郵政事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策

3	放送受信料の免除
4	公共料金・使用料等の特別措置 ①電気事業 ②都市ガス事業 ③水道事業 ④下水道事業 ⑤通信事業 ⑥公営住宅の使用料
5	葬祭の実施（災害救助法）

第14 市単独災害復旧事業費補助金交付

1	宅地内流入土砂除去等に係る経費	由利本荘市災害復旧救済措置要綱(平成 22 年 4 月 1 日) 宅地内流入土砂除去等に係る経費の 3 分の 1 以内で 30 万円を限度として助成金を交付する。						
2	農地・農業用施設の災害復旧に係る経費	由利本荘市農地・農業用施設単独災害復旧事業費補助金交付要綱(令和 4 年 4 月 1 日) 農地・農業用施設災害復旧に係る経費で、1 箇所あたりの補助対象事業費は 10 万円以上 40 万円未満とする。 <table><tr><td>災害区分</td><td>補助率</td></tr><tr><td>施設</td><td>1/2 以内</td></tr><tr><td>農地</td><td>1/3 以内</td></tr></table>	災害区分	補助率	施設	1/2 以内	農地	1/3 以内
災害区分	補助率							
施設	1/2 以内							
農地	1/3 以内							
3	林業の災害復旧に係る経費	由利本荘市林業単独災害復旧事業費補助金交付要綱 (令和 4 年 4 月 1 日) 林業の災害復旧に係る経費の 3 分の 1 以内で 30 万円を限度として助成金を交付する。						

第15 農地・農業用施設災害復旧事業

1

農地・農業用施設災害復旧事業

由利本荘市農地・農業用施設災害復旧事業実施要綱

(令和3年4月1日)

市が事業主体となり農地・農業用施設の災害復旧事業を実施する。1箇所

所の工事の費用が40万円以上のものをいう。

工種区分		負担割合		
		国	市	受益者
測量設計 委託料	農地		全額	
	農業用施設		全額	
工事費	農地	50%	国補助残 の50%	国補助残の 50%
	農業用施設	65%	国補助残 の80%	国補助残の 20%

第16 地震保険

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、市、県等は、その制度の普及促進に努める。

第5節 救援物資、義援金の受入れ及び配分に関する計画

実施担当	関係機関
総務部（財政課）健康福祉部（福祉支援課）	市社会福祉協議会

第1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合、県内、全国、外国から多くの義援金、救援物資が寄せられ、寄託された義援金、救援物資は、被災者にとって大きな支えとなる。

救援物資の調達・輸送のため、市及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する一次物資集積拠点（広域物資輸送拠点）や、市が開設する二次物資集積拠点（地域内輸送拠点）を経て、各指定避難所に支援物資を届けるネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

この寄託された義援金、救援物資を迅速、的確かつ公平に被災者に配分するため、受付、補完、輸送等の対応について必要事項を定める。

第2 受入れ及び配分

1 義援金、救援物資受入れの周知

義援金、救援物資の受付方法等については、ホームページ、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、受付方法等について広報・周知を図る。

なお、県、日本赤十字社秋田県支部、秋田県共同募金会においても、同様に義援金、救援物資の募集及び受付が実施されることがある。

（1）義援金

- ① 振込銀行口座（銀行名、口座番号、口座名等）
- ② 受付窓口

（2）救援物資

- ① 希望する物資、希望しない物資（需給状況に対応）を報道機関及びホームページ等で公表する。
- ② 送り先、受入れ窓口及び受入れ場所

2 義援金、救援物資の受入れ・保管

（1）義援金

- ① 一般からの受入・問い合わせ窓口を開設する。
- ② 一般からの直接受領した義援金等については、寄託者等へ現金受領書を発行し、歳入歳出外現金の災害見舞金の口座に入金し、管理する。

（2）救援物資

- ① 受入・問い合わせ窓口を開設する。

- ② 受入要員を指名する。
- ③ 輸送・保管に適した集積場所を指定し、品目別に分類し、保管管理表を作成する。
- ④ 受払簿を作成し、授受の状況を記録する。

3 義援金の配分

(1) 義援金募集（配分）委員会

義援金の配分は、原則として、次の団体により構成される義援金募集（配分）委員会を組織して行うものとする。

- ① 市町村
- ② 秋田県社会福祉協議会
- ③ 報道機関
- ④ 秋田県市長会
- ⑤ 秋田県町村会
- ⑥ 秋田県共同募金会
- ⑦ 日本赤十字社秋田県支部
- ⑧ 秋田県

(2) 配分方法

義援金は、募集期間終了後、速やかに義援金募集（配分）委員会において協議の上、被災市町村に適正に配分する。

4 救援物資の配分

自己調達物資、応援要請物資等を調整し、救援物資の効果的な配分を行う。

5 義援金の配分に関する公表

義援金収納額及びその配分先等について、報道機関等を通じて公表する。

第6節 財政負担に関する計画

実施担当	関係機関
総務部（財政課）	

第1 計画の方針

災害予防、災害応急対策、災害復旧等における防災行政の実施は、関係機関等のすべてが、それぞれの立場において分任するものであり、当然それに要する費用はそれぞれの実施機関が負担する。しかし、大規模な災害が生じた場合、市の通常の歳入では十分な対応ができない事態も生じることから、法令の規定に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずる。

第2 費用の負担範囲

1 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令の特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担する。

区分	法令の名称	関係条項
法令に特別の定めがある費用の負担	1 災害救助法	第18条
	2 水防法	第43条
	3 災害対策基本法	第94条、第95条
	4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第58条、第59条

2 応援に要した費用

実施責任者が他の地方公共団体等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は実施責任者である市長が負担する。しかし、一時繰替え支弁を求めることができる。

3 知事の指示に基づいて市が実施した費用

知事の指示に基づいて市が実施した応急措置のため要した費用及び応援のために要した費用のうちで指示、又は応援を受けた市に負担させることが困難、又は不適当なもので災害対策基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部、又は全部を負担する。

4 国の負担又は補助範囲

（1）災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用は、法令に定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部、又は一部を負担し、又は補助する。

（2）特定災害対策本部長、非常災害対策本部長又は緊急対策本部長の指示に基づく応急措置に要する

費用

特定災害対策本部長、非常災害対策本部長又は緊急対策本部長の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用のうちで、市に負担させることが不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。

(3) 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は、予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し又は補助する。

(4) 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

政府は、激甚災害法に基づき国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしている。

激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への保証の特例等、特別の財政助成措置が講じられる。

第3 起債の特例

次に掲げる場合においては、災害対策基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、激甚災害の発生した日の属する年度に限り、地方財政法第5条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

- ・ 市民税、使用料、手数料、その他の徴収金で総務省令で定められるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合
- ・ 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で市の負担に属するものの財源とする場合

第4 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、市の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

第7節 激甚災害の指定に関する計画

実施担当	関係機関
総務部（危機管理課）健康福祉部 建設部 産業振興部	

第1 計画の方針

激甚災害の指定対象となる甚大な災害が発生した場合には、市及び県は被害の状況を速やかに調査・把握し、早期に激甚災害の指定を受け、円滑・迅速な復旧を行う。

第2 激甚災害の指定促進

1 激甚災害に関する調査

知事は市の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると判断される事業について、関係各部局に必要な調査を行わせる。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

関係各部局は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

2 災害復旧事業計画

各機関は、被災施設の復旧事業計画又は査定計画を速やかに作成し、復旧事業が適期に実施できるよう努める。また、復旧事業計画の樹立にあたっては、関係機関が十分連絡調整を図って、災害の原因、災害地の状況及び社会経済的影響を検討し、災害の再発防止を図る。

なお、がれき等の処理にあたっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため、関係法令を考慮のうえ適切な措置を講ずる。

第3 激甚災害に対する財政支援措置

1 激甚災害法に基づく主要な適用措置（激甚災害指定基準による指定：本激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が選択して適用される。

（1）公共土木施設災害復旧事業等（※）に関する特別の財政援助（激甚災害法第2章：第3条、第4条）

※公共土木施設、公立学校、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、災害関連事業、堆積土砂排除事業等

（2）農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（同第5条）
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（同第6条）
- ③ 天災融資法の特例（同第8条）
- ④ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（同第10条）
- ⑤ 共同利用小型漁船の建造費の補助（同第11条）

⑥ 森林災害復旧事業に対する補助（同第11条の2）

（3）中小企業に関する特別の助成

中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（同第12条）

（4）その他の特別の財政援助及び助成

① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（同第16条）

② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（同第17条）

③ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（同第22条）

④ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（同第24条）

2 局地激甚災害指定により適用される措置（局地激甚災害指定基準による指定：局激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が選択して適用される。

（1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（同第2章：第3条、第4条）

（2）農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（同第5条）

（3）農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（同第6条）

（4）森林災害復旧事業に対する補助（同第11条の2）

（5）中小企業に関する特別の助成（同第12条）

（6）小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（同第24条）

第4 復旧事業の促進

被災施設の被害程度、緊急の度合いに応じて、公共土木施設災害復旧費公庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずるとともに、復旧工事が迅速に実施できるよう努める。

また、復旧事業の決定したものについては、緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、事業実施期間の短縮に努める。